

サファヴィー朝祖廟と 廟不動産目録

財の運営から見るイスラーム聖者廟

渡部良子 責任編集

JOURNAL OF ASIAN AND AFRICAN STUDIES
SUPPLEMENT

No.01

アジア・アフリカ言語文化研究
別冊



サファヴィー朝祖廟と 廟不動産目録

財の運営から見るイスラーム聖者廟

渡部良子 責任編集

JOURNAL OF ASIAN AND AFRICAN STUDIES
SUPPLEMENT

No.01

アジア・アフリカ言語文化研究
別冊

発刊によせて

アジア・アフリカに関する言語や文化の研究成果を掲載する学術雑誌として、1968年以來刊行を続けてきた『アジア・アフリカ言語文化研究』（以下、『ジャーナル』）に、このたび新しく「別冊」シリーズを加えることとなった。

創立以來、多くの共同研究を展開してきたアジア・アフリカ言語文化研究所（AA研）では、独自の出版制度を運用し、共同研究の成果を書籍の形で刊行してきた。その点数は膨大な数にのぼり、幸いにもこれまで多くの研究者に利用されてきた。しかし近年は、オープンアクセス化が世界的に進展し、オンラインにある論文ほど多く読まれる時代となっている。またこれと並行して、外部の出版社を通じて、より広く読まれる形に編集し、出版する成果も増えており、人文系の研究者の成果公刊の選択肢は多様化していると言えよう。

一方で、アジア・アフリカの言語や文化を対象とした人文系の研究の場合、挑戦的な共同研究に取り組んでいるほど、発表する媒体や雑誌に限られているのが実情であり、それゆえに成果の迅速な公刊がかなわない場合もある。雑誌に掲載されたとしても、一つの雑誌に共同研究者の論文がまとまって掲載されることは難しい。

AA研ではこうした状況に対応し、共同研究の成果を、オープンアクセス誌という手に取りやすい形で、しかも共同研究としてよりまとまった形で公刊できるよう、専用の学術雑誌を立ち上げた。形式としては、多くの研究者に親しまれてきた『ジャーナル』に則った査読誌とし、その「別冊」という位置づけとし、共同研究ごとに特集号を組むことができるという形をとる。AA研で実施されている共同利用・共同研究課題の成果公刊を眼目としているが、それ以外の共同研究の成果公刊にも利用できる。

本誌が活用され、アジア・アフリカの研究が一層発展することを願ってやまない。

アジア・アフリカ言語文化研究所長
星 泉

はしがき

本論集は、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所 2018–2020 年度共同利用・共同研究課題「イスラーム聖者廟の財産管理に関する史料学的研究：イラン・サファヴィー朝祖廟を事例として」の成果であり、近世イラン社会の基礎を築いたサファヴィー朝（1501–1736）の起源であるタリーカ（スーフィー教団）・サファヴィー教団の名祖シャイフ・サフィー・アッディーン Shaykh Ṣafi al-Dīn Ishāq Ardabili（1334 没）の聖者廟（以下、サフィー廟）の盛衰をめぐる政治・社会・文化史を、その財産管理システムに焦点をあて再検討することを目指したものである。

本共同研究は、イスラーム圏における聖者廟の財政基盤の維持・管理システムに関わる史料から、政治・社会・文化・経済の多様な歴史情報を読み解くという目標を設定し始動した。西アジア、また広くアフリカから東アジアに至るイスラーム圏の歴史と社会における聖者（ワリー wali）の墓、聖者廟の役割は、重要な研究テーマの一つとされてきた。教会組織や列聖制度を持たないイスラームにおける聖者とは、歴史的偉人やイスラーム以前の神話的人物など、様々な経緯で聖なる存在として社会の尊崇を勝ち得た人々を指すが、8 世紀末以降のスーフィズム（イスラーム神秘主義）の登場とタリーカ（スーフィー教団）の発展以降はタリーカ名祖のスーフィー聖者が、また第 4 代カリフ・アリー（661 没）とその直系子孫をイマーム（imām, 指導者）と仰ぐ少数派シーア派の社会では歴代イマームとその係累が特別な尊崇の対象とされ、その墓廟は人々の参詣の場として社会に大きな存在感を持ってきた。このような聖者廟はまた、しばしばワクフ（寄進）により多数の財を集積したことで知られている。聖者廟はその活動を支える財をいかにして管理・保全したのか。政治権力による庇護や地域社会との関係、様々な法・社会制度・慣行と密接に関わっていたであろう聖者廟の財産管理制度は、廟を取りまく地域・時代の行財政・法・経済制度などの変遷を知る有効な手がかりとなるのではないか。これが本共同研究の出発点となる問題関心であった。

地域の歴史との密接な関わりにおける聖者廟財産管理システムの形成・発展を考察するうえで、注目すべき地域がイランである。16–18 世紀のシーア派王朝サファヴィー朝時代、十二イマーム・シーア派が根付いたイランでは、東北部マシュハドの第 8 代イマーム、アリー・レザーのレザー廟をはじめ、現代シーア派教学の中心地コムファーテメ・マアスーム廟、首都テヘランのシャー・アブドゥルアズィーム廟、シーラーズのシャー・チェラグ廟などのイマームザーデ（imāmzāda, イマームの係累の墓廟）が、信仰・文化の拠点として今日でも大きな重要性を持つ。本論集でも紹介されていくが、これらのシーア派聖者廟が歴史の中で築いてきた財とその管理システムは、廟に伝世されたワクフ設定文書をはじめとする財産管理関連史料により伝えられ、聖者廟を中心とした政治・社会・経済の多様な営みを解明する手がかりとなることを、近年の研究は明らかにしつつある。

このようなイランの聖者廟のうちでも、独自の歴史的 중요性と史料的価値で異彩を放つのが、イラン北西部アルダビール（現アルダビール州州都）のサファヴィー教団名祖廟サフィー廟である。13 世紀末～14 世紀に成立・発展し、15 世紀の動乱の中でシーア派を採用して 16 世紀初にサファヴィー朝を樹立するに至ったサファヴィー教団は、イラン史の展開に大きな影響を与えたタリーカである。その名祖シャイフ・サフィーの廟は、有力タリーカ廟として発展したのち、サファヴィー朝王家祖廟としての繁栄を享受し、そして同朝滅亡後の政治的混乱の中、

地方聖者廟へ衰退するという、大きな変転の歴史を経験してきた。そしてその中で、古くは12世紀から19世紀までの長期にわたる文書・不動産目録・財務記録などの財産関連史料を伝世してきた。中世から近世、近代に至るイラン高原の政治・社会変容を反映し、またイランおよび西アジア社会における聖者廟の財産管理システムの長期的な形成・発展を解明する稀有な事例となるサフィー廟財産管理関連史料であるが、現在、その大部分（特に文書史料・財務記録史料）はまだ広く研究者の閲覧・利用に開かれた状態にはなっておらず、研究環境を準備するための内外の研究者の努力が必要とされている（詳しくは本論集「解題」を参照）。サフィー廟財産管理関連史料の研究基盤作りは、イラン史研究、またイスラーム聖者廟に着目した西アジア社会・文化・経済史研究の重要な課題といえる。

本共同研究は、このような問題意識のもと、サファヴィー朝時代初期に成立した不動産目録(ṣarīḥ al-milk)の再検討に取り組んだ。サフィー廟史料群の中でも古くから知られ、廟の財産集積を示す史料として研究に利用されてきた不動産目録であるが、その中に廟の財産管理システムの形成・変容の歴史はどのように反映しているのか、廟の財産保全・管理制度という観点からの分析は不十分であったといえる。そこで本共同研究では、中世から近代、サファヴィー教団の成立からサファヴィー朝滅亡後までのイラン史・スーフィズム・文書研究・ワクフ制度研究の専門家が共同し、16世紀に編纂されたアブディー・ベグ‘Abdī Beg版不動産目録を再読するとともに、サファヴィー朝勃興以前から滅亡後までのサフィー廟の財産管理の長期的な変動を再構成する手がかりを、多様な史料に基づき多角的に探っていくことを試みた。その結果、不動産目録とサフィー廟の財産管理制度に関する新たな研究のみならず、関連新出史料に基づくサファヴィー教団およびサフィー廟とともに発展した都市アルダビールの歴史、さらにはイランの他聖者廟との比較研究など、多様な研究が可能になることが明らかになった。本論集は、その成果が結実したものである。

本論集は、中心的史料となるサフィー廟最初の不動産目録アブディー・ベグ版不動産目録とそれに基づくサフィー廟史研究の研究史を説明する「解題」を序とし、不動産目録および聖者廟財産管理関連史料の新たな研究可能性を追求する第1部史料研究の5論文と、不動産目録を一つの軸として、サフィー廟およびサファヴィー教団・サファヴィー朝の歴史に多様な視点から新知見をもたらす第2部歴史研究5論文の、10論文からなる。

第1部第1論文・後藤論文は、不動産目録編者アブディー・ベグの経歴・著作活動と当時のサファヴィー朝宮廷の文化・思想状況から、不動産目録が持つ文化史史料としての側面に光を当てる。第2の渡部論文は、もっぱらサフィー廟の財の蓄積の情報源として読まれてきた不動産目録が、サファヴィー朝の廟財産管理制度の中でどのように利用・保管されてきた目録だったのか、現存3写本の作成・利用・保管の経緯を写本余白書き込みから再構成することを試みる。財の獲得に関する不動産目録のテキストの再検討に当たったのが、第3・高木論文である。目録中の最古層の財である14世紀初シャイフ・サフィーのワクフに関する記述の矛盾を文書史料との照合により解明し、財の来歴情報が錯綜した不動産目録のテキストの複雑さを示した。第4・阿部論文は、サファヴィー朝滅亡後、衰退期のサフィー廟で、サファヴィー朝期不動産目録に基づき編纂された19世紀改訂版不動産目録の分析である。これまで本格的に研究されてこなかった改訂版写本の検討により、サフィー廟の財とその管理の長期的な変容の実態が示されるとともに、その中で不動産目録がどのような役割を担ったかにも光が当てられている。第5・杉山隆一論文は、サフィー廟と同じくサファヴィー朝期に大きな発展を遂げたイラン最大のシーア派聖者廟、レザー廟の18-20世紀カージャール朝時代の財産管理・運営関連史料

の情報を整理する。その多様な財産管理史料群の形成は、聖者廟財産管理制度研究により広い比較の視座を与えるだろう。

第2部は、サファヴィー教団時代からサファヴィー朝期のサフィー廟に関わる歴史研究の新たな成果を示す。第1論文から第3論文は、14世紀末ティムール朝時代から15世紀トルコマン王朝時代、16世紀サファヴィー朝成立期にかけてのサファヴィー教団・サファヴィー家に関する新研究となる。第1論文・杉山雅樹論文は、第3代教団長ハージャ・アリーに対するティムールのワクフの偽文書を再検討し、アブディー・ベグ版不動産目録写本にも収録されるに至ったサファヴィー朝でのその受容の意味を論じる。第2・矢島論文は、新出史料『ハヤルティー史』に基づく、サファヴィー教団の歴史的転換期である第5代教主ジュナイド時代についての新研究である。第3・小野論文は、不動産目録写本に書き込まれたサファヴィー朝創始者シャー・イスマーイールの勅令写しから、サファヴィー朝初期の勅令形式と王権表象の特徴を文書形式学の研究蓄積に基づき論じる。

第4・5論文は、サファヴィー朝時代のサフィー廟についての新研究である。近藤論文は、これまで十分に明らかにされてこなかったサファヴィー朝期のサフィー廟ワクフ管財人の経歴・職務の詳細な分析を通し、サフィー廟のワクフ財産管理制度の形成を、他のイマーム廟・イマームザーデとも比較しつつ論じる。本共同研究の主題である聖者廟財産管理制度研究としてもたらされた成果である。第5・守川論文は、サフィー廟を擁する都市アルダビールそのものに光を当てる。16世紀の不動産目録・『ハヤルティー史』・17世紀ヨーロッパ人旅行記に基づき、教団の聖者廟から王家の聖廟へと変化したサフィー廟と聖都アルダビールがサファヴィー朝イランにおいて持った独自の地位が活写される。

このように、本論集は、イスラーム聖者廟の政治・社会・文化・経済史研究にイラン史研究から有用な方法論・事例研究を提供するとともに、サファヴィー教団・サファヴィー朝の歴史研究にも新たな成果をもたらした、イスラーム聖者廟研究の領域でもイラン史研究においても、広く長い参照に耐える研究となったと考える。不動産目録と貴重なサフィー廟史料群の保管・保護に尽力しているイラン国立博物館、国立図書館に改めて深く感謝するとともに、本論集がサフィー廟史料研究の今後の進展のためのささやかな寄与たりえることを願っている。

本共同研究は、今後、2021年度に開始される「イスラーム聖者廟の財産管理に関する史料学的研究(2)」において、将来のサフィー廟財産管理史料の研究基盤となる不動産目録データ集成の編纂に取り組むとともに、サフィー廟をはじめとするイランの聖者廟の運営・財産管理システムの研究を、他地域との比較の中でさらに発展させていく予定である。本共同研究の実施と成果刊行の機会を与えて下さったAA研に、心より御礼申し上げたい。

CONTENTS

i 発刊によせて

ii はしがき

viii 凡例

解題 アブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録

3 **A Bibliographical Introduction to ‘Abdī Beg’s *Ṣarīḥ al-Milk***
WATABE, Ryoko

解題：アブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録
 渡部 良子

第1部 サフィー廟不動産目録とイランにおける聖者廟財産管理史料

21 **A Poetic Bureaucrat, ‘Abdī Beg, and his Works:**
The Intention for Compiling the *Ṣarīḥ al-Milk*
Goto, Yukako

サファヴィー朝前期の文人官僚アブディー・ベグとその著作
 不動産目録編纂の意図
 後藤裕加子

39 **The Production and Management of Copies of ‘Abdī Beg’s**
Ṣarīḥ al-Milk

A Preliminary Analysis of the Title Page and Marginal Notes
 of its Three Extant Manuscripts

WATABE, Ryoko

アブディー・ベグ版不動産目録写本の作成と管理
 伝世3写本の扉・余白書込みの基礎的分析に基づく考察
 渡部 良子

- 65 **Tracing the History of Barūr, the Ardabil Shrine's Former Waqf Village**
 TAKAGI, Sanae
 サフィー廟不動産目録に見える最古層物件バルール村の来歴
 廟伝来の14世紀命令書との照合を通して
 高木 小苗
- 91 **Succeeding the *Ṣarīḥ al-Milks* at the Safavid Shrine: A 19th Century Synopsized Version of the Shrine's Real Estate Inventory**
 ABE, Naofumi
 継承されるサフィー廟不動産目録
 不動産目録19世紀要約版の成立背景
 阿部 尚史
- 111 **Waqf-related Sources on the Imām Rizā Shrine during the Qajarid Period**
 SUGIYAMA, Ryuichi
 カージャール朝期作成のイマーム・レザー廟に関するワクフ関連史料をめぐって
 杉山 隆一
-
- 第2部 教団の聖地から王朝の祖廟へ 歴史の中のサフィー廟
- 131 **Re-examination of *The Waqf Deeds of Tīmūr***
 SUGIYAMA, Masaki
 『ティムールのワクフ文書』再考
 杉山 雅樹
- 167 **Junayd in the *Tārīkh-i Ḥayātī***
 YAJIMA, Yoichi
 『ハヤーティー史』におけるジュナイド
 矢島 洋一
- 181 **Commentaries on An Edict of Shāh Ismā'īl Copied in *Ṣarīḥ al-Milk***
 ONO, Hiroshi
 アブディー・ベグ版不動産目録17-18世紀写本欄外に転記されたシャー・イスマーイールのファルマーン
 小野 浩

- 197 **Waqf Administrators and Properties of the Ardabil Shrine during the Safavid Period**
KONDO, Nobuaki
サファヴィー朝期シャイフ・サフィー廟の管財人とワクフ財
近藤 信彰
- 213 **The Holy City of Ardabil and the Shrine of Shaykh Ṣafī al-Dīn under the Safavids**
MORIKAWA, Tomoko
聖都アルダビールとサファヴィー朝下のサフィー廟
守川 知子
- 231 サフィー廟年表
- 233 執筆者／CONTRIBUTORS

凡例

1. アラビア文字のラテン文字転写

・近世ペルシア語のアラビア文字アルファベットのラテン文字転写の方法は、*International Journal of Middle East Studies* (IJMES) 転写法に一部変更を加えて用いる。

b, p, t, th, j, ch, ḥ, kh, d, z, r, z, zh, s, sh, ṣ, ž, ṭ, z, ʻ, gh, f, q, k, g, l, m, n, v, h, y, ʻ
短母音は a, i, u, 長母音は ā, ī, ū で統一し、二重母音は, aw, ay で示す。

アラビア語語彙語末のター・マルブータは原則的に省略する。

- ・アラビア語は IJMES のアラビア語ラテン文字転写法を用いる。
- ・アラビア文字テュルク語 (チャガタイ語・オスマン語) の転写法は、それぞれの言語の方法を用いる (参考: 日本イスラム協会監修『新イスラム事典』平凡社, 2002 年「転写・表記」)。

2. 年号

- ・ヒジュラ暦と西暦の対応は、「ヒジュラ暦/西暦」で示す。
- ・ヒジュラ暦の月名は、『新イスラム事典』[566]に従う。
- ・サファヴィー朝の公式の暦となったトルコ暦 (十二支暦) も、必要に応じヒジュラ暦・西暦とともに示される。

3. 固有名詞・用語のカナ表記

・アラビア語・ペルシア語用語のカナ表記は、『新イスラム事典』のカナ表記方法および日本の学界の慣例の方法に従っている。

・サファヴィー教団教団長・サファヴィー朝歴代君主の名のラテン文字転写・在位年間は本論集末尾の「サフィー廟年表」に示し、各論文では必要ない限り特に示していない。

・西アジア・イスラーム史の主要王朝の君主名は、慣用的なカナ表記のみで示す。それ以外の人名には、原則として本文中または図表中で原語ラテン文字転写を付してある。

・用語には原語ラテン文字転写を付すが、イスラーム史・西アジア史研究の基本的用語 (カーディー、ワクフ、シャリーア文書など) は慣用的表記をそのまま用い、原語は付さない。

・地名は、日本で慣用的な表記がある場合、それを用いる (イラン、アゼルバイジャン、イスファハーンなど)。それ以外の地名は原語ラテン文字転写または『新イスラム事典』カナ表記方法に則ったカナ表記で示す。ただしシャイフ・サフィー廟と深い関わりを持ったアルダビール周辺・アゼルバイジャン地方の地名には、現地名との関連づけを容易にするため現代ペルシア語発音を採用したものもある。なお、本論集に登場する「アゼルバイジャン」の地名は、現在のアゼルバイジャン共和国またはイラン・イスラーム共和国の東西アールザルバーイジャン州ではなく、イラン北西部に広がる歴史的アゼルバイジャン地域を指す。

4. 典拠の表示

・各論文の典拠の表示は AA 研ジャーナル別冊の方法に従っている。

・クルアーンの章節の引用は、(Q4-53)=第4章53節 と示す。

・サフィー廟不動産目録写本

本論集ではサファヴィー朝時代にシャイフ・サフィー廟のために編纂された2種の不動産

目録, アブディー・ベグ版不動産目録 (16 世紀) とスイパーハーニー版不動産目録 (17 世紀) のイラン国立図書館・イラン国立図書館に所蔵される 5 写本が登場する。それぞれの略称とフォリオ番号の表記は, 以下のとおりである:

アブディー・ベグ版不動産目録 (3 写本): [*Abdī*] または [*Ṣarīḥ al-Milk*]

Abdī I: イラン国立博物館写本 3718

現在の写本には 3 種類のナンバリングがあるが, フォリオ裏面 [verso = b] 右上隅に記載されたフォリオ番号を用いる。ただしナンバリング誤記があり, fol.124b (画像 134) の次, 125 が無く fol. 126b (画像 135) に飛んでいる。本論集では記載された番号をそのまま用いる。また乱丁で第 2 部に紛れ込んでいる「施しの食事 (āsh-i ḥalāl)」4 フォリオは記載フォリオ番号が確認できないため, 独立して [1b-4b] と数える。

Abdī II: イラン国立博物館写本 3719

フォリオ裏面 [verso = b] 右上隅にフォリオ番号があるが磨滅して極めて確認しづらいため, フォリオ表面 [recto = a] 左上隅に記載されたページ番号を用いる。

Abdī III: イラン国立図書館写本 2734

各ページの上部左右 (フォリオ裏面で右, 面面で左) に付されたページ番号を用いる。各ページで旧番号が抹消された上に新番号がふられているが, 新番号を用いる。

スイパーハーニー版不動産目録: [*Ṣipāhānī*]

Ṣipāhānī I: イラン国立博物館写本 3703

フォリオ表面左上隅にページ番号, フォリオ表裏の下角 (表面 = 左下隅, 裏面 = 右下隅) にフォリオ番号がある。フォリオ番号を用いる。落丁がありフォリオ番号が fol.116b のあと fol.120a に飛んでいるが, 記載フォリオ番号をそのまま用いる。

Ṣipāhānī II: イラン国立博物館写本 4324

フォリオ表面左上隅にページ番号, 裏面右上隅にフォリオ番号がある。フォリオ番号を用いる。

• 略号

その他, 本論集で用いられる略号は以下の通りである。

*EP*² = *Encyclopaedia of Islam, the Second Edition*

*EP*³ = *Encyclopaedia of Islam, THREE*

EIr = *Encyclopaedia Iranica*

解題

アブディー・ベグ版サフイー廟不動産目録

解題：アブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録

渡部 良子

A Bibliographical Introduction to ‘Abdī Beg’s *Ṣarīḥ al-Milk*

WATABE, Ryoko

This paper provides a basic introduction to ‘Abdī Beg’s *Ṣarīḥ al-Milk*, an important source for historical research on the property management of the Shrine of Shaykh Ṣafī, focusing on its structure and method of compilation.

Located in Ardabil, a local city in the Azerbaijan region in the early 14th century, the shrine of Sufī saint Shaykh Ṣafī al-Dīn Ishāq Ardabilī (d. 1334) developed as the center of the Safavid Sufī order and then as a royal mausoleum after the establishment of the Safavid dynasty (1501–1736). Over a long period from its establishment, prosperity to decline after the fall of the Safavids, various historical materials have been produced concerning its acquisition and management of waqf endowments. Among these, *Ṣarīḥ al-Milk*, the first comprehensive inventory of the Shrine’s endowments, compiled by ‘Abdī Beg Shīrāzī during the reign of the second Safavid monarch Shāh Ṭahmāsb in the late 16th century, is the most famous source on the development of the Shrine’s property in the earliest period.

Ṣarīḥ al-milk is a type of legal document that contains copies of deeds relating to real estate widely used from the 14th century as a means of asserting ownership. However, among the vast number of endowments acquired by the Shrine from the 14th to the 16th century, there were many properties for which no complete legal evidence remained. Therefore, after investigating the legal documents stored in the Shrine, ‘Abdī Beg compiled his *Ṣarīḥ al-Milk* in a special way to claim the legal validity of the Shrine’s endowments.

‘Abdī Beg’s *Ṣarīḥ al-Milk* has been valued by scholars as a historical source regarding the acquisition and increase of waqf endowments of the Shrine of Shaykh Ṣafī. However, *Ṣarīḥ al-Milk*, which played an important role in defending the legal rights of the Shrine’s properties throughout its long history, is expected to repay close study from a variety of perspectives.

Keywords: Shrine of Shaykh Ṣafī, *Ṣarīḥ al-Milk* (inventory of real estate), waqf, legal documents, Safavid dynasty

キーワード： シャイフ・サフィー廟、不動産目録、ワクフ、法文書、サファヴィー朝



はじめに

1. サフィー廟財産管理史料群とその研究
2. アブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録の構成
3. アブディー版不動産目録の不動産物件項

はじめに

本解題は、本論集の中心的史料となる、サフィー廟の最初の総合的不動産目録アブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録（以下、アブディー版不動産目録、または不動産目録と呼ぶ）がいかなる史料なのかを解説する。史料としてのアブディー版不動産目録は、1970年代、オバン、モートンにより本格的に紹介・利用されて以来 [Morton 1974-75; Aubin 1976-77]、サフィー廟史研究の主要史料として用いられてきた。しかしどのような構成・方法で編纂されたのか、その形式的特徴が十分知られているとは言い難い。そこで本稿では、サフィー廟の財産管理史料群とその研究史の問題点、その中でのアブディー版不動産目録の再検討の意義を示した上で、アブディー版不動産目録の構成と不動産物件の記述方法を検討し、そこにサフィー廟の財の形成の歴史にも関わるどのような特徴が見て取れるのかを示すこととしたい。

1. サフィー廟財産管理史料群とその研究

まず、サフィー廟はその歴史の中でどのような廟財産管理関連史料を生み出し、それに基づきどのような研究が行われてきたのか、その全体像を捉えるところから始めたい。サフィー廟の歴史は、サファヴィー教団名祖シャイフ・サフィー・アッディーン Shaykh Ṣafī al-Dīn Iṣḥāq Ardabili (1334 没) がイラン北西部アゼルバイジャン地域の都市アル

目記述方法

4. アブディー版不動産目録におけるシャイフ・サフィーのワクフ
おわりに

ダビールに設立した修行場 (zāviya) に始まる。ギーラーンのタリーカ、ザーヒディー教団のシャイフ・ザーヒド Shaykh Zāhid, Tāj al-Dīn Ibrāhīm Sanjānī (1301 没) に師事し、その後継者となったシャイフ・サフィーは、故郷アルダビールに自らの教団、サファヴィー教団を興した。モンゴル政権イルハーン朝 (1256-1335 以後解体) 支配層を含む広範な帰依を得たサフィーは、修行場のために多数の不動産を獲得し、1334年に没した後、その修行場に埋葬された。以後修行場はサファヴィー教団の活動の核となる名祖の聖廟となり、サフィー廟がここに成立する。サフィー没後、アゼルバイジャン地域はイルハーン朝解体に伴う政治的分裂期を迎えるが、サフィーの子の第2代教団長サドル・アッディーン・ムーサー Ṣadr al-Dīn Mūsā (在位 1334-91) は、チューバーン家やジャラーイル朝 (ca. 1336-1411) などアゼルバイジャンの覇権を握ったモンゴル系政治権力の庇護も得て、57年の在位期間を通し教団をさらに発展させた (本論集高木論文参照)。購入・ワクフ・贈与などにより獲得された不動産の権利関係の法文書、政治権力者から授与された行政文書は廟に保管され、最終的に12世紀~19世紀の800点を超える古文書史料群、アルダビール文書 (Ardabil documents)¹⁾ が形成されることとなる。

15世紀、サファヴィー教団は教団長位後継問題の中でグラート (極端) 的シーア派を採用し、教団に帰依したトルコマーン遊牧集団から組織されたキジルバシュ軍団という軍

1) アルダビール文書の来歴及びその研究史については、阿部尚史 [2020: 136-137] による紹介が最新のものである。

事力を獲得することにより、アク・コユンル朝 (ca. 1378–1508) とも競合する政治勢力へ変容していった (この経緯については、矢島論文参照)。そして 1501 年、アク・コユンル朝を破り首都タブリーズを征服した第 8 代教団長イスマーイール (シャー・イスマーイール) により、シーア派王朝サファヴィー朝が樹立されたのである。

王朝祖廟となったサフィー廟は、マシュハドの第 8 代イマーム・レザー廟、コムのマアスーメ廟などイラン高原の主要なシーア派聖廟とともに、特別な庇護・管理の対象に位置づけられることとなった²⁾。シャー・イスマーイール没後の混乱を收拾し、サファヴィー朝の統治基盤を築いた第 2 代君主シャー・タフマースプは、廟に属する不動産の総合的目録の編纂を文人官僚アブディー・ベグに命じる (この編纂経緯については、後藤論文参照)。これにより成立したのが、アブディー版不動産目録 (977/1570 完成) である。その後サファヴィー朝最盛期の第 5 代君主シャー・アッパース時代にも、当時の廟管財人シャイフ・シャリーフ・ベグ Sharif Beg Ṭālish Zāhidī (在任 1616–32) 時代に購入・ワクフされた不動産物件を官僚スィパーハーニー Muḥammad Ṭāhir Iṣfahānī (Ṣipāhānī, 1701 没) が目録化したスィパーハーニー版不動産目録 (1038/1628 完成) が編纂されている (2 写本が現存 [Ṣipāhānī I, II])。本論集近藤論文で詳しく論じられるが、この 2 不動産目録の収録物件はアッパース期以降のサフィー廟ワクフ財管理において旧部門 (sarkār-i qadīmī) と称された管理部門の下に置かれることとなった不動産であり、サファヴィー朝時代サフィー廟に属した財の全体を伝えるものではないことに、留意する必要がある。

18 世紀、サファヴィー朝は衰退に向かう。1722 年アフガン族の侵攻により首都イス

ファハーンが征服されると、その混乱に乗じオスマン朝がアゼルバイジャン地域を占領し (1725–30)、アルダビールも一時占領下に置かれる。この時作成された 1140/1728 年付征服地租税台帳 (tehrīr defteri, 首相府オスマン文書館 TD 896) は、サファヴィー朝末期のサフィー廟ワクフ物件の状況を伝える重要史料である [Bilgili 2009]。1736 年サファヴィー朝が滅亡すると、サフィー廟も衰退の道をたどる。サファヴィー朝末期から滅亡後のサフィー廟の財産管理については、アルダビール文書とともに発見され現在イラン国立博物館に保管されている 1101–1195/1689–1781 年の廟財務記録 (fard) 数千枚があるが [Shaykh al-Ḥukamāyī 1387Kh-b]、本稿執筆現在まだ目録化・研究は行われておらず、その内容は詳になっていない。アフシャル朝 (1736–96) からカージャール朝 (1796–1925) 時代、サフィー廟は一地方の聖者廟として存続する道を歩むこととなる。第二次イラン=ロシア戦争期 (1826–28) におけるロシア軍によるアルダビール占領時 (1828) には略奪に晒され、多数の写本がサンクトペテルブルクへ持ち去られた。混乱と打撃を受けながらも存続したサフィー廟では、1885 年頃、再び不動産目録が編纂されている (阿部論文参照)。20 世紀、ガージャール朝が倒れパフラヴィー朝 (1925–1979) が成立した直後の 1926 年、文化省・財務省によるサフィー廟の所蔵物調査が実施された [Khalkhālī 1305Kh]。以後、サフィー廟の聖者廟としての歴史は終わりに向かい、イランの歴史文化遺産としての新たな生を歩み始めることとなる。

このように、中世から近代まで、イラン高原社会の歴史の展開とともに変化してきたサフィー廟の歴史は、廟の存続の基盤となる財の管理に関わる多様な史料を長期にわたり生み出し、イラン史の重要な転機である

2) サファヴィー朝期にシーア派政権による庇護政策と莫大な財の管理・運用体制が発展したイマーム・レザー廟については、Morikawa and Werner [2017] および本論集杉山隆一論文を参照。

サファヴィー朝を生み出すに至ったサファヴィー教団の発展の歴史を解明することを可能にした。サフィー廟財産管理史料の本格的な利用は、アブディー版不動産目録に基づきサファヴィー朝初期のサフィー廟を再構成したモートン [Morton 1974-75]、同じく不動産目録とアルダビール文書により 14 世紀モンゴル支配期の教団と政治権力・地方社会の関係を緻密に再構成し、サファヴィー教団発展の社会経済的背景を明らかにする可能性を示したオバン [Aubin 1976-77] により端緒がつけられた。その後、オバンの研究を進展させ、アブディー版不動産目録、アルダビール文書、そしてイブン・バッザーズ Ibn Bazzāz によるサフィーの聖者伝 *Ṣafwat al-Ṣafā'* (ca. 1358) に基づきサフィー、サドル時代の財の獲得からサファヴィー教団の発展の社会経済的背景および北西イランの経済諸制度を解明した Gronke の研究 [Gronke 1993] は、聖者廟の財産管理関連史料群が持つ政治・社会・経済史史料としての重要性を証明したといえるだろう。また、Gronke が利用したアルダビール文書ファクシミリは、現存する貴重な最初期の古文書史料として、イランの文書学研究に利用された (アルダビール文書の研究史についての詳細は、阿部 [2020] を参照)。サファヴィー朝期のサフィー廟については、サファヴィー朝支配層女性の廟へのワクフ・庇護活動をアブディー版、スィパーハーニー版の 2 つの不動産目録に基づき明らかにしたザリーネバフ [Zarinebaf-Shahr 1998]、また建築・美術史の視点からのサフィー廟の発展史を再構成したリズヴィの研究 [Rizvi 2000, 2011] があり、また近年の研究として、サファヴィー朝期のサフィー廟の運営制度、政治・社会・経済的役割を包括的に論じたロトフィーの研究 [Luṭfi 1395Kh] がある。

サフィー廟の財産管理史料を利用したこれ

らの先行研究は、サファヴィー教団史、サファヴィー朝史における王朝祖廟サフィー廟の重要性、そしてイスラーム社会で聖者廟の財が持ちえる政治・社会・経済との関係性について、多くの知見をもたらした。しかし、ここで 2 つの問題に留意する必要があるだろう。一つは、サフィー廟の財産管理に関わる史料には、古くからその重要性が知られる一方、アクセスが容易ではない史料が多いことである。アルダビール文書は目録化されているものの [Shaykh al-Ḥukamāyī 1387Kh-a]、まだ広く研究者の閲覧に公開される状態にはなっていない。18-19 世紀の財務記録史料は上述のようにまだ目録化されておらず、最も利用されてきた不動産目録も、学術的に信頼できる校訂が無いのである³⁾。

もう一つの問題は、財産関連史料に基づきサフィー廟の発展の歴史を明らかにした先行研究は、専ら廟の財の集積過程に注目し、その財がどのように維持・管理されたのかという問題には十分な関心が向けられてこなかったということである。これは最も利用されてきた不動産目録の情報がワクフ・不動産購入などの財の獲得に関するものであることによるが、それゆえ、サフィー廟の財産管理制度を解明する研究は、本格的になされてこなかった。本論集近藤論文に示されるように、サファヴィー朝期サフィー廟に関する包括的な研究であるロトフィーの研究も、財産管理・運営制度については十全なものとはいえない。

サフィー廟の財産管理制度とその政治・社会・経済・文化との関係を、廟の成立から王朝祖廟としての発展、近代における衰退という長期に亘る変化の中で再構成していくためには、まだ研究が行われていない史料が利用可能になる環境を整えるとともに、既知の史料についてもその性格を改めて精査し、研究可能性を再検討していく必要がある。サ

3) 2011 年、第 1 部アゼルバイジャン地方ムーガンまでの校訂が刊行されたが [‘Abdi/Hidāyati]、現存 3 写本のどの写本を用いたのかを示しておらず、学術的校訂とは言い難く、扱いに注意を要する。

フィー廟財産管理史料の中でも、不動産目録、特にサフィー廟成立期からサファヴィー朝初期までに獲得された廟の財産情報を含むアブディー版不動産目録は、未研究のアルダビール文書や財務記録史料の将来的な研究で参照される基本史料として、重要な役割を持つ。よって以下では、アブディー版不動産目録がいかなる機能・形式を持つ目録として編纂されているのかを再検討し、その史料としての特徴を明らかにしたい。

2. アブディー・ベグ版サフィー廟 不動産目録の構成

ここまでで「不動産目録」と呼んできた *ṣarīḥ al-milk* (語義は「明白な所有権」とは、少なくとも 13-14 世紀イルハーン朝時代には利用が一般化していた、売買契約文書など財の所有権に関わる文書の要約集を指す⁴⁾)。アブディーはサフィー廟不動産目録編纂にあたり、サファヴィー家成員が所有した過去の *ṣarīḥ al-milk* を情報源として用いたことを示唆しているが⁵⁾、これら初期の *ṣarīḥ al-milk* がどのような形式・構成を持つものだったのかは、不明である。しかし彼は序章で不動産目録の編纂理由を「この天空を柱とする敷居 (=サフィー廟) に属する全ての土地・不動産 (*amlāk va raqabāt*) の総合的な *ṣarīḥ al-*

milk を作成しておかねばならない、この部門の責任者たち、この多忙な財務官たちが、保管された記録・証書 (*zābiṭa va šukūk va ḥujaj*) と関連づけられるように」[*ʿAbdī I: 8a*] と述べており、別途保管された文書を写しの形で参照しやすくする機能を持つものだったと考えられるだろう。17 世紀編纂のスーパーハーニー版不動産目録は、管財人により購入された物件とワクフによる物件という 2 部構成であるが、各物件項目には売買契約文書またはワクフ文書本文の写しをほぼそのまま収録する形式をとっている。

しかし、アブディー版不動産目録は、14 世紀初のサフィー時代から 16 世紀後半のシャー・タフマースプ時代まで、約 2 世紀半にわたりサフィー廟に獲得・維持されてきた多数の不動産の情報を編纂したものであった。これらの不動産は当時廟の管理部門の台帳 (*daftar-i sarkār-i āstāna*)、および中央ディーワーン (至高なるディーワーン *divān-i aʿlā*) に保持される支出指示書 (*tūmār-i nasaq*)⁶⁾ により管理・運営されていたが、すべてに來歴を示す文書が追跡できるわけではなかった。そこでアブディーは、序章末尾 [*ʿAbdī I: 9a*] と終章冒頭 [*160b-161a*] の説明に従えば、以下のような方法で不動産目録の編集を行った。

・廟の保管庫 (*khizāna*) に保管された不

-
- 4) *Qā'im-Maqāmi* 1371Kh: 130-131; 阿部 2020: 136 n.12. 14 世紀の『集史』『書記典範』では私有権を証明する証拠として証書 (*qabāla*) 同様の効力を持ち、シャリーア法廷が管轄するものとして扱われている [*ǧāmi' al-Tavāriḥ/Rawshan*: II 1396, 1408-1409; *Dastūr al-Kātib*: II 240-241]。
- 5) アブディー版不動産目録では、サドル・アッディーンの子シハープ・アッディーン *Shihāb al-Dīn Maḥmūd* の不動産目録 [*ʿAbdī I: 47b-48a*]、シャー・イスマールの子シハープ・アッディーン *Shihāb al-Dīn Maḥmūd* の不動産目録 [*ʿAbdī I: 47b-48a*]、シャー・イスマールの不動産目録 (*ṣarīḥ al-milk-i sarkār-i šāhib-qirāni*) [*155b*]、また所有者不明の「古い不動産目録 (*ṣarīḥ al-milk-i mundarisi*)」 [*81b, 83b, 84a, 89a*] などが情報源として言及されている。またサフィーの子らに属する不動産一覧である終章の序文で、サドル・アッディーンの子らの相続人たちは「ほとんどが自ら自身のための *ṣarīḥ al-milk* を記している」として、シハープ・アッディーンのほか第 4 代教団長シャイフ・イブラーヒーム、第 5 代ジュナイドの *ṣarīḥ al-milk* に言及している [*167b-168a*] (本論集阿部論文参照)。なお、本稿では特に断らない限り、アブディー版不動産目録の現存 3 写本のうち、最も古い写本 *ʿAbdī I* を利用する。なお本研究で参照した不動産目録写本はイラン国立博物館、イラン国立図書館が所蔵する写本から撮影された画像である。ここに記して謝意を示したい。
- 6) 支出指示書 (*tūmār-i nasaq*) は聖廟管理・運営の職員に宛て発せられる総合的な業務指示書であり、支出・経費はこれに基づき執行された。不動産目録では台帳 (*daftar*) と並び廟運営に関わる主要文書として度々言及される。レザー廟の支出指示書の実例は、*Mūsavi* [*1394Kh*] 参照。

動産の権利関連の文書・証書・冊子・法文書 (asnād va qabālāt va majallāt va ḥujaj) の目録 (fihrist) を作成し、台帳・支出指示書および廟管財人の業務便覧 (dastūr al-‘amal) と照合する。購入・ワクフ・贈与など正当な来歴を裏付ける証拠文書がある物件は第1部 (ḥarf) に、台帳・支出指示書にあるが証拠文書が確認できない物件は第2部に分類する。ただしワクフの形式 (ṣiḡha-‘i vaqf) があるものは、台帳・支出指示書になくても第1部に入れる。

・廟の不動産は、証拠文書で修行場 (zāviya)・廟 (ḥaḏīra)・参詣地 (mazār)・サファヴィー家の敷居 (Āstāna-‘i Ṣafaviya)・シャイフ・サフィーまたはサドル・アッディーン修行場などの名義とされているもので、サドル・アッディーン私有地 (amlāk) とされるもの、その直系子孫の不動産目録に記録された物件は廟の不動産として収録する。それ以外のサファヴィー家成員への帰属を示す文書が現存するが相続人が特定できない物件、そしてシャー・イスマールが設定した「慈善の食事 (āsh-i ḥalāl)」の財源となる物件は区別し、「偉大なる王子たちの不動産 (raqabāt-i shāh-zāda-hā-yi ‘iḏām)」と慈善の食事の管理部門 (sarkār-i āsh-i ḥalāl) の不動産の「別の書 (risāla-‘i alā-ḥida)」を作成し、不動産目録と合冊する。

現存写本が示す不動産目録構成は、このアブディーの説明と対応している [資料1]。不動産目録本体は [1] 序章, [2] 証拠文書の有無により2部 (ḥarf) に分類された不動産目録, [3] 終章 (khātima)・終章附記 (radif-i khātima) の3部構成であり、作品終了を示すクロフォンの後に「別の書」と予告された [4] シャー・イスマールの慈善の食事の目録がある。不動産目録第1部 [2-1] の収録物件は「アゼルバイジャン」と「アゼルバイジャン以外」に、「アゼルバイジャン」は「アルダビール」と「アルダビール以外」に分類され、ワクフ対象であるサフィー

廟 (修行場 zāviya) を中心として同心円的な地理区分で目録が編纂されている (第1部冒頭に示されるサフィー廟の建築構成についての記述、および不動産物件の地理的分布については、本論集守川論文参照)。第2部 [2-2] もほぼ同じ構成をとるが、各物件項目には余白が設けられ、文書が確認でき次第、購入の日付や契約当事者の名、ワクフ条件、四囲などの情報を記入するようになっている。[3-1] 終章はサフィー廟に埋葬されたサファヴィー家成員の不動産として文書が現存する物件の目録であるが、これは「別の書」の「偉大なる王子たち」の不動産目録にあたるかと考えて良いだろう。終章に続いて付された [3-2] 終章附記には、サファヴィー家のためのワクフとされているが、ワクフ設定者名と一部の物件名が欠損で分からなくなっているワクフ物件一覧の文書 (ṭumar) の忠実な写しが収められている。

このようなアブディー版不動産目録の構成・編纂方法は、物件の帰属を証明する文書の証拠の提示という不動産目録の目的・役割を遵守しつつ、証拠文書が確認できなくてもサフィー廟の財として管理下にある不動産を無理なく包摂できるようになっていると理解することができる。また、廟および過去のサファヴィー家の権利に関する文書の証拠が残る物件の情報を可能な限り網羅的に把握・収録しておこうとする意図も見えてとることができるだろう。

3. アブディー版不動産目録の 不動産物件項目記述方法

証拠文書の追跡が困難な物件も含む不動産を目録化するための工夫は、その物件項目の記載方法にも表れている [資料2]。物件項目は【I】物件名・【II】物件の基本情報 (帰属する地区、四囲・物件面積など)・【III】証拠文書引用による来歴の説明の3要素からなる (時代を経た地名の変化や行政区の変動

により文書記載の地名に異同がある場合は、【II】に記される)。【III】は、文書本文をほぼ全文引用をしている17世紀のスピーハーニー版とは異なり、多くの場合最低限の情報(買い手・売り手・日付)の要約・抜粋であるが、本文引用を含む詳細な記述がなされる物件もあり、一律的ではない。大部分がペルシア語だが、アラビア語文書から翻訳されたものも多いと考えられる⁷⁾。

例えばほぼ同時代に廟管財人により購入・ワクフされた(a)アルダビール郡部カザーン・バライー耕地の項目の場合、買い手・売り手・金額と財源・認証を行ったカーディー・契約に立ち会った証人名が記され、「その内容は以下の通り(ba-mazmūn-i ānki)」の定型文言に続いて文書の売買契約に関する部分がほぼそのまま引用されている。サファヴィー朝の廟管財人による廟の財を用いた不動産の蒐集を示す物件である。しかし、時代を遡ると、証拠文書が揃っていない、また証拠文書の内容に矛盾があり、所有権移転に関わる証拠に時の経過とともに矛盾や混乱が生じている物件も存在する。(c)ギャルムルードのスピーハーナー村⁸⁾は、その11/12がNūrin b. Jirghār Turkistāniなるアミールにより717/1317年サフィーの修行場にワクフされ、ワクフ文書およびワクフ設定者のアミールが当該村の持ち分を購入した証書(qabāla)が引用されている。だが同時に、そのワクフの2年後の719/1319年にサフィーが2回にわたり当該村の1/4、1/12の持ち分を異なる人物から購入していることを示す文書が存在する。後者はアミール・ヌーリンのワクフと矛盾しないが、前者についてはアブディーも「この増えた分は何なのか」

と疑問を呈している。

このような文書の証拠に関する問題に対し、アブディーが採った方針は、証拠文書に矛盾・不足のある場合もそのまま示すこと、また、物件の証拠文書が「ワクフの形式(ṣiḡha-'i vaqf)」を持つことを重視することである。スピーハーナー村の来歴の矛盾を、アブディーはアミールのワクフ文書があり、また当該村がサフィーのワクフに含まれることをもって、「アミール・ヌーリンのワクフの5ダーング半に関しては強調するもの(ta'kidī)があり、残りについてはワクフの形式(ṣiḡha-'i vaqf)があった」[Abdī I: 120a]と是認している。

この、物件が「ワクフの形式」を持つことを重視する編集方針は、実はサフィー廟の主であるサフィーのワクフの位置づけにも関わっている。次に、不動産目録の中でのサフィーのワクフの扱いから、サフィー廟の初期の財の形成に関わる独自の経緯と、不動産目録の役割を考えてみよう。

4. アブディー版不動産目録における シャイフ・サフィーのワクフ

アブディー版不動産目録に収録された初期の不動産は、言うまでもなくサフィー時代の物件群である。しかし、サフィーのワクフ文書は現存しておらず、不動産目録でその典拠とされているのは、アルダビール郡部3番目の物件、アルギルAlghir村(サフィーのワクフの1つ)項目で詳細に説明されるサドル・アッディーン時代の以下の2文書に含まれる2点の物件一覧である。

(1) 761年ズー・アルカーダ月/1360年9-10

7) グロンケ [1982] によるアルダビール文書の13世紀初頭までの法文書の校訂・訳注が示すように、サドル・アッディーンのもとサフィー廟の不動産が多数獲得された14世紀頃まで法文書は、アラビア語が主流であったと考えられる。アルダビール郡部Ibrāhimābād村項目収録のサドル・アッディーンの子シハーブ・アッディーンのワクフ文書写しも、アラビア語文書のペルシア語訳(vaḡfnāmcha ki ba-fārsī tarjuma shuda)であることが注記されている [Abdī II: 98]。

8) この物件については、グロンケが詳しく考察している [Gronke 1993: 310-312]。

月にカーディー・ファドゥル・アッラー・ウバイディー Faḏl Allāh b. ‘Abd al-Raḥīm b. ‘Abd al-Raḥmān al-‘Ubaydī⁹⁾ が起草・認証した、733年シャッワール月5日/1333年6月19日、サフィーが不動産をワクフし、自身の後継の管財人としてサドル・アッディーンを指名したことを、12名の証人の証言に基づき証明する証書 (qabāla)。29件のワクフ物件一覧を含む [資料4 (A)]。

(2) アブディーが上記のワクフ物件一覧の欠損の解説のため廟保管文書を渉猟し発見した、サフィー没後3年後の737年ズー・アルヒッジャ月末日/1337年7月29日付の冊子 (majalla)。サフィーのワクフ地の収益 (irtifā‘āt-i raqabāt-i mawqūfa) の4子 (サドル, シャラフ・アッディーン Sharaf al-Dīn ‘Īsā, アラー・アッディーン ‘Alā’ al-Dīn Maṣṣūr, アブー・サイード Abū Sa‘īd) への分配を規定したもので、変更を禁じるサドル直筆の書き込みがあるという。その中に、サフィーが作成した727年ラマダーン月18日/1327年8月7日付のワクフ文書草稿 (musavvada-‘i vaqfiya) に基づくという25件のワクフ物件一覧 (B) が引用されている (うち9物件の収益が4子へ分配されることになっている)。(B) と (A) の対応は [資料4] の通りであるが、20件が一致する。

かなり詳細なアブディーの解説に基づくと、(1) はサフィーが晩年の1333年に行った (ワクフ文書が残っていない) 大規模なワクフが真実であることを証言・認証する文書であり、(2) はサフィーのワクフで、恐らくは家族ワクフとして設定された収益の分配を、サドルが兄弟たちとともに取り決めた文書と理解できる。アブディーはさらに、文書

(1) の約1年後の762年ズー・アルカーダ月24日/1361年9月25日、証書の起草者であるカーディー・ファドゥル・アッラーが、サドルの証言と、前年の証人2名の証言に関する証人7名による証言を踏まえ、サフィーのワクフ設定とサドルの管財職指名を認める判決を下したことを記録した冊子 (majalla) も引用し、物件一覧が示す不動産がサフィーのワクフであり、かつその管財職がサドルに継承されたことを強調している。

サフィーのワクフに関わるこのアルギル村項目の解説について、グロンケは、これが14世紀後半のアゼルバイジャン地域の政治的混乱の中で行われた、サドル・アッディーンによる教団とその財政基盤の再建に関わっていると捉えている。1357年、イルハーン朝滅亡後のモンゴル諸集団の政治抗争を主導したチューパーン家のアシュラフ Malik Ashraf¹⁰⁾ が殺害され、サドルがギーラーンへの亡命を余儀なくされた時期、サフィーの不動産も在地有力者らの介入に晒され散逸しかけた。アルダビールに帰還したサドルは教団の財の再建を図り、多数の不動産をサフィーのワクフとして承認させる文書 (1) を作成したのである¹¹⁾。ただし不動産目録と多数の未刊行アルダビール文書を照合したグロンケもこの文書実物を確認しておらず、シェイホルホキヤマーイーによるアルダビール文書目録にも相当する情報は見当たらないため、この文書の現存を確かめることは少なくとも現在のところは不可能である。文書的証拠を正確に扱おうとするアブディーの編集方針を踏まえれば、サフィーが晩年、4子への家族ワクフを含め多数の不動産をワクフしていたという主張には信憑性はある。しか

9) このカーディーについては Gronke [1993: 299 n.8]。サドル・アッディーン時代の不動産購入の契約にしばしば関わり、不動産目録にその名がたびたび登場する。

10) サドル・アッディーンと教団がマリク・アシュラフとその家臣から度々権利庇護の文書を受けていたことは、アルダビール文書に確認できる [Herrmann 2004: Urkunden 16, 17, 19, 21]。

11) ジャラーイル朝シャイフ・ウワイス Shaykh Uways (在位 1356–74) のタブリーズ征服後にサファヴィー教団に授与された文書については、Šayḥ al-Ḥukamā‘i・松井・渡部 [2017] 参照。

し、(A) (B) の不一致や、文書 (2) がなぜワクフ文書と内容が異なる草稿を用いたのかなど、不明瞭な点が残るのも否めない。実際、サフィーのワクフ物件一覧には、来歴情報に矛盾・混乱をはらむ物件もあったことは、本論集高木論文に論じられている。

しかしアブディーは、以後不動産目録中で一貫してこの2文書を「ワクフ文書 (vaqfiya)」（文書 (2) はしばしば「分配規定書 (qismat-nāma)）」と呼び、(A) (B) の物件のうちアブディーが特定不可能だった1物件 (B15) を除く33物件の典拠として利用している。このうち10件が他の証拠文書を持たないが、この「ワクフ文書」を根拠に第1部に収録されているのである。前節の来歴情報に矛盾を含むスィーナナク村が「ワクフの形式」があるとされたのも、このワクフ物件一覧に入っていたためであった。「ワクフの形式」の重視という編集方針は、最初期の確実な来歴の証拠がない、しかし最も権威を認められるべき名祖サフィーのワクフの正当性を確認するため、重要な意味を持っていたと考えることができるだろう。

おわりに

以上、16世紀後半、サファヴィー朝確立期に祖廟サフィー廟の総合的不動産目録として編纂されたアブディー版不動産目録について、その構成・物件項目記載方法が示す特徴を検討したが、そこには14世紀から2世紀以上にわたって形成されてきたサフィー廟の財の歴史が反映されているといえる。長期にわたり、時に政治的混乱の中で獲得・維持されてきたサフィー廟の財には、その最初の基盤を形成したサフィーのワクフを含め、来歴が不確かな物件もあった。アブディーがその不動産目録で採った独自の構成・編纂方法は、その来歴に関わる文書の残存状況も多様であった不動産を、法的証拠集としての不動産目録に包摂するための工夫であったといえ

るだろう。これにより、不動産目録に収録された不動産は、正当なサフィー廟の財として改めて位置づけられることになったのである。

1. に述べたように、サフィー廟の不動産獲得に関わる多様な文書の引用を含むアブディー版不動産目録は、タリーカ・聖者廟発展の政治的・社会経済的背景に光を当てる史料として、サファヴィー教団史、サファヴィー教団時代のイラン社会経済史、サファヴィー朝初期のサフィー廟史やワクフ制度の研究に用いられてきた。しかし、その後のサフィー廟が歴史の変化の中でその財をどのように保持していったのかを考える時、不動産目録の研究にはまだ様々な課題が残されている。サフィー廟の財産管理とその政治・社会・経済・文化との関わりを、その発展から衰退に至る長期的な変化の歴史の中で、1. に見た様々な財産管理史料に基づき、サファヴィー朝以降発展するイラン高原のシーア派聖者廟の財産管理とも比較しながら考えていくには、不動産目録の研究にも、その財の集積の情報に注目するにとどまらない、新たな視座が必要となっていこう。文書研究に基づくイラン社会の聖者廟のワクフ運営研究は近年注目すべき発展を見せており [e.g. Morikawa and Werner 2017; Kondo 2015]、貴重な多数の未研究史料を擁し、成立から衰退に至る長期的変遷の観察が可能なサフィー廟は、阿部の研究 [阿部 2020] がすでに示している通り、聖者廟財産管理・運営制度 (およびそこに反映する社会・経済・法制度) 研究の重要な事例である。本論集では、アブディー版不動産目録の多様な研究可能性を引き出し、サフィー廟史研究の今後の更なる研究課題を提示する、10の新研究が示される。これらの研究が、今後のサフィー廟史・サファヴィー朝史、そしてイスラーム聖者廟研究のための史料学的基盤となることを願ってやまない。

参考文献

●史料●

- Dastūr al-Kātib*: Muḥammad b. Hindūshāh Nakhchivānī. *Dastūr al-Kātib fī Ta'yīn al-Marātib*. 2 vols. Ed. Abdul-Kerim Ali oğly Alizade. Muskū : Ākādīmī-i 'Ulūm-i Ittihād-i Shūravī, Instītūt-i Milāl-i Āsiyā. 1964–76.
- Jāmi' al-Tavārikh*: Rashīd al-Dīn Faẓl Allāh Hamadānī. *Jāmi' al-Tavārikh*. 4 vols. Ed. Muḥammad Rawshan and Muṣṭafā Mūsavī. Tehran: Nashr-i Arburz. 1373Kh.
- 'Abdī I*: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Millī-i Īrān, Ms. 3718.
- 'Abdī II*: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Millī-i Īrān, Ms. 3719.
- 'Abdī III*: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna va Asnād-i Millī-i Īrān, Ms. 2734.
- 'Abdī/Hidāyatī*: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk: Vaqf-nāma-'i buq'a-'i Shaykh Šafī al-Dīn Ardabīlī*. Ed. Maḥmūd Muḥammad Hidāyatī. 1390Kh/2011–12.
- Šīpāhānī I*: Muḥammad Ṭāhir Šīpāhānī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Millī-i Īrān, Ms. 3703.
- Šīpāhānī II*: Muḥammad Ṭāhir Šīpāhānī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Millī-i Īrān, Ms. 4324.
- 研究文献●
- Aubin, Jean. 1976–77. “La Propriété foncière en Azerbaydjan sous les Mongols.” *Le Monde iranien et l'Islam: Sociétés et cultures* 4: 79–131.
- Bilgili, Ali Sinan. 2009. “Devletlik Pir: Şeyh Safiyyüddin-i Erdebilî vakfî.” *Türk Kültürü ve Hacı Bektaş Veli Araştırma Dergisi* 49: 47–94.
- Gronke, Monika. 1982. *Arabische und persische Privaturkunden des 12. und 13. Jahrhunderts aus Ardabil (Aser-beidschan)*. Berlin: K. Schwarz.
- Gronke, Monika. 1993. *Derwische im Vorhof der Macht*. Stuttgart: F. Steiner Verlag.
- Herrmann, Gottfried. 2004. *Persische Urkunden der Mongolenzeit*. Wiesbaden: Harrassowitz.
- Khalkhālī, 'Abd al-Raḥīm 1305Kh/1926. “Buq'a-'i Shaykh Šafī.” *Armaghān* 7: 396–402.
- Kondo, Nobuaki. 2015. “The Shah 'Abd al-'Azim Shrine and its *Vaqf* under the Safavids.” *Mapping Safavid Iran* (Nobuaki Kondo ed.), 41–65, Fuchu, Tokyo: Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa.
- Luṭfī, Maryam. 1395Kh/2016–7. *Buq'a-'i Shaykh Šafī al-Dīn Ardabīlī dar dawra-'i Šafaviyān*. Tehran. Manshūr-i Samīr.
- Minorsky, Vladimir 1954. “Mongol Decree of 720/1320 to the Family of Shaykh Zāhid.” *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 16(3): 515–527.
- Morikawa, Tomoko and Christoph Werner. 2017. *Vestiges of the Razavi Shrine: Āthār al-Razaviyā: a Catalogue of Endowments and Deeds to the Shrine of Imam Rīza in Mashhad*. Tokyo: The Toyo Bunko.
- Morton, Alexander. 1974–75. “The Ardabil Shrine in the Reign of Shāh Ṭahmāsp I.” *Iran* 12, 13: 31–64, 39–58.
- Mūsavī, Āmina. 1394Kh. “Šakhtār-i kullī-i tūmār-hā dar nizām-i idāri-i Āstān-i Quds-i Razavī.” *Nashriyā-'i Ilktrūnikī-i Sāzmān-i Kitābkhāna-hā, Mūza-hā va Markaz-i Asnād-i Āstān-i Quds-i Razavī* 6(24-25): 1–7.
- Qā'im-Maqāmī, Jahāngīr. 1350Kh/1971. *Muqaddama'ī bar Shinākht-i Asnād-i Tārikhī*. Tehran: Anjuman-i Āthār-i Millī.
- Rizvi, Kishwar. 2000. “Transformations in early Safavid architecture: the Shrine of Shaykh Safi al-din Ishaq Ardabili in Iran (1501–1629).” Ph.D. dissertation, Massachusetts Institute of Technology.
- Rizvi, Kishwar. 2011. *The Safavid Dynastic Shrine: Architecture, Religion and Power in Early Modern Iran*. London: I.B.Tauris.
- Shaykh al-Ḥukamāyī, 'Imād al-Dīn 1387Kh-a/2009. *Fihrist-i Asnād-i Buq'a-'i Shaykh Šafī al-Dīn Ardabīlī*. Tehran: Kitābkhāna va Mūza va Markaz-i Asnād-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī.
- Shaykh al-Ḥukamāyī, 'Imād al-Dīn. 1387Kh-b. “Fard-hā-yi Āstāna-'i Shaykh Šafī.” *Guzārish-i Mirāth* 25–26: 17.
- Zarinebaf-Shahr, Fariba. 1998. “Economic activities of Safavid women in the shrine-city of Ardabil.” *Iranian Studies* 31(2): 247–261.
- 阿部尚史 2020 「サファヴィー朝滅亡後のシェイフ・サフィー=アッディーン廟：アルダビール文書のなかの18, 19世紀勅令・命令書」『アジア・アフリカ言語文化研究』99: 133–168.
- Şayḥ al-Ḥukamā'ī, 'Imād al-Dīn・渡部良子・松井太 2017 「ジャラーイル朝シャイフ=ウワイス発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書断簡2点」『内陸アジア言語の研究』32: 49–149.
- 杉山隆一 2010 「サファヴィー朝後期におけるイマーム・レザー廟のワクフ」『日本中東学会年報』26(1): 99–135.

資料 1. アブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録の構成

※写本フォリオ番号は 'Abdī I に依拠する。

	表題・内容	folio
1	序文 [サファヴィー家への賞賛／編纂動機]	1b-9a
2-1	第 1 部門 (Ĥarf-i avval) : 「証書・法文書が見つかった (qabālāt va ḥujaj ba-nazar rasīda) もの。一部にはワクフの形式 (ṣigha-'i vaqf) が述べられ、それは各 [物件の] 箇所で述べられる。何らかの [ワクフの] 規定 (sharṭī) がある場合は記録される」	9b-149a
2-1-1	アゼルバイジャン Āzarbāyjān	9b-149a
2-1-1-1	教導の家 (dār al-irshād) アルダビール	9b-72b
	都市部 (balda) : 「修行場 (zāviya)」 [サフィー廟の構成] 「詳細 (mufaṣṣal)」 [都市部の物件] : 家屋 (khāna-hā), 店舗・小売店 (dakākin), 隊商宿 (khān)・小隊商宿 (tīmcha), 浴場 (ḥammām), 屠殺場 (sallākh-khāna), 粉ひき場 (ṭāhūna), 製紙場 (kāghaz-khāna) [空欄], . . . (yūnjah-laq), 果樹園 (bāgh), 分散した地所 (arāzi-i mutafarriqa)	9b-32b
	村落と耕地 (mavāzi' va mazāri') [郡部, 53 項目] / 補遺 (zayl)	33a-72b
2-1-1-2	アルダビール以外 (fi ghayr Ardabil) [アゼルバイジャン地方の他の物件] : Urdūbād / Urūmiya / タブリーズとその周辺地域 (Tabriz va navāḥi) [都市部・郡部 (navāḥi)] / Tūmān-i Mishkīn / Chakhūr S'ad / Khalkhāl / Sarāb / Garmrūd [+補遺] / Marāgha [都市部・果樹園 (bāghāt)] / Mughānāt / Hashtrūd	73a-134b
2-1-2	アゼルバイジャン以外 (ghayr-i Āzarbāyjān) : Jilān [+補遺] / Shīrvān / Irāq-i 'Ajam / Fārs	135a-149a
2-2	第 2 部 (Ĥarf-i thāni) : 「第 1 部が整えられた頃は証書が見つからなかったが、神聖なる敷居の善行の徴を持つ管理部門の台帳 (daftar-i sarkār-i khayr-āthār-i āstāna) にあり、この部門の管財人たちの占有下 (dar taṣarruf) にあり、至高なるディーワーンで保管していた支出指示書 (tūmār-i nasaq ki dar divān-i a'lā dast dāshta-and) に述べられているため、記載される不動産」	149b-160a
2-2-1	アゼルバイジャン : アルダビール [都市部] / アルダビール以外 : Arrān va Arazbār / tūmān-i Mishkīn / Chakhūr S'ad / Dizmār / Sarāb / Garmrūd / Marāgha [都市部・耕地] / Mughānāt / Ganja	149b-154a
2-2-2	[アゼルバイジャン以外] : Gilān / Shīrvān / Irāq-i 'Ajam [台帳・支出指示書の規定によりどの州・地方 (mamlakat va vilāyat) にあるか分かっているもの / ロルのアタベク達 (atābikān-i Lur) がワクフしたが、ワクフ文書が存在しない土地] / 故ハーン・アフマド・ベグ・サファヴィーが証書・文書を保管し、サイイド・アブドゥッラーとアフマド・アーガー・ミフマーンダールをその管理 (zabt-i ān) に派遣していた [物件] [Kirmān / Tārumayn]	154a-160a
3-1	終章 (khātima) : [シャイフ・サフィーの子孫に属する不動産] : アルダビール / タブリーズ / Garmrūd / Gilān / Baghdād	160b-170b
3-2	終章附記 (radif-i khātima) : [ワーキフ名が欠損したサファヴィー家のためのワクフ (vaqf-i khāndān-i Sulṭān Shaykh Ṣafi) 物件一覧に関する文書 (tūmār) の写し]	171a-172a
4	イスマーイール 1 世の慈善の食事の管理部門 (sarkār-i āsh-i ḥalāl) に属する不動産	*

* [4] は 'Abdī I では乱丁によりフォリオが第 2 部の途中に紛れ込んでいるが、他 2 写本 'Abdī II, 'Abdī III では終章附記の後に配されており、ここが本来の位置だったと判断できる。本論集渡部論文参照。

資料 2. アブディー・ベグ版不動産目録の物件項目記載方法の用例

売買取約/ワクフ設定日付, 売り手/ワクフ対象, 買い手/ワークフ, 売買/ワクフ物件, 購入金額・資金, カーディー, 証人 斜体=文書引用

(a) サファヴィー朝タフマースプ期: Qazān Balā'ī 耕地 (mazra'a) [*'Abdī I: 59b-60a; Gronke 1993: 163*]

【I: 物件名】

مزرعه

قران بلاعی

【II: 基本情報】地理情報 (四囲 ḥudūd は「よく知られているため述べる必要はない」とされる)

واقعه در جنب قریه محمودآباد المستغنیة عن ذکر الحدود لغایة شهرتها

【III: 来歴: 購入】

که در این ولا از وجوه نذری مرحومی شاه قلی سلطان استاجلو و هو ابن حمزه سلطان خریده شده به موجب قبالة به تاریخ عاشر شهر صفر سنه سبع و سبعین و سبعمائنه به سجل شریعت دستگاهی قاضی عبدالمحسن بن قاضی هدایت الله کاکلی و مولانا عزیزالله بن علی و مولانا عبدالصمد بن محمود بن علی و شهادت زبده السادات و النقباء سید جمال الدین محمد استرابادی خادم باشی العتبه الصفویة الموسویة و عمدة الفقهاء و الصلحاء حافظ الغ بیگ تبریزی و خلفی العلماء المتبحرین الشریفین بالنسب امیر شریف و مولانا فتح الله خادمین لسدة الرفیعة و صدر حفاظ این روضه پرانوار سید صنع الله الحسینی المهتدی من قاسم الانوار و غیره

【文書要約】

ما حصل آنکه:

فروخت شریعت و فضیلت پناه قاضی عبدالمحسن کاکلی مذکور یک دانگ و نیم شایع از تمام [۶۰ الف] مزرعه قران بلاعی واقعه در جنب قریه محمودآباد مستغنی از تحدید را با مثل آن از جمیع توابع و لواحق به مبلغ هفت تومان تبریزی رایج الوقت به سرکار آستانه مقدسه منوره صفویه حفت بالانوار السجانیة و حضرت سیادت پناه افادات دستگاه جامع المعقول و المنقول حادی الاصول و الفروع امیر ظهیرالدین ابراهیم صفوی متولی و وکیل آن سرکار فیض آثار نیز خرید از بایع مذکور جهت مصالح آن آستان ملایک آشیان و بینهما میایعه و معاقده شرعی جاری شد و ثمن از زر که شاه قلی سلطان مذکور نذر آستانه مقدسه نموده بود که جهت آن سرکار ملک ایتباع نمایند نقدا مشاهده در مجلس بیع به بایع مذکور واصل شد و بایع اسقاط خیار غبن کرده و لوکان فاحشا و ضامن درک شد رحم الله من سعی فی الخیر.

(b) Garmrūd, Sīnānaq 村 [*'Abdī I: 118b-120a; Gronke 1993: 310-312, passim*]

【I: 物件名】

قریه

سینانق

【II: 基本情報】地理情報 (所在, 四囲), 文書による地名の異同

که زینانق نیز در مسودات به نظر در آمده از ناحیه هروانان محدودا به حدود اربعه, حد اول تخوم قریه شرف آباد, حد ثانی تخوم قریه الفی باب, حد ثالث تخوم قریه ملس و به شامرح, حد رابع تخوم مزرعه لکدی, و در قبالات دیگر بدین اسلوب نیز یافته شد که حد اول جاده تبریز, حد دوم تخوم شرف آباد, حد سیوم تل القیاباد که الفی باب خواهد بود, حد چهارم تخوم دیه مزرعه کدی? و قبالة که به اسم [۱۱۹ الف] قریه سینانق به ملکیت عالی حضرت سلطان خواجه صدرالدین به تاریخ ذی حجه سنه اثنین و خمسین و سبعمائنه نوشته که قریه سینانق از ناحیه میانج حدود اراضی آن متصله به قریه شرف آباد و به اراضی قریه نمرجان و به اراضی قریه شاهمیر.

【Ⅲ：来歴（1）：11/12=Amir Nurin b. Jirghar Turkistāni（によるワクフ）】

_____ بابت

که امیر نورین بن جلغر ترکستانی وقف نموده از قرار وقفیه به تاریخ ربیع الاول سنه سبع عشر و سبعمائنه ماحصل آنکه:

【ワクフ文書引用】

وقف کرد امیر کبیر نورین بن جلغر ترکستانی و در بعضی قبالات بن حرعل نوشته اند مجملا وقف کرد امیر مذکور پنج دانگ و نیم قریه سینانق محدوده مذکوره را با چهار دانگ از قریه الفی باب محدود به حدودی که در محل خود ذکر می شود بر زاویه که اعلی حضرت قطب الاقطاب شیخ صفی الملة والدين اسحق اردبیلی خلیفه شیخ زاهد شیخ ابرهیم وقفا شرعیا موبدا و این وقف کرده است بر مصالح زاویه که در مدینه اردبیل بنا کرده است. بعد از آنکه ملکیت این دو حصه مراو را ثابت شده بود وقفا لایباع ولایوهب ولایورث ولایمک ولایتلف ولاینقض که آنچه حاصل شود از این اوقاف اولاً صرف عمارت رقبه شود که عبارت از اعاده آن خیر است که خراب شود یا اصلاح آنها یا آنچه فایده به زیادی شدن حاصل داشته باشد آنگاه مصالح فرش و تجدید آن، و تولیت را تفویض کرده به شیخ زین الدین خلیل و بعد از او اولاد او نسلا بعد نسل و عقباً بعد عقب، شرط واقف بر اهل زاویه آنکه یاد کنند او را بعد هر نمازی و استغفار کنند برای او و دعا کنند او را [ب ۱۱۹] و و این وقف بعد از آن کرده که رجوع شرعی از اولاد خود کرده بوده و نیز شرط کرده که اگر نعوذ بالله خراب شود این زاویه و در مکان دیگر بنا شود وقف بر مصالح آن باشد و اگر بنا نشود وقف باشد بر فقرا و مساکین و فقها و صالحین، حلال نیست مر قاضی و حاکم و وارث و وصی و سلطان و وزیر و غیر اینها را از آن کسانی که ایمان به خدا و روز قیامت داشته باشد تغییر و تبدیل و فسخ این وقف و ازاله شرطی از این شروط باید که صرف نشود و چیزی از این اوقاف یا حاصل این به بغیر شرط واقف و هر که کند به غضب خدا و سخط و لعنت خدا و ملایکه و آدمیان گرفتار شود و هر که با این عمل کند و تجاوز از این شروط نکند در جمیع امور خدای تعالی معاون او باشد.

【ワクフ物件の来歴=ワーキフの購入：売買契約文書 2 点の要約】

پوشیده نماند که به امیر نورین مذکور رقبه سینانق بدین طریق که نوشته می شود منتقل شده بود به موجب قبالات،

پنج دانگ و نیم.

قباله _____	قباله _____	قباله _____
به تاریخ <u>بیست و چهارم محرم سنه تسع عشر</u> و <u>سبعمائنه</u> که از شمس الدین محمد بن فخر الدین داود خریده بوده، بالتلث	به تاریخ <u>اواخر ربیع الاول سنه احدی عشر</u> و <u>سبعمائنه</u> که <u>ملك تاج الدین حسن</u> تملیک او کرده بود، بالتلث	به تاریخ <u>رابع محرم سنه ثلث و سبعمائنه</u> که <u>مشارالیه از علاء الدین احمد بن فخر الدین داود بن منکوندر</u> خریده بود، بالربع.

【Ⅲ：来歴（2）：1/4=シャイフ・サフィーが購入】 売り手から得た過去の売買契約文書が廟に保管されている。

_____ بابت

که شیخ زین الدین خلیل بن شهر امیر خلیفه اعلی حضرت شیخ صفی الدین به تاریخ شهر محرم سنه تسع عشر و سبعمائنه از سید ملکشاه بن حسنشاه بخاری خریده و اقرار کرده که حق زاویه [۱۲۰ الف] مقدسه منوره اعلی حضرت شیخ صفی الدین است و سید ملک شاه از مسماء سلعم خاتون بنت محمود صادق سینانقی خریده بوده و اسناد در میان اسناد آستانه مقدسه است و این حصه بالربع است. حال آنکه پنج دانگ و نیم را امیر نورین وقف کرد و نیم دانگ حضرت قطب الاقطاب حقیقت این ربع خدا داند.

【Ⅲ：来歴（3）：1/12=シャイフ・サフィーが購入】

_____ بابت

که اعلی حضرت قطب الاقطاب بالاستحقاق شیخ صفی الملة والدين اسحق قدس سره و از مسماء کوی خاتون بنت مولانا نسقی به

تاریخ غره جمیدی الاول سنه تسع عشر و سبعمائنه خریده اند یک سهم از اصل دوازده سهم که عبارت از نیمدانگ باشد

نصف السدس

当該物件の来歴の正当性の強調：「ワクフの形式」の指摘，村落のサドル・アッディーンの私
 有権 (ḥaqq va milk) を認める 752 年ズー・アルヒッジャ月 26 日付の承認 (i'tirāf) の証書
 (qabāla) の引用

و با وجود این مقدمات قریه سینانق مذکوره در تفصیل املاکی که بندگان اعلیٰ حضرت سلطان شیخ صفی الیدن وقف فرموده اند نیز
 در آمده، ظاهراً در باب پنج دانگ و نیم وقف امیر نورین تاکیددی و در باب باقی صیغه وقف بوده باشد، و مع هذا قبالة به تاریخ سادس
 و عشرین ذی حجه سنه اثنین و خمسین و سبعمائه به نظر در آمد مضمون آنکه:

*اعتراف نمود حاجی محمد بن شمس بن قورت ارسلان که جمیع قریه سینان از قری میانج گرمروود حدود اراضی آن متصله به قریه
 شرف آباد و اراضی قریه نمرجان و به اراضی قریه شاهمیر حق و ملک شرعی عالی حضرت سلطان المشایخ الاطواد اعلیٰ الشوامخ خواجه
 شیخ صدر الدین است و او را در آن حق نیست،*

و در مقابل این اعتراف مبلغ دوپست دینار تبریزی فضی هر دینار عبارت از هفت ثمن منقال فضی گرفته و الله أعلم بحقایق الامور.

資料 3. アブディー版不動産目録におけるシャイフ・サフィーのワクフ物件一覧

(アルダビール郡部 Alghir 村項目収録 2 文書による) [Gronke 1993: 301–304]

(A) = 文書 (1) (761/1360 付証書) 収録, 733/1333 付ワクフ物件一覧 (29 件)

(B) = 文書 (2) (737/1337 付分配規定書) 収録, 727/1327 ワクフ文書草稿に基づく物件一覧 (25 件)

▼ = 他に証拠文書が無い物件 / □ = アブディーが特定できなかった (物件項目がない) 物件

所在地	(A) 地名	(B) の対応	Abdī I の記載箇所
Ardabil 郡部	(1) Kalkhūrān	(B1)	63a–65a: サフィー生地
	(2) 'Alqābād	(B3)	56b
	(3) Barūr	(B2)	49b–50b
	(4) Alghir	(B4)	39b–44a
	(5) Sarkujān	(B21)	54a–54b
	(6) Nawdih-i suflā	(B5)	70b–71a: Nawdih (?)
	(7) Zhazhqīn		47b–48a: Jazīn
	(8) Kākhchūrān▼		62a: Kājīrān
	(9) Chūrāb▼	(B15) Chūrāb, □, □, □	
	(10) Ṣadiqadīh	(B17)	55a–55b
	(11) Ḥamidābād▼		52a
	(12) Gīlinahār▼		65a
	(13) Ul	(B13)	33a
Ardabil 都市部		(B7) Janzānaq	48a–48b
		(B8) Jūraq, Mājūraq*	49a: Miyān Zir'ān
		(B22) 肉屋の市場の店舗 2 軒	28a
	(14) ハンマーム	(B23)	14a
	(15) 水車	(B24)	29a: Abdī 編纂時痕跡なし
Dārmārz	(16) Nawdih	(B5) Nawdih	70b–71a
	(17) Suhā	(B6)	54b
	(19) Kanjūsh	(B11)	66b
Garmrūd	(18) Sinān	(B9) Sinānaq, (B25) Alfībāb	118b–121a: 併合
	(20) Dizhnān▼		117a
	(21) Āq Tabaraq▼		107a–109a: Āq Tawara
	(24) zamin-i mufarrāz		///
Hashtrūd	(22) Shaladurūd	(B10) Qjibchaqī**, Shaladurūd, Yūlqutluq 庭園の取り分 (ḥiṣāṣ) と, 4juft の土地	134a–134b
Khalkhāl	(23) Kazaaj	(B16)	93b–94a
	(25) Gūrānsarāy▼	(B18)	94b
	(26) Vardih▼		95b
	(27) Hindūl	(B20)	95a
	(28) Zīnhā▼		92b
	(29) Zivīn al-Jabal▼		93a
		(B19) Hishī	95a–b
情報なし		(B14) □	///

* サフィーが義兄弟で養子である Shams al-Dīn b. Shaykh Zāhid に贈与した土地として比較的情報が残っている [Minorsky 1954: 522–523]。グロンケはこの贈与が 1327–33 年の間に行われたと捉えている [Gronke 1993: 302 nn. 28–32]。不動産目録アルダビール郡部 Jūra va Mājūra 村項目では、イルハーン国初期の官僚一族ジュワイニー家からの贈与地の 1 つ Jūrāb と同定されている。

** Qjibchaqī / Qjibchaghāy について、アブディーはギャルムロードに属することが聞き取りにより判明したとギャルムロードの補遺で記しており [127b]、グロンケはこれに文書による裏付け (税が Miyāna に属する) ができるとする [Gronke 1993: 301–302]。

第 1 部

サフィー廟不動産目録と イランにおける聖者廟財産管理史料

サファヴィー朝前期の文人官僚アブディー・ベグとその著作 不動産目録編纂の意図

後藤 裕加子

A Poetic Bureaucrat, 'Abdī Beg, and his Works: The Intention for Compiling the *Ṣarīḥ al-Milk*

GOTO, Yukako

The author of *Ṣarīḥ al-Milk*, Khvāja Zayn al-‘Ābidīn b. ‘Abd al-Mu‘min (d. 1580), known as ‘Abdī Beg, was a bureaucrat from a notable family of Shīrāz who worked in the royal chancellery of Shāh Ṭahmāsb and composed poetry and a history. Except for his few travels with Ṭahmāsb’s expeditions, ‘Abdī Beg was engaged in the administration of the capital court’s financial affairs. Among Ardabil documents, a decree issued by Ṭahmāsb in 973/1565 indicates that as a result of Ṭahmāsb’s active endowment of the shrine of Shaykh Ṣafi al-Dīn, administrative readjustments to previous and new financial documents were urgent, and despite never revealing his reluctance to be sent there, ‘Abdī Beg was appointed and dispatched to Ardabil for that project.

‘Abdī Beg’s three famous works were compiled to legitimize Safavid rule. In the preface of his earliest work, *Ḥannāt-i ‘Adn* (965–7/1557–60), which celebrated the royal buildings constructed by Ṭahmāsb in his new capital, Qazvin, ‘Abdī Beg glorified the rule of the Safavids, giving their religious authority, which derived from the genealogy of the Twelve Imams, greater weight than their secular authority. In the preface of the Safavid chronicle, *Takmilat al-Akhhār* (978/1571), written during Ṭahmāsb’s stable later reign, ‘Abdī Beg praised the Shah’s secular authority more magnificently, even though the priority of his religious authority was maintained. In the preface of *Ṣarīḥ al-Milk*, which was completed one year before *Takmilat al-Akhhār* (977/1570), he avoided splendid expressions of imperial authority, especially considering that the work was a register of the endowment documents of the sacred shrine complex. Displaying his literary talent, ‘Abdī Beg wrote suitable prefaces with prudent concern for the Safavid’s multiple types of authority. By including the preface and poems in the *Ṣarīḥ al-Milk*, he gave it literary value.

Keywords: ‘Abdī Beg, *Ḥannāt-i ‘Adn*, *Ṣarīḥ al-Milk* (inventory of real estate), *Takmilat al-Akhhār*, Safavid historiography

キーワード: アブディー・ベグ, 『エデンの園』, 不動産目録, 『歴史増補』, サファヴィー朝歴史叙述



はじめに

1. アブディー・ベグ・シーラージーの経歴
2. アブディー・ベグの著作
 - 2.1 詩の作品
 - 2.2 不動産目録
 - 2.3 『歴史増補』
3. 不動産目録編纂の意図

3.1 タフマースブの治世

3.2 タフマースブの宗教政策

3.3 歴史叙述にみるサファヴィー朝王権イデオロギーの変化

3.4 アブディー・ベグ諸作品の序にみるサファヴィー朝王権イデオロギー

おわりに

はじめに

アブディー・ベグ版不動産目録の編纂者アブディー・ベグ・シーラージー (921/1515–988/1580–1) は、官僚として長年にわたりサファヴィー朝第2代シャー・タフマースブ1世 (在位 1524–76) (以下、タフマースブ) の宮廷に仕える傍ら、詩作を中心に著作活動を行った。アブディー・ベグ本人については情報は、彼自身が著作中に記したものを以外には詩人伝などに散見されるのみで非常に限られている。そのため、研究上焦点があてられるのはアブディー・ベグの個々の作品で、彼の経歴についてはアブディー・ベグの著作の刊本の編者ラヒモフやナヴァーイーによる解題にまとめられるにとどまる¹⁾。『イスラーム百科事典』(EI) や『イラン百科事典』(EIr) の項目 [Dabirsiyāqi & Fragner 1982; Losensky 2008] や、アブディー・ベグの著作に関する各種の研究におけるアブディー・ベグ紹介の記述も、基本的にラヒモフにもとづいている。

アブディー・ベグ版不動産目録はサファヴィー朝の社会経済史研究の重要な史料であるが、その編纂は実務的理由以外にサファ

ヴィー朝の王権イデオロギーの変更に関わる宗教政策の一環としてとらえることが可能である。本稿はアブディー・ベグの経歴や著作について概観する過程でタフマースブ時代の政治情勢のなかにこれらの著作を位置づけ、さらに不動産目録が編纂された歴史的背景および編纂の意図を考察していく。

アブディー・ベグの執筆分野は本論集の研究対象である不動産目録のほか詩作や歴史書の執筆と多岐にわたるが、それぞれの分野でその叙述の分析が行われている [Ja'fariyān 1375Kh; Khafipour 2019; Losensky 2003; Rizvi 2011; Sulṭāni 2009; Trausch 2015]。これらの研究については本論のなかで適宜紹介していく。

1. アブディー・ベグ・シーラージーの経歴

まずは主にアブディー・ベグの著作と同時代史料の情報にもとづいてアブディー・ベグの経歴を紹介していく。

ハージャ・ザイン・アルアービディーン・アリー・アブディー・シーラージー Khvāja Zain al-‘Ābidīn ‘Alī b. ‘Abd al-Mu‘min ‘Abdī Shirāzī は、921年ラジャブ月9日/1515年8月19日におそらくタブリーズで

1) 旧ソ連で刊行された一連の詩集の編者ラヒモフは、アゼルバイジャン国立科学アカデミー所蔵のアブディー・ベグの著作の写本を原本として使用し、特に最初に刊行された *Majnūn* の序はアブディー・ベグの経歴については最も包括的で詳しい。*Takmilat* の編者ナヴァーイーもアブディー・ベグの経歴についてラヒモフの記述を参照している。*Āl-i Dā‘ūd* 1995 は、‘Abbās Zaryāb の遺稿を発表したもので、イラン所蔵の写本を用い、独自の情報もみられるが、一方で内容の検証が不十分で、錯綜が散見される。*‘Abdī/Hidāyatī* の解説にも同様の問題がみられる。本稿はアブディー・ベグの経歴の再構成にあたっては、刊本からの本文引用や別の参考文献からの引用以外、基本的にラヒモフにもとづき、適宜別の解説の情報を追加していくこととする。

誕生した。アブディー‘Abdī (またはアブディー・ベグ‘Abdī Beg), もしくはナウィーディー Navidī の筆名で知られる²⁾。彼が仕えたタフマースブとは1歳違いの同世代である。シーラーズにルーツをもつ名家出身の財務官僚で、タフマースブの宮廷に入りし、詩人としても知られた文人官僚であった。タフマースブの弟サム・ミールザー (974/1566 没) が執筆した当代の詩人伝『サムの贈り物』の第3章(ワジールや官僚たち)では次のように伝えられている。

シーラーズの名家の出身である。敬虔さ、誠実さ、筆の正しさにおいて他に並ぶものはいなかった。しばらく気高き役所 (daftarkhāna) に仕える榮譽に浴した。実際、裁定の文書や個人々のひとつひとつの収支の額を詳しく審査した。[*Tuhfa*: 95]³⁾

アブディー・ベグはシーラーズのニスバで知られ、『サムの贈り物』にも「シーラーズの名家の出身」とあるが、これはアブディー・ベグ自身がシーラーズ出身であることを意味しない。サファヴィー朝にいたるまでのイスラーム世界史『歴史増補 *Takmilat al-Akhhār*』[*Takmilat*] のなかで、アブディー・ベグが自身の母方の祖父について次のように語っている。

(チャルディラーンの戦いの後) 当時サ

ファヴィー家の聖なる廟のワジールであった小生の母方の祖父ハージャ・ニザーム・アッディーン・ムハンマド・シーラーズ Khvāja Nizām al-Dīn Muḥammad b. Khvāja ‘Imād al-Dīn ‘Alī Shirāzī は、自身の家族の保護のためにアルダビールから統治の館タブリーズに来ていたが、捕虜となり連行された。息子たちは彼に身に何が起きたのかを知るために、従者にその足跡を追わせた。数年後、従者は何の知らせももたずに戻った。その能力と敬虔さとして知られたシーア派の老人がどこに行っただのか、いかに身罷ったのかはわからぬままだった。[*Takmilat*: 55]

アブディー・ベグの著作に父方についての詳しい言及がほとんどない一方⁴⁾、シーラーズのニスバをもつ母方の祖父ニザーム・アッディーンについて詳しく言及している。このことはアブディー・ベグが母方の家系を誇り、また恐らく彼自身もそのニスバで認知されるようになったことを示唆する⁵⁾。これと関連してもうひとつ注目すべき点は、この祖父が「サファヴィー家の聖なる廟」、つまりサフィー廟のワジールを務めた人物であったことである。アブディー・ベグ版不動産目録では祖父の名前は確認できないが、サファヴィー家の始祖の廟の管理部門で実務の役職を担ったとなれば、官僚として高位にあるとともに、サファヴィー家や王朝の有力者とも

- 2) 本稿ではもっとも知られたアブディー・ベグで統一する。
- 3) サファヴィー朝の後期には、官庁(ディーワーン)は *dār al-inshā’* (文書庁) と *daftarkhāna* (財務庁) に分かれるが、サファヴィー朝の前期には職務による区分はまだ曖昧であった。ただアブディー・ベグ自身の記述やアッバース1世時代に書かれた詩人伝の「書簡の文体や簿記の学 (*shiva-i tarassul va ‘ilm-i siyāq*) で知られた。叙述の仕事から解放されると詩作に向かった」[*Iqlīm*: I 236], 「長年、役所で財務官やアワールジャの書記 (*sāl-hā-yi dirāz mustawfi va avārja-niwīs-i daftarkhāna būd*) であった」[*Ash’ār*: 353; *Takmilat*: *pīshguftār* 14; *‘Abdī/Hidāyatī*: 76] という記述からも、文書作成と財務の両方に関わる一方、より専門としたのは財務だったことがうかがえる。後世の詩人伝はアブディー・ベグをシーラーズ出身とするが、自身は著作のなかで出身については明らかにしていない。
- 4) 後述の『歴史増補』の引用以外に、*Āl-i Dā’ūd* によれば、詩集『ジャムシードの杯』(第2章参照)に、父を詠んだ詩がある [*Āl-i Dā’ūd* 1995: 123]。
- 5) *Āl-i Dā’ūd* によれば、アブディー・ベグの父親の名前は、*‘Abd al-Mu’min b. Ṣadr al-Dīn Muḥammad b. Naṣir al-Dīn Aḥmad Qavāmī* である [*Āl-i Dā’ūd* 1995, 123]。

深い関係にあったことであろう。なおアブディー・ベグの祖父が920/1514年のオスマン軍の進軍の際にアルダビールから首都タブリーズに避難し、チャルディラーンの戦いの後で同市を占領したオスマン軍の捕虜となり行方不明となったのは、アブディー・ベグ誕生の1年前のことである。残された家族は首都にとどまり、アブディー・ベグは同地で誕生したと推測される。

アブディー・ベグ自身は937/1530-1年に16歳で宮廷に出仕した。

(938/1531-2年/卯年) Chūha Sulṭān (Takkalū のヘラート総督 Ḥusayn Khān Shāmlū⁶⁾ による殺害)の出来事の後、Ḥusayn Khānはその妻で、‘Abd Allāh Khān UstājālūのおぼであったKhān Khānumを自らの妻とした。先述の女性と親しかった小生の父は、Chūha Sulṭānの(出来事)の後でḤusayn Khān家に関わるようになった。小生を教育し、マドラスアでの勤勉、神学生の交わり、Shaykh ‘Alī b. ‘Abd al-‘Alī (Karaki)のもとでの修養から引き上げ、王子のワジールの職務のために宮廷の随員とさせた。父が急逝し、孤独のゆえにこの僕はḤusayn Khānやそのワジールたちのもとに留まることができなくなった。それゆえ役所(daftarkhāna-i humāyūn)に入り、文書処理業務に従事するようになった(kitāb va juzva-dān bar tāq nihāda, ba daftar va awrāq pardākht)。このときからこの僕の名は会計の徒の列に連なることになった(dar siyāq-i arbāb-i ḥisāb dar āmad)。[Takmilat: 73]⁷⁾

サファヴィー朝の王子の近くに仕えるという千載一遇の機会をアブディー・ベグにもたらしたのは、キジルバシュの有力者 Ḥusayn Khānの妻を通じて、Ḥusayn Khānとの関わりを得た彼の父であった。ただしこの幸運は長くは続かなかったようで、父の急死にともないアブディー・ベグは財務庁に勤めることになった。詳細は不明であるが、父の死によってḤusayn Khānとの縁が切れたのか、父の後を継いで一家を経済的に支える必要が生じたなどの事情があったようである。アブディー・ベグは父については詳しく語らないが、母方の祖父のような高位にはつかなかったとしても、同じく財務に通じた官僚であったと思われる。

アブディー・ベグがマドラスアで就学中にシーア派ウラマーのカラキー(1533没)のもとで学んでいたことは[cf. Āl-i Dā‘ūd: 123-4]、さらなる注目点であるが、彼の教育と祖父の経歴については、不動産目録の編纂の背景に関わることなので、ここでは指摘するにとどめ、3.3であらためて取り上げる。

アブディー・ベグの財務官僚としての職歴は、アブディー・ベグ自身が『歴史増補』に記載したものから断片的に伝わるのみである。二十歳頃の941/1535年にオスマン朝のスレイマン1世(在位1494-1566)の最初のアゼルバイジャン遠征のときに、対抗して行われたタフマースブのヴァンへの遠征への同行を記している[Takmilat: 80]。ヴァン遠征の以降の壮年期の出来事としては2人の息子の誕生(947/1540-1年の長男 Shams al-Dīn Muḥammad Mu‘min および 957/1551-2年の次男 Jalāl a-Dīn Sulṭān Muḥammad⁸⁾、961/1553-4年のグルジアへの旅行[Majnūn:

6) タフマースブ即位後に起きた第一次内乱期の有力キジルバシュ・アミールの一人で、サーム・ミールザーの後見人。この頃はワキール、大アミールの地位にあった。1534-5年没 [Roemer 1986: 236-7; Newman 2006: 164; Takmilat: pishguftār 17-9]。

7) アブディー・ベグが仕えた王子の名前は明らかではないが、タフマースブの息子とすれば年代から975/1532年生まれの名長男ムハンマド・フダーバンダと考えられる。

8) Āl-i Dā‘ūdによれば、アブディー・ベグには3人の息子がおり、三男 Muḥammad Maṣīḥは能書で知られ、その手による写本が現存する [Āl-i Dā‘ūd 1995: 123]。

V-VII] が詩から読み取れるのみである⁹⁾。次に『歴史増補』に記録があるのは晩年の転換期の出来事である。973/1566年(丑年)にヘラート総督 Muḥammad Khān Sharaf al-Dīn Takkalū の息子が反乱を起こしたときに、アブディー・ベグは反乱の平定後に勝利の書の草稿を作成し、文書長官 (munshī al-mamālik) とともにこれを進奏している [Takmilat, 124-5]。しかし同年(寅年)の5月にハーッサの徴税官の職を解かれ、アルダビールへ異動が決まった。この異動について、アブディー・ベグは『歴史増補』で詳細を説明することはせず、かわりに詩を詠みこんでいる。

シャッワール月20日の土曜日、この弱き僕はハーッサの税務官 (istifā-yi māli-i khāṣṣa-i sharifa) の職を解かれ、托鉢の旅 (darvīshī) が決められた。シャッワール月20日に私を官職から／時の巡りは気まぐれに解任した／もしその日を知りたくば／それは973年シャッワール月20日と知れ。[Takmilat: 127]

ときにタフマースブの遠征に同行することはあったものの、アブディー・ベグは基本的には首都の宮廷で堅実に官僚としての日々を送っていた。この詩は晩年になってからのアルダビールへの異動が彼にとって不本意なものであったことをうかがわせる。アブディー・ベグは同年の12月に当時の首都カズウィーンを出立し、アルダビールのサフィー廟に入り、翌年に遅れて家族も合流した [Takmilat: 127-8]。

アブディー・ベグは7年間サフィー廟の傍らに居住し、981/1573-4年に一旦カズウィー

ンに戻っている。2.2で後述するように、彼が委託された事業に目処がついたことが帰還の理由として考えられる。しかし988/1580年には再びアルダビールに戻り、まもなく同地で死去している [Majnūn: VII: Rawzat: pīshguftār 4; Takmilat: pīshguftār 21]。当時はタフマースブが死亡し、その後を継いだイスマーイール2世(在位1576-78)、ムハンマド・フダーバンダ(在位1578-88)の不安定な治世が続いていた時代である。かつて自身の祖父が戦禍を逃れて首都に逃れた時とは逆の進路を取ってアブディー・ベグがアルダビールに向かったのは、内乱が続く首都を避け、聖廟の傍らでの平安を求めていることだったのではないか。

2. アブディー・ベグの著作

2.1 詩の作品

この章では、アブディー・ベグの主要な著作の概要を紹介していく。

アブディー・ベグの著作は詩、不動産目録、歴史書の3つの分野に分けられるが、そのうちの不動産目録と歴史書は晩年のアルダビール時代に著わされている。アブディー・ベグはむしろ同時代人には詩人として知られ、彼が生涯にわたって著作活動を続けたのも詩作の分野である。『歴史増補』にも自身の既存の作品から引用したり [Majnūn: IX-X]、出来事に関連した自作の詩を詠み込んだりしている¹⁰⁾。アブディー・ベグの詠んだ詩の多くが散逸したなかで、作品の名が知られ、かつ一部が現存しているものは、ニザーミーの五部作に倣って創作された3つの五部作である。これらの五部作は各々がほぼ20代、30代、40代のときに詠まれている¹¹⁾。

9) グルジアへの旅行は、タフマースブのグルジア遠征に同行したものであろう。

10) 例えば、第1章で紹介した973/1566年におこったヘラート総督の息子の反乱や、ワジール職にあった Mīr Sayyid Sharif Bāqī の死去など。

11) 20代のときの五部作は、『秘密の具現 *Mazhār al-Asrār*』(948/1541-2) [Mazhār]、『ジャムシードの杯 *Jām-i Jamshīdī*』(943/1537)、『マジュンーンとライラ *Majnūn wa Lailī*』(947/1540-1)、『七つ星 *Hafī Akhtar*』(946/1539-40) [Hafī]、『イスクンダルの鏡 *Āyin-i Iskandarī*』(950/1543-4) /

3つの五部作のうち全ての作品が現存し、また研究上重要視されるのが『エデンの園 *Jannat-i 'Adn*』である。この作品は、末年(966-7/1559年)にタブリーズからの遷都が完了した新都カズウィーンにタフマースブが建設した王宮地区サアーダトアーバードを詠う4100句からなる詩作群で、タフマースブからの委託を受けて2年半(965-7/1557-60)をかけて完成された [cf. *Rawzat*: 23]¹²⁾。史跡がほぼ現存しないサアーダトアーバードの様子や当時の政治史を伝える史料ともなっている¹³⁾。『エデンの園』はサアーダトアーバードの一年間を季節ごとに描写する。『清浄の園 *Rawzat al-Safā*』はサアーダトアーバード全体を描写し、春を詠んだ『花の大樹 *Dawḥat al-Azhār*』は、貴顕の居住地を含むジャアファルアーバード地区の構造を説明するとともに、アブディー・ベグの宮殿 (*dawlatkhāna*) でのシャーへの謁見が詠まれる [*Dawḥat*: 113-5]。夏を詠んだ『果樹園 *Jannat al-Athmār*』は王宮庭園内にある諸施設を描写し、秋を詠んだ『木の葉の飾り *Ḥaynat al-Aurāq*』は967/1559年秋にあったオスマン朝スレイマン1世の王子バヤズィト(1561没)の来訪とその死を詠み込み、冬を詠んだ『献身の書 *Ṣaḥīfat al-Ikhlāṣ*』は、967/1560年冬のグルジア王族イーサー・ハーン来訪とそのイスラーム改宗を詠んで終わる¹⁴⁾。

文学研究の立場から『エデンの園』五部作

の各詩集の詩を分析したローゼンスキーによれば、『エデンの園』は新しい宮殿や建築プロジェクトの建築者として王を讃えるという、建築や都市についてのアラブ詩やペルシア詩の伝統を踏襲し、タフマースブを賛辞した作品である。タフマースブは王朝の支配の永続性を象徴するとともに現世における行為者であり、宮殿は神の影である王の換喩として描写されているという [Losensky 2003: 4-5]。3.3で取り上げるように、サファヴィー朝の王権は主に宗教性と世俗性に分けられる複合的な要素から成り立っている。ローゼンスキーはアブディー・ベグの著作におけるサファヴィー朝王権の宗教性と世俗性の区分を明確化して分析することはなかったが、リズウィーはローゼンスキーの解釈に依拠しながらも、この二面性を指摘し、その統合をサファヴィー朝王権イデオロギーの特徴とした [Rizvi 2011: 77, 103-7]。

タブリーズからカズウィーンへの遷都は、タフマースブの治世が安定に向かう転換期を象徴する出来事であった。『花の大樹』の詩に詠まれたアブディー・ベグのタフマースブとの宮殿における謁見の描写は、タフマースブを讃えると同時に、アブディー・ベグのシャーとの関係の親密さが誇示されている。『エデンの園』の五部作は、王の側に仕える官僚、詩人として最盛期にあった壮年期のアブディー・ベグの代表作といえる。

12) [*Āyin*] (『ジャムシードの杯』以外は現存)。主に30代のときの五部作は、『人の本質 *Ḥawhar-i Fard*』(956/1549-50) [*Ḥawhar*]、『痛み の帳面 *Daftar-i Darā*』(956/1549-50以後)、『神秘主義者の天国 *Firdaws al-Ārifīn*』(961/1553-4)、『神の出現の光 *Anvār-i Tajallī*』(961/1553-4)、『神の国の宝庫 *Khazā'in-i Malakūt*』(968/1560-1) (現存するのは、『人の本質』のみ)。現存する作品はラヒモフにより刊行されている。

13) カズウィーンへの遷都については、3.1を参照。

14) 『エデンの園』を史料として用いた研究には、宮殿の絵画を研究した Ishrāqī [1977, 1982, 2010]、王宮地区の庭園の研究に利用した Sultānī [2009]、サファヴィー朝時代のカズウィーンないしは王宮地区の再構築に利用した Ishrāqī [1996, 2009, 2012]、Szuppe [1996]、Yarahmadi [2018]、後藤 [2018] がある。研究史については、Losensky [2003: 2] も参照。

14) *Rawzat*: 23-4にはアブディー・ベグ本人による『エデンの園』五部作の構成の説明がある。ラヒモフは『清浄の園』と『花の大樹』は個別、夏、秋、冬の三作は一冊にまとめている [*Athmār*]。『エデンの園』の五部作を一巻にまとめたテヘラン刊本 [*Adn*] もある。

2.2 不動産目録

詩以外の残る2分野の著作は、アブディー・ベグの晩年にアルダビールで著されたものである。アブディー・ベグは『歴史増補』ではアルダビールへの異動の理由について詳細を説明していない。しかし、不動産目録のなかでは、975/1567-8年にサフィー廟の管理人に Zahir al-Dīn Ibrāhīm Šafavī¹⁵⁾ が任命された際に、管理部門 (sarkār) の整備とサフィー廟の寄進地・所有地の不動産目録の編纂が命じられたことが明らかにされている [‘Abdī I: 13b-15b; Fragner 1975: 198; Morton 1974: 34]¹⁶⁾。これがアブディー・ベグの著作の第2の分野に属し、本書の対象となるアブディー・ベグ版不動産目録である。977年シャッワール月1日/1570年3月9日に完成した [‘Abdī I: 170b]。

アブディー・ベグにアルダビールへの異動命令が出たのは、不動産目録の編纂命令に先立つ973年シャッワール月20日/1566年5月9日のことである。彼の異動の約7ヶ月前の日付(973年ラビー・アルアッワル月13日/1565年10月8日付)で、あらたにサフィー廟の管理人に任命された Sayyid Khān Aḥmad Beg Šafavī にむけたタフマースブの勅令が残っている。この勅令には、「ワクフ文書の原本 (vaqfiya-’i aṣl) にあった地名がワクフ文書から削除されているので、可能であればワクフ文書から削除されたのがどの土地であるか、誰がそれを行なったのかを調査し、結果を上奏すべきこと、文書 (sanad)

が存在していたり、入手された場合には世界の避難所たる宮廷に送付すべきこと」¹⁷⁾を元管理人のサーム・ミールザーが連絡してきたことや、「丑年のはじめ(973/1565)から恩恵の跡が授けられた監督のすべてのワクフ財について、ワクフの各対象の使用目的は何か、ワクフ設定者の規定はどうであったかを調査すべし」と命じられている [Fragner 1975: 180-3]。この勅令の実務担当として、アブディー・ベグはアルダビールに派遣された可能性が高い。

アブディー・ベグにワクフ文書調査・整理の責任者として白羽の矢が立ったのは、彼の財務官僚としての能力もあるだろうが、タフマースブと近い関係にあったことや、サフィー廟のワジールであったという彼の祖父の経歴も考慮されたものと思われる。ひるがえって不動産目録の編纂は、上述の勅令で指示されたワクフ文書の調査・整理の延長線上に構想された事業だったのではないだろうか。不動産目録編纂の歴史的な背景や意図については、第3節で考察していく。

2.3 『歴史増補』

アブディー・ベグの生涯最後の著作となった『歴史増補』は、彼の第3の著作分野に属する。

『歴史増補』はイスラーム世界史で、第3部がサファヴィー朝史と同時代地方王朝史の2部構成になっている¹⁸⁾。執筆開始は967/1559-60年と考えられている [‘Takmilat:

15) 歴代の管理人については、本論集近藤論文の本文および表を参照。

16) 不動産目録そのものの詳細については、「解題」を参照。

17) 引用の文章に続けて、具体的に Shamāsī 村の名とともに、その所有者の調査が指示されている。同村について、フラグナーは ‘Abdī I: 1a の欄外に記載があるとするが [Fragner 1975: 181], ‘Abdī I の落丁のために fol. 152 の後に紛れ込んだ4フォリオの fol. 1a を指していると思われる。

18) 『歴史増補』の写本は永らくマシュハドのマレク図書館 Kitābkhāna va Mūza-’i Milli-i Malik 所蔵写本 (3890 または 1393.04.03890/000) の1点と思われており [Navā’i: 30; 平野 2006: 63], Navā’i も校訂にあたっては同写本を利用している。Āl-i Dā’ūd は上記写本およびラヒモフが利用したアゼルバイジャン国立科学アカデミー所蔵の写本 (48) 以外に、イラン国内に議会図書館 Kitābkhāna-’i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī の2写本 (10, 8401) とゴレスターン宮殿 Kākh-i Gulistān 写本 (504) の存在を挙げている [Āl-i Dā’ūd 1995: 131-5]。ラヒモフは『歴史増補』の写本は4点あり、バクー、テヘラン、アフワーズにあるとするが所在などの詳細については記していない [Majnūn: XVI. ↗

pishguftār 30]。『歴史増補』本文のなかに、未年初め(978/1571)に執筆を終了したことが記されているので[Takmilat: 132], 不動産目録の編纂と並行して執筆されていたことになる。タフマースブの娘パリー・ハーン・ハヌム誕生(955/1548)の箇所での言及から[Takmilat: 99], 同王女に献上されたと思われる。

『歴史増補』刊本の編者ナヴァーイーは『歴史増補』とカーディー・アフマド・ガッファーリー・カズウィーニー Qāzī Aḥmad Ghaffārī Qazvinī¹⁹⁾の『世界を飾る歴史』との類似性を指摘し、ふたつの歴史書の記述を比較した上で、『世界を飾る歴史』の方が諸事件の日付や記述が正確であることから、アブディー・ベグが『世界を飾る歴史』に多く依拠したと結論づけている。ガッファーリーとアブディー・ベグは同時代に宮廷に出仕していた官僚としてお互いに見知っていた可能性が高く、『歴史増補』の執筆はガッファーリーがカズウィーンを去った後のことであるので、アブディー・ベグが何らかの理由でガッファーリーの写本を自書の執筆に融通したと推察される [Takmilat: pishguftār

23-30. Melville 2012: 212-3]。ただし、アブディー・ベグ自身が目撃した出来事、例えばグルジア遠征や『エデンの園』にも詠まれているオスマン朝の王子バヤズィトやグルジア王族イーサー・ハーンの来訪などには同時代史料として高い価値が認められている。

サファヴィー朝前期(16世紀)の歴史叙述を分析したトラウシュは、サファヴィー朝の歴史叙述にはティムール朝(1370-1507)のヘラート学派の伝統を受け継ぐ学派とカラ・コユンル朝やアク・コユンル朝の伝統を受け継ぐカズウィーン学派のふたつの学派があるとし、カズウィーン学派の歴史叙述を分析した [Trausch 2011: 352, 360. cf. Fragner 2021: 323]²⁰⁾。アブディー・ベグとガッファーリーは後者に分類される。『歴史増補』は、カズウィーンに首都が置かれた時代の初期に年代記を執筆した歴史家たち(Qazvin I グループ)の歴史書に共通の特徴をもち、その歴史叙述はおおむね簡素で²¹⁾、また文中に挿入されている詩は全体に少なく、もっぱらサファヴィー朝の支配者の正統性に関連したものに限られる。特に詩人としての強い自覚をもつアブディー・ベグの

↗ Āl-i Dā'ūd 1995: 135]。いずれにしても平野が指摘するように、『歴史増補』刊本はマレク写本をさらに部分的に筆録したものを底本に利用した信頼度の低い刊本であるため、写本そのものの利用やあらたな刊本の校訂が求められる。

19) タフマースブおよび弟のサム・ミールザーに仕えた官僚、歴史家。イスラーム世界史の『世界を飾る歴史』(～972/1564-5)のほかにも同じくイスラーム世界史の『画室 Nigāristān』を著している。『サムムの贈り物』では、父親 Qāzī Muḥammad とともに第4章「詩人ではないが、ときに詩を詠んだ貴人たち」で紹介されている [Tuhfa: 120-1]。969/1561-2年にサム・ミールザーが投獄された後にメッカ巡礼に出立、そこからインドへ向かい、『世界を飾る歴史』を執筆後の975/1567-8年に死亡した。

20) トラウシュは16世紀の代表的な年代記作家として8人(Ibrāhīm Aminī Haravī, Ghiyāth al-Dīn Khvāndamīr, Yahyā b. 'Abd al-Laṭīf Qazvinī, Amīr Maḥmūd b. Khvāndamīr, Qāzī Aḥmad Ghaffārī, 'Abdī Beg, Būdāq Munshī Qazvinī, Ḥasan Beg Rūmlū)を取り上げ、その歴史叙述を比較分析する。このうちのIbrāhīm Aminī Haravī, Ghiyāth al-Dīn Khvāndamīr, Amīr Maḥmūd b. Khvāndamīrはヘラート学派を継承する歴史家、Yahyā b. 'Abd al-Laṭīf Qazvinī, ガッファーリーとアブディー・ベグの3名がQazvin I, 彼らの後の世代のBūdāq Munshī QazvinīとḤasan Beg RūmlūはQazvin IIに分類される。Melvilleはカズウィーン年代記作家を第二世代と位置づける [Melville 2012: 212-3]。サファヴィー朝の個々の年代記や歴史家についての詳細は、平野 [2006] および後藤 [2008] も参照。

21) 歴史的な出来事を言語的に確定することに自己限定するという、言語的ないしは歴史的なミニマリズムが特徴で、出来事や物語に対しては非体系的にアプローチし、過度に巧妙な言い回しや華美な言葉遣いを自制する傾向があるという [Trausch 2011: 352, 360]。

執筆した『歴史増補』に詩の引用が少ないことは注目に値するという [Tausch 2011: 363, 367–8; Melville 2012: 60]。ふたつの学派の特徴を統合し、「帝國的な見地 (imperial aspects)」を発展させた歴史叙述が確立されるのはアッバース 1 世の時代のことになる [Fragner 2021: 324]。

以上、アブディー・ベグの著作の 3 つの分野の概要を紹介してきた。随所でふれてきた各著作の特徴については、次節でさらに検討を加えていく。

3. 不動産目録編纂の意図

3.1 タフマースブの治世

不動産目録の編纂の実務的な理由を挙げるとするならば、2.2 で紹介した 973/1565 年発行の文書に書かれているように、ワクフ文書の情報に混乱が生じるようになったため、原本の確認と情報の再整理が企画されたことがあろう。ワクフ文書の整理事業を提案したサーム・ミールザーは、管財人のほとんどが比較的短期で交替するなかで約 12 年 (1549–63) にわたって管財人職にあり、サフィー廟の運営をめぐる問題がある程度認知する機会があったと思われる。彼が管財人職にあった時代は、サフィー廟にさかんにワクフが設定されていた時代と一部重なる。タフマースブ時代は全時代を通じてサフィー廟にワクフが設定されているが、ワクフの設定が集中するのは 940 年代/1530 年代前半–40 年代前半で、それに次ぐ 950 年代/1540 年代前半–50 年代前半の倍の件数にもなり、これはタフマースブによってサフィー廟の整備が進められた時期にあたる²²⁾。よってワクフ文書の整理事業

には、新旧のワクフ文書の統合という側面があったはずで、そこで文書整理の任務をタフマースブから命じられたのが、財務を専門とする官僚のアブディー・ベグだったと考えるのが自然である。

しかし文書を整理し、あらたに目録を作成するだけであれば、それは財務の業務範囲内であり、君主に目録を献呈するまでもないともいえる。しかしサフィー廟の不動産目録の編纂は、アブディー・ベグの言に従えば、975/1567–8 年のタフマースブの勅令によって決められた事業であった。現存する 3 写本のうち最も古いイラン国立図書館写本 3718 [‘Abdi I] は、サファヴィー朝を賛美する序に金泥や赤・青・緑の色インクを用いた豪華写本で、献上を目的として作成されたものと考えられる (本論集渡部論文参照)。それではサフィー廟の不動産の豪華目録が作成された意図はどこにあったのか。この章では、王権イデオロギーの変化に関わるタフマースブの宗教政策が、目録編纂に繋がったことを明らかにしていく。これに先立ち、まずタフマースブの治世を概観していく。

タフマースブはサファヴィー朝の歴代シャーのなかでも最も長く、50 年を越えて君主の座にあった (930/1524–984/1576 年)。その統治時代は大きく分けるとタブリーズを首都とした前期 (930/1524–950/1544 年)、首都の移行期 (950/1544 年–965–6/1588 年)²³⁾ をはさみ、カズウィーンを首都とした後期 (965–6/1588–984/1576 年) の 3 期からなる。前期はさらに 930 年代/1520 年代前半–30 年代前半と 940 年代/1530 年代前半–40 年代前半の 2 期にわけることができる。

タフマースブは父イスマーイール 1 世の死

22) 詳しい分析は本論集守川論文を参照。

23) タブリーズからカズウィーンへの遷都については、後藤 [2018] を参照。後述するように、カズウィーン首都時代に執筆された年代記の多くはトルコ暦と呼ばれる春分始まりの太陰太陽暦にもとづく編年体となっており、カズウィーン王宮地区の建設の着工は辰年 (950–1/1544–5 年)、竣工は午年 (965–6/1588–9 年)。ヒジュラ暦や西暦では 2 年にまたがり、正確な年月日は年代記中の記述から確定できるものもあるが、確定できないものもある。

去後、10歳の若さで即位した。彼の治世の前期第1期は、若年で実質的な統治能力のない新たな君主の登場によってキジルバシュの有力部族間の勢力争いが起こり、またこれに乗じて東方ではウズベクの侵攻が続いた。内乱を収束させて国内は安定に導いたものの、第2期にはオスマン軍の侵攻が相次ぐようになった。

首都の移行期は国内外の騒乱が収束に向かった時代である。962/1555年にオスマン朝との間にアマシヤ条約が締結され、オスマン朝の侵攻に対する懸念が解消された。タフマースブは安全保障上の観点からオスマン朝との国境に近いタブリーズから内陸のカズウィーンへと徐々に首都機能を移していたが、午年(965-6/1558年)には王宮地区に新しい宮殿が完成し、カズウィーンへの遷都が完了した。王宮地区サアードトアーバードはアク・コユンル朝がタブリーズに建設した王宮地区サーヒブアーバードをモデルとして、宮殿を中心部にもつ王宮庭園に面して公共空間である広場が設けられ、周辺に経済施設である市場や宗教施設のモスクが整備された。カズウィーン王宮地区の建設は、サファヴィー朝のシャーによる初の本格的な都市整備事業であること、さらにその構造はアッバース1世がイスファハーンへ遷都した際に整備した王宮地区ナクシェ・ジャハーンに受け継がれるという点から、サファヴィー朝の王権を考える上で重要な出来事といえよう[後藤2018]。

カズウィーンへの遷都以降の治世後期、タフマースブはカズウィーンに定住し、国内の長距離移動をしなくなる一方、政治的には安定期に入る。

3.2 タフマースブの宗教政策

タフマースブの生涯にわたる宗教政策を概観した専論はないが、彼が徐々に宗教への帰依を強め、保守化していったことは指摘されている²⁴⁾。その端緒は対外的な危機が相次いだ彼の治世前期にさかのぼることができる。

939/1533年の対ウズベク遠征のときに、タフマースブはマシュハドのレザー廟を参詣している。タフマースブの自伝によれば、このときにタフマースブはムハンマドが彼にイスラーム法に反する行為(*manāhi*)を避ければ勝利できる旨を告げる夢をみたという。翌晩の夢にはレザーが現れて違法行為を止めるようにタフマースブを説得した。この夢に従ってタフマースブは違法行為の禁止を告げる勅令を發布、この勅令は後に各地のモスクに刻まれた。同年にはカラキーに特権を授与する勅令を發布している[Tāzkira: 30; Arjomand 1988: 250-1; Arjomand 2016: 151; Khafipour 2019: 184; Rizvi 2000: 175]。941/1534年にオスマン軍が侵攻してきた時にタフマースブはおそらく初めてサフィー廟に参詣している。きっかけはやはり彼がみた夢で、アリーがサフィー廟に参詣して12の灯籠を寄贈すれば勝利できると告げたという。彼が灯籠を寄贈した後に、別の夢にサフィーがあらわれ、彼の勝利を予言した[Tāzkira: 37-8; Rizvi 2000: 164-6; Rizvi 2011: 76]²⁵⁾。タフマースブが自伝に記述する神秘的な宗教体験と軍事的な勝利は、タフマースブが信仰心を高め、積極的な宗教保護政策を進める作用をもったであろう。この後もタフマースブは繰り返して違反行為を禁止する勅令を發布している[Newman 2006: 31-2]²⁶⁾。

24) もともとティムール朝時代に文化の中心地として栄えたヘラートで成長したタフマースブは、芸術への造形が深く、アブディー・ベグラ詩人を支援し、絵画芸術には自らも画家に師事するほど強い関心をもったが、信仰への帰依が強くなるのと反比例して、絵画芸術への興味は失っていったとされる[Losensky 2003: 2; Newman 2006: 33-5; Canby 2005: 79-86]。

25) Rizviはサフィー廟のクルアーン朗唱者の館(Dār al-ḥuffāz)に刻まれた勅令はこのときに出されたものと推測している[Rizvi 2000: 164-6; Rizvi 2011: 95-8]。

26) Newmanはアマシヤ条約締結後の1555-6年、1556-7年、1563-4年、1571-2年にも勅令

3.1の冒頭でみたようにサファヴィー廟へのワクフ設定がもっとも多かったのも、タフマースブが神秘的な宗教体験を経て聖廟参詣を行った直後からの約20年の間のことなので、サファヴィー廟への支援がタフマースブの治世前期の宗教政策の一環として行われ、それが不動産目録編纂に繋がったと考えてよいだろう。

3.3 歴史叙述にみるサファヴィー朝王権イデオロギーの変化

サファヴィー朝はサファヴィー教団を母体とし、サファヴィー家を熱狂的に信奉するキジルバシュの軍事力によって世俗の支配権を獲得したが、イスマーイール1世は国家成立とともに十二イマーム派を国教とすることで、サファヴィー王権における神秘主義教団の要素を弱め、より普遍的な領域国家への転換をはかった。タフマースブの治世後期はその十二イマーム・シーア派擁護策の結果としてサファヴィー朝の宗教・政治イデオロギーが定着した時代とされている〔Khafipour 2019: 79–86〕。サファヴィー朝の王権を表象する有効な分野のひとつが文芸であり、その多くが官僚によってサファヴィー朝の支配の正統化を意図して書かれた歴史書も、その叙述に取り入れられた十二イマーム派的な要素が特に注目されてきた²⁷⁾。

クインはサファヴィー朝の歴史書の序文や初期のサファヴィー神秘主義教団に関する記述を分析し、シャイフ・サフィー・アッ

ディーンの聖者伝に起源をもつ物語が、シャイフ・サフィーとその支持者たちが十二イマーム派のムスリムに見えるようにするために再生産され、著しく書き換えられたことを明らかにした〔Quinn 2000〕。メルヴィルはイスラームの歴史家が支配の正統化のために伝統的に系譜を利用してきたこと、サファヴィー朝の歴史叙述の特徴のひとつに系譜の強調を挙げた〔Melville 2012〕。サファヴィー朝の場合は早い段階でサファヴィー家の系譜をサイドの系譜、具体的には十二イマーム派の第7代ムーサー・アルカージムに結びつけるようになる。タフマースブも夢のお告げをうけた1533年に最初のシャイフ・サフィー聖者伝『純粹の精華 *Ṣafwat al-Ṣafā*』の系譜を含む序の改訂を命じている〔Melville 2012: 233–4; Rizvi 2011: 76; cf. Newman 2006: 30〕。この事実からもタフマースブの宗教政策推進の転換点が1533年であったことは明らかであろう。メルヴィルによれば、サファヴィー朝の歴史書は基本的に同じ構造の系譜を採用しているが、トラウシュはさらに彼がヘラート学派に位置づける初期の歴史家 (Ibrāhīm Aminī Haravī と Ghiyāth al-Dīn Khvādamīr) による年代記と、カズウィーン学派の Qazvin I に分類する年代記の違いとして、サイドの称号の有無を挙げている²⁸⁾。

サファヴィー朝の歴史叙述が本格化したのはタフマースブ時代とされるが〔Melville

↗ を発布していたことを紹介している。これらの勅令発布行為は信仰の保護者というシャーの優れたイメージ、宗教的正統性の強化を意図したものと考えられている。

27) ペルシア語歴史叙述研究全体の最新動向については、Quinn 2021 の Introduction を参照。

28) Melville はシャイフ・サフィー以前の祖先の名前の前にサイドの称号がつけられた最初の年代記を 'Abd al-Laṭīf Qazvīnī の『歴史概要』とする〔Melville 2012: 234〕。筆者が確認した限り、『歴史概要』の新版の刊本では、サイドの血統 (nasab-i siyādat) という表現は出てくるが、系譜の個人名にはサイドの称号は冠されていない〔Lubb II: 266, 268〕。旧版では8代前の Muḥammad 以前の祖先に全てサイドの称号がつけられている〔Lubb I: 238〕。なおサファヴィー朝年代記でアルダビールに慣用として冠される教導の都 (Dār al-Irshād) という形容詞は、恐らく『歴史概要』のイスマーイール1世の遺体の移送の場面ではじめて用いられており〔Lubb I: 237; Lubb II: 289〕、歴史叙述におけるサファヴィー王権の十二イマーム派の血統による宗教面での正統化がタフマースブ時代に進行したことは間違いないであろう。サファヴィー朝年代記内のサファヴィー家の系譜は Melville の当該ページを参照。

2012: 212], アブディー・ベグを含めてカズウィーン学派に属する歴史家たちによる歴史書の多くはタフマースブのカズウィーン遷都後に執筆されていることから、歴史叙述における十二イマーム派的要素の導入は、遷都後に本格化したと考えてよいだろう。アブディー・ベグの著作におけるタフマースブの治世に関する詩を分析したジャアファリヤーンは、タフマースブのサイドの血統が強調され、時のイマームや神の影と喩えられるタフマースブによるシーア派およびイスラーム法の普及や遵守が喧伝されていることを明らかにした [Ja'fariyān 1375Kh]。ハーフィーブールは、神学者ではないアブディー・ベグは支援者であるタフマースブの権威表明に関してシーア派の正統権威そのままではなく、ポピュリズム的な解釈を提示したという [Khafipour 2019: 184-5]²⁹⁾。

これらの研究の成果を総括すると、タフマースブの宗教政策の推進と呼応し、タフマースブ時代の歴史書は十二イマーム派の血統を王権イデオロギーの主要要素として強調することで、サファヴィー朝による支配の正統性の強化を模索したといえる。第1節で紹介したようにアブディー・ベグは十代のときに十二イマーム派の法学者カラキーに学んでいた。国家思想となった十二イマーム派思想を教育過程で身につけた第一世代の官僚として、アブディー・ベグは十二イマームの末裔としてのサファヴィー家の賛美の文言を自然に紡ぎだすことができたサファヴィー朝の歴

史家の先駆者のひとりとなった³⁰⁾。

しかしサファヴィー朝は、神秘主義教団や十二イマーム派の血統といった宗教的な要素以外にも王権のイデオロギーを見いだしていった。2.1で紹介したリズウィーはサファヴィー廟を構成する建築物を対象とし、サファヴィー朝の王権イデオロギーに宗教性と世俗性のふたつの側面があることを明確にするとともに、そのふたつの要素が統合されたところに特徴があるとした。タフマースブはサファヴィー廟の既存の施設に加えてあらたな施設を建設したが、これも宗教政策の転換点となったと考えられる1533年以後のことで、タフマースブが積極的に宗教保護政策を進めた時期にあたる³¹⁾。リズウィーはこの建設事業を単なる空間的な変更ではなく、スーフィー的な施設からシャーを中心とした施設への変化をもたらしたという点で思想面の変化とみなしている [Rizvi 2011: 79-86]。またリズウィーは不動産目録とアブディー・ベグの先行する作品である『エデンの園』の詩の建物の描写を比較分析し、前者の詩は後者の詩を再利用していること、ただしそれはタフマースブに直接関係する建築物に限られ、既存の古い建物の賛美には新しい詩をつくったと指摘する。そしてタフマースブが建設に携わった廟も宮殿も、王室儀礼の実施やシャーの正統な支配の確立のための建造物であり、アブディー・ベグの詩はタフマースブのシャーの権威を象徴する役割を果たしたと結論づける [Rizvi 2011: 116]。

29) Khafipourによれば、十二イマーム派にはマフディーのガイバ中の支配者の支配はすべて非合法であるという伝統的な考え方があり、サファヴィー朝の支配をいかに正統化するかは解決が困難な問題であったが、法学者 Muḥammad Bāqir Sabzavāri (1679 没) がマフディー不在時にもその恩恵は続くとしてこの問題を解決したことで、預言者の子孫であるイスマエールとサファヴィー家の人々は共同体を率いる合法的な後継者として捉えられるようになったという。

30) 例えばサファヴィー朝の初期の歴史家のうち、ヘラートでティムール朝に仕えたスンナ派の Ghiyāth al-Dīn Khvāndamīr は最終的にインドに移住し、Yahyā b. 'Abd al-Laṭīf はスンナ派信仰を理由に1555年に処刑されている [Melville 2012: 212]。

31) 二度目のサファヴィー廟訪問の後の1536年から1537年にかけて、タフマースブは廟に隣接する慈善施設の取り壊しと新たな建物の建設開始している。参籠の館 (Chillakhāna) の改修、ハディースの館 (Dār al-ḥadīth) と儀礼が挙行される集会場である楽園の館 (Jannatsarā) の建設が行われ、後者のためには住宅や商業施設、さらに4年後には庭園や果樹園を整備している。

リズウィーの考えでは、タフマースブはサファヴィー廟に新たな施設を建設することで、神秘主義的な要素にかわり、シャーの権威という世俗的な要素をあらたに取り入れたということになる。サファヴィー王権の両義性に関するリズウィーの示唆は重要ではあるが、その分析は詩の建物の描写に関わる部分に限られていることもあり、アブディー・ベグの叙述にみられるシャーの世俗的な権威については踏み込んで論じておらず、十二イマーム派の要素が考察対象から外れている点も不備といえる。

宗教的な要素への注目と比べると、サファヴィー王権の世俗的な要素について論じた研究は少ないため、王権の世俗性の観点からアブディー・ベグの叙述をサファヴィー朝期の叙述作品の流れのなかに位置づけることは難しい。しかしカズウィーン遷都は、十二イマーム派の血統の重視という宗教性に根ざした王権イデオロギーにあらたに世俗的な王権イデオロギーの要素を取り入れようとする試みの端緒ともなった。カズウィーンでは宮殿を舞台に古代ペルシア由来のノウルーズ（新年）などの宮廷儀礼や壮麗な即位式が確立され、これに呼応して歴史書や文書の年の記載に、イスラームの公的な暦であるヒジュラ暦にかわり、ノウルーズを元旦とする太陽暦のトルコ暦が導入された³²⁾。発行年にトルコ暦が併記された現存最古の文書は966/1558年のもので、2.2で紹介したタフマースブの973/1565年の勅令も発行年に十二支年（丑年）が併記されている。カズウィーン学派の歴史家も編年の歴史叙述にトルコ暦を導入している。トルコ暦を優先する形式でヒジュラ暦を併用した最初の歴史書は『世界を飾る歴史』だが、アブディー・ベグの『歴史増補』は

トルコ暦を優先する形式を最初に採用した年代記であった。以後、サファヴィー朝のシャーに献上された歴史書は、一部の例外を除いてトルコ暦優先の叙述形式を採用していくようになる〔後藤 2008: 59, 64〕。

3.4 アブディー・ベグ諸作品の序にみるサファヴィー朝王権イデオロギー

3.3で述べたように、サファヴィー王権の両義性に関するリズウィーの分析はアブディー・ベグの詩における建物の描写に関わる部分に限られているので、宗教性と世俗性がいかに表象されているのかという点に注目しながら、『エデンの園』、不動産目録、『歴史補遺』の各作品の序を検証してみたい。

タフマースブが建設したばかりの王宮地区を描写するために著わされた『エデンの園』は、作品執筆の経緯と構成について説明する序 (dibācha) の後、王宮地区の描写に入る前に「イマームの美德」、「宗教の避難所たるシャー (shāh-i din-panāh) の支配への賛辞」³³⁾ が続き、サファヴィー朝の王権の宗教性と世俗性の両側面が描かれるも、記載順で十二イマーム派の血統がシャーとしての立場に優先されていることがうかがわれる。一方、時代が下ってタフマースブ治世の後期に執筆されたサファヴィー朝年代記の『歴史補遺』第3部では、明らかに世俗王権の要素が強調された書き方になっているが、宗教権威を越えることがないようにバランスがはかられている。例えば第3部の題名「十二イマーム派のサファヴィー家の至高の帝王たちについて (dar zīkr-i pādshāhān-i ‘ālī jāh-yi Ṣafaviya-‘i imāmiya-‘i ithnā ‘ashara)」は、サファヴィー朝のシャーがイマームの後裔であることを前提としつつも、シャーがペルシアの帝王

32) モンゴル王朝のイルハーン朝時代に導入された東アジア起源の十二支はイルハーン朝の滅亡で表向きには一旦使用が途切れた。しかしサファヴィー朝時代までにはペルシアの伝統的な太陽暦と合わせて春分の日（ノウルーズ）が元旦となった。

33) 宗教の避難所たるシャーは、初期のサファヴィー朝年代記から使われているシャーの呼称のひとつで、イスマール、タフマースブに用いられる [cf. *Habib*: 440]。

であることを前面に打ち出している³⁴⁾。サファヴィー家の系譜では十二イマーム派サイイドの血統を強調するが、系譜の冒頭のサファヴィー朝初代イスマーイールの名前の前には、偉大なる世界征服者たるハーン(Jahāngīr-khān-i kabīr), イスカンダルの王座のジャムシード(Jamshīd-i Iskandar-sarīr), 当代の最後のソロモン(Sulaymān-i ākhir-i zamān), 二星の合の皇帝(pādshāh-i šāhib-qirān)など、過去の偉大な君主に模したり、ペルシア語の歴史書のなかで世俗支配者に対して多用される称号を冠するなど、世俗の偉大な君主としての側面を同時に強調する工夫がみられる。また、セルジューク朝、ブワイフ朝、ガズナ朝、イルハーン朝といった諸王朝の名の後にサファヴィー朝の名を挙げ、イラン高原を支配した諸王朝の系譜にサファヴィー朝を位置付ける³⁵⁾。そして、王朝の成立については「天国に住むシャーは世界を征服し、十二イマーム派のイマームらのフトバによって正義を唱え、彼らの真理と彼らの敵の誤りが確信された」と表現し、十二イマーム派のイマームの宗教権威がシャーの政治権力掌握に寄与したことが強調される[Takmilat: 34-5; cf. Rizvi 2011: 107]。

しかし『歴史補遺』とほぼ同時期に書かれた不動産目録の場合、序ではもっぱらサファヴィー家の十二イマーム派の血統や信仰の保護者としてのタフマースブが喧伝され、サファヴィー王権の世俗性を強調するような表現は抑制されている。'Abdī Iではシャーという単語自体の使用そのものが、色インクで書かれたシャー・イスマーイールおよびシャー・タフマースブという二人のシャーの名の一部と登場するのみで、過去の偉大な君主に模してのタフマースブへの賛辞はほぼ見

られない。不動産目録はサファヴィー家の祖廟へのワクフ寄進の目録であるため、ワクフ設定者としてのシャーの世俗性を強調することは、ワクフ寄進の対象となっている宗教権威としてのサファヴィー家始祖と寄進者との間の乖離を招き、叙述の仕方次第ではシャーを宗教権威への奉仕者であるかのような印象を残しかねない。そこでアブディー・ベグは不動産目録の序のなかではイマームの後裔としてのサファヴィー家の賛美に終始し、世俗権威としてのシャーの賛美については直接的な表現は避け、タフマースブによって建設された宗教施設群を詩で賛美するという間接的な方法を選択したのではないか。

タフマースブ治世の後期は政情が安定し、首都カズウィーンにシャーとしてのサファヴィー王権を強化する舞台としての王宮が建設され、そこで挙行される儀礼が確立した。王権を正統化する歴史書も多く執筆されるようになった。アブディー・ベグの『エデンの園』や『歴史増補』も王権を正統化する意図で執筆され、十二イマーム派の血統だけでなく、イラン高原の支配者としてのシャーの世俗権威があらたな王権イデオロギーの要素として強調されるようになった。一方、『歴史増補』と同時期に編纂されたアブディー・ベグ版不動産目録もサファヴィー王権の正統化を意図して編纂されたが、宗教権威としてのサファヴィー廟に寄進された不動産の目録という性格から、その序ではシャーの世俗権威の賛美は控えられ、十二イマーム派の血統の賛美に終始したのであろう。

34) シャーの世俗の権威を十二イマーム派の宗教権威と組み合わせた表現は『歴史概要』にすでに見られるが[cf. Lubb II: 266], ヘラート学派の年代記には見られない。このことからカズウィーン首都時代にシャーの権威強化の試みが始まったことを確認できる。

35) 先駆王朝を挙げる際には、セルジューク朝やイルハーン朝初代フラグはトルコと形容され(Turkân-i Saljuqî, Hülakû Khān-i Turk), サファヴィー家との違いが示唆される。

おわりに

アブディー・ベグ版不動産目録の編纂はワクフ原本の確認と情報の再整理という実務の延長上に企画されたものであるが、勅令にもとづく編纂には『エデンの園』や『歴史補遺』と同様にサファヴィー王権を正統化する目的も付与された。アブディー・ベグ版不動産目録が単なる法務や財務のための目録としての存在を越えた価値を持ち得たとしたら、それはひとえにアブディー・ベグの文才に依るところが大きい。サファヴィー家は宗教的には神秘主義教団教祖の家系と十二イマームの後裔という側面、世俗的にはペルシアの支配者と遊牧系王朝の君主という側面をもち、王権イデオロギーにはそれらの要素が複雑に絡み合っていた。王権の賛美には、求められる作品の性格を的確に理解し、これらの要素のバランスを取ることが求められる。財務官僚であると同時に宮廷で名を馳せた文人であったアブディー・ベグは、配慮を凝らした賛美に満ちた序で、献呈書として編纂されたサファヴィー王家祖廟の不動産目録を飾り、その責務を果たしたのである。

参考文献

●史料●

アブディー・ベグの著作

- '*Abdi I*: 'Abdi Beg Shirāzī, *Ṣariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Īrān, Ms. 3718.
 '*Abdi*/Hidāyatī: 'Abdi Beg Shirāzī. *Ṣariḥ al-Milk: Vaqfnāma-'i buq'a-'i Shaykh Ṣafī al-Dīn Ardabilī*. Ed. Maḥmūd Muḥammad Hidāyatī. Tehran: Sāzmān-i Awqāf va Umūr-i Khayriya, Mu'avinat-i Farhangī. 1390Kh/2011-12.
 '*Adn*: 'Abdi Beg Shirāzī. *Jannāt-i 'Adn*. Ed. Iḥsān Ishrāqī and Mihrzād Parhizkāri. Tehran: Intishārāt-i Sukhan. 1395Kh.
Athmār: 'Abdi Beg Shirāzī. *Jannat al-Athmār, Ṣaynat al-Awraq, Ṣahīfat al-Ikhlās*. Ed. Abū al-Faẓl Hāsim Ūghlū Raḥīmūf. Moscow. 1979.
Āyin: 'Abdi Beg Shirāzī. *Āyin-i Iskandarī*. Ed. Abū al-Faẓl Hāsim Ūghlū Raḥīmūf. Moscow. 1977.
Dawḥat: 'Abdi Beg Shirāzī. *Dawḥat al-Azhār*. Eds.

- Abū al-Faẓl Hāsim Ūghlū Raḥīmūf & 'Alī Mīnā'i Tabrizī. Moscow. 1974.
Hafī: 'Abdi Beg Shirāzī. *Hafī Akhtar*. Ed. Abū al-Faẓl Hāsim Ūghlū Raḥīmūf. Moscow. 1974.
Jawḥar: 'Abdi Beg Shirāzī. *Jawḥar-i Fard*. Ed. Abū al-Faẓl Hāsim Ūghlū Raḥīmūf. Moscow. 1979.
Majnūn: 'Abdi Beg Shirāzī. *Majnūn va Laili*. Ed. Abū al-Faẓl Hāsim Ūghlū Raḥīmūf. Moscow. 1967.
Mazhār: 'Abdi Beg Shirāzī. *Mazhār al-Asrār*. Ed. Abū al-Faẓl Hāsim Ūghlū Raḥīmūf. Moscow. 1986.
Rawḥat: 'Abdi Beg Shirāzī. *Rawḥat al-Ṣifāt*. Ed. Abū al-Faẓl Hāsim Ūghlū Raḥīmūf. Moscow. 1974.
Takmilat: 'Abdi Beg Shirāzī. *Takmilat al-Akhbār*. Ed. 'Abd al-Ḥusayn Navā'i. Tehran: Nashr-i Nay. 1369Kh.

その他の史料

- Ash'ār*: Mīr Taqī al-Dīn Kāshānī. *Khulāṣat al-Ash'ār va Ṣubdat al-Afkār (Bakhsh-i Shirāz va Navāḥi-i Ān)*. Tehran: Mirāth-i Maktūb. 2013.
Ḥabīb: Ghīyāth al-Dīn Khvāndamīr. *Tārīkh-i Ḥabīb al-siyar fī akhbār-i afrād-i bashar*. Tehran: Intishārāt-i kitābforūshī-yi Khayyām. 1333Kh.
Iqlīm: Amin Aḥmad Rāzī. *Tazkīra-'i Hafī Iqlīm*. 3 vols. Ed. Muḥammad Rizā Ṭāhirī. Tehran: Surūsh. 1999.
Lubb I: Yaḥyā b. 'Abd al-Laṭīf Qazvinī, *Kitāb-i Lubb al-Tawārīkh*. Ed. Sayyid Jalāl al-Dīn Ṭīhrānī. (Tehran): Intishārāt-i Mu'asisih-i Khāvar. 1314Kh.
Lubb II: Yaḥyā b. 'Abd al-Laṭīf Qazvinī, *Lubb al-Tawārīkh*. Ed. Mīr Hāshim Muḥaddith. Tehran: Anjoman-i Āthār va Makhākhir-i Farhangī. 1386Kh.
Tazkīra: Shāh Ṭahmāsb b. Ismā'il b. Ḥaidarī al-Ṣafavī. *Tadhkīra-yi Shāh Ṭahmāsb*. Ed. Amr Allāh Ṣafarī. Tehran: Intishārāt-i Shahraq. 1363Kh.
Tuḥfa: Sām Mirzā Ṣafavī. *Tazkīra-'i Tuḥfa-'i Sāmī*. Ed. Rukn al-Dīn Humāyūn-Farrukh. Tehran: Intishārāt-i Asāṭīr. 1384Kh.

●研究文献●

- Abisaab, Rula Jurdi. 2012. "Karakī." *EIr*.
 Āl-i Dā'ūd, 'Alī. 1995. "Niwishta-hā-yi Tārīkhī-i 'Abdi Beg Shirāzī." *Tahqīqāt-i Islāmī* 10(1): 121-143.
 Arjomand, Said Amir. 1988. "Two Decrees of Shāh Ṭahmāsp concerning Statecraft and the Authority of Shaykh 'Alī Al-Karakī." *Authority and Political Culture in Shi'ism* (Said

- Amir Arjomand, ed.), 250–262, New York: State University of New York Press.
- Arjomand, Saïd Amir. 2016. “Three decrees of Shah Tahmasb on Clerical Authority and Public Law on Shi‘ite Iran.” *Sociology of Shi‘ite Islam: Collected Essays* (Saïd Amir Arjomand), 151–165, Leiden & Boston: Brill.
- Canby, Sheila R. 2005. *Persian Painting*. Morthampton: Interlink books.
- Dabīrsiyāqī, Muḥammad, and Bert Fragner. 1982. “‘Abdī Širāzī.” *EIr*.
- Fragner, Bert. 1975. “Das Ardabiler Heiligtum in den Urkunden.” *Wiener Zeitschrift für die Kunde des Morgenlandes* 67: 169–215.
- Fragner, Bert. 2021. “Consideration on Literary Aspects of Persian Historiography.” *A History of Persian Literature*, V (Bo Utas ed.), London & N.Y.: I.B. Tauris: 279–341.
- Ghereghlou, Kioumars. 2016. “Ġaffārī Qazvini, Aḥmad.” *EIr*.
- Ishrāqī, Iḥsān. 1977. “Naqqāshī-hā-yi kākhi Chihilsutūn-i Qazvīn va kāk-hā-yi digar-i Šafavī: az khilāl-i manzūma-‘i ‘Abdī Bik Shirāzī.” *Hunar va Mardum* 182: 2–9.
- Ishrāqī, Iḥsān (Echraghqi, Ehsan). 1982. “Description contemporaine des peintures murales disparues des palais de Shah Ṭahmāsp à Qazvin.” *Art et société dans le monde iranien* (Chahryar Adle ed.), Paris: Editions Recherche sur les civilisations: 117–26.
- Ishrāqī, Iḥsān. 1996. “Le Dar al-Saltana de Qazvin, deuxième capital des Safavides.” *Safavid Persia* (Charles Melville ed.), London and New York: I. B. Tauris: 105–116.
- Ishrāqī, Iḥsān. 2009. “Tawšif-i Dawlatkhāna wa Kākhi-hā wa Bāgh-hā-yi Šafavī dar Manzūma-hā-yi ‘Abdī Big Navidī, Shā‘ir-i Dawrān-i Shāh Ṭahmāsb-i Avval,” *Farhang* 68: 41–58.
- Ishrāqī, Iḥsān. 2010. “Tawšif-i Naqqāshī-hā-yi ‘Imārāt-i Dawlatkhāna-‘i Šafavī dar Ash‘ār-i ‘Abdī Big.” *Farhang* 71: 1–13.
- Ishrāqī, Iḥsān. 2012. “Shahr-i Tārikhi-i Qazvīn.” *Majalla-‘i Pazhūhish-hā-yi ‘Ulūm-i Tārikhi* 3(2): 1–16.
- Ja‘fariyān, Rasūl. 1375Kh. “Didgār-hā-yi Siyāsī-‘i ‘Abdī Beg Shirāzī (988 m.) dar bāra-‘i Shāh Ṭahmāsb Šafavī (984 m.),” *Hukūmat-i Islāmī* sāl 5(2): 240–251.
- Khafipour, Hani. 2019. “The Safavid Claim to Sovereignty according to a Court Bureaucrat.” *The Empires of the Near East and India: Source Studies of the Safavid, Ottoman and Mughal Literature Communities* (Hani Khafipour ed.), New York: Columbia Univ. Press: 179–192.
- Losensky, Paul E. 2003. “The Palaces of Praise and the Melons of Time: Ekphrastic Patterns in ‘Abdi Bayg’s Garden of Eden.” *Eurasian Studies* II. 1–29.
- Losensky, Paul E. 2008. “‘Abdī Širāzī.” *EI³*.
- Melville, Charles. 2012. “The Historian at Work.” *A History of Persian Literature*, X (Charles Melville ed.), London & N. Y.: I.B. Tauris: 56–100.
- Mitchell, Colin P. 2009. “Ṭahmāsp I.” *EIr*.
- Morton, A. H. 1974. “The Ardabil Shrine in the Reign of Shāh Ṭahmāsp I.” *Iran* 12: 31–64.
- Newman, Andrew J. 2006. *Safavid Iran: Rebirth of a Persian Empire*. London & N. Y.: I.B. Tauris.
- Quinn, Shole. 2000. *Historical Writing during the Reign of Shah ‘Abbas: Ideology, Imitation and Legitimacy in Safavid Chronicles*. Salt Lake City: University of Utah Press.
- Quinn, Shole. 2021. *Persian Historiography across Empires: The Ottomans, Safavids, and Mughals*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Rizvi, Kishwar. 2000. “Transformations in Early Safavid Architecture: The Shrine of Shaykh Safi al-din Ishaq Ardabili in Iran (1501–1629).” PhD. dissertation, Massachusetts Institute of Technology.
- Rizvi, Kishwar. 2011. *The Safavid Dynastic Shrine: Architecture, Religion and Power in Early Modern Iran*. London & N. Y.: I.B. Tauris.
- Roemer, Hans Robert. 1986. “The Safavid Period.” *The Cambridge History of Iran*, VI (Peter Jackson & Laurence Lockhart eds.), 189–350, Cambridge: Cambridge University Press.
- Sulṭānī, Mahdī. 2009. “Bāgh-i Sa‘adat-ābād-i Qazvīn bar Asās-i Manzūma-hā-yi ‘Abdī Big Navidī Shirāzī.” *Gulistan-i Hunar* 11: 38–47.
- Szuppe, Maria. 1996. “Palais et jardin: le complexe royal des premiers Safavides à Qazvin, milieu XVI – début XVII siècles.” *Res Orientales* VIII: 143–177.
- Trausch, Tilmann. 2015. *Formen Höfische Historiographie im 16. Jahrhundert: Geschichtsschreibung unter den frühen Safaviden: 1501–1578*. Wien: ÖAW.
- Yarahmadi, Samaneh, Ansari, Mohtaba & Mahdavinejad, Mohammadjavad. 2018. “Bāz-khwāni-yi Bāgh-i Sa‘adat-ābād-i Qazvīn: Bar asās-i Ash‘ār-i ‘Abdī Big Shirāzī va Inṭibāq bā Asnād-i digar-i Tārikhi (Re-Commentary of Sa‘adat Abad Garden of Qazvin: A Comparative Analysis of

Abdi Beig Shirazi's poems and historical documents)", *Bagh-e Nazar* (The Scientific Journal of NAZAR research center for Art, Architecture & Urbanism) 58: 27-50.

後藤裕加子 2008 「サファヴィー朝年代記とトルコ暦（十二支）の導入」『東洋史研究』66(4): 50-82.

後藤裕加子 2018 「サファヴィー朝の「統治の都」における王宮地区建設事業——カズウィーンのスアーダトアーバードを事例として——」『関西学院史学』45: 80-49.

平野豊 2006 「シャー・タフマースプ1世時代のイラン史研究のための基本史料」『駿台史学』129: 53-81.

アブディー・ベグ版不動産目録写本の作成と管理

伝世3写本の扉・余白書込みの基礎的分析に基づく考察

渡部良子

The Production and Management of Copies of 'Abdī Beg's *Ṣarīḥ al-Milk*

A Preliminary Analysis of the Title Page and Marginal Notes
of its Three Extant Manuscripts

WATABE, Ryoko

This paper aims to reconstruct the production and management of the three existing copies of *Ṣarīḥ al-Milk*, the first comprehensive inventory of the real estate of Shaykh Ṣafī al-Dīn Ardabilī's shrine compiled by 'Abdī Beg during Shāh Ṭahmāsb's reign (1524–76), through an analysis of notes on their title pages and margins.

'*Abdī I* (National Museum of Iran, Ms. 3718), as Alexander Morton pointed out, was produced immediately after the compilation of *Ṣarīḥ al-Milk* and dedicated to Ṭahmāsb, and then donated by his grandson Shāh 'Abbās to the Shrine in 1608. '*Abdī I*, which bore Ṭahmāsb's seal at the top of its first page and 'Abbās's waqf record on its title page, was stored in the library of the new waqf department established by 'Abbās in the shrine and treated as "the Original" of *Ṣarīḥ al-Milk*.

'*Abdī II* (National Museum of Iran, Ms. 3719), which was used in the practical management of the Shrine's property, was prepared from a manuscript in which the errors of '*Abdī I* were repaired. A great deal of information relating to the Shrine's real estate, particularly the results of a comprehensive survey of the endowments during the reign of 'Abbās II (1642–66), were added to its margins, updating the information in *Ṣarīḥ al-Milk*. The notes on the title pages of '*Abdī III* (National Library of Iran, Ms. 2734) suggest that '*Abdī II* was sent to the Safavid court in 1090/1679 and, after being kept in the Royal Warehouse for about twenty-five years, was approved as an official copy of *Ṣarīḥ al-Milk* in 1109/1697–8, by having a copy of Ṭahmāsb's seal and 'Abbās's waqf record transcribed from '*Abdī I* in the shrine. '*Abdī III* was then produced from '*Abdī II* as a revised copy of *Ṣarīḥ al-Milk*.

The three extant copied of *Ṣarīḥ al-Milk* show that in the Safavid era, copies

Keywords: Shrine of Shaykh Ṣafī, *Ṣarīḥ al-Milk* (inventory of real estate), manuscript, codicology, Safavid dynasty

キーワード: シャイフ・サフィー廟, 不動産目録, 写本, 写本研究, サファヴィー朝



of *Ṣariḥ al-Milk* were managed in a strict manner as the basic material for the management of the Shrine's property, in which 'Abdī I was regarded as "the Original" and the other manuscripts as "copies" of it, with the Ṭahmāsb's seal and 'Abbās's waqf record as signs of its legitimacy.

はじめに

1. 不動産目録3写本の成立：写本作成・管理方法再構成の試み
 - 1.1 謹呈用写本，「原本」としての 'Abdī I
 - 1.2 'Abdī II, 'Abdī III が示す不動産目録写本の作成・管理
2. 'Abdī II, 'Abdī III 余白書き込みが示す不動産目録改訂版の作成と写本の管理

2.1 余白書き込みの方法

2.2 書き込みの種類とその背景

2.2.1 占有 (taṣarruf) 記録

2.2.2 管理状況

2.2.3 物件情報の追加，物件の追加

2.2.4 文書調査記録

おわりに

はじめに

本稿の目的は、16世紀後半に編纂されたサフィー廟の最初の総合的な不動産目録、アブディー・ベグ版不動産目録 *Ṣariḥ al-Milk* (以下、不動産目録と呼ぶ) の伝世3写本 (イラン国立博物館写本 3718 = 'Abdī I, 同 3719 = 'Abdī II, イラン国立図書館写本 2734 = 'Abdī III) の作成経緯を、扉 [fol. 1a] およびコロフォン、そして 'Abdī II, 'Abdī III に加筆された余白書き込みから可能な限り再構成することである。

本論集「解題」でも指摘された通り、サファヴィー教団時代からサファヴィー朝初期にかけてのサフィー廟の歴史研究において、アブディー・ベグ版不動産目録は古くから用いられてきた主要史料である。しかし、不動産目

録を用いた代表的研究は、専ら不動産目録本文の情報が示すサフィー廟の不動産獲得、そしてそのプロセスが示す教団と廟の発展、政治権力や地域社会との関係に関心を向けており、伝世3写本が持つ相違、就中その著しい特徴である扉と余白の書き込みは、これまでほとんど検討されてこなかった¹⁾。これは、不動産目録の編纂後、サフィー廟の財産管理の中で、不動産目録の写本がどのように作成され、利用・管理されていたのかという問題が、本格的に問われてこなかったことを示していよう。しかし、サフィー廟のワクフ財管理制度に深く関わる当該史料の性質とその伝える情報を正しくとらえ利用するためには、伝世写本の作成・管理方法と余白書き込みの役割がいかなるものであったのかを検討することが、まず行うべき基礎的作業のはずである。

1) アブディー版不動産目録写本を最初に用いた研究は Morton 1974, Aubin 1976-77 であるが、不動産目録に基づきタフマースプ期のサフィー廟の建築を再構成した Morton 1974 は、3写本の関係に関する仮説を最初に示し 'Abdī II, 'Abdī III の余白書き込みにも言及しているものの、その詳細を検討することはしていない。サファヴィー教団と政治権力・社会の関係に関する研究に最初に不動産目録を用いた Aubin 1976-77 は 'Abdī I 写本を、サファヴィー教団時代のサフィー廟の財の発展と政治権力・アルダビール地域社会の関係をさらに徹底的に解明した Gronke 1993 は 'Abdī I, 'Abdī III, サファヴィー朝期支配層女性の廟への寄進活動に関する Zarinebaf-Shahr 1998 は 'Abdī I, 'Abdī II, サファヴィー朝期のサフィー廟の建築の発展に関する Rizvi 2000, 2011 は 'Abdī I, またサフィー廟とその運営制度に関する近年の包括的研究 Luṭfi 1395Kh は 'Abdī III を使用しているが、3写本すべてをその余白書き込みの異同も含めて本格的に研究対象としている研究はこれまでのところ現れていない。

不動産目録の伝世3写本の成立経緯に関する仮説としては、この史料を最初に本格的に紹介・利用したA. モートンが特に *‘Abdī I* の位置付けを中心とした見解を示している [Morton 1974: 33–35]。そこで本稿では、まず3写本の扉・コロフォンの記載情報を整理し、3写本の作成経緯を可能な限り再構成する。そして、この写本作成がなぜ行われたのか、*‘Abdī II*, *‘Abdī III* の余白書き込みの分類とその加筆方法の検討を通し考察する。ただ、以下本論で具体的に示していくように、不動産目録写本の利用の実態に光を当てるには、現在閲覧が容易ではないアルダビール文書をはじめ様々な史料との照合が必要であり、写本中の記載情報のみから明らかになることには限界がある。よって本稿の目的は、まずこれまで行われてこなかった3写本の扉・余白書き込みの情報を整理することで、現時点で再構成できる写本作成経緯の仮説を提示し、今後の研究の基盤作りをすることにあることを、予め断っておきたい。

1. 不動産目録3写本の成立： 写本作成・管理方法再構成の試み

不動産目録伝世3写本 *‘Abdī I*, *‘Abdī II*, *‘Abdī III* の重要な特徴は、いずれも開始部(第1フォリオ裏面 [1b], 序文 *basmala* の上)にシャー・タフマースブ1世の印章の写しが、そして扉(第1フォリオ表 [1a]) 右上部にシャー・アッパース1世のワクフ記録が書き込まれていることである。これは以下に見ていく通り、サフィー廟財産管理制度の中で、*‘Abdī I* から *‘Abdī II*, *‘Abdī III* へ書写されたと考えられる。3写本のタフマースブ印・扉・コロフォンの記載情報・その他の形態上の特徴をまとめたものが [資料 1-1] であり、この情報に基づき3写本の成立と相互関係を再構成した年表が [資料 1-2] である。これに基づき、まず3写本がどのように作成・管理されてきたと考えられるのか、可能

な限り再構成しよう(不動産目録の構成については、本論集「解題」参照)。

1.1 謹呈用写本、「原本」としての *‘Abdī I*

モートンは、*‘Abdī I* を原本 (original) か原本完成後すぐ作成され、タフマースブに献呈された写本ととらえている [Morton 1974: 33–34]。この仮説は、以下のような点からも支持することができるだろう ([資料 1-1] 参照)。

- 多色のインクを用い端麗な書体で丁寧に作成された写本であり、開始部 [1b] にタフマースブ印が捺されていた(後に破り取られ、手書きの模写に変わる、後述)。
- 後続2写本 *‘Abdī II*, *‘Abdī III* 扉に見える写本作成に関する注記や「原本 (aşl)」への言及・照合記録がない。
- コロフォンは2箇所、終章 [A-1] と終章附記 [A-2] 末尾に付され、[A-2] には編者アブディーの名が自称として記載されているが、後続2写本の同箇所では、「不動産目録編者の手跡写し (şūrat-i khaṭṭ-i jāmi‘-i şariḥ al-milk)」[B-2] [C-2] となっている。これは *‘Abdī I* が、編者アブディーが自ら関わって(書写を行ったかは不明であるものの)作成した写本であると推測する根拠となるのではないだろうか。

ただしこの写本には重大な欠陥もあり、それは第1部アルダビール郡部の第4物件イブラーヒームアーバード *Ibrāhimābād* 村の項目が丸ごと欠落していることである。イブラーヒームアーバード村は、サフィー廟の財を増大させた第2代教団長サドル・アッディーンの子シハーブ・アッディーン・マフムードのワクフ文書の写しを収録し、そのワクフ物件に含まれた諸村の来歴の典拠としてたびたび言及される項目だが [*‘Abdī I*: 44a–44b, 71b–72a, 121b–122a], もとの項目が存在しないため写本の内容に矛盾をきたす要因になっている。このほか、第1部アゼルバイジャン地方ギャルムルードの物件の *Shāhmīr*,

Ṭārūn, Sharafābād の配列, 第 2 部ガンジャの位置がアルファベット順になっていないことが該当箇所の余白に赤字で注記されているという, 細部の誤りの修正もある²⁾。これらは恐らくアブディーが完成した不動産目録の手稿本から *'Abdī I* が作成される際, 写し落としが生じた, また配列の誤りが発見されたと推測できる。しかしこれもまた *'Abdī I* が不動産目録完成後間もなく, 謹呈用に作成された写本だという仮説の傍証にできるだろう。

開始部のタフマースブ印は, 謹呈後捺印されたものと考えられる。その後シャー・アッパースによるワクフまでの *'Abdī I* の保管場所について伝える情報は無いが, 恐らくはアッパースの蔵書となるまで, 宮廷の図書館に保管されていたと推測できる。アッパースは 1017/1608 年にレザー廟をはじめ「無謬の 14 人 (chahārdah Ma'ṣūm, シーア派の崇敬の対象である預言者ムハンマドとその娘ファティマおよび歴代 12 イマーム)」のための大規模なワクフを行い, その中でサフィー廟に対しても「新部門 (sarkār-i jadīdī)」により管理される新たな不動産 (本論集近藤論文参照) と, 多数の写本を含む動産が寄進される³⁾。*'Abdī I* はこれらの写本とともにサフィー廟にワクフされた。扉に書き込まれた, 廟からの帯出を禁じる呪詛文言 (イマーム・フサインの血の復讐を受ける) を伴うワクフの記録 [A-4] は, アッパース

の他のワクフ写本と同じものであることを, モートンは指摘している [Morton 1974: 35 n. 32]⁴⁾。*'Abdī II*, *'Abdī III* の扉やコロフォンの注記において *'Abdī I* の保管場所として言及される「新部門の図書館 (kitābkhāna-'i sarkār-i jadīdī)」[B-8, C-8] とは, アッパースの寄進により成立した廟の蔵書群を指していると考えられよう。

以後, *'Abdī I* はサフィー廟の中で, 加筆が行われることなく保管され, 以後見ていくように, 後続 2 写本の中で aṣl または nuskhā-'i aṣl, すなわち「原本」と呼ばれる写本として位置付けられていくことになる⁵⁾。*'Abdī I* には, 総フォリオ数を示す注記が 3 箇所ある。まず扉 [A-5] に写本全体の葉数 (「書かれたページの数 'adad-i awrāq wa kutub」) が 175 葉と記され, 不動産目録本体の末尾にあたる終章附記コロフォン [A-2] に「神聖なる敷居の旧部門の不動産目録の総ページ数 (majmū-'i awrāq-i ṣarīḥ al-milk-i sarkār-i qadīmī-i āstāna-'i muqaddasa)」[172a] として 172 葉, そしてアブディーが序文で不動産目録に合冊すると予告した「別の作品」の 1 つであるシャー・イスマーイールの「慈善の食事 (āsh-i ḥalāl)」の目録 (*'Abdī I* では乱丁で第 2 部に紛れ込んでいる) 末尾にあたる第 3 フォリオ下部に「サーヒブ・キラーン (=シャー・イスマーイール) の部門の不動産目録の葉数 ('adad-i awrāq-i ṣarīḥ al-

- 2) 前者では Shāhmīr の項目末尾 (ページ最終部) に続けて「Shāhmīr 枝村の後に Sharafābād, それから Ṭārūn 村が書かれるべきであった。これゆえ Ṭārūn - Sharafābād の後に「前」「後」の記号が書かれている」と記され [121a], 続く Ṭārūn, Sharafābād 項目表題脇に「後 (mu'akhkhar)」 「前 (muqaddam)」と書き込まれている [121b-122a]。後者では第 2 部ガンジャの項目表題脇に「部の配列に基づき Marāgha と Mughānāt の前に書かれるべきであった」とある [154a]。いずれも本文と同筆跡と考えられる赤字の丁寧な書き込みである。前者は後続写本で修正されているが, 後者はそのままである (次節後述)。
- 3) 1608 年のアッパースの寄進に関しては Morton [1974: 35], McChesney [1981: 170-175] および本論集守川論文第 2 章参照。
- 4) イラン国立博物館所蔵の Ḥāfiẓ Abrū の歴史書 *Majma' al-Tawārīkh* 写本 (Ms. 3723) には, 印形を伴う本物のアッパースのワクフ記録があるとのことである。イラン・ロシア戦争の最中の 1828 年にアルダビールはロシア軍に占領されサフィー廟の写本の多数が略奪された。サンクトペテルブルク図書館には 1852 点に上る旧サフィー廟所蔵の写本が所蔵されている [Bockholt 2019: 58 n.14]。
- 5) 写本の余白には異なる粗い筆跡による加筆が数箇所あるが, これらは *'Abdī II*, *III* には継承されておらず, サファヴィー朝期の廟不動産管理とは関わりのない経緯で書き込まれたものと考えられる。

milk) は支出の項 (ḥarf-i kharj) が記載された最終葉と合わせて、4葉」の数字が示されている。この3つのフォリオ数は、実際の写本全体のフォリオ数、「慈善の食事」除く) 不動産目録本体のフォリオ数、「慈善の食事」のフォリオ数とほぼ対応・一致しており、また不動産目録部分が「旧部門の不動産目録」と呼ばれていることは、アップースによるサフィー廟ワクフの「新部門」の設立に伴い、タフマースブ期までの廟不動産が「旧部門」の管轄とされたことに対応している(近藤論文参照)。つまりこのフォリオ数注記はアップース時代以後書き込まれ、以後写本には増補等の改変は生じなかったものと考えられる。同様の総フォリオ数確認記録は、後述2写本でも行われている⁶⁾。

しかしその後、数奇な運命と言うべきことだが、『Abdī I』は盗み出され第1フォリオの開始部のタフマースブ印がある箇所を破り取られるという事故に遭うのである。破られた第1フォリオは紙が継がれ、タフマースブ印があった箇所には「天国に住うお方、シャー・タフマースブ -- 彼に神の慈悲があらんことを -- の吉兆の印章の場所」と書かれて、傍に「この吉兆の印章の場所は、盗人達が持ち去った」との注記がある [A-6] [Morton 1974: 35 nn. 29, 30]。同じく上部が破り取られた扉のアップースのワクフ記録も原型を再現するように補修されているが、もとの紙の残部にはインクを水で拭い取ったような黒ずみがあり、ワクフ記録は一旦消された上に、書き直されたと考えられる。写本には第1フォリオの前に2葉の白紙が挿入されているが、その第1葉の上部にもインクを水で消し去った跡があり、その脇に「記録された文言 (zābiṭa-'i kalamāt) の一部を盗人たちが黒く [消] した」との注記がある [A-3]。

この破損と補修が行われた時期は不明であ

り、モートンは17世紀または18世紀だろうとしている [ibid.: 35 n. 33]。『Abdī II』のタフマースブ印写しには『Abdī I』の印形が補修であることは言及されておらず、盗難は少なくとも次節に説明する『Abdī II』への印形書写の後に起きたのではないだろうか(『Abdī III』の印形は、今回利用した写本画像では確認できなかった)。写本の正当性とワクフの印を抹消しようとしたかのような破損は偶然か、意図的に行われたのかは不明であるが、しかしこの事件とその後の補修のありようからも、(廟財産管理に利用されていた形跡のない)『Abdī I』が、嚴重に保管される「原本」の位置にある写本であったことが窺われよう。

1.2 『Abdī II』、『Abdī III』が示す不動産目録写本の作成・管理

『Abdī I』の後、17世紀～18世紀初のサフィー廟財産管理体制の中で作成されたのが、残る2点の伝世写本『Abdī II』、『Abdī III』である。

『Abdī II』は書写年の記載は無いが、余白にアップース2世期の1072/1661-2年、1074/1663-4年の廟保管文書調査の記録の書き込み(後述)を多数持つことから、それ以前に作成されたと考えられる。書写底本を示唆する情報は見当たらないが、『Abdī II』には『Abdī I』とは次のような違いがある。

- ①『Abdī I』に欠落していたイブラーヒームアーバード村の項目が補訂され、第1部ギャルムルードの項目配列が修正され注記が省かれている。しかし第2部ガンジャの配列誤りは修正されておらず、『Abdī I』の注記もない。
 - ②テキスト全体に特徴的な異同がある(女性の尊称 Khātūn が Khvātūn となっている)。
- 『Abdī I』がアップース期までサファヴィー朝君主の蔵書となっていたことを考えると、その間、廟に不動産目録写本が保管・利用さ

6) 『Abdī II』には3回のフォリオ数確認記録 [B-4] [B-5] [B-6]、『Abdī III』には2回 [C-3] [C-6] の記録がある。[B-4] にのみ日付 (1199/1784-5) があるが、これは誤記でなければサファヴィー朝滅亡後である。

れていなかったとは考えにくい。これらを勘案すれば、『Abdi II』の書写底本は、現存が確認されていない、『Abdi I』の欠落を修正した廟保管写本だった可能性が考えられる。また『Abdi II』は、『Abdi I』で空欄となっている「慈善の食事」第2部「証書・文書が今後調査される項」に2件の物件情報が増補され、その後1葉の白紙を挟みアッバース1世時代に発見された『ティムールのワクフ文書』（本論集杉山雅樹論文参照）の写しを併録している。筆者が見る限り筆跡は不動産目録本編と同一であり、時代を経たのち写本に追加されたものとは考えにくい。よって『Abdi II』は、アッバース1世期以後の作成であろう。そして次章に見るように、多数の複数筆跡による余白書き込みがあり、廟不動産管理の中で実際に利用された写本であったことは明白である。

『Abdi III』は、写本末尾最終ページに1115年ジュマード・アッサーニー月/1703年10-11月に完成したという写字生によるコロフォン・捺印[C-4]と1115年同月17日/1703年10月28日に管財人へ引き渡されたとの扉の注記[C-7]がある。テキストは『Abdi II』の系統であり、『Abdi II』の「慈善の食事」の加筆および『ティムールのワクフ文書』を引き継ぎ、また余白書き込みも取り入れられている（後述）。加えて、『ティムールのワクフ文書』の後、余白に総フォリオ数を記載したのち、「この写字者 (muntasikh) は、いと高き奥津城の陛下シャー・タフマースブー神がその証明を輝かせんことを一の時代に書かれた原本 (nuskha-i aṣl) から、神が望み給うならばこの後、前に確認されるものがこの写本に入れられることになる」[390]として、続く写字生コロフォンのある最終ページ[391]に、「その写

し (savād-i ān) が不動産目録の書の間にある (ba-jins dar miyān-i kitāb-i ṣarīḥ al-milk ast)」897/1491-2年付のワクフ文書 (vaqfnāmcha) を書写している⁷⁾。

以上の情報を踏まえると、[C-4]コロフォン記載の『Abdi III』の書写年は矛盾なく受け入れられるものと考えられるが、ただしこの写本には、扉上部中央および当該コロフォンのある最終ページ上部右隅にアッバース1世の印が捺されているという説明しがたい特徴がある。本物であればアッバース1世時代の写本ということになるが、それは上記の写本の特徴とは大きな矛盾を生じる。本稿では、『Abdi III』のテキストが余白書き込みを含め明らかに『Abdi II』系統写本であること、写本完成に関する写字生コロフォン[C-4]と扉の注記[C-7]の情報に整合性があることから、記載年号を成立年と見なしておくが、このアッバース印の印形については、別に解明する必要がある（この問題については、本論集阿部論文でも論じられている）。

『Abdi II, III』の扉には様々な注記があり、それは「原本」としての『Abdi I』をはじめとする不動産目録写本がサフィー廟財産管理の中でどのように作成・保管され、またその中でタフマースブ印・ワクフ記録が書写されたのかを示唆する記述を含む。その意味・背景を明らかにする手がかりがない注記もあり、断片的情報から完全な再構成はもとより困難であるが、以下に可能な限りその情報を整理しよう。

・写本作成の記録

前述のように『Abdi II』にはその作成時期・経緯に関する情報は見当たらないが、『Abdi III』の写字生コロフォン[C-4]および扉の

7) この記述は、写しの紙が写本の間で挟まっていたことを意味すると筆者は解釈した。ワクフ文書写しは表題の下に、当該の写し文書はサドルのディーワーンの帳簿 (daftar-i divān-i ṣidārat) に記録された後、サフィー廟の倉庫管理者 (taḥvildār-i khizāna-i jinsi) の Muḥammad Ja'far に引き渡されたとの説明がある。書写された内容はワクフ物件5村の一覧のみであり、ページ右欄外下には印章写しのようなものが見えるが、インクがかすれ写本画像では判読できない。写本現物での確認を含め、この加筆の来歴の調査は今後の課題である。

注記 [C-7] [C-9] [C-10] には、その作成プロセスに関わる具体的情報が含まれている。すでに述べた通り、『*Abdī III*』の書写年号は、写生字コロフォン [C-4] と扉右上のアップバースのワクフ記録の左脇に書き込まれた注記 [C-7] が示しているが、[C-4] は写本が「作成を命令されたことにより (ba ṭarīq-i istiktāb)」, 「栄えたる保管庫 (khizāna-i ‘āmira)」に登録された写本 (nuskha) に基づき 1115 年ジュマーダー・アッサーニー月に完成したと述べ、[C-7] は写本が同月中に「御前の近侍である図書館長 (muqarrab al-ḥazrat kitābdār-bāshī)」に託され管財人に引き渡されたと伝える。muqarrab al-ḥazrat の称号を持つ図書館長 (kitābdār-bāshī) は、宮廷家政部局 (buyūtāt) の一官職であり [Dastūr: 108], この記述に基づけば『*Abdī III*』は、サファヴィー朝中央の宮廷図書館で作成されたと考えられる⁸⁾。

一方、扉下半分、ワクフ記録の下に書き込まれた [C-9] [C-10] は、筆跡が非常に似通った、同一人物により恐らくかなり後代に書き込まれた注記と考えられる。これらは上記の『*Abdī III*』作成時期からかなり時代を遡る一不動産目録写本 (この写本を A とする) についての注記である。[C-9] は、「不動産目録として有名な、シャイフ・サフィー―彼に神の慈悲があらんことを一のワクフ文書の写しから [作成された] 本 (kitāb ‘an savād-i vaqfnāmcha-i Shaykh Ṣafi - ‘alayhi al-raḥma – mashhūr bi- Ṣarīḥ al-Milk)」が、アルダビールの管財人 (mutavalli-i Ardabil) から宮廷 (dargāh-i mu‘allā) に送付されたというもので、その写本の紙・判型・装丁が説明されたのち、「1090 年ジュマーダー・アルアッワル月 (1679 年 6~7 月) 収入部門の栄えたる保管庫 (khizāna-i ‘āmira-i

abvāb-i jam‘) に入れられた」としている。「この度」のアルダビール (すなわちサフィー廟) 管財人からの宮廷への A 写本の送付と、シャー・スライマーン期 (在位 1666-94) にあたる 1090/1679 年の「収入部門の保管庫」への納付は続いて行われたことなのか (「保管庫 khizāna」に付された ‘āmira の形容詞は君主・宮廷の形容によく用いられる), それとも 1097/1679 年付の保管庫への納付とは写本送付時に判明した写本の来歴情報をその形態情報とともに記録したものなのか、この注記の表現からは判然としない。しかし、この注記で王朝名祖シャイフ・サフィーに対し全く尊称が用いられていないことは、1090/1679 年サファヴィー朝時代に用いられる表現としてはあまりに不自然であろう。[C-9] の廟管財人からの A の送付は、後代、可能性としてはサファヴィー朝滅亡後に行われたものであり、サファヴィー朝期 1090/1679 年の「栄えたる保管庫」への納付の記録は、切り離すべきと考えられる所以である (なお、この注記における写本形態の情報をいかに解釈すべきかについては、本論集阿部論文でより詳しく論じられているので、参照されたい)。

[C-9] の傍らに同筆跡で書かれたと見られる [C-10] は、1097/1686, 1107/1695-6 年の 2 回の日付に「栄えたる保管庫の調査を受けた (dākhil-i ‘arż-i khizāna-i ‘āmira shud)」という、蔵書インスペクション (‘arż)⁹⁾ の記録である。主語は無いが、2 つの注記の関連性から、不動産目録写本 A を指していると考えるのが妥当であろう。後述する『*Abdī II*』扉の原本照合記録 [B-7, 8] やフォリオ数確認記録 [B-4, 5, 6] には捺印があることを考えると、『*Abdī III*』作成年以前の日付の [C-10] が『*Abdī III*』のインスペクション記録

8) 『*Abdī III*』のみにある最末尾のワクフ文書写しのもととなった文書が、「サドルのディーワーンの帳簿」に記録されたということも、『*Abdī III*』の書写が中央で行われたと考える手がかりとなる。

9) 近世イスラーム社会における図書館の蔵書インスペクション (‘arż) については、例えばムガル朝宮廷図書館の事例に関する Seyller [1997] を参照。

であるとは考えがたい。一方、1090/1679年に「栄えたる保管庫」に納付された写本が、その後1097/1686, 1107/1695-6年と、10年単位で行われていたと見られる同一保管庫のインスペクションを受けていたというのは、十分ありえることだろう。

‘*Abdī III*’作成から25年前の廟から中央へ運ばれた不動産目録写本に関するこのような注記が、なぜ‘*Abdī III*’の扉に(恐らく後代、何らかの資料に基づいて)記されたのか。あくまで推測に留まるが、想定できる一つの仮定は、書写底本についての情報追跡ではないだろうか。写本Aが「栄えたる保管庫(khizāna-‘i ‘āmira)」に納付・保管されてきたとする[C-9, 10]の情報は、[C-4]が伝える‘*Abdī III*’の底本「栄えたる保管庫に登録されていた写本」と対応する。そしてこの仮説が妥当だとすれば、廟から中央に送付され宮廷図書館に保管されていたこの写本とは‘*Abdī II*’か、‘*Abdī II*’から書写された同系統の写本であったということになる。この問題に関して検討を要するのが、‘*Abdī II*’扉の原本(aşl)との照合記録の注記[B-7][B-8]と、‘*Abdī III*’扉のタフマースブ印とアッパーズのワクフ記録の書写に言及する注記[C-8]である。

・原本との照合とタフマースブ印・ワクフ記録の書写

本章冒頭に述べた通り、不動産目録伝世3写本の顕著な特徴が、いずれもタフマースブ印の写しとワクフ記録を共有していることである。前節で説明した通り‘*Abdī I*’の印形は(盗難・破損のため現在は写しになっているが)オリジナルのものであったと見て間違いなく、‘*Abdī II*’, ‘*Abdī III*’は‘*Abdī I*’から書写されるという形式を踏んでいると見なせる。‘*Abdī II*’のタフマースブ印写し[B-9]は「司書(kitābdār)が自らの字で書いた」と注記があり、‘*Abdī I*’を管理する司書の責任で写されるという、正式な手続きを経て書かれた

ものだったことが分かる。

そしてこの印形書写の手続きに関連する情報を伝えるのが、‘*Abdī III*’扉の[C-8]である。[C-8]は[C-9][C-10]と同様ワクフ記録の下余白に書き込まれており、また筆跡も[C-9][C-10]と非常に似ている。

かのお方(huwa): 廟から持ち出してはならないとの呪詛文言(la‘nat-nāma)が付された原本(nuskha-‘i aşl)は新部門の図書館(kitābkhāna-‘i sarkār-i jadīdī)に保管されているので、ここに述べた写本と照合され(bā nuskha-‘i mazkūr muqābila shud), 原本の冒頭(‘unvān)にあった[尊称略]シャー・タフマースブー神がその証明を輝かせんことを一とシャー・アッパーズの印が「司書…[によって?: 一部判読不可]委ねられた(siparda)。「下線部は右上に抬頭され、文中では小さな空欄が設けられている」

ここで言及される、呪詛文言(アッパーズのワクフ記録)を附され「新部門の図書館」に保管された「原本」とは‘*Abdī I*’で間違いない。「ここに述べた写本(nuskha-‘i mazkūr)」が‘*Abdī I*’と照合された上でタフマースブ印およびアッパーズ印(恐らくはアッパーズ印を伴うワクフ記録を指す)を書写されたことを説明していると考えられるが、‘*Abdī III*’が「ここに述べた写本」と呼ばれるのは不自然であり、[C-9][C-10]の不動産目録写本Aと見なすのが妥当であろう。[C-8]に日付はないが、この「原本」照合記録との関連性を推測させる注記が、‘*Abdī II*’扉の以下の原本照合記録[B-7][B-8]である。

[B-7]「不動産目録原本と一致した写しであり、栄えたる保管庫に保管されている(savād-i muṭābiq-i aşl-i Şariḥ al-Milk ast ki dar khizāna-‘i ‘āmira zabṭ ast) [印章]」

[B-8]「写し (savād) は新部門で栄えたる図書館に保管されている不動産目録原本 (aşl-i Şariḥ al-Milk ki dar sarkār-i jadidi dar kitābhāna-i ‘āmira žabt ast) と一致する。丑年 1109 年ラビー・アルアッワル 月下旬/1697 年 10 月に照合された。[印章]」

この 2 注記は筆跡も異なりそれぞれ異なる印章の印形も伴うことから、実際の原本照合記録と見なせる。[B-7]の「栄えたる保管庫」に保管されているのは「写し (savād)」なのか「不動産目録原本 (aşl-i Şariḥ al-Milk)」なのか判然としないが、[B-8] [C-8]で「原本」の保管場所は新部門の図書館（前節参照）とされていることから、「栄えたる保管庫」にあるのは「写し」であろう。この「写し」は *‘Abdī II* か、また *‘Abdī II* の「写し」（すなわち *‘Abdī II* 系統の別写本）なのかもこの記述のみからは定かではないが、*‘Abdī II* の「写し」であればそのように記す（「この写本の写し savād-i in nuskha」など）と考えられ、ここでは「原本」に対し *‘Abdī II* が「写し」と呼ばれていると見なすことは可能だろう。これが正しいとすれば、*‘Abdī II* は「栄えたる保管庫」に保管され、1107/1695–6 年、サファイー廟に保管されていた「原本」*‘Abdī I* と照合されたことになる。これは [C-8, 9, 10] が伝える、恐らく *‘Abdī III* の書写底本との関連が考えられる不動産目録写本 A の来歴とかなり一致する。また [C-8] で *‘Abdī I* と照合され、タフマースブ印が司書の手で書き込まれた「ここに述べた写本」を *‘Abdī II* と同定できるなら、*‘Abdī II* のタフマースブ印およびワクフ記録は、その作成時よりかなり

後、中央の「栄えたる保管庫」に納付されて以後に書き込まれたことになる¹⁰⁾。

以上の *‘Abdī II*, *‘Abdī III* のコロフォン、扉注記の情報の検討が妥当であるとすれば、*‘Abdī III* 扉に記録された不動産目録写本 A は *‘Abdī II* であり、*‘Abdī II* のタフマースブ印写し（恐らくアッパーズのワクフ記録も）は、*‘Abdī II* が廟から中央へ送られ保管された後、わざわざサファイー廟の *‘Abdī I* との照合を行った上で加筆されたことになる。[B-8] 1109/1697 年原本照合記録がこれに関するものだとすれば、1107/1695–6 年のインスペクションの 2 年後、*‘Abdī III* 作成 (1115) の約 6 年前である。そして *‘Abdī III* は、「栄えたる保管庫」に保管された *‘Abdī II* を用いて作成されたと推定される。

以上、主に不動産目録 3 写本の扉・コロフォンの情報に基づき、16 世紀から 18 世紀初めにかけて 3 写本が作成・保管された経緯の再構成を試みたが、いくつか重要な疑問も残る。まず、1090/1679 年以降 *‘Abdī II* がサファヴィー朝中央で管理されていたのであれば、その約 25 年後の 1115/1703 年に *‘Abdī III* が中央で作成され廟管財人に引き渡されるまで、サファイー廟には「原本」として永代保管されていた *‘Abdī I* 以外、廟不動産運営実務で用いる不動産目録写本は無かったのかという問いが、当然生じる。伝世が確認できない他の写本の存在を想定する必要が出てくる。また、*‘Abdī II* の中央（「栄えたる保管庫」）への納付（スライマーン期にあたる）、原本照合とタフマースブ印・ワクフ記録の書き込み（スルターン・フサイン期にあたる）が行われた理由は何なのかも明らかではない。

10) *‘Abdī I* 扉右上に書かれたアッパーズのワクフ記録はもとより扉のスペースを大きく占めるものではなく、同位置に書かれた *‘Abdī II* のワクフ記録写しも同様で、少なくとも写本画像で見ると、扉中央から下部に書き込まれた 2 点の原本照合記録 [B-7] [B-8] より後にその上部に、*‘Abdī I* のワクフ記録の位置を模して書写されたとしても不自然ではない。ただし注記の書込みの順序は画像からは判断できず、またペルシア語写本における写本扉の様々な注記（原本照合、フォリオ数確認、購入・所有記録など）が慣習的にどのように書き込まれていくのか（扉のスペースを上部から使うのか、下部からか）という問題に答えることも、現在のところ筆者の能力を超える。この点については、専門家の批判を請いたい。

しかし問いは残るとはいえ、ここから浮かび上がるのは、伝世3写本が密接な相互関係を持ち、'Abdī II, 'Abdī IIIの管理・写本作成が廟と中央の連携のもとかなり厳格に行われていたこと、そして「原本」に位置付けられた'Abdī Iが照合元として重要な役割を与えられていたことである。このような写本作成の経緯は、サフィー廟不動産管理のどのような状況が反映していたのか。次に、'Abdī II, 'Abdī IIIの余白書き込みに関する情報の整理を通し、この問題を検討したい。

2. 'Abdī II, 'Abdī III 余白書き込みが示す 不動産目録改訂版の作成と写本の管理

'Abdī II, 'Abdī III 写本が「原本」'Abdī Iと異なる重要な特徴は、その余白の書き込みと、それが不動産目録のテキストにもたらしていた変化である。この余白書き込みは注目されていないわけではない¹¹⁾、そこにいかなる情報が加筆され、廟の財産管理とどのような関係があったと考えられるのか、本格的に扱った研究は現在のところない。ここでは、'Abdī II, 'Abdī III それぞれの余白加筆の方法と、加筆された情報の種類・傾向についての基本的な情報を、サフィー廟の中核的な不動産群であるアルダビール郡部物件を事例に整理し [資料2]、それが前章に見た'Abdī II, 'Abdī III 写本の作成とどのように関わっていたと考えられるのかを検討する。

2.1 余白書き込みの方法

まず余白書き込みが行われたのは、'Abdī IIである。加筆されているのはページの左

右上下の欄外および目録各部末尾の余白であり、本文と異なる複数の筆跡が用いられている。この筆跡の判別・分類は加筆プロセスに関わる重要な情報であるが、筆者にこれを行う力はない。

加筆方法は多様だが一定の形式もあり、様々な内容の注記（後述の文書調査記録など）は神の名「かの方 (huwa)」で始まる一種の文書形式を取り、文書や文書中の物件情報の引用を行う場合は、文書名（証書 qabāla, ワクフ文書 waqfiya など）、物件名（村 qarya, 枝村 mazra'a など）、または単純に「項 (bābat)」という表題を文字を引き伸ばした形式で記す。末尾に書き足しを防ぐ「余白 (bayāz)」の記号を付された書き込みも多い。

一方、'Abdī IIIの書き込みは、基本的に'Abdī IIの書き込みを一部省略・整理して書写したものと見なせる。筆跡は本文と同一で、別筆跡による新たな加筆は見当たらない。しかし占有状況など情報が更新された箇所や、'Abdī IIで追加された物件情報が削除されている箇所など、情報のアップデートが行われている。前章の写本作成経緯に関する仮説を採用するなら、これらの情報更新は中央で行われたことになる。

[資料2]で書き込みのデータ抽出を行ったのはアルダビール郡部53物件のみであるが、全体の加筆状況も把握しておこう。不動産目録第1部は、全体に欄外に加筆が見られる。しかし不動産目録編纂時に証拠文書が発見されず、後の確認・追補のため空欄が設けられている第2部の物件は、物件ごとの占有 (taṣarruf) 情報が記載されている以外、3箇所加筆があるのみである¹²⁾。編者アブディー

11) 近年、サフィー廟とその運営制度についての包括的な研究を行ったロトフィーは、サフィー廟ワクフ財・不動産に関する第3章で不動産目録を史料とし、写本の欄外書き込みがサフィー廟の不動産経営に関わるものであることを指摘しているが [Luṭfi 1395Kh: 160]、具体的な欄外の読解・分析は行っていない。

12) アルダビール都市部のカナート ('Abdī IIでは余白、'Abdī IIIでは新項目立項)、アルダビール郡部 Akhtākhāna にイスマーイール勅令 (928年ラジャブ月10日/1522年6月5日付)の写し ['Abdī II: 322; 'Abdī III: 322] (本論集小野論文参照)、ギャルムルードの Qarācha Qiyāy ('Abdī IIではワクフ文書 waqfnāma 引用、'Abdī III 新項目立項)。

が想定していた追捕はさほど行われなかったのである。しかし、終章のサファヴィー家に帰属する不動産、終章補遺のワクフ文書から写された物件一覧、最後の「慈善の食事」にも加筆があり、収録物件はかなり網羅的に調査されていることが分かる。

2.2 書き込みの種類とその背景

余白書き込みの内容は多岐にわたるが、およそ以下の4種類に分類することができる。

2.2.1 占有 (taṣarruf) 記録

taṣarrufとは、廟が物件の用益権を掌握しその収益を得ていることを意味する。この情報は「占有されている/いない (dar taṣarruf ast/nīst)」〔資料2〕t-a/t-n)、または占有が回復されたことを示す「占有に入った (ba/dar taṣarruf dar āmad)」の定形表現で、ほぼすべての物件に加筆されている。余白書き込みの最も基本的な追加情報と言ってよい。'Abdī IIでは持続的な占有を強調する「古くから現在まで恩寵の徴ある廟の占有にあり現在もそうである」という表現 (t-a+) も用いられるが、'Abdī IIIではすべて簡略化されている。'Abdī IIIでは占有状況が変化している物件もあり、また 'Abdī IIで占有外とされた物件にしばしば「調査されるべき (taḥqīq namāyand)」〔登録されるべき (zabt namāyand)〕と調査・登録を指示する加筆がなされている。

占有が回復された物件として特に目につく

のが、サファヴィー家の傍系親族集団であるシャイハーヴァンド Shaykhāvand のソユルガル (手当) とされていた物件である。近藤論文が示すように、シャイハーヴァンドはサファヴィー朝君主の信頼のもと多くの廟管財人を輩出してきたが、アルダビール郡部物件の税收をソユルガルとして支給され、その物件を実質的に占有していた¹³⁾。アルダビール郡部物件では10/53件がシャイハーヴァンドの占有下にあったことが書き込みで確認できるが、それらの不当に (ba-khilāf-i ḥisāb) 占有されていた物件がヒジュラ暦1070年代初頭に廟の占有に戻されたのである¹⁴⁾。このヒジュラ暦1070年代初頭における廟不動産管理の変化については、以下2.2.4で確認する。

2.2.2 管理状況

占有された物件には、しばしば土地・収益の管理に関わる加筆がある。廟に帰属する不動産は、賃貸により運営されることが多かったようである¹⁵⁾。特に占有の回復が記録された物件には、しばしば当該物件が賃貸に出されたとの情報が、「賃貸にされた (ba-ijāra dāda shuda)」という定型表現により加筆されている。借地人名・契約開始期 (「卯年初めから」など)・賃貸料 (「毎年穀物〜ハルヴァールで har sāl ba-miqdār-i ~ kharvār ghalla」など)・契約文書 (「[tamassuk など文書名] に従い az qarār-i ~」) が詳細に記載される場合もあり、賃貸契約文書が参照されていると考えられる¹⁶⁾。収入の徴収方法に

13) シャイハーヴァンドについては羽田 [1988: 40-43]、シャイハーヴァンドによるアルダビール郡部のサフィー廟不動産の専有については Rizvi [2000: 143-145]。

14) 例えばアルダビール郡部 Būsjīn 村の余白には「上記の村は付属地とともに丑年 1074 [1072 の誤記] 年至高なる命令により占有に入った。以前はシャイハーヴァンドの長達が不当に (ba khilāf-i ḥisāb) 占有していた。上記の村の諸税 (māl va jihāt) は彼らのソユルガルに定められており、上記の [村] は賃貸に出された [後略]」[104] とある。

15) ワクフ地の賃貸については [ラムトン／岡崎訳: 240]。レザー廟の財務台帳、アワールジャ帳簿の書式の構造を明らかにしたホセインザーデ研究で事例に示される台帳でも、レザー廟のワクフ地が賃貸により経営されている例が見える [Husaynzāda 1387Kh: 28]。

16) 一例としてアルダビール郡部 Kārim 村の賃貸契約に関する書き込みは、「Kārim 村と Jūrim 枝村と Qūrilkashlū は、丑年 1074 [1072 の誤記] 年至高なる命令により占有となり、賃貸に出された。(以下、別筆跡による加筆) Kadkhudā Shāh Ḥusayn と上記の村の農民の 1071 年ズー・アルヒッジャ月付の証書 (tamassuk) に基づき、Kārim 村と Jūrim を 530 chārka の穀物で賃貸し、その額は割付書保持者達に納付されている。[後略]」[136] となっている。別筆跡となっている後半部 ↗

関わる書き込みもあり、それは割付書保持者 (arbāb-i ḥavālat), すなわち廟のための様々な支出を管理する役職へ割付書 (ḥavāla) を発行し、収益徴収を委託する方法によっている。ここでは「毎年その収入は割付証保持者 (arbāb-i ḥavālat) に割り当てられている」(アルダビール郡部 Alārūq 村) [72], 「寅年に Shāhvirdī Āqā Qūshchī が提出した保証書 (iltizām-nāmcha) に基づき、規定により穀物 25 chārika のその取り分の額を全て割付書保持者らに与えた」(Khvājim 村) [118] などの表現が用いられる。廟の不動産経営の実態を示す興味深い史料といえるが、このような書き込みはすべての物件に付されているわけではなく、多くの場合占有が回復され運営状況が変化した物件に、関連文書に基づき付加的に記載されている傾向が見られる。

2.2.3 物件情報の追加, 物件の追加

物件情報の追加とは、四囲, 村名同定, 村落の併合などによる帰属の変化などの情報の修正・追加である。物件の追加は、「原本」に収録されていない物件の追加である。これ

は2通りあり、一つは不動産目録編纂時に見落とされていた物件の情報が文書発見・確認により追補されたケースで、情報が不動産目録完成の 977/1570 年以前の年号を持つ場合がそれにあたる。もう一つは、不動産目録編纂後得られた物件 (新規の物件, または既存の物件の未所有の部分の獲得) である。'Abdī II に加筆された新規物件は, 'Abdī III ではしばしば本文に繰り込まれ, 新項目として立項されている。

不動産目録編纂後に獲得されたサフィー廟不動産物件には, シャー・アッパース時代のスーパーハーニー版不動産目録 (解題参照) の収録物件がある。'Abdī II の書き込みでは, スーパーハーニー版は「Shaykh Shaif Beg の管財職時代の新しい不動産目録 (ṣarīḥ al-milk-i jadīd)」として数カ所で言及されている。これは, スーパーハーニー版でアブディー版収録物件の未所有部分の獲得が行われたり, 占有状況の変化が生じている場合に参照されているようである¹⁷⁾。旧部門の財産管理では, この二つの不動産目録が必要に応じ参

↗ は、賃貸契約文書の情報を後から加筆したと考えられる。実際これら賃貸契約の書き込みには対応する文書がアルダビール文書に確認できるものもあり, Shaykh al-Ḥukamāyī [2009] によればアゼルバイジャン地方メシュキーン Mishkīn の Unār 村 [181], Unār 郡 Khalilābād 村, Arjaq 村 [182] には賃貸契約文書写しが (Bāygānī-i Awqāf no. 54-3/r.638; Bāygānī-i Awqāf no. 54-2/r.639; s.25835/r.416-4), 同じくメシュキーンで余白に追補された Kavir 村 [194] には廟管財人の命令書 (ḥukm) 写し (s.25817/r.415-2) ・賃貸契約文書写し (Bāygānī-i Awqāf no. 108/r.640) が確認できる。最初の Unār 村については, 阿部論文で現存文書との照合がなされているので, 参照されたい。

17) 例えばアルダビール郡部 Khawra Shirān では, 管財人シャリーフ・ベグがシャイハーヴェンドのソユルガルで不当占拠されていた地所を占有下に戻し, 1037-38/1627-29 年に地所を追加購入して当該村全部を廟の帰属としたことが, 以下のように加筆されている。「上記の村の諸税はシャイハーヴェンドの長達のソユルガルに定められていたので, 以前は古いワクフであり恩寵の徴ある廟に属していたその所有権を誤って占有していた。故シャイフ・シャリーフの管財時代に適正にされ, 新しい不動産目録 (sarīḥ al-milk-i jadīd) に記した証書に従い, 上記の管財人に定められた」['Abdī II: 118]。これはスーパーハーニー版の3文書 (AH1037年1月, 1038年2月30日, 1038年2月) ['Šipāhānī II: 63b-65a] に対応する。サラブの Farkūs 村は, 「古い帳簿 (dafātīr-i qadīm) とシャイフ・シャリーフ・ベグの管財人時代に作成された新しい不動産目録 (ṣarīḥ al-milk-i mujaddad ki dar ayyām-i tawliyat-i Shaykh Sharif Beg qalamī shud) の記録に基づき」['Abdī II: 236; 'Abdī III: 238] とあるが, 当該物件はスーパーハーニー版で確認できなかった。メシュキーン Mir 'Alī 村はスーパーハーニー版で AH1037年2月14日付証書により8地所が新たに獲得されているが ['Šipāhānī II: 119a], この情報はアブディー版欄外に記録されている (ただし日付が1027年となっている) ['Abdī II: 198; 'Abdī III: 199]。また同じくメシュキーンの新規獲得物件 Parnīq 村は, アブディー版書き込みではヒジュラ暦1000年5月1日付で半分 (売主 Shāhrukh Beg b. Ḥusayn Āqā) が, スーパーハーニー版では1032年2月付で半分 (売主 Ibrāhīm Muhammad Beg Ṣafavī) ['Šipāhānī II: 55b-57a] が購入されており, 全村が所有となったことが確認できる。

照されていたことがうかがわれる。しかしそれを踏まえても、今回事例としたサフィー廟不動産が集中的に所在するアルダビール郡部でも、それほど多くの新規物件が獲得されているようには思われない。

サフィー廟に獲得された新たな不動産を不動産目録に書き込み管理しようとする行為が、どこまで厳密な制度として行われていたのかは不明である。‘*Abdi II*は廟保管文書の情報に基づき物件情報の追加を積極的に行おうとしており、偽書とされる『ティムールのワクフ文書』収録物件 [313–314]をはじめ複数の物件を追加しているが¹⁸⁾、‘*Abdi III*では削除されている。2つの不動産目録が旧部門管理下の日常的業務、占有下の不動産や賃貸契約の変化をどれほど正確に記録しているのか、廟の運営部門の業務実態の解明やアルダビール文書との照合が必要であり、今後の課題である。

2.2.4 文書調査記録

ここまでに見た書き込みの種類、特に2, 3はサフィー廟に保管された文書の調査に基づいている。‘*Abdi II*の加筆の多くが、廟での関連文書の発見・確認の記録という形で行われていると考えて良いだろう。このような文書調査の痕跡として特に多いのが、アッパース2世時代の1074年ラビー・アッサーニ一月/1663年11月の日付を持つ文書調査の記録である。「祝福された光り輝く神聖なる廟の文書を調査していた1074年4月に (batārikh-i shahr-i Rabī‘ al-thānī ki mulāḥiẓa-‘i asnād-i āstāna... mī-namūd) [文書が] 確認された (ba-naẓar rasid)」という定形表現で、

同一の筆跡、つまり同時期にまとめて加筆されたと考えられるものである。同様の書き込みはスーパーハーニー版にも数件確認され、旧部門不動産についてかなり大がかりな文書調査が行われたことがうかがわれる。‘*Abdi II*の書き込みの全体的傾向として、ヒジュラ歴1072~74/1661~63(丑年~卯年)の日付の、前述のシャイハーヴァンドの占有物件を含む物件の占有回復や、文書確認の記録が多い¹⁹⁾。これはこの時期に廟不動産の総合的調査が行われたことを示唆しており、上記の文書調査記録は、その終盤に行われたものと推測される。

この調査は、アッパース2世時代のサファヴィー朝下の聖廟ワクフの総合的な管理制度の刷新と関わりがあると考えられる。この時代の宮廷史書『世界を飾るアッパースの歴史』は、「いと高き聖廟のワクフ財管理部門 (sarkār-i mawqūfāt-i ḥazrāt-i ‘aliyāt) を整備 (nasaq) すること」(1066–67/1655–57) [‘*Jahān-ārā*: 621–622]において、「シャー・アッパース (navvāb-i gīṭī-sitān-i firdaws-makānī) のワクフであり、その聖法に基づく管財人位はワクフ設定者が定めた規定に従い陛下 (=アッパース2世) である、14人の無謬なる方 (預言者ムハンマド・娘ファータィマとシーア派12イマーム) の、シドラ樹の位階と天国の階梯を持ついと高き敷居のワクフ」の支出超過状態を調査・整備したとある。恐らくこれとともに、サフィー廟でも不動産の総合的調査が行われたのであろう。‘*Abdi II*のヒジュラ歴1074年文書調査記録の書き込みは、‘*Abdi III*では削除されて

18) ギーラーン地方では1003年4月/1594年12月–1595年4月付証書 (qabāla) に基づく土地 (qit‘āt) [294]、シールヴァーン地方では「財庫にあったワクフ文書 (vaqfnāmcha dar khizāna)」(日付なし) に基づき7村 [310]、オールドゥーバードではIbrāhīmなる改宗者 (jadid al-Islām) の1029年4月/1620年3–4月付ワクフ文書に基づき土地4件 (qit‘a) [165] の情報が加筆されているが、占有情報の記録はなく、‘*Abdi III*では消えている。

19) アルダビール郡部の書き込みではヒジュラ歴1074年丑年となっているがこれは誤記であり、第2部の書き込みの卯年が正しい。この時期のヒジュラ歴・トルコ歴の対応は、1070 Tungūz/1659 己亥–1660 庚子、1071 Shichqān/1660 庚子–1661 辛丑、1072 Ūd/1661 辛丑–1662 壬寅、1073 Bārs/1662 壬寅–1663 癸卯、1074 Tūshqān/1663 癸卯–1664 甲辰 [‘*Abbās-nāma*: 251, 287, 304, 315, 328]。サファヴィー朝の公式暦としてのトルコ歴については、後藤 [2008] 参照。

いる。'Abdi III 作成時には、もはや不要な情報とみなされたと考えられる。

以上、概観的ではあるが 'Abdi II, 'Abdi III 余白書き込みの傾向からうかがわれるのは、サフィー廟で行われた 'Abdi II の書き込みに見える不動産物件の追加や管理情報の加筆は必ずしもシステマティックに行われてはおらず、廟の不動産運営・管理に何か変化があるたびに加筆されるというものではなかったのではないかということである。書き込みはアッパース 2 世期に行われた総合的な物件・文書調査の中で集中的に行われたものが多かったと考えるべきであろう。だがこの調査により、アブディー版不動産目録には少なからぬ変化が生じたと考えられる。

そしてこれが、前章に見た 'Abdi II, 'Abdi III 写本の作成経緯にも関わっているのではないだろうか。この観点から、3 写本の作成・管理に関わる仮説をもう一度検討しよう。

本稿では、最も古い伝世写本 'Abdi I は不動産目録完成後に作成されシャー・タフマースブに献呈されたというモートンの説を踏襲した。'Abdi I はその後シャー・アッパースの蔵書としてサフィー廟にワクフされて永代保管され、アブディー版の「原本 (aşl)」の地位を与えられていくことになった。同時にサフィー廟には、正確な作成時期は不明だがシャー・アッパース治世以後に作成された 'Abdi II が不動産運営実務に利用され、アッパース 2 世時代に実施されたワクフ財の総合的調査で、不動産管理の実態に関わる占有 (taşarruf) の情報のほか、廟に保管された文書やスーパーハーニー版不動産目録から様々な情報が加筆された。'Abdi III の [C-8, 9, 10] が伝える後代の情報に従えば、この時点で 'Abdi II には 'Abdi I のタフマースブ印・アッパースのワクフ記録写しは無かったと考えられる。

その後の 'Abdi II の保管については、'Abdi III 扉に恐らく後代加筆された [C-8, 9, 10]

が伝えていると本稿では推定した。スライマーン期の 1090/1679 年に 'Abdi II は中央の「栄えたる保管庫」に納付されて 20 年近く蔵書として管理される。そしてスルターン・フサイン期の 1109/1697-8 年、サフィー廟で 'Abdi I と照合後、タフマースブ印およびワクフ記録が書写された。そしてその約 6 年後の 1115/1703 年、'Abdi II の余白書き込みを整理し、文書調査記録など不要になった情報の削除や新規物件の項目の追加を行った改訂版不動産目録写本として 'Abdi III が作成され、廟管財人に渡された。

1.2 ですでに述べた通り、この 'Abdi III 扉 [C-8, 9, 10] が伝える 'Abdi II の廟から中央への移動にはその理由や背景について多くの疑問が残り、当時のサフィー廟のワクフ財管理に関するサファヴィー朝中央と廟管財人の政策などを踏まえ、さらに検討を要する問題である。しかし、'Abdi II が中央に保管され、その後かなり経ってから 'Abdi III の作成の数年前に 'Abdi I と照合されたことは、'Abdi II の [B-7, 8] から裏付けられることである。'Abdi I との照合及びタフマースブ印・ワクフ記録の書写は、'Abdi II に基づく「改訂版」を作成するにあたり、'Abdi II を不動産目録の正式な写本として認証する手続きだったのではないだろうか。また、これも推測にとどまることだが、'Abdi III が新たな不動産目録写本として作成されるとともに、「旧版」となった 'Abdi II も再度廟に戻され、保管されたのではないだろうか。それにより、'Abdi II が 'Abdi I, 'Abdi III とともにサファヴィー朝滅亡後もサフィー廟に保管され続けたことが理解できる。

以上のような伝世 3 写本の相関から明らかになるのは、'Abdi I を「原本」とし、その他の写本をその「写し」と位置づけ、タフマースブ印・ワクフ記録の書写をその「写し」の正当性の印とする不動産目録写本の厳正な管理のありかたである。'Abdi III のタフマースブ印・ワクフ記録の書写がいつ行われたの

かの記録はなく、本研究で利用した *Abdi III* 写本画像ではタフマースブ印が一部のみしか見ることができないため、その文言を確認することはできなかったが、「改訂版」として作成され決して *Abdi I* には基づいていない *Abdi III* のタフマースブ印・ワクフ記録写しも、やはり *Abdi I* から書写されたと考えられるのではないだろうか²⁰⁾。*Abdi III* の管理についてももう一つ解明すべき問題は、*Abdi III* の底本と考えられる不動産目録写本を追跡調査する注記 [C-8, 9, 10] が、なぜ後代（可能性としてはサファヴィー朝滅亡後）に追加されたのかということである。これについても現時点では仮説を示すにとどめざるを得ないが、写字生コロフォン [C-4] が示す底本「栄えたる保管庫 (khizāna-i ‘āmira) に登録されている写本」の素性を説明するためのものであったのではないだろうか。「栄えたる保管庫」での保管についての言及は *Abdi III* と多くの共通点を持つ *Abdi II* 扉 [B-7, 8] にも存在するが、さらに写本が保管庫に納付された年代やインスペクションの記録、*Abdi I* との照合についての記録を何らかの資料に基づいて収集し、*Abdi III* の作成経緯に関わる情報として記録したのが [C-8, 9, 10] であった可能性がある。その典拠が何だったのか、また [C-9] の、*Abdi II* と見なしうる不動産目録写本の廟管財人から宮廷 (dargāh-i mu‘allā) への送付という記述の意味（「この度 dar-in vaqt」とはいつのことなのか）も含め、[C-8, 9, 10] についてはまだ解明しなければならない問題が多い。しかし、このような注記により、*Abdi III* のサフィー廟不動産目録写本としての来歴について検証することがサファヴィー朝滅亡後まで重視されていたのだとしたら、サフィー廟のワクフ財の正当性の根拠としての不動産目録の真正性を、その写本の管理の厳正さに

よって維持するという規範が生き続けていたことを示すのではないだろうか。

本稿の検証過程でも示されてきた通り、伝世3写本以外にもアブディー版不動産目録写本は存在し、写本作成や不動産管理で使用された可能性はある。しかしその中で、この3写本が伝世したのは、「原本」およびその正式な「写し」の印を持つ写本としての重要性を与えられていたことと、無関係ではないだろう。

アブディー版不動産目録伝世3写本の情報、その本文テキストのみならず、3写本が持つ写本としての形態的特徴・異同と変化は、このようなサフィー廟財産管理制度の中での不動産目録写本の管理の実態を考慮に入れ、読み解いていく必要があるのである。

おわりに

本稿では、アブディー・ベグ版不動産目録の3写本の扉・コロフォンおよび余白書き込みの異同が、サフィー廟財産管理における不動産目録写本の作成・管理・利用をどのように反映しているのか、これまで注目されてこなかったその基礎的情報を整理しつつ、検討を試みた。アブディー版不動産目録写本の最大の特徴は、学術・文学作品写本のように原テキストを可能な限りそのまま複写した（ゆえに異同は基本的に不本意の誤りとして生じている）写本とは異なり、改訂により段階的に変化していった写本だということである。これは不動産目録を史料として扱ってきた研究者には既知のことであったと思うが、その改訂・変化のプロセスが反映したテキストは、サフィー廟の財産管理制度がサファヴィー朝中央との関係でどのように運営されたか、その中で不動産目録写本がいかなる役割を担うものとして作成・管理・利用された

20) 確実な手がかりとなるわけではないが、*Abdi III* のワクフ記録は母音記号などが *Abdi II* より丁寧な写されており、母音記号のない *Abdi II* のワクフ記録写しからの書写とは考え難い。

かを把握しなければ、正確に理解することはできないものである（これは将来、不動産目録のより正確な校訂が行われるためにも重要な課題となる）。

本稿の目的は、まずその解明の基礎的作業として、3写本の形態的特徴と余白書き込みが伝える情報を整理し、その情報が伝える範囲で3写本の作成・管理のプロセスを再構成することだったが、十全な実証に基づく仮説を示しえたとは残念ながら言えない。3写本の成立背景を明らかにするには、サファヴィー朝期のサフィー廟財産管理制度の実態（文書・帳簿の作成・管理や事務処理プロセス）とその君主・廟管財人の時代ごとの変化について、より具体的な解明が必要である。また余白書き込みの分析には、その原本であるアルダビール文書との照合が不可欠であるが、今回はそこまでは至れなかった。しかし、伝世3写本が帯びる独自の特徴がサフィー廟財産管理制度においていかなる意味を持ちえるのか、その基本の情報を整理し問題を提起するという目的は果たしえたと思う。

‘*Abdī II*’, ‘*Abdī III*’の書き込みについては、今回はその全体的傾向と部分的事例を紹介するに留まったが、全件の筆跡の異同も含めた正確なデータの抽出は、サフィー廟の未刊行文書・財務記録史料の将来的な研究のための必須の作業である。また余白で用いられる術語・定型表現は、財務運営技術やワクフ地運営制度に関する重要な史料となるだろう。また不動産目録写本の本文・書き込みが伝えるサフィー廟不動産の変化は、サファヴィー朝滅亡後の関連史料（アルダビール文書のほか、オスマン朝史料 [Bilgili 2009]、本論集阿部論文が扱う19世紀の改訂版不動産目録など）と照合することで、サファヴィー朝成立以前から滅亡後までのサフィー廟の財の長期的な変化の追跡を可能にすると思われる。最初に述べたように、従来不動産目録はサフィー廟の財の獲得・集積の研究の史料としてその本文テキストが重視されてきたが、財

の管理とその変化については、写本が示す変化の情報が重要な意味を持つのである。これらの研究は、今後の課題としたい。

文献目録

●史料●

- ‘*Abbās-nāma*: Muḥammad Ṭāhir Vaḥīd Qazvinī. ‘*Abbās-nāma, yā Sharḥ-i Zīndigānī-i 22 sāla-i Shāh ‘Abbās-i Thānī (1052-1073)*. Ed. Ibrāhīm Dihgān. Arāk: Kitābfurūshī-i Dā’udi. 1329Kh.
 ‘*Abdī I*: ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. MS. Mūza-’i Milli-i Irān no.3719.
 ‘*Abdī II*: ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. MS. Mūza-’i Milli-i Irān no.3718.
 ‘*Abdī III*: ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. MS. Kitābkhāna va Asnād-i Milli-i Irān no.2734.
 ‘*Abdī/Hidāyatī*: ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk: Vaqf-nāma-’i buq’a-’i Shaykh Šafi al-Dīn Ardabilī*. Ed. Maḥmūd Muḥammad Hidāyatī. Tehran: Sāzmān-i Awqāf va Umūr-i Khayriya, Mu’āvinat-i Farhangī. 1390Kh/2011-12.
Dastūr: Mirzā Muḥammad Rafi’ Anšārī. *Dastūr al-Molūk*. Ed. Nobuaki Kondo. Fuchu, Tokyo: Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa. 2018.
Jāhān-ārā: Muḥammad Ṭāhir Vaḥīd Qazvinī. *Tārikh-i Jāhānārā-yi ‘Abbāsī*. Ed. Sa’id Mir Muḥammad Šādiq. Tehran: Pazhūhishgāh-i ‘Ulūm-i Insānī va Muṭāli’āt-i Farhangī. 1378Kh.
Šipāhānī II: Muḥammad Ṭāhir Šipāhānī. *Šariḥ al-Milk*. MS. Mūza-’i Milli-i Irān no.4324.

●研究文献●

- Aubin, Jean. 1976–77. “La Propriété foncière en Azerbaydjan sous les Mongols.” *Le Monde iranien et l’Islam: Sociétés et cultures* 4: 79–131.
 Bockholt, Philip. 2019. “Same But Different? On copies of the general history Ḥabīb al-siyar in Saint Petersburg manuscript collections.” *Vestnik of Saint Petersburg University. Asian and African Studies* 11/1: 52–63.
 Bilgili, Ali Sinan. 2009. “Devletlik Pir: Şeyh Safiyüddin-i Erdebili vakfı.” *Türk Kültürü ve Hacı Bektaş Veli Araştırma Dergisi* 49: 47–94.
 Gronke, Monika. 1993. *Derwische im Vorhof der Macht*. Stuttgart: F. Steiner Verlag.
 Ḥusaynzāda Sürishjānī, Sālim. 1387Kh. “Barrasī-i dafātir-i divānī va māli-i Āstān-i Quds dar dawra-’i Šafaviya: Bakhsh-i avārja.” *Daftar-i Asnād* 4: 11–38.

- Lutfi, Maryam. 1395Kh/2016-7. *Buq'a-i Shaykh Safi al-Din Ardabili dar dawra-i Safaviyan*. Tehran: Manshur-i Samir.
- McChesney, Robert D. 1981. "Waqf and public policy: the waqfs of Shāh 'Abbās, 1011-1023/1602-1614." *Asian and African Studies* 15: 165-190.
- Morton, Alexander. 1974. "The Ardabil Shrine in the Reign of Shāh Ṭahmāsp I." *Iran* 12: 31-64.
- Rizvi, Kishwar. 2000. "Transformations in early Safavid architecture: the Shrine of Shaykh Safi al-din Ishaq Ardabili in Iran (1501-1629)." Ph.D. dissertation, Massachusetts Institute of Technology.
- Rizvi, Kishwar. 2011. *The Safavid Dynastic Shrine: Architecture, Religion and Power in Early Modern Iran*. London: I.B. Tauris.
- Seyller, John. 1997. "The Inspection and Valuation of Manuscripts in the Imperial Mughal Library," *Artibus Asiae* 57(3/4): 243-349.
- Shaykh al-Ḥukamāyī, 'Emād al-Dīn 1388Kh/2009. *Fihrist-i Asnād-i Buq'a-i Shaykh Safi al-Dīn Ardabili*. Tehran: Kitābkhāna-i Majlis.
- Zarinebaf-Shahr. Fariba. 1998. "Economic activities of Safavid women in the shrine-city of Ardabil." *Iranian Studies* 31(2): 247-261.
- 後藤裕加子 2008 「サファヴィー朝年代記とトルコ暦（十二支）の導入」『東洋史研究』66(4): 663-631.
- 羽田正 1988 「シャー・タフマースプのキジルバシ政策」『オリエント』30(2): 28-46.
- ラムトン, アン・K.S. 1976 『ペルシアの地主と農民』岡崎正孝訳, 岩波書店.

資料 1 アブディー・ベグ版不動産目録 3 写本：コロフォン・扉・その他の異同

1-1 3 写本の概要

	'Abdī I [A]	'Abdī II [B]	'Abdī III [C]
①作品開始前	白紙 2 葉, 第 1 葉 recto に盗難・補修後の注記 [A-3]	白紙 2 葉	(本稿で参照した写本画像からは不明)
②扉 [1a]	アッバース 1 世ワクフ記録・印章位置 (現物は破損) [A-4] ・書き込み 1=フォリオ数確認記録 1 [A-5]	・アッバース 1 世ワクフ記録・印章位置写し [B-3] ・書き込み 5=総フォリオ数確認記録 3 [B-4, 5, 6], 原本照合記録 2 [B-7, 8]	・アッバース 1 世ワクフ記録・印章位置写し [C-5] ・書き込み 5=総フォリオ数確認記録 1 [C-6], 原本照合記録 1 [C-8], 写本作成に関する注記 3 [C-7, 9, 10] ・アッバース印
③作品開始部 タフマースブ印	書き込み 2: 印章位置と盗難の注記 [A-6]	印章位置写し: 司書 (kitābdār) が書いたとの注記 [B-9]	裁断により欠落, 写本画像では下部の一部のみ確認可能 [C-11]
④第 1 部	・アルダビール郡第 3 物件項目 Ibrāhimābād 村の欠落 ・Garmrūd 物件 Shāhmīr, Tārūn, Sharafābād の配列誤りを赤字注記 [121a]	・Ibrāhimābād 村の追補 [98-100] (表題のみ本文 [98] 末尾, テキストは [99-100] 欄外) ・Garmrūd 物件の配列誤りなし・注記なし [269-271]	・Ibrāhimābād 村の追補 [97] (欄外のみ, 本文挿入せず) ・Garmrūd 物件の配列誤りなし [270]
⑤第 2 部	・Ganja 項目位置の誤りを赤字注記 [154a]	・Ganja 項目位置の誤り踏襲 (注記なし) [329]	・Ganja 項目位置の誤り踏襲 (注記なし) [329]
⑥終章・colophon-1	・欄外追補 (曜日) [A-1]	・欄外追補を本文挿入 [B-1]	・【B】と同じ [C-1]
⑦終章附記 (radif-i khātima)・colophon-2	・フォリオ数確認 1 [A-2]	・コロフォン前「不動産目録編者の手跡の写し」[B-2]	・【B】と同じ [C-2]
⑧慈善の食事 (āsh-i ḥalāl)	・乱丁で⑤第 2 部中に入る。独立フォリオ (⑦に連続せず) ・第 2harf 空白: 別筆跡書き込み (他写本に反映せず)	・⑦に連続 ・第 2harf: 2 ワクフ物件追補	・⑦に連続 ・第 2harf: 1 ワクフ物件追補 (第 1 物件後途絶, 第 2 物件欠落, 1 フォリオ落丁?)
⑨作品終了後	[172b] 「古い帳簿 (daftar-i qadim)」からの複数村落の項目 (粗い別筆跡・インク)	[385-393] ティムールのワクフ文書→終了 (コロフォン・他書き込みなし)	[373-390] ティムールのワクフ文書→ [391] vaqfnāmcha (897/1491-2) →終了 ・写字生コロフォン [C-4] ・アッバース印 (②と同一)
⑩余白書き込み	・同筆跡 (写本作成時の注記) ・粗い別筆跡による書き込みがあるが, 他写本に反映せず	・複数筆跡	・同一筆跡 = 【B】を整理・一部本文緑り込み

【A】 'Abdī I (Mūza-'i Milli-i Īrān 3718)

<ul style="list-style-type: none"> ・フォリオ数 (画像による確認): 白紙 2+本文 171+白紙 1=174。本文 verso 右肩記載の番号は 125b が誤記により 126b に (本稿は記載フォリオ番号に従う) ・成立年: 不明 (写字生コロフォンなし), 恐らく作品完成直後 [Morton 1974: 33] ・多種の色インク (赤・青・金・緑), ナスタアリック書体とナスフ書体 (主にアラビア語) を使い分け ・乱丁: 第 2 部 Marāgha・Mughānāt [153b] と Ganja [154a] の間に「慈善の食事」[4 foll] が挟まる (フォリオ番号記載後に生じた乱丁)。「慈善の食事」開始ページ裏面は白紙 (前の内容と連続して書写されていない) で, 第 3 フォリオの末尾に以下のフォリオ数記録: عدد اوراق صريح الملك سرکار صاحبقرانی سه ورق مع يك ورق آخر كه حرف خرج [اصل: حرح] نوشته شده / ۴ ورق ・挟み込まれた紙片=2 枚 [本稿参照写本画像 36-39]: 大小の紙片, 村落の一覧。 ・本文終了後 [171b]; 1 ページ分の「古い帳簿 (daftar-i qadim)」からの複数村落の項目 (粗い別筆跡・インク)

A-1	<p>⑥colophon-1=終章 (khātima) 末尾 [170b]: 執筆終了年 977 年シャッワール月 1 日/1570 年 3 月 9 日, 「新年 (977 年シャッワール月 3 日: 巳年→午年) の 2 日前」 [1569-70 己巳→庚午]</p> <p>قد تم بالخير في غرة شهر شوال مفتاح ابواب السعادة والاقبال سنة سبع و سبعين و تسعمائة / و قد بقي يومين من السنة المدعوة بالسنة الترك ثيلان ثيل استدخل سنة يونت ثيل / يوم السبت الثالث من الشهر المذكور بارك الله / العيد والنيروز على من قام بذاته الاشرف / الدين و المذهب و الملك خلد الله سبحانه / ملكه و سلطانه بمحمد و آله / صلوات الله عليهم / م { حاشيه: يوم الخميس صح }</p>
A-2	<p>⑦colophon-2=終章附記 (radif-i khātima) 末尾 [172a]: 日付なし, 編者名 'Abdī Beg の自称 左脇にフォリオ数確認記録「神聖なる敷居の旧部門の不動産目録 (ṣarīḥ al-milk-i sarkār-i qadīmī)」</p> <p>تم الكتاب بعون الملك الوهاب على / يدى الفقير المسكين على الملقب بزین العابدين / الشهير بعبدى و هو ابن عبد المومن بن صدر الدين محمد بن ناصر الدين احمد / القوامى الشيرازى عفى الله / عن سيأتهم و ارشد امره بمحمد و آله أمين.</p> <p>{ در کنار چپ: { مجموع اوراق صريح الملك سرکار قديمى آستانه مقدسه ۱۷۲ ورق</p>
A-3	<p>①作品前に挿入された白紙 (2 葉) 第 1 葉 recto の注記: 上部縁中央部に黒インクの書き込みを消去した跡と見られる黒いシミ (消された字の跡があるが, 判読不可), 左脇に書き込み。</p> <p>در ضابطه كلمات چندی بود دزدان سیاہ کرده اند</p>
A-4	<p>②扉: アッパー 1 世ワクフ記録 [1a]: 破損箇所新しい紙が継がれ筆跡を再現, 古い紙のテキスト残部はインクで黒ずんでいる (A-3 第 1 葉同様)。</p> <p>موضع مهر وقفى نواب اشرف اعلى: وقف نمود این کتاب را کلب آستانه حضرت على ابن ابى طالب عليه السلم عباس الصفوى به آستانه منوره شاه صفى عليه الرحمته که هرکه خواهد بخواند و مشروط برآنکه از آن آستانه بیرون نبرند و هرکه بیرون برد شريك خون حضرت امام حسين عليه السلم بوده باشد.</p>
A-5	<p>②扉: フォリオ数確認記録 [1a]: 175 (現存総フォリオ数と対応)</p> <p>عدد اوراق و کتب یکصد و هفتاد و پنج ورق است ۱۷۵</p>
A-6	<p>③作品開始部 (タフマースブ印) [1b]: タフマースブ印の写しに関する書き込み 2 点 (補修跡の上)</p> <p>موضع / مهر مبارك شاه جنت مكاني / شاه طهماسب عليه الرحمه</p> <p>این موضع مهر مبارك حضرت شاه طهماسب اولاد / قطب العارفين که دزدان / برداشته اند عليهم اعليه</p>

[B] 'Abdī II (Mūza-'i Milli-i Īrān 3719)

	<ul style="list-style-type: none"> ・フォリオ数 (画像による確認): 白紙 2+作品本文 193+白紙 1+ティムールのワクフ文書 5+白紙 3 ・成立年=不明 (写字生によるコロフォンなし) ・丁寧に作成された写本, 'Abdī I ほど装飾的ではない: 色インクは赤のみ, ナスタアリク体, アラビア語にナスフ体 ・落丁: 第 1 部アルダビール郡部 119-120 の間で欠落 (Dalbisābād~BQrābād, 'Abdī I で 7 ページ=3 foll. 相当)。フォリオ確認記録 [B-4] の日付 1199/1784-5 年以降に起きたと推測される。 ・挟み込まれた紙片=なし ・本文終了後: 白紙 1+ティムールのワクフ文書 [385-393]
B-1	<p>⑥colophon-1=終章 (khātima) 末尾 [368]: 'Abdī I の欄外書き込み (曜日) が挿入</p> <p>قد تم بالخير في يوم الخميس غرة شهر شوال مفتاح ابواب السعادة والاقبال سنة سبع و سبعين و تسعمائة و قد بقي يومين من السنة المدعوة بالسنة الترك ثيلان ثيل استدخل سنة يونت ثيل ثيل يوم السبت الثالث من الشهر المذكور بارك الله العيد والنيروز على من قام بذاته الاشرف الدين و المذهب و الملك خلد الله سبحانه ملكه و سلطانه بمحمد و آله صلوات الله عليهم م.</p>
B-2	<p>⑦colophon-2=終章附記 (radif-i khātima) 末尾 [372]: 'Abdī I と異なる書き方「不動産目録編纂者の手跡の写し」→'Abdī III に継承</p> <p>صورت خط جامع صريح الملك { به مرکب قرمز } تم الكتاب بعون الملك الوهاب على يدى فقير / المسكين على الملقب بزین العابدين الشهير بعبدى و هو ابن / عبدالمومن بن صدرالدين محمد بن ناصر الدين احمد القوامى / الشيرازى عفى الله عن سيأتهم و ارشد امره بمحمد و آله * أمين</p>

B-3	②扉：アッパース 1 世ワクフ記録 [1a]：'Abdī I と同位置。 موضع مهر وقفی نواب اشرف اعلی: وقف نمود این کتاب را کلب آستانه حضرت علی ابن ابی طالب علیه السلام عباس الصفوی به آستانه منوره شاه صفی علیه الرحمته که هرکه خواهد بخواند و مشروط برآنکه از آن آستانه بیرون نبرند و هرکه بیرون برد شریک خون حضرت امام حسین علیه السلام بوده باشد.
B-4	②扉：フォリオ数確認記録 1：日付 (1199/1784-5)・確認者印章あり。200=テキスト 195+白紙 5 (前 2+後 3) مجموع اوراق صریح الملك کلهم دویست / ورق است یکصد و نود پنج ورق نوشته است / و پنج ورق ننوشته است { ۲ لایحه هم ننوشته است } با یکی خرایف است دو تا در اول / و سه ۳ تا در آخر فی سنة الف و مائة و تاسع تسعون من هجرية النبوة المصطفوية الجنتية علیه السلام / سنه ۱۱۹۹ من موافق ییلانئیل مار / المحقر الفقیر المذنب القاضي محتاج الی الله العنی / الداعی
B-5	②扉：フォリオ数確認記録 2：日付なし，確認者印章あり。204=テキスト 199+白紙 5 هو / ورق است / مجموع این نسخه دویست { ۲۰۰ } و چهار ورق است / یکصد و نود و نه ورق نوشته پنج ورق بیاض {مهر}
B-6	②扉：フォリオ数確認記録 3：日付なし，確認者印章あり。テキスト 199+白紙冒頭 2+末尾 5 (計 204)+追加 2=206 مجموع اوراق نوشته این نسخه صریح الملك / یکصد و نود و نه است دو ورق / ننوشته در اول و پنج ورق / در آخر دارد که مجموع دویست و / چهار ورق بوده باشد / دو ورق دیگر اضافه / شد مجموع دویصد [دویست] و / شش ورق است {مهر}
B-7	②扉：原本 (aşl) 照合記録 1：日付なし，確認者印章あり هو / سواد مطابق اصل صریح الملك است / که در خزانه عامره ضبط است {مهر}
B-8	②扉：原本 (aşl) 照合記録 2：日付あり (丑年 1109 年ラビー・アルアッワル月下旬)，確認者印章あり هو / سواد مطابق اصل صریح الملك که در سرکار جدیدی / در کتابخانه عامره ضبط است و در تاریخ اواخر شهر ربیع الاول سنه ۱۱۰۹ / اودئیل مقابل شد {مهر}
B-9	③作品開始部 (タフマースブ印) [1]：司書による書写 موضع / مهر مبارک شاه جنت مکانی / شاه طهماسب علیه الرحمة اولاد / سلطان العارفين که کتابدار / بخط خود نوشته بیاض

[C] 'Abdī III (Kitābkhana-'i Milli-i Īrān 2734)

<ul style="list-style-type: none"> ・フォリオ数 (画像による確認)：(画像からは挿入白紙数不明) 本文 196 (本稿では記載ページ番号に依拠する) ・成立時期・写字生 [C4]：書写年 1115/1703-4 年，写字生 Jalāl al-Dīn Muḥammad Sharīf Husaynī ・落丁=2 箇所 (現時点での確認)：第 1 部アルダビール郡部 121-122 間 (Zara Nās~Yāmchī='Abdī II で 2 ページ相当，1 フォリオ落丁の可能性?)，「慈善の食事」末尾 RWSH, DWSh, Khurramābād 村 (<Marāgha) の項で終了 (verso 最後まで) [374]，'Abdī II の Chushk va Arāyish (<Qazvin) (2 ページ相当) が無し (1 フォリオ落丁の可能性?) ・挟み込まれた紙片=1 枚 [参照写本画像 371]「マラーガのワクフ地の写し (ṣūrat-i mawqūfāt-i maḥāll-i Marāgha)」 ・本文終了後：ティムールのワクフ文書 [373-390]+1 ページ分のワクフ文書 vaqfnāmcha (897/1491-2 年付) 写し [391] ・アッパース印 ('Abbās banda-'i Shāh-i Vilāyat)=2 箇所：扉上部，最終ページ右上部 [391]

C-1	<p>⑥colophon-1=終章 (khātima) 末尾 [362] : 'Abdī II と同一</p> <p>قد تم بالخير في يوم الخميس غرة شهر شوال مفتح ابواب السعادة و/ الاقبال سنة سبع و سبعين و تسعمائه و قد بقي يومين من السنة / المدعوة بالسنة الترك ييلان ئيل استدخل سنة يونت ئيل / يوم السبت الثالث من الشهر المذكور بارك الله العيد و/ النيروز على من قام بذاته الاشرف الدين و المذهب / و الملك خلد الله سبحانه ملكه و سلطانه / بمحمد و آله صلوات الله عليهم اجمعين.</p>
C-2	<p>⑦colophon-2=終章附記 (radif-i khātima) 末尾 [366] : 'Abdī II と同じ書き方</p> <p>صورت خط جامع صريح الملك {به مركب قزم}/ تم الكتاب بعون الملك الوهاب على يدي فقير المسكين على الملقب بزین العابدين الشهير بعبدي / و هو عبدالمومن بن صدرالدين محمد بن ناصر الدين احمد القوامي الشيرازي عفى الله عن سيئاتهم / و ارشد امره بمحمد و آله آمين</p>
C-3	<p>写字生の注記・フォルオ番号確認記録：ティムールのワクフ文書末尾の欄外 [390]</p> <p>مجموع عدد اوراق اين صريح الملك که به عدد در آورده شد / ورق به ورق در سر هر صفحه رقم گردید صد و نود و هشت ورق ۱۹۸ است / سوی اسناد و قبالات که در خزانه معموره مضبوط و در / آن وقت به نظر نرسیده و داخل این نسخه نشده است / و این منتسخ از روی نسخه اصل که در زمان پادشاه / علین آرامگاه شاه طهماسب انار الله برهانه / نوشته شده است انشا الله تعالی من بعد آنچه از پیش به نظر رسد داخل این نسخه خواهد شد.</p>
C-4	<p>写字生コロフォン：最終ページ [391]，コロフォン末尾に小型方形印，同ページ上部にアッパース印</p> <p>هو / این نسخه شرفیه حسب الامر الاعلی بتاریخ شهر جمادی الثاني سنه ۱۱۱۵ در کتابخانه / بر طبق نسخه که در خزانه عامره مضبوط است به طریق استکتاب باتمام [...] {بریده شده} / ومن اوله الی اخره با نسخه مزبوره موافق است. حرره الله... / له دام الدولة القاهرة جلال الدين محمد شريف الحسيني {مهر مربع}</p>
C-5	<p>②扉：アッパース 1 世ワクフ記録 [1a] : 'Abdī I と同位置。</p> <p>موضع / مهر وقفی نواب اشرف: وقف نمود این کتاب را کلب آستانه حضرت علی ابن / ابی طالب علیه السلام عباس الصفوی به آستانه منوره / شاه صفی علیه الرحمة که هر که خواهد بخواند و مشروط برآنکه از این / آستانه بیرون نبرند و هر که بیرون برد شریک خون حضرت / امام حسین علیه السلام بوده باشد</p>
C-6	<p>②扉：フォルオ数確認記録：日付・確認者印章なし，ページ左上隅（後代の記録？）197</p> <p>عدد اوراق صد و نود و هفت ۹۷ ۱۰۰</p>
C-7	<p>②扉：写本作成の記録：図書館から管財人への引き渡し，日付（1115年ジュマーダ・アッサーニ一月17日/1703年10月28日）・印章あり</p> <p>از بابت تحویل مقرب الحصه [الحضرة] کتابدارباشی از قرار قبض ؟؟؟ رفیع مقدار متولی جلیل القدر سرکار فیض آثار سپرده شد تحریراً بتاریخ ۱۷ شهر جمادی الثاني سنه ۱۱۱۵ {مهر}</p>
C-8	<p>②扉：原本 (aşl) 照合記録：「ここに述べた写本 (nuskha-'i mazkūr)」（恐らく写本 A = 'Abdī II) のもの，日付・確認者印章なし</p> <p>هو / چون نسخه اصل مؤکد بلغت نامه که آستانه مقدسه منوره بیرون نبرند در کتابخانه / سرکار جدیدی مضبوط است با نسخه مذکور مقابله شد و مهر نواب جمجاه علین اشیان / جنت آرامگاه {شاه طهماسب انار الله برهانه و شاه عباس} که در عنوان نسخه اصل بوده است...؟! مومن؟! کتابدار سپرده شده</p>
C-9	<p>②扉：廟から宮廷に送られた不動産目録写本の説明</p> <p>هو / کتاب عن سواد وقف نامجه املاك شيخ صفی علیه الرحمة / مشهور به صريح الملك که دراین وقت متولی اردبیل به درگاه معلی فرستاده / قطع وسط کاغذ سمرقندی جلد تیماج و به تاریخ شهر جمادی الاول سنه ۱۰۹۰ / در خزانه عامره ابوابجمع شد بیاض</p>
C-10	<p>②扉：蔵書調査の記録=2回：日付あり (AH1097, 1107, 'Abdī III 書写年以前)</p> <p>بتاریخ شهر شوال سنه ۱۰۹۷ داخل عرض خزانه شد بیاض هو / بتاریخ شهر جمادی الاول سنه ۱۱۰۷ / داخل عرض خزانه عامره شد</p>
C-11	<p>③作品開始部 (タフマースブ印) [1b] : 裁断で欠落，「彼に慈悲があらんことを」のみ判読可。</p> <p>عليه الرحمة</p>

1-2 3 写本の成立と経歴

930-984/1524-1576 シャー・タフマースブ 1 世

975/1567 アブディー・ベグへの不動産目録編纂命令, 廟で編纂作業に開始

977/1570 不動産目録完成 [A-1] →『*Abdī I*』, 謹呈用写本として作成・献呈

→タフマースブ印が開始部上部に捺印 …→シャー・アッバース 1 世蔵書へ (恐らく宮廷で保管)

984-985/1576-1578 イスマーイール 2 世

985-996/1578-1587 ムハンマド・フダーバンダ

996-1038/1587-1629 シャー・アッバース 1 世

1011/1602-3 ホラーサーン遠征中にティムールのワクフ文書発見

1017/1608 サフィー廟への多数の写本を含むワクフ: 『*Abdī I*』, 廟にワクフ →扉にアッバース 1 世ワクフ印, ワクフ記録 [A-4] (禁帯出の呪詛文言), アッバースのワクフにより設立された新部門の図書館 (kitābkhāna-i sarkār-i jadīdī) [A-2, B-8, C-8] に保管される

1038-1052/1629-1642 サフィー

1052-1077/1642-1666 アッバース 2 世: 王朝庇護下のシーア派聖廟のワクフ財の総合的調査実施

1072/1661-2 以前 『*Abdī II*』作成

1072-1074/1661~ 総合的な廟の文書調査が実施 →『*Abdī II*』に反映

1072 丑年 /1661 占有不明物件の再占有開始 (余白書き込み「占有となった」), シャイハーヴァンド占有のソユルガル地が廟管轄下へ

1073 寅年 /1662 占有不明物件の再占有

1074 卯年 /1663 占有不明物件の再占有

1074-4/1663-11-2~30 文書調査=廟保管文書の大規模な確認作業

1077-1105/1666-1694 スライマーン

1090-5-0/1679-6~7 1 写本 A (=『*Abdī II*』) が「収入部門の栄えたる保管庫 (khizāna-i ‘āmira-i abvāb-jam‘)」に納入 [C-9]

1097-10-0/1686-8~9 (恐らく A が) 保管庫 (khizāna) でインスペクションを受ける [C-10]

1105-1135/1694-1722 スルターン・フサイン

1107-5-0/1695-12-1696-1 (恐らく A が) 「栄えたる保管庫 (khizāna-i ‘āmira)」で再度インスペクションを受ける [C-10]

1109/1697-8 『*Abdī II*』, 新部門図書館保管原本 (=『*Abdī I*』) と照合 [B-8] →タフマースブ印・アッバース 1 世ワクフ記録模写 [C-8] [B-9]

1115-6-0/1703-10~11 『*Abdī III*』, 書写命令により, 栄えたる財庫 (khizāna-i ‘āmira) 保管写本 (=A=『*Abdī II*』) に基づき書写終了 [C-4] →図書館長 (muqarrab al-ḥazrat kitābdār-bāshī) から管財人へ引き渡し (1115-6-17/1703-10-28) [C-7]

[時期不明・『*Abdī II, III*』成立以後?] 『*Abdī I*』盗難・第 1 フォリオ破損 [A-3] →修復: タフマースブ印 [A-6], アッバース 1 世ワクフ印が写しに/乱丁により「慈善の食事」フォリオが第 2 部中に紛れ込む

資料2 'Abdī II, 'Abdī III 写本の余白書き込み：第1部・アルダビール郡部 ['Abdī II: 71-163; 'Abdī III: 71-166]

(1) 占有記録

- ・占有・占有外 t-a/t-n：「占有されている/いない (dar taṣarruf ast/nīst)」/t-a+：より詳細な記述 (例)「過去から現在まで恩寵の徴ある管理部の占有にあり現在もそうである」/t-n+zabt：「占有されていない，登録されるべき」('Abdī III の記録)
- ・廟による収入管理に言及，定型表現「恩寵の徴ある廟の占有にあり毎年その収入は・・・」他
- ・Shaykhāvand 占有勅令：定型表現「吉兆なる勅令 (raqam-i mubāarak) 発行の日付から Shaykhāvand の長達の占有とされた」/Shaykhāvand 占有：Shaykhāvand に占有されていたことに言及/Shaykhāvand 占有→売却 [買い手]：Shaykhāvand が占有時に売却
- ・再占有：ワクフ管理部占有下に編入「丑年 1074 年占有となった」「丑年 1074 年至高なる命令により占有となった」

(2) 管理状況：賃貸，管理者任命，割付などの執行の記録

- ・物件の不利用の状態：荒廃 (kharāb)/未利用 (bāyir)
- ・賃貸 (ijāra)

(3) 物件情報の追加，物件の追加

- ・物件情報の追加：四囲/村名同定/来歴/帰属確認 (上位の村落「・・・の下にある」)/耕作者「・・・の村民 (ra'āya)/集団 (jamā'at) が耕作している」/他物件注記 (言及される他物件の説明「当該の箇所て記録されている/されるだろう」)
- ・物件追加：新たな物件の記録の追加 (977 以前)/初版編纂後の新規物件 (977 以後-1000 年代)

(4) 文書調査：廟保管文書を調査，関連文書発見への言及/1074-4 文書調査「祝福された光り輝く神聖なる敷居の管理部の文書を調査していた 1074 年 4 月に (ba-tārikh-i shahr-i Rabī' al-thāni ki mulāḥiẓa-'i asnād-i āstāna... mī-namūd) [文書が] 確認された (ba-naẓar rasid) 'Abdī III の余白書き込みの記号：> = 'Abdī II の書き込みをほぼそのまま転載/// = 転載なし (省略)

'Abdī I	no.	物件 (村落) 名	'Abdī II	'Abdī III
32b	1	Āl	Shaykhāvand 占有勅令	>
			t-a	///
			丑年 1071 再占有→ijāra	> 簡略化，賃貸額変化
32b-37a	2	Alārūq	t-a+	>t-a
			管理部占有	>
37a-37b	3	Alghir	t-a+, 文書調査 1074-4	>
			3/村名同定	>1/編集
			文書調査，村名同定，kharāb，耕作者	>
			文書調査，帰属確認	>
			文書調査 1074-4	///
///	///	Ibrahimābad	欄外追補/t-a+, 帳簿調査，管理部占有	>
38a-38b	4	Anzāb	///	Shaykhāvand 占有勅令
			Shaykhāvand 占有→売却 Qilij Khān，丑年 1074 再占有→ijāra	> 簡略化

38b	5	Bārūq	t-a+	///
			他物件注記	> 情報追加?
			来歴	>
			他物件注記	>
39a-44b	6	Būšjīn と付属の小村	Shaykhāvand 占有 (Ma'šūm Beg), 丑年 1074 再占有 →ijāra	> 簡略化
			物件追加	> 新項目立項
44b	6-2	Būšjīn, Būšjīn Rūd 付属の小村	丑年 1074 年再占有→ijāra	>
			Shaykhāvand 占有→売却 Muḥammad Šāliḥ Beg garakýaraq→丑年 1074 年再占有	Shaykhāvand 占有勅令? (記述混乱?)
45a-47a	7	Binān	t-a+, 管理部占有	>t-a
			文書調査 1074-4	///
47a	8	Jajīn	t-a+	>t-a
			文書調査 1074-4	///
			帰属確認	>
47a	9	KhBRANQ	t-a+, 管理部占有	>t-a
47a-47b	10	Janzaq	t-a+	>t-a
			2/文書調査 1074-4	///
47b	11	Chūra/Jūra	2/四囲, 来歴, bāyir	>2/
			(1074?) 卯年管理変化	///
			文書調査 1074-4	///
			Shaykhāvand (Ma'šūm Beg), 寅年再占有	///
47b-48b	12	Ḥasanbārū	t-a+, 管理部占有	>t-a
48b-50b	13	Ḥafšābād	t-a+, 管理部占有?	>t-a
			文書調査 1074-4	///
49b-50b	14	Ḥamidābād	寅年再占有, Shaykhāvand 占有勅令	>Shaykhāvand 占有勅令
49b-50b	15	Khwājīm	寅年管理変化?	///
			文書調査 1074-4	///
			t-a+	>t-a
50b-51b	16	Khawra Shirān	t-a+, 物件追加 (占有率)	> 本文挿入
			Shaykhāvand 占有, 再占有 (Shaykh Sharif Beg 管財時代)	///
50b-51b	17	Dārābad	[119] 再占有 (Shaykh Sharif Beg 管財時代)	///
50b-51b	18	Digāh Bārūq	[119] t-a+, 耕作者	>t-a
51b	19	Dalbīsābād	落丁	t-n+zabt
52b	20	Rūdjan	落丁	t-n+zabt
52b-53a	21	Rū'indaraq	落丁	t-a
53a	22	Zara Nās	落丁	t-a
53a	23	Sarkjan	落丁	落丁
53a	24	Suhāka	落丁	落丁
53a	25	Shirān wa mazra'a-'i Yāmchi	落丁	t-a
53a-53b	26	Šadiqa Dih	落丁	t-a
54a	27	Šūma'a-'i Muzaffari	落丁	///
54a-55a	28	'Alqābād	[120] (末尾のみ) 耕作者	t-a
55a-55b	29	空欄 [BQrābād]	空欄	物件項目なし?
55b-58b	30	'Amūqīn	t-a+	>t-a
58b-59a	31	Qazān Balā'i	t-a+, 耕作者	>t-a
59a-61b	32	Qaşaba	t-n+, 耕作者	t-a (管理変化?)

60a-61b	33	Kājran	t-a	>t-a
60a-61b	34	Kārim	丑年 1074 再占有→ijāra 条件 Shaykhāvand 占有勅令	> 簡略化 >
60a-61b	35	Karda lū	t-a, 文書調査	>t-a
60a-61b	36	Kalkhūrān	t-a soyurghal	>t-a ///
62a	37	Gilinhār	t-n	>t-n+kharāb
62a-62b	38	Gulvarānvīnd	t-a	>t-a
62a-62b	39	KMShkān	寅年管理変化→ijāra 3/文書調査 1074-4, Shaykhāvand 占有→売却 Khvāja Sulṭān Qājār	t-a, ijāra ///
62a-62b	40	Kanās	?, 貸貸 Būsjin	耕作者 Būsjin
62b	41	Kanjūsh	t-n	>t-n
63a-65a	42	Kūrān	帰属確認	t-a
65a-66a	43	Kūradūl	t-a 文書調査 1074-4	>t-a ///
66a	44	Lahāyiq	t-a, 丑年 1074 再占有→ijāra, 物件追加 (2 ダーング半追加)	> 簡略化
66b-67a	45	Mas'ūdābād	ijāra/?	帰属確認
66b-67b	46	Mindishin	t-a 文書調査 1074-4	>t-a ///
67b-68a	47	Miyānrūdān	? (Miyān Zir'ān) 丑年 1074 年管理変化→ijāra	/// t-a
67b-68a	48	Miyān Zir'ān	ijāra kharāb	>ijāra, t-a ///
67b-68a	49	Mirini	t-a 物件追加	>t-a > 簡略化→立項
70b-71a	50	Nawdih-i Dārmarz-i Suflā	t-a	>t-a
71a	51	Nawdih-i Rustāq	文書調査, 帰属確認	>
71b	52	Varāzjird	3/物件追加 Varka Sarān, Shaykhāvand 占有勅令, 丑年 1074 再占有 t-n+ Qarāqāshlū 占有	> 立項 >t-n+zabt
71b-72a	53	その他の土地	t-n+, ????? 占有	///

サフィー廟不動産目録に見える最古層物件バルール村の来歴*

廟伝来の14世紀命令書との照合を通して

高木小苗

Tracing the History of Barūr, the Ardabil Shrine's Former Waqf Village

TAKAGI, Sanae

This paper examines the founding of Barūr, which was formerly a waqf village belonging to the Ardabil Shrine of Shaykh Ṣafī al-Dīn (1252–1334), the founder of the Safavid Sufi order and the ancestor of the Safavid dynasty (1501–1736). He endowed the order's monastery with his private properties in 1333, according to the *Ṣariḥ al-Milk* (inventory of the Shrine's real estate), which was compiled in 1570 by the Safavid bureaucrat 'Abdī Beg. Ṣafī al-Dīn was interred at the monastery, and his endowment formed the origin of his shrine's waqf. The register provides detailed information on each waqf property based on the archives stored in the Shrine.

A number of previous studies have referred to the register and archives in support of their research into former properties owned by the Shrine. Nonetheless, a comprehensive discussion is still required of how several properties were endowed by the Mongol ruling elite and retained by Ṣafī al-Dīn's son and successor, Shaykh Ṣadr al-Dīn (1305–91), amid the political turmoil of fourteenth-century Iran. As an example, this paper reviews when and how one of those properties, Barūr village, and its revenue came to belong to the monastery.

In 1325, the Ilkhanid (1256–after 1335) *divān* appointed Ḥasan, son of Chāghirchā, to collect Barūr's taxes. By August 7, 1327, Ṣafī al-Dīn had acquired the village. By December 24 of the same year, the ninth Ilkhan, Abū Sa'īd (r. 1316–35), conferred on the monastery the right to receive the village's tax revenue, which had formerly belonged to his late leading *amīr*, Chūpān (d. 1327). This was later confirmed by Shaykh Ḥasan Kūchak (d. 1343), one of Chūpān's grandsons. In 1333, Ṣafī al-Dīn endowed the monastery with the village, and its waqf income was allocated to two of his sons, Ṣadr al-Dīn and Shaykh Abū Sa'īd. In 1347, Shaykh Abū Sa'īd donated this waqf income to the monastery.

Keywords: Shaykh Ṣafī Shrine, Ardabil, waqf, Ilkhanids, Chūpān (Choban)

キーワード: シャイフ・サフィー廟, アルダビール, ワクフ, イルハーン朝, チューパーン (チョパン)

* 本研究の過程で、共同研究のメンバーの方々や研究会に出席された皆様より貴重なご意見をいただきました。ここに記して謝意を表します。



はじめに

1. バルール村の概要と史料
2. バルール村の変遷に関する先行研究
3. サフィー・アッディーン時代のバルール村 (1334年以前)
 - 3.1 イルハーン朝期 1325年発行命令書のバルール村
 - 3.2 イルハーン朝君主アブー・サイードによる「ワクフ設定」(1327年)

はじめに

サファヴィー教団は、名祖シャイフ・サフィー・アッディーン・イスハーク (1252–1334) の時代以来、本稿で扱うイルハーン朝 (1256–1335 以後) やその重臣のアミール、チューパーン (チョパン) Chūpān (1327 没) の家系をはじめとするテュルク・モンゴル系支配層の帰依・庇護を得て、発展を遂げた¹⁾。サフィー・アッディーンがアルダビールに設立した修行場 (zāviya) には多くのワクフが行われ、のちに彼の墓廟 (以下、サフィー廟) の莫大な財産の一部を構成することとなる。

サファヴィー朝の文人官僚アブディー・ベグが 1570 年に作成したサフィー廟不動産目録 *Ṣarīḥ al-Milk* に見える最古層のワクフ財は、サフィー・アッディーン時代に様々な経路で修行場に寄進されている。サフィー・アッ

3.3 サフィー・アッディーンによるワクフ設定 (1333年)

4. サドル・アッディーン時代のバルール村 (1334年以後)

4.1 シャイフ・アブー・サイードによる「ワクフ設定」(1347年)

4.2 チューパーン家台頭期 1353年発行命令書のバルール村

おわりに

ディーン自身も、死の前年 733/1333 年、修行場へのワクフ設定を行い、そのワクフ文書 (vaqfiya) を作成させた²⁾。そして、彼の死後、息子シャイフ・サドル・アッディーン・ムーサー (1305–91, 在任 1334–91) が後継者となると、新たな不動産の獲得とワクフ設定に加えて、761/1360 年に、サフィー・アッディーンによる 1333 年のワクフ設定とその管財人 (mutavalli) がサドル・アッディーンであることを法的に認証する証書 (qabala) が作成された。サファヴィー教団の社会経済的発展について論じたグロンケは、サフィー・アッディーン時代のワクフ文書原本が失われたため、サドル・アッディーンが既得のワクフ財の再建に尽力したことを示すと考察している。このようにして、アブディー・ベグ版不動産目録に収録されるワクフ財の多くが、14 世紀に確立することとなった³⁾。

- 1) サファヴィー朝成立以前のサファヴィー教団の概要については、Mazzaoui [1972] 参照。また、オバンは、13・14 世紀のイランの農村社会・土地所有について論じるための重要な情報源として、アルダビール文書、アブディー・ベグ版不動産目録、イブン・バズザーズ Ibn Bazzāz による聖者伝 *Ṣafwat al-Ṣafā* (1358 年成立) を挙げ、サファヴィー家の活動にも言及した [Aubin 1976–77: 82–93]。
- 2) 1333 年のワクフ文書については、グロンケが詳述する [Gronke 1993: 299–300]。詳しくは、本論集の解題を参照。
- 3) サフィー・アッディーンと彼の後継者たちのワクフ設定、サドル・アッディーンによるサフィー・アッディーン時代のワクフ設定の法的認証については、Gronke [1993: 297–299]。その概要およびグロンケの見解については、本論集の解題に詳しい。なお、13 世紀以降、タブリーズを拠点として活動し、テュルク・モンゴル系支配層の尊崇を得て発展したクジュジー Kujūjī 教団のワクフ文書を分析したヴェルナーも、サドル・アッディーン時代のサファヴィー教団では、同時期のクジュジー教団のシャイフ・ギヤース・アッディーン・ムハンマド Shaykh Ghiyāth al-Dīn Muḥammad (784/1382 頃没) が設定したような大規模なワクフは確認できないが、サドル・アッディーンは、父サフィー・アッディーンによるワクフ設定をカーディーたちに追認・証言させて、人々が修行場・廟へワクフを行うことを奨励したと概観する [Werner, Zakrweski and Tillschneider 2013; Werner 2015: 79]。

アブディー・ベグが不動産目録編纂のために参照した主要資料の一つが、サフィー廟に属する不動産の保全のために保管されていた12-19世紀の800点以上の古文書群、いわゆる「アルダビール文書」である。この文書群は、廟に関係する不動産の売買・賃貸・贈与・寄進などに関する文書、それらの不動産が修行場・廟のワクフ財やシャイフの私有財⁴⁾であることを同時代の支配層・行政機関が認めた命令書などから構成され、多数の研究が存在する⁵⁾。

従来、このアブディー・ベグ版不動産目録と初期のアルダビール文書を用い、モンゴル政権下のイラン社会の不動産所有、サファヴィー家と教団の社会経済活動に関する総体的分析、個々のアルダビール文書の翻刻・訳註・語釈などの文献学的研究、命令書や法文書の書式の解明が進められてきた。しかし、不動産目録に登録された個々のワクフ財の来歴に関する専論はなく、検討の余地が残る。

例えば、先行研究によると、目録とアルダビール文書には、一つの村(qarya)が、短期間に複数回、支配者によりシャイフや他者に付与された事例、法的な売買・贈与を通してシャイフや他者により獲得された事例、もしくは修行場のワクフとして設定された事例が散見される。本稿で分析するバルール村もその一例で、不動産目録によると、三度「ワクフ」として設定されたという。しかし、ワクフとは、原義的には、財産の所有権移転を「停止」し、その用益・収益を所定の対象のために永続的に使用することを指す[柳橋2012: 637-640]。そのため、通常は、同じ不動産が何度もワクフとして設定されることはない。先行研究は、その原因として、14-15世紀のイランにおける政治・社会情勢の混乱や支配層による不動産収益の収奪により、私有財・ワクフ財の維持が困難であったこと、

また16世紀後半、アブディー・ベグが不動産目録を作成した際、サフィー廟に保管された最古層の文書群は散逸していたことなどを挙げる[Aubin 1976-77: 91, 93-101; Gronke 1993: 298, 300]。筆者も、これらの要因が、廟の財産管理・不動産目録編纂の障壁となったと認識しているが、不動産目録のワクフ財の変遷を個別に精査することにより、一部の所有権の移転や寄進の事例については新たな解釈を導き出せる可能性があると考える。

そこで本稿では、不動産目録中の最古層のワクフ物件の一例として、アルダビール地方の郡部にあるバルール村を取り上げ、その概要と来歴について、特にどのような経緯によりサフィー廟に帰属するに至ったのか、現時点での仮説を提示したい。この村を選択した理由は、不動産目録に収録された最古層物件であるにもかかわらず、関連するアルダビール文書が4点確認されており、アブディー・ベグ版不動産目録の16-18世紀の写本3点⁶⁾と併用することにより、村の変遷を比較的長期にわたり再構成することが可能だからである。本稿では、バルール村に言及するアルダビール文書のうち、既刊の14世紀の命令書2点を使用する。

本稿の目的は、バルール村の変遷を辿ることにより、(1) サフィー・アッディーンとサドル・アッディーン父子が、同時代のイルハーン朝やチューパーン家の支配層による崇敬・庇護を背景に、修行場のワクフ財を集積し、教団の運営基盤を確立していく経緯について分析を深めること、そのために、(2) 当時のイラン社会における不動産の獲得の手段や所有・占有の実態について検討すること、そして(3) イルハーン朝の第9代君主アブー・サイード(在位1316-35)の死後、重臣のアミールたちが台頭し、チングス・ハーン家出身の統治者(khān)が乱立した14世

4) 当時の私有財(milk)に関する論考として、川本[1991]がある。

5) アルダビール文書の来歴・構成・現状・研究については、阿部[2020]に包括的な説明がある。

6) 不動産目録の写本3点[Abdi I; Abdi II; Abdi III]については、本論集の渡部論文を参照。

紀中盤の政治・社会情勢の一端を示すことにある。

1. バルール村の概要と史料

本稿で参照するバルール村に関する史料の一つは、アブディー・ベグ版不動産目録の「ハサン・バルール Hasan Bārū 村」の項目である(概要は[表1], 筆者によるテキストの校訂は[付録]参照)。後述の通り、この村の旧名がバルール村であった⁷⁾。その他の史料は、アルダビール文書のうち、イラン国立博物館に所蔵されている既刊の725/1325年と754/1353年の命令書2点である。1325年の命令書は、ヘルマンとデルファー、1353年の命令書は、ヘルマンにより、翻刻、ドイツ語の解題・訳注・語釈などの文献学的研究が発表されている⁸⁾。また、両文書の基本情報はシェイホルホキヤマーイーによるアルダビール文書目録に掲載されている[Shaykh al-Ḥukamāyī 2009: 131b, r. 465; 119b–120a, r. 472]。

バルール村は、現在のアルダビール州のハサン・バルールク Hasan Bārūq 村に相当し、アルダビールの都市から南西6 kmの位置に存在する[Aubin 1976–77: 96, n. 52; Gronke 1993: 310 n. 105; Farhang: 174a]。この村の名は、過去に何度か変わった。先述の14世

紀の命令書2点、未公開の753/1352年と15世紀前半の命令書には「バルール」という名で登場する⁹⁾。その後、アブディー・ベグ版不動産目録が作成された1570年頃には、「ハサン・バルール」と呼ばれるようになっていた[‘Abdī I: 49b; ‘Abdī/Hidāyati: 175]。さらに不動産目録の17世紀の写本の欄外には、「この[=本文を書いた]あとで、バルール村がハサン・バルールク Hasan Bārūq 村だということが判明した」という書き込みが存在するので、その頃までには現在の村名が定着していた[‘Abdī II: 92; ‘Abdī/Hidāyati: 161; Aubin 1976–77: 96]。村の生業については、1325年と1353年の命令書2点より、当時、人頭税(al-iḥṣā‘)のほか穀物税や家畜税(qūbjūr al-mawāshī)¹⁰⁾などが徴収されていたので、住人が農耕や牧畜に従事していたことがわかる。

次に、本稿で使用する3つの史料の概要を作成された年代順に確認する。まず、最も古い史料は、イルハーン朝君主アブー・サイード治世の725年ラマダーン月21日/1325年8月31日に、当時のディーワーンが、アゼルバイジャン地方のウージャーン Ūjān (夏营地)で発行した両面の命令書である。片面はウイグル文字モンゴル語、もう片面はペルシア語で記されており、ペルシア語面の通知先は、「アルダビール[地方]の代官たち

7) アブディー・ベグ版不動産目録を分析したロトフィーによるワクフ財一覧中に、バルール村も記載されている [Luṭfi 2016: 126, 158, 228]。

8) Herrmann and Doerfer 1975b; Herrmann 2004: 146–151 and Abbildungen 78–81 (Urkunde XX)。1325年の命令書は、次の和訳も参考になる [Šayḥ al-Ḥukamā‘i・渡部・松井 2017: 109–110]。

9) これらの未公開のアルダビール文書2点も、イラン国立博物館に所蔵されている。一つは753/1352年発行の発令者不明の命令書で [Mūza‘i Milli-i Irān. no. 25957; Shaykh al-Ḥukamāyī 2009: 131b, r. 537]、マリク・アシュラフか、彼の関係者が発令したと推定される。もう一つは、838/1434年にティムール朝の第3代君主シャー・ルフ Shāh Rukh (在位 1409–47) が発令したとされる命令書である [Mūza‘i Milli-i Irān. no. 25927; Shaykh al-Ḥukamāyī 2009: 131b, r. 507]。なお前者の発行年は、シェイホルホキヤマーイーによるアルダビール文書目録には713/1313年と記載されているが、753/1352年の誤植である。

10) qūbjūr (クブチル税)とは、元来は遊牧民に課される家畜税を指したが、モンゴルの支配地域の拡大により、各地でさまざまな変容をとげて、西アジアでは現金で納める人頭税という意味でも広く用いられた [cf. 本田 1991: 209–211, 286–290, 320]。1325年の命令書では、クブチルは家畜(al-mawāshī)という語を付され、人頭税と併記されていることより、家畜税という意味で用いられていると解釈できる [cf. Herrmann and Doerfer 1975b: 326–327]。

表1 アブディー・ベグ版不動産目録のハサン・バルール村(旧バルール村)の項目

<p>① 村の地理情報 四囲と耕地</p> <p>旧名 来歴</p>	<p>アンダラーブの行政区 (khān) に属する。 隣接する村・水車・耕地の説明。 ◆典拠…カーディー・ファドル・アッラー・ウバイディー Faḏl Allāh 'Ubaydi の証書 (qabāla) 「ハサン・バルール村は、かつてはバルール村という名であった」 「三度、修行場に対する「ワクフ財」となった (sa martaba samt-i vaqfiyat bar zāviyayāfta)」</p>
<p>② イルハーン朝君主アブー・サイードによる「ワクフ設定」</p>	<p>◆典拠…イルハーン朝君主アブー・サイードの命令書 (nishān) ・発令者：アブー・サイード (?) ・発行日：728年サファル月8日/1327年12月24日 ・通知先：イルハーンの直屬領の管理者たち (mutaşaddiyān-i injū) ・内容：アブー・サイードが「バルール村を、美德を持つ高位の御方、シャイフ・サフィー・アッディーンの子の食布と修行所の経費の費用として (dar vajh-i ikhrājāt-i sufra va khānqāh-i muridān) 定めている (muqarrar dāshtā im)。その地に介入するな」。</p> <p>◆典拠…「信頼できる文書1点」(sanadī mu'tamad ilayhi) ・書き手：チューバーン家のタージュ・アッディーン・ハサン・ベグの代理人 Bā Akhī Kay ・日付：不明 ・内容： 「バルール村を、スルターン・アブー・サイード・ハーンが、前述の聖なる位階の御方 [サフィー・アッディーン] の修行所のワクフとし (vaqf-i zāviya... namūda), その収益 (ḥāsil) は、[修行所に] 出入り [する者] の費用として使用されている (dar vajh-i ṣādir va vārid ṣarf mi-kunand)」。 バルール村が「ワクフとなる (vaqf shudan) 以前に、チューバーン・ベグのスーパーと食布の費用として (dar vajh-i āsh va sufra) 定められていたというアミールの子、チューバーン家のタージュ・アッディーン・ハサンの主張 (da'vi-i amirzāda-'i Taj al-Dīn Ḥasan beg-i Chūpāni) は無効 (bāṭil) である。 文書内容の違反者に対する呪詛文言 (la'nat-nāma) が付されている。 ・ハサン・ベグの書きつけ (nivišta) 「[村は] サフィー・アッディーンの子の修行場のワクフ (vaqf) である」 「※ Bā Akhī Kay の文書に書込まれていたか、独立した文書かは不明」</p>
<p>③ サフィー・アッディーンによる「ワクフ設定」</p>	<p>◆典拠…不動産目録のアルギル村の項目で言及される文書2点 ・727年ラマダーン月18日/1327年8月7日付の「ワクフ文書 (vaqfiya)」 [=後出の1337年収益分割文書で言及されているワクフ文書草稿の物件一覧] ・733年シャッワール月5日/1333年6月19日付の「ワクフ文書 (vaqfiya)」 [=1360年作成証書の物件一覧]</p>
<p>④ シャイフ・アブー・サイードによる「ワクフ設定」</p>	<p>◆典拠…文書2点 ・737年ズー・アルヒッジャ月末日/1337年7月29日付のワクフ財収益分割文書 (qismat-nāma) : バルール村の全収益は、サドル・アッディーンとシャイフ・アブー・サイードに属する。 ・747年ズー・アルカーダ月1日/1347年2月13日付のシャイフ・アブー・サイードの「別のワクフ文書 (vaqfiya-'i alā-ḥida)」 彼は、村全体を修行場の「ワクフ」とした。村の収益 (maḥṣūl) は、修行場の諸経費に充当される。 彼は、村の穀物・地稅・諸稅からなる稅收 (ḥāsil) は、サフィー・アッディーンの子の在世中のワクフ設定時のディーワーンの規定通り、修行場の経費として使用されると、記した。 彼は、サドル・アッディーン様に対する過去のその [村の] 収益 (ḥāsil) について、一切権利を持たないと、承認した (iqrār kard)。</p>

表 2 1325 年発行のバルール村に関する命令書のペルシア語面

発令者	イルハーン朝のディーワーン
発行地	アゼルバイジャン地方のウージャーン (夏营地)
発行日	725 年ラマダーン月 21 日/1325 年 8 月 31 日
通知先	アルダビールの代官たち (nuvvāb), 徴税官たち (muṭaṣarrifān), アルダビール徴税区 (a'māl) のバルール村の村長 (ra'īs) と区長たち (kadkhudāyān)
指令	<ul style="list-style-type: none"> ・バルール村の諸税 (mutavajjihāt) の内訳 ・チャギルチャの息子ハサンに村を委ねたこと (sipārish karda ast)。 他者がハサンの業務に干渉するのを禁止すること。 ・村に不在の村民に村への帰還, 村での建設・耕作を指示。 ・イルハーンの直属領 (injū-i kabir) の徴税官による村の占有 (taṣarruf) を禁止。

表 3 1353 年発行のバルール村に言及する命令書

発令者	不明 (チューパーン家当主マリク・アシュラフ, または彼の関係者と推定される)
発行地	アゼルバイジャン地方の首邑タブリーズ (夏营地)
発行日	754 年ラジャブ月 7 日 /1353 年 8 月 8 日
通知先	文書冒頭部の欠損により不明
指令	<ul style="list-style-type: none"> ・「[..... は] 祝福されたる修行場のワクフ (vaqf) である」 ・「[.....] 地方の税収については (?) (az jam'-i vilāyat.....)」 「そしてその人々 (ānān) の徴税請負 (muqāṭa'a) [の範囲内] に入らず (dākhil nashuda), ディーワーンの筆と歩はその地から (qalam va qadam-i divān az ānjā) [引いておくように] (kūtāh va kashīda dārand),」 [= [某] 地方の税収は, ディーワーンが定めた徴税請負の対象外なので, [徴税官に] その地の徴税を禁止する。] ・アルダビール地域に存在するバルール村を含む複数の村・耕地は, ishān の世襲の (mawrūthī) amlāk なので, 他者による収益の取り立てや干渉を禁止する。 ・その地の農民に, いかなる経費 [の支払] も命じず, 前述のイスラームのシャイフ [サドル・アッディーン] の弟子たちの保障・尊重に努め, 都市・地方の繁栄や村民の保護を拒まず, 都市と地方の住人の庇護に努め, 弟子たちを援助せよ。

(nuvvāb), 徴税官たち (muṭaṣarrifān), その地の徴税区 (a'māl) のバルール村の村長と区長たち」である (Mūza-i Milli-i Īrān. no. 25884: 概要は [表 2] 参照)。指令の内容は, ①ディーワーンが定めたバルール村の諸税 (mutavajjihāt) の総額と内訳, ②従来, 様々な人々が村の税を占有してきたが, この度, 村は, チャギルチャ Chāghirchā の息子ハサン Ḥasan という人物に「委ねられたこと (sipārish karda ast)」, ③他者がハサンの業務に干渉するのを禁止すること, ④村に不在の村民は, 帰還し, 村での建設・耕作に従事すること, ⑤イルハーンの直属領 (injū-i kabir)¹¹⁾ の徴税官による村の占有 (taṣarruf) を禁止すること, などである。

二番目に古い史料は, 754 年ラジャブ月 7 日/1353 年 8 月 8 日に, アゼルバイジャンの首邑タブリーズ (冬营地) で発行されたペルシア語命令書である。この命令書の発令者と通知先は, 文書上部が欠損しているため定かではないが, 発令時期より, アブー・サイドの死後, アゼルバイジャン地方で実権を獲得した, 彼の重臣チューパーンの孫マリク・アシュラフ Malik Ashraf (758/1357 没), あるいはその一族・家臣などの関係者が発令したものと推定される (Mūza-i Milli-i Īrān. no. 25891: 概要は [表 3] 参照)。指令内容の冒頭部も失われているが, 修行場, サドル・アッディーン, 彼の弟子たちと関係があるバルール村を含むアルダビール地方の諸村の名

11) ここでは, injū は, イルハーンの直属領 (直属民を含む) を指すと考えられる。

が登場し、それらの不動産に対する徴税・干渉を禁止する趣旨の文言が記されている。

第三のアブディー・ベグ版不動産目録のハサン・バルール村(旧バルール村)の項目は、上述の命令書2点より200年以上遅れて編纂された。不動産目録は、本論集の解題で詳述される通り、アブディー・ベグが、16世紀後半にサフィー廟に保管されていた文書資料を調査し、廟の不動産と判断した物件の種類・名称、地理情報・四囲、来歴などをまとめた記録で、そこには、彼が必要とみなした範囲で、参照した文書の内容も引用される。ハサン・バルール村の項目では、先述の命令書2点への言及はないが、現在のところ現存が確認されていない14世紀の別の文書5点の内容が取り上げられている。無論、これらの文書情報は、文書原文の抜粋とは限らず、後世の人物アブディー・ベグによる解釈・表現が反映された記録だが、バルール村の変遷を再構成するための情報源の一つである。

ハサン・バルール村の項目の冒頭には、アブディー・ベグが調査した、目録編纂時の村の地理・四囲情報¹²⁾、村の旧名がバルールであること、そして村が「三度、修行場に対するワクフ財となった (sa martaba samt-i vaqfiyat bar zāviya.....yāfta)」ことが記され ([表1] ①参照)、続けて、彼がその根拠とした文書5点の内容がまとめられている。

まず、最初のイルハーン朝君主アブー・サイードによる「ワクフ設定」について、アブディー・ベグは、2点の文書の一部をそれぞれ根拠として提示する ([表1] ②参照)。第一の文書は、728年サファル月8日/1327年12月24日に、アブー・サイードが、イルハーン朝の「直属領の管理者たち (mutaṣaddiyān-i injū)」に発令した命令書 (nishān) で、「バルール村」をサフィー・アッディーン朝の「弟

子たちの食布と修行場の経費 (ikhrājāt-i sufra va khānqah-i murīdān)」に割当てたので、村への介入を禁じる内容であった。

一方、第二の文書 (sanadi) は、チューパーンの一族のタージュ・アッディーン・ハサン・ベグ Taj al-Dīn Ḥasan Beg-i Chūpāni の代理人 Bā Akhī Kay が書いた日付不明の記録で、文書内容の違反者に対する呪詛文言 (la'nat-nāma) が付されていたという。この文書には、少なくとも、アブー・サイードが「村」をサフィー・アッディーン朝の「修行所のワクフとし (vaqf-i zāviya...namūda)」したこと、村の収益が修行所に「出入り [する者] の費用として使用されている (dar vajh-i ṣādir va vārid ṣarf mī-kunand)」こと、ハサン・ベグが、「村」は「ワクフとなる (vaqf shudan) 以前に、チューパーン・ベグのスープと食布の費用として (dar vajh-i āsh va sufra) 定められていた」と主張 (da'vī) したが、それは無効 (bāṭil) であることが記載されていた。さらに、アブディー・ベグによると、ハサン・ベグ自身が記した、「村」は「サフィー・アッディーン朝の修行場のワクフである」という書きつけ (nivishta) も伝存していたが、この文言が Bā Akhī Kay の文書に書き加えられていたのか、別の独立した文書であったのかは不明である。

次に、二度目のワクフ設定について、アブディー・ベグは、サフィー・アッディーン朝が村を「すべてワクフとなさった (bi-tamām vaqf farmūda and)」と記し、その根拠として、不動産目録のアルギル Alghir 村の項目で言及されている727年ラマダーン月18日/1327年8月7日付と733年シャッワール月5日/1333年6月19日付の「ワクフ文書 (vaqfiya)」を挙げている ([表1] ③参照)。この2点の文書については、グロンケが詳し

12) 四囲の情報の出典として、カーディー・ファドル・アッラー・ウバイディー Fazl Allāh 'Ubaydī が書いた証書 (qabāla) への言及がある。この証書は、先述の1360年に作成されたサフィー・アッディーン朝のワクフを認証する文書を指すと考えられる。

い分析を行い、前者をサフィー・アッディーンの「ワクフ文書の草稿」¹³⁾、後者を「ワクフ文書」と位置づけている。グロンケによると、この2点の文書は、アブディー・ベグが不動産目録を作成する以前に散佚していた可能性が高く、彼が参照した文書は、アルギル村の項目で引用される、(1) ワクフ文書草稿の内容にもとづき作成されたという737年ズー・アルヒッジャ月末日/1337年7月29日付のワクフ財収益の「分割文書 (qismat-nāma)」と、(2) ワクフ文書の内容にもとづき作成されたという761年ズー・アルカーダ月/1360年9-10月付の「証書 (qabāla)」¹⁴⁾であるという。そして、前者の分割文書は、1333年のサフィー・アッディーンのワクフ財収益を、彼の4人の息子、サドル・アッディーン、シャラフ・アッディーン・イーサー Sharaf al-Din 'Īsā, アラー・アッディーン・マンスール 'Alā' al-Din Manṣūr, そしてシャイフ・アブー・サイード Shaykh Abū Sa'īd に分配することを規定した内容であった¹⁵⁾。後者の証書については、本稿の「はじめに」でも言及した通り、1333年のサフィー・アッディーンのワクフ設定と、彼が管財人をサドル・アッディーンと指定したことを認証する内容である。

最後に、アブディー・ベグは、三度目のサフィー・アッディーンの息子シャイフ・アブー・サイードによる「ワクフ設定」について、文書2点にもとづき言及している([表1] ④参照)。第一の文書は、上述のワクフ財収益の分割文書で、バルール村の全収益は、サドル・アッディーンとシャイフ・アブー・サイードに属すると定められていた。第二の文書は、747年ズー・アルカーダ月/1347年2月13日付のシャイフ・

アブー・サイードによる「別のワクフ文書 (vaqfiya-'i 'alā-ḥida)」で、その内容は以下の通りであった。(1) 彼が、「バルール村全体 (tamāmi-i qarya)」を修行場に対する「ワクフとした (vaqf namūd)」こと、その村の収益 (maḥṣūl) は、修行場の諸経費に充当されること、(2) 村の穀物・地稅・諸稅 (kharāj va rusūm) からなる稅収 (ḥāṣil) も、サフィー・アッディーンがワクフ設定 (vaqfiya) を行った1333年当時のディーワーンの規定 (shurūṭ-i divān-i a'lā) に従い、修行場の経費に充てられること、(3) 彼は、サドル・アッディーンのための過去の村の収益について全く権利を持たないことを承認 (iqrār) すること。

2. バルール村の変遷に関する先行研究

バルール村の変遷は、主に、①ヘルマンらによる14世紀発行の命令書2点の研究 [Herrmann and Doerfer 1975b; Herrmann 2004: 146-151 and Abbildungen 78-81 (Urkunde XX)], ②13-14世紀のモンゴル統治下のイラン社会の土地所有に関するオバンの研究 [Aubin 1976-77], ③13-14世紀のイラン北西部の地域社会とサファヴィー教団の社会経済活動に関するグロンケの研究 [Gronke 1993] で言及されている。次に、村の変遷に関する三者の見解をまとめる。

まず、ヘルマンは、イルハーン朝君主アブー・サイードの治世1325年のディーワーンの命令書にもとづき、当時、村は「ディーワーン地」であったと考察した [Herrmann and Doerfer 1975b: 323, 326; Herrmann 2004: 148]。その後、サフィー・アッディーンのワクフ文書草稿が作成された1327年8

13) ワクフ文書草稿 [Abdi I: 39b-42a; Abdi II: 87-93; Abdi III: 86-92] とそれに関するグロンケの見解 [Gronke 1993: 300] については、本論集の解題で説明されている。

14) この証書については、本稿の「はじめに」と注3も参照。

15) ワクフ財収益分割文書 [Abdi I: 42a-42b; Abdi II: 93-95; Abdi III: 92-94] と、それに関するグロンケの見解 [Gronke 1993: 300] については、本論集の解題で説明されている。

月7日までに、不動産目録が伝えるように、アブー・サイドが「村」を教団の「ワクフとし」、1333年にサフィー・アッディーンが再び村を教団のワクフとして設定したが [Herrmann 2004: 148], 1353年の発令者不明の命令書が発行された時点では、村は「サドル・アッディーンの弟子たちの世襲の私有財 (amlāk-i mawrūthi-i ishān)」で、教団が所有していたと、みなす [Herrmann and Doerfer 1975b: 323; Herrmann 2004: 147]。

一方、オバンは、まず、ヘルマンの研究を参考に、村はイルハーン朝の「ディーワーンに属していた」が、1325年8月31日にチャギルチャの息子ハサンに「譲渡」されたと解釈した。さらに、不動産目録にもとづき、以下のように考察している。その後 (?), 「村」は「スープと食布の費用」、つまり食費として、アブー・サイドの重臣チューパーンにより「獲得」されたが、1327年にチューパーンが失脚すると、サフィー・アッディーンに「譲渡」された。そして、この年の8月7日付の彼の「ワクフ財一覧」(本稿におけるワクフ文書草稿の物件一覧)に収録され、12月24日付のアブー・サイドの命令書により、イルハーンの直属領の管理者たちは、今後、バルール村は修行場の経費に割当てられるので、村に干渉しないようにと通知された。なお、オバンは、ヘルマンとは異なり、アブー・サイドが修行場に対して「村」を「ワクフとした」という不動産目録の記述を採用していない。また、その後、時期は不明だが、チューパーンの「息子(あるいは男系子孫)」タージュ・アッディーン・ハサン・ベグが、チューパーンが有した村に対する権利を主張したが、撤回したとする [Aubin 1976-77: 96]。

これに対し、グロンケは、オバン同様に、1325年に、バルール村はチャギルチャの息子ハサンに与えられたと解釈し、1327年12月のイルハーン朝君主アブー・サイドの命令書にもとづき、アブー・サイドが

「村」を修行場の「ワクフとした」とみなす [Gronke 1993: 310]。村に対する権利を放棄したチューパーン家のハサン・ベグについては、チューパーンの孫シャイフ・ハサン(小ハサン)に同定している [Gronke 1993: 310-311, 384]。その後、1333年のワクフ文書により、サフィー・アッディーンが村全体をワクフとして設定し、1327年のワクフ文書草稿と1337年のワクフ財収益の分割文書により、バルール村のワクフ財の全収益が、サドル・アッディーンとシャイフ・アブー・サイドに分割され、サドル・アッディーンが内容の変更を禁じる文言を記入した [Gronke 1993: 300, 325]。さらに、1347年2月13日付の「ワクフ文書」により、シャイフ・アブー・サイドも、「村全体を修行場のワクフとした」。グロンケは、サフィー・アッディーンの死の数年後に分割文書が作成されたのは、彼の息子たちの間で財産争いが生じたためであり、サドル・アッディーンがシャイフ・アブー・サイドの村に対する権限の要求を封じるために、彼に「ワクフ設定」を勧めたと推察している [Gronke 1993: 300, 325-326]。なお、彼女も、ヘルマン同様、1353年には、村は「修行場の弟子たちの世襲の私有財」であったと解釈した [Gronke 1993: 325-326]。

上述の先行研究の見解には、イスラーム法に矛盾する点がいくつか認められる。

(1) ヘルマンとグロンケは、不動産目録にもとづき、バルール村が、イルハーン朝君主アブー・サイド、サフィー・アッディーン、彼の息子シャイフ・アブー・サイドの3名により、1325-27年頃、1333年、1347年に、三度「修行場のワクフ財となった」とみなした。しかし、先述のとおり、このような短期間に、同じ物件が3人の異なる人物によりワクフとして設定されたとは考え難い。

(2) 先行研究によると、「バルール村」は、1325年時点で「ディーワーンに帰属」していたが、その後、数回、数人の個人に「譲渡」

されたのち、修行場のワクフとして設定され、1353年時点では「修行場の弟子たちの世襲の私有財」であった。しかし、先述の通り、ある土地がワクフ財となった時点で、その所有権の移転は停止される。また、不動産目録中の1347年のシャイフ・アブー・サイードの「ワクフ設定」の直後にも記載されているように、「ワクフは売却されず、贈与されず、相続されない」。ワクフ地が、短期間で「私有財」・「世襲地」とみなされる状況は、原則からは外れている。村が、シャイフ・アブー・サイードによる「ワクフ設定」から6年後の命令書で「世襲の私有財」と記されたと解釈するためには、その背景を提示する必要がある。

(3) ヘルマンとグロンケは、バルール村が1353年時点で「修行場の弟子たちの世襲の私有財」であったと解釈したが、1333年にサフィー・アッディーンが村を修行所のワクフとして設定したことより、その当時、村は彼の私有財 (milk) であったと考えられる。1337年のワクフ財収益分割書によると、村の収益は、彼の息子たちサドル・アッディーンとシャイフ・アブー・サイードに分配されたので、村は、事実上、サフィーから彼の息子たちに「世襲」されたことになる。さらに、1347年には、シャイフ・アブー・サイードが村を「ワクフとして設定」したわけで、そのわずか6年後の命令書で、村が「弟子たちの世襲の私有財」と称されたと解釈するのは、難しいだろう。

先行研究の見解に、このような矛盾が見出されるのは、バルール村に関連する諸史料の記述を概ね字面通りに受け入れているためである。しかし、14世紀に発行された行政上の命令書も、不動産目録も、法文書ではないため、これらの史料中の「ワクフ」や「世襲の私有財」という言葉は、法的に認証された表現ではないことに注意を払うべきである。

また、アブディー・ベグの不動産目録編纂の目的は、サフィー廟のワクフ財の証明であった。グロンケが明らかにしたように、彼は、正確には、ワクフ文書ではない証書類も「ワクフ文書」と記録しており、文書に「ワクフ」と記載されている物件は、すべてワクフ財とみなした可能性がある。さらに、オパンが指摘したように、不動産目録には単純な誤記が散見される [Aubin 1976-77: 97, n. 59]。これらの点に注意しながら、史料の表現を解釈していく必要がある。次節以降、このような不動産目録・命令書の特性を踏まえ、叙述史料・簿記術指南書などの歴史上の人物や財務に関する記述と照合しながら、バルール村の変遷を再考する。

3. サフィー・アッディーン時代の バルール村 (1334年以前)

3.1 イルハーン朝期 1325年発行命令書の バルール村

1325年の命令書のペルシア語面上部には、当時、イルハーン朝のディーワーンが村に課していた税の総額と内訳が記載されている。その総額は136.5ディーナールで、そのうち現金による徴収額は56.5ディーナール [内訳：人頭税42ディーナール、家畜税10ディーナール、建設費¹⁶⁾ 4.5ディーナール]、穀物¹⁷⁾ による徴収額は80ディーナール [内訳：穀物の総量が40タガール (taghār), 1タガール当たりの価格は2ディーナール] であった。ヘルマンは、穀物により徴収された税額の下位の説明を「正税 (al-māl) と取り分 (al-bahracha), 10分の2 (bil-dah du) で、40タガール」、すなわち正税と取り分の合計が、村の収穫高の10分の2で、計40タガールであったと解釈している。また、「取り分」については、彼が分析した同時代のアルダ

16) ここでは、村の城壁・堰・橋などの公共建築の工事費を指す [Herrmann and Doerfer 1975b: 329]。

17) 穀物の総量は40タガール (taghār)。1タガール当たりの価格は2ディーナール。タガールは重量単位で、14世紀前半は約83.3 kgに相当した [本田 1991: 339]。

ビール文書の命令書に散見される *bahra* と同義で、村の「所有者の取り分」、すなわち、「私有地 (*milk*) の毎年の収入・収穫物のうち、土地所有者が獲得する権利を持つ分」という意味で用いられているとみなした¹⁸⁾。そして、土地所有者の「取り分」が、ディーワーン税の総額に含まれていることより、村は過去に私有財 (*milk*) であったが、この当時は「ディーワーン地」で、ディーワーンの所有下にあったと判断している [Herrmann and Doerfer 1975b, 326; Herrmann 2004: 148]。オバンも、当時のイラン社会で、不動産の私有権の維持が困難であったことを示す事例の一つとして、バルール村の変遷に触れ、ヘルマンの分析を参照し、当初、村は「ディーワーンに帰属していた」とみなした [Aubin 1976-77: 96]。ただし、この見解を証明するには、ディーワーンがほかの不動産に課した諸税の内訳に、過去の「所有者の取り分」が残された事例を見出す必要がある。

そこで、次に、ヘルマンらの見解とは異なり、当時、村が、私有財であった可能性を検討してみる。まず、(1)「取り分 (*al-bahracha*)」は、ヘルマンが指摘したように、当時の文書には「所有者の取り分」の意味で頻出する。しかし、チューパーン家と同様、イルハーン朝の重臣の出自であったジャラーイル朝のアルダビール文書を分析したシェイホルホキヤマーイー、渡部良子、松井太らは、「取り分」という語彙が、ディーワーンの「取り分」、つまりディーワーンに納める諸税の一種として用いられた事例を紹介している [Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 84-85]。すなわち、同王朝の君主シャイフ・ウワイス Shaykh Uways (在位 1356-74) が 761/1360 年に発行した、アルダビールの西方の諸村の税に関する命令書には、「ディーワーンの正税・付加税・諸税 (*māl va*

mutavajjihāt va ḥuqūq-i divānī)、これまで取り分 (*bahra*)、その他としてディーワーンに届けていたものは何でも」という記述が見える [Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 76-77, 84]。このようにディーワーンの税目と列記される「取り分」が、「過去の所有者の取り分」ではなく、ディーワーン税の一種であったとすれば、バルール村の税収の「取り分 (*al-bahracha*)」も税目で、1325 年時点で、村がディーワーン税を課された私有財であった可能性が生じる。

もう一つの仮説として、(2) 例えば、穀物による税収額の内訳を、「正税 (*al-māl*) と [所有者の] 取り分 (*al-bahracha*)、10 に対して 2 で、40 タガール」、すなわち正税と取り分の割合が 10 対 2 で、正税が 40 タガールであったと解釈すれば、「取り分」は税収に含まれていなかったと考えることも可能となる。この場合、ディーワーンが割合を提示したのは、税額が正しく徴収されるためであったと説明できよう。ただし、この解釈を立証するためには、この命令書のように、ある土地に対するディーワーン税の一覧に、土地所有者の取り分が併記された他の事例を見出す必要がある。

また、オバンは、この命令書にもとづき、村が、チャギルチャの息子ハサンに譲渡されたと考察したが [Aubin 1976-77: 96]、筆者は別の解釈が可能であると考え。命令書のペルシア語面の 5-6 行目によると、「(村の税収を) 今まで誰もが道理なく自分の心のままに占有 (*tašarruf*) してきた」が、「今、裏面の金印が捺された勅書 (*yarligh-i altūn tamghā'-i zimn*) により、その地はチャギルチャの息子ハサンに委ねられた」という。命令書のペルシア語面の裏面とは、すなわちモンゴル語面の勅書を指す。ハサンは、この勅書により、村に関する何を委ねられたのだら

18) この穀物税 10 分の 2 という税率の解釈が正しいと仮定すれば、10 分の 1 は、イスラーム法において私有地に課される喜捨 (*zakāt*) としてのウシュル (*'ushr*) 税 (10 分の 1 税) [川本 1991: 68] に由来する配分で、残りの 10 分の 1 が所有者の取り分と推定できよう。

うか。命令書のペルシア語面 7-9 行目には、ハサンの業務について、「その地 (=村) の農民を守り、いかなる者にもその地を帰属・占有させぬように」、「その(地の) 諸税を徴収し、大ディーワーン (divān-i kabīr)」、すなわちイルハーン朝のディーワーン「から割付がなされた時に、その額を届けられるよう保管しておくように」とある。これに対し、モンゴル語面の 15-19 行目には、「誰であれ力をふるうな。彼らの税 (mal) をその通り保管しているように。大ディーワーン (yeke divan) から割付 (avala) としたものは、決まり通りに届けているように」と記されている [Herrmann and Doerfer 1975b: 341-346; Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017: 110]。これらの内容より、ハサンは村の「徴税官 (mutaṣarrif)」の業務と管理を委託されたと解釈するのが妥当だろう。

最後に、この命令書がサフィー廟に保管された経緯について、仮説を示す。不動産を獲得した者は、その物件の前所有者から、過去の売買・贈与文書や、徴税に関する行政文書を入手するのが慣例であったので、サフィー・アッディーンも村を獲得した際に、村の前所有者から関連文書を入手したのだろう。この命令書にハサンが登場することより、彼が、村の前所有者、あるいはそれ以前の所有者であった可能性が高い。たとえ、この命令書が発行された時点で、ハサンが村の所有者ではなかったとしても、その後、ハサンが村を獲得したということだろう。現時点では仮説の域を出ないが、命令書のディーワーン税の内訳に、本税と所有者の「取り分 (al-bahracha)」の割合が明記されたという先述の解釈が正しいならば、徴税官に任命されたハサンは、もとより村の所有者で、彼が税を正しく支払うように、ディーワーンが割合を提示したと考えられる。その他に、この時点

で、サフィー・アッディーンが村の所有者で、後出のイルハーン朝の君主アブー・サイドによる「ワクフ設定」の際に、この命令書を証拠として譲り受けた可能性もあるが、それを裏づけるためには、教団が、支配層によるバルール村以外の物件の「ワクフ設定」に際し、それ以前の命令書を譲り受けた事例を見出す必要があるので、先の説に比べて、蓋然性はやや低い。

3.2 イルハーン朝君主アブー・サイドによる「ワクフ設定」(1327年)

先述の通り、不動産目録のハサン・バルール村、すなわち旧バルール村の項目の冒頭には、村は三度、「修行場に対するワクフ財となった」とあり、最初にイルハーン朝君主アブー・サイドが村を「ワクフとした」と説明されている。そして、その根拠として、1327年12月24日発令のアブー・サイドの村に関する命令書の一部と、彼の重臣チューパーン一族タージュ・アッディーン・ハサン・ベグの代理人 Bā Akhī Kay により作成された、ハサン・ベグの村に関する権利放棄の文書の内容が引用されている。

アブディー・ベグが、アブー・サイドにより村の「ワクフ設定」が行われたと判断したのは、Bā Akhī Kay の文書に、「バルール村を、スルターン・アブー・サイドが前述の聖なる位階の御方 [=サフィー・アッディーン] の修行場のワクフとし」と記載されており、また、ハサン・ベグ自身が書いた、「シャイフ・サフィー・アッディーンの修行場のワクフである」という文言が存在したためだと考えられる。不動産目録には、もとの文書の表現が一字一句たがわずに引用されているわけではないので¹⁹⁾、アブディー・ベグ自身の理解にもとづき、表現に変更が加えられた可能性はある。しかし、彼はサフィー廟

19) 例えば、14世紀の命令書では、修行場は zāviya と記載されることが多いが、不動産目録に引用された1327年のアブー・サイドの命令書の抜粋では、khānqāh と記載されており、アブディー・ベグが表現を変更した可能性がある。

のワクフ財の証明を意図し、「ワクフ設定」に関する記録に注目していたので、「ワクフ」という言葉が、文書中でも使用されていたのだろう。また、アブー・サイドの命令書の原文に、「ワクフ」に関する言及が存在した可能性も否定はできない。

ヘルマンとグロンケが、アブー・サイドによる村の「ワクフ設定」について、不動産目録の記述を字面通りに解釈しているのに対し、オバンは、特に理由は述べていないが、この「ワクフ」には全く言及していない。彼は、チャギルチャの息子ハサン「のあとで(?)」、チューパーンが、「村」を食費として「獲得」し、1327年に彼が失脚すると、「村」はサフィー・アッディーンに「譲渡」されたと解釈し、同年8月に、彼の「ワクフ財一覧」(ワクフ文書草稿)に含められ、12月24日に、アブー・サイドが、直属領の管理者達に対して村に介入しないよう命じたとみなしている [Aubin 1976-77: 96]。不動産目録によると、アブー・サイドの命令書には「バルール村を、学識ある高位の御方、シャイフ・サフィー・アッディーンの子孫たちの食布と修行所の経費の費用として定めている」と記載されていた。この一連の経緯について、グロンケは、村の名がサフィー・アッディーンの子孫のワクフ文書草稿に記載されたのに、アブー・サイドによる命令書の発行が、その4ヵ月後となった原因は不明だと指摘している [Gronke 1993: 310 n. 106]。

グロンケが提示した「4ヵ月の遅れ」は、何を意味するのだろうか。サフィー・アッディーンの子孫のワクフ文書草稿の日付、8月7日は、チューパーンの長男ディマシュク・ハージャ Dimashq Khvāja がアブー・サイドの家臣により殺害された727年シャッワール月5日/1327年8月24日の17日前である。この事件を契機に、アブー・サイドは、チューパーンと彼の一族の排除に着手し、アブー・サイドの軍に追われたチューパーンはヘラートのカルト朝(クルト朝：

1245-1389)に逃がれたが、そこで727年ムハッラム月初め(1327年11月後半)に殺害された [Spuler 1984; Melville and Zaryāb 1991; Melville 1992; Melville 1994; May 2016]。ワクフ文書草稿が作成された頃には、既にチューパーンとアブー・サイドの関係が悪化していた可能性はあるが、この時点で、アブー・サイドがチューパーンの「食費」である「村」を没収し、修行場に付与したと判断するには、根拠が乏しい。一方、アブー・サイドの命令書がチューパーン殺害の翌月に発行されたのは、単なる偶然なのだろうか。また、サフィー・アッディーンがワクフ文書草稿を作成した時点で、村は彼の私有財となっていたと考えられるが、ワクフ設定は1333年6月のワクフ文書により法的に成立したので、通常ならば、それまで村は彼の私有財であったはずである。果たして、不動産目録が伝えるように、アブー・サイドが「弟子たちの食布と修行場の経費」と定めたのは、「村」だったのだろうか。

これらの問いの参考になるのは、アルダビール文書に属する14世紀後半のジャラーイル朝君主シャイフ・ウワイスの命令書である。例えば、ヘルマンが分析した、759年ズー・アルカーダ月13日/1358年10月17日発行の命令書には、毎年、ディーワーンによるハーニビリー Khānibīlī 地方の本税・付加税のうち1,000ディーナールが、サドル・アッディーンの子孫たちにイドラール (idrār) として給付されていたことが記されている [Herrmann and Doerfer 1975a]。また、シェイホルホキヤマーイーおよび渡部・松井らが解説した、発行年不明の命令書断簡によると、ディーワーンが某地域に課した正税・付加税のうち4,000ディーナールが、修行場のイドラールとして支払われていたという [Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017: 58-65]。イドラールとは、毎年、君主がウラマー、シャイフ、サイイドなどに支給する給付金で、原則的には、ディーワーンにより定額の現金が

支払われていた。この当時のイドラールは、受給者に対して所定の地所の徴税権を授与し、いわば「相殺」する形で支給されており、その受給権は、相続や売買により譲渡の対象とされることもあった〔岩武 1998; Šayḥ al-Ḥukamā'i・渡部・松井 2017: 64, 81-82, 103-108〕。

イルハーンも、所定の地所のディーワーン税の徴税権・給付権を、イドラールを含む様々な名目で人々に付与していたことは、当時の歴史書や簿記術指南書などより知られるところである²⁰⁾。例えば、14世紀初めに、イルハーン朝の宰相ラシード・アッディーンが編纂した『集史』〔*Jāmi*〕に引用されている、第7代君主ガザン Ghāzān (在位 1295-1304) のディーワーンの諸税に関する勅書 (yarliḡh) には、「同様に、后妃たち・王子たちとアミールたちに与えられ、またイクターとして軍隊に委ねられ、そして我ら [=ガザン] が、宿駅費 (yām-hā)²¹⁾・給与 (marsūmāt)・減免 (musāmaḡāt)・采邑 (iḡtisābiyāt)・下賜 (in'āmāt)・イドラール (idrārāt)・喜捨 (ṣadaqāt)・ワクフ (awqāf) の費用として、各人に占有 (taṣarruf) させている各地方 (har vilāyat) においても、各地所に、租税規定 (qānūn) に従い掲示板を置き。上述の占有者たち (mutaṣarrif) が、自らの心のままにディーワーンの諸税を多く徴取しないように」〔*Jāmi*/'Alizāda: 475;

Jāmi/'Jahn: 266〕とあり、「ワクフ」が各地の税収を人々に充当する費目の一つとして、イドラールやイクター等と併記されている。また、アブー・サイードの死後、1340年代に成立した簿記術指南書『会計大全』〔*Ḥisāb*〕でも、「ワクフ」はイドラールなどの費目とともに、各地の税収に割当てて支出する通常経費の範疇に含まれている〔*Ḥisāb*: 31, 32, 34, 35, 50; cf. 渡部 2015: 55〕。

これらの史料より、少なくともイルハーン朝期には、所定の土地の税収を「ワクフ」として割当てた慣例が存在したことは確かである。チューバーン家のハサン・ベグと Bā Akhī Kay は、アブー・サイードが村の税収を「サフィー・アッディーンの子供たちの食布と修行所の経費の費用」として「ワクフ」の名目で修行場に付与した行為を、「ワクフ」と判断した可能性がある。アブディー・ベグが引用したアブー・サイードの命令書の文言には、「ワクフ」として定めたという表現はないので、当時、このような行為が「ワクフ」とみなされていた可能性もある²²⁾。先述のように持続的な需給が可能なイドラールの名目で割り当てられていた可能性も否定できない²³⁾。この種の「ワクフ」については、ほかの事例を踏まえて、さらに検証する必要がある。

いずれにしても、アブー・サイードが修行場に付与したのは村の税収で、それ以前は、

20) 13-14世紀の簿記術指南書の詳細は、近年、渡部により明らかにされている〔渡部 2011; 渡部 2015〕。

21) *Jāmi*/'Jahn: 266, n. 5.

22) 766年ジュマダー・アルウラー月 24日/1365年 2月 16日付のシャイフ・ウワイスの王子シャイフ・アリーに命じた命令書によると、アルダビール郡部のダーラーバード Dārābād 村の収益は、シャイフ・ウワイスにより「修行場の食布の費用として (dar vajh-i sufra-i zāviya)」授けられていた〔Herrmann 2004: 162-163 and Abbildung 90-94 (Urkunde XXIII)〕。アブディー・ベグは、この命令書にもとづき、不動産目録のダーラーバード村の項目で、「ダーラーバード村: ジャラーイル家のスルターン・ウワイスの息子、王子シャイフ・アリーに命じた命令書は、以下の通り「前述の修行場の食布の費用として支出するように」、[村は] その [=修行所の] ワクフ財 (vaqfiyat) であることを示す [dāl bar vaqfiya-i ān ast] と記し、村を「ワクフ財」と判断している〔*Abdi I*: 52b〕。

23) 岩武は、イドラールが実質的に「ワクフ」に組み込まれることがあったと考察している〔岩武 1998: 83-89〕。また、シェイホルホキヤマーイーおよび渡部・松井らは、サドル・アッディーン時代のサファヴィー教団でも、修行場の弟子たちのイドラールが「ワクフ」に組み込まれていたと読み取れる形跡が認められることを指摘した〔Šayḥ al-Ḥukamā'i・渡部・松井 2017: 58, 64-65; 81-82〕。この種の「ワクフ設定」についても、さらに実例をあつめて検証する必要がある。

チューパーンに給付されていたと解釈すれば、グロンケが指摘した「4ヵ月の遅れ」は解消する。すなわち、サフィー・アッディーンが村を獲得し、1327年8月末にワクフ文書草稿に記載した後、アブー・サイードが、11月後半のチューパーン殺害を踏まえ、村の税収を、サフィー・アッディーンの弟子たちと修行場の経費として付与し、実質的に税を免除したと考えられる。ハサン・ベグがその権利を主張し、最終的に放棄したのも、村の税収の受給権であったと考えられる。

このようにして、村の税収が修行場に帰属することとなったので、先に分析した1325年のディーワーンの命令書は、村のワクフ財収益のほかに、税収を証明するための証拠書類としての機能も果たすことになり、長く修行場に保管されていたのだろう。また、先に指摘した通り、チャギルチャの息子ハサンは、1325年にディーワーンから村の徴税業務を委ねられたと考えられるので、彼の在任期間とチューパーンが村の税収を支給された期間は重なっていた可能性もある。

ところで、オバンは、ハサン・ベグをチューパーンの「息子（あるいは男系子孫）」と解釈し、権利放棄の文書が書かれた時期は、サフィー・アッディーンの生前か、ハサン・ベグがアゼルバイジャン地方を事実上統治した時期²⁴か、確定できないと述べている [Aubin 1976-77: 96, n. 53]。彼は、グロンケと同様、ハサン・ベグを、イルハーン朝君主アブー・サイードの死後にアゼルバイジャン地方で実権を獲得したチューパーンの

「孫」シャイフ・ハサン、通称「小ハサン」Shaykh Ḥasan Kūchikに同定したのだろう。

シャイフ・ハサンは、チューパーンの息子テムルタシュ Timūrtāsh の息子で、717/1317-18年頃に生まれた。チューパーンの失脚に伴い、父テムルタシュが任地のルーム地方からマムルーク朝へ逃亡した後も、ルーム地方に滞在した。そして1335年のイルハーン朝君主アブー・サイードの死後、父テムルタシュの家臣の支持を得て、738/1338年にジャラーイル部出身のアミール、シャイフ・ハサン、通称「大ハサン」Shaykh Ḥasan Buzurg (757/1356没)に勝利し、アゼルバイジャン一帯で実権を獲得したが、744/1343年に妻イッザト・マリク 'Izzat Malik により殺害された。シャイフ・ハサンの活動年代より、彼が不動産目録に登場するハサン・ベグに相当すると考えられる²⁵。ただ、彼のラカブは、同時期のアラビア語人名辞典では言及されておらず [cf. *Wafī*: 315; *A'yān*: 192-193], 16世紀のイブン・カルバライー Ibn al-Karbalā'ī のタブリーズの墓所便覧では、別の人物の項目にアラー・アッディーン 'Alā' al-Dīn と記載されている [Rawzāt: 44]。ハサンという名で、タージュ・アッディーンというラカブを有したと伝えられる同時代のアミールといえ、先述のジャラーイル部のシャイフ・ハサンである [Shaykh: 78b-79a, 80a, 81a-82b, 83b]。二人が同名であったため、不動産目録編纂時に、ラカブが取り違えられたのだろう。また、ハサン・ベグの代理人 Bā Akhī

24) オバンは、ハサン・ベグがアゼルバイジャン地方を事実上統治した時期を1336-8年と1338-43年とするが、チューパーン家のシャイフ・ハサンがアゼルバイジャン地方で実権を掌握した期間は後者の時期である [Melville and Zaryāb 1991; May 2016]。1336-8年に勢威を奮ったのは、チューパーン家と同じくイルハーン朝の重臣の家系に属し、チューパーン家の失墜後、アブー・サイードの最も有力なアミールとなったジャラーイル部のシャイフ・ハサン（大ハサン）である [Melville 1999: 53-59; Jackson 2008; Wing 2016: 85-88]。

25) *Guzida*: 620; *Majma'*: 310-313; *Shaykh*: 82b-84b。なお、チューパーンの長男もハサンという名であった。彼は、1927年に父が失脚した際、ジョチ家のハーン、ウズベグ Uzbek (在位1313-42)のもとに亡命し、後に戦死したので [Shaykh: 78a], ハサン・ベグである可能性は低い。チューパーン家全般については、[Nab'ī 1973 or 1974; Melville 1991; Melville and Zaryāb 1991; Melville 1994; Melville 1999: 2-42, 69, 73; May 2016; Wing 2016: 86-93, 102-107; 志茂 2013: 673-681]。

Kay の名の表記は写本間で揺れがある。16 世紀後半の写本では、語頭の文字に点が付されておらず、本来の綴りは明白ではなく、人物の特定は困難である²⁶⁾。

なお、オバンの指摘通り、ハサン・ベグの代理人 Bā Akhī Kay により文書が作成された時期は明白ではない。小ハサンが、アゼルバイジャン地域で実権を掌握した時期であった可能性もあるが、不動産目録には、ハサン・ベグと Bā Akhī Kay が、「村」はサフィー・アッディーンの修行場の「ワクフ」と記していたとあるので、サフィー・アッディーンの生前に起草された可能性もある。1343 年の小ハサンの死後は、彼の兄弟マリク・アシュラフが、758/1357 年までアゼルバイジャン一帯で覇権を獲得し、サドル・アッディーンの私有財や修行場のワクフ財への干渉を禁止する命令書を発行している [ex. Herrmann 2004: 152–156 and Abbildung 82–84 (Urkunde XXI)]。

3.3 サフィー・アッディーンによるワクフ設定 (1333 年)

第二のサフィー・アッディーンによるワクフ設定は、先述の通り、1333 年に成立した。不動産目録のバルール村の項目には、その根拠として、1327 年のワクフ文書草稿と 1333 年のワクフ文書が取り上げられている ([表 3] ④参照)。

このワクフ文書草稿にもとづき、1337 年に、サフィー・アッディーンの 4 人の息子にワクフ財収益を分配する分割文書が作成された。この分割文書の内容は、1333 年のワクフ文書の規定と基本的には矛盾しなかったはずである。サフィー・アッディーンによる 1333 年の修行場に対するワクフ設定は、彼の息子たちも受益者に指定されており、いわゆる「家族ワクフ (waqf ahli)」 [柳橋 2012:

642–644] としての性質も有していたと考えられる。この分割文書には、バルール村のすべてのワクフ財収益が、サドル・アッディーンと兄弟シャイフ・アブー・サイドに帰属すると記載されており [Gronke 1993: 300; 'Abdī I: 42a; 'Abdī II: 94; 'Abdī III: 93], そのことは、先述の通り、不動産目録のバルール村の項目でも言及されている。

4. サドル・アッディーン時代のバルール村 (1334 年以降)

4.1 シャイフ・アブー・サイドによる「ワクフ設定」 (1347 年)

アブディーン・ベグによると、三度目に、サドル・アッディーンの兄弟シャイフ・アブー・サイドが「ワクフ設定」を行ったという。その根拠として、アブディーン・ベグは、1347 年 2 月 13 日付のシャイフ・アブー・サイドによる「もう一つのワクフ文書」の概要を記す。それによると、まず、シャイフ・アブー・サイドは、「村全体」を修行場に対して「ワクフとした」。この「ワクフ設定」により、シャイフ・アブー・サイドは、村のワクフ財収益の受益者としての権利を修行場に移転し、修行場運営の経費に充てるよう定めたと考えられる。「村全体」と記載されているので、サドル・アッディーンの取り分もそれに含まれていたか、これ以前にサドル・アッディーンが修行場に帰属させていた可能性もある。

続けて、シャイフ・アブー・サイドは、村の税収について、父サフィー・アッディーンによるワクフ設定が行われた時代、つまりイルハーン朝の「至高なるディーワーン」が定めた規定、すなわち当時のディーワーンが村に課した税目・税額に則して徴収し、サフィー・アッディーンが定めたとおり、修行

26) ただし、マリク・アシュラフの家臣アミール・アヒー Akhī, すなわちアヒージューク Akhīchūq (760/1359 没) であった可能性がある。アヒージュークと彼の名がアヒーと表記されることについては、[Amitai 2009; Şubhī: 261]。

場の経費として支出するように規定している。ここでいう村の税収とは、1327年12月に、アブー・サイードが「ワクフとした」税収を指すと考えて間違いないだろう。当時、チングス家のハーンが乱立する混乱期が続き、ハーンの権威は形骸化しつつあったものの、アゼルバイジャン地域で実権を掌握したチューパーン家の当主小ハサンやマリク・アシュラフは、ハーンを擁立していた [Melville and Zaryāb 1991; May 2016; 大塚 2013: 194–195]。それ故、1327年12月発行のアブー・サイードの命令書の原文書は、チューパーン家から承認を得るために十分な効力を持ち、修行場は村の税収の受給権を維持できたのだろう。

そして、最後に、シャイフ・アブー・サイードが、「サドル・アッディーンに対する過去の村の収益」に権利がないと承認したのは、それまでにサドル・アッディーンが獲得した村のワクフ財収益の配分を指すと考えられる。これらの「もう一つのワクフ文書」の内容により、シャイフ・アブー・サイードは、村のすべての収益、すなわちワクフ財収益と税収に対する一切の権利を持たないこととなり、村は修行場に属することとなった。

4.2 チューパーン家台頭期 1353 年発行命令書のバルール村

1353年の命令書 ([表3] 参照) は、上部が欠けており、発令者と通知先、指令内容の冒頭部が失われているが、先述の通り、マリク・アシュラフ、または彼の家臣・関係者が発令した文書と推定される。この命令書には、現存部分の1行目に、「修行場のワクフ (vaqf)」という表現が見える一方で、命令書の命令書の5行目から7行目に登場するバルール村を含むアルダビール地方の13村は、5行目で、amlāk-i mawrūthi-i ishān である

と記されている。ヘルマンとグロンケは、この13村が、「修行場の弟子たちの世襲の私有財」であったと解釈し、この命令書が発令された当時、教団が13村を所有していたと判断した。しかし、バルール村が「弟子たち」により世襲されてきた「私有財」であるという解釈が矛盾をはらむことは、先に述べたとおりである。

上述のバルール村を含む13村は、それぞれ、アルダビールの郡部とアルダビール北東のダールマルズ Dārmārz 郡、南東のブースジーン Būsjin 郡に属し、最後のチューラーブ Chūrāb 村以外は、すべて、不動産目録の第1部 (ḥarf) に項目が存在し、サフィー廟の不動産であった ([表4] 参照)。不動産目録によると、このうちダイム Daym 村は、サルクジャーン Sarkuzhān 村の別名であるというので [‘Abdī I: 54a], ここでは数に含めない²⁷⁾。

ほかの12村のうち8村は、不動産目録のアルギル村の項目で引用されている1337年のワクフ財収益分割文書に登場し、9村は、1360年にサフィー・アッディーンワクフ文書の内容を認証するために作成された証書の物件一覧にも登録されている。それ故、いずれかの文書に登場する10村は、サフィー・アッディーンにより修行場のワクフとして設定された可能性がある。また、いずれの文書にも登場しない2村のうち、サウマア Ṣawma’a 村の一部の土地は、不動産目録によると、733/1333年にサフィー・アッディーンに贈与され、後に息子シャラフ・アッディーンに私有財となった [‘Abdī I: 55b; Gronke 1993: 311, 343]。750/1350年の命令書 (nishān) には、「修行場のワクフ財 (vaqfiyat)」でもあったと記載されていたというので [‘Abdī I: 55b–56a], 少なくとも村の税収の一部が「ワクフ」と認識されていた。以上より、12村

27) ヘルマンは、命令書では、サルクジャーン村とダイム村の名が併記され、別の村を指すように読み取れると述べている [Herrmann 2004: 149]。この2村は、1535年頃には別個の村であった可能性があるが、アブディー・ベグの時代には一つになっていたのだろう。

表 4 1353 年命令書に登場するアルダビール地方の諸村とサフィーのワクフ設定

村名	761/1360 年 ワクフ文書 の認証証書	737/1337 年 ワクフ財収益分割文書 (分割対象)	物件の所有権に関する証書類の引用
アルダビール郡部 カルフラーン村 (Kalkhurān) ['Abdī I: 63a-65a]	記載あり (村全体)	記載あり (村全体) (Sharaf al-Dīn · Alā' al-Dīn)	760/1359 年 : Ṣafi al-Dīn の milk と承認 (i'tirāf) された ['Abdī I: 44a]。
アルダビール郡部 バルール村 (Barūr) ['Abdī I: 49b-50b]	記載あり	記載あり (村全体) (Ṣadr al-Dīn · Abū Sa'īd)	
アルダビール郡部 カンズワーナク村 (Kanz(w)ānaq) ['Abdī I: 48a-48b]		記載あり (村全体) (Ṣadr al-Dīn · Abū Sa'īd)	
ダールマルズ郡 スハー村 (Suhā) ['Abdī I: 54b]	記載あり (村全体)	記載あり (村全体) (Ṣadr al-Dīn · Abū Sa'īd)	
ダールマルズ郡 ナウディーフ村 (Nawdih) ['Abdī I: 70b-71a]	記載あり (村全体)	記載あり (村全体) (Ṣadr al-Dīn · Abū Sa'īd)	
アルダビール郡部 サルクジャーン村 (Sarkuzhān) ['Abdī I: 54a-54b]	記載あり (村全体)	記載あり (村全体) (村名が切り取られて いる)	
ダイム村 (Daym)	※不動産目録によるとサルクジャーンの別名 ['Abdī I: 54a] 本文書では異なる村の可能性ある [Herrmann 2004: 149]		
アルダビール郡部 ジャジュキーン村 (Zhazhqīn) ['Abdī I: 47b-48a]	記載あり (村全体)		
アルダビール郡部 アルギル村 (Alghir) ['Abdī I: 39b-44a]	記載あり (村全体)	記載あり (村全体) (Ṣadr al-Dīn · Abū Sa'īd)	741/1340 年 : Ṣadr al-Dīn の milk と承認 (iqrār) された ['Abdī I: 43b]。 742/1341-2 年 : Ṣadr al-Dīn の milk と承認 (i'tirāf) された ['Abdī I: 43b-44a]。 760/1358-9 : Ṣadr al-Dīn の milk と承認 (i'tirāf) された ['Abdī I: 44a]。 759/1360 年 : Ṣafi al-Dīn の milk と承認 (i'tirāf) された ['Abdī I: 44a]。
アルダビール郡部 サウマア村 (Ṣawma'a) ['Abdī I: 55b-56a]			
アルダビール郡部 カチュフラーン村 (Kāchkhurān) ['Abdī I: 62a]	記載あり (村全体)		
ブースジーン郡部 クーラドゥール村 (Kūra Dūl) ['Abdī I: 66b-67a]			741/1340 年 : Ṣadr al-Dīn の milk と承認 (iqrār) された ['Abdī I: 43b]。 742/1341-2 年 : Ṣadr al-Dīn の milk と承認 (i'tirāf) された ['Abdī I: 43b-44a]。 760/1358-9 : Ṣadr al-Dīn の milk と承認 (i'tirāf) された ['Abdī I: 44a]。
アルダビール郡部 チューラーブ村 (Chūrāb) ※不動産目録には、 村の項目がない	記載あり (村全体)	記載あり (説明なし)	

のうち11村は、サドル・アッディーン時代の文書にワクフ財・「ワクフ」として登場する。

もう一つのクーラドゥール Kūradūl 村は、不動産目録によると、その大半の土地が、サフィー・アッディーンとサドル・アッディーンにより、前所有者のアルダビール地方の名家カークリー Kākuli 家の人々²⁸⁾から数回に分けて購入された。アブディー・ベグは、カークリー家の数人がサドル・アッディーン私有財 (milk) であると承認したという記録を引用しており、修行場のワクフ財となった証拠の文書を提示していないので、1353年時点では、彼の私有財であった可能性もある [‘Abdī I: 66b–67a; Gronke 1993: 325]。それ故、サドル・アッディーンと教団は、12村の大半が、本来、修行場のワクフ財であると認識しており、それらの地所に経費を請求する者や介入する者がいたため、それを禁止する命令書の発令をマリク・アシュラフらに要請した可能性が高い。

また、先述の通り、12村のうち10村は、サフィー・アッディーンにより修行上のワクフとして設定された可能性があるため、それ以前は彼の私有財であったと考えられる。そして、そのうち6村のワクフ財収益は、彼の4人の息子に分配されていた。グロンケが指摘したように、サドル・アッディーン時代には、彼の3人の兄弟のワクフ財収益のうち少なくとも一部が修行場の運営費に充てられるようになり、1360年には、サフィー・アッディーンが、生前、サドル・アッディーンをワクフ財の管財人に指名したことが認証されている [Gronke 1993: 298, 299, 323]。それ故、1353年の命令書が発行された当時、彼は修行場とサファヴィー家の不動産の保全のため、外部勢力との交渉に努めていたのだろう。

さて、先述の通りヘルマンとグロンケは、この命令書の5行目の *amlāk-i mawrūthi-ī ishān* を、「修行場の弟子たちの世襲の私有財」と解釈したが²⁹⁾、この箇所の *ishān* は、ペルシア語の三人称代名詞の複数形 (彼ら)、つまり「弟子たち」ではなく、単数形 (彼) の尊称で、サドル・アッディーンを指すと解釈するのが妥当だろう。アルダビール文書のうち、14世紀に発行された他の命令書において、明らかにサドル・アッディーンに対して、*ishān* という敬称が用いられた事例が存在する。例えば、ヘルマンが分析した775年ラビー・アルアッワル月1日/1373年8月21日に発行されたシャイフ・ウワイスの命令書 [Herrmann 2004: 170–171 and *Abbildungen* 100–101 (Urkunde XXV)] には、本文の2・3行目に、「シャイフ・サドル・アッディーン弟子たち」への言及があり、4行目に、アゼルバイジャンのギャルムロード Garmrūd 地方の複数の土地 (*zaminhā*) が、「私有権により *ishān* に属す (*az rāh-i milkiyat ba-dishān ta'alluq dārad*)」と記載されている。この箇所のみ見ると、*ishān* が、サドル・アッディーンを指すのか、弟子たちなのか、必ずしも明確ではないが、6行目に、これらの土地について「シャイフ・サドル・アッディーン私有権が定まっている」とあるので、*ishān* はサドル・アッディーンを指すことが確認される。

最後に、1353年の命令書の5行目の *amlāk* の解釈について検討する。まず、12村のうち11村が、14世紀の文書や不動産目録にワクフ財・「ワクフ」として登場し、1村はサドル・アッディーン「私有財」であったとも考えられるため、この箇所の *amlāk* は、単に様々な「土地」という意味で使用されている可能性がある。すなわち、12

28) カークリー家については、Gronke [2003: 154–163] にまとめられている。

29) ヘルマンが分析した別のアルダビール文書、700年シャーパーン月/1301年4月11日–5月9日発行のアミール・ターイフー Ṭayfū の命令書にも、「ṭilq-i mawrūthi (世襲の合法的な) milk」という表現が存在する [Herrmann 2004: 68 and *Abbildung* 16 (Urukunde IV)]。

村は、かつてサフィー・アッディーンの私有財となった時期があり、彼の後継者がサドル・アッディーンであったので、「サドル・アッディーンの世界の土地」と記されたのだろう。

また、蓋然性は高くはないが、当時の不安定な政治・社会情勢の影響により、サフィー・アッディーンが修行場のワクフ財とした村の帰属が曖昧となり、他者による干渉や不当な徴税が増え、その維持が困難となったため、サドル・アッディーンが、それらは彼の「私有財 (amlāk)」であると主張し、時の実力者による命令書を得て、ワクフ財の再建を目指していた可能性がある。例えば、1353年の命令書に登場するアルギル村、ナウディーフ村、クーラドゥール村の3村について、不動産目録には、741/1340年、742/1341-2年、760/1358-9年に、カークラー家の人々が、サドル・アッディーン「私有財 (milk)」であると承認 (iqrār, i'tirāf) したことが記録されている³⁰⁾。さらに、759/1360年にも、同じアルギル村とカルフラーン Kalkhurān 村について、サフィー・アッディーン「私有財 (milk)」であると承認 (i'tirāf) した人物がいたという³¹⁾。

先述の通り、アルギル村・ナウディーフ村・カルフラーン村は、1333年に、サフィー・アッディーンにより修行場のワクフとして設定されており、サドル・アッディーンが、その「所有権」の承認・確証の獲得に努めていた形跡が認められる³²⁾。

おわりに

本稿で検討したことは、以下の通りである。1325年に、イルハーン朝のディーワーンにより、チャギルチャの息子ハサンが、村の徴税官として任命された。村の税収はチューパーンに食費の名目で支給されていたが、1327年11月に彼が殺害されたのち、イルハーン朝君主アブー・サイードによりサフィー・アッディーン「弟子たちの食費・修行場の運営費として割当てられた。この行為を、のちに、チューパーンの孫の小ハサンに同定できる人物と彼の代理人 Bā Akhī Kay は「ワクフ」とみなしており、村の税収が「ワクフ」の名目で修行場に付与された可能性がある。また、小ハサンは、チューパーンが所有した村の税収に対する受益権を主張したが、最終的には、税収が修行場の「ワクフ」

30) アルギル村・ナウディーフ村・クーラドゥール村は、741/1340年に、カーディー・ハミード Ḥamid b. Najm al-Dīn Maḥmūd Kākuli が、サドル・アッディーン「私有財 (milk)」と承認 (iqrār) し、同年と翌年 742/1341-2年に、カーディーの息子、カーディー・アラール・アッディーン 'Alā' al-Dīn Manṣūr b. Ḥamid Kākuli が、同様に承認 (iqrār, i'tirāf) した。また、760/1358-9年に、カーディー・シャムス・アッディーン・ムハンマド Shams al-Dīn Muḥammad b. Ṣadr al-Dīn b. Maḥmūd Kākuli も同じことを承認 (i'tirāf) している [Abdī I: 43b-44a, 66b-67a, 70b-71a; Gronke 1993: 325]。なお、アルギル村は、718/1318年にサフィー・アッディーンが、カークラー家のカーディー・ナジュム・アッディーン・カークラ Najm al-Dīn Kākula より購入した [Abdī I: 39b; Gronke 1993: 324]。

31) グロンケによると、カマール・アフマド・タブリーズィー Kamāl Aḥmad b. Isma'īl b. Kamāl Aḥmad Tabrizī が、2村をサフィー・アッディーン「私有財」として承認した [Abdī I: 44a; Gronke 1993: 325]。

32) そのほかに、蓋然性は低いですが、当時のアゼルバイジャン地方の行政文書において、ワクフ地をワクフ設定者やその後継者の「私有財 (amlāk)」と記載する機会があった可能性もある。当時、同地方の主都タブリーズを拠点とした先述のクジュジー教団は、1380-2年に大規模なワクフ設定を行ったが、そのワクフ文書作成には多数のカーディーが関わった。彼らの法学派は「シャーフィイー派のみではなかった」[Werner, Zakrweski and Tillschneider 2013: 51] というが、言い換えれば、多数のシャーフィイー派のカーディーが文書作成に関わっていた。シャーフィイー派には、ワクフ財の所有権は、神に属するという説以外に、ワクフ設定者にとどまるとする説が存在するという [柳橋 2012: 657]。

として割当てられたことを認め、権利を放棄した。

サフィー・アッディーンは、恐らくチャギルチャの息子ハサンから村を獲得し、1333年に、修行場のワクフとして設定した。なお、村のワクフ収益は、サドル・アッディーンと兄弟シャイフ・アブー・サイドに分配されていたが、シャイフ・アブー・サイドは1347年にそれを修行場の運営費として設定した。その後、1360年に、村を含むサフィー・アッディーンのワクフ財と、サドル・アッディーンの管財権を認証する文書が作成され、サドル・アッディーンのもとで、修行場のワクフ財が再建された。

以上より、サフィー・アッディーンとサドル・アッディーン父子が、イルハーン朝君主アブー・サイド、チューパーン家の小ハサンやマリク・アシュラフなどの時の権力者との交流を通して、バルール村の土地とその収益を修行場に帰属させた経緯が、より明確になった。先行研究が指摘した通り、アブー・サイド死後の不安定な政情の下、サドル・アッディーンが父の時代以来の修行場のワクフ財の再建に努めていた様子も確認された。そしてアブー・サイド治世のチューパーンの失脚により、チューパーン家が村からの収入を失ったこと、彼の子孫がそれを取り戻すべく、権利を主張した顛末も明らかとなった。バルール村の例のように、ある地所の所有者が、その土地をワクフとして設定し、その受益者に自分の家族を含めること、さらに、その土地の税収を授与され、あるいは授与された者から獲得し、免税の権限を得ることは、岩武がラシード・アッディーン『ラシード区ワクフ文書 *Vaqf-nāma-ʿi Rab-ʿi Rashīdī*』の事例を提示したように〔岩武1998〕、14世紀によく見られた不動産収益集積の術であったと位置づけられる。

また、アブディー・ベグ版不動産目録の17世紀の写本と18世紀初めの写本にも、ハサン・バルール村の項目は存在する。そして、

前者の欄外には、「〔村は、〕古くから、恩寵の徴ある〔サフィー廟の〕管理部の占有下にある (az qadīm dar taṣarruf-i sarkār-i fayz-āthār būda ast)。その収益は年ごとに登録されてきた (ḥāsil-i ān sāl bi-sāl zabṭ shuda)」〔*Abdī II*: 112〕という書き込みが存在し、後者の欄外にも「〔村は、〕占有下にある」と記されている〔*Abdī III*: 111〕。それ故、両写本が作成された当時、サフィー廟が村の全収益を獲得していたことは明らかである。

本稿の各所で呈示したように、アブディー・ベグ版不動産目録の最古層のワクフ財にまつわる情報には、単純な誤記や、字面通りに解釈すると整合性を欠く記述が存在する。その一因として、従来、16世紀後半には、サフィー廟に保管されていた最古層の文書の一部が破損・散逸し、判読の難しい箇所があったことが挙げられてきた。そのほかに、アブディー・ベグの目的が、廟のワクフ財の証明であり、不動産に関する文書に「ワクフ」という言葉が存在すれば、「ワクフ」と判断し、集めた情報に矛盾が生じて、ほとんど解釈を加えなかったことも指摘できるだろう。先行研究は、基本的に不動産目録の記述を、ほぼそのまま受入れており、その矛盾点を検討していないが、その多くは、同時期のアルダビール文書と照合し、14世紀の叙述史料・簿記術指南書・書簡作成指南書などを参照することにより解消される。今後、同時期に成立した他のワクフ財の来歴を個別に再検討してゆけば、サファヴィー家と教団の最古層の不動産収益がどのように集積されたか、そして、それが、その時々支配層の庇護の下、維持されていく様子について理解を深めることができるだろう。

サファヴィー教団と同時期にアゼルバイジャン地方で活動したクジュジー教団のワクフ文書について分析したヴェルナーは、そのワクフ設定を最初に担当したカーディーが、1360年にサフィー・アッディーンのワクフ再建の手続きを担当したファドル・アッ

ラー・ウバイディーであること、彼の親族が『ラシード区ワクフ文書』にも証人として名を連ねていることを指摘している〔Werner, Zakrweski and Tillschneider 2013: 52; Werner 2015: 83〕。このように、サファヴィー教団の事例と、同時期のイランのワクフ設定や不動産の所有・占有を対照し、俯瞰することで、14世紀のイランの政治・社会状況の一端を明らかにすることができるだろう。また、岩武は、かつて、イルハーン朝期の史料において、イドラールやイクター、その他の税収給付の制度が「恩賜」(suyürghāmishī)と併記されることがあると指摘した〔岩武 1998, 93〕。将来的には、このような「恩賜」や、本稿で分析したイルハーン朝君主アブー・サイードによる「ワクフ」、つまり一種の「寄進行為」に着目し、同時代のテュルク・モンゴル政権下の中央アジア・内陸アジア・東アジア等の事例と比較することにより、それぞれの地域社会の特性とモンゴル・テュルク系政権の制度に対する理解を深めることにもつなげられるだろう。

参考文献

●史料●

- ‘Abdī I: ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-‘i Milli-i Īrān, Ms. 3718
- ‘Abdī II: ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-‘i Milli-i Īrān, Ms. 3719
- ‘Abdī III: ‘Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna va Asnād-i Milli, Ms. 2734
- ‘Abdī/Hidāyatī: Navīdī, Zayn al-‘Ābidīn. *Šariḥ al-Milk: Vaqfnāma-‘i buq‘a-‘i Shaykh Šafi al-Dīn Ardabilī*. Ed. Maḥmūd Muḥammad Hidāyatī. Tehran: Sāzmān-i Awqāf va Umūr-i Khayriya. 1390Kh/2012–13.
- A ‘yān: al-Šafādī. *al-A ‘yān al-‘Aṣr wa A ‘wān al-Naṣr*. Ed. ‘Alī Abū Zayd et al. Vol. 2. Damascus: Dār al-Fikr. 1998.
- Guzīda: Ḥamd Allāh Mustawfī Qazvīnī. *Tārīkh-i Guzīda*. Ed. ‘Abd al-Ḥusayn Navā‘ī. Tehran: Intishārāt-i Amīr-i Kabīr. 1362Kh/1983.
- Ḥisāb: ‘Imād Sarāwī. *Das sogenannte Ġāme‘o‘l-Ḥesāb des ‘Emād as-Sarāwī. Ein Leitfadens des staatlichen Rechnungswesens von ca. 1340.*

Dissertation zur Erlangung des Doctorgrades der Philosophischen Fakultät der Georg-August-Universität zu Göttingen. Ed. N. Göyünç. Göttingen. 1962.

- Jāmi’/‘Alizāda: Rashīd al-Dīn Faḏl Allāh Hamadānī. *Jāmi’ al-Tawārikh*. Ed. ‘Abd al-Karīm ‘Alī-ūghlī ‘Alizāda. Vol. 3. Baku. 1953.
- Jāmi’/Jahn: Rashīd al-Dīn Faḏl Allāh Hamadānī. *Tārīkh-i Mubārak-i Ghāzānī: Dāstān-i Ghāzān Khān*. Ed. K. Jahn. London: Luzac. 1940.
- Majma’: Muḥammad b. ‘Alī Shabānkārayī. *Majma’ al-Ansāb*. Tehran: Intishārāt-i Amīr-i Kabīr. 1376Kh/1997.
- Rawzāt: Ibn al-Karbalā‘ī, Ḥāfiẓ Ḥusayn. *Rawzāt al-Jīnān wa Jannat al-Jānān*. Ed. Ja‘far Sulṭān al-Qurrā‘ī. Revised edition. Vol. 2. Tabriz: Intishārāt-i Sutūda. 1383Kh/2004.
- Shaykh: Abū Bakr al-Quṭbī al-Aḥarī. *Tārīkh-i Shaikh Uwais: History of Shaikh Uwais: An Important Source for the History of Ādharbāijān in the Fourteenth Century*. Ed. Johannes Baptist van Loon. The Hague: Uitgeverij Excelsior. 1954.
- Šubḥ: al-Qalqashandī. *Šubḥ al-A ‘shā*. Ed. Muḥammad Ḥusayn Shams al-Dīn. Vol. 8. Cairo. 1915.
- Wafī: al-Šafādī. *al-Wafī bi‘l-Wafāyāt*. Ed. ‘Alī ibn al-Ḥusayn b. al-Mas‘ūdī. Vol. 11. Beirut: Dār al-Ihyā‘ al-Trāth al-‘Arabī. 2000.

●研究文献●

- Amitai, Reuven. 2009. “Akhijūq.” *Encyclopaedia of Islam*, THREE. Brill Online.
- Aubin, Jean. 1976–77. “La propriété foncière en Azerbaydjan sous les Mongols.” *Le Monde Iranien et l’Islam* 4: 79–132.
- Gronke, Monika. 1993. *Derwische im Vorhof der Macht. Sozial- und Wirtschaftsgeschichte Nordwestirans im 13. und 14. Jahrhundert*. Stuttgart: Franz Steiner Verlag.
- Farhang: *Farhang-i Juḡhrāfiyā ‘i-i Īrān*. Vol. 4. Tehran. Intishārāt-i Dāyira-‘i Juḡhrāfiyā ‘i-i Sitād-i Artish. 1330Kh/1951.
- Herrmann, Gottfried and Gerhard Doerfer. 1975a. “Ein persisch-mongolischer Erlass des Galayeriden Šeyḥ Oveys.” *Central Asiatic Journal* 19: 1–84, + m. pls.
- Herrmann, Gottfried and Gerhard Doerfer. 1975b. “Ein persisch-mongolischer Erlaß aus dem Jahr 725/1325.” *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 125: 317–346.
- Herrmann, Gottfried. 2004. *Persische Urkunden der Mongolenzeit*. Wiesbaden: Harrassowitz Verlag.
- Jackson, Peter. 2008. “Jalayerids.” *Encyclopaedia*

- Iranica*. Vol. 14: 415–419.
- Luṭfi, Maryam. 1395Kh/2016. *Buq‘a‘-i Shaykh Šafi al-Dīn Ardabilī dar Dawra-i Šafaviyān*. Tehran: Manshūr-i Samir.
- May, Timothy. 2016. “Chūbānids.” *Encyclopaedia of Islam*. THREE. Brill Online.
- Mazzaoui, Michel M. 1972. *The Origins of the Šafavids: Šī‘ism, Šūfīsm, and the Gulāt*. Wiesbaden: Franz Steiner Verlag.
- Melville, Charles. 1991. “Čobān.” *Encyclopaedia Iranica*. Vol. 5: 875–878.
- Melville, Charles and Abbās Zaryāb. 1991. “Chobanids.” *Encyclopaedia Iranica*. Vol. 5: 496–502.
- Melville, Charles. 1994. “Demašq K̄vāja.” *Encyclopaedia Iranica*. Vol. 7: 256–257.
- Melville, Charles. 1999. *The Fall of Amir Chupan and the Decline of the Ilkhanate, 1327–37: A Decade of Discord in Late Mongol Iran*. Papers on Inner Asia, no. 30. Bloomington: Indiana University.
- Nab‘i, Abū al-Faẓl. 1352Kh/1973–74: *Chūpāniyān dar Tāriḫ-i Īlkhāniyān yā Tāriḫ-i Āl-i Chūpān*. Tehran: Chāpkhāna-i Dānish.
- Shaykh al-Ḥukamāyī, ‘Imād. 1387Kh/2009. *Fīrist-i Asnād-i Buq‘a‘-i Shaykh Šafi al-Dīn Ardabilī*. Tehran: Kitābkhāna, Mūza va Markaz-i Asnād-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī.
- Šayḥ al-Ḥukamā‘ī, ‘Imād al-Dīn, 渡部良子, 松井太 2017 「ジャライル朝シャイフ＝ウワイス発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書断簡2点」『内陸アジア言語の研究』XXXII: 49–150.
- Spuler, Barthold. 1984. “ĀL-E KART.” *Encyclopaedia Iranica*. Vol. 1: 758–760.
- Werner, Christoph, Daniel Zakrweski and Hans-Thomas Tillschneider. 2013. *Die Kuḡuḡī-Stiftungen in Tabriz. Ein Beitrag zur Geschichte der Ġalayiriden (Edition, Übersetzung, Kommentar)*. Wiesbaden: Reichert Verlag.
- Werner, Christoph. 2015. *Vaqf en Iran: Aspects culturels, religieux et sociaux*. Leuven: Peeters Press.
- Wing, Patrick. 2016. *The Ġalayirids*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- 阿部尚史 2020 「サファヴィー朝滅亡後のシェイフ・サフィー＝アッディーン廟：アルダビール文書のなかの18, 19世紀勅令・命令書」『アジア・アフリカ言語文化研究』99: 133–168.
- 岩武昭男 1998 「イルハーン朝期のイドラール (idrār) ——モンゴルのイラン支配の一齣——」『オリエント』41-2: 80–97.
- 大塚修 2013 「『選史』続編の研究 ——新出史料『ジャライル朝史 (選史続編)』を中心に」『アジア・アフリカ言語文化研究』85: 171–205.
- 川本正知 1991 「イスラムの私有財産 (milk) について」『オリエント』34-1: 65–78.
- 志茂碩敏 2013 『モンゴル帝国史研究 正篇 中央ユーラシア遊牧諸政権の国家構造』東京大学出版会.
- 本田実信 1991 『モンゴル時代史研究』東京大学出版会.
- 柳橋博之 2012 『イスラーム財産法』東京大学出版会.
- 渡部良子 2011 「13世紀モンゴル支配期イランのペルシア語財務術指南書 *Murshid fi al-Hisāb*」高松洋一 (編) 『イラン式簿記術の発展と展開：イラン、マムルーク朝、オスマン朝下で作成された理論書と帳簿』, 9–35, イスラーム地域研究東洋文庫拠点.
- 渡部良子 2015 「13–14世紀イルハーン朝期イランの徴税制度とバラート制度——簿記術指南書に基づく再構成——」近藤信彰 (編) 『近世イスラーム国家史研究の現在』, 15–56, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.

[付録] アブディー・ベグ版不動産目録のハサン・パールー村の項目の校訂テキスト

底本: 'Abdī I: 49b-50b. 他写本: 'Abdī II: 112-114; 'Abdī III: 111-113; 'Abdī/Hidāyatī: 175-177.

※テキスト中に登場する文書類には、**囲み線**を付した。四囲の地名の綴りは暫定版

قریه

حسن بارو از خان اندراب الم حدود بقلعه کرده لکوت که بشاهان کله مشهور است و بقریه جشان و باسیایی که از قدیم الايام در حدّ قریه مذکوره بوده و بمزرعه ملکوتان که جوی آب آن از سوراخ سنگی بیرون آمده و در **قباله** که قاضی فضل الله عبیدی نوشته مسطورست که متصل است بقریه نحوران و درین زمان نحوران مزرعه است از مزارع بارو داخل در حدّ آنجا و رعایاء آنجا زراعه میکنند.

قریه حسن بارو قدیماً قریه برور نام داشته سه مرتبه سمت و **وقفیت** بر زاویه قدسی مرتبت صفویه حفت بالانوار الرحمانیه والازهار الرّوحانیه یافته.

اولاً سلطان مبرور سعید ابوسعید بهادرخان بن سلطان مغفور و خاقان فغفور چاکرمظهر مذهب حقّ ایمه اثنی عشر خدابنده اولچایتو سلطان محمد³³⁾ چنگیزی گوهر

شاه اولچاتوی بن ارغون بن ابقای خان³⁴⁾ بن هلاکو خان بن تولی بن چنگیز خان

تعمده الله بغفرانه **وقف** بر خانقاه عرش اشتباه صفویه نموده بموجب **نشان** عالیشان سلطان سعید مبرور مزبور بتاریخ هشتم شهر صفر سنه ثمان و عشرين و سبعمائه باسم متصدیان آنجو که عبارت از املاک خاصّه و خالصه پادشاهی است بدین مضمون که قریه برور من اعمال اردبیل را در وجه **اخراجات سفره و خانقاه مریدان حضرت والاربت اعلی منقبت شیخ صفی الدین مقرر** داشته ایم در آنجا مدخل نسازند. مؤید این **سندی** معتمد علیه بخط **با اخی کی**³⁵⁾ است که نایب امیرزاده تاج الدین حسن بیگ **چوپانی** بوده موکد **بلعننت نامه**. خلاصه مضمونش آنکه چون قریه برور را سلطان ابوسعید خان **وقف** زاویه حضرت قدسی منزلت منارالیه نموده و حاصل آنرا در وجه سفره صادر و وارد صرف میکنند و دعوی امیرزاده تاج الدین حسن که پیش از این **وقف** شدن در **وجه آش و سفره چوپان بیگ** مقرر بوده باطل است و امیرزاده مزکور بنابر اهتمامی که بحال زهاد همیشه داشته خود این **نوشته** را داد که **وقف** زاویه حضرت قدسی منقبت **شیخ صفی الدین** باشد.

ثانیاً حضرت با عزت قطب الاقطاب باسحقاق **شیخ صفی الدین بطریعتی** که ذکر آن در قریه **الغر** سمت تقدیم پذیرفت قریه مزبوره را بالتمام **وقف** فرموده اند و در **وقفیه ها** که بتاریخ **هژدهم رمضان سنه سبع و عشرين و سبعمائه** و بتاریخ **خامس شوال سنه ثلث و ثلثین و سبعمائه** وقوع پذیرفته داخل است.

ثالثاً چون ضبط ارتفاع آنجا از قرار **قسمت نامه** که بخط مبارک حضرت سلطان العارفین **خواجه شیخ صدرالدین سر سیره** مزین است منوط برای رزین آنحضرت و اخوه خلف ذی شرف اوتاد گوهر صدف ارشاد **شیخ ابوسعید** بوده، حضرت **شیخ ابوسعید** مذکور نیز در همان سال بتاریخ **غره ذی قعدة سنه سبع و اربعین و سبعمائه** **علیجده** درست داشته شروط تعیین فرموده اند. خلاصه مدعا آنکه حضرت با رفعت **شیخ ابوسعید بن حضرت قدسی منزلت شیخ صفی الدین اسحق** تمامی قریه برور را **وقف** نمود بر زاویه پدر خود که بمال و رجال خود در بلده اردبیل بنا کرده در درب آسفریس **وقفاً** لایبایع ولایبوهب ولایورث که محصول آنرا صرف کنند از غلات و حبوب و آنچه حاصل شود بر صادر و وارد فقرا و مساکین و اغنیاء و در وجوهی که حاجت بآن افتد از فرش و بساط و طنافس و دلاتی و لبود و حصر و در وجه فنادیل و مصابیح و روغن که در فنادیل و مصابیح ریزند و در وجه هرچه

33) イルハーン朝第8代君主オルジェイトウ Uljāytū を指す。オルジェイトウはシーア派へ改宗した。

34) イルハーン朝第2代君主アバカ Abāqā を指す。

35) 'Abdī II: 113.

ناچار باشد درین زاویه که برای مساکین فقراء صوفیه و علما کرده‌اند و ادانی و ظروف و در وجه طعام ساکنان آنجا و نازلان و مسافران و غربا گذرنده بدانچه عاده بر آن مطرَدست و بعد از آن قید کرده که شروط دیوان اعلی در زمان وِقییه بر زاویه مذکوره در زمان حیوات³⁶⁾ پدرم آن بود که حاصل آن از غلات و خراج و رسوم صرف شود در وجه قنادیل و مصالح و روغن آنها و در وجه طعام ساکنین و نازلین من المسافرین و المقیمین و گذرنده‌ها بطریق عاده مقرر که پدرم داشت و نیز اقرار کرد که هیچ حقی ندارد بر حاصل آن در زمان ماضی بر حضرت شیخ صدرالدین قدس الله سرهم و قبل الله برهم بالتمام.

36) *Abdi II*: 114. cf. *Abdi I*: حیوة [50b] , *Abdi III*: حیات [50b].

継承されるサフィー廟不動産目録

不動産目録 19 世紀要約版の成立背景

阿 部 尚 史

Succeeding the *Ṣarīḥ al-Milks* at the Safavid Shrine: A 19th Century Synopsized Version of the Shrine's Real Estate Inventory

ABE, Naofumi

After the fall of the Safavid dynasty in 1722, the shrine of Shaykh Ṣafi faced a decline due to budgetary shortages and the diminution of people's veneration. Hence, contemporary scholars have rarely studied the Safavid shrine during the second half of the 18th and 19th centuries. The shrine, however, survived throughout the centuries, preserving its buildings and precious movable properties such as manuscripts and Chinese porcelains until today.

The *Ṣarīḥ al-Milk*, a well-known inventory of the real estate belonging to the Safavid shrine, was composed in two versions, one in the reign of Shāh Ṭahmāsb and one under Shāh 'Abbās I. We have recently found that two copies of a synopsized version of the shrine's inventory (*Kitābcha-'i Khulāṣa-'i Ṣarīḥ al-Milk*), which have not been correctly catalogued, were newly written at some point between the years 1885 and 1891. This article attempts to locate this synopsized version in the shrine's tradition of compiling inventories of immovable properties even back to the pre-Safavid period.

Some documents prove that during and after the Safavid dynasty, the *Ṣarīḥ al-Milk* had been continuously used for the management of the shrine's waqf properties as documentary evidence.

The 19th century synopsized version aimed to survey the status quo of the waqf properties registered in the two previous version of the *Ṣarīḥ al-Milk*, as the shrine was experiencing decline with the shrinkage of waqf revenues. Available documentation indicates that the synopsized version of the inventory, summarizing the two previous versions, is likely to have been compiled based on a couple of different manuscripts in an attempt to cover necessary items of information. Patterned precisely on the layout of the two

Keywords: Shrine of Shaykh Ṣafi, *Ṣarīḥ al-Milk* (inventory of real estate), 19th century synopsized version of the *Ṣarīḥ al-Milk*, Qajar dynasty, Survey of the status quo of *waqf* properties

キーワード: シャイフ・サフィー廟, 不動産目録, 19 世紀要約版, カージャール朝, ワクフ財現状調査



previous versions of the *Ṣariḥ al-Milk*, the 19th century version was mainly used for administration rather than documentary evidence, which was the function of the previous versions.

はじめに

1. サフィー廟不動産目録の伝存
 - 1.1 不動産目録作成伝統
 - 1.2 廟不動産目録写本の伝存について
2. サフィー廟不動産目録の利用実態
 - 2.1 サファヴィー朝期における廟不動産目録利用
 - 2.2 サファヴィー朝滅亡後の廟不動産目録

利用

3. 廟不動産目録 19 世紀要約版の成立事情
 - 3.1 19 世紀要約版 2 写本の周辺情報と構成
 - 3.2 要約版作成背景と編集方針
 - 3.3 要約版の底本調査
 - 3.4 要約版の機能

おわりに

はじめに

西アジアのムスリム社会における政治権力と宗教施設に関する研究は、世界的に広く進められている。イランとその周辺地域をみると、本研究で対象とする西北部のアルダビールにあるシャイフ・サフィー・アッディーン廟は、特に変転著しい廟と言えるだろう。これまでのサフィー廟に関わる研究は、Gronke 1993 に代表されるモンゴル期における発展や、Rizvi 2011 や Luṭfi 1395Kh などに見られるサファヴィー朝期における王朝庇護下の繁栄への関心が強いが、筆者は廟の長期的存続、とくに18世紀前半のサファヴィー朝滅亡後に社会的影響力を喪失した廟の存続に関心をもっている。そこで本共同研究「イスラーム聖者廟の財産管理」に参加するなかで筆者は、かねてより注目していたサフィー廟不動産目録の要約版(1885-1891年頃成立)の編纂背景の一端を分析することにした。

サフィー廟の不動産目録としては、16世

紀中葉サファヴィー朝のタフマースプ1世期にアブディー・ベグによって作成された版(アブディー版)が有名で、さらにその補遺が17世紀アッバース1世期に作成されている(スィパーハーニー版)。英国のイラン史研究者アレクサンダー・モートンの研究によって、欧米の学界でも早い段階からアブディー版サフィー廟不動産目録には3点の写本が伝存し、またスィパーハーニー版写本2点が存在することが知られてきた[Morton 1974: 32-36]。また、イラン国外の研究者の利用も多いテヘラン大学附属中央図書館に、同写本のマイクロフィルムが所蔵されていることから¹⁾、イラン国立博物館(「イラン考古学博物館」の名称で有名)所蔵の4写本の存在は比較的良好に知られて、利用されてきた。

上記5点の写本のほか、筆者はイラン・イスラーム議会附属図書館での写本調査を通じて、アブディー版とスィパーハーニー版の両方を併せた19世紀作成の要約版(この呼称については後述)²⁾があることを知った。こ

1) テヘラン大学附属中央図書館所蔵マイクロフィルムの1656, 1658番(アブディー版)および1655, 1657番(スィパーハーニー版)である[Dānishpazhūh (ed.) 1348Kh/1969: 136-137]。
2) Majlis Library, Ms.17228。引用では、*Kitābcha-i Khulāṣa I*と記す。このほか、冒頭が一部欠落しているがそれを除けばより完全な体裁であるイラン国立図書館写本も存在する(Milli Library, Ms. 7866/*Kitābcha-i Khulāṣa II*)。この写本については本共同研究の一員でもある近藤信彰氏のご教示により知ることができた。記して謝意を表したい。

の19世紀要約版は、これまで書誌目録で正確に紹介されていなかったため³⁾、その存在は学界に知られていなかったのである。本稿では、まずサフィー廟においてはこうした目録を編纂する伝統が古くから存在し、廟に継承されてきたことを確認する。続いてサフィー廟不動産目録が17世紀以降の廟財産の管理に利用されていた実態を個別の事例から説明する。このように実際に活用されていたゆえに、王朝からの要請に応える形で、19世紀に新たな版が編纂されることになった。この19世紀要約版を廟における不動産目録作成伝統の文脈に位置付けて、その特徴と編纂背景を考察する。

1. サフィー廟不動産目録の伝存

1.1 不動産目録作成伝統

アブディー・ベグがタフマースブ期に不動産目録を編纂する以前から、サファヴィー教団の教団長やサファヴィー家の関係者は、それぞれ個人として不動産目録を作成して保持していた。アブディー版不動産目録において、個人で不動産目録を保持していたと明示されているのは以下の3名である。

- ・シハーブ・アッディーン（第三世代）
- ・イブラーヒーム（通称シャイフ・シャー。第四世代）
- ・ジュナイド（第六世代）

不動産目録でこうした過去のサファヴィー教団長個人に属する不動産目録に言及した記述は古くから知られているが、一部不正確な解釈もあったので、以下引用しよう⁴⁾。

隠されてはならないことだが、シャイフ・

サフィー・アッディーン様の子供たちの名の許にあるものは、すべて本書 (in nuskha) に取り入れられた。他方シャイフ・サドル・アッディーン様の子供たちの名の許にあるものにかんして、彼の子供のなかで子孫がいるものについては、本書のなかに記載することができなかった。すべての財産に相続人が定められ、彼らに帰属しているためである。彼らの多くは、自分たちのために不動産目録を作成している。さて、そのうちでシャイフ・シハーブ・アッディーン・マフムード様は、信頼できる不動産目録を有し、多数の不動産を有し、そのうちの多くをワクフとしていた。ワクフ文書 (vaqfiya) は、アルダビール地方にあるイブラーヒームアーバードの箇所登録されている。この仮定にもとづくと、彼の財産の残りは彼の子孫に帰属しているはずである。そのほか、ハージャ・シャイフ・シャーの通称で知られるシャイフ・イブラーヒーム様も信頼できる不動産目録を有する。彼の財産は彼の子孫に対するワクフとなっている。スルターン・シャイフ・ジュナイド様の不動産目録もまた存在する。これは彼の不慮の死の後に作成され、相続人らの間で確かに保持されている。[*Abdi I: 164a*]

加えてアブディー版では、「古い不動産目録 (ṣarīḥ al-milk-i mundarisī)」なるものが度々言及される。上記3名の不動産目録のほかにも、廟の不動産目録が存在し、財産管理のために利用されていた可能性がある。その後、サファヴィー朝期にアブディー版とスィパーハーニー版が作成され、さらに19世紀後半には要約版が作成された。これら3冊の

3) たとえば議会図書館写本の書誌情報としては、ヒジュラ暦14世紀書写という推測はともかく、スィパーハーニー版部分の冒頭を引用紹介しており [Naẓarī (ed.) 1391Kh/2012: 81]、スィパーハーニー版不動産目録写本としか解釈できないような解説である。

4) これまでに、モートンも該当箇所に注目している [Morton 1974: 33 n. 13]。ただしモートンはこの箇所を誤って解釈しているようで、サフィーとサドル・アッディーンもそれぞれ不動産目録を作成していたと理解し（可能性はあるが明記はされていない）、またジュナイドをハイダルと誤読している。

不動産目録は君主の指示により編纂されたことになっているが、過去に教団長個人が不動産目録を作成し、それが廟に保管され、財産管理に利用されるという伝統の上に成立していることは間違いないのである。

アブディー版およびスーパーハーニー版不動産目録は、それ以前の教団長個人に属するという位置づけから、事実上廟という組織に属する目録に変化している。聖者廟などの機関・施設も含めてイスラーム法上、法人格は認められていないが [Schacht 1982: 125], これはサフィー廟が、支配王朝の祖廟として組織面で成熟・発展し、属人的な文脈を超えて廟の長期的・制度的な運営が実施されるようになった実態を反映しているといえよう。

1.2 廟不動産目録写本の伝存について

19世紀要約版を除けば、モートンが研究を行った1970年代初頭から、サフィー廟不動産目録写本に新たな発見はなく、アブディー版3点とスーパーハーニー版2点にとどまる⁵⁾。これら写本の伝来を簡単に確認しておきたい。1点(アブディー版)を除いて、現在残り4点はイラン国立博物館に所蔵されている。モートンの調査も踏まえると、現存

5写本はすべて旧王立図書館(Kitābkhāna-i Dawlat-i 'Aliya-i Īrān)所蔵であり、またもともとサフィー廟から移管されたものであった⁶⁾。

1722年にアフガン族の侵攻によりサファヴィー朝が事実上滅亡すると、サフィー廟は大きな試練に直面する。廟に所蔵されている貴重な動産が略奪される事件が頻発したのである。こうした時勢の混乱もあって、サフィー廟は動産目録を作成した⁷⁾。この動産目録にはサフィー廟不動産目録5点も登録されており、写本の形状が描写されている⁸⁾。その箇所を以下に引用する。

不動産目録(ṣarīḥ al-milk)：廟ワクフ財産の土地(農地)と不動産(amlāk va mustaghallāt)の証書と契約文書類(asnād va qabālahāt)に関する。ナスタアリーク体。5冊。

・サマルカンド紙、堅表紙(jild-i muqavvi)、鹿革(sāghiri)の外表装、簡素な山羊革(timaj-i sāda)内表装：1冊。

・サマルカンド紙、天綴じ装丁山羊革表紙(jild-i timāj-i bayāzi)：1冊。

・イズミル紙、天綴じ装丁堅表紙山羊革メ

- 5) アーレダーワードの1995年の研究でも、不動産目録写本として5点が紹介されている [Alī Dā'ūd 1374Kh/1995: 135-141]。マフムード=モハンマド・ヘダーヤティーによるアブディー版の部分刊行には、どの写本を用いたか明記されていないが、イラン国立図書館写本2734/*Abdi III*を翻刻したものであることが分かった。
- 6) イラン国立博物館所蔵の4写本については、写本に王立図書館所蔵票の画像も付されており、そこには、サフィー廟から移管されたことが記されている。モートンによれば、国立図書館所蔵本にも同様の所蔵票が付されており、アブディー版3写本はすべて、王立図書館旧蔵で、サフィー廟から移管されたものである [Morton 1974: 33 n. 16]。筆者が利用した国立図書館所蔵写本2734の画像では、旧王立図書館所蔵票を付された葉が含まれず、直接確認できなかった。
- 7) 写本目録の表記に従い動産目録と記すが、本史料に付されている表題は、「1172年ラジャブ月寅年管財人ムハンマド=カースィム・ベグ殿の検分に基づくサフィー廟収蔵動産類一覧 (Arz-i mawjūdi-i ajnās va asbāb va matrūkāt-i Āstāna-i muqaddasa-i munavvara-i mutabarraka-i Ṣafīya-i Ṣafāviya - ḥuffati bil-anwāri al-qudsiyati - az qarār-i bāzdid-i 'Ālisha'an-i Rafī'makān salālat al-sādāt-al-iḡām Muḥammad-qāsim Beg mutavallī ba-tarikh-i shahr-i Rajab al-murajjab sana 1172 Bārs 'il) となっている。動産目録原本は卷子状で、現在サフィー廟に所蔵され、展示されている。この原本を基にした動産目録の翻刻が、*Ganjina-i Shaykh Ṣafī* という書名で出版されている。
- 8) モートンは、ケンブリッジ大学附属図書館に所蔵されている廟動産目録謄本を紹介し、廟不動産目録記載箇所 [*Arz-i mawjūdi-i ajnās-i Āstāna*: 152b] について、刊本の不備を指摘している [Morton 1974: 32-33 n. 13]。筆者も同写本を調査したところ、刊本該当箇所 [*Ganjina-i Shaykh Ṣafī*: 24] には重大な不備があった。

ダイヨン施された装丁：1冊。

・サマルカンド紙，天綴じ装丁堅表紙，外表装に装飾用に押印されたメダイヨン施された簡素な山羊革表装：1冊。

・サマルカンド紙，メダイヨン施された堅表紙で簡素な内表装：1冊。

5つの伝存する写本のうち，アブディー版写本 3/*Abdi III* (国立図書館写本 2734) の扉 [1a] には、「中型，サマルカンド紙，山羊革」という形態描写が付されているが，本論集第1部の渡部の論文でも示されている通り，この書込みは当該写本についての描写ではない可能性が高い⁹⁾。他の写本にはこうした書込みはなく，手元にて利用可能な画像データから，動産目録に見られるそれぞれを特定することは困難である。伝世写本5点はいずれも横綴じであるが，動産目録では3冊が天綴じ (*bayāzi*) とされており，一見すると伝世写本とは異なる。ただし製本専門家の意見も踏まえると，筆者が利用しえた画像では，伝存5点の写本が動産目録に記された写本と一致しないと断定もできないことが分かった¹⁰⁾。

これまで述べてきた写本に関する理解を概括すると以下の通りとなる。伝世写本5冊は，いずれもイスラーム革命以前にサフィー廟から王立図書館に移され，その後で4冊がイラン国立博物館に，1冊がイラン国立図書館に

移管されたものである。18世紀の動産目録にも5冊の写本がその時点で廟に伝わっていたとされ，伝世写本と冊数の点では一致する。しかし，目録に記される形態描写を考慮しつつ専門家の画像判断の知見を参考にしたところ，両者が一致するかどうかは判別できない。

以上の通り，画像データによる伝世写本と動産目録の記事の照合には限界があるものの，廟が古くから不動産目録を作成し保管し利用しつつ，後代に伝える努力がなされていたことは注目に値する。こうした記録保持の伝統のうえに，19世紀版が成立したのである。

2. サフィー廟不動産目録の利用実態

サフィー廟不動産目録は，単に保管されていただけでなく，廟の財産管理に活用されていた。アブディー版写本3の扉の書込みにも謄本が作成された経緯が記されている。それによれば，タフマースブ1世の印が押された「原本」(アブディー版写本1/国立図書館写本 3718) は，アッパース1世時にワクフ財とされた際に呪詛が書き添えられて廟外持出しが禁止されたため，謄本が作成されたのである。したがって，不動産目録の謄本が廟財産管理上必要とされたことに疑いが無い。また本論集第1部の渡部論文が示すように，アブディー版写本2 (国立博物館写本 3719)

9) アブディー版写本3の扉 [1a] の書込みの多くはオリジナルでなく書写とみられる。

10) 伝世写本の装丁画像をもとに動産目録の描写と照合できないか，人を介して製本家・書籍修復家の岡本幸治氏に相談したところ，筆者が利用しえた画像解像度の限界から，革質の判断 (たとえば鹿革と山羊革の判別など) は，困難との回答を得た。18世紀動産目録において，5冊中3冊が「*bayāzi*」すなわち「天綴じ」とされているが，伝世写本5点の現在の装丁はいずれも横綴じである。「*bayāzi*」を天綴じと解釈するなら，3冊の伝世写本は動産目録の記事と一致しないことになるが，岡本氏によれば一部の写本の装丁には，背表紙に後代の修復の痕跡のあるもの (アブディー版写本2/国立博物館写本 3719)，後代に西洋風革装丁が新たに施されたもの (スーパーハーニー版写本2/国立博物館写本 4324)，後代に背表紙が付け加えられた可能性があるもの (アブディー版写本3) が確認できる。また，「原本」と位置付けられるアブディー版写本1 (国立博物館写本 3718) は，時期は明記されていないが盗難にあったこと添え書きされており，実際に本には破損の痕跡が見られる (のちに取り戻したと追記されている)。動産目録作成後に盗難事件があった場合は，目録上の記述との不一致はありうる (とくにこの写本はいわば「原本」に位置付けられる重要写本にもかかわらず，装丁には一切の装飾がなく不自然に簡素である)。したがって，動産目録作成後，一部写本が天綴じから横綴じに変更された可能性もあり，伝世写本の現在の形態から，それらが18世紀動産目録に記載されている写本ではないと断定することはできない。

の料紙の余白に、複数の時点における占有状況や賃料徴収、証書との照合など、管理に関わる情報が書き込まれている。このほか、不動産目録以外からも、この目録が実際に利用されていたことを伝える記述が見られるので紹介したい。国立博物館に所蔵されているアルダビール文書の閲覧は容易ではないので、筆者が許可された限られた範囲での分析なることをあらかじめ断っておきたい。

2.1 サファヴィー朝期における廟不動産目録利用

1071年ラビー・アッサーニー月/1660年12月付の法勧告・賃貸借契約文書 [Asnād-i Buq'a: 25763-359]¹¹⁾ では、ミシュキーン地方のウナル Unār 村の所有をめぐる、現地の村長老 (kadkhudā) が、村がサフィー廟のワクフ財であることを認め、賃貸借契約を締結している。この賃貸借契約に際して、廟が土地を管轄する根拠として、証書 (qabāla va sanad-i mu'tabara) と並んで不動産目録が挙げられており、借主も証書と併せて不動産目録も閲覧し、内容に同意して、賃貸借契約を締結した経緯が読み取れる。また不動産目録への言及が繰り返されていることから、廟の財産管理における役割と機能も窺える。文書自体が読みにくい崩し字で書かれて、また修復跡が多く筆者が利用しえた画像も不鮮明なので不明な箇所もあるが、以下参考のために訳出する。

神よ

至高なる勅令に従って、サフィー廟に属する不動産の徴収担当者 (muḥaṣṣīli) が、管財人と王の儀典長官の指揮下? (ba-nigāhī-i mutavalli va Īshik-āqāsi-i khāṣṣa-i sharīfa)

に派遣されていた(?)。信頼できる契約文書や証書と不動産目録 (qabāla va sanad-i mu'tabara va ṣarīḥ al-milk) に基づき用益権を占有している前記廟の土地から得られたものを、サフィー廟で費消することになっていた。

不動産目録に書かれていることによれば、ミシュキーン地方にあるウナル村はサフィー廟のワクフ財である。1071年ラビー・アッサーニー月/1660年12月に、アルダシールの子で村長老 (kadkhudā) であるラフィーウと、イマームヴェルディーの子で同じく村長老のサフィークリーが、管財人様の許に出頭し、契約文書、証書、不動産目録に同意し、ウナル村が廟に属すると認めたことから、同村が〔彼らに〕賃借されることになった。前記の村長のラフィーウとサフィークリーは、廟〔の管財人?〕から?ウナル村のすべてを1071年丑年(すなわち1661年3月からの一年)につき〔賃借し〕、現金3トマンと穀物5ハルヴァール21マンを〔賃貸借の対価として〕、帳簿の手形 (barāt) に基づき、前記の村名義の為替を有する者に送り届けよ。遅滞することがないように。1071年ラビー・アッサーニー月/1660年12月記

不動産目録自体はあくまで目録であり、それ自体はシャリーア文書・証書とは見做されないはずである。しかし、この文書で記されている通り、実際には所有権が争点となった時に廟の不動産目録は証拠として扱われており、また相手側の対応からは、社会的にもそうした機能が運用上受け入れられていたことが看取されるのである。

11) この文書は、筆者が入手してきた画像が不鮮明で判読不能箇所が多い。シェイホルホキャマーイーのアルダビール文書目録の説明によると、「アルバーブ村を廟へ返還する内容の廟管財人の法勧告」と理解されている [Shaykh al-Ḥukamā'i (ed.) 1387Kh/2008: 85]。アブディー版不動産目録を参照しても、ミシュキーン地方にアルバーブ村はなく、綴りとの整合性も踏まえて、不動産目録に記載されているウナル村と判断した。

2.2 サファヴィー朝滅亡後の廟不動産目録利用

次に、サファヴィー朝滅亡後の事例を見ていこう。19世紀カージャール朝期においても、サフィー廟のワクフ財管理に不動産目録が不可欠な役割を果たしていたことが窺える。

ここで取り上げるのは、1221年ラジャブ月6日/1806年9月19日付のタブリーズ近郊のアミールザカリヤール村におけるサフィー廟のワクフ財証明文書〔Asnād-i Milli: 2960-10688〕である。冒頭に「アルヴァナク地方土地財産の詳細。アルヴァナク地方で有名なスィース村の向いにあるディーザジカドル村に関わる部分について (tafsīl-i amlāk-i Arvanaq az bābat-i Dizaj-i Qadr vāqi‘ dar zāhir-i qarya ast mashhūr az Nāhiya-‘i Arvanaq-i mazkūr)」と説明的な表題が付されている(稿末の文書写真参照)。このワクフ財証明文書と不動産目録を比較してみたい。この文書には不動産目録への言及があるだけでなく、実際に不動産目録(アブディー版)の該当箇所をレイアウトの面で模倣していることが顕著に窺える。なお、該当箇所の記述自体は要約されている。この点から、当該文書の作成者に不動産目録から抜き出す必要情報の判断が委ねられていたことが窺える。

加えてこの文書の末尾にある記述においても、サフィー廟のワクフ財を主張する根拠として不動産目録が明示されている。またこの記述には、ワクフ財主張に際して証書に言及されていない。不動産目録、および財産を記録している台帳や支出指示書(tūmār)¹²⁾が、いわば実務上はワクフ財であることを明示する証拠として利用されていたことが読み取れ

る¹³⁾。なお、記述に続く認証のための5つの印章のうち判読可能な一つは、カーディーを名乗るアブドゥルアハド・フサイニーのものであることから¹⁴⁾、この文書自体は法的証拠機能を有したシャリーア文書として機能しているといえよう。

タブリーズ近郊アルヴァナク地方のスィース村の表にあるディーザジカドルとして知られるアミールザカリヤール村のワクフ地は、不動産目録の一覧(šūrat-i kitāb-i šariḥ al-milk)に基づき、また偉大なるサフィーの神聖なる墓廟のワクフ地(amlāk-i mawqūfa)が記載されている台帳と支出指示書(dafātir va tūmār)に従って、細部まで明らかである通りに、権利を有する者に詳細が知られているように、ワクフ地と私有地の区分を明確に示し、権利を有する者にその権利が正しく取得されるようにせよ。1221年ラジャブ月6日/1806年9月19日

印：サリーム？ 1202年

印：アブドゥルアハド・フサイニー 1204年
他3名の印(判読不能)

上で見てきたアミールザカリヤール村におけるサフィー廟ワクフ財をめぐる交渉と発給された文書そのものの分析を通して、不動産目録が廟の財産管理に際して内部で参照されるにとどまらず、場合によっては目録の該当箇所が抜き書きされ、廟外部の交渉相手や紛争相手に提示されていたことが分かった。レイアウトを模倣する一方で必要情報が取捨選択

12) アブディー版写本の終章などにて言及されている「支出指示書(tūmār-i nasaq)」〔*Abdī I*: 163b-164a〕を指すと考える。支出指示書については、本論集の第2部近藤論文を参照のこと。

13) ただし、紛争の時に常に不動産目録が提示されていたとも限らないようである。たとえば18世紀末に起こった同アミールザカリヤール村の所有権・賃貸借をめぐる紛争の際に作成された1210年ズー・アルカーダ月9日/1796年5月16日付法勧告・合意文書(和解)〔Asnād-i Milli: 2960-10118〕には、不動産目録への言及は見られない。

14) 本文書自体にはカーディーとされていないが、イラン国立博物館所蔵アルダビール文書にある1214年ラビー・アルアッワル月12日/1799年8月14日付の贈与文書〔Asnād-i Buq‘a: 25774-370〕では、同一人物が文書の認証の際にカーディーを名乗っている。

されていたことから、不動産目録を利用する方向性が見えてくる。こうした利用実績の積重ねは、19世紀における要約版の編纂に結実したとみられる。

3. 廟不動産目録 19世紀要約版の成立事情

19世紀後半に、アブディー版とスィパーハーニー版、およびティムールのワクフ文書¹⁵⁾を合冊し、記述を要約した不動産目録、すなわちサフィー廟不動産目録 19世紀要約版 *Kitābcha-ʿi khulāṣa-ʿi Ṣarīḥ al-milk* が成立した。アブディー版とスィパーハーニー版は記載の方法が異なるため、2つの不動産目録の記載の特徴を簡単に確認しておく。アブディー版不動産目録に記載されているサフィー時代の財産集積の記録は、複雑なものが多い（詳しくは渡部の本論集解題参照）。アブディー・ベグ自身は入手できた史料を可能な限り整理し記載しているのだが、複雑な権利関係の積重ねゆえに、一読しただけでは廟の財産占有具合を把握できない箇所も散見される。

17世紀アッパース1世期に作成されたスィパーハーニー版は、アブディー版のような複雑さはないものの、タフマースブ期以降に廟が入手した物件の契約文書をほぼ原文のまま引用しているため長文であり、廟に属することになった財産の内容を把握するのに手間がかかる。以上のようなそれぞれの版が抱える課題を克服するため、より実用重視で作成されたのが19世紀要約版なのである。以下では写本の構成と成立事情を考察し、従来の廟不動産目録を作成し利用してきた伝統のなかに位置付ける。

3.1 19世紀要約版 2写本の周辺情報と構成

伝存している19世紀要約版は管見の限り2写本が存在し、1冊は議会図書館に所蔵され、もう1冊は国立図書館にある。それぞれの写本に欠陥があり、両方を併せて利用する必要性が大きい。

・イラン・イスラーム議会図書館写本 17228 (要約版写本1) の特徴

アブディー版、スィパーハーニー版それぞれにかんして、アルダビール部分以外が脱落しているうえ、錯簡が多い。序文の欠落は少ない。

・イラン国立図書館写本 7866 (要約版写本2) の特徴

序文の冒頭、おそらく1ページ分（第1葉目）と第3葉目を欠く¹⁶⁾。一方で、主にアルダビール郡部の農村財産について、19世紀版作成時点における占有財産の管理状況を説明する書込みが写本料紙の余白に存在する。

両写本の構成は、議会図書館写本の著しい錯簡もあって、大きく異なる。概要を示すと表1のようになる。

要約版の伝世2写本はそれぞれ欠点があるため、相互補完を要する。要約版の作成背景を理解するために要約版写本1の分析を要するが、序文以外の19世紀要約版の全体像や廟の財産管理の実態を理解するためには、要約版写本2が不可欠である。

両写本は、序文に加えて、アブディー版、スィパーハーニー版、ティムールのワクフ文書の3つの部分から構成されている点においては共通している。また、それぞれの部分の冒頭に付された簡潔な説明もほぼ同一であることから、基本的に同じ目的で同一文脈において作成されたことは読み取れる。しかし、表1で示されている通り、順序および分量の点で、同一作品と言えないほど相違がある。まず要約版写本1の内容を錯簡と併せて説明

15) ティムールのワクフ文書謄本については、本論集の第2部杉山雅樹論文参照のこと。

16) 要約版写本1との校合による。要約版写本2は、要約版写本1の1bから2aの2行目まで、および3aの13行目（途中）から4bの9行目該当部分が欠落している。

表1 サフィー廟不動産目録 19世紀要約版2写本の構成

要約版写本 1: 52 葉	要約版写本 2: 112 葉 (白紙 10 頁)
<p>序文 [1b-5b]: 作成の背景など, 現状説明の3項目: I. 現状説明, II. 廟成員</p> <p>スィパーハーニー版 [6a-23a]: 序文+アルダビール都市と郡部の不動産のみ。(1ページ分脱落)</p> <p>(明記なし) アブディー版 [23b-39a]: アルダビール郡部サディーカイニムザッファリー村(当該村名部分は空白)からアルダビール郡部終わりまで[30b]。続いて(30bの途中)アルダビール都市物件の「広場にある新キャラバンサライ」(Khān-i jadid-i maydān)の証書の途中からサディーカ・ディフ村(サディーカイニムザッファリー村の直前物件)まで。</p> <p>アブディー版 [39b-46b]: (序文+アルダビール都市部)。最初から、「広場にある新キャラバンサライ」の途中まで。</p> <p>ティムールのワクフ文書 [46b-52a]</p>	<p>序文 [1a-3a]: 作成の背景など(冒頭欠落), 現状説明の3項目: I. ワクフ財の現状説明(一部欠落), II. 廟成員, III. 賃貸料・廟成員への給付金</p> <p>ティムールのワクフ文書 [4b-11a]</p> <p>アブディー版 [12a-90a]</p> <p>スィパーハーニー版 [91b-112a]</p>

する¹⁷⁾。この写本は、アブディー版の第1部(ḥarf-i avval)に記録されているアルダビールの都市物件と郡部物件、およびスィパーハーニー版のアルダビール部分(都市+郡部)のみを含む。錯簡の多さに加えて、項目名として明記されるはずの冒頭の村名が欠落している箇所も散見されるため、要約版写本1は冒頭の欠落を補うなど以外には、単独での利用は意味をなさない。これに対して、要約版写本2は表1の順番で並び、元のアブディー版とスィパーハーニー版の全体を網羅し、それぞれの内部では基本的に錯簡なく記述されている。ただし、要約版写本2においても、ティムールのワクフ文書が序文に続く順番が作成者の意図を反映したものでない可能性が高く、これについては錯簡の可能性がある¹⁸⁾。

3.2 要約版作成背景と編集方針

本書の著者は、ミールザー・ハサン・ハーンである。これは序文の記述に加えて、要約版写本1の扉[1a]から読み取れる¹⁹⁾。著者は序文において、「前騎兵出納官で現在は廟?の財務官(sarrishta-dār-i sābiq-i savāra-'i nuṣtrat va mustawfi-i ḥāliya-'i sarkāri)」[Kitābcha-'i Khulāṣa I: 3a]と自己紹介している。また要約版写本1の扉[1a]の書込みでは「軍務書記(lashkar-nivīs)」と紹介されている。調査命令が委託された時点では、著者は不本意に公務から離れてアルダビールに数年にわたって滞在しており、その間にアルダビールやサフィー廟の内情に相当の知見を得ていたことで、廟とワクフ財の調査を任されたのである[Kitābcha-'i Khulāṣa I: 3a]。

本書が執筆されたのは凡そ1885年から1891年の間と考えられる。序文によると、後

17) なおこの錯簡は、装丁時に発生した錯簡ではない。葉の切れ目での錯簡ではなく、同一ページのなかで、スィパーハーニー版から唐突にアブディー版(の途中)に切り替わっているため、書写・編集の際に既に発生している。

18) アブディー版部分の冒頭に19世紀に付記された説明に、「同様に、合の主アミール・ティムールが行ったワクフもあり、詳細なワクフ文書が存在する。そのままのかたちで(bi-'ayni-hā), 本冊子に要約が記される」[Kitābcha-'i Khulāṣa II: 12a]とあり、元来はアブディー版に続いてティムールのワクフ文書が配置されることが想定されていたことが窺える。

19) 要約版写本1の扉[1a]には、「不動産目録冊子。わが伯父である軍務書記の故ミールザー・ハサン・ハーンが執筆し、アルダビールからテヘランに送付したものである」と記されている。この書込みの下に書き込んだ人物の印も押されているが、薄くて判読不能である。

表 2 サフィー廟不動産目録 19 世紀要約版序文の構成

作成背景 [要約版写本 1: 1b-2b]	カージャール朝は、聖廟・聖所の支援を重視。シャーは靈感によってサフィー廟の荒廃を知り、ワクフ財等の現状調査を命令。
作成経緯 [要約版写本 1: 2b-3a]	シャーからの調査命令がアゼルバイジャン執政官に下され、そこからアルダビール・ミシュキーン地方の財務官に下達。そこからアルダビール在住の著者ミールザー・ハサン・ハーンに委託。
編集方針 [要約版写本 1: 3a-4a]	サファヴィー朝期のアブディー版とスィパーハーニー版不動産目録の内容を要約し、合冊し、現状調査の結果を盛り込む。
現状説明の 3 項	3 項目に分けて、廟の現状を概観。
第 1 項 [要約版写本 1: 4a-5a]	廟のワクフ財現状の概要を説明。政庁の占有・接取下にある財産と私人の占有下にある財産を分類することに。
第 2 項 [要約版写本 1: 5b; 要約版写本 2: 2b]	廟成員の一覧
第 3 項 [要約版写本 2: 3a]	廟の収支、廟吏への俸給

述の通りハサンアリー・ハーン・ギャッルーシー軍務卿 (amīr-i niẓām) に最初に作成命令が下されている [Kitābcha-i Khulāṣa I: 2b]。ハサンアリー・ハーンが「軍務卿」の称号を得たのは、ヒジュラ暦 1302 年 (1884-5 年) であり、アゼルバイジャン統治から異動したのは 1309 年前半 (1891 年) であるため [Bāmdād vol 1: 362-364]、本書作成の時期を 1885 年から 1891 年の間と推定できる。

サフィー廟不動産目録の 19 世紀要約版が作成された背景、経緯、編集方針を、主に写本序文の記述に基づき考察したい。2 写本を校合すると、要約版写本 2 は冒頭 1 ページ (最初の 1 葉) と本来の第 3 葉部分を欠くと推定される²⁰⁾。したがって、冒頭部分に欠落が少ない要約版写本 1 が参考になる²¹⁾。以下において表 2 を参考にしつつ、執筆背景、作成の経緯、編集方針を解説する。

・作成の背景

序文によれば、サフィー廟の荒廃の原因がワクフ財収益の未納にあり、ワクフ財および廟の現状調査をしてその調査結果を記録することになったのが、19 世紀要約版作成の主要な背景である。こうした経緯にカージャール朝政府が関わっている点が興味深い。序文

冒頭の該当箇所は装飾的形容表現を多用して書かれているため、そうした部分を簡略化した抄訳という形で掲示する。

君主陛下の大御心は、かねてより墓廟 (qubāb) を装飾し、聖廟 (buqā‘i sharīfa) を飾り、聖所 (amākin-i mutabarraka) を修復し、旧跡 (āthār-i qadīma) を再興することに意を払ってきた。というのも、臣民と被造物 (ra‘āyā va barāyā) の荒れた心を慰め癒すことが、陛下のお望みであったためであり、そうすることによって至高なる神のご加護により、勝利の王朝の永続の原因となる最大限の安寧・安心を得られるためである。[Kitābcha-i Khulāṣa I: 1b]

序文の冒頭でカージャール朝がサフィー廟を庇護する理由が述べられている。カージャール朝は、シーア派イマーム廟やイマームザーデの墓廟をはじめとするイラン国内の聖廟・聖所を支援することで、臣民の支持を獲得し、それが神の加護につながる、すなわち王権の正当性を強化する意図がそこにはあったのである。

また王権の正当性強化に関して、民衆の支

20) 要約版写本 2 の 1a 冒頭は、要約版写本 1 の 2a の 3 行目冒頭と一致する。また、要約版写本 2 の 2a 冒頭は要約版写本 1 の 4b の 10 行目冒頭と一致する。

21) 序文該当箇所は、要約版写本 1 の 1b-5a、要約版写本 2 の 1a-3a。

持と神の加護を得ることに加えて、シーア派イマーム崇敬との関係性も明示されている。

不可視の靈感により、世界を映す陛下の吉祥にして清らかな御心にお告げがあり、導きの館アルダビールにあり、サファヴィー朝の君主たち——神よ彼らの確証を照らし給え——の建設物である、神の使徒ムハンマドの聖法と教道を進む知の師匠であり、無謬のイマームの正当なる子孫であり (farzand-i bi-ḥaqq-i a'imma-'i ma'šūmīn), シャイフ・ジブライールの子であるシャイフ・サフィー・アッディーン・イスハークの聖廟が破損し、消滅の危機にあることが知らされた。(一部装飾の形容表現簡略化)。[*Kitābcha-'i Khulāṣa I: 2a*]

サフィー廟は先行するサファヴィー王家の祖廟という位置づけを前提としつつも²²⁾、「シーア派イマームの正当な子孫」であるシャイフ・サフィーの墓廟と表現し、シーア派聖廟保護の観点を強調している。つまり、サフィー廟庇護は、シーア派イマーム崇敬と結びつくという論理が見出せるのである。サフィー廟庇護の契機として、「不可視の靈感 (mulham-i ghaybi)」により廟の荒廃を知るに至ったという主張が語られていることも注目に値する。サフィー廟庇護・支援はシーア派信徒の庇護者たるカージャール朝政権にとって不可欠であったという理解が示されるのである。

・作成の経緯

廟の荒廃の原因として、管財人や廟従僕による占有などにより、ワクフ財が廟の管理から離れ、修繕の費用が得られていないことが明らかとなった。そこでワクフ財の調査をすることになり、19世紀要約版が作成されることになった [*Kitābcha-'i Khulāṣa I: 2a-2b*]。調査に関わる行政的な手続き

として、シャーからの廟ワクフ財の調査を指示する勅令がアゼルバイジャンの執政官 (kārguzār) であるハサンアリー・ハーン軍務卿に通知され、そこからアルダビールおよびミシュキーンとその周辺の首席財務官であるミールザー・アサドッラー・ハーン・ヴァキールムルクに下達された。そのヴァキールムルクから、要約版著者のミールザー・ハサン・ハーンにワクフ財および廟の現状調査業務が指示されたのである。

廟ワクフ財の現状調査の詳細を指示する勅令の内容は、カージャール朝期のワクフ管理行政の観点からも示唆的である。以下、一部簡略化して該当箇所を掲載する。

(勅命にもとづき) あらゆる都市と地方に存在してきたこの聖廟のワクフ財にかんして、以下の点を明らかにすることとなった。シャイフ・サフィー・アッディーンのワクフ財がどれであるか、どのようにワクフとして機能しているか、ワクフ財の用途は何か、ワクフ財の地名はどれであるか、[法的に] ワクフでありかつワクフとして耕作されている土地が人々の占有下にある場合、その名目は何であり、どのような人物の占有下にあり、またどのような証拠に基づいて占有しているか、それらの土地の収益はどれほどか、管財人長 (mutavallī-bāshī) が誰であり、廟従僕は何人いるか、彼らの俸給はどれほどか、聖廟の支出はどうなっているのか。これらを書き、陛下に奏上することとなった。[*Kitābcha-'i Khulāṣa I: 2b*]

この記述から、古くは14世紀にも遡るワクフ財の現状を調査するに際して、どのような点に注目していたのかが読み取れる。ワクフ財の確定、ワクフとして扱われているか否か、ワクフ財の用途、現在の名称の把握、第

22) 訳文にあえて残している通り、サファヴィー朝君主に対して、「神よ彼らの確証を照らし給え」という祈願文を加えており、カージャール朝が先行するサファヴィー朝を尊重する立場を明示している。

三者による占有の根拠、収益の実績という問題が、ワクフ財調査の対象となっている。これに加えて、廟そのものの実情把握（管財人、廟吏の実態、廟の現在の経済状況）も行うことになっていた。合理的かつ現実的な調査内容である。またワクフ財調査全体の概要は、現状説明の第1項に該当し、廟の実情は現状説明第2、3項にあたる。個々のワクフ財調査内容は、要約版写本2の各料紙の余白に簡潔に書き込まれている。要約版写本1に調査結果の書込みがないが、その理由は不明である（調査結果記録用ではなかったのだろうか？）。

・編集方針

序文の記述を字義通りにとるならば、ワクフ財現状調査を実施するにあたって、アルダビールの財務官ヴァキールムルクから指令を受けたミールザー・ハサン・ハーン（再々請負にあたる）が、廟に存在していた不動産目録の体裁を模倣し、それを要約し、2冊の不動産目録を合冊したのである。そしてそこに、調査した情報を加筆したことになる。

この卑小なる者（＝著者）は定められた命令にもとづいて、領内各地のワクフ財 (awqāf-i har mamlakat va vilāyat va baladī) を判別し、証書とワクフ文書の一覧をまとめる内容の、廟帰属で耕作中のワクフ地に関する不動産目録の書 (kitāb-i šariḥ al-milk-i amlāk-i mawqūfa-i mushtamil va dā'ir) を模倣して、ワクフ地 (amlāk-i mawqūfa) とワクフ財がどうなっているか (kam va kayf-i vaqfiyat) を文言・字句の遺漏や変更、改竄なく、そのままのかたちで (bi-'ayni-hā) この要約冊子 (in kitābcha-'i khulāṣa) に記載することとなった。サフィー様自身、またはサフィー様の偉大なるご子孫たちが購入した

土地、およびこの偉大な御方の配下や弟子たちが寄進したり、移転したり、ワクフしたワクフ地であるものがすべて、故シャー・タフマースブ時代の不動産目録に記録されている。また、故アッバース1世時代にサフィー廟自体の財源で、管財人である故シャイフ・シャリーフ・ベグ・ザーヒディーの管財権の下で購入された土地・不動産 (amlāk va raqabāt) [があり、それを記録した] 別の不動産目録が存在する。二冊の不動産目録の要約と内容を、本冊子において2冊を1冊として、登録し記録した。[Kitābcha-'i Khulāṣa I: 3a-3b]

要約版著者は2冊のサフィー廟不動産目録を、それぞれの執筆を命じた君主にちなんで、シャー・タフマースブ時代の不動産目録 (šariḥ al-milk-i 'ahd-i dawlat-i Shāh Ṭahmāsb), シャー・アッバース1世時代のワクフ財不動産目録 (šariḥ al-milk-i mawqūfat-i ayyām-i Shāh 'Abbās) と呼んでいる [Kitābcha-'i Khulāṣa II: 91b]。上の引用を見ると、著者が意図する不動産目録は基本的にアブディー版であり（当然のこととして明記していない）、スーパーハーニー版を「別の不動産目録 (šariḥ al-milk-i 'alā-hidda)」と呼ぶ。あくまで基本はアブディー版だったのである。

注目すべきは、要約版の作成に際して、字句等を変更せずレイアウトをそれぞれの版に倣うことを強調していることである。このことを示す「そのままのかたちで (bi-'ayni-hā)」という語句が、上記箇所のほかにティムールのワクフ文書とスーパーハーニー版部分の冒頭にも繰り返されている²³⁾。前節で取り上げたサフィー廟のワクフ財証明文書 [Asnād-i Milli: 2960-10688] において、該当箇所がアブディー版不動産目録のレイアウトに倣って

23) ティムールのワクフ文書とスーパーハーニー版のそれぞれの冒頭に付された説明に「そのままのかたちで (bi-'ayni-hā) 要約が本冊子に書かれる／まさにその通りに要約一覧を本要約冊子に記述する」とある [Kitābcha-'i Khulāṣa I: 6b, 39b; Kitābcha-'i Khulāṣa II: 12a, 91b]。

表3 「原本」と要約版写本2の表記の違い

	要約版写本2	「原本」	アブディー版写本2, 3
1	Muḥammad Beg b. Ḥasan Beg [16b]	‘Alī Beg b. Ḥasan Beg [18b]	Muḥammad? Beg b. Ḥasan Beg [20b] [20b]
2	Siyādat-panāh Amīr Ma‘šūm Beg [17a]	Siyādat-dastgāh Amīr Ma‘šūm Beg [19a]	Siyādat-panāh Amīr Ma‘šūm Beg [21a] [21a]

要約されて収載されていたことと共通している。サフィー廟の不動産目録はそのレイアウトに重要な意味があり、もともと廟吏ではなかった執筆者ミールザー・ハサン・ハーンも、廟の管理実務における不動産目録の書式を重視する伝統に忠実に従ったのである。

3.3 要約版の底本調査

実地で行われたワクフ調査の記述は別として、要約版の本文はどのように作成されたのか。前述の通り廟不動産目録は5写本が伝存しており、3写本がアブディー版で、2写本がスィパーハーニー版である。5写本はいずれも20世紀前半までサフィー廟に保管されていたものであるため、19世紀要約版の編者であるミールザー・ハサン・ハーンはこれらの写本を利用して要約版を作成した可能性がある。そこで、要約版写本2を不動産目録の伝世写本と校合して、どの写本（またはどの写本の系統）をもとにして作成されたのか可能な範囲で解明してみたい。以下では、19世紀要約版とアブディー版写本3冊、すなわち「原本」（アブディー版写本1/イラン国立博物館写本3718）とアブディー版写本2（国立博物館写本3719）および、アブディー

版写本3（国立図書館写本2734）との校合を中心に行う²⁴⁾。結論から述べると、19世紀要約版はアブディー版写本3に近く、この写本を主に参照して作成されたとみられるものの、必ずしも当該写本のみによ拠して準備されたとは言えない。（未発見のアブディー版写本3系統の別写本利用の可能性は否定できないが²⁵⁾）本文部分はアブディー版写本3に主に依拠しつつ、余白書込みに関しては、アブディー版写本2を参照して、廟の財産情報を網羅しようと努めていたと推察される。

まず、原本と位置付けられるアブディー版写本1をいわば底本として参照していないと推察される点から始めたい。そもそも原本ならばアブディー版写本1は基本的に持出し不可能だったため、利用は難しい。加えてこの写本には、19世紀要約版に含まれるティムールのワクフ文書部分²⁶⁾がない。

次に、個別の表記の異同例と余白の書込みの扱いを見てみたい。アブディー版写本1と要約版写本2の表記が異なる2例を挙げる（表3）。

両方とも、項目名として立項されている人物名である。第1例では、「原本」に書かれている「‘Alī Beg b. Ḥasan Beg」が、要約

24) アブディー版写本3の作成年代としては、同写本最終ページにあたる195bに、ヒジュラ暦1115年ジュマダー・アルウラー月/1703年10月に書写した旨の書込みがあるため、これまで1703年作成という理解が一般的だった（例えばMorton 1974: 33）。他方、この写本の扉1aおよび末葉195bにアッバース1世に属すとみられる印（銘文はBanda-i shāh-i vilāyat ‘Abbās 1012?）が押されており、「1115/1703年書写」という書込みとの整合性が取れず、判断が難しい。アブディー版写本2, 3の作成については、本論集第1部の渡部論文参照のこと。

25) アブディー版写本3は、恐らく「原本」から直接書写されたのではなく、アッバース1世期に書写された別写本からの書写と考えられる。写本扉[1a]に見られる年代の違う書込み（1090, 1097, 1107年）も恐らく同一人物による書写であるため（後代の書写であるため印が押されていない）、未見の写本（アブディー版写本2とも異なる）の存在が窺える。書込み書写の考察には、大塚修氏から助言を得た。

26) ティムールのワクフ文書はアッバース1世の中央アジア遠征（1602, 3年）以降に偽造されたと考えられ、アブディー版写本1すなわち「原本」の完成時（1570年）には存在しなかった。

表 4 余白に書き込まれた購入物件例

	余白に書き込まれた追加のワクフ財	要約版写本 2	「原本」	アブディー版写本 2	アブディー版写本 3	備考
1	イブラーヒームアーバード村	23a	なし	50b-51a	49b-50a	サファヴィー朝以前
2	ユースフ・アンヴァーラー村	20a	なし	34a	34b	1570 年以降の購入
3	アルダビールにある風車	21b	なし	33b	34b	1570 年以降の購入

表 5 本文の典拠としてアブディー版写本 3 を底本としている可能性

		要約版写本 2	アブディー版写本 2	アブディー版写本 3	備考
1	廟建物説明部分：ḥujra-'i bar yasār 項目と ḥujra-'i bar yamin 項目の誤った繰返し	あり [13a]	なし	あり [11b-12a]	
2	表記の異同	qarya-'i Ḥifzābād [25a]	qarya-'i Ḥifzābād [58b]	qarya-'i Ḥifzābād [58a]	「原本」は qarya-'i Ḥifzābād [50b]
3	「バルニーク村 (qarya-'i Parniq)」の項目 (本文)	あり [24a]	項目存在せず	あり [54a]	

版写本 2 では、「Muḥammad Beg b. Ḥasan Beg」と書かれている。第 2 例では、アミール・マアスム・ベグに付される修飾表現が「siyādat-dastgāh」（「原本」）から「siyādat-panāh」（要約版写本 2）に書き換えられている。アブディー版写本 2, 3 と校合すると、既にこの 2 写本作成時点で既に書換えが発生していることが分かる²⁷⁾。

こうした事例から、もしも 19 世紀要約版著者が原本と位置付けられるアブディー版写本 1 を参照できたとしても、その記述を採用していないことから、これ以外の写本を底本として参照して執筆したと考えるのが妥当だろう。

アブディー版写本 1 には見られないが、アブディー版写本 2, 3 の料紙余白には追記されている廟に属するワクフ財の情報が、要約版写本 2 に記載されている (表 4 参照)。本論集第 1 部の渡部論文でも取り上げられているイブラーヒームアーバードのワクフ財に加えて、アブディー版写本 1 が作成された後

(1570 年以降) に購入された物件である。これらは書写の際に「原本」たる写本 1 のレイアウトを保存するために、余白に書き込まれたのである。

次に要約版写本 2 の記述が、アブディー版写本 3 より近いことを説明する。本文の傾向から見ると、アブディー版写本 2 よりもアブディー版写本 3 に近い点が多々見られる。表 5 で具体例を挙げる²⁸⁾。

アブディー版写本 3 と一致しない点も指摘しておきたい。たとえば表 6 にみられるように著者ミールザー・ハサン・ハーンは、単純にアブディー版写本 3 のみを底本にして要約版を作ったのではなく、特に余白書込み部分に関して、アブディー版写本 2 などを参照して、当該要約版を作成したと推察される (アブディー版写本 3 系の別写本がある場合を除く)。

こうした個々の事例から (そもそも別写本が底本である場合は別として)、現在手元にある写本を基準に類推すると、こうした余白書込みについてはアブディー版写本 3 の欠落

27) 第 1 事例については、「Muḥammad Beg b. Ḥasan Beg」と読むことが可能な綴りになっているが、「Ali Beg b. Ḥasan Beg」と読むことも全く不可能ではない。アブディー版写本 2, 3 作成時点で崩れた字形を、19 世紀要約版の著者が前者の読みと認識したと推測できる。

28) 加えて、表 4 で取り上げたイブラーヒームアーバード村の項目は、アブディー版写本 2 では項目名のみは本文に組み込まれている一方で、アブディー版写本 3 では本文に立項されず余白に書かれる。要約版写本 2 においても、アブディー版写本 3 と同様、本文に立項されていない。

表6 余白書込みについて、アブディー版写本2を利用している可能性を示す証拠例

		要約版写本2	アブディー版写本2	アブディー版写本3
1	イスファリース街区にある家屋購入情報	13bの余白にあり	13bの余白にあり	なし
2	ノウディーヒ・ルスターク村項目の書込み 「紙片のなかで知られたことだが、[この村は] ジャージーン [村] に含まれている」	完全 [33b]	完全 [81a]	後半欠落 [81b]

を、アブディー版写本2を参照して補った可能性がある²⁹⁾。

付言すると、アブディー版写本2, 3には類似箇所での落丁がある（前者は1葉、後者は4葉）。アブディー版写本3の落丁は約1葉で、61bのあとに見られる。アブディー版写本2にもほぼ同じ個所で、60bの後続部分4葉程度の落丁がある（落丁については本論集第1部渡部論文参照）。要約版写本2には、2写本の落丁部分に関して欠落はないため [Kitābcha-i Khulāṣa II: 26a], 落丁は19世紀要約版作成（1885–1891年頃）以降に発生したか、この部分を完全に収録するアブディー版写本1を部分的に参照したか、またはアブディー版写本3系統の未発見写本が参照されたかになる。

以上の分析と写本の伝存状態（両写本とも20世紀初頭の段階で廟に保管されていた）を総合的に判断すると、単純に19世紀要約版写本2はアブディー版写本3を底本とした作品とは断言できないものの、アブディー版写本3を本文部分の主要底本としつつ、アブディー版写本2の書込み部分を参照し、情報を補完したと考えるのが現実的な推測とな

ろう³⁰⁾。19世紀版編者は、複数の写本を参照してサフィー廟に属するべき不動産に関する必要な情報を記録することに意を注いでいたことが窺える。なお、スーパーハーニー版部分については、レイアウトの類似点に注目して、19世紀要約版著者はスーパーハーニー版写本1（国立博物館写本3703）を主に利用したと筆者は推定している³¹⁾。

3.4 要約版の機能

この写本は序文においても、「要約版 (kitābcha-i khulāṣa)」と名付けられている通り、もともとの二冊の不動産目録の内容を要約している。具体的にどれほど内容が圧縮されているのか、分量から確認したい。要約版写本2の本書の本文部分は112葉で、そのうち10ページ分空白がある。なお冒頭の欠落が2葉と積算される。これに対してアブディー版不動産目録について、底本とされた可能性が高いアブディー版写本3（ティムールのワクフ文書含む）は195葉程である。（なおアブディー版写本1は約175葉）。またスーパーハーニー版写本で底本の可能性があるスーパーハーニー版写本1は168葉

29) ただし、アブディー版写本2にある余白書込みを網羅しているわけではなく、取捨選択している。

30) アブディー版写本3は読みやすかったため（アラビア文字に点が振られており、字形も明朗）か、単に利用しやすかったなどの理由が考えられるが詳細は不明である。本論集第1部の渡部論文の考察とも関わるが、アブディー版写本2は廟財産管理の実務に活用されたと思われ（アブディー版写本2もメダイオンの装飾が施された立派な装丁を有するが）、後年の購入記録などがより詳細に書き込まれている。したがって、19世紀要約版著者は、本文は読みやすさなどの理由から国立図書館写本を利用しつつ、余白書込みにかんしてはアブディー版写本2を参照したという推測が成り立つ。

31) たとえば、スーパーハーニー版写本1（国立博物館写本3703）は余白に書き込まれている情報（同書作成以降に購入された物件情報など）が、スーパーハーニー版写本2（国立博物館写本4324）では、本文に組み込まれている。この点について要約版写本2は、スーパーハーニー版写本1に倣っている。たとえばブーラーン村は、要約版写本2の99aの余白に書き込まれており、スーパーハーニー版写本1でも同じく余白に書き込まれているのに対して [Sipāhāni I: 77b], スーパーハーニー版写本2では本文に組み込まれている [Sipāhāni II: 59a]。

である。葉数で見るとスーパーハーニー版とアブディー版で大きく異ならないが（たとえばティムールのワクフ文書が含まれないアブディー版写本1とスーパーハーニー版写本1の葉数は同程度）、これはスーパーハーニー版では個々の文書引用が長大で比較的多く紙幅を取っているためである。単純にアブディー版写本3とスーパーハーニー版写本1を合算すると363葉であり、19世紀要約版の3倍以上に上る。記述を大幅に圧縮しているからこそ要約版なのだが、要約版たる具体的な特徴として挙げられる点は以下である。

1. 内容把握が重視され、概略は簡単に記されている。具体的には購入年月、占有物件の四囲、規模、持分、売主の情報が重視される。物件取得の複雑な経緯や入り組んだ権利関係の説明は省略されている。
2. 証拠機能は元の不動産目録に帰される。（元の不動産目録との併用が前提）
3. 暦などの数字表記（元はアラビア文字表記）に際して、視覚効果の高い算用数字が採用される。

19世紀要約版の序文でも明らかにされている通り、同書はサフィー廟のワクフ財現況調査を目的とする、いわば実務利用を重視するゆえに、個々の不動産取得経緯の詳細を記載する必要がないと判断したとみられる。実際に1, 2の点について、著者が意図的にそのように記述していたことを示す文言が、19世紀版の複数箇所を確認できる。まず、アブディー版部分の全体にわたって、もとの不動産目録の詳細な記述を省略する際に「不動産目録の通り (bi-sharḥ-i ṣarīḥ al-milk)」という定型句が頻出する。そうした編集方針をより具体的に明示している部分として2例を提示する。

一例目として、権利が錯綜していたアルダビール地方のアルギル村の項目の末尾に、「ワクフ文書の文面 (ṣurat-i vaqfiya) は長く、それを本冊子に記載することは無意味であ

る。本冊子では、土地の現状と価値およびワクフかどうか (kam va kayf va qadr-i milk va vaqfiyat-i ān) が眼目である」[*Kitābcha-i Khulāṣa II: 23a*] と追記している。同様に、二例目としてアルダビールにあるハサン・パールー村については、「[前略] [ハサン・パールー村は] 3度の経緯でサフィー廟のワクフ財となった。[アブディー版] 不動産目録に記されているワクフ文書の通りなので、ここで記述する必要はない」[*Kitābcha-i Khulāṣa II: 25a*] とある（この物件については、本論集第1部高木論文参照）。

この時のワクフ財調査は、アブディー版、スーパーハーニー版両不動産目録の収録物件が1885–1891年頃にはいかなる状況にあったのかを調査することが目的とされた。換言すれば、現状調査に必要な情報がこの要約版の本文に書き込まれているのである。

こうした編集方針を反映するもう一つの特徴的な事象として、当時のカージャール朝領内になかった地域の扱いである。イラン＝ロシア戦争後のトルコマンチャーイ条約(1828年)で、カージャール朝はアラス川以北のコーカサスへの宗主権・支配権を放棄した。コーカサスなどイランの王朝の支配の及ばない地域について、序文では「外国の地域 (bilād-i khārija)、たとえばコーカサス地方やバグダードなどにあるワクフ財にかんしては、明示する必要がないのは明らかである」[*Kitābcha-i Khulāṣa I: 5a*] と記され、調査の対象にならなかったのである。本文では、コーカサス地域のワクフ財の項目の下には、「ロシア占領下にある」と付記されるにとどまっている[*Kitābcha-i Khulāṣa II: 70b*]。ワクフは永遠であるというイスラーム法的建前に拘泥せず、廟ワクフ調査がカージャール朝支配の支援を得て行われる前提に沿って、実際上有効な範囲に調査を絞る合理的な方針が採用されたと言えよう³²⁾。

32) カージャール朝領内であっても、アルダビール周辺とタブリーズやミシュキーンなどのサフィー廟と結びつきが強いアゼルバイジャン地方以外は、調査がほとんど実施されていないようである。

おわりに

以上、19世紀廟不動産目録要約版という文献が、サファヴィー朝以前にも遡るサフィー廟における不動産目録作成の伝統の文脈で成立したことを明らかにしてきた。サファヴィー朝期そしてカージャール朝期においても、サフィー廟不動産目録が廟の財産管理や、占有者との交渉のさいに証拠として活用されていた長年の実績と有用性があつたゆえ、19世紀後半になって要約版という形態の文献も編纂されることになったのである。また、建前上はアブディー版、スィパーハーニー版と同様に、君主の主導によって編纂が開始された。

複数の写本を利用して成立したとみられる19世紀要約版写本にしても、廟財産の契約や紛争に関わる個別の交渉のなかで作成された文書にしても、もとの廟不動産目録のレイアウトを場合によっては「そのままのかたちで」という文言まで添えて忠実に模倣していたことは無視できない。19世紀要約版は、ワクフ調査のための実務利用を追求する編集方針が反映されており、廟不動産目録が運用上・慣習上獲得していた証拠機能は期待されていなかった。つまり、19世紀要約版と元のアブディー版とスィパーハーニー版不動産目録は、それぞれ実用と証拠機能・詳細な権利獲得過程の把握とに役割が分担されて、廟財産の管理運営および現状調査の実務に利用されていたと考えられるのである。

19世紀要約版に依拠して実施されることになったサフィー廟ワクフ財調査は、合理的な方針に基づき、現実的な取捨選択がなされていた。本稿は、19世紀要約版を従来の不動産目録との関連性・継続性に注目して、伝世写本と関連文書を文献学的に考察してきたため、19世紀に廟のワクフ財がどのような状況にあったのか、誰に占有されていたといった廟ワクフ財の実情を詳しく分析しなかった。これについては稿を改めて詳しく論じたい。

参考文献

●史料●

- '*Abdi I*: 'Abdi Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Īrān, Ms. 3718.
 '*Abdi II*: 'Abdi Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Īrān, Ms. 3719.
 '*Abdi III*: 'Abdi Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna va Asnād-i Milli-i Īrān, Ms. 2734.
Arz-i mawjūdi-i ajnās-i Āstāna: Muḥammad-Ṭāhir, *Arz-i mawjūdi-i ajnās va asbāb va matrūkāt-i Āstāna-'i muqaddasa*. Cambridge, Cambridge University Library, Ms. H. 22: ff. 145b-173b.
 Asnād-i Buq'a: Asnād-i Buq'a-'i Shaykh Ṣafi al-Dīn Ardabili, Mūza-'i Milli-i Īrān.
 Asnād-i Milli: Sāzmān-i Asnād va Kitābkhāna-'i Milli-i Īrān.
Ganjīna-'i Shaykh Ṣafi: Sayyid Yūnisī, *Ganjīna-'i Shaykh Ṣafi*. Tabriz: Kitābkhāna-'i Milli-i Tabriz, 1348Kh/1969.
Kitābcha-'i Khulāṣa I: Mirzā Ḥasan Khān, *Kitābcha-'i Khulāṣa-'i Šariḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna-'i Majlis-i Shūrā-'i Islāmī Ms. 17228.
Kitābcha-'i Khulāṣa II: Mirzā Ḥasan Khān, *Kitābcha-'i Khulāṣa-'i Šariḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna va Asnād-i Milli-i Īrān, Ms. 7866.
Sipāhāni I: Muḥammad Ṭāhir Sipāhāni. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Īrān, Ms. 3703.
Sipāhāni II: Muḥammad Ṭāhir Sipāhāni. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Īrān, Ms. 4324.

研究文献および写本・文書目録

- Āl-i Dā'ūd, 'Alī. 1374Kh/1995. "Nivishta-hā-yi Tārikhī-i 'Abdi Beg Shirāzī." *Tahqiqāt-i Islāmī* 10(1): 121-143.
 Bāmdād, Mahdī. 1347Kh/1968. *Sharḥ-i Hāl-i Rijāl-i Īrān dar Qarn-i 12 va 13 va 14 Hijrī*. Tehran: Zuvvār (reprint).
 Dānishpazhūh, Muḥammad-Taqī (ed.). 1348Kh/1969. *Fihrist-i Mükürüfilm-hā-yi Kitābkhāna-'i Markazī-i Dānishgāh-i Tihirān*. Vol. 1. Tehran: Dānishgāh-i Tihirān.
 Gronke, Monika. 1993. *Derwische im Vorhof der Macht: Sozial- und Wirtschaftsgeschichte Nordwestirans im 13. und 14. Jahrhundert*. Stuttgart: Franz Steiner.
 Luṭfi, Mariyam. 1395Kh/2016. *Buq'a-'i Shaykh Ṣafi al-Dīn Ardabili dar Dawra-'i Šafavīyān: Kārkar-i Siyāsī, Ijtīmā'ī va Mazhabī*. Tehran: Intishārāt-i Manshūr-i Samir.

- Morton, Alexander. 1974. "The Ardabil Shrine in the Reign of Shāh Ṭahmāsp I." *Iran* 12: 31–64.
- Naẓarī, Maḥmūd (ed.). 1391Kh/2012. *Fihrist-i Nuskhā-hā-yi Khaṭṭī-i Kitābkhāna-ʿi Majlis-i Shūrā-yi Islāmī*. Vol. 47/2. Tehran: Kitābkhāna, Mūza va Markaz-i Asnād-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī.
- Rizvi, Kishwar. 2011. *The Safavid Dynastic Shrine: Architecture, Religion and Power in Early Modern Iran*. London: I.B. Tauris.
- Schacht, Joseph. 1982. *An Introduction to Islamic Law*. Oxford: Clarendon press (first edition 1964).
- Shaykh al-Ḥukamāʿī, ʿImād al-Dīn (ed.). 1387Kh/2009. *Fihrist-i Asnād-i Buqʿa-ʿi Shaykh Ṣafī al-Dīn Ardabīlī*. Tehran: Kitābkhāna, Mūza va Markaz-i Asnād-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī.

[付記]

本研究はJSPS 科学研究費 JP19H05032 および JP20K13195 の助成を受けたものです。

カージャール朝期作成のイマーム・レザー廟に関するワクフ関連史料をめぐって

杉山 隆一

Waqf-related Sources on the Imām Rizā Shrine during the Qajarid Period

SUGIYAMA, Ryuichi

Imām Rizā, the eighth Imām of the Twelver Imamate Shiites, died in 818 at present-day Mashhad, northeastern city of the Islamic Republic of Iran. His mausoleum, erected soon after his death, was gradually expanded, mainly by *waqf* endowments, under the patronage of the royal families and ruling elites of various dynasties governing the Iranian region. In particular, due to the shiization of the Iranian region after the Safavid dynasty, founded in the 16th century, this Imamate mausoleum began a full-scale development with many endowments. However, this mausoleum had suffered significant damage because of the Uzbek inversion at the end of the 16th century, Nādir Shāh's confiscation of waqf properties, and the domestic instabilities at Khurāsān district in the first half of the Qajar period. These political disruptions severely destabilized this mausoleum administration. After this disorder, the mausoleum conducted surveys of its waqf properties, revenues, and expenditures, and recorded the results in a manuscript to reestablish the mausoleum's administration. In particular, surveys conducted after the 1850s, when the local rebellion in the Khurāsān area was suppressed, and several manuscripts collecting information indispensable for the mausoleum's operations were compiled.

This paper aims to introduce waqf-related historical sources for the Imām Rizā mausoleum that were compiled in the late Qajar period. The first part surveys the characteristics of the mausoleum's waqf management from the 16th to 19th centuries, focusing on the involvements of dynasties in its management and the importance of *marwqūfāt-i muṭlaqa* (waqf property without conditions on the use of its revenue). The latter part introduces five historical sources on waqf properties compiled after the 1850s. These sources can be divided into two categories: a corpus of transcriptions of waqf documents and a collection of data on the mausoleum's waqf properties and its staff. This section describes the background and main features of its completion.

Keywords: Imām Rizā Mausoleum, Mashhad, management of a Shiite mausoleum, waqf, Qajar dynasty

キーワード: イマーム・レザー廟, マッシュハド, シーア派廟運営, ワクフ, カージャール朝



はじめに

1. レザー廟のワクフ財管理の歴史的特徴
2. カージヤール朝期レザー廟ワクフ関連史料の紹介
 - 2.1 *Kitābcha-'i Mawqūfāt-i Āstān-i Quds*
 - 2.2 *Ṭūmār-i 'Azūd al-Mulk*
 - 2.3 *Vaqfnāma 'hā wa Asnād-i Āstān-i Quds-i*

はじめに

818年に没した12イマーム・シーア派第8代イマーム、レザー‘Ali b. Mūsā al-Riḍā (Imām Rizā)は、その死没地となった現在のイラン・イスラーム共和国北東部のマシュハドにその墓廟が建設された。レザー廟は、被葬者であるレザー自身が12イマーム・シーア派のイマームであったがゆえ、イラン地域におけるレザー崇敬の高揚、シーア派化政策推進の中でその存在の重要性が高まり、現在に至るまで多数のワクフ寄進の受益対象となり、発展を遂げてきた。廟はその過程の中で各王朝の庇護を受けながら多数のワクフ財を集め、病院や孤児院、図書館などの附設施設を備えた複合施設化が進むと共に、現在ではシーア派を国教としたイラン・イスラーム共和国の中で最も重要な聖廟として位置づけられている¹⁾。また、廟の所在地であった当初小村でしかなかった場所も都市化が進められ、現在では都市マシュハドも人口約300万人を抱えるイラン第2の都市となるまでに成長した。

同廟の前近代における歴史研究の動向としては、近世に至るまでの概説提示の段階を経て、近年では現地の研究者によるレザー廟図

Raḥavī

- 2.4 *Asnād wa Vaqfnāma-'i Āstān-i Quds*
- 2.5 *Kitābcha-'i Mawqūfāt-i Āstān-i Quds-i Raḥavī*

2.6 *Firdaws al-Ṭavārikh*

おわりに：史料としての可能性について

書館所蔵の文書を用いた研究が進みつつある。但し、その力点は廟運営のための組織構造や、附設の病院、学校といった複合施設の運営などの解明に置かれており²⁾、ワクフそのものに焦点を当てた研究は多くはない。同廟のワクフに関わる研究の障壁としては、史料の残存状況といった問題もさることながら、同廟のワクフ部門 *Idāra-'i mawqūfāt-i Āstān-i Quds-i Raḥavī* やワクフ慈善機構 *Sāzmān-i Awqāf va Umūr-i Khayriya* の管理下にあるワクフ及びその関連文書に関しては、廟附設の研究機関に属する研究者ですら閲覧許可が下りないことにある³⁾。しかし、19世紀までのワクフおよび関連の文書の一部に関しては文書の写しを多数収録した写本の形態で残されている。また後述するようにスィヤーク体で同廟のワクフ財をはじめとした運営に関わる情報を集めた写本も存在する。現在では少なくとも現地の研究者もワクフ文書に関してはこうした写本史料に依拠して研究を進めている。但し、同廟関連の文書史料を収録した写本史料に関しては、一部についての解題があるに過ぎず、さらには現地の研究者の間でもその所在が把握されていない写本も存在する。

本稿では、まずレザー廟のワクフ財管理の

- 1) 現在レザー廟は最高指導者が1990年に発布した裁決 (mujavviz) に則り、コムのマースーム廟、シーラーズのシャー・チャラグ廟、レイのアブドルアズィーム廟と共にイラン・イスラーム共和国の最高指導者の直接の管理下に置かれており、運営状況に関する一般への開示義務を有さないなどの特権を持つ [Furūzish 1386Kh: 8-10]。
- 2) 近年の現地での研究動向のまとめとして、杉山 [2018a] がある。
- 3) レザー廟に関しては、図書館の文書部門が所蔵する主にサファヴィー朝後期以降の関連文書は閲覧可能である。なお、ワクフ部門が管轄する文書の閲覧が許可されない件については、2019年11月に筆者がレザー廟図書館の研究者に質問した際の解答に基づいている。

歴史的な特徴について、サファヴィー朝期以降のワクフ管財人 (mutavalli)⁴⁾ のワクフに関わる職務とワクフ財のあり方などの点から概観する。その上で、19世紀に作成されたレザー廟のワクフ寄進に関連して作成された写本史料に関して主要なものを紹介し、その特徴や研究の可能性の提示を行いたい。レザー廟のワクフ研究に関して上記のような史料的な制約がある中で、こうした写本史料の紹介と研究への利用の可能性の検討は、今後研究を進めていく上で有益な作業と考える次第である。

1. レザー廟のワクフ財管理の歴史的特徴

現地にて出版されたレザー廟の歴史について網羅的に扱った研究書としては Kāviyāniyān [1354Kh], Mu'tamin [1348Kh], Sayyidi [1375Kh], 'Uṭāridi [1371Kh] などが代表的なものとされる。それぞれに程度の違いはあるが、廟の歴史、建築・複合施設の発展、ワクフ管財人をはじめとした廟のスタッフと組織構造、ワクフ財とその管理方法などに関する説明を含んでいる。同廟のワクフに関する総合的な研究としては Mawlavī [1353Kh] がある。同書は廟が所蔵する文書の網羅的な調査の成果として1979年のイラン・イスラーム革命直前に完成した七巻本の名著で、同廟のワクフに関する詳細な研究と言われるが、革命後に出版計画が頓挫し刊行には至らなかった。そのタイプ打ちの原稿はレザー廟図書館に現在所蔵されているが、利用は容易ではない⁵⁾。

レザー廟の組織は、アルダビールのサ

フィー廟、コムのマアスーム廟といった地域における他の主要な聖廟と同様に、サファヴィー朝期以降はその時々王朝から任命されるワクフ管財人を頂点とした構造を有していた。同廟におけるワクフ管財人職⁶⁾は、サファヴィー朝後期からアフシャール朝末期まではサイイドのレザー家⁷⁾、マルアシー家が占め、カージャール朝期には王家が任命した官僚が就任する形になる。基本的に一名のみが就任される形であったが、サファヴィー朝シャー・タフマースプの支配期には同廟に二種のワクフ管財人職、すなわち慣習のワクフ管財人職 (tawliyat-i sunnatī) と義務のワクフ管財人職 (tawliyat-i wājibī) が配置されていた [Mu'tamin 1348Kh.: 227] [守川 1999: 180] [Sawhāniyān & Naqdi 1397Kh: 20-21]。この点について 'Ālam-ārā に以下のような記述がある。

「慣習の (sunnatī)」という表現は、ソユルガル、そして王家の部門 (sarkār-i khāṣṣa-'i sharīfa) が宴席に必要としている物品、従者たち、教師たち、職務を有する者たち、サイイド関連の部局 (idārāt-i sādāt), 職人と知識人 ('amalan' va fazlan'), 貧者といった部門の消費のために与えるものを指す。なぜなら、天国を住まいとするハーカーン様 (Ḥāzrat-i Khāqān-i jannat-ashiyān) が [それらを] 使用する権利をもっていたがゆえに、それを「慣習の」と名付けたのである。そして、支出が定められているワクフと誓願からの利益 (ḥāṣil-i awqāf⁸⁾ va nuzūrāt) は、ワクフ設定者たちの [定めた] 諸条件

-
- 4) カージャール朝期になるとレザー廟のワクフ管財人には Mutavalli-bāshī の呼称も用いられるようになる [Morikawa & Werner 2017: 8 n.6].
- 5) 筆者はそのうち、ワクフ寄進の年代別リスト等を掲載した第7巻目のみの複写を入手している。
- 6) 同廟における歴代のワクフ管財人に関する研究はいくつか存在するが、最新のものとしては Sawhāniyān & Naqdi [1397Kh].
- 7) マッシュハドを本拠としていたレザー家に関する近現代の歴史研究として、Werner [2021] がある。同研究はサファヴィー朝後期における同家内部でのワクフ管財人の継承についての考察も含む。
- 8) 当該の箇所は校訂本では awqāt となっているが、石版本 [Ālam-ārā 2: 111] に従い awqāf と読む。

に従って (ba mawjib-i shurūṭ-i vāqifayn) 用いられねばならないが、これを「義務の (vājibī)」と称している。[*Ālam-ārā* 1: 149] (文中の括弧は本稿筆者による)。

この記述に基づけば、王家が廟のために定めた支出を扱うのが慣習のワクフ管財人職となり、支出等の諸条件が定められたワクフや誓願の担当が義務のワクフ管財人職となる。同廟にはシャー・タフマースブとその後継となる君主をワクフ管財人に指定したワクフも存在しており [Ṭalā'ī 1397Kh: 137], このワクフも前者の管轄であった可能性も考えられる。ワクフ管財人の職務がこの2つに分離されたのは974/1567年のことであり、その後981/1574年にも双方の任命の事例が確認できる [*Khulāṣat*: 460–461, 561]。上記以外にこの二種のワクフ管財人が任命された記録は知りうる限り見当たらない。

レザー廟ではマアスーメ廟、サフィー廟、レイのアブドルアズィーム廟と同様に旧ワクフ財 (mawqūfāt-i qadim) と新ワクフ財 (mawqūfāt-i jadid) という二種類のワクフが設定されていたと考えられる。アブドルアズィーム廟に関する研究成果に基づけば、前者は16世紀初頭以前に設定されたワクフ設定者が存在するワクフ財、後者は王朝が管理するワクフ財を指す [Kondo 2015: 47–51]。また、本論集第2部第4論文「サファヴィー朝期シャイフ・サフィー廟の管財人とワクフ財」(近藤論文)によればワクフ管財人に関しても、マアスーメ廟、サフィー廟では旧ワクフ財、新ワクフ財それぞれの担当が置かれるという2名体制であり、双方の管理は異なっていた。レザー廟のワクフ関連文書においても、残存しているファルマーン [Mudarrisī Ṭabāṭabā'ī 1356Kh: 155–157] や、廟に与えられたソユルガル (suyūrghāl) に関する旧・新の区別 [Ḥasanābādī 1386Kh]

から、恐らくは上記聖廟と同様に二種のワクフ財が存在していたことが垣間見える [杉山 2020: 145–146]。本論集第2部第4論文(近藤論文)は、行政便覧を手掛かりに王朝が介入し得ない法的なワクフ財には廟のワクフ管財人であっても原則干渉が不可能なため、ワクフ管財人が君主によるワクフを管理する一名のみが置かれていたが、王朝の祖廟であり教団時代からサファヴィー家が管理していたサフィー廟は例外であると指摘する。レザー廟でも先述の通り王家関連の支出と法的ワクフは分かれていたため、上記の通りシャー・タフマースブの治世において一時的には二種のワクフ管財人が任命されていた。その後においても旧・新のワクフ財の区分の存在が僅かながらにだが垣間見えることから、ワクフ管財人は一名のみだったが、双方のワクフの運営が別個に行われることは当然意識されていたと言えるだろう。但し、レザー廟については現在のところ他の関連史料にも、ワクフ財の旧・新の区別については上記の記述以外には見出すことができない。

旧・新のワクフ財の区別が曖昧になっている点については、1588–1598年の間に起きたマールワラーアンナフルのウズベク系王朝シャイバーン朝による都市マシュハドの占領時にレザー廟も略奪され、多くの文書が消失したこと [Iḥtishām Kaviyāniyān 1354Kh: 548] が関連している可能性もあろう。サファヴィー朝前期以前のワクフに関しては、文書が残る最古のワクフとも言われるサファヴィー朝前期931/1525年のアティーク・アリー・ムンシー 'Atīq 'Alī Munshi⁹⁾ など、その謄写版が現在にまで伝えられているものもある。Ṭalā'ī [1397Kh: 137] は同王朝期のレザー廟を受益対象としたワクフのリストを掲載するが、うちシャー・タフマースブ期におけるワクフは9件と多くはない¹⁰⁾。同王朝期以降も、レザー廟はアフシャル朝初代

9) このワクフ文書に関しては翻刻が出版されている [Anjabinizhād 1388Kh: 41–55]

10) Ṭalā'ī [1397Kh] は Mawlavī [1353Kh] などの二次文献も参照しているが、現在可能な限り ↗

君主ナーディル・シャー Nadir Shāh による全土的なワクフ接收をはじめ、カージャール朝期におけるホラーサーン地方でのサーラールの乱 fitna-'i Salār (1847–1850)¹¹⁾ や、1960年代の白色革命の影響を受け何度も運営上の混乱を経験することになる。こうした混乱が廟に所蔵されたワクフ関連史料の残存状況、ならびにワクフ財の管理に大きな影響を与えてきたと推測される。

但し、ワクフ寄進時の文書が消失などによって不明となったが、以後に作成された関連文書の存在によって廟が受益対象であることが確認できるワクフ財については、廟を受益対象とした正当なワクフ財として扱うことが可能になる。その場合は寄進時の文書が失われているためにワクフ財からの収益の用途が特定不能な点が問題となる。こうしたワクフ財は無条件ワクフ財 (mawqūfāt-i muṭlaqa)¹²⁾ と呼ばれ、収益の用途指定がなされているワクフ財 (mawqūfāt-i khāṣṣa) と区別されている [Mu'tamin 1348Kh: 339–340] [Iḥtishām Kaviyāniyān 1354Kh: 548–577]。レザー廟ではサファヴィー朝前期以前のワクフに関してこの無条件ワクフ財に設定されたケースが確認可能である。現在最古のワクフ財として知られるのが、イルハン朝のガザン・ハーン Ghāzān Khān によっ

て 699/1299–1300 年にワクフされたワクフ財であるマシュハド近郊のファルハードジルド Farhādjird なる村落だが、このワクフは寄進時の文書が上述のサファヴィー朝期のウズベク勢力にマシュハド占領時に消失してしまったと伝えられる [Mawlavī 1347Kh: 127]。以後の関連文書に基づいて廟のワクフ財であることの証明は可能だが、受益対象が不明であるためにこの無条件ワクフに設定されている形になっている [Mawlavī 1347Kh: 120]¹³⁾。

また、サファヴィー朝末期からは、ワクフ設定時に当初から廟における受益対象を設定しない寄進の事例も見られるようになり¹⁴⁾、この無条件ワクフ財が時を経るごとに徐々に増えていく。後述する同王朝期 1274/1858 年作成のレザー廟のワクフ調査史料 *Ṭūmār-i 'Azud al-Mulk* ('Azud), および 1285/1869 年作成の *Kitābcha-'i Mawqūfāt-i Āstān-i Quds-i Razāwī* (KM) は、同廟のワクフ財についてのリスト ['Azud MKh: 12–91] [KM: 2a–18b] の中では、ワクフ財につき双方の種別が記載されている¹⁵⁾。こうしたワクフ関連の情報を集めた史料の中に無条件ワクフ財という種別が記されるようになったこと自体、このワクフ財の運営上における重要性の高まりを示すものであろう。Morikawa & Werner

↗ 網羅的にサファヴィー朝期のワクフの情報を集めた研究である。同研究はシャー・アッパースからスルターン・フサインの治世の間のワクフについて 60 件を挙げている。

- 11) 1835 年にホラーサーン知事に就任したアッラーヤール・ハーン Allāhyār Khān Āṣaf al-Dawla は、当時のカージャール朝君主ムハンマド・シャー Muḥammad Shāh が病に伏せていることを好機と捉え、中央に対して対決姿勢を見せる。その後、同地の知事職を継承した息子のハサン・ハーン・サーラール Ḥasan Khān Salār がクルド、トルクメン勢力などを従えて 1847 年に大規模な反乱を起こす。マシュハドならびに周辺のホラーサーンの諸都市が彼の支配下に入ったため、中央からアミール・キャビール Amīr Kabīr により討伐軍が派遣され、反乱は泥沼化し長期化する。レザー廟も彼の軍隊の略奪で多くの損害を被ったと言われる。この反乱は最終的に 1850 年の彼の殺害まで継続する [Sayyidi 1375Kh: 320–329]。
- 12) 本稿筆者は以前この mawqūfāt-i muṭlaqa について「自由ワクフ」と訳出していた (例えば、[杉山 2020] など) が、本文中の訳語がより相応しいと考えたため変更する。
- 13) この村落ファルハードジルドは、'Azud MKh [38–39], 'Azud AR [80] のワクフ財のリストのその名が見える。但し、前者ではこの村落が位置するサルジャーム Sarjām なる地域のワクフ財がすべて「無条件 muṭlaqa」たる説明が冒頭に付されるが、後者には欠落している。
- 14) Ṭalā'ī [1397Kh: 144] は、Mawlavī の研究を典拠として 1131/1718–1719 年のハーッジ・マンズール・サルキヤルダ Ḥāj Manṣūr Sarkarda のワクフがこの無条件ワクフであると指摘している。
- 15) KM は後述するように *Ṭūmār-i 'Azud al-Mulk* と内容が一部重複している。

[2017: 20] はこの無条件ワクフ財について、その収益の用途の決定権がワクフ管財人に委ねられる点で 19 世紀以降非常に重要となっていたと指摘する。後述するがこの無条件ワクフ財からの収益は、主に廟の建物の修繕費、従者ら廟官吏の給金などに充当されており、収益の用途を指定したワクフ文書に記載のない支出を賄っていたと考えられる。

なお、ワクフ管財人に関しては、上述の通り一時的な例外を除き一名のみが任命される形になっていた。但し、サファヴィー朝シャー・スライマーンの治世以降は、ワクフ管財人代理 *Nā'ib al-Tawliya* なる職が新たに設けられる。スライマーンの治世に管財人職に任じられたミールザー・ダーウード・マルアシー *Mirzā Dāvūd Ḥusaynī Mar'ashī* (在任 1108/1696?~1133/1720) は中央の宮廷にて官職に就任していたため、息子を代理としてレザー廟に派遣したことが同職の創設の契機とされる。以降、アフシャール朝末期まではワクフ管財人不在の際にこの代理が任じられていた。カージャール朝期には常に同職が置かれていたわけではないが、任命された場合には廟での実務の多くが代理に委ねられ、従者 (*khādim*) や職員に対する命令の承認、給与の支払い、賃貸に出したワクフ財の監督、財務関連文書の管理、参詣者・貧者への財政支援、賜衣・心づけの下賜¹⁶⁾、宗教儀礼の挙行など多岐に渡っていたとされる [Sūzanchī *Kāshānī* 1399Kh: 593-594]。

2. カージャール朝期レザー廟ワクフ 関連史料の紹介

レザー廟のワクフ関連の写本史料を紹介する先行研究の主要なものとして、*Afshār* [1364Kh: 840], '*Uṭāridī* [1371Kh: 634-645] が挙げられる。後者は多数の史料を挙げているが、その一部は所在が分かっておらず、参照可能な状態にはない¹⁷⁾。

レザー廟のワクフに関する調査は、サファヴィー朝期シャー・アッパースの治世の 1010~1011/1601~1603 年にはすでに行われていたとの指摘があるが、その結果としての史料は現存しない¹⁸⁾。レザー廟関連のワクフ関係の文書や情報を集めた史料のうち、現存している最古のものはアフシャール朝期の 1160/1747 年に作成された *Ṭūmār-i 'Alīshahī* ('*Alīshahī*) である。その後、特にカージャール朝に入ってから末期に至るまで、本稿で紹介するようなワクフならびに廟運営関連の情報を集めた写本史料が作成されていくことになる。こうした写本史料については、2 つに分類可能であると考え。ひとつは同廟を受益対象としたワクフ文書および関連文書の謄写を集めた「集成」、もうひとつは廟の職員やワクフ財 (場合によっては動産も含む) の状況をスィヤーク体で記したものになる。後者の史料群については「卷子 (巻物)」*ṭūmār* の形態を取るものがある。この「卷子」と称する史料のうち、重要性が高いのは先述の *Ṭūmār-i 'Alīshahī* と本稿で扱う *Ṭūmār-i*

16) カージャール朝期のレザー廟からの賜衣の下賜については Werner [2016: 115-134] を参照のこと。同論文では当時のレザー廟による独自の勅令の発給も指摘されている。さらに *Mu'tamin* [1348Kh: 327-330] によれば、廟は職員らにラカブも与えており、王朝の宮廷が保持していたような権限を有していたことになる。なお、アフシャール朝期の同廟の運営組織構造については、当時の王朝の宮廷に極めてよく似ていたことが確認可能である [杉山 2020]。

17) 例えば、'*Uṭāridī* [1371Kh: 642-643] に挙げられている *Kūtābcha-i Mukhtār Beg* は、1282/1865-1866 年にレザー廟の職員であった史料表題にその名がみえる *ムフタル・ベグ Mukhtār Beg* が作成したワクフ財のリストならびに廟の支出についてスィヤーク体でまとめた史料とされる。本史料はマウラウィー氏の所蔵とされるが、筆者が 2019 年に廟図書館の研究者に聞き取りを行ったところ、現在その史料の所在は不明とのことであった。

18) この部分に関しては、イラーヘ・マフブーブ *Ilāha Mahbāb* 氏の研究を典拠にした *Ṭalā'ī* [1397Kh: 138 n.7] に基づいている。

‘*Azud al-Mulk*」である。また上述の KM は「卷子」の形態ではないがスィヤーク体で廟の動産・不動産のワクフ財、職員などの情報を網羅的に集めた史料になる。なお、ワクフ文書の謄写や関連文書を集めた史料のごく簡単な紹介として、先述の Afshār [1364Kh: 840] がある。但し、Afshār が紹介する 6 点の史料には、KM や、1301–1303/1883–1886 年に三巻本で刊行された石版本のマシュハド史 *Maṭla‘ al-Shams* (MS), 1317/1899 年完成の *Āthār al-Raḡaviya* (AR) が含まれており、文書を謄写した「集成」は 3 点となる。

こうしたワクフ文書ならびに関連文書の謄写の「集成」、ならびに主要な「卷子」は、いずれもカージャール朝後期、すなわち 1850~60 年代に集中して作成されている点にある。但し、「集成」に分類可能な *Kitābcha‘-i Mawqūfāt-i Āstān-i Quds* (AQ), *Vaqfnāma-hā va Asnād-i Āstān-i Quds-i Raḡavī* (VM), *Asnād va Vaqfnāma‘-i Āstān-i Quds* (DT) には序文がなく、冒頭からすぐに文書の謄写がはじまり、作成の動機を窺い知ることができない。当時は廟運営上の混乱が続き、ホラーサーン地方を中心に起きた上述のサーラルの反乱によって、レザー廟も略奪を受け大きな損害を受けていた。加えて、ナーセロディーン・シャー Nāṣir al-Din Shāh の治世の初頭には廟のワクフ財が不法占拠されており、そのワクフ財を回復する勅命 (farmān) が発布されている¹⁹⁾。彼の治世初期までに生じていたこうした混乱を

打開し、廟運営を適切に再開するためには、廟に対して寄進されたワクフ財や、廟における受益対象に関してワクフ文書に基づいた情報の把握が必要であったと指摘されている [‘*Azud MKh*: 3–4]²⁰⁾。こうした運営上の混乱が、この時代に集中してワクフ文書ならびに関連文書を集めた「集成」や廟のワクフ財等の情報をまとめた「卷子」が作成された背景になっていると考えられる²¹⁾。

ワクフ文書の謄写の「集成」なる写本史料において注意すべきは、当時廟が管理していたであろうワクフ文書をすべて写した網羅的な史料ではない点である。Mawlavī [1353Kh: 1–11] によれば、サファヴィー朝後期からカージャール朝崩壊時までのワクフ文書は 195 件となっている。しかし、氏の調査に見えるワクフ文書が「集成」には収録されていない点、また氏の調査から漏れているワクフ文書が「集成」の中に収録されている点も考慮しなくてはならない。また、これらの「集成」は、ワクフ文書のみを収録している訳ではなく、勅命、証書 (qabāla) などの写しも収録している場合もあるが、その点数は多くない。ワクフ寄進時の文書のみが多数収録された背景としては、同廟ではワクフ財が非常に多数に上ったため、恐らくはまずワクフ文書を筆写し、ワクフ財の名称と場所、さらに収益利用の条件の指定という基礎的な事項の確認を行うという狙いがあったのではないかと推測される。

以下、上記の Afshār [1364Kh: 840] が取

19) ナーセロディーン・シャーの治世たる 1271/1855 年に、第 3 者に不法占拠されていたホラーサーン以遠のレザー廟のワクフ財たる多くの村落・店舗などに関して、廟のワクフ財への回復を命じる勅命が発布されている [AR: 287–293]。遠隔地に所在する個々のワクフ財にいかなる問題が生じて他者の占有下に入ったかは不明だが、この時点までにワクフ財に関する大きな混乱があったことを推測させる。

20) この箇所は、校訂者による序文である。

21) 石版本として作成された AR のみ、カージャール朝最末期たる 1317/1900 年の作成となっている。この本の作成の経緯に関しても、序文の箇所に「(皇帝が) レザー廟のワクフ財の精査に本腰を入れ、… (中略) … 同廟に所蔵されているワクフ文書の写しについて、その要約を抜き出して印刷するよう命じた」[AR: 3] なる記述が見られる。本文中で取り上げる史料と同様に、廟のワクフ関連の情報収集と状況の把握のために作成されたと言える。なお、AR の著者による作成の意図については [Morikawa & Werner 2017: 14–18] を参照のこと。

り上げているレザー廟のワクフ文書と関連文書の「集成」である写本史料3点 (AQ, VM, DT), ならびにスィヤーク体で書かれた廟のワクフ財等の情報を集めた上記の2点の史料 (*Ṭūmār-i 'Azūd al-Mulk*, KM), およびこれまであまり取り上げられることのなかったマシュハドの都市史料 *Firdaws al-Tāvārikh* (Firdaws) 中に見える同廟のワクフ財関連の章 (第4章) の内容, 合計6点の史料を以下において紹介する。なお, 紹介は史料の成立年代順に行う。なお, すでに詳細な紹介がある AR, また MS は本稿では取り上げない²²⁾。

2.1 *Kitābcha-'i Mawqūfāt-i Āstān-i Quds* : 略号 AQ

本写本はレザー廟図書館において8557番の所蔵番号を持つワクフ文書およびその関連文書の謄写の「集成」である。本稿で利用する「集成」のうち最も作成年代が古く, 1268/1851年の作成であり, 当時のワクフ管財人であったアブドルバーキー・ムナジームパーシー 'Abd al-Bāqī Munajjim Bāshī の命令で, アブドルムウミン・フサイニー 'Abd al-Mu'min al-Ḥusaynī が作成したものである [AQ: 320-321] [*'Azūd MKh*: 3]。美しいナスフ体で書かれているため, 判読は比較的容易である。葉数は158葉だが, 原則として文書と文書の間に見開きの空白の頁が挿入される体裁を採っているため, 収録文書数は58点と多くはない。その中でワクフ文書が54点とほとんどを占め, 残りは証書やフクムとなっている。なお, 各葉においては右側上部にワクフ財の名称などの文書の内容, 左側上部にワクフ対象が非常に簡潔に記入されている。この部分を見ればワクフ財やワク

フ対象を簡単に把握することができ, 便利である。

収録文書の掲載順は, 最初にシャー・アッパースによる1011/1602年の廟の墓地をワクフ財としたワクフ文書が掲載され [AQ: 1-4]²³⁾, 次いで1259/1843年のハッジ・ムッラー・フサイン・ハブシャーニー Ḥāj Mullā Ḥusayn Khabūshānī [AQ: 7-11], その次に1097/1683年のシャー・ヴィルディー・ベク Shāh Virdī Beg によるワクフ [AQ: 13-16] となっている。シャー・アッパースのワクフ文書は他の集成でも冒頭に掲載されており, その重要性は作成当時の人々にも共有されていたと思われるが, このアッパースの文書以外の並びはDTとの間で一貫がない。2番目の文書は本写本に含まれる一番新しいワクフ文書のため, 収録年代の下限を示すために2番目に並べられた可能性も考えられる。アフシャル朝ナーディル・シャーの1145/1762年のワクフ文書も記載がある [AQ: 45-54]。ワクフ文書を時代別に分類するとサファヴィー朝32点, アフシャル朝8点, カージャール朝14点となり, サファヴィー朝のワクフ文書が半分以上を占め, ARと異なっている。AQを扱った先行研究によれば, 多くの書写間違いや, 本来ならあるべき欄外書き込みなどの省略といった問題があると指摘される [Naqdi 1399Kh-a: 299]。

このワクフ文書の集成は収録点数が最も少ない。上述の通り, 作成に当たっては何らかの意図を持って書写する文書を選択したと考えられるが, その意図は記されていない。その他の「集成」も同様である。KM [2a]の序文には, 先人たる君主やワクフ設定者たちがワクフしてきたものを登録するとの文言

22) ARには史料解題としてすでに [Morikawa & Werner 2017: 1-27] が刊行されている。MSは Afshār [1364Kh: 840] ではワクフ文書を含む史料として記載されるが, レザー廟に関しては2巻目の末尾に図書館所蔵の書籍のリストがあり [MS vol. 2: 479-500], その中に当時図書館が有していたワクフ文書のリストを掲載するに過ぎない。

23) 写本の引用頁については, 写本自体に書き込まれた頁に従い記載する。

もある。この時代に作成された「集成」については、サファヴィー朝期の古いワクフの再確認と共に、レザー廟が君主を中心とした王朝の支配層から支えられてきた点を強調する意図があったとも推測される。

2.2 *Ṭūmār-i 'Azūd al-Mulk* : 略号 'Azūd MKh; 'Azūd AR

この史料は、1272/1856年にレザー廟ワクフ管財人に就任したミールザー・ムハンマド・フサイン・アズドルムルク *Mīrzā Muḥammad Ḥusayn 'Azūd al-Mulk* の命によって編纂され、「卷子」の形態で1274/1858年に完成に至ったものである。彼は1268/1851年以降に在ロシア・イラン大使館や年金ワクフ省にてキャリアを積み、その後ナーセロディーン・シャーの治世に2度ワクフ管財人に就任した人物である(1856-1861, 1865-1867)。ワクフ管財人在任中は、以下検討の対象とする *Ṭūmār-i 'Azūd al-Mulk* の編纂の他に、廟での宗教儀礼や慈善のためのワクフや [Anjabinīzhād 1388Kh: 268-274], 建物の修繕や整備事業の推進が伝えられる [Yaḥyāyī 1399Kh: 133-134]。

本史料の作成時期については先に言及した他の「集成」と前後しており、サーラーの乱により混乱した廟運営を立て直すために作成されたと指摘されている [‘Azūd MKh: 3] [Yaḥyāyī 1399Kh: 133-134]。史料作成に当たっては、廟所蔵のワクフ文書ならびに関連する法廷文書、卷子類などを調べ、当時見られたワクフ財への不当な介入、不法利用を止めさせることが狙いであったとされる [‘Azūd MKh: 12] [‘Azūd AR: 70-71]。なお、現在レザー廟図書館に所蔵される現物は長さ9メートル、幅44センチという大部の卷子となっている [Naqḍī 1399Kh-b: 115]。その謄写版は確認可能な限り写本 DT なら

びに AR に挿入される形で存在しており、さらに2種の校訂が存在する [‘Azūd MKh] [‘Azūd AR]。但し、下記で簡単に言及するように ‘Azūd AR には一部のデータの欠落が見られる一方で、原本にあった多数のウラマーによる認証 (sijill) が付されている。

本史料は、レザー廟のワクフ財のデータとその収益、ならびに5グループから構成される廟の聖域たるハラム空間を管理するケシク (kishik) の官吏の氏名に関して詳細なデータを記載している [‘Azūd MKh: 98-119]²⁴⁾。但し、*Ṭūmār-i 'Alishāhī* のようにティムール朝期にシャルフの妃ガウハル・シャード *Gawhar Shād* が廟に隣接する形で創建した自身の名を冠したモスク (ガウハル・シャード・モスク *Masjid-i Gawhar Shād*) に関する情報についての記載はない。謄写における問題としては、‘Azūd MKh と ‘Azūd AR では違いが存在し、後者にはケシクの官吏の氏名に関するデータは掲載されていない。恐らくは後者の編纂時には不要な情報と見なされ、削除されたものと思われる。また、下記で言及する通り、一部の表現が異なるなどのケースも見られる。加えて、本史料は以下で紹介する写本 KM と重複した記述が見られるが、その点については別途説明を行う。

ワクフ財については先述の通り収益の用途が指定されたワクフ財と無条件ワクフ財といった2つの種類が存在するが、この史料では農業物件、商業物件の多くのワクフ財に関して当時における上記の種別が記されている点の特徴であると言える。物件については、ワクフ財に関する説明の中で四囲の説明ならびに「用途指定 (khāṣṣa)」「無条件 (muṭlaqa)」の語が原則として付されており、「用途指定」の場合は、受益対象に関するごく簡単な説明が付される場合もある。また同一のワクフ物件の中で「用途指定」「無

24) 本史料を利用した研究としては、職員の氏名リストを参照してレザー廟職員の中に見えるメッカ巡礼者・アタバート参詣者の割合を記し、巡礼・参詣地の「格」について検討した [守川 2006: 290-294] がある。

条件」の部分が混在している場合にも説明が記されている²⁵⁾。但し、‘Azud AR ではこの説明が脱落しているケースも見られる²⁶⁾。

また、商業施設のワクフ財に関する詳しい情報が記されている [‘Azud MKh: 43-70] [‘Azud AR: 87-110]。記述の形態はワクフ財の種類(店舗以外の隊商宿 khān, ティームチャ tīmcha など)でまとめられている箇所もあれば、特定のワクフ設定者ごと²⁷⁾、またはパーザール単位でまとめられているケースがあり、多様である。こちらも先述の通り「用途指定」「無条件」の区別が記載されている。加えて、市域内の店舗については、土地のみが廟のワクフ財であり、店舗を建設した人物が地代 haqq al-arz を廟に支払う形態の店舗 [‘Azud MKh: 50] が多数存在していたことが窺える。ワクフ財である商業施設のリストには、業種や物件の現況についての記載があり、ワクフ財としてのマシュハド市域内の業種ごとの店舗数などについても知ることが可能である。

2.3 *Vaqfnāma-hā wa Asnād-i Āstān-i Quds-i Razavi* : 略号 VM

本写本は現在レザー廟の管理下にあるテヘランのマレク図書館に1137番の所蔵番号で収蔵されている。作成の年代は1276/1859年であるとされるが、作成者については不明である。ナスフ体ならびにシキヤスタ・タアリーク体で記されている。葉数は137葉、

収録文書は76点であるが、一部分の要約や、部分のみを書写した文書も含む。本史料もワクフ文書ではない文書も一部収録している。なお、収録文書のリストが写本冒頭と前半部の2箇所が付されているが、この部分は恐らく後で付されたもののように見える。写本後部 [VM: 234] 以降になると、書体はかなり崩れたシキヤスタ・タアリーク体になり判読が難しくなり、さらにこの部分の文書はリストには含まれていない。恐らくこの部分も後に追加で書写された部分ではないかと推測される。

本写本においても、冒頭の文書はAQ同様にシャー・アッパースによる1602年のワクフ文書 [VM: 1-4] であり、次いで1259/1843年のアーカー・サイド・サディーク [VM: 5-8]、その次に1097/1683年のシャー・ウィルディー・ベクによるワクフ [VM: 9-12] と続く。その後、ワクフ文書のリストの挿入がある [VM: 16-18]²⁸⁾。収録順で13点目である1210/1796年のムハンマド・ザマーン・フサイニー Muḥammad Zamān Ḥusaynī のワクフ文書 [VM: 58-59] [AQ: 75-77] まではAQと掲載順が同一である。冒頭の3つの文書の後に記される収録文書のリスト [VM: 16-18] だが、これはVM [233] までにおける「無条件」「用途指定」のワクフ文書の掲載葉を示すリストとなっている。さらにリストの末尾には「レザー廟の国外のワクフ財 mawqūfāt-i

25) 例えば、ワクフ財であるミフラーブ・ハーンなる枝村 mazra‘a-i Mihrāb Khān は、1dāng 分が無条件ワクフ財となっている [‘Azud MKh: 15]。同じ箇所では用途指定の箇所について「用途について別途記載」とあるが、AR 記載の謄写には5dāng 分に関してマクタブハーネ maktabkhāna が受益対象であることが記されている [‘Azud AR: 72]

26) 本史料の地域別にワクフ財の説明が進められ、最初はホラーサーン、マシュハドから開始される。その冒頭部のアルダマ地区 bulūk-i Ardama のアーレフィー枝村 mazra‘a-i ‘Arīfi、ガイビー枝村 mazra‘a-i Ghaybī に関しては [‘Azud MKh: 12] には「無条件」である旨記載があるが、AR の校訂の該当部 [‘Azud AR: 71] にはその記載がない。

27) 例えば、‘Azud MKh [43-44] ではこの隊商宿やティームチャなどがまとめて記載されている。後者については、1854年からワクフ管財人を務めたファズルッラー・ワズィール・ニザーム・ヌーリー Faẓlallāh Vazīr-i Nizām Nūrī の大規模ワクフで寄進された店舗 [‘Azud Mkh: 44] などが事例として挙げられる。

28) 本写本には上部に頁番号が記入されているが、このリストの部分には欠落している。文書リストの前の最後の頁番号が15となっているため、この頁番号は本稿筆者が仮に付したものである。

khārīja-i Sarkār-i fayz-āthār」なる項目があり、現在のアフガニスタンにワクフ財が位置する 1078/1667 年のアッパース・クリー・ハーン 'Abbās Qulī Khān²⁹⁾ らのワクフ文書が挙げられている [VM: 203-210]。近代を迎えて国外に所在するワクフ財管理の特殊性を意識せざるを得なくなったことの反映であろう。

収録されているワクフ文書は、サファヴィー朝期 36 点、アフシャール朝期 12 点、カージャール朝期 25 点となり、AQ と同様にサファヴィー朝期の文書が多い。但し、書体が変わる [VM: 234] 以降末尾までは圧倒的にカージャール朝期の文書が多数収録されていると共に、廟所蔵のその他のワクフ文書の簡単な要約も含まれる。AQ とは異なり特に同時代であるカージャール朝期のワクフの情報を多く集めようとした姿勢が窺える。

2.4 *Asnād va Vaqfnāma-i Āstān-i Quds* : 略号 DT

本写本はテヘラン大学中央図書館に 2978 番の所蔵番号で収蔵されている。作成年代は資料中に明記されていないものの、収録文書の中の最も新しい日付のものが *Ṭūmār-i 'Azūd al-Mulk* が作成された 1274/1858 年であるため、それ以降の作成と考えられる。作成者の情報については見当たらない。葉数は 244 葉であり、ナスフ体が用いられている。基本的には AQ、VM 同様にワクフ文書の「集成」であるが、上述の *Ṭūmār-i 'Alīshahī*, *Ṭūmār-i 'Azūd al-Mulk* の謄写 [DT: 49-100, 248-294] を含んでいる点が特徴であろう。その他、証書などの文書の写しも収めている。2 種の「卷子」を含め収録文書数は 100 点上り、文書の「集成」としては収録点数が最

も多い写本となっている。また、先頭から DT [174] くらいまでは下の部分に欠損があり、一部の葉の下部にある欄外書き込みは完全には判読できない。

冒頭は例によって AQ、VM と同様に 1602 年のシャー・アッパースのワクフ文書 [DT: 4-8] からはじまるが、続く文書はシャー・アッパースによる別のワクフである 1023/1614 年の文書 [DT: 8-10]、その後はシャー・タフマースブをワクフ管財人に指定した 957/1550 年のワクフ文書 [DT: 12-31]³⁰⁾、さらにナーディル・シャーのワクフ文書 [DT: 32-44] が続く。先行して作成された「集成」以上に歴史上の諸王朝の君主の廟開発への関与を冒頭にて強調する構成になっていると言える。収録されているワクフ文書は、サファヴィー朝期 34 点、アフシャール朝期 11 点、カージャール朝期 16 点と VM より数は少なく、カージャール朝期の文書はあまり多くはない。他方、本史料は証書等の文書をも多く含んでいるのが一つの特徴である。例えば、DT [163-239] にはサファヴィー朝期のクルド系武将ギャンジ・アリー・ハーン Ganj 'Ali Khān のワクフに関連する文書など、カージャール朝期に作成された多くの証書等が連続して収録されており、同廟のワクフ財の変遷の解明に活用できる可能性もあろう。

2.5 *Kitābcha-i Mawqūfāt-i Āstān-i Quds-i Raḡavī* : 略号 KM

テヘランのイスラーム議会図書館所蔵に所蔵される上記の表題を持つ写本は、ナーセロディーン・シャーの命により、1285/1869 年に当時のワクフ管財人であったムハンマド・マジド・アルムルク・スィー

29) シャー・スライマーン期のマシュハドのベグレルベギ beglerbegi。廟に隣接するアッパース・クリー・ハーン・マドラサの創設者としても知られ、1078/1667 年のワクフは同マドラサを主な受益対象としながら、一部については廟をも受益対象としている [AQ: 297-312] [AR: 272-280]。

30) 本文中にワクフ設定者の名前は示されていないが、Ṭalā'i [1397Kh: 136] に従えば、ワクフ設定者はアブルファトフ・フサイニー Abū al-Faṭḥ Ḥusaynī なる人物である。

ナキー Muḥammad Majd al-Mulk Sīnakī が作成したものである [KM: 1b-2a]。写本の題名は元から付されていたものではなく、写本カタログ作成時に便宜的に付されたものである。本史料作成の意図としては、不動産および様々な貴重品から構成される動産からなるワクフ財についてその一部が遺失してしまったがゆえに、精査の上登記する必要があると述べられている [KM: 2a]。但し、序文には言及が無いが、以下に記す通り廟官吏や複合施設の情報も本史料には含まれる。序文以外はすべてスィヤーク体で記された廟の不動産・動産からなるワクフ財と官吏、複合組織に関する情報を集めたものとなっている。

作成年は序文の中に 1285/1869 年と明記されている [KM: 2a]。しかし、冒頭部に記載される不動産のワクフ財の詳細な情報 [KM: 2a-18b] は、上記の 1858 年作成の *Ṭūmār-i 'Azūd al-Mulk* が伝える不動産のワクフ財の情報と、一部の単語や表現の有無程度の違いを除きほぼ同一である。以降の部分は、他に類を見ない動産のワクフ財の極めて詳細なリスト [KM: 19b-82a] が続く。一例を示せば、宝石 (javāhir), カンテラ (qanādil), 燭台 (sham'dān), 参詣祈願書 (ziyārat-nāma), 時計 (sā'at), 武器 (ālāt va asbāb-i ḥarb), 図書館所蔵の写本リスト, ファルマーンなどをはじめとした文書, 中国製食器 (zarf-i chīnī), ザリーフの覆い (zarīhpūsh)³¹, 絨毯 (qālī) など、当時の廟がワクフ財として有していた多様な物品がリスト化されて並べられている。図書館の写本リスト [KM: 32b-72a] に関しては、コーラン, ハディース, 法学など分野別に収録されており、さらにワクフ文書のリストが不動産たるワクフ財の名称が表題となる形で記載されている。所蔵写本リストは後代に作成された MS [vol.

2 479-500], Firdaws [M: 427-472] にも収録されており、その先鞭をつけたものと言えよう。

さらに廟の運営組織に関して、廟内の高位の官吏, ケシクにて従事している職員の氏名に関する情報を記載している [KM: 91b-99a]。ワクフ管財人についての記載はないが、ケシクの官吏のみを記載していた *Ṭūmār-i 'Azūd al-Mulk* とは異なり、ナーズィル (nāzīr), サドル (ṣadr), 印璽官 (muhrdār) 以下主要な官吏の氏名と職名から始まり、ウラマー, 廟の各所に配置されたコーラン読誦者たち (ḥuffāz), 病院の職員, ケシクの成員 (従者 khādīm・絨毯係 farrāsh・扉番 darbān・靴番 kafshbān, 礼拝の告時人 mu'azzin), 参詣祈願書読み (ziyāratnāma-khān) といった職員の氏名が挙げられている。但し、最後の参詣祈願書読みについては、当時は第 5 ケシクまで存在していたはずだが、第 3 ケシクの人員までしか掲載されておらず、第 4 ケシク以降の参詣祈願書読みおよび他の複合組織の職員のリストはない。また、職員のリストには *Ṭūmār-i 'Alīshāhī* のように俸給に関するデータはなく、加えて実際の廟の組織の運営や必要経費といった情報に関しては記載がない。廟の官吏に関する情報については、前年の 1284/1867 年にホラーサーンを行幸したナーセロディーン・シャーの旅記に挿入されている廟の高官のリスト [*Rūznāma*: 195-197] に見える職員の情報を補完する形でさらに正確を期したものとなっており、この行幸時に得た情報に基づいて作成されたと推測される。

本史料は、他の史料には見られないカージャール朝期の同廟の動産のワクフ財、ならびに職員に関する網羅的な情報を提供してくれる点でその価値は高いと言える。但し、ワ

31) 墓廟では多くの場合、棺の周囲に木製もしくは金属製のザリーフ (zarīh, 格子) が置かれるが、時にそのザリーフを覆うために絹などで織られ、コーランの章句などを入れた織物が被せられることがある。このザリーフを覆う織物を「ザリーフの覆い zarīhpūsh」と呼ぶ [Muḥsinī 1399Kh: 91-95]。

クフ財については、少なくとも不動産に関しては *Ṭūmār-i 'Azūd al-Mulk* とほぼ同一の内容であり、動産のデータや廟の組織や人員に関する記載については、本史料が作成された1869年以前に収集された情報をも含んでいる。ゆえに調査年代の異なったデータが混在した史料であると考えられ、この点には注意が必要であろう。

2.6 *Firdaws al-Ṭawārikh* : 略号 *Firdaws*

1301/1883年に完成した上記の史料は、レザー廟が建設されて以降の同廟とマシュハドの都市史、およびウラマー列伝、イマーム・レザーが著したとされる医学書 *Ṭibb al-Riḍā* のペルシア語による注釈、レザー廟のワクフ財リストを収録したマシュハドとレザー廟の総合的叙述史料になる。著者のナウルーズ・アリー・ファーズィル・バスターミー *Nawrūz 'Alī Fāzil Bastāmī* は、1227/1812年にバスターム *Bastām* に生まれ、幼い頃にマシュハドに移住し、当地の著名な宗教学院であるナッワーブ・マドラサ *Madrasa-i Navvāb* で学問の研鑽を積み、教鞭をも取った人物である。存命中にはアタバート参詣、メッカ巡礼も果たし、多くの著作を残した学識高いウラマーとして知られる³²⁾。都市史の部分は執筆時のマシュハドに関する歴史認識を表すものとして有用な史料であると同時に、カージャール朝期の部分については同時代史料としても有用である。カージャール朝期のワクフ管財人のうち、著名な人物に関する列伝も含んでいる。

この史料の第4章 [*Firdaws M*: 411-444]³³⁾ が「レザー廟での(収益の)使用に関して、諸王、諸大臣、臣下、被造物が定め、現在は導きの礎たるあの集い(=レザー廟)の職

員たちの専有下にある現行のワクフ財とサダカに関する記述 (*dar bayān-i mawqūfāt-i va ṣadaqāt-i jāriya ki dar maṣārif-i rawza-i Raḏaviya, salātin va vuzarā' va 'amma-i ri'āyā va barāyā qarār farmūda-and va ḥāl dar taṣarruf-i kārguzārān-i ān maḥfil-i hidāyat-bunyān mi-bāshad*)」との表題を附せられ、当時のレザー廟のワクフ財の情報を提供している。本章が著された動機については、本書完成時の1883年において、著者がすべてのワクフ財に関する情報を有していないがゆえに、ワクフ財についての情報に関し、長年廟に関する大小の諸事の運営に尽力してきたムハンマド・シャフィー・カズウィーニー *Muḥammad Shafī' Qazvīnī*³⁴⁾ に問い合わせ、彼の返答に基づいて急ぎワクフに関する情報を挿入した [*Firdaws M*: 413-414]、とある。ゆえに、まずこの人物からの返答の文面が冒頭に記載され、その後ワクフ財のリストが続く形になっている。本史料のこのワクフ財に関する記述の箇所も、他の史料と同様に正しい運営のための情報提供に主眼が置かれて作成されたものと考えられる。

ワクフ財の情報を記す第4章のリスト部分の構成は、用途指定のワクフ財、無条件ワクフ財、諸都市におけるレザー廟のワクフ財の土地 (*amlāk-i mawqūfa-i Āstān-i Quds dar bilād*)、イラク(イラーケ・アジャム)の諸土地のワクフ財 (*mawqūfāt-i ṣafahāt-i 'Erāq*)、[本書]著者のワクフ財 (*mawqūfāt-i mu'allif*) と続き、最後に図書館所蔵の動産としてのワクフ財である書籍のリストとなっている。不動産のワクフ財の情報については、用途指定のワクフ財に関しては、原則として物件の名称と共にワクフ設定者の氏名が付される形でリスト化されている。但し、ワクフの年代に

32) 彼の詳細な経歴に関しては、*Darvishānī* [1393Kh] を参照のこと。その他の著名な著作としてはレザー廟参詣指南書である *Tuḥfat al-Raḏaviya* などが挙げられる。

33) 校訂本は他に [*Firdaws A*] も存在するが、本稿では [*Firdaws M*] を参照する。

34) この人物はハラムにて扉番を務めていた人物であり、当時のワクフ管財人アブドルワッハーブ・ハーン・アーサフアッダウラ *'Abd al-Vahhāb Khān Aṣaf al-Dawla* の命でワクフ関連史料を作成した経験を持つ人物である [*Ṭalā'i* 1397Kh: 132]。

については記載がない。ワクフ財の配列も地域ごとではなく、各王朝の君主がワクフ設定者となったワクフからはじまり³⁵⁾、その後の配列にも規則性は見いだせないため、参照する側としては分かりにくい。また、収益の用途についてはその概略のみが記してある。

無条件ワクフ財については [Firdaws M: 423-424] に記載があるが、同ワクフ財からの収益の用途に関する言及があり、主にこのワクフ財からの収益は、廟の建物の修繕³⁶⁾、従者たちや他の廟官吏の給金 (mavājib-i khuddām va sāyir-i mansūbayn-i Āstāna-i muqaddasa)、廟の装飾などに関し、ワクフ管財人の判断で使用されると述べられている。この無条件ワクフ財の収益は、個々のワクフ文書において収益の使途として指定されていないが、廟運営に不可欠な人材の人件費などの費用をある程度賄っていたとの指摘もある [Werner 2009: 184]。物件自体については、最初の数件を除き付随する説明がなく、バグ (bāgh)、カナート (qanāt)、臼 (ṭāhūna)、ハンマーム (ḥammām)、枝村につきそれぞれの名称が並べられているに過ぎない。

続く諸都市におけるレザー廟のワクフ財、イラクの諸土地のワクフ財については [Firdaws M: 424-425]、分量が多くはない。前者についてはイランのニーシャープール Nishāpūr、トルバテ・ジャーム Turbat-i Jām、トルシズ Turshīz などマシュハド近郊の都市のワクフ財が並べられているに過ぎない。また後者についてもテヘラン、セムナン Simnān、カズウィーン、イスファハー

ン、マーザンダラーン、アスタラーバード Astarābād 所在のワクフ財が挙げられているのみである。全体として情報量が少なく、不十分な情報に留まっていると言えよう。

続けて、著者によるワクフに関する情報が校訂本で2頁に渡って記される [Firdaws M: 425-427]。ワクフ財としてのマシュハドのバーザール内の店舗の業種と、収益の使途の利用法 (廟の門の所で散布する薔薇水、コーラン朗誦者への給金、ワクフ管財人 ḥāqq al-tawliya、ワクフ財の維持管理費)、ワクフ管財人職の継承法などが記載される。5軒の店舗の一部をワクフ財とする形になっており、寄進の規模としては大きいとは言いがたい。著者自身のワクフに大きな紙幅を割いて詳述した点については、自らの事績を強調する意図があったがゆえのことであろう。

最後に図書館所蔵のワクフ財としての写本のリストとなる [Firdaws M: 427-442]。同様の書籍のリストは、上述の KM, MS にも掲載されており、Firdaws の著者による新たな試みとは言えない。上記二つの史料には多くの場合において書名とワクフ設定者の名称も含む形になっている。他方、Firdaws のリストに関しては書名と冊数のみが記載されるに過ぎず、上記二つの史料と比して情報が少ない。

おわりに：史料としての可能性について

以上、レザー廟のワクフ財管理の歴史的な特徴とともに、カージャール朝期に作成されたワクフ関連史料6点の内容を概観してきた。

35) リストの冒頭に挙げられている君主がワクフ設定者である事例の箇所では、冒頭はこれまでと異なりナーセロディーン・シャーによる参詣者への食事の提供が記載されるが、ワクフ財の記載はない。次いでサファヴィー朝期のシャー・アッバース、タフマースプ2世、アフシャル朝期のアーディル・シャー 'Ādil Shāh ('Alī Shāh) が並ぶ。続けて、カージャール朝ムハンマド・シャーの息子でレザー廟ワクフ管財人に三度就任したムハンマド・タキー・ミールザー・ルクンアッダウラ Muḥammad Taqī Mirzā Rukn al-Dawla (1901年没)、前述のサファヴィー朝のアリー・アティーク・ムンシーが続き、その他のワクフ設定者の行ったワクフが並べられていく形になっている。

36) 先行研究における文書史料の考察においても、廟建物の修繕には無条件ワクフ財からの収益が充当されていたとの指摘がある [Nazarkarda 1395Kh: 24]。

最後に本稿で取り上げた史料の今後の研究への活用の可能性について、主要な点を簡単に指摘しておきたい。

まず、これらの史料は、過去にも言及したがワクフ財の変遷に関する研究を行う上で不可欠な史料となりうる〔杉山 2018b: 78-79〕。ワクフされた不動産がその後如何なる変化を被っていくかについては、まだまだ研究の蓄積が多くない³⁷⁾。廟の運営本部やワクフ慈善機構所蔵の文書に関しては現状参照が困難であるが、廟図書館所蔵の文書は現在では一般にも利用が可能である。廟のワクフ財の変化を見ていく上で必要な証書、フクムなどが一部に存在しており、上記に見えるワクフ文書と共に活用することで、特定の廟のワクフ財の変容に関する事例研究が可能ではないかと考える。

次に、同廟の運営に関する点としては、*Ṭūmār-i 'Azūd al-Mulk*, KMなどを元に無条件ワクフ財、用途指定ワクフ財双方を精査することで、同廟における収入のあり方、収益の利用法などの特徴の提示が可能ではないかと考える。双方のワクフ財がどの程度の収益を廟に提供していたか、などの考察が可能であろう。また、無条件ワクフ財については Firdaws M [423-424] に人件費や修繕費などに利用されていると指摘されているが、具体的に考察した先行研究はない。例えば、病院や孤児院など同廟附設の施設の運営における無条件ワクフ財の収益の利用などを調べれば、廟運営上の特徴も垣間見えてくるように思われる。

また、カージャール朝後期のマシュハドの都市の発展に関する史料としても活用可能であろう。上述の通り *Ṭūmār-i 'Azūd al-Mulk*, KM にはマシュハド市内のワクフ財としての商業施設の詳細なリストが付されている。同リストを用いて、マシュハドの商業施設の分布や種別などの考察に基づく当時の都市域

における商業施設のあり方や、ワクフを通じた廟と都市の商業施設の発展の相関関係などが検討可能となろう。廟図書館に所蔵される関連文書やマシュハドの古地図などを活用すれば、当時の都市の商業施設とその特徴、廟との関連について多くの知見が得られるであろう。動産のリストについても、例えば所蔵写本などは図書館の歴史の研究、さらに廟所蔵の美術的価値を持つ絨毯などの来歴の調査といった点などにも活用が可能ではないかと考えられる。

本稿で挙げた史料は、いずれも前近代の廟運営研究には不可欠な史料であり、廟所蔵の文書や年代記、その他多様な史料と組み合わせることで、多くの成果が期待できる史料であると言いうことができよう。その上で、イラン地域を中心とした他の聖廟との比較を行うことで、レザー廟運営の普遍性と特徴を浮き彫りにすることが可能になろう。

参考文献

●史料●

- AQ: *Kūtābcha- 'i Marwqūfāt-i Āstān-i Quds-i Razāvī. Kitābkhāna- 'i Āstān-i Quds-i Razāvī*, Ms. 8557.
- '*Ālam-ārā* 1: Iskandar Beg Munshī. *Tārikh-i 'Ālam-ārā-yi 'Abbāsī*. Ed. Īraj Afshār. Tehran: Amīr-i Kabīr. 3rd Ed. 1382Kh.
- '*Ālam-ārā* 2: Iskandar Beg Munshī. *Tārikh-i 'Ālam-ārā-yi 'Abbāsī*. chāp-i sangī. 1319AH.
- 'Alishahī: *Ṭūmār-i 'Alishahī*, in Morikawa & Werner 2017: 8-59.
- AR: Hamadānī, Ismā'il Khān. *Āthār al-Razāvīya*, in Morikawa & Werner 2017: 1-311.
- 'Azud MKh: *Ṭūmār-i 'Azūd al-Mulk*. Ed. Markaz-i Khurāsān-shināsī-i Āstān-i Quds-i Razāvī. Unpublished. 1379Kh.
- 'Azud AR: *Ṭūmār-i 'Azūd al-Mulk*, in Morikawa & Werner 2017: 60-126.
- DT: *Vaqfnāma- 'i Āstān-i Quds-i Razāvī*. Kitābkhāna- 'i Markazī-i Dānishgāh-i Tih-rān, Ms. 2987.
- Khulāṣat*: Qummī, Qāzī Aḥmad. *Khulāṣat al-Tavārikh*. vol. 1. Ed. Iḥsān Ishrāqī. Tehran: Mu'assasa- 'i Intishārāt va Chāp-i

37) 邦文では近藤 [2007] の研究がある。

- Dānishgāh-i Tihirān. 1359Kh.
- KM: *Kitābcha-'i Mawqūfāt-i Āstān-i Quds-i Raḡavī*. Kitābkhāna-'i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī, Ms. 777.
- Firdaws A: Fāzil Bastāmī, Nawrūz 'Alī. *Firdaws al-Tāvārikh*. Eds. Sayyid Ḥamid Sayyidi et al. Mashhad: Bunyād-i Pazhūhish-hā-yi Islāmī. 1393Kh.
- Firdaws M: Fāzil Bastāmī, Nawrūz 'Alī. *Firdaws al-Tāvārikh*. Ed. 'Alī Rizā Akramī. Tehran: Kitābkhāna, Mūza va Markaz-i Asnād-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī. 1390Kh.
- MS: I 'timād al-Dawla, Muḥammad Ḥasan Khān. *Maṭla' al-Shams*. 3vols. Tehran: chāp-i sangī. 1301-1303AH.
- Rūznāma: 'Alī Naqī Ḥakīm al-Mamālīk. *Rūznāma-'i Safar-i Khurāsān*. Tehran: Intishārāt-i Farhang-i Irān-Zamīn, 2536sh.
- VM: *Vaqfnāma-hā wa Asnād-i Āstān-i Quds-i Raḡavī*, Kitābkhāna-'i Millī-Malik, Ms. 1137.
- 研究文献●
- Afshār, Īraj, et al. 1364Kh. *Fihrist-i Nuskhā-hā-yi Khattī-i Kitābkhāna-'i Millī-i Malik*. Vol. 4. Tehran: Kitābkhāna-'i Millī-i Malik.
- Anjabīnizhād, Rizā, et al. 1388Kh. *Bist Vaqfnāma-'i Khurāsān*. Mashhad: Bunyād-i Pazhūhish-hā-yi Islāmī.
- Furūzish, Rūhallāh. 1386Kh. *Majmū'a-'i Qawānīn wa Muqarrarāt-i Awwāf*. Tehran: Khursandī.
- Ḥasanābādī, Abū al-Ḥasan. 1386Kh. "Nigāhī ba Asnād-i Sūrghāl dar dawra-'i Safaviya." *Ganjīna-'i Asnād* 67: 61–77.
- Iḥtishām Kaviyāniyān, Muḥammad. 1354Kh: *Shams al-Shumūs*. Mashhad: Āstān-i Quds.
- Kondo, Nobuaki. 2015. "The Shah 'Abd al-'Azim Shrine and its *Vaqf* under the Safavids." *Mapping Safavid Iran* (Nobuaki Kondo ed.), 41–65, Tokyo: Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa.
- Mawlavī, 'Abd al-Ḥamid. 1347Kh. "Farhād-gird." *Nāma-'i Āstān-i Quds*. 33–34: 120–130.
- Mawlavī, 'Abd al-Ḥamid. 1353Kh. *Pishnivīs-i Fihrist-i Mawqūfāt-i Āstān-i Quds-i Raḡavī*. Vol. 7. Kitābkhāna-'i Āstāna-'i Quds-i Raḡavī. No. 58509 [Unpublished].
- Morikawa Tomoko and Christoph Werner. 2017. *Vestiges of the Razavi Shrine: Āthār al-Raḡaviyya: A Catalogue of Endowments and Deeds to the Shrine of Imam Rīza in Mashhad*. Tokyo: The Toyo Bunko.
- Mudarrisī Ṭabāṭabā'ī, Ḥusayn. 1356Kh. "Dah Farmān Marbūṭ ba Mashhad va Āstān-i Quds-i Raḡavī." *Nāma-'i Āstān-i Quds* 38: 155–157.
- Mu'tamin, 'Alī. 1348Kh. *Rāhnāmā ya Tārikh va Tawṣīf-i darbāra-'i Vilāyatmadār-i Raḡavī*. Mashhad: Āstāna-'i Quds-i Raḡavī.
- Muḥsinī, Zahrā. 1399Kh. "Zarīhpūsh-hā," *Dā'irat al-Ma'ārif-i Āstān-i Quds-i Raḡavī* (Gurūh-i Dā'irat al-Ma'ārif, Bunyād-i Pazhūhish-hā-'i Islāmī, ed.), Vol. 2. 91–95, Mashhad: Bunyād-i Pazhūhish-hā-yi Islāmī.
- Naqdī, Rizā. 1399Kh-a. "Kitabcha-'i Mawqūfāt-i Āstān-i Quds-i Raḡavī." *Dā'irat al-Ma'ārif-i Āstān-i Quds-i Raḡavī*, Vol. 2. 299, Mashhad: Bunyād-i Pazhūhish-hā-yi Islāmī.
- Naqdī, Rizā. 1399Kh-b. "Ṭūmār-i 'Alī Shāhī." *Dā'irat al-Ma'ārif-i Āstān-i Quds-i Raḡavī*. Vol. 2. 114–115.
- Nazarkarda, A'zam. 1395Kh. *Guzīda-'i Asnād-i Mi'mārī va Ta'mīrat-i Haram va Amākin-i Mutabarraka-'i Raḡavī*. Mashhad: Sāzmān-i Kitābkhāna-hā, Mūza-hā va Markaz-i Asnād-i Āstāna-'i Quds-i Raḡavī.
- Sayyidi, Miḥdī. 1375Kh. *Tārikh-i Shahr-i Mashhad*. Tehran: Jāmī.
- Sawhāniyān Ḥaqīqī, Muḥammad and Rizā Naqdī. 1397Kh. *Mutavalliyān va Nā'ib al-Tawliya-hā-yi Āstān-i Quds-i Raḡavī*. Mashhad: Bunyād-i Pazhūhish-hā-yi Islāmī.
- Sūzanchī Kāshānī, 'Alī. 1399Kh. "Nā'ib al-Tawliya." *Dā'irat al-Ma'ārif-i Āstān-i Quds-i Raḡavī*. Vol. 2. 593–595.
- Ṭalā'ī, Zahrā. 1397Kh. "Siyāsāt-i Mazhabī-i Ṣafaviyān va Piyāmand-i ān bar Tawsi'a-'i Mawqūfāt-i Imām Rizā." *Faṣlnāma-'i Pazhūhish-hā-yi Tārikhī* 37: 129–157.
- 'Utāridī, 'Azīzallāh. 1371Kh. *Tārikh-i Āstān-i Quds-i Raḡavī*. 2vols. Tehran: 'Utārid.
- Yahyāyī, 'Alī. 1399Kh. "Azud al-Mulk, Qazvīnī, Muḥammad Ḥusayn." *Dā'irat al-Ma'ārif-i Āstān-i Quds-i Raḡavī*. Vol. 2. 133–135.
- Werner, Christoph. 2009. "Soziale Aspekte von Stiftungen zugunsten des Schreins von Imām Rizā in Mašhad, 1527–1897." *Islamische Stiftungen zwischen juristischer Norm und sozialer Praxis* (Astrid Meier, et al. eds.), 167–189, Berlin: Akademie Verlag.
- Werner, Christoph. 2016. *Vaqf en Iran: Aspects Culturels, Religieux et Sociaux*. Leuven: Peeters Press.
- Werne, Christoph. 2021. "The Raḡavī Sayyids of Mashhad: Families within a Family," *Families, Authority, and the Transmission of Knowledge in the Early Modern Middle East* (Christoph Werner, et al. eds.), 239–267, Turnhout: Brepols.
- 近藤信彰 2007 「ワクフと私的所有権—チャハールダフ・マアスームのワクフをめぐる」

- 『アジア経済』48-6: 9-28.
- 杉山隆一 2018a 「イマーム・レザー廟研究部門の出版物をめぐって一同廟の歴史に関する研究書の紹介」『イスラーム地域研究ジャーナル』10: 97-107.
- 杉山隆一 2018b 「書評と紹介：MORIKAWA Tomoko and Christoph WERNER (eds.), *Vestiges of the Razavi Shrine -Athar al-Razaviya: a Catalogue of Endowments and Deeds to the Shrine of Imam Riza in Mashhad*, Tokyo: The Toyo Bunko, 2017.」『イスラーム世界』90: 71-79.
- 杉山隆一 2020 「アフシャール朝期のイマーム・レザー廟—『アリー・シャーの巻物』から見る18世紀イランにおけるイマーム廟の組織と運営（I）—」『東洋文化研究所紀要』177: 139-178.
- 守川知子 1997 「サファヴィー朝支配下の聖地マシュハド：一六世紀イランにおけるシーア派聖地の変容」『史林』80(2): 167-207.
- 守川知子 2006 『シーア派聖地参詣の研究』京都大学学術出版会.

第2部

教団の聖地から王朝の祖廟へ 歴史の中のサフィー廟

『ティムールのワクフ文書』再考

杉山 雅樹

Re-examination of *The Waqf Deeds of Timūr*

SUGIYAMA, Masaki

In the Safavid chronicles written after the seventeenth century, there are anecdotes on the discovery of *The waqf deeds of Timūr* of 1602–3 that recorded Timūr’s endowment for Khvāja ‘Alī, the leader of Safavid Sufi order. Horst, who analyzed one of the copies of this document in 1958, pointed out that the original document of *The waqf deeds of Timūr* was fake and produced during the reign of ‘Abbās I. However, his research has two loopholes: (I) He overlooked more obvious evidence indicating that this document was fabricated, and (II) did not examine the reason for its production. The purpose of this paper is to address these issues and to present a more accurate revised text of this document in an appendix.

First, we analyzed mistakes in *The waqf deeds of Timūr* that Horst overlooked; for example, in the title for Timūr, the name of his father, and the royal seal borne at the top of legal documents. Additionally, certain expressions are inconsistent with the definition of waqf in Islamic jurisprudence. These results lead to the conclusion that this document must have been fabricated in the post-Timurid era.

Next, we investigated the reason for the fabrication by researching the political situation during the reign of ‘Abbās I. Findings indicated that ‘Abbās I would have wanted to connect himself to Timūr in order to improve his position as the “perfect master,” thereby legitimating his rule. On these grounds, we conclude that this document was produced around the court of ‘Abbās I to enhance the status of Safavid royal line by forging evidence of a relationship between Timūr and their ancestors.

- | | |
|----------------------|--------------------|
| はじめに | 3.1 ティムールの名前と称号 |
| 1. 文書の構成と来歴 | 3.2 売買文書の形式と内容 |
| 2. ティムールとサファヴィー教団 | 3.3 ワクフ文書の形式と内容 |
| 2.1 ホルストが利用した史料からの情報 | 4. 文書偽造の背景 |
| 2.2 新たな史料からの情報 | おわりに |
| 3. 『ティムールのワクフ文書』の問題点 | 付録：『ティムールのワクフ文書』校訂 |

Keywords: The Waqf Deed, Timūr, Safavid Sufi order, Khvāja ‘Alī, ‘Abbās I

キーワード: ワクフ文書, ティムール, サファヴィー教団, ホージャ・アリー, アッバース1世



はじめに

現存するアブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録写本のうち、二つの写本（‘*Abdī II* = 17世紀後半作成，‘*Abdī III* = 18世紀初頭作成¹⁾）には、『吉兆なる合の主，ティムール・キュレグンのワクフ文書 *Vaqfnāmcha-i Šāhib-qirān-i Amīr Tīmūr Gūrakān*』というタイトルを持つ文書の写しが収録されている（以下 *Vaqfnāmcha*）²⁾。タイトルにある通り，この写しには，ティムール（在位 1370～1405）がサファヴィー教団の第3代教団長ホージャ・アリー³⁾（1428没）に対して行ったワクフ設定の文書が収められている。

ところで，上記の *Vaqfnāmcha* と全く同じ構成と，一部例外を除いてほぼ同じ記述内容を有しながら，異なるタイトルを持つ文書の写しが別に存在する。それが，『ティムールの認証付き文書 *Šukūk va Sijillāt-i Tīmūrī*』というタイトルで知られる文書の写しである（以下 *Šukūk*）。*Šukūk* は計三点の写本が現存し，それぞれアースターネ・ゴドセ・レザヴィー図書館（*Šukūk I*）⁴⁾，テヘラン大学

附属中央図書館（*Šukūk II*），マレク図書館（*Šukūk III*）に所蔵されている⁵⁾。

この *Vaqfnāmcha* と *Šukūk* との関係については記録が一切残されておらず，詳細は明らかではない。しかし，両者を比較してみると，いくつかの相違があることに気付く。例えば，*Vaqfnāmcha* では，二写本ともに，明らかに数行写し忘れたと思わしき箇所があり，その部分はそのままでは意味をなさない〔*Abdī II*: 386〕。それに対して，*Šukūk* の該当する箇所では数行多く書かれていて，文章としても成り立っていることが確認できる〔*Šukūk I*: 4b〕。さらに，*Vaqfnāmcha* と *Šukūk* の冒頭部分にはいずれも「文書の来歴」が書かれているが，後者は前者のおよそ七倍の分量があり，より詳細に説明されている。もちろん，これだけをもって両者の参照関係を証明することはできないが，少なくとも *Šukūk* の方が *Vaqfnāmcha* よりも正確に元の文書の内容が反映されていると考えて間違いないだろう。なお，本稿では煩雑なることを避けるため，今後は必要な場合を除いて基本的に *Vaqfnāmcha* と *Šukūk* を区別せず，共に『ティ

- 1) ‘*Abdī II* と ‘*Abdī III* を比較した結果，前者の方がより正確に書写されていることが明らかである。そのため，本稿ではアブディー・ベグ版に収録された *Vaqfnāmcha* の参照箇所を示す場合，基本的に ‘*Abdī II* のみを挙げる。
- 2) その他，19世紀に編纂されたサフィー廟不動産目録要約版の二写本（*Kitābcha-i Khulāsa I*，*Kitābcha-i Khulāsa II*）にも収録されている。アブディー・ベグ版の二写本に収録された写しと，この19世紀版の二写本に収録されたものとを比較すると，19世紀版の一つ *Kitābcha-i Khulāsa I* ではI「文書発見後に付け加えられた序文」（本文書の構成については第1章で述べる）が省略されている以外は，全体的な構成と内容はほぼ同じである。そのため，本稿では今後 *Vaqfnāmcha* に言及する際，作品の編纂時期という点でも，写本の成立年代という点でもより古い，アブディー・ベグ版に収録されているものを参照する。なお，19世紀版の不動産目録要約版の詳細については，本論集収録の阿部論文を参照のこと。
- 3) サフィー・アッディーンの子孫，サドル・アッディーンの息子にあたる。父の死後，サファヴィー教団の教団長の位を継承した。1428年にメッカ巡礼からの帰路，イェルサレムで死去した〔Horst 1985〕。
- 4) この写本に関しては，本研究グループのメンバーでもある，杉山隆一氏のご厚意により複写を入手することができた。ここに記して謝意を表す。
- 5) この三つの写本のうち，書写年が明記されているのは *Šukūk II* だけであるが（1038/1628-9年書写），最も書写年が古く，信頼性が高いと考えられるのは，*Šukūk I* である。その理由としては，*Šukūk I* で使用されている書体が最も古いことや，*Šukūk II* 及び *III* が雑録（majmū‘a）の一部であるのに対して，*Šukūk I* は本作のみで一冊の写本として装丁されていることが挙げられる。さらに，本文で後述するように，本作品では他の史料では確認できない独自のサフィー一家の系譜が複数回登場するが，*Šukūk II* および *III* ではそれぞれで示されている複数の系譜の間で一致しない箇所があるのに対して，*Šukūk I* では提示されている複数の系譜の内容については整合性がとれている。以上のことから，*Šukūk I* が最も正確に記録されているとみなすことができる。そのため，本稿では *Šukūk* の参照箇所を示す場合，基本的に *Šukūk I* のみを挙げる。

ムールのワクフ文書』と呼ぶことにする⁶⁾。

さて、先に挙げた *Šukūk* の三写本のうち、*Šukūk I* については、ホルストが既にその内容分析を行っている。彼は最終的に、この写しの元になった文書はティムール朝時代のものではあらず、サファヴィー朝君主アッパース1世（在位 1588～1629）治世中、16世紀後半から17世紀初頭にかけての時期に捏造されたものである、と結論付けている⁷⁾ [Horst 1958: 45-47]。ホルストがこの結論に至った主要な根拠をまとめると、以下の七点に絞ることができる。(1) 本文書の中で、サフィー家がサイド家系であるという主張がなされているが、この主張はホージャ・アリーの時代には存在しなかったものである⁸⁾。(2) 文書に書き写されたティムールの印璽の銘文が、実際のものとは異なる⁹⁾。(3) ホージャ・アリーがティムールに語ったとされる初代イマーム、アリーの予言は、明らかに後世に捏造されたものである¹⁰⁾。(4) 売買文書

やワクフ文書では本来必須となる、物件の四囲の説明が欠けている¹¹⁾。(5) ティムール朝年代記と、アッパース1世治世以前に編纂されたサファヴィー朝年代記に、ティムールとホージャ・アリーとの関わりを示す記録がない¹²⁾ [Horst 1958: 37-45]。(6) 通常文書では使用されない表現が含まれている¹³⁾。(7) 途中挿入されたアラビア語の文章には、文法上の初歩的な誤りが数多く存在する¹⁴⁾ [ibid.: 46]。

紙幅の制限により、本稿では上記の指摘を一つ一つ精査する余裕はないが、それぞれ一部修正すべき、あるいは情報を追加すべき箇所はあるものの、いずれもおおよそ妥当なものである。このことから、*Šukūk* の元になったとされる文書はアッパース1世治世の贋作とする彼の結論そのものは、十分に説得力があるといえる¹⁵⁾。

しかし、ホルストの研究には、以下のような二つの問題点がある。一つ目は、本文書がティムール朝期に作成されたワクフ文書では

-
- 6) 本稿では煩雑になるのを避けるため、『ティムールのワクフ文書』の参照箇所を示す場合、*Šukūk* と *vaqfnāmcha* から一写本ずつ、つまり *Šukūk I* と *‘Abdī II* のみを挙げる。
- 7) Horst は同じ箇所、特に文書が発見された 1602-3 年直前に偽造された可能性が高い、と述べているものの、その根拠は示していない。
- 8) Horst は、サフィー家はサイド家系であるという主張がサファヴィー朝成立以降に生まれたものとしている [Horst 1958: 24]。しかし、近年の研究によれば、この主張は既に 1460 年代前半には知られていたことを示す史料が存在する [Morimoto 2010]。このことから、Horst の説は一部修正する必要がある。
- 9) Horst によれば、文書に書き写されたティムールの印璽には「アッラー、ムハンマド、アリー」、「公正さは救済なり (*rāstī rāstī*)」、「[神の] 僕たる (*al-‘abd* ティムール)」という文言が入っているが、本物のティムールの印璽にあるのは二つ目の文言だけである [Horst 1958: 34-35]。
- 10) アリーが夢に現れ、ホージャ・アリーに対して、四世代後の子孫が諸国の帝王となり、その子孫 (*farzand*) が世界征服者となる、と語ったとされる [*Šukūk I*: 7b; *‘Abdī II*: 388]。なお、Horst は、前者をイスマーイール1世、後者をタフマースプ1世あるいはその後継者に比定しているが [Horst 1958: 35-36]、後者はアッパース1世を指していると考えべきであろう。
- 11) 売買文書やワクフ文書では、売買対象あるいはワクフ物件となる土地の説明では必ず四囲の境界が示される [ibid.: 36]。なお、これについては、第3章で改めて述べる。
- 12) この点に関しては、第2章で改めて検討する。
- 13) 「この文章を読む人々にとって、以下のことが隠されたままでないよう」 [*Šukūk I*: 3b, 7b; *‘Abdī II*: 385] や、「読者がうんざりしないよう」 [*Šukūk I*: 5b; *‘Abdī II*: 387] といった表現は、叙述史料で用いられるものであり、通常文書では使用されない [Horst 1958: 46]。
- 14) この点に関しては、第3章で改めて指摘する。
- 15) *Šukūk* に関する最新の研究として、本文で後述する Delbari 2018 がある。しかし、Delbari は、本文書の真偽に関する明確な見解を示していない。例えば、論文の冒頭では *Šukūk* を「ヒジュラ暦9世紀のティムール朝期から現在にまで残る文書の一つ」と紹介する一方 [ibid.: 261]、本文ではこの文書を後世の贋作とする他のイラン人研究者の指摘を引用している [ibid.: 269-271]。また、本文書を扱った専論として Horst 1958 を挙げているものの、これを贋作とする Horst の主張には全く触れていない [cf. Delbari 2018: 273]。以上のことから、文書の真偽に関する Delbari の態度は著しく説得力を欠いていると言わざるを得ない。

ないことを示す、より明白な証拠をいくつか見落としていることである。二つ目の問題点は、そもそもなぜこの文書が捏造されたのか、という根本的な疑問に一切検討を加えていないことである。

そこで、本稿は、ホルストの研究において当時の史料環境のために根拠が不十分であった点を補足した上で、先に挙げた二つの大きな問題点をそれぞれ解決することを目的とする。まず、本文書の構成と来歴を簡単に紹介した後、ホルストの時代には知られていなかった史料を利用して、ティムールとサファヴィー教団の教団長との邂逅に関する記述内容の変遷を検証する。次に、ホルストが挙げていなかった、より明白な証拠を提示することによって、『ティムールのワクフ文書』が後世偽造されたものであることを改めて指摘する。続いて、実際にワクフ文書が偽造された例を引き合いに出しつつ、当時のサファヴィー朝を取り巻く政治状況や、同朝におけるティムールの位置付けを踏まえて、この文書が偽造された背景を検証する。以上のような検証は、本文書がサフィー廟不動産目録に収録された理由を明らかにすることにつながるであろう。

なお、『ティムールのワクフ文書』の出版されたテキストとしては、長らくホルストの研究に掲載された *Šukūk I* のファクシミリ版しか存在しなかったが、近年イランにおいて *Šukūk* の 3 つの写本に基づく校訂テキストが発表された [Delbari 2018: 273–289]。ただ、

この校訂テキストには、明らかな単語の選択の誤りや綴りの間違い、文章の欠落など、問題となる箇所がいくつも存在する。本稿第 3 章で述べる通り、元々『ティムールのワクフ文書』そのものに多くの誤りが含まれているが、デルバリーによる校訂テキストを利用する際にはそれに加えて上記のような新たな問題に注意を払う必要があり、このテキストに基づいて正確な史料批判を行うことは極めて困難である。そこで、本稿では文書の真偽に関する議論をより説得力のあるものにするため、*Šukūk* と *Vaqfnāmcha* からそれぞれ二写本を利用して新たに校訂作業を行い、本稿の最後に付録として『ティムールのワクフ文書』のテキストを付した。

1. 文書の構成と来歴

本章では、『ティムールのワクフ文書』について、全体の構成と来歴を簡単に確認しておきたい。

この文書の写しには、ティムールがホージャ・アリーに対して行ったワクフ設定の文書が収められているが、それ以外にも様々な内容の記述や文書が含まれている。全体的な構成は、以下の通りである¹⁶⁾。

- I. 文書発見後に付け加えられた序文（文書の来歴）
- II. 文書の写し
 - (1) 序文とホージャ・アリーの系譜
 - (2) 逸話（ホージャ・アリーとティムール）

16) 本稿で用いる『ティムールのワクフ文書』の構成は、全体を I 「後世付け加えられた序文」と II 「文書の写し」の二部に分ける点では、Horst が示した構成と共通している。ただし、Horst は、II を a) ワクフ文書（第一の印璽群、宗教的導入部／ホージャ・アリーの系譜／第二の印璽群、ホージャ・アリーとティムールの三度にわたる会見／ワクフ設定）、b) 売買文書①、c) 売買文書②、d) 売買文書③、e) ワクフ文書の結語、に分類している [Horst 1958: 32]。しかしながら、Horst が「ワクフ文書」という名称を与えた a の内容を確認すると、ホージャ・アリーとティムールとの邂逅に関する奇跡譚がその大半を占めているだけでなく、叙述史料で目にすることはあっても、通常文書では使用されない表現が数多く確認できる。以上のことから、Horst が a としてまとめたものをワクフ文書と呼ぶのは無理がある。そのため、本稿では、Horst が a とした部分を、「序文とホージャ・アリーの系譜」、売買文書とワクフ文書が作成されるに至った経緯を説明するための「逸話」、「ワクフ文書①」という三つに分割した。ただし、本稿で用いるこの構成についても、あくまで便宜的なものであることを付言しておく。

ルとの関わり)

- (3) ワクフ文書①
- (4) 売買文書①
- (5) 売買文書②
- (6) 売買文書③
- (7) ワクフ文書②

まず、I では、サファヴィー朝君主アッパース 1 世がこの文書を入手した経緯が述べられている。その後 II の文書の写しに入り、(1) ではアリーからサフィー・アッディーンを経てホージャ・アリーに至る系譜について¹⁷⁾、(2) ではティムールとホージャ・アリーとの三度にわたる邂逅について記述される¹⁸⁾。その後、(3) ではティムールによるホージャ・アリーとその子孫に対するワクフ設定、及びこのワクフを侵害することに対する警告が述べられる。続いて、(4)～(6) の三通の売買文書でティムールが複数の土地を購入したことが説明され、(7) では彼がこれらの不動産をワクフ設定したことが再度述べられた後、管財人職に関して簡潔に言及されている。なお、II の文書群において、(4) (5) (6) (7) の末尾にはそれぞれ 806/1403-4 年に作成されたことが記されており、ティムールの名前の後には通常存命中の支配者に対して付される祈願文が挿入されている¹⁹⁾。以上のように、後世この文書が偽造される際に、あたかもティムールの在世中に作成されたかのように書かれていることが分かる。

さて、この『ティムールのワクフ文書』の元になった文書は、どのような経緯でアッパース 1 世が入手するに至ったのであろうか。I 「後世付け加えられた序文」にある文書の来歴に関する説明によれば、1011/

1602-3 年に行われたアッパース 1 世によるバルフ遠征の際、アンドフード城砦の征服に成功したとき²⁰⁾、木の中に隠されていたワクフ文書 (vaqfnāmcha) が偶然みつき、アッパース 1 世の許にもたらされたという [Šukūk I: 2a-b; ‘Abdī II: 385]。この逸話については、サファヴィー朝の年代記『アッパースの世界を飾る者の歴史 *Tārīkh-i ‘Ālam-ārāy-i ‘Abbāsī*』(1629 年完成、以下 *‘Ālam-ārā*) でも、以下のように記述されている。

バルフ遠征におけるアンドフード城征服の際、古い書体 (khaṭṭ) で書かれ、モンゴルの朱印 (āl tamghā) とアミール・ティムールの印璽が押されたワクフ文書 (daftar-i vaqfiya) が聖戦士たちによって発見され、最も気高く高貴にして神の影たるシャーの視線の先に届けられた。 [*‘Ālam-ārā*: 16]

後述するように、同文書は後世の贋作であったと考えられることから、上記のアンドフードでの文書の発見そのものも自作自演だった可能性がある。ただ、この引用文からは、同文書発見にまつわる逸話は、サファヴィー朝宮廷において共有されていたことが確認できる。

以上のように、『ティムールのワクフ文書』は、ティムールが行ったとされる、売買やワクフ設定を記録した文書の集成であった。そして、アッパース 1 世治世の本文書の発見譚は、その後のサファヴィー朝年代記に記録され、後世に伝えられたのである。

17) Kasravī は、他の史料に見られるサフィー・アッディーンの子孫と比べて、この系譜には多くの誤りが含まれていることを指摘している [Kasravī 1927: 803-806]。

18) 『ティムールのワクフ文書』の中で最も多くの分量を占めるのが、この箇所である。詳細については、Horst [1958: 27-29] を参照のこと。

19) ティムールの名前の後に「神が彼の王国とスルターン位を永続させ、彼の慈善と善行を諸世界に注ぎ込みますように」という祈願文が挿入されている [Šukūk I: 8a; ‘Abdī II: 389]。

20) アッパース 1 世によるバルフ遠征とアンドフードの征服については、ブロー [2012: 116-120] を参照のこと。

2. ティムールとサファヴィー教団

本章では、ティムールとサファヴィー教団の教団長との関係について改めて検証する。「はじめに」で述べた通り、ホルストは、ティムール朝年代記はもちろん、アッパース1世治世以前に編纂されたサファヴィー朝年代記にも、両者の関わりを示す記述がない、と指摘している。ただし、ホルストが検証を行った当時は知られていなかったものの、後にその存在が明らかになったサファヴィー朝期の史料がいくつかあり、その中にはティムールとサファヴィー教団の教団長との関わりについて言及しているものがある。以下では、最初にホルストが利用した史料から得られる情報をまとめた後²¹⁾、近年その存在が知られるようになった史料の記述に基づいて、ティムールとサファヴィー教団の教団長との関係を再検証する。

2.1 ホルストが利用した史料からの情報

まず、ティムールとサファヴィー教団の教団長との関係について、ホルストが利用した史料から得られる情報をまとめておきたい [Horst 1958: 42-45]。

Horstによれば、サファヴィー朝年代記のうち、ティムールとサファヴィー教団との関わりについて言及しているのは、16世紀末に完成した『歴史精髓 *Khulāṣat al-Tāvārikh*』(1591年完成、以下 *Khulāṣat*) と17世紀前半に編纂された *Ālam-ārā* (1629年完成) である。しかし、この二つの作品では、ティムール

ルが会見したサファヴィー教団の教団長が異なる。すなわち、*Ālam-ārā* では『ティムールのワクフ文書』と同じくホージャ・アリーとされているのに対して、*Khulāṣat* ではその父サドル・アッディーン・ムーサー (1377没) とされているのである²²⁾。

一方、ホルストは明言していないものの、*Khulāṣat* と *Ālam-ārā* との間にはもう一つ大きな違いがある。それは、ティムールによるワクフ設定に言及しているか否かという点である。すなわち、*Khulāṣat* では、ティムールがサドル・アッディーンの要望に応じて、ルームから連行した捕虜を解放したことが述べられているだけで、ワクフ設定については一切言及がない [*Khulāṣat*: I 32-33]²³⁾。それに対して、*Ālam-ārā* ではティムールがホージャ・アリーと三度邂逅を果たしたこと、ホージャ・アリーの要請を受けてルームから連行した捕虜を解放したこと、さらに前章で引用したように、バルフ遠征の際に『ティムールのワクフ文書』が発見されたこと、が述べられている [*Ālam-ārā*: 15-16]。やや遠回しな表現であるが、ワクフ文書の存在とその発見に言及することで、ティムールがホージャ・アリーに対してワクフ設定したことが示されているのである。このことから、*Ālam-ārā* は『ティムールのワクフ文書』の内容をほぼ踏襲しているとみなすことができる。

2.2 新たな史料からの情報

次に、ホルストの研究が発表された当時は知られていなかった史料の中で、ティムール

21) Horstの研究では、十分な史料批判を十分に行わないまま、後世の作品をあたかもアッパース1世治世以前に成立したもののように扱っている箇所がある [Horst 1958: 40-41]。例えば、Horstは、*Ross Anonymous* として知られた *Tārikh-i Shāh Ismā'il-i Safāvī* という作品について、その編纂時期を検証しないまま内容分析を行っているが、この作品はアッパース1世治世以降に編纂されたことが指摘されている [羽田 1989]。

22) *Ālam-ārā* では、「人々の間では、アミール・ティムールが会見した相手はスルターン・サドル・アッディーン・ムーサーであったと言われている。[中略]しかし、正しくはスルターン・ホージャ・アリーである」と、わざわざ訂正が加えられている [*Ālam-ārā*: 16]。

23) なお、後世書写された *Khulāṣat* の一写本には、ティムールがサドル・アッディーンと会見したときに、自身の私有地をワクフ設定し、その管財人にホージャ・アリーを指名した、という情報が追加されている [*Khulāṣat*: II 928; Horst 1958: 42]。

とサファヴィー教団の教団長との関わりについて記述しているものを紹介する。さらに、それぞれの作品の中で、前節で確認した(1)ティムールが会見した相手、及び(2)ワクフ設定への言及の有無、という史料間の相違点について、それぞれどのように記述されているか確認しておきたい。

一つ目の史料は、*Khulāṣat*の情報源になったとされる、『世界を飾る者の歴史 *Tārikh-i Jahān-ārā*』(1563年完成、以下 *Jahān-ārā*)である [Quinn 2000: 86–87]。本作品にはサファヴィー教団の歴代教団長の事績を紹介する章があり、その中のサドル・アッディーンの項でティムールが彼の許に伺候したことが簡潔に記されている [*Jahān-ārā*: 261]。このように、*Khulāṣat*と同じく、*Jahān-ārā*でもティムールが会見した相手はサドル・アッディーンとされており、ワクフ設定についての言及もない。ただし、*Jahān-ārā*では捕虜の解放についても触れられていない。このことから、*Khulāṣat*はティムールとサドル・アッディーンの逸話に関しては別の情報源を基にして書かれたと考えられる。

二つ目は、『ハヤティー史 *Tārikh-i Hayātī*』(1554年以降完成、以下 *Hayātī*)である。この作品は、ティムールとサファヴィー教団の教団長との接触に関わる記述が含まれる史料の中で、最も完成年が古いと考えられるものである。その中で、以下のような両者のやりとりが記録されている。

今は亡き帝王アミール・ティムール・キュレゲンは聖者たちのスルターン (=サ

ドル・アッディーン)への伺候に達したとき、しかるべき敬意を払った後でかのお方に「何でもお命じになって下さい」と願い出た。かのお方は低俗な現世の虚飾を放棄なさっていたので、現世と関わりのあることに手を染めることはなさらなかった。アミール・ティムールがしつこく食い下がったので、かのお方は次のことをお望みになった。「ルーム地方から捕虜として連れてきた者たちを解放し、自身の故郷へ帰るのを赦してやって欲しい」と。ティムールはかのお方の望みを叶えた。 [*Hayātī*: 90–91]

やはり会見の相手はサドル・アッディーンとされているが、こちらは *Khulāṣat*と同じく、サドル・アッディーンがティムールにルームから連行した捕虜を解放するよう依頼したことが述べられている。

以上の史料の記述から、16世紀後半の時点で知られていた逸話は、ティムールがサドル・アッディーンと会見し、その要請を受けて捕虜の解放が行われた、というものであったことが分かる。やがて、サファヴィー朝年代記の中で(1)ティムールが会見した相手がサドル・アッディーンからホージャ・アリーに変更、(2)ティムールによるワクフ設定に言及、という記述面での二つの変化が生まれる。この二つの変化が最初に確認できる年代記が、17世紀前半に編纂された *Ālam-ārā* であり、その傾向はその後編纂された史料でも受け継がれていくのである²⁴⁾。しかし、年代記というジャンルから離れて、あらゆる史

24) 例えば、シャー・スライマーン治世(在位1666~94)に編纂された『サフィー家の系譜 *Silsilat al-Nasab-i Šafavīya*』(以下 *Silsila*)では、ティムールによるワクフ設定のみならず、ティムールとホージャ・アリーとの三度にわたる邂逅についても詳しく記述されている [*Silsila*: 45–49]。また、1635年に完成した『最良の歴史 *Afzal al-Tavārikh*』第三巻では、ティムールがバイラカンで再開発事業を行い、そこからの収益をサフィー廟に対するワクフに設定したことが記録されている [*Afzal*: 469–470; Melville 2020: 117–118, 125]。なお、ティムール朝年代記では、ティムールによるバイラカンでの再開発事業については記述があるものの、ワクフ設定には触れられていない [*Zafar-nāma*: 1218–1220, 1225–1227]。ティムールおよびアッバース1世によるバイラカンの開発とワクフ設定については、本論集収録の近藤論文も参照のこと。

料を対象とした場合、17世紀初頭に発見されたという『ティムールのワクフ文書』こそが、*‘Ālam-ārā*よりも先に上記の二つの変化を記録した史料であったといえるだろう。

では、なぜこのような変化が生じたのであろうか。まず、会見相手が変更された理由については、先に引用した *Hāyātī* の逸話に含まれる、ティムールがサファヴィー教団の教団長の要請を受けて「ルームから連行した捕虜」を解放した、という記述と大きく関わってくると考えられる。歴史上、ティムールがルームのオスマン朝領に遠征したのは、1402～4年のことであった [Manz 1989: 73]。その帰還途中に会見した相手が、1377年に死去しているはずのサドル・アッディーンであったとすれば大きな矛盾が生じてしまう²⁵⁾。つまり、16世紀後半の時点では、ティムールがサドル・アッディーンの要請に応じて捕虜を解放したという逸話が知られていたが、17世紀初頭頃に文書の偽造が行われた際、そこに矛盾があることに気付いた人物によって、ティムールと会見した相手がサドル・アッディーンからホージャ・アリーに変更されたと考えられる²⁶⁾。

二点目の、ワクフ設定に言及されるようになった理由については、この出来事が初めて記録されたのは『ティムールのワクフ文書』であったことから、この文書の偽造こそが

その後の年代記で言及される契機になったと考えられる。では、そもそも『ティムールのワクフ文書』が偽造された背景には何があったのであろうか。この問題については、サファヴィー朝政権側の狙いとも大きく関わってくると考えられるため、第四章で改めて検討したい。

3. 『ティムールのワクフ文書』の問題点

「はじめに」で述べた通り、『ティムールのワクフ文書』に含まれる様々な問題点については、既にホルストによってそのいくつかは指摘されている。本章では、ホルストが挙げていないその他の問題点について、「ティムールの名前と称号」、「売買文書の形式と内容」、「ワクフ文書の形式と内容」という三つの観点から検討を加え、本文書が後世の贋作であることを示すより明確な証拠を提示したい。

3.1 ティムールの名前と称号

『ティムールのワクフ文書』II (2) のホージャ・アリーとティムールの逸話において、最初にティムールに言及される箇所では、彼の名前の前に「最大にして偉大なるハーカーン (khāqān al-‘aẓam al-mu‘azzam)」という称号が付されている [Šukūk I: 3b; *Abdī* II: 385]。また、その後もティムールの名前

25) 16世紀後半 (982～996/1574-5～1587-8頃) にオスマン朝領内で作成された、サファヴィー朝のキジルバシュに対する不信仰者宣告書では、ティムールがサフィー・アッディーンと会見し、彼の要望に応じて捕虜の解放を行ったと書かれている [Takfir: 709-710]。ティムールが14世紀前半に死去しているサフィー・アッディーンと会見していることはさらにありえないことである。ただ、ティムールとサファヴィー教団の教団長との会見、教団長による捕虜の解放依頼とその実現、という逸話の核となる部分は、サファヴィー朝支配領域外でも知られていたという点は興味深い。なお、この史料については、本研究グループのメンバーでもある、近藤信彰氏にご教示いただいた。この場を借りて謝意を表す。

26) 『ティムールのワクフ文書』では、三度目の邂逅を果たし、ティムールがホージャ・アリーの弟子となったところまでは詳細に説明されているものの、その後ティムールがルームの捕虜たちを師に与えたことについてはごく簡潔に述べられているだけである。さらに、続けて「この逸話に関する解釈は数多くあるが、読者をうんざりさせる恐れがあるので、文書ではこれ以上述べることはできない」として早々に話を切り上げている [Šukūk I: 8b; *Abdī* II: 387]。このような記述が残された背景として、ティムールの会見相手を変更したために、文書を偽造した人物が既に知られていたこの逸話に深く立ち入ることを避けようとしたためであった、とも考えられる。

が述べられる際には、しばしば名前の直後に「ハーン (khān)」という称号が付されている [Šukūk I: 3b ff.; ‘Abdī II: 387 ff.]。しかしながら、ティムールは、チンギス・ハンの血引く人物をハーンに擁立して、自らはその補佐役の立場に留まったことで知られている。生前彼が自ら使用した称号は、軍司令官を意味する「アミール」やチンギス家の娘婿を意味する「キュレゲン」であり [Manz 1989: 14–16; 間野 2001: 334–336]、チンギス・ハン以降、本来その末裔のみが名乗ることを許された「ハーン」または「ハーカーン」を使用することはなかったはずである。

次に問題となるのが、ティムールの父の名前やその他の名前の要素である。本文書ではティムールの父やニスバについて、「チャガタイとして知られ、シャブルガーニーとして知られた、アミール・ジャハーンギールの息子、ティムール・シャー」と述べられている [Šukūk I: 3b; ‘Abdī II: 385]。まず、ティムールの父は通常「タラガイ Ṭaraghāy」という名で知られる人物であり [Woods 1990: 17; 間野 2001: 323–333]、「アミール・ジャハーンギール」という名で紹介されている例を筆者は寡聞にして知らない。また、ティムールや彼の祖先が西チャガタイ・ハン国においてトルコ化・イスラーム化したモンゴル部族を指す「チャガタイ」と呼ばれたのはいいとしても、「シャブルガーニー」というニスバが使用された例も史料では確認できない。

第1章で確認したとおり、『ティムールのワクフ文書』のⅡは全てティムールの在世中に作成された文書の写しということになっているが、ティムールの称号や父の名前に関する記述には他の同時代史料の記述と相容れない要素が含まれているのである。

3.2 売買文書の形式と内容

続いて、『ティムールのワクフ文書』Ⅱ(4)～(6)にある、三つの売買文書の形式と内容について確認しておきたい。

まず、それぞれの文書の冒頭に書き写されたティムールの印璽や朱印についてであるが、第1章で挙げた ‘Alam-ārāからの引用によって、元になった文書にはそれらが押されていたことが確認できる。『ティムールのワクフ文書』にあるのは、それらを書き写したものと考えることができる。しかし、これらの印璽に関しては、既にホルストが指摘しているように、従来ティムールの印璽として知られたものとは全く異なる文言が含まれており、本物であったとは考えられない。さらに、そもそも売買文書やワクフ文書に押されるべきはカーディーや証人の印章であり、本文書に含まれているような君主の印璽やアリーの名が書かれた印章ではない。

次に、売買文書の形式についてであるが、いずれの文書も売買契約の流れが反映されており、全体の構成としては特に問題はない²⁷⁾。むしろ、この三つの売買文書が抱える最大の問題は、ホルストが指摘しているように、売買目的物である土地について、それぞれの地名とどの地方に属しているかが列挙されているだけで四囲が一切明記されていないことである²⁸⁾。これについては、次のワクフ文書においても同様であり、次節で改めて述べる。

さらに、売買文書②と③の末尾にはアラビア語による定型句らしき文言が書かれている。しかし、この文言は、15世紀のサマルカンドで作成された同時代の文書群 [Chekhovich 1974] を始め、他の売買文書では確認できない。また、この文書のアラビア語による定型句らしき文言には明らかに文法的な誤りがあり、そのままでは文章になっ

27) 売買文書の本文部分の全体的な構成については、ガージャール朝期のイランで作成されたものが対象であるが Werner [2003: 20–32] が参考になる。

28) 売買目的物となった、複数の土地の地名と場所の確定については、Delbari が注で比較的詳しい説明を加えており [Delbari 2018: 285–288]、参考になる。

ていない箇所がある [Šukūk I: 11a, 11b-12a; ‘Abdī II: 392]。ただし、これについては元になった文書には正しく書かれていたものの、書写されるときに誤記されただけという可能性もある²⁹⁾。

以上のように、売買文書については、全体の構成としてはそれなりに要件を満たしているものの、購入した不動産の説明やアラビア語の文言に問題がある。ただ、これらの問題だけで『ティムールのワクフ文書』全体の真偽を決定するには至らない。そこで、次節では、ワクフ文書について検証を進めていきたい。

3.3 ワクフ文書の形式と内容

次に、『ティムールのワクフ文書』II (3) と (7) のワクフ文書の形式と内容を確認したい。

まず、一般的なワクフ文書の形式は、①ワクフ設定者、②ワクフ対象、③ワクフ物件、④ワクフ条件（管財人職の条件や職務及びその継承、収益の用途など）が順に提示され、それぞれ詳しく説明された後、⑤結語（ワクフへの侵害に対する警告など）で締めくくられる、というものである³⁰⁾。第1章で述べたように、『ティムールのワクフ文書』では、ワクフ文書に相当する部分がII (3) と (7) の二つあり、間にワクフ物件となる不動産の購入を示す売買文書が挟み込まれる、という特殊な形式になっている。(3) と (7) では、上記のワクフ文書の要件のうち、①についてはティムール、②についてはホージャ・アリーとその子孫、とそれぞれ明確に示されているものの、③のワクフ物件の説明については大きな問題がある。すなわち、(3) と (7) とともに、ティムールがII (4)～(6) で購入した不動産をワクフとして設定したことが簡単に

述べられているだけで、売買文書の場合と同じく、四囲の境界が一切明示されていないのである。本来、ワクフ文書でワクフ物件となる不動産を説明する場合には、必ずその土地の東西南北の境界が何に接しているかが明示されるはずであり [Subtelny 2007: 261]、この点で『ティムールのワクフ文書』はワクフ文書として大きな欠陥を有しているといえる。

さらに、他にもワクフ文書としてはありえない表現が使用されている箇所がある。文書の最終部分において、管財人職の指定と、彼らがワクフ対象であるホージャ・アリーの子孫に対して果たすべき責務についての説明の後、ワクフの侵害に対する警告として以下のような記述がある。

スルターンたち、サイドたち、シャイフたち、カーディーたちを含め、誰もこの前述の私有地 (amlāk) に対する所有権と管財権 (milkiyat va tawliyat) を主張してはならない。前述のスルターン・ホージャ・アリーの子孫とサイド・アリー・マンスールの子孫を除いては。というのは、所有権はスルターン・ホージャ・アリーとその子孫に属し、管財権はサイド・アリー・マンスールとその子孫に属しているからである。[Šukūk I: 12b; ‘Abdī II: 393] (下線は筆者による)

この引用文において、そもそもワクフ設定したはずの不動産のことをその後も「私有地」と呼んでいること自体誤りであるが、さらに問題となるのが下線で示した箇所である。すなわち、ワクフ設定後、ワクフ対象であるホージャ・アリーの子孫が寄進された不動産の所有権を有することになっているので

29) その一方で、しばしば売買文書の後半部分に挿入される、契約の有効性を担保する法的条項が欠如している。具体的には、「両当事者は各々等価の財物を交換した。また、法定の追奪担保責任 (zamān al-darak) は私 (売主) の側にある」や「[本契約において] 過剰損害も射幸性もない (bi-lā ghabn wa lā ghurūr)」といったものである [Chekhovich 1974: 51-53; Werner 2003: 29-30]。ただし、全ての売買文書に書かれている訳ではない。

30) 一般的なワクフ文書の形式については、岩武 1990 や川本 1989 が参考になる。

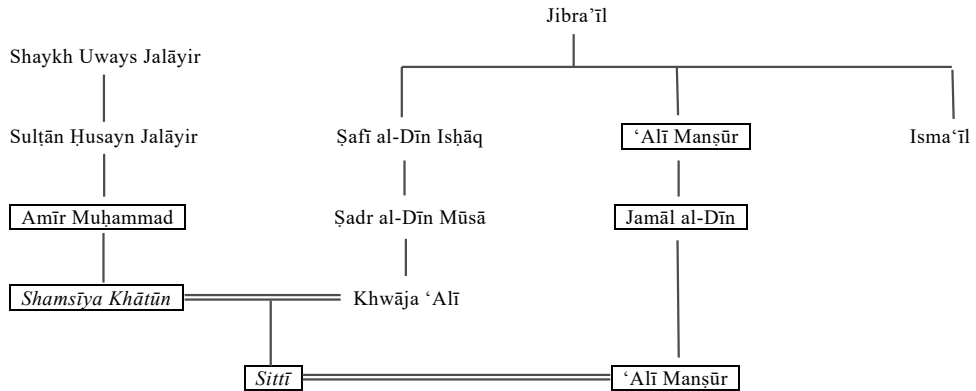
ある。本来ワクフとは「所有権移転の停止」を意味し、設定者が自分の所有する何らかの財の処分権を放棄し、その財から得られる用益・収益を宗教的善行と認められる目的のために恒久的に用いることを指す。そのため、本文書で記されているように、ワクフ設定された同一の不動産に対して管財権と所有権が共存することはありえないはずである³¹⁾。この箇所に関しては、それぞれの権利を有する二人の名前が明確に挙げられていることから、文書を写す際の単なる書き間違いとは思えない。以上のように、『ティムールのワクフ文書』収録の「ワクフ文書」には、イスラーム法上定められたワクフの定義を無視した記述が含まれており、これを正式なワクフ文書とみなすことは到底できないのである³²⁾。

さらに、『ティムールのワクフ文書』には、ワクフの維持・管理において重要な役割を果たす、管財人職の指定に関しても問題がある。II (7) において、管財人として名が挙げら

れているのが、「サイド・ジブラーイールの息子、サイド・アリー・マンスールの息子、サイド・ジャマル・アッディーンの息子、サイド・アリー・マンスール」である³³⁾ [Šukūk I: 12b; ‘Abdī II: 392]。ここで最初に名前が挙げられている、「ジブラーイール」はサフィー・アッディーンの父であり、その息子である大アリー・マンスールはサフィー・アッディーンの兄弟にあたることになる。また、大アリー・マンスールとその息子、およびワクフの管財人に指定された、孫の小アリー・マンスールは、II (1) のホージャ・アリーの系譜においてもその名が挙げられている³⁴⁾ ([図1] 参照)。

ここで問題になるのが、この三代にわたる人々がサファヴィー朝の他の史料では一切確認できないことである [Kasravi 1927: 807]。例えば、『ティムールのワクフ文書』の発見以前に編纂されたサファヴィー朝内部史料の中に、サフィー・アッディーンの兄弟が列挙

- 31) イスラーム法上のワクフの定義や有効要件等については、柳橋 [2012: 637–666] を参照されたい。なお、ワクフ設定後の所有権の行方については、法学派によって意見が異なる。ティムール朝王族が属したハナフィー派法学では、設定者にもワクフ対象である受益者にも設定後のワクフ物件の所有権はない、とされるが、誰に属しているかについては明確な説明はない。一方、シャーフィイー派では、設定者に留まるとする説、神に属するという説とともに、受益者に属するという説もあったようだが、二つ目の説が通説であった [柳橋 2012: 657]。この文書がシャーフィイー派のカーディーの許で作成されたかと仮定した場合でも、わざわざ少数の学説に基づいて記述することは考えにくい。
- 32) このワクフ文書が実際に作成されたものであれば、ティムール朝王族が属したハナフィー派のカーディーの許で作成された可能性が高いと考えられる。そうであれば、当時ハナフィー派では、ワクフ文書にワクフの法的拘束力を巡る疑似訴訟とそれに対する判決を示した、別の文書が添付されたはずであるが、この『ティムールのワクフ文書』には一切含まれていない。この点も、この文書の真正性を疑う理由の一つである。上記のような、ハナフィー派において作成されたワクフ文書に添付された訴状と判決を記した文書については、Isogai [2003: 5–8] や Subtelny [2007: 172–173, 259] を参照のこと。
- 33) なお、名前による混乱を避けるため、以降ジブラーイールの息子の方は「大アリー・マンスール」、本文書において管財人に任命された方は「小アリー・マンスール」として区別する。
- 34) II (1) の系譜では、小アリー・マンスールがディズフルにある「スルターン・サイド・アリー」の墓の傍で暮らしていることが記されている [Šukūk I: 3a; ‘Abdī II: 385]。また、II (2) では、ホージャ・アリーがティムールに対して、自分が五つの場所に同時に存在することを告げる箇所がある。そこでは、その一つがディズフルであり、またその地での自身に対する呼び名が「スルターン・サイド・アリー・スィヤーフブーシュ」であると述べている [Šukūk I: 7b; ‘Abdī II: 389]。以上のことから、小アリー・マンスールがその傍らで暮らしているという墓に埋葬されているのは、ホージャ・アリーということになる。ただし、その場合、『ティムールのワクフ文書』が作成された時点 (1403–4) で、既にホージャ・アリーは死去していることになり、歴史的事実だけでなく、本文書の内容とも矛盾が生じてしまう [Kasravi 1927: 807]。なお、実際にホージャ・アリーが埋葬されたのは、彼が亡くなった地、イェルサレムであった [‘Ālam-ārā: 16; Ḥayātī: 112]。



【図1】『ティムールのワクフ文書』に基づくシャイフ・サフィー・アッディーンの家系図

※□は他の史料で言及されていない人物であることを示す。

※イタリックは女性であることを示す。

されたものがいくつかあるが、いずれも大アリー・マンスールには言及していない³⁵⁾。さらに、1649年以降に編纂された『サフィー家の系譜 *Silsilat al-Nasab-i Ṣafaviya*』（以下 *Silsila*）でも、サフィー・アッディーンの兄弟が列挙される箇所があるが、やはり大アリー・マンスールの名は含まれていない [*Silsila*: 16]。なお、*Silsila* では、ティムールとホージャ・アリーとの三回の邂逅について比較的詳しい記述が残されているだけでなく、ティムールによるワクフ設定に関しては『ティムールのワクフ文書』に基づいたとしか思えないような詳細な情報が含まれている [*Silsila*: 45-49]。それにもかかわらず、大アリー・マンスールの系譜や管財人の指定については一切言及されていない。以上のことから、*Silsila* では、大アリー・マンスールとその子孫に関する話題が意図的に排除されたとしか考えられない。

また、ワクフ文書では管財人の具体的な職務や俸給、継承方法など細かい規定が掲載されるのが一般的である。それに対して、『ティムールのワクフ文書』では、その職務として、

収益を確保し、毎年ホージャ・アリーの子孫に届けることが挙げられているだけで、それ以外のことについては一切記述がない。

以上のように、『ティムールのワクフ文書』の記述からは、管財人に指定されたのはそもそも存在自体が疑わしい人物であり、その具体的な職務や俸給、継承方法等について文書内にほとんど記載されていないことが分かった。

これまでの検証の結果、ホルストが指摘したこと以外にも、ティムールの称号や父の名前、「ワクフ文書」としてふさわしくない表現や必要な要件を満たしていないことなど、多くの点で問題があることが明らかになった。以上のことから、『ティムールのワクフ文書』は到底正式な文書として認められるものではなく、後世の杜撰な贋作であったと言わざるをえないのである。

4. 文書偽造の背景

これまで確認してきたように、『ティムールのワクフ文書』は真正の文書ではなく、後世サファヴィー朝期に捏造されたものであ

35) 史料によって生まれた順番が異なるが、サフィー・アッディーンの兄弟としてはヤアクーブ、ラシード、ムハンマド、ユースフ、イスマールイールの5名、姉妹としてはサフィーヤの1名が挙げられている [*Ṣafīyat*: 80; *Ḥayātī*: 111-113]。本文書では、上記の兄弟姉妹のうちイスマールイールにのみ言及され、サフィー・アッディーンと大アリー・マンスールと合わせて3人兄弟とされている。

たことは間違いない。では、なぜこの文書は偽造されたのであろうか。本章では、17世紀初頭前後にこの文書が偽造された理由について、想定しうるいくつかの仮説を提示し、それぞれに検討を加える形でこの設問に対する答えを探っていきたい。

まず一つ目の仮説は、ワクフ文書を捏造した人物が、それを根拠として自身が管財人職を継承する立場にあると主張するため、というものである。実は、後世「ティムールのワクフ文書」と称する文書が捏造された例は、本稿で扱ったホージャ・アリーとその子孫に対するワクフ以外にも存在する。それが、ティムールが中央アジアのヤスにある、アフマド・ヤサヴィー（1166-7没）廟に対して設定したとされるワクフ文書である。この文書は19世紀末に突如その存在が知られるようになったものであり、そこではアフマド・ヤサヴィーの兄弟が管財人に指定され、以降その男系男性子孫が管財人職を継承することが定められていた。しかし、後にこの文書は、19世紀末にアフマド・ヤサヴィーの兄弟の子孫を自称していた人々が自らの管財人職の地位を主張するために偽造したものであることが明らかになった³⁶⁾。

このヤサヴィー廟に対するワクフ文書と、ホージャ・アリー及びその子孫に対するワクフ文書とを比較した場合、決定的に異なる点

がある。それは、後者の文書において管財人に指定された人物に関して、彼がその文書に基づいて自らの権利を主張したという記録はどの史料にも残されていないことである。前章で述べたように、本文書で管財人に指定されているのはサフィー・アッディーンの子孫にあたる小アリー・マンスールであるが、彼自身のみならず、その祖父にあたる人物、さらにはその子孫についても、その他の史料では一切確認できない。むしろ、サファヴィー朝の公式史料と比較すれば、この人物の系譜は偽りのものであったとみなさざるをえない。そのような素性の怪しい人物がこの文書を偽造し、あろうことかサフィー・アッディーンの子孫であるアッバース1世に対して何らかの権利を主張したとは想像し難い³⁷⁾。以上のことから、管財人に指定されている人物やその子孫が『ティムールのワクフ文書』を偽造したとみなすことは困難であり、そもそも偽造された背景には別の目的があったと考えるべきである。

二つ目の仮説は、ホージャ・アリーの子孫であるアッバース1世が、ワクフの受益者として、ワクフに設定された不動産から上がる収益に対する権利を主張するため、というものである。しかし、前章で確認したように、そもそも文書の中でワクフ物件の四囲の境界が示されておらず、正確な場所は確定できな

36) このティムールに帰されるワクフ文書は、ロシア帝国支配下の1897年にアフマド・ヤサヴィーの兄弟の子孫を自称する人々がトルキスタン総督府シルダリヤ州の長官に提示したことで、初めて世に出たものである。かつては真正の文書として歴史研究においても利用されていたが、やがて後世の贋作とする説が広く認められるようになった [DeWeese 1999: 508-509; Subtelny 2007: 242]。

37) Kasravi は、管財人に指定されている小アリー・マンスールこそが『ティムールのワクフ文書』を偽造した張本人であり、サフィー家の親族の立場と、管財人として土地に対して有する権利を主張するために、自ら捏造した文書をアッバース1世の許に届けた、と主張した [Kasravi 1927: 807-808]。しかし、そもそもサフィー・アッディーンの子孫の世代にあたる小アリー・マンスールが、アッバース1世の時代まで生きていたとは到底考えられない。また、小アリー・マンスール本人ではなく、彼の子孫が文書を捏造したと仮定した場合でも、文書の中で自らの利益に直結する管財人の職務や俸給について、またその地位の継承について、具体的な記述を残していないのは極めて不自然である。さらに、後述するように、アッバース1世はムガル朝王子への書簡で文書発見についてわざわざ説明していることから、このワクフ文書を重視していたことは明らかである。サフィー家の親族を名乗る、素性の怪しい人物が持ち込んできたワクフ文書を、アッバース1世が重宝したとは考えにくい。以上のことから、この文書はサファヴィー朝政権内部で作成されたものと考えられるべきであろう。

いはずである。また、17世紀後半に編纂された *Silsila* では、ティムールによるワクフ設定とその後のワクフ物件について、以下のような記述が残されている。

ティムール・ハーンは Talvār や Qizil Ūzān, イスファハーンとハマダーンのクーラなどから多くの村々と農地を購入し、[それらを] スルターン・ホージャ・アリー様の男性子孫に対するワクフに設定した。[しかし、この] ワクフ物件はティムールの時代、[誰かの] 処分権下に置かれることはなかったため、耕作されなかった。[また] 現在 [も] シャイフ (=サフィー・アッディーン) の子孫の処分権下にはない。さて、(中略) シャー・アッバース (中略) がバルフに遠征した時に、バルフ近郊の Khvāja Du Kūha 村でキジルバシュの聖戦士たちがそれらの文書を入手した。それは世界の避難所たるシャーの錬金術の徴ある眼差しに届けられたが、その私有地の管理に注意が向けられることはなかった。[*Silsila*: 48]

この引用文の記述から、ティムールがワクフ設定した当時でさえ、このワクフ物件は耕作地として機能していなかったこと、さらに『ティムールのワクフ文書』が発見された後も、アッバース1世はワクフ物件とされた土地に対する管理を行わなかったことが、それぞれ明らかになった。つまり、このワクフ物件は、ティムールの時代からアッバース1世治世に至るまで、わざわざ文書を偽造してそれに対する権利を主張する必要があるような、大きな収益を生み出す土地であったとは考えられず、アッバース1世自身そこから収益を得ようという意図がなかったとみなすべきである。以上のことから、第二の仮説もまた成立しない。

三つ目の仮説は、アッバース1世の祖先とティムールとの深いつながりを示す証拠を作

り出すことによって、サファヴィー朝王家の地位の向上を図るため、というものである。言い換えると、ティムールによるホージャ・アリーとその子孫に対するワクフ設定を記録した文書を偽造することによって、サファヴィー朝君主の祖先であるサファヴィー教団の教団長の威信を高め、ひいては同朝の支配権確立につなげるという狙いがあった、ということである。結論から先に述べれば、これが最も整合性がある説と考える。

では、なぜティムールをワクフ設定者とする文書を偽造することが、サファヴィー朝王家の地位の向上につながるのであろうか。そこには、アッバース1世が即位した当時のサファヴィー朝において、支配の正統性に大きな動揺が生じていたことが関わっていると考えられる。

15世紀後半にサファヴィー教団の教団長に就任した、イスマーイール (後のサファヴィー朝初代君主イスマーイール1世: 在位1501~24) は、自ら異端的教義に基づく「救世主」であると同時に「隠れイマームの代理」として、またサファヴィー教団の「完全なる導師 (murshid-i kāmīl)」として、狂信的な信徒となったキジルバシュを指導し、彼らの軍事力を背景に政権の獲得に成功した [Savory 1980: 16, 23, 27]。しかし、1514年のチャルディラーンの戦いでの敗北により、キジルバシュからの熱狂的な支持を失ったイスマーイール1世は、以降「救世主」や「隠れイマームの代理」といった神権の支配者の立場を放棄せざるを得なくなった。また、キジルバシュは、時を経るに従ってかつて自らの「完全なる導師」とみなしたサファヴィー朝君主に服従することをやめ、16世紀後半にはクーデターによって君主の交代を行うようにさえなっていたのである。

こうした状況下で即位したアッバース1世が自らの支配者としての立場を確立するために選んだのが、自身にとっての理想的君主である、ティムールとのつながりを強調

することであった [Quinn 2000: 88–89, 91; Szuppe 1990: 325–326]。このアッバース1世の願望を実現すべく、王朝年代記の執筆者たちは、ティムールの代名詞ともいえる「吉兆なる合の持ち主 (ṣāḥib-qirān)」という称号をアッバース1世に対して使用したとされている³⁸⁾ [Quinn 2000: 49–50, 75]。さらに、第2章で確認したような、ティムールとサファヴィー教団の教団長との関わりを示す逸話の挿入もまた、同じ目的を果たすための方策であったと考えられる。かつてその逸話は、単に捕虜の解放が行われたことを伝えるだけのものではあったが、『ティムールのワクフ文書』の偽造によって、ティムールがホージャ・アリーの子孫となり、自身の私有地をワクフに設定した、という内容へと昇華されることになったのである。アッバース1世は在世中、サファヴィー朝君主が有してきた「完全なる導師」としての立場を重視し、臣民との師弟関係を維持することを望んだとされている [Savory 1986: 8]。上述した逸話は、自身がかのティムールでさえも心酔し、師事した、サファヴィー教団の教団長の子孫であることを強調し、「完全なる導師」としての立場を取り戻すために作り出されたものであった、とみなすことができるだろう。

さらに、アッバース1世はムガル朝の王子サリーム（後のジャハーンギール：在位1605～27）に宛てた書簡において、アンドフードでティムールのワクフ文書を発見したことを伝えただけでなく、わざわざその写しを添付している。このことから、ティムールの導師の子孫としてのサファヴィー朝君主の

立場は、国内だけでなく、国外に対しても喧伝されていたことは明らかである³⁹⁾。

これまで確認してきたように、『ティムールのワクフ文書』が偽造された背景には、ティムールとアッバース1世の祖先であるサファヴィー教団の教団長との深い関わりを示す歴史的証拠を作り出し、「完全なる導師」としてのアッバース1世の支配権を確立するためであったと考えられる。文書偽造の際に重視されたのは、あくまでもティムールという英雄がサファヴィー教団の教団長に対するワクフ設定を行ったという「事実」だけであり、ワクフの維持や管財人の職務といった、本来ワクフ運営において重要な要素が顧みられることはほとんどなかったのである。

おわりに

これまでの検証の結果として、まずはホルストが指摘した通り、『ティムールのワクフ文書』はアッバース1世治世の贋作であった、ということ改めて確認することができた。また、『ティムールのワクフ文書』の中でも、特にワクフ文書に相当する箇所は文書として必要な要件を満たしていないことが判明した。さらに、ワクフ文書で管財人に指定されたのは、サフィー・アッディーンの子孫とされながら、他の史料では一切確認できない実在不明の人物であった。以上のことから、『ティムールのワクフ文書』は実際のワクフの維持や管理に注意を払うことなく、単にティムールによってワクフ設定が行われたことの証拠となるために作成されたと

38) また、アッバース1世は、バイラカンにおいて灌漑設備を整備し、そこから得られる収益の一部をサフィー廟に対するワクフに設定しているが [Afzal: 433]、これはかつてティムールが同地で行った再開発事業に倣ったものであったと考えられる [Melville 2020: 117]。さらに、アッバース1世によるバイラカンでのワクフ設定は、『ティムールのワクフ文書』発見後の1606年のことであり、これについてもティムールが行ったとされるワクフ設定に倣ったものであると考えられる。

39) この書簡はバルフ遠征直後の1603年に書かれたものとされている [Islam 1979: 144–145]。なお、このワクフ文書について説明し、その写しを添付した目的は、書簡の内容から判断する限り、ティムールの子孫であるムガル朝君主に対する、サファヴィー朝君主の優位性を主張するためではなく、むしろ両国の友好の歴史を強調するためであったようである。

みなすことができる。

以上のような文書の偽造が行われた背景としては、それによってサファヴィー朝王家の地位の向上を図るというアッバース 1 世の狙いがあったと考えられる。すなわち、ティムールが自らの祖先であるホージャ・アリーの弟子となり、ワクフを設定した、という逸話を創作し、そのもっともらしい証拠を提示するためにこの文書を捏造したのである。この文書が発見された後、サファヴィー朝年代記史料に文書の記述内容が反映されるようになったことから、文書の偽造は狙い通りの効果を上げることに成功したといえるだろう。

さらに、17 世紀後半と 18 世紀初頭にそれぞれ編纂されたサフィー廟不動産目録にこの文書の写し (*Vaqfnāmcha*) が収録された理由についても、ティムールの事績を自身の祖先、そしてその墓廟に結び付けようとしたためであったと思われる。アッバース 1 世はサフィー廟に対して多くのワクフを設定したことで知られているが、その行為を自らが作り出した「ティムールによるワクフ」と一体化させることで、自身の、またサファヴィー朝王家の威信を高めようとしたと考えられるのである。

参考文献

●一次史料●

- Afzal*: Fazlī Beg Khūzānī Iṣfahānī. *Afzal al-Tavārikh*. jild-c 3. Ed. Kioumars Ghereghlou. Cambridge: Gibb Memorial Trust. 2015.
- Ālam-ārā*: Iskandar Beg Turkmān. *Tārikh-i Ālam-ārā-yi ‘Abbāsī*. 2 vols. Ed. Īraj Afshār. Tehran: Kitābfurūshī-i Ta’id, 1334–5Kh.
- Ḥayātī*: Qāsim Beg Ḥayātī Tabrīzī. *A Chronicle of the Early Safavids and the Reign of Shah Ismā’il (907–930/1501–1524)*. Ed. Kioumars Ghereghlou. New Haven: American Oriental Society. 2018.
- Jahān-ārā*: Qāzī Aḥmad Ghaffārī, *Tārikh-i Jahān-ārā*. Ed. Ḥasan Naraqī. Tehran: Kitābfurūshī-i Ḥāfiz. 1342Kh.
- Khulāṣat*: Qāḍī Aḥmad Qummī. *Khulāṣat al-Tavārikh*. 2 vols. Ed. Iḥsān Ishraqī. Tehran:

- Mu’assasa-’i Intishārāt va Chāp-i Dānishgāh-i Tih-rān. 1383Kh.
- Silsila*: Shaykh Ḥusayn Pirzāda Zāhidī, *Silsila al-Nasab-i Ṣafaviya*. Belrin: Orientalischer Zeitschriftenverlag Iranschāhr. 1924.
- Ṣafvat*: Ibn Bazzāz Ardabīlī. *Ṣafvat al-Ṣafā’*. Ed. Ghulām-Rizā Ṭabāṭabā’i Majd. Tehran: Intishārāt-i Zaryāb. 1376Kh.
- Ṣukūk*: *Ṣukūk va Sijillāt-i Tīmūrī*.
- Ṣukūk I*: Mashhad, Kitābkhāna-’i Āstān-i Quds-i Rizāvī, Ms. 4141: 1b–13a.
- Ṣukūk II*: Tehran, Kitābkhāna-’i Markazī-i Dānishgāh-i Tih-rān, Ms. 1477-1: 2b–12a.
- Ṣukūk III*: Tehran. Kitābkhāna-’i Milli-i Malik, Ms. 678-1.
- Takfir*: Sayyid Muṭahhar b. ‘Abd al-Raḥmān b. ‘Alī. *Risāla-’i Takfir-i Qizilbāsh*. In: Ja’fariyān 1397Kh: 691–742.
- Vaqfnāmcha*: *Vaqfnāmcha-’i Ṣāhib-qirān-i Amīr Tīmūr Gūrakān*.
- ‘Abdī II*: ‘Abdī Beg Shīrāzī. *Ṣariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-’i Milli-i Īrān, Ms. 3719: 385–393.
- ‘Abdī III*: ‘Abdī Beg Shīrāzī. *Ṣariḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna va Asnād-i Milli-i Īrān, Ms. 2734: 374–390.
- Kitābcha Khulāṣa I*: Tehran, Kitābkhāna, Mūza va Markaz-i Asnād-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī, Ms. 17228: 46b–52a.
- Kitābcha-’i Khulāṣa II*: Tehran, Kitābkhāna va Asnād-i Milli-i Īrān, Ms. 7866: 4b–11a.
- Ẓafar-nāma*: Sharaf al-Dīn ‘Alī Yazdī. *Ẓafar-nāma*. 2 vols. Eds. Sayyid Sa’id Mīr Muḥammad Ṣādiq and ‘Abd al-Ḥusayn Navā’ī. Tehran: Kitābkhāna, Mūza va Markaz-i Asnād-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī. 1387Kh.

●研究文献●

- Chekhovich, Olga Dmitrievna. 1974. *Samarkandskie dokumenty XV-XVI vv.: O vladeniyakh Khodzhi Aḥrāra v Srednei Azii i Afganistane*. Moscow: Nauka.
- Delbarī, Shahrbanū. 1397Kh/2018. “Bar-rasī va Bāz-khvānī-i Sanad-i Vaqfi-i Ṣukūk va Sijillāt-i Tīmūrī.” *Payām-i Bahāristān* 113: 261–292.
- DeWeese, Devin. 1999. “The Politics of Sacred Lineages in 19th-century Central Asia: Descent Groups Linked to Khwaja Ahmad Yasavi in Shrine Documents and Genealogical Charters.” *International Journal of Middle East Studies* 31(4): 507–530.
- Horst, Heribert. 1958. *Tīmūr und Höğā ‘Alī: Ein Beitrag zur Geschichte der Ṣafawiden*. Mainz: Akademie der Wissenschaften und der Literatur.

- Horst, Heribert. 1985. “‘Ali, K’āja.” *Encyclopaedia Iranica* (Ehsan Yarshater, ed.), vol. 1, 836, New York: Bibliotheca Persica Press.
- Islam, Riazul. 1979. *A Calendar of Documents on Indo-Persian Relations (1500–1750)*. 2 vols. Karachi: Institute of Central & West Asian Studies. 1979–1980.
- Isogai, Ken’ichi. 2003. “A Commentary on the Closing Formula Found in the Central Asian Waqf Documents.” *Persian Documents: Social History of Iran and Turan in the Fifteenth–Nineteenth Centuries* (Nobuaki Kondo, ed.), 3–12, London, New York Routledge.
- Ja’fariyān, Rasūl. 1397Kh/2018–9. “Tārīkh-i Qizilbāshiyān-i Šafavī dar Matn-i ‘Arabī.” *Maqālāt va Risālāt-i Tārīkhī, Daftar-i panjum: Bīst va Nuḥ Maqāla va Risāla-’i Tārīkhī* (Rasūl Ja’fariyān, ed.), 663–742, Tehran: Nashr-i ‘Ilm.
- Kasravī, Aḥmad. 1306Kh/1927. “Bāz-ham Šafavīya.” *Āyanda* 2(11): 801–812.
- Manz, Beatrice Forbes. 1989. *The Rise and Rule of Tamerlane*. New York: Cambridge University Press.
- Melville, Charles. 2020. “Shah ‘Abbas’s Patronage of the Dynastic Shrine at Ardabil.” *Muqarnas* 37: 111–138.
- Morimoto, Kazuo. 2010. “The Earliest ‘Alid Genealogy for the Safavids: New Evidence for the Pre-dynastic Claim to Sayyid Status.” *Iranian Studies* 3(4): 447–469.
- Quinn, Sholeh A. 2000. *Historical Writing during the Reign of Shah ‘Abbas: Ideology, Imitation and Legitimacy in Safavid Chronicles*. Salt Lake City: The University of Utah Press.
- Savory, Roger. 1986. “‘Abbās I.” *Encyclopaedia of Islam, second edition* vol. 1 (Hamilton Alexander Rosskeen Gibb et al. eds.), 7–8, Leiden: Brill.
- Savory, Roger. 1980. *Iran under the Safavids*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Subtelny, Maria Eva. 2007. *Timurids in Transition: Turko-Persian Politics and Acculturation in Medieval Iran*. Leiden, Boston: Brill.
- Szuppe, Maria. 1997. “L’*évolution de l’image de Timour et des Timourides dans l’historiographie Safavide du XVIe au XVIIIe siècle.*” *Cahiers d’Asie Centrale* 3(4): 313–331.
- Werner, Christoph. 2003. “Formal Aspects of Qajar Deeds of Sale.” *Persian Documents* (Nobuaki Kondo, ed.), 13–49.
- Woods, John E. 1990. *The Timurid Dynasty*. Bloomington, Ind.: Indiana University, Research Institute for Inner Asian Studies.
- 岩武昭男 1990 「ティムール朝アミールのワクフの一事例—ヤズドにおけるチャクマーク・シャームのワクフについて—」『西南アジア研究』32: 56–80.
- 川本正知 1989 「ホージャ・アフラルのワクフ文書」『人文学報』63: 53–68.
- デイヴィッド・ブロー 2012 (角敦子訳) 『アッバース大王—現代イランの基礎を築いた苛烈なるシャー—』中央公論新社.
- 羽田亨一 1989 「“Ross Anonymous” の名で知られるシャー・イスマイル1世の伝記の制作時期について」『東洋史研究』43(3): 108–129.
- 間野英二 2001 『バーブル・ナーマの研究IV 研究篇—バーブルとその時代—』松香堂.
- 柳橋博之 2012 『イスラーム財産法』東京大学出版会.

付録：『ティムールのワクフ文書』校訂

〈略号〉

Şukūk va Sijillāt-i Tīmūrī (*Şukūk*)

أقر: (*Şukūk I*) Mashhad, Kitābkhāna-’i Āstān-i Quds-i Rizavī, Ms. 4141: 1b–13a.

دنت: (*Şukūk II*) Tehran, Kitābkhāna-’i Markazī-i Dānīshgāh-i Tīhrān, Ms. 1477-1: 2b–12a.

Vaqfnāmcha-’i Şāhib-qirān-i Amīr Tīmūr Gūrakān (*Vaqfnāmcha*)

مم: (*’Abdī II*) *Şarīḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-’i Millī-i Īrān, Ms. 3719: 385–393/images 199–203.

مم: (*’Abdī III*) *Şarīḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna va Asnād-i Millī-i Īrān, Ms. 2734: 374–390/images 374–390.

دلبری: Delbarī, Shahr-bānū. 1397Kh/2018. “Bar-rasī va Bāz-khvānī-i Sanad-i Vaqfi-i *Şukūk va Sijillāt-i Tīmūrī*.” *Payām-i Bahāristān* 113: 261–292.

〈凡例〉

- I 「文書発見後に付け加えられた序文」に関しては、*Şukūk* と *Vaqfnāmcha* では内容も分量も異なる。そのため、それぞれを I-1 および I-2 として個別に提示する。なお、I-1 の *Şukūk* については *Şukūk I* を底本とし、*Şukūk II* との照合を行い、異同がある場合には注で示した。また、I-2 の *Vaqfnāmcha* では *’Abdī II* を底本とし、*’Abdī III* との照合を行い、異同がある場合には注で示した。
- II 以下は、基本的に *Şukūk* と *Vaqfnāmcha* の内容そのものは共通している。そのため、*Şukūk I* を底本とし、*Şukūk II*, *’Abdī II* 及び *III* との照合を行い、異同がある場合には注で示した。
- 底本である *Şukūk I* に記述がない、あるいは誤りと判断できるような語句や文章が書かれていて、他の三つの写本の記述に従って加筆・訂正した方が適切と判断できる場合には、テキストでは他の三つの写本に記された語句や文章を [] の中に補って示した。なお、*Şukūk I* の該当箇所にも誤りと判断できるような語句や文章が書かれている場合は、注で示した。
- テキストは、基本的に現代ペルシア語の標準的正書法に基づく。写本では前置詞や動詞の接頭辞、動詞 *būdan* の現在形 3 人称単数形などが他の単語とつなげてかかっている場合も、本テキストでは原則として分かち書きとした。ただし、ペルシア語の前置詞 *ba* については、写本では必ず次の単語と連結されており、文章の書き方からもアラビア語の前置詞 *bi-* と区別なく使用されているとみなしうることが多い。そのため、前置詞 *ba* については、例外的に分かち書きせず、次の単語と連結した綴りのままにした。
- クルアーンからの引用は﴿ 》で示し、その直後に [] の中に該当する章数と節数を挙げた。
- 本文書に含まれる問題が明らかになるよう、全ての写本でアラビア語の文法的な誤りが共通して見られる場合には、訂正せずにそのままにした。
- Delbarī の校訂テキストにおいて、単語の選択の誤りや綴りの間違い、文章の欠落が確認できるものについては、該当する箇所に注を付した。注では、Delbarī の校訂テキストに対して دلبری を略号として用いて、その後校訂テキストの該当するページ数、それぞれの誤りや間違い等を示した。

I. 文書発見後に付け加えられた序文（本文書の来歴）

I-1. *Ṣukūk*

(آقر: اپ؛ دت: ۲)

سبحان من تحیر فی ذاته سواه فهم خرد بکنه کمالش نبرده راه
از ما قیاس ساحت قدسش بود چنانکه موری کند مساحت گردون ز فعر چاه
لطایف سپاس و شرایف محامد بی قیاس که ذکر ذاکران و ورد سجّاده نشینان مرکز خاک و تهلیل مهلّان و تسبیح مسبحان
عالم پاک است، سزاوار خالق است که هر^۱ شی را چنانکه باید و شاید مخلوق ساخته و دل عارفان آزاده و کاملان قدم در دایره
مهر دنیا نهاده را^۲ از بیم دوزخ و امید بهشت پرداخته، عم احسانه و تم امتنانه و صلوات نامیّات و تحف تحیّات زاکیات
بر مشهد مقدّس و مرقد اقدس پیغمبری که دایم آفتاب جهان تاب هدایت از مشرق عاطفت و مطلع رافت او طلوع نموده، نور
حَدَقَة وجود شفیع یوم الموعود خلاصه انجم و افلاک، <بیت>

محمد سرو باغ ما عرفناک شهنشاہ سریر ملک لو لاک

تحیّات بی حدّ و احصاء و محمّدت بی عدّ و انتها بر آل صاحب کمال (دت: ۳) همایون خصال او انسب و اصوب است، خصوصاً
مصباح لو کشف الغطاء و مفتاح کنوز انا مدینه العلم و علی بابها، وارث مرتبه هرونی طوطی شیرین گفتار سلونی (آقر: ۲) مظهر
اسرار^۳ هل اتی مظهر انوار لافتی، وصی حضرت خیر البشر امیر المؤمنین حیدر علی ابن ابی طالب __ علیه الصلوٰة و السلام __
<نظم>

مسند شرع مبین را بعد خیر المرسلین جز علی و یازده فرزند نبود جانشین

اما بعد، بعزّ عرض اصحاب دانش و بینش که خلاصه کارخانه آفرینشند، می‌رساند که عرض از ترقیم این کلمات و
تمنیق این مقالات آن است که در شهور سنه احدى عشر و الف من الهجرة النبویة __ علیه السلام و التحیة __ نواب کامیاب
سپهرکاب ظفرانتساب خاک آستانه خیر البشر __ صلی الله علیه و آله و سلم __ غلام باخلاص امیر المؤمنین حیدر علی بن
ابی طالب __ علیه الصلوٰة و السلام __ رواج دهنده مذهب حق ائمه اثنی عشر __ سلام الله علیهم اجمعین __ <بیت>

پادشاه عادل و ظل اله سید عالی نسب عباس شاه

صفوی الموسوی الحسینی بهادر خان __ خلد الله تعالی ملکه ابداً __ با عساکر نصرت انتساب سفر بجانب ولایت بلخ فرموده بودند
غالباً از عالم غیب بلا ریب سبب همین بوده که چون قلعه انده خود شبرغان که عمده قلاع آن دیار است، بدستگیری قدرت
پروردگار غازیان نصرت شعار شبانروزی مفتوح گردانند و وقفنامه نامی بعضی املاک که ابو البقاء رضوان الله علیه صاحب قران
اعظم سلطان تیمور گورکان^۴ __ انا الله برهانه __ بواسطه کرامتی چند که از سلطان الاولیاء و برهان الاتقیاء^۵ سلطان سید

^۱ در دلبری ۲۷۴ «هر» افتاده است.

^۴ دلبری ۲۷۶: ورکان.

^۲ در دلبری ۲۷۴ «را» افتاده است.

^۵ در دلبری ۲۷۶ «و برهان الاتقیاء» افتاده است.

^۳ دلبری ۲۷۵: اسار.

خواجہ علی (آقر: ۲) __ قدس سرہ __ مشاہدہ نمودہ (دت ۱۴۴۷: ۳) بود، بشرحی کہ در وقفنامہ مسطور است، بعضی املاک دویست و پنج سال قبل از این وقف اولاد کرام و امجاد عظام صفیہ صفیوہ کردہ، بدست آمد کہ موجب ازدیاد اعتقاد و اخلاص مریدان این سلسلہ ولایت نشان باشد.^۶

I -2. Vaqfnāmcha

(مم: ۳۸۵؛ کم: ۳۷۴)

<صورت وقفنامچہ صاحب قران امیر گورکان>

در شہور سنہ احدی عشر و الف نواب سپہرکاب ظفرانتساب خاک آستانہ علی بن ابی طالب، شاہ عباس صفوی الموسوی الحسینی بجانب بلخ فرمودہ بودند. چون قلعہ اندخود شبرغان کہ عمدہ قلاع آن ولایت است، مفتوح گردید، این وقفنامچہ در میان درختی مخزون بود بچنگ در آمد. گویا^۷ علت غائی آن حرکت^۸ ہمین بودہ است.

II (1) 文書の序文とホージャ・アリー系の系譜

(آقر: ۲؛ دت: ۳؛ مم: ۳۸۵؛ کم: ۳۷۴)

هو الغنی^۹

بسم اللہ الرحمن الرحیم^{۱۰}

موضـع	موضـع	آل تمغنا	موضـع
مہر	مہر		اللہ محمد علی
			راستی رستی
			العبد تیمور

سپاس بی قیاس حضرت حق را __ جلّت عظمتہ و علت کلمتہ __ کہ خورشید ازل از مشرق لم یزل قلوب قابل و نفوس کامل دوستان خود فایز و لامع گردانید^{۱۱} و فیض آن را در ظهور تجلی تجلّاء جمالی^{۱۲} کہ سبب ہدایت عالم و عالمیان است، بر

^۹ در دت و مم و کم نیست.
^{۱۰} در دت نیست.
^{۱۱} مم و کم: طالع و لامع گردانیدہ.
^{۱۲} دت: بر جمالی.
^۶ در دت بعد از «باشد»، «نقل وقفنامہ مذکور اینست» نوشته شدہ است.
^۷ کم: کویبا.
^۸ کم: علت غائی و باعث آن حرکت.

عرصة ابدال و اوتاد منبسط گشت تا حقایق و معانی^{۱۳} از آن اشارات و عبارات^{۱۴} بر گزیدگان جناب احدیت^{۱۵} از ممکن قابلیت بمعن خاصیت «ذلک فضل اللّٰه یؤتیه من یشاء و اللّٰه ذو الفضل العظیم» [ق: ۶۲: ۴]^{۱۶} (آقر: ۳) و صلوات نا محدود و درود نا معدود بر ارواح^{۱۷} مطهر عاقبت محمود^{۱۸} باد که واسطه جمیع کمالات مکارم اخلاق از حضرت خلاق من حقیقت اطلاق^{۱۹} الی (د: ۴) يوم التلاق^{۲۰} وجود مبارک او بود __ علیه من الصلوات ازکیها و من التحیات ازهاها __ و بر آل و اولاد مطهر او باد اجمعین و الحمد لله رب العالمین: محمد المصطفی و علی المرتضی و الحسن و الحسين __ علیهم السلام __ نسله امام زین العابدین __ علیه الصلوة و السلام^{۲۱} __ (کم: ۳۷۵) نسله امام محمد الباقر __ علیه الصلوة و السلام^{۲۲} __ نسله امام جعفر الصادق __ علیه الصلوة و السلام^{۲۳} __ نسله امام موسی کاظم __ علیه الصلوة و السلام^{۲۴} __ نسله امامزاده بحق و هادی مطلق ابو القاسم حمزه __ صلوات علیه __ نسله سید قاسم نسله سید احمد اعرابی^{۲۵} نسله سید محمد نسله سید عوض الخواص نسله سید محمد نسله سید جعفر نسله سید ابراهیم نسله سید محمد نسله سید حسین نسله سید محمد [نسله] سید شرفشاه سلیمان^{۲۶} نسله سید فیروزشاه زرین کلاه^{۲۷} نسله سید اسمعیل نسله سید محمد^{۲۸} نسله سید قطب الدین نسله سید صلاح الدین الرشید^{۲۹} نسله سید صالح نسله سید جبرئیل نسله سید اسحق مشهور بشیخ صفی الدین، اخوانه^{۳۰} سید علی منصور^{۳۱} و سید اسمعیل^{۳۲}، نسله^{۳۳} سید جمال الدین^{۳۴} (آقر: ۳) نسله سید علی منصور ساکنه فی^{۳۵} دزفول المجاور فی روضة مقدسه^{۳۶} سلطان سید علی، نسله سید صدر الدین موسی نسله سلطان العارفين و برهان المساکین^{۳۷} سید خواجه علی^{۳۸}.

II (2) ホージャ・アリーとティムールの逸話

- ۱۳ م و کم: حقایق معانی.
 ۱۴ کم: عبارت.
 ۱۵ م و کم: جناب عزت احدیت را.
 ۱۶ در م و کم بعد از این آیت، «رساند» نوشته شده است.
 ۱۷ کم: روح.
 ۱۸ م و کم: محمودی.
 ۱۹ م و کم: من حیث الاطلاق.
 ۲۰ م و کم: يوم التناد.
 ۲۱ م و کم: علیه السلم.
 ۲۲ م و کم: علیه السلم.
 ۲۳ م و کم: علیه السلم.
 ۲۴ م و کم: علیه السلم.
 ۲۵ م و کم: محمد اعرابی.
 ۲۶ در دت «سلیمان» نیست.
 ۲۷ م: ... سید حسین نسله سید محمد نسله سید شرفشاه نسله سید سلطان سید فیروزشاه زرین کلاه؛ کم: ... سید حسین نسله سید شرفشاه نسله سید سلطان سید فیروزشاه زرین کلاه.
 ۲۸ دت: سید محمد بن اسمعیل.
 ۲۹ دت و م و کم: سید صلاح الدین رشید.
 ۳۰ دت و م و کم: نسله.
 ۳۱ م و کم: سید صالح منصور.
 ۳۲ دت: ... سید علی منصور نسله و سید اسمعیل.
 ۳۳ دت: اخوانه.
 ۳۴ دلبری ۲۷۷: جمال الدین.
 ۳۵ در دت «فی» نیست.
 ۳۶ م و کم: ... المجاور نسله سلطان سید علی...
 ۳۷ م و کم: السالکین.
 ۳۸ دت: ... سید علی منصور ساکنه دزفول نسله سلطان سید علی در روضة مقدسه سید صدر الدین موسی نسله سید خواجه علی نسله سلطان العارص خواجه علی نسله سید علی.

موضوع	موضوع	موضوع	موضوع
مهر	مهر	مهر	مهر
	موضوع	آل تمغا	چهار علی
(دت: ۴پ)	مهر		

اما بعد بر خوانندگان این حروف پوشیده و مخفی نماند که چون حضرت خاقان^{۳۹} الاعظم المعظم و مولی ملوک العرب و العجم و قهرمان الماء و الطین، ظلّ الله فی الارضین و ناصر و منصور بعون ربّ العالمین و عون^{۴۰} الاسلام و المسلمین، بنده خاندان آل یس، تیمور شاه این امیر جهانگیر مشهور جغت^{۴۱} یعرف^{۴۲} شیرقانی خروج نمود و از ملک ترکستان متوجه بجانب خراسان و عراق^{۴۳} و فارس و آذربایجان و عربستان و روم شده، چون بآب عمو رسید، تازیانه^{۴۴} او^{۴۴} از دست او در آب^{۴۵} عمو افتاده و غمگین (کم: ۳۷۶) و پریشان شده و بخاطر خود گذرانید (مم: ۳۸۶) که از آنجا باز گردد که ناگاه درویشی جنده پوشیده^{۴۶} در میان آب عمو حاضر شده و نعره‌ای بر تیمور خان^{۴۷} زده، گفت (آقر: ۴) که یا تیمور مترس. و دست مبارک در ته آب عمو کرده، تازیانه تیمور را بدر آورده، بدست وی داد چرا که تازیانه تیمور را از بلور صافی تراشیده و دانه‌های گرانمایه بدانجا نشانیده و مرصع نموده^{۴۸}. چون بدینمواال بوده، در ته آب فرو رفته، چون تیمور خان این کرامت از آن مرد حق بدیده، از او سؤال کرده که ای درویش بحق خدا که نام خود و مقام خود بما^{۴۹} بگوی. آن شخص^{۵۰} گفت که نام من^{۵۱} علی است و مقام من در چند جا می‌باشد^{۵۲} و یک مقام در اردبیل گویند و دیگر را دزفول گویند و مقام دیگر را قدس خلیل گویند و دیگر مقامها بسیارند^{۵۳}، اما تو مرا در مقام اردبیل و مقام دزفول^{۵۴} خواهی دید^{۵۵}. این بگفت و از چشم تیمور خان غایب شد و چون تیمور خان^{۵۶} این رموز بدید، دل قوی کرد و متوجه بجانب خراسان و عراق و آذربایجان و روم و عربستان شده و از آنجا متوجه فارس شده. چون فتح خراسان (دت: ۵ر) و عراق و فارس میسر شد^{۵۷} و شاه منصور بن مظفر حاکم فارس را با برادران^{۵۸} بقتل

۳۹ در مم و کم «من» نیست.
 ۴۰ مم و کم: جا است.
 ۴۱ مم و کم: یکی در دزفول و دیگری در قدس خلیل و دیگر مقام بسیار است.
 ۴۲ دت: بعرف.
 ۴۳ کم: بجانب عراق و خراسان.
 ۴۴ مم و کم: تازیانه.
 ۴۵ کم: بآب.
 ۴۶ دت: زنده پوش؛ مم و کم: زنده پوشی.
 ۴۷ در مم و کم «خان» نیست.
 ۴۸ دت: نشانه و مرصع نموده؛ مم: نشانه؛ کم: نشانه بودند.
 ۴۹ کم: بومن.
 ۵۰ دت: آن شخص؛ در کم «آن شخص» نیست.
 ۵۱ در مم و کم «من» نیست.
 ۵۲ مم و کم: جا است.
 ۵۳ مم و کم: یکی در اردبیل و دیگری در دزفول و دیگری در قدس خلیل و دیگر مقام بسیار است.
 ۵۴ مم و کم: در اردبیل و دزفول.
 ۵۵ دت: دیدن.
 ۵۶ در دت «تیمور خان» نیست.
 ۵۷ دلبری ۲۷۸؛ متوجه بجانب خراسان و عراق و فارس میسر شده (یعنی، «خراسان و عراق و آذربایجان و روم و عربستان شده و از آنجا متوجه فارس شده چون فتح افتاده است).
 ۵۸ مم و کم: برادران و اقوام.

رسانیده، متوجه دزفول و شوشتر شده، چون^{۵۹} در سر پل دزفول^{۶۰} رسیده، اسب تیمور خان بر پل گذر نمی‌کرده و تیمور خان را عجب آمده، حکایت آب عمو و تازیانه با یادش^{۶۱} آمد. از ملک دزفول که شمس دهدارش^{۶۲} نام بود، طلب نموده و^{۶۳} سؤال نمود که یا^{۶۴} شمس^{۶۵} در این شهر شما درویشی جنده پوشیده^{۶۶} که علی نام داشته باشد، هست یا نه. شمس دهدار (آقر: ۴پ) جواب داد که پادشاه سلامت باشد. آن چنان درویشی جنده پوش^{۶۷} که علی نام داشته باشد، (کم: ۳۷۷) نیست الا^{۶۸} یک سیدی^{۶۹} هست که هفت نوبت بمکه الله مبارک^{۷۰} رفته و حج گزارده و اکنون آمده و دوازده اربعین در^{۷۱} ما بین قلعه دلشاد و قلعه دهنه زرین^{۷۲} بر آورده و می‌گوید که من پسر شیخ صدر الدین موسی بن شیخ صفی الدین اسحق بن سید جبرئیل اردبیلی^{۷۳} ام و تاج سیاه بر سر دارد و می‌گوید که من عزاء امام حسین^{۷۴} می‌دارم. چون تیمور خان این شنید، از اسب فرود آمد و بر سر پل ایستاده و فرموده که درویش جنده پوش^{۷۵} را طلب کنید. شمس دهدار در حال دوید و گفت که یا درویش پادشاه شما را طلب می‌کند^{۷۶}. حضرت سلطان سید علی باتفاق بابا رکن الدین ولی^{۷۷} بر خواستند و متوجه بجانب تیمور خان شدند و حضرت سید خواجه علی^{۷۸} دو آجر در دست گرفته و حضرت سید بابا رکن الدین ولی یک آجر در دست گرفته^{۷۹}. چون در نزد^{۸۰} تیمور خان رسیدند و بابا رکن الدین ولی آن^{۸۱} آجری که در دست داشته، بر تیمور خان زده و من بعد^{۸۲} حضرت سلطان سید خواجه علی (دت: ۵پ) یک آجر بر تیمور خان زده، تیمور خان گفته که یک آجر دیگر بزن مرا. حضرت سلطان سید خواجه علی یک آجر دیگرش زده، تیمور خان گفته که یکی دیگر بزن مرا. حضرت سید خواجه علی^{۸۳} فرمود که حرف مزین. بس است ترا سه گوشه عالم^{۸۴} بتو داده‌ایم. طمع زیاده مکن^{۸۵} که نیک نیست و (آقر: ۵ر) شتاب کن و متوجه شام باش و بازخواست خون حضرت ائمه معصومین^{۸۶} بکن^{۸۷} که ما تاج سیاه بجهت عزاء ائمه معصومین^{۸۸} پوشیده‌ایم. و چون تیمور خان

۷۵ دت: چنده پوش.
 ۷۶ مم و کم: فرمود که طلب کنید.
 ۷۷ کم: بابا رکن ولی.
 ۷۸ دت: حضرت سلطان سید خواجه علی.
 ۷۹ مم و کم: باتفاق بابا رکن الدین ولی دو آجر در دست سلطان سید خواجه علی و یک آجر در دست بابا رکن الدین ولی.
 ۸۰ مم و کم: بنزد.
 ۸۱ در دت «آن» نیست.
 ۸۲ در کم «من بعد» نیست.
 ۸۳ دت: حضرت سلطان سید خواجه.
 ۸۴ دت: عالم را.
 ۸۵ مم و کم: ترا سه گوشه عالم دادیم بست طمع زیاد مکن.
 ۸۶ مم و کم: حضرت ائمه معصومین __علیهم السلام__.
 ۸۷ کم: کن.
 ۸۸ مم و کم: حضرت ائمه معصومین __علیهم السلام__.
 ۵۹ در کم «چون» نیست.
 ۶۰ مم و کم: بسر پل دزفول.
 ۶۱ مم و کم: بیادش.
 ۶۲ کم: شمس الدین دهدارش.
 ۶۳ در مم و کم «طلب نموده و» نیست.
 ۶۴ دلبری ۲۷۸: ای.
 ۶۵ کم: شمس الدین.
 ۶۶ دت و مم: ژنده پوشیده؛ کم: ژنده پوشی.
 ۶۷ دت و مم و کم: ژنده پوش.
 ۶۸ کم: اما.
 ۶۹ در مم و کم «یک» نیست.
 ۷۰ در مم و کم «مبارک» نیست.
 ۷۱ در مم و کم «در» نیست.
 ۷۲ دت: دید زرین.
 ۷۳ در دلبری ۲۷۸ «ام» افتاده است.
 ۷۴ در مم و کم بعد از «امام حسین»، «علیه السلام» نوشته شده است.

این رموز بدید، گفت ای شخص بحرمت خدای تعالی که تو سرّ خود با ما بگوی که تو کیستی و نام تو چیست و مقام تو کجاست. حضرت سلطان سید^{۸۹} خواجه علی فرمود که نام من^{۹۰} علی است و پدرم^{۹۱} سید صدر الدین موسی است و باباء^{۹۲} من سلطان^{۹۳} شیخ صفی الدین است. تو زود باش و برو که تا بازخواست خون ائمه معصومین^{۹۴} (کم: ۳۷۸) بکنی (مم: ۳۸۷) و دیگر وعده دیدار اردبیل^{۹۵} خواهد بود و نشانه پیاله زهر در میانه^{۹۶} ما و تو باشد بدستوری که تازیانه از بیخ^{۹۷} آب عمو بدر آوردم و بدست تو دادم.

چون تیمور خان این^{۹۸} رموز بشنوده، انگشت تعجب بدندان تحیر گزیده^{۹۹} و دیگر سؤال نکرده^{۱۰۰} و متوجه بجانم روم شده مملکت روم و عربستان فتح کرده و مسخر ساخت و در شام^{۱۰۱} رفته بازخواست خون ائمه معصومین^{۱۰۲} نموده و کسب فوق الحد بر داشته، متوجه آذربایجان عجم شده، چون ببلده نعلش که سراب گویند، آمده، از اولاد هرون بن امام موسی کاظم^{۱۰۳} سید نامدار سید محمد نام رموزی^{۱۰۴} بدو نموده، وی را محب شد و بعضی از املاک آنجا بر آن سید وقف نموده و از آنجا متوجه اردبیل شده زهری^{۱۰۵} اختیار کرده و بدست سلطان خواجه علی داده سلطان خواجه علی پیاله زهر را (آقر: ۵پ) ستانده و^{۱۰۶} نوشیده و این مصرع خواند^{۱۰۷} که ماییم سرپوش ماییم زهرنوش. (دت: ۶ر) *الآ الله الآ الله لا اله الا الله الآ الله* دوست *الآ الله*^{۱۰۸}. چون این ذکر^{۱۰۹} بقال ما^{۱۱۰} صوفیان صادق الاخلاص ادا نمودند، حضرت سلطان خواجه علی را وجدی و حالی پیدا شده و تا وقتی که آن زهر از اندام مبارک^{۱۱۱} او بدر آمده و بر جامه او چسبان شده، چون تیمور خان این حالت بدید، از حالی بحالی گردید و دست در دامن حضرت سلطان خواجه علی پیچیده، مرید و معتقد سلطان خواجه علی شده، اسیران روم را جمله بدو بخشید و شرح این حکایت بسیار است اما در قبالة از این بیشتر نوشتن نتوان^{۱۱۲} تا خواننده را ملالة نرسد.

چون تیمور خان این عجایب و غرایب از سلطان (کم: ۳۷۹) خواجه علی بدید، از او پرسید که یا سلطان سید خواجه علی این چند مقام را چرا [] اختیار کرده ای. آن حضرت فرموده که یک شب حضرت خواجه کاینات و مهتر موجودات محمد

- ^{۸۹} در دلبری ۲۷۹ «سید» افتاده است.
- ^{۹۰} در دت «من» نیست.
- ^{۹۱} دت و مم و کم: پدر من.
- ^{۹۲} مم و کم: بابای.
- ^{۹۳} در دلبری ۲۷۹ «سلطان» افتاده است.
- ^{۹۴} مم و کم: ائمه معصومین علیهم السلام.
- ^{۹۵} مم و کم: در اردبیل.
- ^{۹۶} کم: میان.
- ^{۹۷} دلبری ۲۷۹: پنج.
- ^{۹۸} در دت «این» نیست.
- ^{۹۹} مم و کم: انگشت تحیر بدندان تعجب گزیده.
- ^{۱۰۰} در کم «نکرده» نیست.
- ^{۱۰۱} کم: بشام.
- ^{۱۰۲} مم و کم: ائمه معصومین علیهم السلام.
- ^{۱۰۳} مم و کم: هرون بن امام موسی کاظم علیہ السلام.
- ^{۱۰۴} دلبری ۲۷۹: رموز.
- ^{۱۰۵} دت و مم و کم: پیاله زهری.
- ^{۱۰۶} مم: ستاده؛ کم: گرفته گرفته.
- ^{۱۰۷} دت: خواننده <مصرع>.
- ^{۱۰۸} دت: *الآ الله لا اله الا الله الآ الله لا اله الا الله دوست الآ الله*؛ مم و کم: *الآ الله الآ الله لا اله الا الله لا اله الا الله دوست الآ الله*.
- ^{۱۰۹} مم: این ذکر را؛ کم: ذکر را.
- ^{۱۱۰} کم: باتفاق.
- ^{۱۱۱} در دلبری ۲۸۰ «مبارک» افتاده است.
- ^{۱۱۲} کم: نتوان نوشتن.

المصطفى __صلى الله عليه و آله و سلم^{۱۱۳}__ را در خواب دیدم که فرمود یا علی من ترا فرزند خود دانسته‌ام و مقام مدفون تو^{۱۱۴} قدس خلیل و شام است^{۱۱۵} که فردای قیامت حساب حشر و نشر^{۱۱۶} در آن مقام خواهد بود و من می‌خواهم که تو در آن مقام باشی که بعضی از عاصیان گناه‌کار امت من خدای تعالی بتو^{۱۱۷} خواهد بخشید^{۱۱۸} انشاء الله تعالی. بدین دلیل مرا سلطان خواجه علی خوانند^{۱۱۹} (أقر: ۶ر) و مقام دزفول را دلیل آن است که یک شب حضرت امام محمد تقی __علیه السلام__ را در خواب دیدم که مرا در کنار گرفت و گفت ای علی ثانی من^{۱۲۰} مردم دزفول ملحد شده‌اند و بر خدای تعالی عاصی‌اند. برو که ترا فرمان دادم که ایشان را از راه ضلالت براه هدایت دلالت کنی. چون اشاره امام شده، ما از بغداد متوجه دزفول شدیم و دوازده اربعین در ما بین [قلعه دلشاد و] قلعه دنده رزین^{۱۲۱} (دت: ۶پ) بطریق اولیاء کامل بر آورده و دزفولیان را براه هدایت دلالت نموده و ایشان را از دلالت من بازپچه می‌آمده تا زمانی که حضرت امام محمد تقی __ع^{۱۲۲}__ بعالم ولایت اجازت داده، بفضل حق سبحانه و تعالی یازده شبانروز رودخانه دزفول را بند نمودم تا وقتی که ملحدان دزفول راه هدایت اختیار کردند، دلیل آن است که در مملکت دزفول مرا سلطان سید خواجه^{۱۲۳} علی سیاه‌پوش گویند و دختر امیر محمد بن سلطان حسین، حارسیه شمسیه خاتون را که از برای من نذر آورده‌اند^{۱۲۴} و من وی را بنکاح محمدی برای خود عقد بسته‌ام. مرا از آن [زن] یک دختری حاصل شده و آن دختر سستی^{۱۲۵} را گزیده (کم: ۳۸۰) نام نهادم (مم: ۳۸۸) و آن دختر را من از برای سید علی منصور بن سید جمال الدین بن علی منصور^{۱۲۶} بن سید جبرئیل که این عم‌زاده خود است، نکاح بسته و الله اعلم و مقام^{۱۲۷} دزفول را بر ایشان رجوع نمودم و مقام اردبیل را دلیل آن است که چون جد بزرگوارم (أقر: ۶پ) سید فیروزشاه زرین‌کلاه از ملک عربستان نزول در ملک عجم کرده و دوازده سال در مملکت فارس پادشاهی نموده و آخر الامر حضرت امیر المؤمنین علی __علیه الصلوة و السلام^{۱۲۸}__ در واقعه بدو^{۱۲۹} نموده که یا سید فیروزشاه فرزند خود سید اسمعیل را بگویی که متوجه آذربایجان شود که در آن مملکت ولایتی هست که اردبیل گویند و در ولایت اردبیل دهی است که آن را کلاه‌رود گویند، در آن ده مقام ساز و ساکن شو و^{۱۳۰} چون سید فیروزشاه این رموز بدید، ترک تخت و سلطنت دنیا بکلی بگفت^{۱۳۱} و بسر سیستان جهرم^{۱۳۲} خلوت کرد و عبادت کرد^{۱۳۳} و ساکن شد و مدفون^{۱۳۴} او آنجا است و در آن دیار مشهور است بحبیب الدین شیر حبیب بجهت

۱۲۴ مم و کم: آوردند.
 ۱۲۵ دلبری ۲۸۱: سنی.
 ۱۲۶ مم و کم: ... علی بن منصور.
 ۱۲۷ مم و کم: مقام اول.
 ۱۲۸ مم و کم: امیر المؤمنین __علیه السلام__.
 ۱۲۹ دت: بد.
 ۱۳۰ دت: مقام سازد و ساکن شود.
 ۱۳۱ کم: تخت و سلطنت را باز گذاشته، ترک دنیا بکلی بگفت.
 ۱۳۲ دلبری ۲۸۱: جهرم به.
 ۱۳۳ مم و کم: عبادت نمود و خلوت کرده.
 ۱۳۴ مم و کم: مدفون.
 ۱۱۳ در مم و کم «سلم» نیست.
 ۱۱۴ مم و کم: مقام و مدفون تو.
 ۱۱۵ دت و مم و کم: باشد.
 ۱۱۶ کم: فردای حساب و حشر و نشر.
 ۱۱۷ مم: بر تو.
 ۱۱۸ کم: بعضی از عاصیان امت مرا خدایتعالی بتو خواهد بخشید.
 ۱۱۹ مم و کم: مرا سلطان خواجه خواند.
 ۱۲۰ در مم و کم «من» نیست.
 ۱۲۱ دت: دنده زرین.
 ۱۲۲ در دت «ع» نیست.
 ۱۲۳ در دت «خواجه» نیست.

آنګه هر شب ګومه شیران^{۱۳۵} بطواف قبۀ (دت: ۷) مبارک او آیند و چون سید اسمعیل متوجّه مملکت آذربایجان شده، در راه زنجان مردم واضحین سید اسمعیل را بضر تیر شهید کردند که لعنت بر ایشان باد و من بعد مردم رحمت آباد طوالش^{۱۳۶} بر سبیل سودا در ابهر آمده^{۱۳۷} و محفّه سید اسمعیل را از سید محمد فرزند او در خواست نمودند و صندوق تعبیه^{۱۳۸} ساختند و در بار استران^{۱۳۹} کردند بجهت دوستی خاندان رسول الله ﷺ علیه و آله و سلم^{۱۴۰} -- بردند و در حوالی ورزنه ذره^{۱۴۱} کوه دهی هست که آن را لاوطه گویند و در محرابی^{۱۴۲} لاوطه مزبوره^{۱۴۳} پشته‌ای است که آن پشته را^{۱۴۴} (کم: ۳۸۱) قم دشت گویند و مرقده مبارک (آقر: ۷) امام زاده بحق و هادی مطلق ابو القاسم حمزه بن امام موسی کاظم ﷺ علیه الصلوة و السلام^{۱۴۵} -- و محمد علوی که مشهور است بهاشم بن محمد حنیفه، در سر همان پشته مدفونند در یک گنبد. چون سید اسمعیل را در آن حوالی رسانیدند، شب در خواب کیا محمد بن کیا حسن آمده که مرا در سر این پشته لاوطه در پهلوی جد بزرگوار من^{۱۴۶} ابو القاسم حمزه بن امام موسی کاظم ﷺ علیه الصلوة و السلام^{۱۴۷} -- مدفون سازند^{۱۴۸} که خدای تعالی از شما راضی باشد. چون ایشان این رموز بدیدند، سید اسمعیل بن فیروز شاه زرین کلاه را در سر پشته^{۱۴۹} قم دشت ذیل ذره کوه^{۱۵۰} بمحرابی^{۱۵۱} قریه لاوطه^{۱۵۲} پهلوی امام زاده ابو القاسم حمزه بن امام موسی کاظم ﷺ علیه الصلوة و السلام^{۱۵۳} -- مدفون سازند^{۱۵۴} -- نور الله مرقدهم^{۱۵۵} -- و من بعد سید محمد خود متوجّه اردبیل شده و در قریه کلاه رود ساکن شده و از او سید قطب الدین پیدا شده و از او سید صلاح الدین رشید پیدا شده و از او سید صالح^{۱۵۶} پیدا شده و از او سید جبرئیل پیدا [شده]^{۱۵۷} [و از او سلطان العارفین و برهان السالکین شیخ صفی الدین (دت: ۷) اسحق و سید علی منصور و سید اسمعیل پیدا شدند]^{۱۵۸} و از شیخ صفی الدین اسحق، حضرت سلطان خواجه^{۱۵۹} صدر الدین موسی پیدا شده و از خواجه شیخ صدر الدین موسی این فقیر حقیر ذره [بی مقدار]^{۱۶۰} پیدا شده و^{۱۶۱} حضرت امیر المؤمنین و امام المتّقین علی بن ابی طالب ﷺ علیه الصلوة و السلام^{۱۶۲} -- در

- | | | | |
|-----|--|-----|---|
| ۱۴۹ | مم و کم: بیشتر. | ۱۳۵ | دت: شیر. |
| ۱۵۰ | مم و کم: ذیل ورزنه کوه. | ۱۳۶ | کم: جلابش؛ دلبری ۲۸۱: طالش. |
| ۱۵۱ | مم و کم: محراب. | ۱۳۷ | کم: مردم رحمت آباد جلابش بر سبیل سودا بدانجا آمده. |
| ۱۵۲ | دلبری ۲۸۲: بمحرابی در قریه لاوطه. | ۱۳۸ | دلبری ۲۸۱: نفیسه. |
| ۱۵۳ | مم و کم: علیه السلام. | ۱۳۹ | کم: شتران. |
| ۱۵۴ | دت و مم و کم: نمودند. | ۱۴۰ | مم: رسول ﷺ علیه و آله -- ؛ کم: رسول خدا ﷺ علیه و آله. |
| ۱۵۵ | دت: مرقده. | ۱۴۱ | دت: زر. |
| ۱۵۶ | در مم از «متوجّه اردبیل» تا «سید صالح» در حاشیه نوشته است. در کم عباراتی که در حاشیه مم نوشته شده است، نیست. | ۱۴۲ | مم و کم: محراب. |
| ۱۵۷ | آقر: شدند. | ۱۴۳ | دلبری ۲۸۱: مزبوره. |
| ۱۵۸ | در آقر این عبارت نیست. | ۱۴۴ | دلبری ۲۸۱: آن را پشته. |
| ۱۵۹ | مم و کم: حضرت خواجه شیخ. | ۱۴۵ | مم و کم: علیه السلام. |
| ۱۶۰ | آقر: مقدار. | ۱۴۶ | دت و مم و کم: بزرگوارم. |
| ۱۶۱ | دلبری ۲۸۲: شده. | ۱۴۷ | دت: رسول ﷺ علیه و آله و سلم؛ مم و کم: علیه السلام. |
| ۱۶۲ | دت و مم و کم: علیه السلام. | ۱۴۸ | مم و کم: سازید. |

واقعه بلکه بظاهر بعالم^{۱۶۳} ولایت کشف خود جامه مبارک خود بر من پوشانیده و در گنجینه اسرار خود بر من گشاده و از آن گنجینه اسرار علمهای بی‌شمار^{۱۶۴} داده.

یا تیمور خان (آقر: ۷پ) بدان و آگاه باش که حضرت امیر المؤمنین علی __ علیه الصلوت و السلام^{۱۶۵} __ مرا خبر داده است که من بعد عقب بچهار پشت^{۱۶۶} شخصی از اولاد من خروج کند و بر بعضی ممالک پادشاه شود و دیگر فرزندی از آن شخص پیدا شود^{۱۶۷} و عالم‌گیر شود (کم: ۳۸۲) و پادشاهی او^{۱۶۸} مستدام باشد^{۱۶۹} تا وقت خروج هادی^{۱۷۰}. یا تیمور خان بدان و آگاه (مم: ۳۸۹) باش که اسم آن شخص می‌توان گفتن^{۱۷۱} فاماً^{۱۷۲} خارجیان در اردبیل بسیارند و پای چراغ تاریک است^{۱۷۳}. یا تیمور خان بدان و آگاه باش که بولایت امیر المؤمنین علی __ علیه الصلوة و السلام^{۱۷۴} __ مرا از تجربه و کرامات هیچ کم نیست بمَنَّة اللّٰه تعالی. یا تیمور خان بدان و آگاه باش که مرا بظاهر حال پنج مقام معلوم است^{۱۷۵}: اوّل قدس خلیل الرحمن دوم شهریان بغداد سیوم لرستان در سر کوه آب خاینده جان گویند^{۱۷۶} چهارم در شهر دزفول پنجم اردبیل. در قدس مبارک^{۱۷۷} مرا سید عجم گویند^{۱۷۸} و در شهریان بغداد مرا سلطان سید علی گویند و در لرستان سید علی ابدال گویند، در شهر دزفول سلطان سید علی سیاه‌پوش گویند و شاه رودبند نیز گویند و در اردبیل خواجه علی گویند^{۱۷۹}. یا تیمور خان بدان و آگاه باش که مرا بواجبی صادقان لرستان شناخته‌اند و از لرستان پیروزی^{۱۸۰} (دت: ۸ر) و بختیاری و عقیلی و بندانی و جوانگی و کوه‌گیلویه هفت هزار خانه بما محبّ و مرید شده و دست بیعت گرفته چون قوم کوشکی و رکرک و استرک و تونی^{۱۸۱} و طبنونی و کمار و مهدماکان و ویزاوند^{۱۸۲} و اورک و جوانگی^{۱۸۳} و غیرهم و اللّٰه اعلم.

فضة و لکنه رجل من ولدی اسمه اسم نبی یرحل الی تبریز بانی
 عشر الف فارس معصب بعصایه حمراء راکباً علی بغلة شهباء فاذا
 سمعتم به و ادرکه احد(۹) فی زمانه فاتوه و انصروه و لو حبوا
 علی الثلج.
^{۱۶۳} مم و کم: علیه السلام.
^{۱۶۴} در مم و کم «معلوم» نیست.
^{۱۶۵} در مم و کم «گویند» نیست.
^{۱۶۶} مم و کم: در قدس خلیل.
^{۱۶۷} در مم و کم «گویند» نیست.
^{۱۶۸} در مم و کم «گویند» نیست.
^{۱۶۹} در مم و کم «گویند» نیست.
^{۱۷۰} دت: پیروزی؛ مم و کم: پیروزی.
^{۱۷۱} دت: طونی.
^{۱۷۲} دلبری ۲۸۳: نیراوند.
^{۱۷۳} مم و کم: جانگی.
^{۱۶۳} مم و کم: عالم.
^{۱۶۴} مم و کم: بسیار.
^{۱۶۵} در مم و کم «علیه الصلوت و السلام» نیست.
^{۱۶۶} کم: عقب چهار پشت.
^{۱۶۷} در دلبری ۲۸۲ عبارت از «از اولاد من» تا «از آن شخص»
 افتاده است.
^{۱۶۸} دت: آن.
^{۱۶۹} مم و کم: دیگر فرزندان آن شخص پیدا شوند و عالم‌گیر
 گردند و پادشاهی ایشان مستدام باشد.
^{۱۷۰} کم: وقت خروج مهدی هادی.
^{۱۷۱} مم و کم: گفت.
^{۱۷۲} کم: و امّا.
^{۱۷۳} در مم از «فاماً» تا «است» نیست و در حاشیه مم عبارات
 عربی زیر نوشته شده است: قال امیر المؤمنین علی بن ابی طالب
 __ علیه السلام __ قال لنا فی اردبیل کنز لیس من ذهب و لا من

II (3) واکف 文書①

بر خوانندگان این حروف پوشیده و مخفی نماند که (آفر: ۸) چون^{۱۸۴} حضرت مولی ملوک العرب و العجم و زینت الامراء فی العالم، کاشف المعانی، بانی المعالی^{۱۸۵}، اعدل السلاطین فی الآفاق، مخدّر^{۱۸۶} المناصب بالاستحقاق، مؤسس قواعد العدل و الاحسان، فوايض انواع الجود علی الانسان، المقصد ارباب الحاجات، المطلب اصحاب المهمات، الممدوح باکرم المدح و احسن الصفات، المظفر الدنيا و الدين تیمور خان^{۱۸۷} پادشاه^{۱۸۸} __ خلد الله ملکه و سلطانه و افاض (کم: ۳۸۳) علی العالمین بره و احسانه __ این حکایات المعانی الآیات^{۱۸۹} از لفظ دربار گوهرنثار حضرت قطب الاولیاء و برهان الاتقیاء، موسی طور المناجات و السالک السلوک عبادات^{۱۹۰} و شاهباز^{۱۹۱} قلعه کوه معارفات و زاهد پاک‌دین مستجاب الدعوات، السلطان سید خواجه علی ابن شیخ صدر الدین موسی ابن شیخ صفی الدین اسحق ابن سید جبرئیل الحسینی بشنید، دست ارادت بدامن سعادت ابدی و دولت سرمدی خاندان محمد و علی __ علیهم الصلوة و السلام^{۱۹۲} __ خصوصاً بظاهر حال بدامن سلطان خواجه علی پیچیده و در کشتی نوح نشسته و از غم طوفان گروهان هالک در صف ناجی نجات یافته و این بعضی املاک که در ذیل ذکر کرده^{۱۹۳} می‌شود، از مالکان املاک مزبوره بزر حلال خود خریده و بذکور اولاد وقف حضرت سلطان خواجه علی نمود و این شرح را بجهت آن در این سند ثبت فرموده که چون بعد الیوم سلاطین عصر و حاکمان شرع الشریعت^{۱۹۴} و سادات (دت: ۸) پ) ذوی الاحترام که از اولاد سلطان (آفر: ۸) خواجه علی^{۱۹۵} نباشند و مشایخان کرام و قضات اسلام و اعلی و ادنی از خواص و عوام از تاریخ ذیل تا هزار سال من بعد الایام این سند را بمطالعه ایشان رسانند^{۱۹۶} یا شنیده‌ها بدیشان شنوند، چون شنیده باشند و خوانند و دانند، باید^{۱۹۷} که روی خود را از متابعت خیر و احسان صاحب خیران نگردانند. چون موضعی یا قریه‌ای یا مزرعه‌ای یا قطعه‌ای^{۱۹۸} یا باغی یا طاحونه‌ای از جوی تا حبه‌ای^{۱۹۹} از موقوفات ذیل یومی از ایام احدی از احاد بغیر حق دانسته یا ندانسته^{۲۰۰} اجداد و جدات متصرف شده و بدو رسیده و یا آنکه خود از دیگری خریده و یا بزور گرفته و یا بایر شکافته و تصرف کرده و چون بمضمون وارسند یا شنوند و یا خود خوانند و دانند و بحیله شرعی نبوشانند^{۲۰۱}، (مم: ۳۹۰؛ کم: ۳۸۴) وقف را وقفی^{۲۰۲} دانسته، حق بمركز^{۲۰۳} خود قرار داده، باز گردانند و حق و سعی مرا در حق سلطان خواجه علی و اولاد کرام او ضایع

۱۹۵ در دت «علی» نیست؛ در حاشیه مم این «خواجه علی» از قلم دیگر نوشته شده است.
 ۱۹۶ کم: ... و سادات ذوی الاحترام از تاریخ ذیل تا هزار سال این سند را بمطالعه آنکه از اولاد سلطانی نباشد، رسانند.
 ۱۹۷ دت: ... دانند و باید.
 ۱۹۸ مم و کم: قطعه زمینی.
 ۱۹۹ مم و کم: طاحونه‌ای یا جوی.
 ۲۰۰ کم: نا دانسته.
 ۲۰۱ کم: بیوشانند.
 ۲۰۲ مم و کم: وقف.
 ۲۰۳ دت: حق را بمركز؛ مم و کم: حق را در مرکز.
 ۱۸۴ در مم و کم «چون» نیست.
 ۱۸۵ مم و کم: المبنی.
 ۱۸۶ مم و کم: محدّد.
 ۱۸۷ دت: شاه.
 ۱۸۸ دت: تیمور شاه پادشاه.
 ۱۸۹ در مم و کم «المعانی الآیات» نیست.
 ۱۹۰ مم و کم: العبادات.
 ۱۹۱ دت: شاهانه.
 ۱۹۲ دت: صلی الله علیه و آله و سلم؛ مم و کم: علیهما السلم.
 ۱۹۳ در دت «کرده» نیست.
 ۱۹۴ دت: شرع بالشریعت.

نگردانند که ﴿انَّ اللّٰهَ لَا يَضِيْعُ اَجْرَ الْمُحْسِنِيْنَ﴾^{٢٠٤} [ق ١١: ١١٥].

نعوذ باللّٰه چون سلاطین عصر و حاکم شرع و سادات ذوی الاحترام و قضات اسلام و مشایخ کرام خوانده و دانسته و شنیده و بمضمون رسیده که احدی از آحاد بدین صفات که ذکر کرده^{٢٠٥} شده، دخل غیر خقّ بموقوفات ذیل نموده و خقّ [و] سعی مرا در خقّ سلطان خواجه علی بی‌هوده فرموده، سلاطین عصر و حاکم شرع و مستوفیان زمان^{٢٠٦} بزور خود و رشوة الدنيا^{٢٠٧} و حيلة شرعی موقوف دارند و دفع الوقت کنند و فریفته دنیا (آقر: ٩) شده، امداد نمایند و سعی مرا در خقّ سلطان خواجه علی و اولاد کرام او بی‌هوده فرمایند، فردا در عرصات قیامت از عهده امور خودشان بیرون نیامده، خجل و شرمسار باشند، بلعنت^{٢٠٨} خدای و سخط رسول __ صلی اللّٰه علیه و آله و سلم^{٢٠٩} __ و بخون امام حسن و امام حسین __ علیهما السلام^{٢١٠} __ گرفتار باشند و اللّٰه اعلم بالصواب^{٢١١}. (دت: ٩)

II (4) 売買文書①

	موضــــع	موضــــع	موضــــع	موضــــع
	اللّٰه محمد علی	مهر	مهر	مهر
	راستی رستی			
	العبد تیمور			
چهار علی	موضــــع	موضــــع	موضــــع	موضــــع
	مهر سر	مهر	مهر	مهر
	بند			

اما بعد، سبب تحریر و ذکر این کلمات شرعی شعار آن است که حضرت مفخر القبایل و العشایر و هما^{٢١٢} امیر بلاله بن امیر پایدار^{٢١٣} و امیر خسرو شاه بن امیر عمر و امیر رستم بن امیر حسن و امیر الیاس بن امیر محمود و امیر محمد بن امیر احمد و امیر زنگی شاه و امیر تاج الدین بن قتلوغ يعرف^{٢١٤} کردکوبران، و ثانی: امیر مارغ بیک بن تاتار بیک و امیر محمود بیک بن علی بیک و امیر یونس بیک بن سلغر بیک و امیر علی شیر بیک (کم: ٣٨٥) بن ارغونی بیک مشهور باولاد مارغ بیک تاتار،

^{٢١٠} در دت و مم و کم «علیها السلام» نیست.
^{٢١١} دت: و اللّٰه اعلم؛ مم و کم: ... و الیه المرجع و المآب.
^{٢١٢} در مم و کم «و هما» نیست.
^{٢١٣} مم و کم: نامدار؛ دلبری ٢٨٤: ایدار.
^{٢١٤} در کم «يعرف» نیست.
^{٢٠٤} در دت «اجر المحسنين» نیست.
^{٢٠٥} در دلبری ٢٨٤ «کرده» افتاده است.
^{٢٠٦} دت: الزمان.
^{٢٠٧} مم و کم: رشوة.
^{٢٠٨} مم و کم: بر لعنت.
^{٢٠٩} مم و کم: صلی اللّٰه علیه و آله.

و ثالث: کدخدایان محترم، قاید حسین بن جلال الدین و قاید خوشنام بن قاید رجب شاه و قاید شعبان بن قاید احمد و قاید تاج الدین (آقر: ۲۱۹) بن قاید سیف الدین و قاید حیدر بن [قاید] ۲۱۵ سهم الدین ۲۱۶ يعرف لر خوشنامی ۲۱۷، و رابع: قاید حسن بن قاید حسین ۲۱۸ و قاید سلیمان شاه بن قاید محمّد و قاید اختیار بن قاید خداداد و قاید حمزه بن قاید کرد امیر ۲۱۹ يعرف لر ویزاوند، و الخامس: کدخدا یعقوب بن کدخدا ملک و کدخدا قنبر بن کدخدا شرف الدین بن کدخدا اسمعیل ۲۲۰ يعرف سفریچی، در اجلاس حضرت ملوک العرب و العجم و پادشاه اعظم المعظم، نوشیروان ثانی و مزین بدین محمّدی — صلی الله علیه و آله و سلّم ۲۲۱ — حاضر آمدند و اقرار کردند و اعتراف شرعی نمودند بی‌ظلمی و ستمی و اکراهی که بر ایشان (دت: ۲۱۹) بوده باشد، بصحّت تن و کمال عقل و رضاء و رغبت خودشان که بفروختیم مبلغ املاک ذیل را از مواضع تلوار و قزیل اوزان و قوه‌رت و خسروآباد و اوزون درّه مشهور بطولقطو و شهرک و غازی قوشچی و قره تپه و ۲۲۲ بیچار و عله کوز و شوراب و تنیه من اعمال زرّین کمر عن کوره همدان واقع بعراق عجم مع التوابع و اللواحق من الارض و العمارة و القناة و النهر و الکهوف و الجبال و کلّ حقّ ما يتعلّق بهما علی مبادئ الوجود ۲۲۳ کلّها و الاسباب.

بیع شرعی ۲۲۴ بفروختند آنچه از مزارع فوق المسطور در ذیل صحیفه ثبت شود با حدّ و حدود اربعه معینه از آبدانه و بایره از زمین و عمارت و کاریز و جوی ۲۲۵ و کوه و رود و شجر آب ۲۲۶ و زنبورجای و گذار ۲۲۷ الصید کوهی از وحشی و طیور و جایگاه طاحونه و موضع (آقر: ۱۰) باغات (کم: ۳۸۶) و آبی و دیمی و رودخانه و سیلاب باران و صیدگاه (مم: ۳۹۱) ماهی ۲۲۸. از ایشان بخريد حضرت مولی الملوك العرب العجم و خاقان الاعظم المعظم، بانی خیر و احسان، بمبلغ خمسمائة و خمسين تومان ۲۲۹ که عبارت است از پانصد و پنجاه تومان که نصفه ۲۳۰ آن باشد دویست و هفتاد و پنج تومان زر حمراء الخالص ۲۳۱ المضروب المسکوک کپکی.

و مالکان مذکور و مشتری مذکور ۲۳۲ از همدیگر راضی و متراضی شدند و مزارعات مزبوره را تسلیم [مشتری مذکور] ۲۳۳

-
- | | | | |
|-----|--|-----|---|
| ۲۲۵ | مم و کم: کاریز جوی. | ۲۱۵ | آقر: قاسم. |
| ۲۲۶ | مم و کم: و شجرات. | ۲۱۶ | مم و کم: و قاید سهم الدین. |
| ۲۲۷ | دلبری ۲۸۶: کذا و. | ۲۱۷ | مم و کم: بلر خوشنامی. |
| ۲۲۸ | دلبری ۲۸۶: ماهیان. | ۲۱۸ | دت و مم و کم: قاید حسین بن قاید حسن. |
| ۲۲۹ | دت: خمسمائة تومان و خمسين تومان؛ مم و کم: خمسمائة و خمسون تومان. | ۲۱۹ | مم و کم: و قاید حمزه بن قاید کرد و امیر. |
| ۲۳۰ | مم و کم: نصف. | ۲۲۰ | دت: و کدخدا قنبر بن کدخدا شرف الدین کدخدا اسمعیل؛ مم: و کدخدا قنبری و کدخدا شرف الدین بن کدخدا اسمعیل؛ کم: و کدخدا قبری بن کدخدا شرف الدین بن کدخدا اسمعیل. |
| ۲۳۱ | دت و مم: زر حمراء خالص و زر فضّ الخالص؛ کم: زر حمراء الخالص و زر فضّ الخالص. | ۲۲۱ | مم و کم: صلی الله علیه و آله. |
| ۲۳۲ | در دت بعد از «مذکور»، «و» هست؛ در مم و کم «و مشتری مذکور» نیست. | ۲۲۲ | در دت «و» نیست. |
| ۲۳۳ | آقر: مشتری مشتری مذکور. | ۲۲۳ | مم و کم: علی مبادی الاسلام. |
| | | ۲۲۴ | دلبری ۲۸۶: به بیع و شری. |

__ابد الله سعادتهم^{٢٢٤} __ نمودند و حقّ ملك طلق و مال محض او دانستند و جلس^{٢٢٥} فى المجلس^{٢٢٦} الشرع صدر الحاكم العادل المرفق __ دام ظلّه __ فى^{٢٢٧} محضر جمع من العدول و المقيم باعترافهما و ذلك مشروح فى الحجج المجلّة المكتوبة^{٢٢٨} له بذلك و اتصل أنصح^{٢٢٩} جميع^{٢٣٠} ذلك^{٢٣١} حكم المولى الحاكم العادل المرفق^{٢٣٢} __ دام ظلّه __ و ذلك جرى^{٢٣٣} فى شهر سنة ستّ و ثمانمائة من الهجرية النبوية^{٢٣٤}. (دت: ١٠ر)

مزرعه	مزرعه	مزرعه	مزرعه
خسروآباد مع ما يتعلّق	قوهرت مع ما يتعلّق	تلوار مع تعلّقات	اوزن در مشهور طولقوتو ^{٢٣٥}
پنج دانگ	پنج دانگ	پنج دانگ	شش دانگ بالتمام
مزرعه	مزرعه	مزرعه	مزرعه
غازى قوشجى مع تعلّقات	شهرک مع تعلّقات	شوراب ^{٢٣٦}	کمره تيره ^{٢٣٧} مع تعلّقات
پنج دانگ	پنج دانگ	پنج دانگ	پنج دانگ
مزرعه	مزرعه (أقر: ١٠پ)	مزرعه	مزرعه
پنج دانگ	بيجار مع تعلّقات	عله کوز	
پنج دانگ	پنج دانگ	پنج دانگ	

II (5) 売買文書②

موضـع	أل تمغا	موضـع
الله محمّد على		مهر
راستى رستى		

٢٢٤ دت: ابدأ سعادتهم؛ مم و کم: ابدأ سعادتهم.
 ٢٢٥ دت و مم و کم: جلوس.
 ٢٢٦ مم و کم: مجلس.
 ٢٢٧ دت و مم و کم: و.
 ٢٢٨ کم: فى الحجّ و المجلّة المكتوبة.
 ٢٢٩ مم و کم: يصحّ.
 ٢٣٠ در کم «جميع» نیست.
 ٢٣١ در دلبرى ٢٨٦ عبارت از «مشروح» تا همين «ذلك» افتاده است.
 ٢٣٢ مم: المرافع.
 ٢٣٣ در کم «جرى» نیست.
 ٢٣٤ در مم و کم «من الهجرية النبوية» نیست.
 ٢٣٥ مم و کم: اوزون دره مشهور بطولقوتو.
 ٢٣٦ دت: شوراب بيخدا.
 ٢٣٧ دت و مم: قره تيره؛ در کم اين مزرعه نیست.

العبد تیمور

موضوع	چهار علی	موضوع
مهړ		مهړ

اقر و اعترف الصدر الملك العرب و العجم^{۲۴۸}، اتابک الاعظم المعظم، تاج الدولة و الدنيا و الدين اتابک سنقر بیګ و اتابک جعفر بیګ ابن النتيجة^{۲۴۹} السلاطین کیانی، اتابک محمد بن اتابک منصور بن محمد بن منصور بن اتابک محمد ماضی که بفروختیم شش دانګ تمام و کمال قریه ده که واقع است بولایت اصفهان که مشهور و معروف بده وعلوی مع مزروعات و کوه و رود و ما يتعلّق بها، و دو دانګ قریه خماییین که واقع است بولایت کمره عن کوره اصفهان، و چهار دانګ وادغ آباد که واقع است بولایت همدان مع جميع المزروعات و کوه و رود و ما يتعلّق بها^{۲۵۰}، (کم: ۳۸۷) بخدمت حضرت ملوک العرب و العجم و خاقان (دت: ۱۰ پ) الاعظم المعظم بمبلغ صد تومان که نصفه^{۲۵۱} آن باشد (اقر: ۱۱ ر) پنجاه تومان زر خالص مضروب مسکوک کیکی.

بخريد^{۲۵۲} از ایشان حضرت پادشاه معظم باقرار سلاطین زادهای مذکور شرعاً قیوماً اعتراف الشرع الدين المستقيم مختاراً من غير اكراه و اجبار^{۲۵۳} عليه ان^{۲۵۴} سهما شش دانګ قریه ده که واقع است بولایت اصفهان که مشهور و معروف است بده وعلوی^{۲۵۵} و دو دانګ قریه خماییین که واقع است بولایت کمره عن کوره اصفهان و چهار دانګ وادغ آباد که واقع است بولایت همدان و قیمت تمام و کمال بالمکان مذکور رسانید و املاک مزبور را بتصرف خود گرفته.

ان باعه بالحق و لا حق له فيه قليلاً و كثيراً و لا دعوى على نفسه بذلك العدول و كل ما^{۲۵۷} [اتصل^{۲۵۸} بجميع ما ذکر و سطر من [مفتیح] ۲۵۹] الكتاب الى محكمة الحكم الحاكم^{۲۶۰} من حکام المسلمين والى^{۲۶۱} من ولاة المؤمنين و هو الذى ثبت عنده الملكية و الوكالة و هو الحاكم المسجل اعز الله من والاه و [اذل من عاداه] ۲۶۲ ___ و قضي المشروعية حکماً جزمياً و مکّن^{۲۶۳} المشتري من التصرف فى المبيع و قرره فى يده تمکیناً حکماً جارياً و تقريراً^{۲۶۴} شرعياً لازماً و ذلك فى شهر سنة ست

۲۴۸ م و کم: العبد مولى الملك العرب و العجم.	۲۵۶ دلبری ۲۸۷: از.
۲۴۹ م و کم: ابني نتیجه.	۲۵۷ در دت و م و کم «ما» نیست.
۲۵۰ در دلبری ۲۸۶ عبارت از «ودو دانګ» تا همین «ما يتعلق بها» افتاده است.	۲۵۸ اقر: اتصل.
۲۵۱ م و کم: نصف.	۲۵۹ اقر و دت: مفتیح.
۲۵۲ در اقر بالای «بخريد»، «و» نوشته شده است.	۲۶۰ کم: الى محكمه و مختمه الحكم الحاكم.
۲۵۳ دت: اکراها و اجباراً.	۲۶۱ م و کم: ... المسلمين و والى.
۲۵۴ دلبری ۲۸۷: آن.	۲۶۲ اقر: عاد من عاداه.
۲۵۵ دت: بده علوی.	۲۶۳ دلبری ۲۸۷: کمین.
	۲۶۴ دت: تقرير؛ دلبری ۲۸۷: تقدیراً.

و ثمانمائة^{۲۶۵}.

بولایت اصفهان قریه ده بولایت کمره قریه خمایین (مم: ۳۹۲) بولایت همدان قریه وادغ آباد
شش دانگ تمام و کمال^{۲۶۶} دو دانگ چهار دانگ

II (6) 売買文書③

موضوع	چهار علی	آل تمغا	موضوع
مهر که در			الله محمد علی
سر بند است			راستی رستی
			العبد تیمور

موضوع موضوع

(آقر: ۱۱پ؛ دت: ۱۱) مهر مهر

اقرار کردند و اعتراف شرعی نمودند و هما کیازادهای معظم مکرم المسمی: کیا محمد و کیا حسن و کیا بیله زور و کیا کته زور ولدان کیا علی کیا^{۲۶۷} ابن کیا محمد بن منکلی بن محمد^{۲۶۸} معروف (کم: ۳۸۸) اصفهانی، ساکنه^{۲۶۹} در طوالش رحمت آبادی من اعمال کوهدم جیلان، و کدخدایان معزز محترم: کدخدا حسن و اخوان کدخدا محمد و کدخدا کیا ملک و کدخدا شیر ملک و کدخدا علی کیا و کدخدا علاء الدین مشهور معروف بیورج^{۲۷۰} طوالش رحمت آبادی که بفروختیم بحضرت مولی الملوک العرب و العجم و زینة الملوک فی العالم، خاقان الاعظم المعظم، همگی و جملگی بیست و چهار زیوار قریه سورزنه و قریه لاوطه مع قم دشت و نهر ارود که واقعدند بولایت طارم سفلی در بطن ذره کوه بناحیه [بلدیه] ، بمبلغ صد هزار دینار زر^{۲۷۱} مسکوک جاری الممالک^{۲۷۲} که نصفه آن [باشد] پنجاه هزار دینار زر خالص مضروب مسکوک جاری الممالک^{۲۷۳}. و مشتری مذکور __آبد الله سعادتهم^{۲۷۴} __ بمالکان مذکور رسانید باقرار مالکان مزکوره اقراراً شرعیا قیوما [شرعیه]^{۲۷۵} الدین المستقیم مختاراً من غیر اکراها^{۲۷۶} علیه ان سهما جمیع بیست و چهار زیوار قریه سورزنه مع نهر ارود و قریه لاوطه مع

^{۲۷۲} دت و مم و کم: ممالک.

^{۲۷۳} مم: نصف آن پنجاه هزار دینار باشد زر خالص مضروب

^{۲۶۷} مم و کم: و کیا کیسه زور ولدان کیا علی؛ دلبری ۲۸۷: کیا بیله زور ولدان کیا علی.

^{۲۶۸} در کم «محمد» نیست.

^{۲۷۴} دت: ابد سعادتهم؛ مم و کم: آبد سعادتهم.

^{۲۶۹} مم و کم: ساکن.

^{۲۷۵} آقر: شرعیه.

^{۲۷۰} مم: بهورج؛ کم: بتورج.

^{۲۷۶} مم و کم: اکراه.

^{۲۷۱} در مم و کم «زر» نیست.

^{۲۶۵} دلبری ۲۸۷: ست ثمانمانه.

^{۲۶۶} مم و کم: تمام.

قم دشت، و مشتری و مالکان مذکور از هم راضی شدند و قیمت بالتمام و کمال^{۲۷۷} بمالکان رسانیدند.
 ان باعه^{۲۷۸} بالحقّ و لا حق له فيه قليلا و كثيرا و لا دعوى على نفسه بذلك العدول وکل ما^{۲۷۹} [اتصل]^{۲۸۰} بجميع ما
 ذکر و سطر من [مفتتح]^{۲۸۱} الكتاب الى محكمة الحكم الحاكم من (أقر: ۱۲) حکام المسلمين [والى]^{۲۸۲} من ولاة المؤمنین و
 هو الذى ثبت عنده الملكية و الوكالة و هو الحاكم المسجّل __ اعزّ الله من والاه^{۲۸۳} و اذلّ من [عاداه]^{۲۸۴} __ [و قضى]^{۲۸۵}
 المشروعية حکما جزما و مکن^{۲۸۶} المشتري من التصرف فى المبيع و قرّره فى يديه تمکينا حکما جاريا و تقرير^{۲۸۷} (کم: ۳۸۹)
 شرعیاً لازما و ذلك فى شهور سنة ست و ثمانمئة من الهجرية. (دت: ۱۱پ)

II (7) ワクフ文書②

موضــــــــع	چهار عل	آل تمغا	موضــــــــع
مهر که در سر			الله محمد علی
بند است			راستی رستی
			العبد تیمور

موضــــــــع مهر
 موضــــــــع مهر

اما بعد، سبب تحریر ذکر^{۲۸۸} این وثیقه شرعیّه آن است که چون پادشاه عاقل کامل عادل^{۲۸۹}، السلطان الاعظم، الخاقان
 المعظم، مولى ملوک العرب و العجم __ خلد الله ملکه و سلطانه __ این بعضی قریه و مزارع که بموجب این سند شرعی شعار بزر
 حلال خود خریده و برضاء و رغبت خود [بذکور اولاد وقف]^{۲۹۰} حضرت سلطان^{۲۹۱} العارفين و برهان السانکین سلطان خواجه
 علی صفوی الحسینی نموده که «یوم لا ینفع مال و لا بنون الا من اتى الله^{۲۹۲} بقلب سلیم» [ق ۲۶: ۸۸-۸۹] ثواب آخرت باشد
 و نیز^{۲۹۳} عالمیان را بتخصیص اولاد کرام آن حضرت را معلوم باشد که ما هم از مشتریان یوسف صدیق الله بوده ایم و کمترینی

^{۲۸۶} دلبری ۲۸۸: کمین.
^{۲۸۷} مم و کم: تقریر؛ دلبری ۲۸۸: تقدیر.
^{۲۸۸} مم و کم: تحریر و ذکر.
^{۲۸۹} در دلبری ۲۸۸ «عادل» افتاده است.
^{۲۹۰} آقر: بذکور اولاد و وقف.
^{۲۹۱} در دت «سلطان» نیست.
^{۲۹۲} در دت «الله» نیست.
^{۲۹۳} در مم و کم بجای «و نیز»، «مر» نوشته شده است.
^{۲۷۷} مم و کم: الکمال.
^{۲۷۸} دت: باعیه.
^{۲۷۹} در دت و مم «ما» نیست.
^{۲۸۰} آقر: التصل.
^{۲۸۱} آقر و دت و مم: مفتح.
^{۲۸۲} آقر: وال؛ مم: و والی؛ کم: و وال.
^{۲۸۳} دلبری ۲۸۸: واله.
^{۲۸۴} آقر: عاده.
^{۲۸۵} آقر و دت و مم و کم: و قفی؛ دلبری ۲۸۸: وقفی.

از جمیع^{۲۹۴} محبّان و مریدان آن خاندان عالی‌شأن بوده‌ایم (آفر: ۱۲ پ) تا بدنیا و آخرت نظر مرحمت و شفقت و عنایت از ما بر نگیرند^{۲۹۵} که ﴿انّ الله لا یضیع اجر المحسنین﴾ [ق ۱۱: ۱۱۵].

و تولیت این املاک را بموجب [این] سند [بذکور اولاد جناب سیادت و سعادت‌نصابی]^{۲۹۶}، تقویّت و دیانت و فضیلت و کمالات آثاری، سیّد علی منصور بن سیّد جمال الدین بن سیّد علی منصور بن سیّد جبرئیل الحسینی رجوع نمودیم که نسلا بعد نسل بهرجات^{۲۹۷} و فواید این املاک را ضبط و غبط نموده و هر ساله بخدمت حضرت سلطان العارفین و (مم: ۳۹۳) برهان السالکین (دت: ۱۲ ر) و مرشد اهل یقین، سلطان خواجه علی بن سلطان شیخ صدر الدین موسی (کم: ۳۹۰) بن سلطان^{۲۹۸} شیخ صفی الدین اسحق بن سیّد جبرئیل الحسینی و اولاد کرام ایشان برسانند^{۲۹۹} و نرسد هیچ آفریده را از [سلاطین]^{۳۰۰} و سادات و مشایخ و قضات و غیره که دعوی ملکیت و تولیت برین املاک مذکوره نمایند، سوای از اولاد سلطان خواجه علی و اولاد سیّد علی منصور مشار الیه که ملکیت بسطان خواجه علی و اولاد او^{۳۰۱} متعلّق است و تولیت بسید علی منصور و اولاد او متعلّق است^{۳۰۲} و ایشان در این امر دست مطلقند و غیر ایشان را دخل^{۳۰۳} نیست.

نعوذ باللّه اگر یومی از ایام احدی از آحاد^{۳۰۴} خلاف این معنی بظهور رساند و دست ظلم و تعدّی دراز کند، بلعنت خدا و سخط رسول الله و خون امام حسن و امام حسین^{۳۰۵} __علیهما السلام^{۳۰۶} __ گرفتار شود و حاکم شریعت (آفر: ۱۳ ر) و سلاطین عصر را باد که بعد از تاریخ ذیل اگر احدی از آحاد^{۳۰۷} از این وقفیات موضعی یا قریه‌ای یا قطع‌های^{۳۰۸} یا دانگی یا جوی یا حبه‌ای از اجداد او^{۳۰۹} باو رسیده یا خود از دیگری خریده یا بایر شکافته و تصرف نموده و هزار سال برین تاریخ^{۳۱۰} گذشته باشد، چون وارث^{۳۱۱} این وقفیات طلب^{۳۱۲} کند، باید که امداد نموده، تسلیم او^{۳۱۳} نمایند و بحیله شرعی و رشوت دنیا نپوشانند و روح ما را از خود شاد بکنند^{۳۱۴} و حقّ و سعی مرا ضایع نگردانند تا فردای قیامت^{۳۱۵} از عهده امور خود بیرون آمده، خجل و شرمسار نباشند ﴿قوله تعالی انّ الله لا یضیع اجر المحسنین﴾ [ق ۱۱: ۱۱۵] فی شهر سنة ستّ و ثمانمائه لهجریه^{۳۱۶}. تمت^{۳۱۷}.

- | | |
|---|--|
| ۲۹۴ در مم و کم «جمیع» نیست. | ۳۰۵ دت: امام حسین و امام حسن. |
| ۲۹۵ دت و مم و کم: باز نگیرند. | ۳۰۶ در دت «علیهما السلام» نیست. |
| ۲۹۶ آفر: بذکور اولاد بجناب سیادت‌نصابی ؛دت: بذکور اولاد بجناب سیادت و سعادت‌نصابی. | ۳۰۷ مم و کم: گرفتار باشد. ذیل: اگر احدی از آحاد... |
| ۲۹۷ دلبری ۲۸۹؛ و مهرجات. | ۳۰۸ مم و کم: قطعه زمینی. |
| ۲۹۸ در مم و کم «سلطان» نیست. | ۳۰۹ مم و کم: حبه‌ای از حیات. |
| ۲۹۹ مم و کم: برساند. | ۳۱۰ در مم و کم «تاریخ» نیست. |
| ۳۰۰ آفر و دت: سلاطین و سلطان. | ۳۱۱ در مم «وارث» نیست. |
| ۳۰۱ در مم «او» نیست. | ۳۱۲ کم: مطالعه. |
| ۳۰۲ در دت عبارت «و تولیت بسید علی منصور و اولاد او متعلّق است» نیست؛ در مم و کم فقط «است» نیست. | ۳۱۳ در مم و کم «او» نیست. |
| ۳۰۳ کم: دخلی. | ۳۱۴ دت: کنند. |
| ۳۰۴ مم و کم: یومی از ایام و احدی از آحاد. | ۳۱۵ دت و مم و کم: فردا در عرصات قیامت. |
| | ۳۱۶ دت: فی شهر سنة ۱۰۳۸؛ در مم و کم «لهجریه» نیست. |
| | ۳۱۷ در دت و مم و کم «تمت» نیست. |

『ハヤーティー史』におけるジュナイド

矢 島 洋 一

Junayd in the *Tārīkh-i Ḥayātī*

YAJIMA, Yoichi

Among the *shaykhs* of the Safavid Sufi order, Junayd has been among the most enigmatic because of the scarcity of sources for his supposed significance in the history of the order. So far, we have had only brief descriptions of him in the Safavid historiographies and fragmentary references to him in non-Safavid sources. However, the recently discovered *Tārīkh-i Ḥayātī*, a Safavid history written during the reign of Ṭahmāsb I, offers some unique information about the personal history of Junayd as well as the history of the order itself. This paper aims to reexamine the activity of Junayd and its background based on the new source.

Junayd was exiled from Ardabil by his uncle Ja'far, who was supported by the Qaraqoyunlu ruler Jahānshāh. The Aqqoyunlu ruler Uzun Ḥasan sided with Junayd against his rival and married his sister to him. Junayd invaded and plundered Trabzon with the military support of Uzun Ḥasan, which seems to have served well in the latter's diplomatic negotiations with the Empire of Trebizond. His invasion of Samtskhe can also be assumed to have been a factor involved in international relationships. His fatal expedition to Shirvānshāh followed.

Junayd's wandering life was a product of both the conflict between the Safavid family and the struggle between the Turkmen dynasties. His military activities in connection with Uzun Ḥasan's power and authority became not only a basis for the later militarization of the Safavid Sufi order but also a factor in the political and diplomatic situation at that time. The *Tārīkh-i Ḥayātī* reveals Junayd's significance in the history of the order as well as of contemporary northwestern Iran, Anatolia, and Caucasus.

はじめに

1. 『ハヤーティー史』の発見
2. おじジャアファルとの確執
3. ウズン・ハサンとの姻戚関係

4. トラブゾン侵入

5. サムツへ侵入
 6. ジュナイドの最期
- おわりに

Keywords: Safavid Sufi order, Junayd, Uzun Ḥasan, Trabzon, Samtskhe
キーワード: サファヴィー教団, ジュナイド, ウズン・ハサン, トラブゾン, サムツへ



はじめに

サファヴィー教団はその歴史の中で三つの力を順次獲得していった。まず始祖サフィー・アッディーン時代に聖者一族としての求心力を帯び、サドル・アッディーン時代に経済力を得て、ジュナイド時代に軍事力を具えたのである。そしてその三つの力を背景としてサファヴィー朝を建設したのがイスマーイール1世だった。

うちサフィー・アッディーンについて伝える同時代史料は少ないものの、後に教団内で作られた聖者伝が多くの情報を伝えている。サドル・アッディーン時代の蓄財については、不動産目録等を通じて他のスーフィー教団と比べても珍しいほど詳細に知ることができる。イスマーイールについては言うまでもなくサファヴィー朝内外に豊富で多彩な史料が現存する。しかしジュナイドについては、サファヴィー朝史書の冒頭に置かれたサファヴィー教団史の中の簡略な記述や、非サファヴィー朝史料における断片的な言及以外に情報がなく、教団の性格が大きく変貌した重要な時期であるにもかかわらず不明な部分が多かった。しかし最近、サファヴィー教団史に関する重要史料『ハヤーティー史』が発見されたことにより、ジュナイド時代についても従来よりはるかによく知ることができるようになった。本稿は、同書に基づいてジュナイドの活動とその背景について再検討することを目的とする。

1. 『ハヤーティー史』の発見

初期サファヴィー朝史の主要史料の一つ、クンミー『歴史の精髓』の序文には、著者

が参照した六つの史書の著者達が列挙されている [Khulāṣat: I 3]。うち五人は既知の史書の著者だったが¹⁾、残る一人、ハヤーティー Mawlānā Ḥayātī Tabrizī なる人物の史書は知られておらず、散逸したと考えられていた [Glassen 1970: 12; Quinn 2000: 43]。しかし2017年、キューマルス・ゲレグラーはイラン国立図書館 No. 15776 写本 (1039年シャーバーン月/1630年3-4月書写) がハヤーティーの史書を含むことを報告し [Ghereghlou 2017]²⁾、翌年早くも校訂本を出版した [Ḥayātī]。題名は本文中では「歴史 (tārīkh)」とのみ言及されているが、校訂者により『ハヤーティー史 *Tārīkh-i Ḥayātī*』と呼ばれており、ここでもその呼称に従うことにする。

この発見により、『ハヤーティー史』はタフマースブ1世時代に書かれたサファヴィー教団時代からサファヴィー朝初期の時代を含む史書であることが判明した。同書の序文に述べられている章立ては実際の構成とは異なるため(表)、原形から改変された、あるいは他作品と混淆した写本である可能性もあり、その成立過程に関してはなお検討の余地がある。しかし同書にはサファヴィー教団史について他書に見られない独自情報が非常に多く、今後当該分野において必須の史料になるのは間違いない。『ハヤーティー史』自体についてはゲレグラーの解説に譲り、本稿ではジュナイドに関する同書の記述について、特に重要と思われる部分を訳出しながら検討していくことにする。

2. おじジャアファルとの確執

ジュナイドは、カラ・コユンル朝ジャハー

- 1) その五人とは以下の通り。Amir Sulṭān Ibrāhīm Amīnī Haravī (*Futūḥāt* 著者), Mir Yahyā Sayfī Qazvīnī (*Lubb* 著者), Mir Maḥmūd valad-i Mīrkhvānd (sic.) Haravī (*Ẓayl* 著者), Qāzī Aḥmad Ghaffārī (*Jahān-ārā* 著者), Ḥasan Beg Rūmlū (*Aḥsan* 著者)。
- 2) ゲレグラーはその前年に『ハヤーティー史』を利用して「ハイダル」の項目を *Encyclopaedia Iranica* に寄稿している [Ghereghlou 2016]。

表 『ハヤーティー史』の内容

序文での章立て [Hayāti: 28]	実際の構成	刊本頁
	序文	1-
第1の庭 アリー	第1の庭 アリー	29-
第2の庭 12 イマーム	第2の庭 12 イマーム	30-
第3の庭 サフィー	第3の庭 サフィー	41-
第1の園 サフィーの特性 (含9芝)	第1~8の芝 サフィーの生誕ほか	42-
第2の園 サフィーの系譜	第2の園 サフィーの系譜	61-
第3の園 サフィーの道統	第3の園 シャイフ・ザーヒド	68-
第4の園 シャイフ・ザーヒド	第4の園 サフィーの道統	72-
第5の園 サドル・アッディーン	第2の枝 歴代シャイフ	77-
第6の園 歴代シャイフたち	補足 サドル・アッディーン	81-
第7の園 アルダビール廟	アルダビールの教団施設	
第8の園 弟子たち	補足 歴代管財人	89-
	補完 サドル・アッディーン	90-
	補足 高弟たち, 弟子たち	94-
	補足 サフィー廟周囲に埋葬された弟子たち	98-
	第5の園 歴代シャイフの没年・家族など	110-
	ジュナイド	123-
	ハイダル	142-
	スルターン・アリー	179-
	イスマーイール	200-371

※庭 (ḥadiqa), 園 (rawza), 芝 (chaman), 枝 (shu‘ba), 補足 (tazyil), 補完 (takmilat)

ンシャー Jahānshāh (在位 1438-67) と結託したおじジャアファルによりアルダビールを追われる。サファヴィー朝・非サファヴィー朝史料とも、ジュナイドについて言及する際にジャアファルとの確執については触れないか [Futūḥāt: 36-43; Lubḥ: 269; Silsilat: 139-140; Ḥabīb: IV 425-426; Ālam-ārā: 259-265], 軽く示唆するのみであるが [Khulāṣat: I 34-36; Jahān-ārā: 261-262; Aḥsan: II 601-602; Āṣnḳpaṣāzāde: 330]³⁾, 『ハヤーティー史』ではより詳しく両者の関係が述べられている。

管財人職 (tawliyat) は最初、聖者たちのスルターン、サドルの指名と遺言により、スルターン・ハージャ・スルターン・アリーに帰した。かのお方はマッカに向かう際、管財人職をハージャ・シャイフ・シャー (・イブラーヒーム) に命じた。そのお方からは、聖者性の諸国のスルターンたるアブルガーズィー・シャー・ジュナイドが受け継いだ。しかし、シャイフ・ジャアファルは彼に権限を与えず、彼の手をその仕事に触れさせなかった。彼の後は完全なる導師、スルターン・ハイダルに属した。

3) そのためか、サファヴィー教団に関する代表的な研究でもジャアファルの扱いは僅かである。たとえばグロンケは (初期教団史を中心に扱った研究であるとはいえ) ジャアファルについては注でわずかに1回言及するのみであり [Gronke 1993: 277], マッザウィーに至ってはその名に触れずらない [Mazzaoui 1972]。ロエマーは、ジャアファルがジュナイドのシーア派傾向を嫌った可能性に触れるが、本人も述べるように根拠があるわけではない [Roemer 1989: 235]。シュティッケルによるサファヴィー教団に関する最新の研究においてもジャアファルへの言及は少ないが、上のロエマーの見解に対して「単に教団の指導権が欲しかっただけかもしれない」という推測を付け加えている [Stickel 2019: 104 n. 119]。

シャイフ・ジャアファルは、彼らの間に結び付きができるまで⁴⁾彼（ハイダル）にも関与させなかったが、彼（ジャアファル）の後、管財人職は彼（ハイダル）のものとなった。[*Ḥayātī*: 89]

『ハヤーティー史』もサファヴィー朝史料である以上、イスマーイールの直系先祖であるジュナイドやその息子ハイダルがサファヴィー教団の正当な長であるという前提には立っているものの、二人が教団の指導権を実質的に喪失していたことを明言している。ジュナイドをサフィー・アッディーンから数えて五代目の教団指導者とする従来の理解は、あくまでサファヴィー朝の見解に則ったものであり、少なくとも教団経営については実態を反映していないと言えるだろう。また、このような『ハヤーティー史』の直截的な性格がサファヴィー朝において忌避されて写本がほとんど伝存しない一因となった可能性もある。

このジュナイドとジャアファルの対立は、当時のイランにおけるカラ・コユンル朝とアク・コユンル朝との対立と連動したものだ。

当時、ミールザー・ジャハーンシャーがアゼルバイジャンと両イラクの支配者だった。彼の苛立ちの思考に、かの指導者の天の三日月（ジュナイド）が日に日に成熟の月齢を増していき、まるで太陽の如く天空に昇るであろうという考えが閃いた。彼は自分の王権が陰ってしまうことを心配し、導きの玉座の帝王すなわち気高き十全なる導き手、アブー・アルワラーヤ・シャイフ・スルターン・ハージャ・アリーの子の一人シャイフ・ファリード・アッディーン・ジャアファルに手紙を送り、自発的にも強制的にでもかのお方（ジュナイド）を子供や追従者たちと共にアルダビールから追い出し、留まる機会を与えないように、

と伝えた。そのシャイフ・ジャアファルはミールザー・ジャハーンシャーの娘の一人を自らの息子サイイド・カーシムに娶せて親類関係の鎖を強化し、彼の幸運の視野に反逆の覆いをかけていたので、彼に植え付けられた本性にして崩れた性質である悪しく醜い本質によって（ジュナイドとの）親戚関係の絆を血縁を切る裁断具と「我と汝との間には、二つの東の隔たり」（Q43-38）の対立の鋏で断ち切り、アルダビールの住民だったシャー・シュジャーウを遣って「ミールザー・ジャハーンシャーの命令によって、あなたはアルダビールに留まることができそうにありません」と（ジュナイドに）伝えた。敬虔者たちのスルターン（ジュナイド）は同じ使者を通じてこう伝えた。「私はいくら自らの使者を躊躇いの道に送り、理解の飛脚を思案の道に派遣しても、親類関係と友好の道に反して一致の道から外れたなどという情景は見えません。なぜならあなたは理由もなく恐れのエを親交の鏡にかけ、一致の輪から足を踏み出し、追従の鍵で圧制の扉を開いており、わけもなく親族関係の巻物を「まるで書き物を巻き上げるように」（Q21-104）巻き取り、調和のカアバ聖域の周りを不和の歩みで回っているからです。」[*Ḥayātī*: 125]

このように、姻戚関係を通じてカラ・コユンル朝ジャハーンシャーと結びついていたジャアファルによってジュナイドはアルダビールを追放された。ここではジュナイドの将来性に警戒心を抱いたジャハーンシャーがジャアファルを操ったことになっているが、動機としてはやや不自然に思える。むしろ、教団の指導権を巡るおじと甥の争いに、前者の後ろ盾であったジャハーンシャーが介入したと考える方が自然だろう。ジュナイドはアルダビールを離れるとき弟子達を連れて

4) ハイダルがジャアファルの娘を娶って和解したことを指す（後述）。

おり、うちルームから来ていた一派の勧めに従ってディヤールバクルに向かってハサンカイフに落ち着き [Hayātī: 126-127; Ḥabīb: IV 425; Ṣayl: 47; Futūḥāt: 38], そこでジャハーンシャーと対立するアク・コユンル朝ウズン・ハサン Uzun Ḥasan (在位 1452-78) に接近することになる。

3. ウズン・ハサンとの姻戚関係

ジュナイドがウズン・ハサンの姉妹ハディージャ Khadija を娶ったことは多くの史書で触れられているが、『ハヤーティー史』でもウズン・ハサンからの手紙をも引用しつつ以下のように述べられている。

その間に、敬虔者たちのスルターンの喜びを必然とする歩みの到着を、正義と善行の旗を掲げる今は亡き喜びの帝王、アブー・ナスル・スルターン・ハサン・バハードゥル・ハーン (ウズン・ハサン) が知った。このカリフの地位をもつ一門に対する彼の誠意と信頼は完全であったので、舌を「神に讃えあれ。彼は我々から苦しみを取り去ってくださったお方」(Q35-34) という感謝の働きへと開き、彼の高貴なる到着を大切な機会と見做した。そしてかのお方への手紙を書き、巻物の中で自らの誠意と信頼を表明した。手紙の内容は以下の通りである。

「神に讃えあれ。彼は善き者の面前に勝利の門を開き、その望みの顔の上に贈物と恩恵の布をかけたお方。

目や心により名が刻まれる前に

恋人の顔の像は魂の鏡にある
存在の詩が「神の友たちには恐れがなく、
彼らは憂うこともない」(Q10-63) という
集いの上席たちの合意によって開句から作
られ、目証の光が「彼らは自らの主の導き
の上におり、彼らこそ榮譽を受ける者たち
である」(Q2-5) という人々の信頼の地平

からすべての地平に照ったとき、善に連なる思考は常に幸運の顔を、聖者性の階位にしてカリフ位の宿所、到達の国の総督にして創出の仕事場への寄進者、主の開示の閃光の昇る場にして神の慈愛の息吹が吹く場、唯一性の花園で歌う吉報のサヨナキドリの集いの中で独座する者、正しき聖法の旗を掲げる者にして不信仰者たちや反抗者たちの民を平定する者、王であり富める者であり力ある神の恩寵によって神の道を行き導きの道に向かう者たるお方、シャー・ジュナイド・フサイニー・サファヴィー——神が彼の存続によってそのカリフ位の間を上げ、彼の出会いによって聖者性の眼を喜ばせますように——の誠実なる信仰の鏡に映しています。そして神の恩寵の幸運と、果てしない援助の美德によって、我らの輝く思考において確信されました。幸運と吉兆の日々の存続や、カリフ位と王位の柱の固定は、「商いや売買に惑わされずに神を念ずる人々」(Q24-37) の高貴な言葉が彼らの状態を記述しているような、開示と奇跡の持ち主、歓喜と心的状態を備える者たちの大志の幸運と全き美德に拠っているのだと。特に、聖者性の徴たる一族にして導きの巢たる一門である清浄なるサファヴィー家は、各々が慎みと請願の手を彼らの愛の絆にかけて、彼の榮譽と幸運の手段をそなえており、嘲笑の歩みによって反抗の道を歩む者は皆「それは汝の主には決定済みのこと」(Q19-71) という望みの大木を引き抜こうとしているのです。神のおかげで、我らの願望はこの救いの一派の友好の雨の滴によって潤され、我らの状態の池が水を湛える庭園はこの一族の愛の泉によって喜んでいきます。遠隔のために邂逅の繋がりが達成の絆に結び付いていないとはいえ、王の性質の本質を聞いたことで、判断の完全なる強化によって意志と信頼の繋がりは「(天の) 堅固な七 (層)」(Q78-2) という土台をそなえています。この贈物が

首尾良く実現することを望みます。神の導きに従う者に平安あれ。」

彼（ウズン・ハサン）は、自らの貞淑なる姉妹のうち一人の気高き女性を聖者性の抛り所たるスルターン（ジュナイド）に娶せることにした。使者がメッセージを伝え、かの高位の帝王の完全なる合意と誠意を敬虔者たちのスルターンに申し上げると、（ジュナイドは）その内容に大いに喜び、その意思を祝福された吉兆なるものと見做した。その後、純潔の夫婦部屋の貞淑なる女性ヒルヤ・アーガー・ベギ——ハディージャ・ベギムとして知られ、暗い夜にその顔を見た者は地平線の帳から日が昇る誠実なる朝になったと思い、もし人々の目と目の瞳が闇の帳の中で彼女の美しい顔を見たら、ヒジャーブのために輝いた世界を照らす太陽だと思った——は、カリフ位の王座の許に連れられて来た。そして、「神の命令は実行されなければならない」（Q33-37）という帳簿から「我らは彼の妻を彼に相応しくした」（Q21-90）という治癒の姿がかのお方と貞節なる女性との間に生じていたので、永遠なる幸運が時代のビルキースを善の視野にもたらし、支配の角を統治の王座の隅に座らせた。[*Ḥayātī*: 127-129]

ここで、『ハヤーティー史』の記述は従来知られていた史料と食い違うようになる。アルダビールを追放されたジュナイドの行先について最も具体的に語るのはサファヴィー朝史料よりはむしろオスマン朝史料『アシュクパシャザーデ史』であり [*Āşıkpaşazâde*: 330-332], ジュナイドの足跡を迎える従来の研究もそれに拠る部分が多い [*Hinz* 1936: 25-32; *Yacızı* 1993: 124]⁵⁾。同書によれば、「おじに腹を立てた (*emmisine küsdü*)」ジュナイドはルームのオスマン朝君主ムラト 2 世 (在位 1421-44, 1446-51) の許に赴き、続い

てカラマン→コンヤ→ヴァルサク→ハラブ→ジャーニクと遍歴してからトラブゾンに侵入して荒らし、その後ウズン・ハサンのところに行ってその姉妹を娶ったという。これは『ハヤーティー史』の記述とは二つの点で一致しない。まずルームからジャーニクに至る遍歴は、単にディヤールバクルとハサンカイフの地名しか挙げない『ハヤーティー史』とは異なっており、また『ハヤーティー史』によればジュナイドのトラブゾン侵入はハディージャとの婚姻の後のことである。この問題を考えるために、まずはそのトラブゾン侵入について検討してみよう。

4. トラブゾン侵入

『ハヤーティー史』ではジュナイドのトラブゾン侵入について以下のように述べられている。

日に増す幸運の同行者たる主の恩恵の使者、吉兆の鎧の随行者たる天の援助の軍隊は、聖戦の旗を篤信なる意志と善良なる信仰の軍に掲げ、進行の手綱をトラブゾンへと向けた。そして明瞭なる信仰への助力を（神に）求め、不信仰者たちや多神教徒たちの旗の転覆するため、「神は偉大なり」「アッラーの他に神なし」の雄叫びを世に上げた。その境域に着くと、トラブゾンの総督は主の恩寵を受けた軍隊の到着を知って戦いの用意をした。当時ディヤールバクルのスーフィーたちとスルターン・ハサン（ウズン・ハサン）が勝利と結びついた鎧の随行者としていた軍からなるイスラーム軍は五千より多くはなかったが、彼らは神の助力に頼ってこの詩を口にした。

戦いの日だ、戦いをなせ
名誉を得よう努めよ
目指す戦場が広がるまで

5) ただし *Encyclopaedia Iranica* の「ジュナイド」の項目は『アシュクパシャザーデ史』を参考文献には挙げているものの、以下に述べる遍歴については触れていない [*Babayan* 2009]。

腹帯を馬に締めよ
 沸き立つ時は若さを求めよ
 奮闘の時は引き延ばせ
 戦闘の日には戦いの手を
 豹の口に入れよ

隊列が並び、槍先の歯は微笑みの中に、損傷の風は呼吸の中にあり、死期の唇は希望の顔に微笑みかけ、教訓を得る目は勇士たちの状態を見て泣いた。

剣の閃光がきらめいた
 勇者たちは獅子の如く攻めかかった
 槍は胸を次々と貫き
 刃は脳天に傷を与え
 地面は血でルビーの如く赤くなった
 血の洪水がジャイフーン川の如く流れた

世を照らす太陽が星々の軍を敗走させようと天の白馬に乗った時から、恒星と惑星の首飾りが天空の首にかかって闇の宦官が不信仰と信仰の間に介入した時まで、イスラム軍の不信仰者たちに対する攻撃は続き、獲物を捕らえる剣の打撃は増した。結局不信仰者たちの軍隊が撃破され、その民の多くが聖戦の剣によって「彼らの避難所は地獄である。何と悪しき寝床であろう」(Q3-197)の宿営地に旅荷を運んだ。逃走を図った一団もいたが、勝利の徴をもつ聖戦士たちは彼らを追跡してきらめく剣の的とした。金・宝飾・宝石などの戦利品の多さや捕虜の多さは、知性の勘定係でさえその計算ができないほどだった。

ルビー・紅玉でさえ物の数ではなくなり
 金銀にとっては市場も廃墟となり⁶⁾
 女や男の捕虜であふれ

その年貧しい者はいなくなった
 その後(ジュナイドは)目標の手綱をトラブゾン城塞の征服に向けた。城砦内にいた多神教徒たちは躊躇いもなく降りて来て城砦を引き渡した。敬虔者たちのスルターン

は偶像堂の破壊と偶像の打ちこわしを命じた。短時間で教会の建物と多神教徒たちの礼拝所は壊滅させ、アブラハムの如く良き信仰の火種と借り火のキリスト教徒の息により偶像を破壊し、多神教徒たちをイスラムの榮譽に浴させた。そしてかつて「彼の両親はユダヤ教徒かキリスト教徒」という教師から「神は三(位)の三番目である」(Q5-73)と吹き込まれていたが、「知れ、アッラーの他に神はなし」(Q47-19)と言うようになり、「ムハンマドは汝らのうち誰か父親ではない。しかし神の使徒であり預言者たちの封印である」(Q33-40)の意義を承認した。敬虔者たちのスルターンはそこから無事にハサンカイフに向かった。スルターン・ハサンが信仰に誠実な聖戦士たちのこの明確なる勝利を聞くと、安堵の花園に希望のバラが咲き、彼の状態の庭園は瑞々しく緑になった。[Hayātī: 130-132]

このトラブゾン侵入については他のサファヴィー朝史料における言及は少なく、タフマースプ1世時代の二つの史書で僅かに触れているに過ぎない。まずガッファリーは「(ジュナイドは)そこ(ディヤールバクル)から勝利の徴を持つガーズィー達の一隊と共にトラブゾンに対する聖戦に向かい、その後チェルケス人に対する聖戦を意図してシルヴァーンに出立した」[Jahān-ārā: 261]とごく簡単に述べるのみで前後の事情には全く触れない。一方ブーダーク・ムンシーはジュナイドとハディージャとの婚姻について触れた後、「しばらくしてから彼(ジュナイド)はトラブゾンの方に行き、860年にそこで殉教した」[Javāhir: 109]と述べるが、没地・没年とも誤っている。一方『アシュクパシヤザーデ史』は「(ジュナイドは)そこ(ジャーニク)からトラブゾンに向かった。トラブゾンの長(beg)も軍を

6) あまりに多くの戦利品を得たため、それと比べると普段多くの財物が飛び交っている市場さえまるで廃墟のように侘しく見えるほどだった、の意。

集めて迎え撃った。(ジュナイド軍は)トラブゾン軍と戦った。トラブゾン軍を破った。トラブゾン地方を荒らした。」と述べている [Âşıkpaşazâde: 331]。

従来知られていた史料の中でこの出来事を最も詳しく記すのはビザンツ史料、特にラオニコス・カルココンデュレスの史書である。同書によると、「アルタビレス (Artabilēs < Ardabil) という名のズケス (zykhēs < shaykh?)」の侵入を受けたトラブゾン側は水軍をも投入して迎え撃とうとしたが、結局皆逃げ出してしまったという [Chalkokondyles: 308-313]。シュクロフはこの「アルタビレス」をジュナイドに比定し、当時のポントス地方における疫病流行の年代や、ジュナイドに続いてトラブゾンを襲ったオスマン朝の将軍ヒズル Khizr (Hızır) の行動の年代比定などを根拠に、その侵入を1456年初夏の出来事と推定する [Shukurov 1993]。5年後の1461年にトレビゾンド帝国はオスマン朝によって滅ぼされるので、同帝国再末期の事件ということになる⁷⁾。

以上の既存史料に対して『ハヤーティー史』が新たに加える情報は、この行動とウズン・ハサンとの密接な繋がりである。ジュナイド軍にウズン・ハサンからの援軍が加わっていたこと、またその戦功にウズン・ハサンが満足したことに触れられている。トラブゾンは当時ウズン・ハサンの支配域の外縁部にあたっており⁸⁾、彼にとってジュナイドへの協力は支配域周辺での軍事活動の一環だったと思われる。また同時にウズン・ハサンは1456年以降トレビゾンド帝国と同盟交渉を

進めており、1458年にヨアンネス Ioānnes 4世 (在位 1429-58) の弟で直後にその後継者ともなるダヴィド David (在位 1458-61) の娘デスピナ Despina を娶っている [Woods 1999: 88]。ウズン・ハサンにとって、ジュナイドのトラブゾン侵入はトレビゾンド帝国に対する揺さぶりとなり、その交渉を有利にする材料の一つとなっただろう。

なおウズン・ハサンとデスピナの娘マルタ Marta (ハリーマ Ḥalima, アラムシャー 'Alamshāh と呼ばれる) とジュナイドの息子ハイダルとの間に生まれたのがイスマーイールである。サファヴィー朝史料におけるこの侵入に関する言及の少なさは、王朝創設者の父方の祖父が母方の祖母の郷里を侵略したことへの言及を避けた結果かもしれない。

ここで再び前述の『アシュクパシャザーデ史』と『ハヤーティー史』との齟齬について、ジュナイドのトラブゾン侵入を当時の国際関係の中に位置付けつつ検討すると、やはり後者の方が信憑性が高いようである。『アシュクパシャザーデ史』に基づけば、ジュナイドは各地を放浪した後何の後援もなくトラブゾン軍を圧倒し、その後にトレビゾンド帝国と同盟交渉中のウズン・ハサンと姻戚関係を結んだという、不可能とは言えないまでも聊か不自然な状況を想定しなければならなくなる。それよりは『ハヤーティー史』が伝えるように、姻戚関係を背景にウズン・ハサンから兵力を借りたジュナイドがトラブゾンを荒らし、ウズン・ハサンはそれを圧力としてトレビゾンド帝国との外交交渉に利用した、と考える方が自然だろう⁹⁾。

7) ただし、カルココンデュレスの記事ではこの侵入がヨアンネス4世の即位(1429年)に続いて「しばらく後 (meta de tinas chronous)」のことだとされており、ジュナイドの活動期には合わないことになる [Savidēs 2009: 150]。しかしこのトラブゾン侵入に関する箇所は同書に対する同時代の加筆であることが知られているので [Kaldellis 2014: 21-22]、別典拠からの挿入時に年代的な齟齬が生じたと考えられる。

8) 当時のウズン・ハサンの支配域を示す地図として、Woods [1999: 76] や Hewsen [2001: 142] を参照。

9) ロエマーはジュナイドのトラブゾン侵入はウズン・ハサンの宮廷に現れる前であったことを前提に、ジュナイドが自分の保護者であるウズン・ハサンの宮廷からその親類への攻撃に向かうことは考え難い、と述べているが [Roemer 1989: 238]、ウズン・ハサンがトレビゾンド帝国と姻戚関係を結んだのはその侵入の2年後のことである。

その後ジュナイドはアルダビールに帰ろうとするが、やはりおじジャアファルに阻まれることになる。

(ジュナイドは) ディヤールバクルから教導の家アルダビールに向かった。ミールザー・ジャハーンシャーは敬虔者たちのスルターンがアルダビールに入る前に、かのお方がスルターン・ハサンと一致と友好の姻戚関係を結んでいたこと、また彼らがディヤールバクルから故郷に向かっていくことを知り、再び急使によってシャイフ・ジャアファルに手紙を送った。「今回はシャイフ・ジュナイドを出迎えてやれ(=殺せ)。もしその狙いが実現しなければ、再び町から追い出せ。」シャイフ・ジャアファルは再び敵意と反抗の旗を掲げ、羞恥の文字を自らの状態のページから抹消した。そしてアルダビールの人々を、かのお方(ジュナイド)を子供や追従者共々殺害と追放をするよう促し、自らの冷酷な弁明と忘恩の心を「岩のように固く、いやもっと固く」(Q2-74)し、男気や親類関係をまったく顧みなかった。[*Hayātī*: 132-133]

ジュナイドは一度はアルダビールに入ったものの、人々の敵意を感じたため結局そこを出て、数日間町の外に留まった後にシールヴァーンシャーとの戦いに向かうことを決心する¹⁰⁾。

5. サムツへ侵入

次いで『ハヤーティー史』は、ジュナイドの「クルクラのグルジスタン (Gurjistān-i

Qurqura)」侵入について述べる。クルクラとは、南西グルジア～北東アナトリアのサムツへ Samtskhe (中心都市アハルツィへ Akhaltsikhe) を指す。この地方はイルハーン朝期以来アタベクの称号を与えられたジャケリ家が統治しており [北川 1977; Bedrosian 1979: 182-185; Kirzioğlu 1992: 148-162; Peacock 2012], クルクラとは君主名クヴァルクヴァレ (Q'varq'vare) に由来する。当時の君主もクヴァルクヴァレ 2 世 (在位 1451-98) である。

トラブゾンに対する聖戦の後、栄光の旗はクルクラのグルジスタンの方へと進撃の手綱を向けた。なぜなら敬虔者たちのスルターンは¹¹⁾、多神崇拝と頑迷さの持ち主たちに対する聖戦への限らない志向と言葉にできないほどの望みを持っていたからである。そして彼は、「財産と生命をかけて神の道において努力した者たちは、神の許で最高の位階を得る」(Q9-20) という気高き報酬を望み、一時たりとも寝床で休息することはなかった。そして再び聖戦の旗はハサンカイクから移動を重ねて二千人の憎悪を抱く戦士たちと共にクルクラのグルジスタンの周囲に到達した。クルクラは勝利の痕跡をもつ軍隊の到着を知ると、不信仰者たちからなる無数の兵を集めて敬虔者たちのスルターンを迎えた。しばらくして両隊列が激突した。

山の如き両軍は動き出し

その鳴動で世界が慄いた

角笛の吹き声がとどろいて

手足に熱と震えが生じた

聖戦士たちのパフラームの報復の剣が突然の厄災の如く不信仰者たちの頭上に振り下

10) 『ハヤーティー史』はこの部分に続けて、信頼できる情報によればジュナイドがアルダビールに向かった時既にジャハーンシャーは死んでいたことが分かる、と言い添えているが、年代的にはあり得ない。またシュティッケルは *Habib* 等を根拠に「ウズン・ハサンはジャハーンシャーに勝利した後ジュナイドを再びアルダビールに据えた」と述べているが [Stickel 2019: 103], 史料の当該部分にそのようなことは述べられておらず、何らかの誤解と思われる。

11) 原文 *sultān al-azkiyā'* の後に後置詞 *-rā* を補って読む。

ろされ、血を吸う矢の鏃が正確な意味の如く心臓に突き刺さった。血液は血管内で沸騰し、心臓は身体の中で叫んだ。剣は頭の中で奥まで達し、槍の舌は靈魂と共にしゃべり出した。

混乱が起こり、戦いは続いた

誰もが剣と矢に手をかけ

剣はよく研がれて輝き

一瞬たりとも仕事を怠らなかつた

槍はよく肝臓に達して

ただちに胸の秘密を知らせた

そして、夜色の黒き幕の軍団が青き日の幸運の額に突撃し、中国からホータンまで、イエメンからアデンまでを暗黒にした。

夜の麝香の巻毛が梳られ

夜陰の印が世に書きつけられた

戦闘の門が開かれた。不信仰者たちの軍は自らの状況のページに無力と危機の跡を見いだすと、手を逃走の裾にかけ、堅固な場所と堅牢な地に避け場を求めた。勝利の行為たる聖戦士たちは彼らを追跡し、略奪の手をグルジア人たちの財産に開き、村々や地域から多くの戦利品を手にし、無数の捕虜を得てそこから移動してアゼルバイジャンに向かった。[*Ḥayātī*: 134–135]

ジュナイドのこのサムツへ侵入については他史料には記録がほとんどなく、わずかに『アシュクパシャザード史』がジュナイドが不信仰者に対する聖戦のためにアヒスハ(アハルツィへ)とグルジスターンに向かうことに触れているのみである [*Āshīkpašazâde*: 331]。またこの出来事はグルジア側の史料にも記録がないが、もともとこの時代はグル

ジア史料の空白期なので¹²⁾、史料上の記述が僅少であることはジュナイドのサムツへ侵入自体を疑う理由にはならない。むしろ『アシュクパシャザード史』が僅かに触れている出来事が『ハヤーティー史』によって確認されたと考えるべきだろう。

この『ハヤーティー史』の記述からは単にジュナイドがサムツへを侵略し略奪行為をなしたという事実しか分からないが、諸史料に見える以下の三つの情報は、この侵入の意義を考える手掛かりになると思われる。

(1) アルメニア史料トヴマ・メツォベツィ『ティムールとその後継者の歴史』に、アルメニア暦 889 年(ユリウス暦 1440 年)にジャハーンシャーが「アルダビールの邪悪な指導者とすべてのカーディーとムダッリスを (ev zch'ar arrajnorndn Artavilu ev zamenayn ghati ev zmutarris)」連れてグルジアに侵入したという記事が見える [*T'ovma*: 119–120; *Javakhishvili* 1948: 40]¹³⁾。この「アルダビールの指導者」がサファヴィー家の人間であるとすれば、時期的にはジュナイドの父ハージャ・アリーを指すと思われるが、ジャハーンシャーと結んでいることからジャアファルかもしれない。いずれにせよ、アルダビールの有力者がグルジアに侵入したのはジュナイドが初めてではなかったことになる。

(2) ウズン・ハサンも何度か対グルジスターン遠征を行っており、うちジュナイド存命中に行われたものがグルジア・ベルシア・アラビア語史料に見える [*Kartlis*: 477; *Brosset* 1849: 687–688; *Diwārbakriya*: 376 ff.; *Ḥawādith*: 321; *Woods* 1999: 253–254 n. 5]。ただしその年代には史料により相違がある

12) 所謂『グルジア年代記』は 14 世紀で断絶しており、18 世紀になって編纂された『新グルジア年代記』も 15 世紀については極僅かな記事しかない。そのためグルジア史の概説でもこの時代については記述が少ないのが常である。ピーコックによるジャケリ家の通時的研究でもやはりこの時代に関する情報は少ない [*Peacock* 2012: 56]。

13) カラコユン朝とティムール朝との抗争に乗じて独立を強めていたグルジア王アレクサンドレ Aleksandre 1 世(在位 1412–42)は、ジャハーンシャーへの貢納を拒否したため侵攻を受けた [*Kirakosyan* 1997: 100]。この出来事はアルメニア写本の奥書にも記録されている [*Sanjian* 1969: 192]。

[Woods 1999: 255 n. 10]。

(3) 教皇ピウス2世(在位1458-64)の著作に、1459年にクヴァルクヴァレ(Gorgora)がブルゴーニュ公国に宛てた書簡が引用されている[Tamarashvili 1902: 594-596; Javakhishvili 1948: 68]。その中でクヴァルクヴァレは、キリスト教徒が協力してテュルク人と戦おうと呼びかけている。さらに翌年、ウズン・ハサンとクヴァルクヴァレは共にピウス2世に使者を送っている[Commentaries: 70-71]。

このように15世紀半ばにはアルダビールのシャイフやテュルクメン諸勢力がたびたびグルジスタンに侵入しており、そのことが当時の国際関係を動かす要因になっていたようである。勿論それら度重なる侵入の一つにすぎなかったジュナイドの行動はその主因だったとまでは言えないが、要因の一つに数えることはできるだろう。

6. ジュナイドの最期

その後ジュナイドはシールヴァーンシャー・ハリール・アッラー Khalil Allah 1世(在位1417-62)との戦いに赴き敗死することになる。『ハヤーティール』によれば、両者の対立を煽ったのもまたジャアファルだった。

ハリール・アッラー・シールヴァーンシャーのもとにシャイフ・ジャアファルの手紙が届いた。

「シャイフ・ジュナイドはずっとカリフ位への願望を抱いており、常に侵略の野心を抱いています。彼がディヤールバクルに向かう前に、信頼できる者たちの協力で心配を取り除きましょう。我々は、ミールザー・ジャハーンシャーの命令で彼をアルダビールから追放しました。彼はやむを得ずディヤールバクルの方に行きました。スルターン・ハサン(ウズン・ハサン)はミール

ザー・ジャハーンシャーに対して抱いていた憎悪のゆえに、(ジュナイドとの)友情の繋がりを姻戚の規範によって強化しました。そしてカリフ位の一家の弟子たちの一団が、シャイフ・ジュナイドがシャイフたちの許から教導の幸運によってこぼれたにも関わらず、彼に付き従っています。彼を排除することが御自分に必要だと考え、彼という文字を存在のページから抹消した方がいいですよ。」

シールヴァーンシャーはシャイフ・ジャアファルが敬虔者たちのスルターンにとって最大の敵であることを知っていたので、彼(ジャアファル)の誘惑と煽動によって正しき道から足を踏み外した。[Hayātī: 138]

『ハヤーティール』はジュナイドとシールヴァーンシャーとの戦いに多くの頁を割いているが、その内容にはあまり目新しい情報はないようである。ここではジュナイドの死の場面のみ引用しておこう。

敬虔者たちのスルターンに向けて方々から矢の雨が射掛けられた。一人の親指から放たれた矢によって彼の生命の継続が断ち切れ、彼の(神の)恩寵に満ちた魂は栄光と芳香の歓楽場たる恵みの楽園の住人となり、喜びの破壊者(死)の占有の手が彼の生命の基盤を破壊した。そしてシールヴァーンシャーはこの大きな恐怖と重い出来事を犯したことにより、自らの住処を「まさに地獄こそ住まいである」(Q79-39)の場所に定めた。しかし、不変の天命に抗うことはできず、不変なる(天命の)差配には逆らえない。厳格なる(神の)決定が意志の鎖の天命を揺り動かす時、(神は)海の中の月さえ空中へと達せしめ、天高く飛ぶ鳥さえ地面の奈落へと落とすのである。物事の本質を知る者は卑しい現世の虚栄には目もくれず、消滅の世界などより存

続の喜びをこそ好んだ。彼と結婚の契りを結ぶ者の望みの手は願いの胸には達せず、彼との逢瀬の絆を結ぶ者は心から願おうとも彼から一夜とて享受しなかった。なぜなら、彼において創造主の存続と被造物の消滅は避け難いものだからである。[*Hayātī*: 141-142]

おわりに

ジュナイドの死後、息子ハイダルはジャアファルと和解してその娘を娶る。

このようにしてかのお方（ハイダル）が1~2年にわたってアルダビールに留まると、シャイフ・ジャアファルにおいて心の粗野が柔和へと変わり、時には「神は汝らに、預けられたものをその持ち主に返すよう命じる」(Q4-58)という言葉に従って完全なる導師（ハイダル）を教導の地位に据えようという考えが彼の思念に現れたが、再び悪魔の囁きと邪魂の欲求が彼の正義の裾を掴み、彼はミールザー・ジャハーンシャーの方を気かけ、彼との姻戚関係の泉を濁らせようとはしなかった。雨雲が心地よい芝の庭に天幕を広げ、アトラス織のテントが錆色の天をリスのような灰色の背に背負い、スマレが美女たちの巻き毛の如きバラのまわりに頭を出し、ヒヤシンスが香で書いた甘い言葉の文字のような野生のチューリップと共に現れ、(神の)力の文字で土のページに「我らはそこに泉を涌かせる」(Q36-34)という字が書かれ、芝の上に広げた草のエメラルドの板に「神の慈悲の跡を見よ」(Q30-50)という姿が(現れた)季節、シャイフ・ジャアファルは自らの貞節の娘たちのうちの一人、素晴らしい善意から生まれた貞淑な女性、「人間もジンも彼女たちに触れたことがない」(Q55-58)という夫婦部屋から出た貞節な

女性を、完全なる導師に娶せた。彼女の頬の優美さは天国のフルたちを嫉妬の炎で焼き、その歩みの優雅さは直立する糸杉に艶めかしさを教えるほどであった。…(中略)…カリフ位の宝石箱の真珠、聖者性の星、サイド・ハサン・ミールザーがその高貴な女性から生まれた。そしてその姻戚関係の絆により、完全なる導師とシャイフ・ジャアファルとの間の友好の鎖に強化が生じ、(父ジュナイドから)受け継いだ敵意は完全に良好へと変わった。[*Hayātī*: 148-149]

ジャアファルの心変わりの理由はここには示されていないが、後ろ盾であったジャハーンシャーが1467年に没しカラ・コユンル朝も没落してしまったことが背景にあったのは間違いないだろう。ジュナイドとジャアファルとの確執に始まるサファヴィー家内部の対立は、最初から最後までテュルクメン諸王朝の動向と連動していたのである。

おじジャアファルによってアルダビールを追われたジュナイドは、姻戚関係を結んだウズン・ハサンの勢力に便乗して各地を荒らし回りながら信奉者たちと共に戦闘の経験を積んでいったと思われる。それらの戦いは、トラブゾンでもサムツへでも大量の戦利品を得たことから見て略奪行為の面があったのは間違いないが、『ハヤーティー史』含めサファヴィー朝史料ではジュナイドが不信仰者に対して積極的に行った聖戦とされている。それは、追放されアルダビールを不在にしていたジュナイドの後半生を肯定的に説明するために都合の良い解釈だったろう。そしてジュナイドの死後その集団を継承したハイダルがジャアファルと和解したことにより、サファヴィー教団はジュナイドらによって培われてきた軍事力を取り込むことになった。このように『ハヤーティー史』はサファヴィー教団が軍事力を具えていく過程とその背景をかなり明確にしてくれる。

ジュナイドは後ろ盾であったウズン・ハサンの力を大いに利用していたが、一方ウズン・ハサンにとっても、直接的には軍事行動のための兵力として、間接的には外交交渉を有利に運ぶための圧力として、ジュナイドは格好の手駒だった。政治的変動期にあった15世紀半ばの北西イラン・アナトリア・コーカサスに出没したジュナイドの行動は、各地の政治や外交に直接間接に影響を与えていた。『ハヤーティール史』はそれらの過程について考える上でも貴重な史料と言えるだろう。

参考文献

●史料●

- Âşıkpaşazâde: Âşıkpaşazâde Tarihi: Osmanlı Tarihi (1285–1502)*. Ed. Necdet Öztürk. İstanbul: Bilge Kültür Sanat. 2013.
- ‘Âlam-ârâ: Ibn Rûzbihân Khunji. Târikh-i ‘Âlam-ârâ-yi Amîni*. Ed. Muḥammad Akbar ‘Ashîq. Tihirân: Mirâth-i Maktûb. 2003.
- Aḥsan: Ḥasan Beg Rûmlû. Aḥsan al-Tavârikh, 3 vols.* Ed. ‘Abd al-Ḥusayn Navâ’î. Tihirân: Asâṭir. 2010.
- Chalkokondyles: Laonikos Chalkokondyles. The Histories*. Ed. & tr. Anthony Kaldellis. Cambridge, Mass.: Harvard University Press. 2014.
- Commentaries: Pius II. Commentaries. Vol. 3.* Ed. Margaret Meserve. Cambridge, Mass.: Harvard University Press. 2018.
- Diyârbakriya: Abû Bakr Ṭihirânî. Kitâb-i Diyârbakriya*. Ed. Necati Lugal & Faruk Sümer. Ankara: Türk Tarih Kurumu. 1962–1964; Rep. Tihirân: Zabân va Farhang-i Îrân. 1977.
- Futûḥât: Şadr al-dîn Ibrâhîm Amîni. Futûḥât-i Shâhi*. Ed. Muḥammad Rizâ Naşiri. Tihirân: Anjuman-i Âthâr va Mafâkhir-i Farhangî. 2004.
- Habîb: Khvândamîr. Târikh-i Habîb al-Siyar, 4 vols.* Ed. Muḥammad Dabîr Siyâqi. Tihirân: Kitâbfurûshî-i Khayyâm. 1983–4.
- Ḥawâdith: William Popper. Extracts from Abû’l-Mahâsim Ibn Taghri Birdî’s chronicle entitled Ḥawâdith ad-duhûr fî madâ ’l-’ayyâm wash-shuhûr*. Vol. 2. Berkeley: University of California Press. 1931.
- Ḥayâtî: Qâsim Beg Ḥayâtî Tabrizî. A Chronicle of the Early Safavids and the Reign of Shah*

- Ismâ’îl (907–930/1501–1524)*. Ed. Kioumars Ghereghlou. New Haven: American Oriental Society. 2018.
- Jahân-ârâ: Qâzî Aḥmad Ghaffârî. Târikh-i Jahân-ârâ*. Ed. Muḥtabâ Minuvî. Tihirân: Kitâbfurûshî-i Ḥâfiẓ. 1343Kh/1964.
- Ḥavâhir: Bûdâq Munshî Qazvinî. Ḥavâhir al-Akhbâr*. Ed. Muḥsin Bahrâm-nizhâd. Tihirân: Mirâth-i Maktûb. 2000.
- Kartlis: Kartlis Tskhovreba. Vol. 2.* Ed. Simon Q’aukhchishvili. Tbilisi: Sakhelmts’ipi gamomtsemloba «Sabch’ota Sakartvelo». 1959.
- Khulâṣat: Qâzî Aḥmad Qummî. Khulâṣat al-Tavârikh. 2 vols.* Ed. Iḥsân Ishrâqi. Tihirân: Mu’assasa-’i Intishârât va Châp-i Dânishgâh-i Tihirân. 2004.
- Lubb: Yaḥyâ b. ‘Abd al-Laṭîf Qazvinî. Lubb al-Tavârikh*. Ed. Mir Ḥâshim Muḥaddith. Tihirân: Anjuman-i Âthâr va Mafâkhir-i Farhangî. 2007.
- Silsilat: Ḥusayn Pirzâda Zâhidî. Silsilat al-Nasab-i Şafaviya*. Ed. Ḥusayn Naşirbâghbân. Tihirân: Armaghân-i Târikh. 2016.
- T’ovma: T’ovma Metsop’ets’i. Patmut’iwn Lank-T’amuray ew Yajordats’ Twrots’*. Ed. I Gortsatan K. V. Shahnazarean, Paris: E. Thunot. 1860.
- Ẓayl: Amir Maḥmûd b. Khvândamir Haravî. Îrân dar Rûzgâr-i Shâh Ismâ’îl va Shâh Ṭahmâsb Şafavî*. Ed. Gulâmriẓâ Ṭabâṭabâ’i Majd. Tihirân: Intishârât-i Mawqûfât-i Duktûr Maḥmûd Afshâr Yazdî. 2012. (= *Ẓayl-i Ḥabîb al-siyar*)

●研究文献●

- Babayan, Kathryn. 2009. “Jonayd.” *Encyclopædia Iranica*. <http://www.iranicaonline.org/articles/jonayd>. Last updated 2012.
- Bedrosian, Robert Gregory. 1979. *The Turco-Mongol Invasions and the Lords of Armenia in the 13–14th Centuries*. Ph. D. Dissertation. Columbia University.
- Brosset, Marie-Félicité. 1849. *Histoire de la Géorgie depuis l’antiquité jusqu’au XIX^e siècle*. 1^{re} partie. S.-Petersbourg: Imprimerie de l’académie impériale des sciences.
- Ghereghlou, Kioumars. 2016. “Ḥaydar Şafavi.” *Encyclopædia Iranica*. <http://www.iranicaonline.org/articles/haydar-safavi>.
- Ghereghlou, Kioumars. 2017. “Chronicling a Dynasty on the Make: New Light on the Early Şafavids in Ḥayâtî Tabrizî’s *Târikh* (961/1554).” *Journal of the American Oriental Society* 137(4): 805–832.
- Glassen, Erika. 1970. *Die frühen Safawiden*

- nach *Qāzī Aḥmad Qumī*. Freiburg i. Br.: K. Schwarz.
- Gronke, Monika. 1993. *Derwische im Vorhof der Macht: Sozial- und Wirtschaftsgeschichte Nordwestirans im 13. und 14. Jahrhundert*. Stuttgart: Franz Steiner Verlag.
- Hewsen, Robert H. 2001. *Armenia: A Historical Atlas*. Chicago & London: University of Chicago Press.
- Hinz, Walther. 1936. *Irans Aufstieg zum Nationalstaat im fünfzehnten Jahrhundert*. Berlin: Walter de Gruyter.
- Javakhishvili, Ivane. 1948. *Kartveli eris ist'oris*. Vol. 4. Tbilisi: St'alinis sakhelibis Tbilisis Sakhelmts'ipi Universit'et'is gamomtsemloba.
- Kaldellis, Anthony. 2014. *A New Herodotus: Laonikos Chalkokondyles on the Ottoman Empire, the Fall of Byzantium, and the Emergence of the West*. Washington, D. C.: Dumbarton Oaks Research Library and Collection.
- Kirakosyan, G. E. 1997. *Hayastanə Lank-T'amuri yev T'urk'men tsegheri arshavank'neri shrjanum (1386–1500 t't')*. Yerevan: HH GAA «Gitut'yun» Hrat'arakchut'yun.
- Kırzioğlu, M. Fahrettin. 1992. *Yukarı-Kür ve Çoruk Boyları'nda Kıpçaklar*. Ankara: Türk Tarih Kurumu Basımevi.
- Mazzaoui, Michel M. 1972. *The Origins of the Šafawids: Ši'ism, Šūfism, and the Ġulāt*. Wiesbaden: Franz Steiner Verlag.
- Peacock, Andrew. 2012. "Between Georgia and the Islamic World: the Atabegs of Samc'xe and the Turks." *At the Crossroads of Empires: 14th–15th Century Eastern Anatolia* (Deniz Beyazit, ed.), 49–70, Paris: Institut français d'études anatoliennes Georges-Dumézil.
- Quinn, Sholeh A. 2000. *Historical Writing during the Reign of Shah 'Abbas: Ideology, Imitation and Legitimacy in Safavid Chronicles*. Salt Lake City: The University of Utah Press.
- Roemer, Hans Robert. 1989. *Persien auf dem Weg in die Neuzeit: Iranische Geschichte von 1350–1750*. Beirut & Stuttgart: Franz Steiner Verlag.
- Sanjian, Avedis K. 1969. *Colophons of Armenian Manuscripts, 1301–1480: A Source for Middle Eastern History*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Savvidēs, Alexēs G. K. 2009. *Istoria tēs autokratorias tōn Megalōn Komnēnōn tēs Trapezountas (1204–1461)*, 2nd ed. Thessaronikē: Ekdotikos Oikos Adelphōn Kyriakidē.
- Shukurov, Rustam. 1993. "The Campaign of Shaykh Djunayd Šafawī against Trebizond (1456 AD/860 H)." *Byzantine and Modern Greek Studies* 17: 127–140.
- Stickel, Farida. 2019. *Zwischen Chiliasmus und Staatsräson: Religiöser Wandel unter den Šafawiden*. Berlin: De Gruyter.
- Tamarashvili, Mikel. 1902. *Ist'oria k'atolik'obisa Kartvelta shoris: namdvilis sabutebis shemot'anita da ganmart'ebit XIII sauk'unidan vidre XX sauk'unemde*. Tbilisi: Elekt'r. Sabech'di St'amba Kart. Ts'ig. Gam. Amkh.
- Woods, John E. 1999. *The Aqqyunlu: Clan, Confederation, Empire*, rev. ed. Salt Lake City: The University of Utah Press.
- Yacızı, Tahsin. 1993. "Cüneyd-i Safevî," *Türkiye Diyanet Vakfı İslâm ansiklopedisi* 8: 123–124.
- 北川誠一 1977 「イル＝ハン国の西南グルジア支配とサムツへ・アタベギ領（サアタバゴ Saatabago）の成立」『史朋』7: 9–24.

アブディー・ベグ版不動産目録 17-18 世紀写本欄外に転記された シャー・イスマーイールのファルマーン

小 野 浩

Commentaries on An Edict of Shāh Ismā‘īl Copied in *Ṣarīḥ al-Milk*

ONO, Hiroshi

On two manuscripts of *Ṣarīḥ al-Milk*, Ms. 3719 in National Museum of Iran and Ms. 2734 in National Library of Iran, a “*sözümüz*” edict of Shāh Ismā‘īl dated 10 Rajab 928 (June 5, 1522) is copied. The edict reconfirms that the farmland named Akhta khāna mazra‘a belongs to the shrine of Shaykh Ṣafī, and orders that the tax and rent should be paid to the proper owner—the shrine. It seems that the beginning of the copy on Ms. 3719 reflects the form of the original edict, though the text is written on the left margin of a folio.

Taking notice of the beginning phrases, there emerge slightly questionable points in the copy-text compared to other edicts of Ismā‘īl. In this tentative monograph, in order to examine whether this copy-text is genuine or an invention, a paleographical investigation was conducted to examine this issue in several respects—the extraction of specific epithets from the text to the margin, the use of the *nisba* ‘al-Ḥusaynī’ in the Intitulatio (*tughrā*), and the inscription of the seal. This problem requires further consideration.

はじめに

1. テキスト転写 transcription
2. 試訳
3. 文言と様式からの若干の考察

3.1 “*ṣafīya ṣafavīya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat*” の欄外抜き出しによる強調

3.2 “*al-Ḥusaynī*” のニスバ

3.3 印銘

おわりに

はじめに

アブディー・ベグ版不動産目録イラン国立博物館写本 3719 [*‘Abdī II*] およびイラン国立図書館写本 2734 [*‘Abdī III*] には、その元写本と考えられる国立博物館写本 3718 [*‘Abdī I*] には

Keywords: Ardabil, Shrine of Shaykh Ṣafī, Shāh Ismā‘īl, edict/farmān, form of document

キーワード: アルダビール, サフィー廟, シャー・イスマーイール, ファルマーン (発令書), 古文書様式



みられない欄外書き込みがあり、そのこと自体が検討に値する問題であるがそれは本論集渡部論文に譲り、本稿では博物館写本 3719 の [322] および図書館写本 2734 の [322] に見えるシャー・イスマーイール（在位 1501–1524）のファルマーンを転記したものにつき、テキストおよび試訳を提出し、その上で若干の考察を加えたい。

まずアブディー版 3 写本間の成立関係を論じた本論集渡部論文の考察に拠って、博物館写本 3719 と図書館写本 2734 のそれぞれに転記されている 2 つのファルマーンの本文のみについて見ると、前者を後者が写しなおしたものと見てよからう。従って僅かな異同があるものの基本的に両者同文と看做し得る。ただ後述するように、参照したと思われる元の文書の冒頭の書式を多少なりとも考慮して転記しているのは博物館写本 3719 であり、図書館写本 2734 はその点でより無頓着である。いずれも *mazra' a-i Akhtā-khāna*（図書館写本：-khān）……*dar tašarruf ast* 「アフターハーナ農地……占有」の項に斜め書きで附されているが、前者は「欄外書き込み」の体裁を保っているのに対し、後者では不動産目録本文の行間空きスペースをフルに占める形で転記されている。

1. テキスト転写 transcription

行表示は博物館写本 3719 に従い (1) (2) (3) …とし、図書館写本 2734 の行数は下段に①②③…とし、図書館写本 2734 が博物館写本 3719 と異なる箇所のみ下段にそれを示した。

- (1) bi'sm allāh al-raḥmān al-raḥīm
①
- (2-1) *ṣafiya ṣafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat* (2-2) *yā Muḥammad yā 'Alī*
②
- (3) *Abū al-Muẓaffar Isma'īl Bahādur al-Ḥusaynī syüzümiz*
③ *süzümiz*
- (4) (印銘) *kadkhudāyān va muzārī'ān-i qarya-i Shamāsbi bi-dānand ki*
④ ⑤
- (5) *vukalā-i zāviya-i mutabarraka-i munavvara* [] *namūdand ki mazra'a*
⑥ [空き] ナシ
- (6) *Akhta-khāna dākhil-i qarya-i Alghir ast ki milk-i shar'i*
Akhtā ⑦ ki (重複)
- (7) *muta'alliqa ba-zāviya-i mutabarraka-i mazkūra ast va hama sāla*
muta'alliq

(8) zirā'at namūd va māl va bahraḥa-'i ānrā ba-zāviya-'i mazkūra
namūda (va ナシ)⑧

(9) namī-rasānand binābarīn muqarrar farmūdīm ki ba'd

(10) al-yawm har kas dar mazra'a-'i mazkūra zirā'at
⑨ mazbūra

(11) namāyad māl va bahraḥa-'i ānrā az qarār-i vāqi' va rāstī
kunad

(12) ba-vukalā-'i zāviya-'i mazbūra rasānad va ānchi az
⑩

(13) sanavāt guzashta nazd-i har kas mānda bāshad
(guzashta ナシ)

(14) bilā quşūr javāb gūyand va tamarrud va takhalluṣ jāyiz
⑪ (va ナシ)

(15) na-dārand darīn bāb qadaghan dānista dar 'uhda dānand
⑫

(16) taḥrīran fi 'āshiri shahri Rajab sanat thamān va 'ishrīn
⑬

(17) va tis'mi'at
⑭

[印銘] (中央) mawzi-'i muhr *

ghulām-i shāh-i mardān ast Isma'il b. Ḥaydar

(右) gar kunad badraqa-'i luṭf-i tu hamrāhī-i mā

(左) charkh bar dūsh kashad ghāshīya-'i shāhī-i mā

[* mawzi' 図書館写本2734では明瞭に読めるが博物館写本3719では読みづらい]

2. 試訳

4行目以下の本文は左欄外にベタで書かれており、かつペルシア語と日本語の文構成の違いから、行数表示は大きな意味を持たないので省略した(発令者イスマールの名は、原文に従い「イスマイル」と表記する)。

- (1) 慈悲深く慈愛あふれるアッラーの名において
- (2-1) サファヴィー家の清浄なる—それが聖なる光に包まれんことを—
- (2-2) おおムハンマドよ おおアリーよ
- (3) アブー・アルムザッファル・イスマイール・バハドゥル・アル・フサイニーなる
余のことば
- (4) – (14) シャマースビー村の村長らと農民ら (kadkhudāyān va muzārī'ān) はかく知るべし：
祝福され光に満ちた修道場の代理人たち (vukalā-'i zāviya) が提示することには
アフタハーナ農地はアルギル村に入っており それは法に適った所有地で 件の
祝福された修道場に所属するものである しかるに [年極めで] 例年耕作して
いながら その地の税と小作料 (māl va bahraḥa) を件の修道場へ届けていない
それゆえ余は次のごとく決定した：今日以降 上記の修道場で耕作する者は皆
その地の税と小作料を 本来の正しい取決め通りに (az qarār-i vāqi' va rāsti) 上記の
修道場の代理人たちに届けるよう また何年も経過して誰のもとにおいてであれ
残っている物は不足なく責任を以て納付せよ (bilā quṣūr javāb gūyand) 背任と違反は
許されぬ この件については厳命 (qadaghan) と看做し 義務であると心得よ
928年ラジャブ月10日に書す

[印銘] (中央) (印の場所) 勇猛王 [アリー] の僕なり ハイダルの子イスマイール
(右) 汝の慈愛に余が同道してお護り送ることができるなら
(左) 回る天空さえ鞍下を担ぎ余の王位に服さん

3. 文言と様式からの若干の考察

上記の修道場ザーウィヤは言うまでもなくサフィー廟のことであり、シャー・イスマイールによるサフィー廟に関わるファルマーンとして注目される。この種のファルマーンの中では比較的その内容が把握しやすい部類に属するであろう。

内容としては、アフタハーナ農地はアルギル村に含まれ、サフィー廟の正当な所有地であるが、その地からの税・小作料が何年にも互り未納であったため、今日より定め通りに納めて、手元に残っているこれまでの余剰分もきちんと納付せよ、というものである。「占有されている (dar taṣarruf ast)」と明記されるアフターハーナ農地 mazra'a-i Akhtā-khāna の項の欄外にわざわざこのファルマーンを転記しているのは、やはり発令時点 (928/1522年) でこの地が既にサフィー廟のものとなっている事実を強調したいがためなのであろう。

ただ、本文最初の呼び掛けの対象がシャマースビー村の村長と農民であるのに対し、小作料等の未納問題が発生しているのはアルギル村に属するアフタハーナ農地となっている。地図で見るとシャマースビー Shamāspī (現 Shām-asbi) とアルギル Alghir (現 Pir-alqir) は、いずれもアルダビール西南方面に位置し、アルギルーアルダビールからおよそ 12km—とその東北東シャマースビーとはおよそ 6km ほど離れている。アフタハーナ農地は、行政区画上はアルギル村に属しながらもシャマースビー村に近接していたため、シャマースビーの農民らが勝手に耕作しその村長らが収益を得ていた—というような状況を想定すべきなのか、この文面だけでは確実なところは判然としない。

ここでは内容面にこれ以上立ち入ることを控え、このファルマーンを文書としての様式面か

ら検討してみたい。と言っても、ここに転記されているファルマーンは Fragner [1980] および Schimkoreit [1982] の文書目録にも記載されておらず、原文書は確認できないため、目睹し得ない文書裏面はもとより表面でさえも転記という性格上、古文書学的検討の対象とはなし得ず、わずかに冒頭の数行についてのみの若干の考察に限定される。

3.1 “šafiya šafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat” の欄外抜き出しによる強調

さて、まず確認できるのは、このファルマーンが「余のことば」 *sözümüz* (*syüzümüz*) の語を持つ所謂 *sözümüz* 文書であることである。モンゴル時代の *üge manu* 「我ら(余)のことば」に由来するこの語を有する文書はサファヴィー朝でも見られるが、タフマースブ1世(在位1524-1576)以降その数は減少傾向にあり、シャー・アッバース(在位1587-1629)を経てアッバース2世(在位1642-1666)時代の16世紀半ば(1550年)を最後にその姿を消す [Schimkoreit 1982]。

ペルシア語 *sözümüz* 文書は、西欧古文書学用語で *Intitulatio* と呼ばれる、発令者の肩書を明示するひとまとまりの文字群——通常は、クンヤ・イスマー・称号(バハドゥル、ハン、キュレゲン等) - *sözümüz* の語から成る——が特徴である。この *Intitulatio* —以下この用語を用いる—の構成要素は時代や王朝により多少の相違はあるが、イスマーと *sözümüz* の語は不可欠である。またアク・コユンル朝とサファヴィー朝の *Intitulatio* ではクンヤ・イスマーの上方に *al-ḥukm li'llāh* 「命令・裁定はアッラーに属する」の句がセットになって組み込まれるが、これはサファヴィー朝の文書官房用語ではトゥグラー (*tughra*) と言われる [Röhrborn 1966: 87; Röhrborn 1977: 334]。

そして文書冒頭部分が破損せず完全に近い形で残っているサファヴィー朝の *sözümüz* 文書では、*Intitulatio* の上方にムハンマドやアリーへの呼び掛けがあり、さらに上方にバスマラが記される。Herrmann が紹介したタフマースブのファルマーン (*sözümüz* 文書) では、*huwa allāh subḥāna-hu* 「その方こそアッラー 讃えあれ」の句がバスマラのさらなる上方に置かれている [Herrmann 1989: 105, 写真版] (ただし写真版からは見えにくい)。以上の *Intitulatio* より上方に置かれた句はそれぞれ、本文の行間よりも広く間隔を空けて書かれている。

冒頭も完備したサファヴィー朝期の *sözümüz* 文書として、上記 Herrmann が紹介したタフマースブのファルマーンを例にとれば、最上段から順に、

- (ア) *huwa allāh subḥāna-hu*
- (イ) [バスマラ]
- (ウ) ムハンマドやアリーへの呼び掛け
- (エ) *al-ḥukm li'llāh* から *sözümüz* までの *Intitulatio*

となる¹⁾。

そして、ここでのファルマーン (1) 行、(2-2) 行、(3) 行は、それぞれ上記の (イ) (ウ) (エ) に対応していることから、博物館写本 3719 においては、すぐ横に記した印銘も含め、書き手は転記に際して元のファルマーンの冒頭形式をそれなりに踏まえたことが看取される。となると、残る (2-1) 行の *šafiya šafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat* とは何か。*šafiya* と *šafaviya*、それにアラビア語動詞 *ḥuffat* はいずれも女性形である。

1) (ア) と (イ) が逆転する例もある [Busse 1959: 171, Tafel XXII]。また (ア) はティムール朝・カラ・コユンル朝・アク・コユンル朝の文書では *huwa al-ghani*, *huwa al-'aziz* などのヴァリエーションがある。

結論を言えば、これは(5)行目にある *zāviya-ʿi mutabarraka-ʿi munavvara* 「祝福され光に満ちた修道場(サフィー廟)」に後ろからかかる修飾句であり、博物館写本 3719 ではその箇所を示す空白が設けられている(図書館写本 2734 にはない)。博物館写本 3719 でファルマーンを転記した書き手は、この点も理解していたと見てよかろう。サフィー廟を指す *zāviya* や *āstāna* の語に関しては不動産目録自体の中に、これと似た表現 *zāviya-ʿi muqaddasa-ʿi munavvara-ʿi šafaviya* [*ʿAbdī I: 54a*], さらにアラビア語祈願文「栄光ある光に包まれんことを」をも含めた類似表現 *āstāna-ʿi muqaddasa-ʿi munavvara-ʿi šafaviya ḥuffat bi al-anvār al-subhāniyat* [*ʿAbdī I: 60a*] まで見られるので、この解釈は確実である。

このように特別な語句を欄外に抜き出して強調する書式は、モンゴル時代以降の発令書の類にしばしば見られる²⁾。この手法はサファヴィー朝期のファルマーンやフクム (*ḥukm*) といった発令書にも承継され、父祖の名をこのような手法で文書右上に抜き出して強調するタイプのものがいくつかあるが、ここでは上記(2-1)行の挿入句 *šafiya šafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat* の句を抜き出し強調している文書の例を見て行こう。

まずは *šafiya šafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat* と同一の挿入句が抜き出し強調されているものとして、Fragner が紹介したタフマースブ2世(在位 1722-1732。但し統一領域国家としての体は失われていた)の命令書 *ḥukm* 4 通が挙げられる [Fragner 1975a: Nr.1(183), Nr.7(203f.), Nr.9(207f.), Nr.10(210)]。4 例いずれも本文中のサフィー廟 (*āstāna*) [Nr.1: *āstāna-ʿi muqaddasa*, Nr.7: *āstāna-ʿi mutabarraka*, Nr.9: *āstāna-ʿi muqaddasa-ʿi munavvara-ʿi mutabarraka*, Nr.10: *āstāna-ʿi muqaddasa-ʿi munavvara*] の語に後ろからかかる句で、これが文書本文のはるか上方右側に抜き出し書きされている(文書 Nr. 7 と Nr. 9 では抜き出し箇所が判るよう僅かな空白を設けて小さなしるしを附している) [Fragner 1975a: Abb.4, 10, 12, 13]。これらはいずれも 18 世紀前半のもの (Nr.1: 1724 年, Nr.7: 1726 年, Nr.9, 10: 1731 年) である。

またこれらより少し以前の例として、スルターン・フサイン(在位 1694-1722)の 1714 年発令のフクム、さらに半世紀以上遡ってタフマースブ1世(在位 1524-1576)による 1550 年発令のファルマーンが同様の句に右上方への抜き出しを施しており、これらも同じく Fragner によって発表された [Fragner 1975b: Nr.2, Nr.5]。

スルターン・フサインのフクムでは、ムハンマド・フサイン・ベグが「神聖で、光に満ち、祝福された門闕(サフィー廟)の新部門の管財人」*mutavallī-ʿi sarkār-i jadīdī-i āstāna-ʿi muqaddasa-ʿi munavvara-ʿi mutabarraka* とされるが (Fragner の附す行数(4)行目。「新部門」に関しては近藤論文参照)、末尾 *mutabarraka* の後に続くべき *šafiya šafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat* の句が右上方に抜き出される [Fragner 1975b: Nr.5, 192, Abb.6]。

これら 18 世紀の諸例に対し、同類の文書としては今のところ唯一 16 世紀半ばの在証例がタフマースブ1世の Nr.2 文書である。そこでは父祖サフィー・アッディーンが(10)行目 (Fragner 1975b による行数に従う)に「聖者たちと真理探究者たちのスルターン睨下 (*ḥazrat-i*

2) ルーム・セルジュク朝年代記である Ibn Bibi 著 *Al-Awāmīr al-ʿAlāʾiyya fī al-Umūr al-ʿAlāʾiyya* のエルズィ A.S.Erzi の公刊出版にかかる写本では、モンゴル関連の記事になると、オゴテイ Üktây qân, モンケ Mangū khân, バト Šāʾin khân, イルハン İlkhân, ヤルリグ(とパイザ) yarligh (va pāyza) などの語が欄外に抜き出し書きされ、その箇所には×印が付されており、これは発令書等の文書類以外での珍しい例である [Ibn-i Bibi. *El-Evāmīrūʿl-ʿAlāʾiyye fīʿl-umūriʿl-ʿAlāʾiyye*. Ed. Adnan Sadık Erzi. I. Tıpkıbasım. Ankara: Türk Tarih Kurumu Basımevi. 1956: 452, 454, 532, 528, 542, et passim]。

sultān al-awliyā' va muḥaqqiqin)」と表され、それに続くべき彼の名「スルターン・シャイフ・サフィー・アッディーン・イスハーク—至高なるアッラーがその貴き神秘を聖なるものとなし賜うよう—」が文書の一番右上に記される [Fragner 1975b: Nr.2, 178, Abb.2-3] (これは上で触れた人名を抜き出して強調する一例でもある)。そして文書右最上位のサフィー・アッディーンの名の下段に, ṣafiya ṣafaviya ḥuffat bi al-anvār al-subḥāniyat 一末尾語のみ al-qudsiyat でなく al-subḥāniyat。これは最初の ṣafiya を除けば、上に挙げた不動産目録 [‘Abdī I: 60a] の表現と同形— が抜き出し書きされ、こちらは (4) 行目の āstāna-‘i muqaddasa-‘i munavvara-‘i mutabarraka のあとに挿入して読まれる。さらに (33) 行目— (34) 行目にかけての āstāna-‘i muqaddasa-‘i munavvara-‘i mutabarraka のあとにもこの句が挿入されることは、(4) 行目と同様 (34) 行目の mutabarraka の直後に空白が置かれていることより知られる³⁾。

タフマースブ1世のファルマーンではもう1通、抜き出し語は ṣafaviya の1語のみであるが、サフィー廟につき同じ処置を施した文書がある。Martin が紹介した7通のサファヴィー朝文書のうちの ‘Document III’ (1546年) がそれで、サフィー廟 āstāna-‘i muqaddasa にかかる語として ṣafaviya 「サファヴィー家の」を文書右上方に抜き出し、本文中のその箇所に空きを設けている [Martin 1965: Doc. III, 185, 248]。

以上より ṣafiya ṣafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat/al-subḥāniyat の句を抜き出して強調する例として、管見の限りで18世紀前半に5例、タフマースブ1世時代の16世紀半ばに2例を— 抜き出し語が ṣafaviya のみの例も加えて— 確認しえた。

では次に、他ならぬイスマール自身の文書でサフィー廟を示す zāviya ないし āstāna の語が現れるものを見てみよう。上に挙げた Martin の紹介にかかる7通のうち ‘Document I’ と ‘Document II’ がイスマールのものであるが、後者にアルダビールのサフィー廟を指す zāviya の語が現れる。すなわちその (5) 行目— 行数は Martin のものに従う— に zāviya-‘i munavvara-‘i muqaddasa-‘i ṣafaviya-‘i ‘aliya-‘i ‘aliya 「崇高にして気高きサファヴィー家の神聖にして光に満ちた修道場」とある [Martin 1965: Doc. II, 180, 247]。上記タフマースブの ‘Document III’ では、わざわざ ṣafaviya の語が抜き出されていたのに対し、このイスマールの文書では ṣafaviya の語は本文に組み込まれ、抜き出し書きは施されていないのである。この際、zāviya と āstāna との語の相違は、抜き出しの有無の事由とならないことは、これまでの例から明らかである。

以上より、サフィー廟の語にかかる形容句が抜き出し書きされる例は、現段階では18世紀前半およびタフマースブ時代の16世紀半ばに確認されるのみであること、加えてイスマールの文書では、サフィー廟の語がありながら ṣafaviya の語は抜き出されることなく本文中に収まっていたことも確認された。となると不動産目録に転記された当該ファルマーンにおいて ṣafiya ṣafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat の句が記され、さらに廟を指す zāviya の形容句としてそれが抜き書きされているのは、イスマールの文書としては些か例外的なものとなる。もちろん不動産目録の博物館3719写本および図書館2734写本に転記されたファルマーンをその初出例と看做すことも十分に可能であろう。しかしサファヴィー朝の行政・軍事機構はアク・コユンル朝のそれを直接のモデルとしていること [羽田1984: 5]、イスマール時

3) ただし、サフィー廟はほかに (28) 行と (35) 行に āstāna-‘i muqaddasa-‘i munavvara, (41) 行にも āstāna-‘i muqaddasa と出てくるのに、これらのあとには空白がなく、Fragner もここでの挿入は考えていないようである。

代の文書官房は、アク・コンル朝の文官がいわば横すべりして構成された観が色濃く見られること [Aubin 1959: 51, 60] が指摘されており、また Schimkoreit の目録によればシャー・イスマール⁴⁾の発令文書 28 件⁴⁾のうち破損したものを除いても 22 件が、ティムール朝、カラ・コンル朝、アク・コンル朝以来の書式の伝統を引く *sözümüz* 文書で占められている [Schimkoreit 1982: 110–124]。その後 Herrmann が発表した 2 通、さらに阿部氏が新たに紹介したイスマール⁴⁾発令文もまたこの伝統的書式に則る *sözümüz* 文書であった [Herrmann 1986; Abe 2017]。すなわちイスマール時代にはシーア派的文言を除けば、以前からの *sözümüz* 文書の形式に根本的な変革が加えられた形跡は見られず、総じて前代の延長線上にあったと見てよかろう。その上で、現存のイスマール⁴⁾関連文書に、サフィー廟への修飾句 *şafiya şafaviya huffat bi al-anvâr al-qudsiyat* と、その抜き出し書きによる強調を施す文書の実例を見ない点に鑑みると、原物が確認されていないこの転記されたファルマーンの真正性に、一抹の疑念が残るのもいつわらざるところである。次は al-Ḥusaynî のニスバの検討に移る。

3.2 “al-Ḥusaynî” のニスバ

Intitulatio で特に目を引くのは、Abū al-Muzaffar Isma‘il Bahādur al-Ḥusaynî *syüzümüz* の中の al-Ḥusaynî の語であり、言うまでもなくこれはアリーの子フサインに連なる者としてのニスバである。サファヴィー朝期のイランには al-Ḥusaynî のニスバを称するサイドたちが存在していたが、守川氏によればサファヴィー朝王家でこのニスバを有した者として、貨幣の銘ではイスマールとタフマースブの使用例が—タフマースブは 16 世紀詩人伝においても—、また文芸作品ではイスマールの子息たちの使用例が確認され、そしてバイエルン州立図書館所蔵の 1 写本およびイスタンブール大学所蔵の 1 作品の一部「シャー・イスマールの書」には、Ismā‘il b. Ḥaydar al-Ḥusaynî の名が見られるという [守川 2009: 7, 10–12]。そうであれば、ここでの Intitulatio における Abū al-Muzaffar Isma‘il Bahādur al-Ḥusaynî もさしたる問題にはならない。だが今このニスバの使用例を検討するにあたり考慮すべきは、それが現れる「場」—貨幣、碑刻、史書、文芸作品（詩・散文）、文書…等—、その「場」ごとの使用例を見て行くことであろう。そこで〈*sözümüz* 文書 Intitulatio における al-Ḥusaynî 使用例〉に限定して検証することになるが、その際 *sözümüz* 文書に加え、〈文書本文冒頭で *farmān* ないし *ḥukm* と称している発令書〉まで含め検討して行くこととする。

まずタフマースブ 1 世の *sözümüz* 文書では、Intitulatio に al-Ḥusaynî のニスバを有するものが 1 件確認される。Fekete のベルシャ古文書学導論に収められた 1549 年発令 Nr.69 文書 [Fekete 1977: 398f., Tafel 156–158] がそれで、冒頭はつぎのごとくである。

- (1) huwa allāh subhāna-hu
- (2) al-mulk li’llāh
- (3) bi’sm allāh al-rahmān al-rahīm
- (4) naṣr min allāh wa faṭḥ qarīb wa yusr al-mu’minin
- (5) al-mu’ayyad min -’ind allāh

4) Herrmann によれば、Schimkoreit 目録の Nr.27 文書 [Schimkoreit 1982: 123] (Fragner 目録の Nr.114 文書 [Fragner 1980: 59]) はイスマールの発令文書ではないとのこと。また Aubin の挙げる 1505 年付イスマールのファルマーン [Aubin 1959: 75 n. 2] が両目録に記載されていないことを指摘している [Herrmann 1986: 289, n. 3]。なお、注 9 も参照のこと。

al-ḥukm li'llāh

Abū al-Muẓaffar Ṭahmāsb al-Şafavī al-Ḥusaynī Bahādur syüzümüz

- (1) かの方こそアッラーなり 讃えあれ
- (2) 主権はアッラーに属す
- (3) [バスマラ]
- (4) 援けはアッラーより 勝利は近し 信徒たちの安寧
- (5) アッラーの御許より護られしもの

命令はアッラーに属す

アブー・アルムザッファル・タフマースブ・アッサファヴィー・アルフサイニー
なる余のことば

上記のうち (5) が方形にひとまとまりとなって書かれた Intitulatio 部分である。ここでは「サファヴィー家」の語も附されている。また筆者未見であるが、Fekete はサファヴィー朝期の sözüimiz 文書としては最後のもので、アッバース 2 世の 1650 年付け文書（そしてサフィー 1 世の 1634 年の文書も同様という）の興味深い冒頭部を転記しているので [Fekete 1977: 30f.]、それも以下に示しておこう。

al-ḥukm li'llāh

al-mu'ayyad min-'ind allāh - miz

				syüzü -
(12 イマームの名前)				al-Ḥusaynī
				al-Mūsavī

Abū al-Muẓaffar 'Abbās Khān al-Şafavī

[3×4 の格子の各枠内に 12 イマームの名が入る]

Khān の称号が出るのは妙であるが、ここではフサインに加え第 7 代イマーム、ムーサーのニスバも入っている⁵⁾。

また sözüimiz 文書の Intitulatio 部ではないが、タフマースブの臣下の外交書簡にもその例

- 5) ここに述べたことと極めて密接に関わるものとして、アッバース 1 世とサフィー 1 世に文書起草官として仕えたアブドゥルフサインなる者がサフィーの命で 1633 年に作成した書記官房の決まりごとに関する、興味深い小論が Röhrborn によって紹介されているので、以下にその一部を訳出してみよう [Röhrborn 1977: 326, 334]。

《発令 (nishān) はタリーク体で書くものと定まっており、初めの 2 行が半行 [の長さ] に書かれるのは、印璽がトゥグラの下方でその 2 行と向き合う [位置に捺される] ためである。その頭書き ('unvān) は以下の如くである：

huwa allāh subḥāna-hu al-mulk li'llāh bi'sm allāh al-rahmān al-rahīm yā Muḥammad yā 'Alī
各行は [1 行ごとに] それぞれの下に続く。そしてトゥグラは以下の如くである：

al-ḥukm li'llāh al-mu'ayyad min-'ind allāh Abū al-Muẓaffar Şafī Khān al-Şafavī al-Mūsavī
al-Ḥusaynī Bahādur syüzümüz

このトゥグラは組み合わせ形で (ba-tarkibi) 書かれ、12 の小枠 (khāna) が一緒になり、そこに 12 人のイマーム—彼らに平安あれ—の気高き名が書き込まれる。

イスマール陛下 (a'lāḥazrat-i Khāqān-i šāhib-qirān) の時代よりアッバース陛下 (navvāb-i gīti-sitān) の御代に至るまでトゥグラは次の如くであった：

al-ḥukm li'llāh Abū al-Muẓaffar Ṭahmāsb Bahādur syüzümüz

そしてアッバース陛下の時代に前述の方式に定まったのである。》

まさしく上に挙げたタフマースブ 1 世およびアッバース 2 世の頭書きと Intitulatio (tuḡhrā) を参看して書いたのではないかと思わせるほどの、寸分変わらぬ言い回しとなっている。

がある。同じ Fekete の書物に載る Nr.67 文書は、タフマースブ時代の著名な大ワズィール、カーディー・ジャハーン・カズウィーニー⁶⁾ がヴェネツィアの総督 (Doge) に送った書簡で、裏面 (表面?) に “Qāzī Jahān vakīl” と方形にカーディーの名が記され、その上に主君であるタフマースブの名が “Abū al-Muẓaffar Ṭahmāsb Shāh Ḥusaynī” と長方形にまとめ書きされている [Fekete 1977: 30, 42, Tafel 154]。

以上より Intitulatio での al-Ḥusaynī は、タフマースブ 1 世とアッパース 2 世で確認されたが、次にはイスマール文書や発令書における al-Ḥusaynī のニスバ使用の有無が問題となる。

実は使用を窺わせる例は今のところ 2 つあり、1 つは既出 Martin の ‘Document II’ に捺された印の銘である。Martin は [‘arshī] [Ismā‘il Bahādur al-Ḥusaynī] および年を示す数字 [90-] の 3 つを読み取るが、写真版からは印の左側に ‘R Sh Y’ の文字 (‘arshī か?) と、その下の S N Y (これを al-Ḥusaynī と読んだか?) は何とか判読できるが、Ismā‘il や Bahādur は読み取れない。Martin 自身は同一論文の別の頁の注で、この印銘が大変読みにくいことを認めつつ、判読できた語は [sulṭān] [bahādur] [al-Ḥusaynī] と数字の [90-] としている。同一論文中での [Ismā‘il] と [sulṭān] との入れ替りは解せないが、いずれにせよ判読に問題を残すこの印銘を以て al-Ḥusaynī の確実な使用例とはなし得ないのではないかと、この考えをここでは残しておきたい。

もう 1 つは、Papazjan がアルメニアのマテナダランに所蔵されるペルシア語文書を公刊した書 [Papazjan 1956] に収載されるイスマール発令 sözüimiz 文書 ‘Dokument 10’ で、912/1506 年の年次を有するこの文書は、イスマール治世の初期に属する。Papazjan は冒頭部を次のように読む [Papazjan 1956: 262f.]。

- (1) bi’sm allāh al-rahmān al-rahīm
- (2) yā ‘Alī
- (3) al-Ḥasanī Abū al-Muẓaffar Isma‘il Bahādur syüzümüz
- (4) maḥall-i muhr-i Shāh Isma‘il
- (1) [バスマラ]
- (2) おおアリーよ
- (3) ハサン家に連なるアブー・アル・ムザッファル・イスマイル・バハドゥル
なる余のことば
- (4) [シャー・イスマイル印の場所]

一見して奇異に感じるのは、(3) の al-Ḥasanī である。上のように読んだ Papazjan 自身この語は訳出していない [Papazjan 1956: 55, 175]。ムサーでもフサインでもなく、ことさらにハサンを持ち出す積極的事由が見出せない限り、この奇異な感は払拭しえない。ただし al-Ḥasanī は al-Ḥusaynī の書き損じとも考えられ、その場合は Intitulatio においてイスマールが al-Ḥusaynī を称した証左となろう。筆者はかねてより sözüimiz 文書 (および sözüüm 文書) について、その内容および文書様式における共通点を模索し、まずは Intitulatio を広く通覧してきたが、この Papazjan の挙げる文書の例は積年の気懸りの 1 つであった。だが方形にまとめ書きされた Intitulatio の実例を集めて見ると、別の解釈も可能となるのではないかと。

6) カーディー・ジャハーン・カズウィーニーについては Aubin と羽田氏が言及している [Aubin 1959: 74, 77; 羽田 1987: 58; 羽田 1988: 40f.]。

以下にその想定を述べよう。

まず、アク・コユンル朝とサファヴィー朝の *sözümüz* 文書での *Intitulatio* 部に *al-ḥukm li'llāh* の語が上部に組み込まれている点⁷⁾ —この点でも両朝の文書様式の共通性が指摘できる —に注目して見ると、*al-ḥukm* [ʾ L Ḥ K M] のカーフ K と続くミーム M の文字が特異な書き方であることに気づく。すなわち K に特徴的な斜め線は細くかつ小さく丸めて、K 文字の短く書いた垂直棒の右上に添えられるか、ときにそれすら全く書かれぬケースも見られる。そして M は K の縦棒下に小さい丸みを施して、下垂れの M 末尾形をとらず、線を左や下方に伸ばしてから上に跳ね上げる。Ḥ の文字も左横に長めに線を引いた形であるため、結果として *ḥukm* の語は [Ḥ S N Y] と読まれかねない形になる。さきに「書き損じ」と書いたが、この文書 (Papazjan の ‘Dokument 10’) は、(4) 行目に「シャー・イスマール・ファルマーン」のある通り君主の印は捺されておらず、実地に発令された正式の文書ではないことから、草稿ゆえの筆者の誤読に基づく *al-ḥukm* の「書き損じ」も十分に考えられるであろう⁸⁾。そして Papazjan はそれを *al-Ḥasani* と転写したのではないか。すなわち *al-Ḥusayni* も *al-Ḥasani* もともに *al-ḥukm* の誤記ではないかということである。ただし、この想定が間違っていないものと仮定しても、*al-ḥukm* と *al-Ḥusayni* の読み違いが元の文書草稿の段階で既に生じていたか、不動産目録への転記の段階で生じたものかは、決定できない。さらに大胆な推測であるが、転記されたこのイスマール・ファルマーン *sözümüz* 文書が全くの創作ないし捏造であった場合は、博物館写本 3719 成立時には *Intitulatio* において *al-Ḥusayni* のニスバが既に使用されていたという時代状況のもと、当時の「あとづけ」で「さかしら」な知識が為さしめた結果であったのかも知れない。

イスマール・ファルマーン文書の *al-Ḥusayni* のニスバがある可能性を示す2つの「証拠物件」が、証拠としては意外に盤石なものではなかったことは一面では認められよう。しかし、そうは言ってもイスマール・ファルマーン文書の発令書における *al-Ḥusayni* のニスバ使用を完全に否定し去ることも難しい。さらにまた上に想定したように、筆者が参照した元の文書に *al-ḥukm* とあったものを、転記の際に *al-Ḥusayni* と単に見誤って書いたに過ぎないのであれば、その場合この転記に作為性は認められぬこととなり、実在した元の文書を忠実に写そうとしたもの、という正反対の評価となろう。それゆえここでは以上の疑義を呈するのみにとどめておきたい。

3.3 印銘

最後に、転記されたファルマーン文書の印銘について検討しよう。今一度印銘を掲げておく。

-
- 7) サファヴィー朝に限定せず、*al-ḥukm li'llāh* の語が *Intitulatio* 部に組み込まれて書かれる文書の例を挙げると、[Papazjan 1956: Dokument 6, 7, 9, 11, 18] [Martin 1965: Document 1] [Busse 1959: Urkunde 2, 3, 4, 6] [Fekete 1977: Dokument 18, 20, 21, 25, 39, 41, 42, 48, 50, 55, 56, 64, 69] [Mhmet 1976: Urkunde 2, 12, 17] [Herrmann 1986: Erlass I, II] (ただし I は写真からは読み取れず) [Abe 2017] など (太字はイスマール・ファルマーン文書の発令書)。以上はすべてが *sözümüz* 文書で、かつこの書き方はアク・コユンル朝とサファヴィー朝の文書に限って見られる。なお本稿では文字のインク色の問題には立ち入らなかった。
- 8) 本稿を草するにあたり、筆者とほぼ同じ見解を Herrmann も有していたことを知り [Herrmann 1986: 299, n. 40], 大いに意を強くした。と同時に、長年温めてきたとはいえ活字化するに至らないまま荏苒時を過ごしたことは反省せざるを得ない。だが何よりも 1986 年の Herrmann のこの論文を今に至るまで見過ごしていたことは紛れもない事実であり、不学怠慢の誇りを免れない。従って当然のこととしてこの見解のプライオリティーは Herrmann に帰せられることはここに明記しておきたい。

- (中央) mawzi`i muhr
 ghulām-i shāh-i mardān ast Isma`il b. Ḥaydar
 (右) gar kunad badraqa-`i luṭf-i tu hamrāhī-i mā
 (左) charkh bar dūsh kashad ghāshīya-`i shāhī-i mā

発令書に捺された印に関しては、Schimkoreit の文書目録がサファヴィー朝君主の関連文書に捺された印銘に関しても整理して検討を加えており、極めて有用である。また新たに 2 通のイスマーイールによる発令書に綿密な研究を附して発表した Herrmann の研究論文 [Herrmann 1986] にも、イスマーイールの印に関して貴重で的確な言及がなされている。ここではそれらに基づきつつ、若干の問題点を提起してみたい。

Herrmann が発表した *sözümiz* 文書 2 通 (1517 年・1521 年) の捺印の銘は、どちらも次のような文言となっている [Herrmann 1986: 290, 294, Tafel 29, 31]。

allāh / buwad / mihr-i `Alī va āl-i ū / chūn jān marā dar bar /
 ghulām-i shāh-i mardān-ast / Isma`il b. / Ḥaydar

(区切り線は Erlass II の写真版に基づき筆者が入れた)

この文言は、阿部氏の紹介したイスマーイールの *sözümiz* 文書 (1507 年) [Abe 2017: 4f.]、そしてまた Martin 論文中の ‘Document I’ (1508 年) [Martin: 174, Plate LIII] に捺された印銘とも同一文である (ただしそれぞれの印影から見て印自体は別物)。Schimkoreit によれば、Fekete の Nr.39 文書 [Fekete 1977: 271–273, Tafel 106] — 1509 年付イスマーイールの *sözümiz* 文書 — に捺された印銘も同文である。さらには Soudavar がその著書中に文書上部のみ写真を載せるイスマーイールの *sözümiz* 文書に捺された印銘も、その英訳 — “The love of ‘Ali and his progeny has embodied me as my soul, [I who am] the slave of the king of men [i.e., ‘Ali], Esmā`il, son of Haydar” — から同一文言と看做してよく、確言は出来ぬものの、印自体もまた阿部氏紹介のイスマーイール文書のそれと同一の印とも見える [Soudavar 1992: 152]。従って現段階ではこの文言が計 6 通のイスマーイールの文書に印銘として使われていることになり、イスマーイールは治世のかなり長期に亙りこの文言を刻む印を使用していたことが判明する⁹⁾。

ひるがえって、今問題としている不動産目録に転記されたファルマーンの上掲印銘と、6 通の文書に共通して見られた印銘とを比べると、前者の中央部と後者の後半とが同一である。一方この 〈ghulām-i shāh-i mardānast Isma`il b. Ḥaydar〉「勇猛王 (=アリー) の僕なりハイダルの子イスマーイール」の文言と似た表現で一部単語を変えたものが、〈banda-`i shāh-i vilāyat/dīn [君主名]〉「統治王/教えの王 (=アリー) の僕 [君主名]」である。そしてこの文言は、後代のサファヴィー朝君主—タフマースブ 1 世、ムハンマド・フダーバンド、アッパース 1 世、サフィー 1 世、アッパース 2 世、サフィー 2 世、さらにはタフマースブ 2 世まで—により王朝滅亡に至るまで印銘として連綿と用いられ続けた [Schimkoreit 1982: 40–69]。だが、タフマースブ以下の諸君主間ではこのようにして同じ文言を共有したが、王朝創設者イ

9) ちなみに Schimkoreit はこの文言の印銘の最も古い使用例を上掲 Martin の ‘Document I’ (1508 年 6 月 25 日) とするが、今、印銘の確認できるものとしては阿部氏の紹介したイスマーイール文書が 1507 年 1 月 11 日付け、そして Soudavar が掲げるイスマーイール文書では年月日の箇所は見えないが、記載によれば “second of Jomādā II of the year 910” (=1504 年 11 月 10 日) であるので、この Soudavar 著書記載のものが最古の例となる [Soudavar 1992: 152]。

スマーイールの印銘〈ghulām-i shāh-i mardānast〉を彼ら後代の君主が用いることは決してなかった。

残るは左右両脇の文言、

(右) gar kunad badaraqā-'i luṭf-i tu hamrāhī-i mā

(左) charkh bar dūsh kashad ghāshīya-'i shāhī-i mā

である。ところがこの句は意外にも Schimkoreit の整理したイスマーイールの印銘の項には挙がっていない [Schimkoreit 1982: 38f.]。ではここだけの単独孤立例かというところとそうでなく、Schimkoreit はこの 2 行句が印銘として、タフマースブ 1 世で 12 件、サフィー 2 世 (スライマーン、在位 1667-1694) で 1 件、スルターン・フサイン (在位 1694-1722) で 1 件、それぞれの文書での使用例を掲げているのである [Schimkoreit 1982: 33, 40, 54, 63]。つまりこの句はイスマーイールでは確認されず、タフマースブ以降の複数の君主では共通に使用されていた。

そしてさらにイスマーイールのこれら 6 通の文書で実際に印銘として用いられていた句、

allāh buwad mihr-i 'Alī va āl-i ū / chūn jān marā dar bar

について言えば、今度は逆にタフマースブ 1 世以降のサファヴィー朝君主の誰一人としてこの句を使用していない [Schimkoreit 1982: 38-69] という事実が指摘される。

以上を整理すると：不動産目録に転記された印銘のうち中央部の句は、実際のイスマーイールの文書で使用が確認された印銘の後半部と同一であること。そしてその「アリーの僕」を表明する句 - ghulām-i shāh-i mardān-ast - と同じ意味で単語を置き変えた文言 - banda-'i shāh-i vilāyat/dīn - が、印銘として次代以降の諸君主により王朝滅亡に至るまで長きに亙り共有使用されたこと。転記された印銘の左右の 2 句は、Schimkoreit のまとめた印銘リストのイスマーイールの項には存在せず、タフマースブ 1 世、サフィー 2 世、スルターン・フサインにより共通して用いられていたこと。そして実際のイスマーイールの文書に捺印された印銘の前半部 - buwad mihr-i 'Alī va āl-i ū / chūn jān marā dar bar - は、逆にタフマースブ 1 世以降、誰一人として使用していない、すなわちイスマーイール特有の句であったと考えられること。

これらの諸点を鑑みれば、不動産目録に転記されたイスマーイールの印銘には、その真正性につき若干の疑念が生ずると言わざるを得ない。

ところが、かなり後世に属するものながら、上の疑義に対しては明白な反証が存在する。それは 19 世紀の末近くに書かれたハサン・ファサーイー著『フェールスナーマ・イ・ナーシリ』の記事である¹⁰⁾。すなわちそれによれば、シャー・イスマーイールが 907 年アク・コユンル朝のアルヴァンドを打ち破ってタブリーズに凱旋し、ウラマー、サイイド、ハティーブ、法学者 (ファキーフ) らに対して、12 イマーム派の教条をおのおのの道で実行するよう命令した際に、併せて次のことも命じた。

ファルマーンの頭書き ('unvān) には《al-ḥukm li'llāh Amīr Abū al-Muẓaffar Isma'īl Bahādur syūr》(syūzumīz の誤り) と書け。また印璽の上には《yā allāh》と、その [印璽の] 円空の中には《ghulām-i shāh-i mardān Isma'īl b. Ḥaydar》と、そしてその円の周縁には (dar kanāra-'i ān dā'ira) 《charkh bar dūsh kashad ghāshīya-'i shāhī-i mā gar kunad badaraqā-'i luṭf-i tu hamrāhī-i mā》と書くようにせよ。

[Ḥasan-i Fasā'i. *Fārs-nāma-'i Nāṣirī*. Ed. Manṣūr R. Fasā'i. 2 vols. Tehran. 1378Kh. (2.ed.): Vol. I 368]

10) この史書に当該文言のあることについては、渡部良子氏よりご教示を受けた。本稿にとり大変重要な情報であり、ここに特記して謝意を表す。

些少の違いはあるが、印銘はまさしく不動産目録に転記されたものと同一である。これをどう解すべきか。まずは19世紀末のこの情報が、シャー・イスマール時代の同時代ないしそれに近い時代の史料における史実として確認し得るかどうかの検証が必要となろうが、膨大な量の年代記史料類の調査は遺憾ながらひとまず爾後に委ねざるを得ない¹¹⁾。ここでは不動産目録のイラン国立博物館写本3719が成立した17世紀の段階で、こうした情報が既に流布していた事実だけは指摘しておかねばなるまい。となると1つの解釈として、「シャー・イスマールが生前から実際にこの印銘を用いていたのは事実であり、19世紀、17世紀のこうした事例は、その史実が後世に伝わった結果である」との想定は十分可能であり、不動産目録に転記された *sözümüz* 文書は、実在したものを忠実に写したものとなろう。その場合、本節3-3で掲げた疑義は消滅するし、前節3-2においても〈al-ḥukm〉と〈al-Ḥusaynī〉との読み違いによる誤記を認めるなら、転記に際しての作為性の問題は生じない。すると残る疑義は3-1で扱ったもののみとなるが、これとても転記された *sözümüz* 文書を〈*şafiya şafaviya ḥuffat bi al-anvār al-qudsiyat*〉の抜き出し書きの初出例と捉えれば、疑問は解消する。すなわち『ファールスナーマ・イ・ナーシリール』の反証記事の持つ意味は大きいと言える。

だが一方で、タフマースブ以降用いられた印銘の文句がイスマール時代に遡って投影された、との考えを想定するなら、既にそうした情報が普及していた17世紀の段階で、不動産目録に転記した筆者がその際に創作した可能性もやはり皆無とは言えないであろう。というのも、Schimkoreit以降でイスマールの印につき広く関連情報を収集して考察した Herrmann が、印影の形状と印銘および刻印年次と使用年次により Typ I から Typ IV までタイプ分けしたその引用例として、Schimkoreit 同様、この2連句 — *gar kunad badaraqā-ʿi luṭf-i tu hamrāhi-i mā / charkh bar dūsh kashad ghāshiya-ʿi shāhi-i mā* — の印銘を持つ文書を1つとして挙げていないからである [Herrmann 1986: 299–301]。Herrmann も当然この2連句の存在は知っているのだから、彼はこの句をイスマールのものと認定していなかったことになる。さらにハサン・ファサーイーは「そしてその円の周縁には (*dar kanāra-ʿi ān dāʿira*) ……」と書くように。」と記しているが、イスマールの印璽で円の周縁に句を刻んだものは見つかっていないともいう [Herrmann 1986: 299]¹²⁾。また実際のイスマール文書に捺されていた印の銘 — *buwad mihr-i ʿAlī va āl-i ū chūn jān marā dar bar / ghulām-i shāh-i mardān-ast* — について、Herrmann はこれをイスマール自作の句と認定している [Herrmann 1986: 299–301]。そうであるなら、王朝創設者たる人物に対する畏敬・尊崇の念から、イスマール自らの創作にかかる句を後継者たちがそのまま使用することには憚りや遠慮の念も働いたであろうことは容易に想像されよう。

いささか煮え切らぬ論となったが、印銘に関して遺憾ながらこれ以上の考察は難しいところである。後考を俟ちたい。

11) とりあえず参照したイस्कンダル・ムンシーの『アッパース大帝史』およびサファヴィー朝初期年代記のハサン・ルームルー『最良史』の該当すると思われる箇所には、イスマールによるウラマーたちへの12イマーム派教条の実践命令は記されるが、上に引用した印璽の記事に当たるものは見られない [Iskandar Beg Turkmān. *Tārikh-i ʿAlam-ārā-yi ʿAbbāsī*. Ed. İraj Afshār. 2 vols. Tehran. 1350Kh (2nded.): I 25–28; Ḥasan Beg Rūmlū. *Aḥsan al-Tavārikh*. Ed. ʿAbd al-Ḥusayn Navāʿī. 2 vols. Tehran. 1357Kh: II 80–87]。

12) Herrmann は阿部氏紹介のイスマール文書および Soudavar 著書掲載のそれをともに参看していないと思われるが、両者に載る写真版の印影は Herrmann による分類の Typ I-a となる [Herrmann 1986: 299]。

おわりに

以上、不動産目録に転記されたシャー・イスマール・ファルマーンにつき吟味してきたが、その内容には立ち入ることができず、冒頭部のみに関して若干の検討を加えたに過ぎないものとなった。このファルマーンが実際に存在した真正の文書を写したものなのか、たまたま真正なものではないとするなら、転記は正確に行われたが参照した元のファルマーンが偽文書であったのか、あるいは博物館写本3719作成時の「創作」なのか、その成り立ちに関してはいくつかの位相が考えられるが、残念ながら決定的な結論を提出するまでには至らなかった。

この種の問題は、動かぬ証拠となる新たな原文書の発見出現により直ちに疑問が氷解するという性質のものである。それを期待しつつ、今はささやかな問題提起をいくつかなし得たところでひとまず稿を閉じたい。本稿がこの不動産目録に関するさらなる研究へのよすがともなれば幸いである。

参考文献

●史料：アブディー・ベグ版不動産目録写本●

- 'Abdī I: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Īrān, Ms. 3718.
 'Abdī II: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-'i Milli-i Īrān, Ms. 3719.
 'Abdī III: 'Abdī Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Kitābkhāna va Asnād-i Milli-i Īrān, Ms. 2734.

●研究文献●

- Abe, Naofumi. 2017. "An Unpublished Royal Edict from the Ardabil Shrine (912/1507), Mausoleums in Safavid Family history." *DYNTRAN Working Paper* 28.
 Aubin, Jean. 1959. "Études Safavides I. Šāh Ismā'īl et les notables de l'Iraq Persan." *Journal of the Economic and Social History of orient* 2: 37-81.
 Busse, Heribert. 1959. *Untersuchungen zum islamischen Kanzleiwesen*. Kairo: Kommissionsverlag Sirović Bookshop.
 Fekete, Lajos. 1977. *Einführung in die persische Paläographie*. Hrsg. von G.Hazai. Budapest: Akadémiai Kiadó.
 Fradner, Bert. 1975a. "Ardabil zwischen sultan und schah. Zehn Urkunden Schah Ṭahmāsp II." *Turcica* 6: 177-225.
 Fradner, Bert. 1975b. "Das Ardabil Heiligtum in den Urkunden." *Wiener Zeitschrift für die Kunde Des Morgenlandes* 67: 169-215.
 Fradner, Bert. 1980. *Repertorium persischer Herrscherurkunden*. Freiburg im Breisgau: K. Schwarz.
 Herrmann, Gottfried. 1986. "Zwei Erlasse Schah Isma'īls." *Archäologische Mitteilungen aus Iran*, N.F. 19: 289-306 +Tafel 29-32.
 Herrmann, Gottfried. 1989. "Ein Erlass Ṭahmāsp I. von 934/1528." *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 139-1: 104-119.
 Martin, B. G. 1965. "Seven Šafawid Documents from Azarbayjan." *Documents from Islamic Chanceries*, (S.M. Sern, ed.), Oxford: Cassirer: 171-206 + Plates LIII-LXII.
 Keçik, Mehmet Şefik. 1976. *Briefe und Urkunden aus der Kanzlei Uzun Ḥasans*. Freiburg: K. Schwarz.
 Papazjan, Akop Davidovich. 1956. *Persidskie Ukazy Matenadarana I. Ukazy Vypusk Pervyj (XV-XVI vv.)*. Erevan.
 Röhrborn, Klaus-Michael. 1966. *Provinzen und Zentralgewalt Persiens im 16. und 17. Jahrhundert*. Berlin: W. de Gruyter.
 Röhrborn, Klaus-Michael. 1977. "Staatskanzlei und Absolutismus im safawidischen Persien." *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 127: 313-342.
 Soudavar, Abolala. 1992. *Art of the Persian Courts*. New York: Rizzoli.
 Schimkoreit, Renate. 1982. *Regesten Publizierter safawidischer Herrscherurkunden*. Berlin: K. Schwarz.
 羽田正 1984 「コルチ考—十六世紀イランの近衛兵制度—」『史林』67-3: 1-23.

- 羽田正 1987 「ファーザーニー家の人々—東方イスラム世界における一家の歴史」『史学雑誌』96-1: 37-67.
- 羽田正 1988 「シャー・タフマースプのキジルバシ政策」『オリエント』30-2: 28-46.
- 守川知子 2009 「バイエルン州立図書館所蔵 Cod. pers.431 写本をめぐって—書写奥書署名 ‘إسماعيل بن هيدار الحسائني’ とは誰か?—」『東方学』107: 1-20.

サファヴィー朝期シャイフ・サフィー廟の管財人とワクフ財

近藤 信彰

Waqf Administrators and Properties of the Ardabil Shrine during the Safavid Period

KONDO, Nobuaki

This study examines the waqf administrators of the Ardabil Shrine of Shaykh Ṣafī al-Dīn Ishāq (d. 1334), the founder of the Safavid Sufi order and ancestor of the Safavids, during the Safavid period. Although the real estate inventories of the shrine (*ṣarīḥ al-milk*) contain detailed information, it remains unclear who controlled the properties and how they were managed. This study lists the 53 waqf administrators of the shrine and discusses the system for the control of property.

Unlike other shrines of equal importance, such as Mashhad, Qum, and Rey, the Ardabil Shrine was controlled by various groups of people. The first group was the Safavid or Shaykhāvand clan, who were relatives of the Safavid shahs. The Shaykhāvand, some of whom were Sufis and enjoyed tax immunity, lived in Ardabil. When Shāh ‘Abbās visited Ardabil, he always met with notable Shaykhāvand and paid respect to them. The second group was the Ṭālīsh and the Qarāmanlū, both old allies of the Safavid order who had helped Shāh Ismā‘īl during his exile. The third group was the Qizilbāsh, Turkic tribesmen who supported Safavid military campaigns. These three groups were rarely found among the administrators of other shrines, indicating that the Ardabil Shrine had a particular significance for Sufis and Safavid followers.

Another point concerns the shrine’s old and new waqf departments. Although previous studies alluded vaguely to them, this study pinpoints the timing of Shāh ‘Abbās’s establishment of the new waqf department. Specifically, this occurred when he established the Chahārdah Ma‘šūm Waqf related to Ḥusaynī sayyids. ‘Abbās appointed a Qizilbāsh amir as the administrator of the new department. The central government controlled the new waqf, and relevant documents were probably preserved in Isfahan. Consequently, no document concerning the new waqf department remained in the shrine, while *ṣarīḥ al-milks* and other documents on the old waqf department had been preserved there.

Keywords: Shaykh Safi Shrine, Ardabil, mutavalli, waqf, Safavid

キーワード: シャイフ・サフィー廟, アルダビール, 管財人, ワクフ, サファヴィー朝



はじめに

1. サファヴィー朝の聖廟・ワクフ管理
2. サフィー廟の管財人
 - 2.1 制度としての管財人

はじめに

アルダビールのサフィー廟の財産管理を研究する際に、廟の不動産目録 (*ṣariḥ al-milk*) が最も重要な史料の一つであることは疑いない。しかし、貴重な情報を含むとはいえ、不動産の目録のみでは、管理されていた財産の内容や取得の経緯については知ることができても、それらがいかに管理されていたか、情報を引き出すのは難しい。本稿では、財産管理の主体であったサフィー廟の管財人について、さまざまな史料を用いながら情報を集め、問題を整理したい。特に、どのような人物が管財人に就任し、どのような職務を行っていたかは、廟の財産管理の根幹にかかわると言えよう。筆者は、以前、テヘラン南郊レイのシャー・アブドゥルアズィーム廟について、サファヴィー朝期の聖廟とワクフについて論じたが [Kondo 2015]、本稿の作業を通じて、サファヴィー朝とサフィー廟の関係の一端が明らかとなると考える。

サフィー廟の管財人については、すでにアフマディーらによる論文があるが [Aḥmadi & Luṭfi 2009]、その後刊行された史料も多く、大きく書き換えることが可能である¹⁾。リズヴィーによるサフィー廟研究も主眼が建築にあるため、管財人やワクフ財についての記述は少ない [Rizvi 2000, 2011]。ルトフィーの研究はサファヴィー朝期のサフィー廟全般を扱うが、管財人にかかわる部分はそれほど多くない [Luṭfi 2016-7: 134-48]。メルヴィルの最新の研究は、シャー・アッバース (在位 1587-1629) のサフィー廟へ

2.2 管財人就任者

3. ワクフ財の旧部門と新部門
 4. 管財人の職務
- おわりに

の援助を扱っているが、ワクフ全体に関する視点を欠いている [Melville 2020]。

1. サファヴィー朝の聖廟・ワクフ管理

本論に入る前に、サファヴィー朝下で聖廟やワクフがいかに管理されていたかを確認しておこう。アフガン政権君主アシュラフ (在位 1725-29) のもとで作成されたサファヴィー朝行政に関する史料『王侯の慣わし』 [Dastūr] は、国家の官職として5つの聖廟の管財人をあげている。1. マシュハドのレザー廟, 2. コムのマアスーム廟, 3. レイのアブドゥルアズィーム廟, 4. コムのサファヴィー朝君主の墓廟, そして, 5. アルダビールの聖廟である [Dastūr: 8-12]。他のワクフ管財人はこの史料では言及されず、ワクフ施設としてこれらの廟をサファヴィー朝が特に重視していたことを示している。シーア派を王朝としてイラン高原に導入したサファヴィー朝が、第8代イマームとその妹の廟を重視するのは当然であり、また、アブドゥルアズィーム廟はシーア派の聖地として長い歴史を持っていた。これに対して、コムの君主の廟とアルダビールのサファヴィー家の祖廟は、王朝とのかかわりで重視されたと考えられる。

さて、他の聖廟と異なって、アルダビールについては、聖廟も管財人も複数形で示されていることに注意したい。その説明は以下の通りである。

アルダビールの聖廟の管財人
(Mutavalliyān-i Āstānajat-i Ardabil)

1) 主なものとして、*Ḥayātī, Aḡḡal, Fihrist* など。

彼の職務は、コムของサファヴィー朝の墓廟の管財人について上述した通りである。2名であり、一人は旧部門 (qadimī), もう一人は新部門 (jadidī) [の担当] である。この廟に関するすべての管理・監督は新部門の管財人が行い、旧部門のワクフ財にも関与した。

彼らの収入の実際については記録がない。記憶のかぎりでは、彼らの通常の手当 (rusūm) は [年] 700 トマーンを超えなかった [Dastūr: 12]。

ここで旧部門と新部門の2名の管財人が任命されていることがわかる。他の4つの聖廟については、それぞれ1名のみ管財人がおかれており、サフィー廟だけが例外である。

しかし、これまでの研究によって、少なくとも、マアスーム廟とアブドゥルアズィーム廟のワクフについては、新旧二つの部門があって、それぞれに管財人がおかれていたことが知られている [Mudarrisi Ṭabāṭabāyī 1976: I 242–49; Kondo 2015: 47–51]。ところが、この史料はサフィー廟以外については、一人の管財人しか言及していない。それはなぜだろうか。

このことは、サファヴィー朝の全般的なワクフの扱いと関連している。『王侯の慣わし』の宗務の頂点に立つサドル職の説明で、すべてのワクフ財の監督 (ratq va fatq-i kull-i mawqūfāt) は2名のサドルの職務であると述べつつ [Dastūr: 6] も、以下のような説明を加えているのである。

ワクフ財の職員の任免は、[そのワクフが]

恩寵によるもの (tafvīzī) であるならば、特定サドル (ṣadr-i khāṣṣa)²⁾ と一般サドル (ṣadr-i ‘amma)³⁾ に委ねられる。もし、[そのワクフが] 法的 (shar‘ī) なものであるならば、どのシャリーア法官もサドルも介入しない。その場合、法的にワクフ設定者が定めた者なら誰でも、管財人や権限を持つ者となり、管理を行う。これを変えすることは預言者の聖法に反することである [Dastūr: 8]。

すなわち、一般の個人がイスラーム法に則って設定したワクフはここでは「法的な」ものとして説明され、君主によって設定された、もしくは国家によって管理されたワクフと区分されており、後者については、全面的にサドルによって監督がなされる仕組みになっていたのである。それを踏まえれば、コムやレイの例は、二人の管財人がいても、一人はワクフ設定者の定めた規定に基づく「法的な」ワクフであり、この管財人の管理するワクフ財は国家の直接の管理を受けなかったために『王侯の慣わし』では言及されなかったのである。

ただし、「介入しない」とされてはいるものの、サドルは「法的な」ワクフについても、裁定を下すことがあった。たとえば、1080年ズー・アルヒッジャ月/1670年4–5月、一般サドル、アブー・サーリフが発した裁定 (mithāl)⁴⁾ は、アブドゥルアズィーム廟の「法的な」ワクフであるはずの旧部門のワクフ財からの収入の分配に関するものであった [Hidāyatī 1965–6: 99–100]。また、1118年ラジャブ月/1706年10–11月に特定サド

-
- 2) 特定サドルは、イスファハーン、ヤズド、マーザンダラーン等、ワジールが統治する直轄州のワクフ財を管轄していた。また、「恩寵を与えられた部門 (sarkār-i fayz-āthār)」のワクフの管理も特定サドルの職務であった [Dastūr: 7–8]。
 - 3) 一般サドルは、ṣadr-i mamālik (諸州のサドル) とも呼ばれ、直轄州以外の総督や知事が統治する州のワクフ財を管轄していた [Dastūr: 7–8]。なお、サドルのワクフ管理については Floor も言及しているが、誤りが多いため利用には注意を要する [Floor 2000: 474–76]。
 - 4) このタイプの文書についての最新の研究として、Bhaloo & Rezai 2019。ただし、付録にあるミサールのリストはかなり不完全である。

ル、ミールザー・ムハンマド・パーキルが発した裁定は、マーザンダラーン地方の3つの聖廟について、以前の管財人が死去し、「法的な」および「恩寵による」管財人が不在であるため、別の人物を任命するものである [Dānishpazhūh 1966: 593–95]。サドルの介入は、状況に応じて柔軟になされていたようにも見える。

一方、サドルのもとで財務を取り仕切るワクフ財務官 (mustawfi-i mawqūfāt) の職掌については史料により、内容が微妙に異なる。タフマースブ2世時代に編纂された行政便覧は、「帝国において、王が行ったものであろうと、他のものが行ったものであろうとすべてのワクフ財に関する業務 (dād va sitad) の管理はすべて彼が行う。これらのワクフ財から年金や俸給を受領する者への勅令や命令書はすべて彼が作成する」と述べる [Alqāb: 67]。これに対して、『王侯の慣わし』は以下のように述べる。

彼の仕事は、帝国の直轄州⁵⁾・非直轄州のワクフ財の大臣達、財務官達、管財人達、担当官達 (mutaşaddiyān), 差配達 (mubāshirin) が自らの財務記録 (muḥāsaba) のすべてをワクフ財局 (daftar-i mawqūfāt) に送ったものを検証し、支出のための文書を整え、サドル達の命により、各聖廟 (mazārāt-i sarkārāt) の精算書 (mufāṣā-ḥisāb) と支出指示書 (ṭavāmīr-i nasaq) を作成し、それぞれのワクフ財の管財人と差配に引き渡して、その通りに運営 (dād va sitad) させる [Dastūr: 82]⁶⁾。

すべてのワクフ財というよりも聖廟を中心に管理していたかのように見える。実際

に、17世紀のものと考えられるマーザンダラーン地方の83の聖廟(具体的にはイマームの子孫のマザール66とダルヴィーシュのタキヤ17)の管財人とそのワクフ地の広さ、収入ついてまとめた巻物が紹介されている [Dānishpazhūh 1966]。サファヴィー朝期にメッカ巡礼以上に、聖廟への参詣が強調されたことを考えると [Arjomand 1984: 165–66, 168–70], サファヴィー朝のワクフ管理が聖廟のそれを中心に行われていたとしても不思議はない。

明らかなことは、サフィー廟の場合、王朝成立以前からサファヴィー家が管理していたため、通常であれば「法的な」ワクフとなるべきところ、王朝成立後は国家管理となったという特殊性があって、二人の管財人が行政便覧において並立することにつながったという点である。サファヴィー家の祖廟としての性格を示していると言える。

2. サフィー廟の管財人

2.1 制度としての管財人

表1はさまざまな史料をもとに、可能な限りサフィー廟の管財人をまとめたものである。就任時期がわからないもの、相互に矛盾をきたしているものもあるが、すべて含めて計53名となる。リズヴィーが言及しているのが11名 [Rizvi 2000: 141–46], アフマディーらが表にしているのが21名 [Aḥmadi & Luṭfi 2009: 34–35], ルトフィーのそれが28名 [Luṭfi 2016–7: 138–39] であるから、これまでいかに不十分な材料で論じてきたかが明らかとなる。たとえば、アフマディーらはシャー・イスマーイール時代 (1501–24) の管財人として、ハーン・アフマド・ベグ

5) 原文は khāṣṣa. 長谷部はこれを「ハーッセ地」と呼ぶが [長谷部 1990: 30–35], 行政上の区分と税務上の区分には齟齬があるため、本稿では行政区分としての「ハーッサ」を直轄州と呼ぶ。ロエルボルンの国有州 (domänenprovinzen) にあたる [Röhrborn 1960: 122–31]。

6) なお、テキストが酷似している別の行政便覧 *Tazkirat al-Mulūk* では、「聖廟」の語が落ちている [Tazkirat: 44]。

(4) とスライマーン・ミールザー⁷⁾のみを挙げ、ルトフィーはそれにハージャ・ラフィウ・アッディーン (9) だけを加えているが、表 1 には 9 名の管財人を挙げた⁸⁾。少なくとも、この間、一人の人物が安定的に管財人を務めていたわけではなく、数年で交代するのが通例だったのである。

管財人の表をつくるにあたり、難しいのは管財人の職位が複雑であることである。法的には王朝成立後はサファヴィー朝君主が法的には管財人であるはずである。しかし、シャー・イスマエールは自らの代理 (niyābat) にシャイフ・ナジム・アッディーン (2) を任命し、さらにナジム・アッディーンはその代理人 (vikālat) として、ミールザー・アフマド (3) を任命したのである [Ḥayātī: 89]。もっとも、ナジム・アッディーンは中央でも君主の代理にあたるヴァキール職に就任しており [Ḥabīb 490, Savory 1960: 94–95]、アルダビールの聖廟の諸事を実際に扱うことができたとは考えにくい。また、ハージャ・ハーン・アフマド (13) は、『ハヤーティー史』では 935/1528–9 年から 1 年間管財人を務めたことになっているが [Ḥayātī: 89]、935 年ラジャブ月/1529 年 3–4 月の文書では、管財人の代理 (vakīl) であったとされている [Fihrist: 74]。これに対して、アブダール・ベグ・ザーヒディー (35) は、1009/1600 年の任命状で、独立の管財人に任命すると書かれている [Silsilat: 222]。しかし、1605–6 年 (巳年) の年代記の記述では、当時管財人であったズー・アルフィカール・ハーン (34) の代理 (nā'ib) であったとある [Afzal III: 393]。しかし、後述す

るタフマースブ 2 世の二つの勅令 (いずれも 1137 年ジュマード・アルアール・ヒラ月/1725 年 2–3 月付) において、ムルタザークリー・ベグ (52) が管財人の代理 (niyābat) であると述べられているが、この場合の管財人は君主のタフマースブ 2 世という論理である [Fragner 1975b: 196, 200–01]。

サフィー廟の管財人が地方の知事・総督を兼ねている例も見られる。カラーマーンルー部の兄弟、ファルハード・ハーン (33) とズー・アルフィカール・ハーン (34) はアゼルバイジャン州総督との兼任について記述がある [Ālam-ārā: 454, Afzal III: 113]。ただし、当時最も有力な将軍たちで、各地を転戦していたことから [Reid 1984: 203–04]、上述のように、実務はさらに代理を任命していたと考えられる。アルダビール知事との兼任が確認できるのはサム・ミールザー (22)、ムサイヤブ・ハーン (30)、カルブアリー・ベグ (40)、ナザルアリー・ベグ (41) である。また、アミール・アシュラフ (19) の成年 (1538 年) の管財人への任命状ではアルダビール地方の住民は彼をこの地方の「独立の管財人であり、知事であり、ダールーガであることを知れ」とあり [Ev-oghli: 233]、やはり兼任であったことがわかる。一方、アブダール・ベグ (35) の場合は、管財人に加えて、1607–8 年、アルダビールが直轄州となった際にこれを管理するダールーガに任命されている [Afzal III: 456–57]⁹⁾。ただし、こうした兼任は、ロエルボルンが述べるほど [Röhrborn 1966: 72] 頻繁ではなかったことも、表 1 からは明らかである。

明白なことは、制度的にもサフィー廟の管

7) スライマーン・ミールザーはシャー・イスマエールの弟であるが、彼がサフィー廟の管財人であったという史料はない。アフマディーヤルトフィーが引く史料は、スライマーンがアルダビールにいたこと、反乱を起こした際に廟の財宝庫を開けて、金銀の製品を奪ったと述べるもので、管財権の所在についての言及はない [Ālam-ārā-yi Šafavī: 427]。

8) 新たな情報は主に『ハヤーティー史』によるが、すでに校訂者ゲレグラーにまとめられている。彼はタフマースブ時代まで計 16 名の名前をあげている [Ghereghlu 2018: xvii]。

9) この直轄州化については、長谷部も Röhrborn も触れていない [Röhrborn 1966: 118–22; 長谷部 1990: 32–34]。

表 1 サファヴィー朝期サフィー廟の管財人

	年代	管財人	任命者	詳細	典拠
1	1494	Shāh Ismā'il*		Sulṭān 'Alī の後任	<i>Hayātī</i> 89
2	1500-1 以降	Shaykh Najm al-Dīn Gilāni	Shāh Ismā'il	niyābat. 1509-10 年没	<i>Hayātī</i> 89
3		Mirzā Aḥmad Daylamī	Shaykh Najm al-Dīn Gilāni	vikālat. 人物詳細不明。	<i>Hayātī</i> 89
4	1503	Khān Aḥmad Beg Ṣafavī*		詳細不明	<i>Silsilat</i> 133; ' <i>Abdī</i> II 158
5		Khalaf Beg (Ṭālish)	Shāh Ismā'il	Khalifat al-khulafā 1514 年没	<i>Hayātī</i> 89
6		Khvāja Ḥasan Beg Ṣafavī*	Shāh Ismā'il	Khvāja Jān Mirzā b. Shaykh Ibrāhīm の子	<i>Hayātī</i> 89; <i>Silsilat</i> 133
7		Zayn al-'Ābidīn Ṣafavī*	Shāh Ismā'il	1512 年没	<i>Hayātī</i> 89; <i>Khulāṣat</i> 123
8		Mirzā Muḥammad Ṭālish	Shāh Ismā'il	Ardabil 付近の勢力	<i>Hayātī</i> 89; <i>Ḥabīb</i> 448
9		Khvāja Rafī' al-Dīn Muḥammad	Shāh Ismā'il	1506-11 年の文書に登場	<i>Fihrist</i> 72-73
10	1524	Khvāja Ḥasan Beg Ṣafavī*	Shāh Ṭahmāsb	再任	<i>Hayātī</i> 89
11		Ācha Sulṭān Qājār	Shāh Ṭahmāsb	2 年間	<i>Hayātī</i> 89
12		Nazar Aqā Khāzin	Shāh Ṭahmāsb	宦官?	<i>Hayātī</i> 89; <i>Khuld I</i> 577
13	1528-9	Khvāja Khān Aḥmad Beg Ṣafavī*	Shāh Ṭahmāsb	Ma'ṣūm Khān の父 1 年間 Wakil-i Mutavalli	<i>Hayātī</i> 89; <i>Silsilat</i> 140; <i>Fihrist</i> 74
14	1529-30	Ibrāhīm Beg Qaṣṣāb-ugli	Shāh Ṭahmāsb	詳細不明	<i>Hayātī</i> 89
15	1530-1	Khvāja Khān Aḥmad Beg Ṣafavī*	Shāh Ṭahmāsb	再任 2 年間	<i>Hayātī</i> 89
16	1532-3	Ḥamza Sulṭān Amāsiyalū	Shāh Ṭahmāsb	1 年 詳細不明	<i>Hayātī</i> 89-90
17	1533-4	Ḥaydar Qulī Beg	Shāh Ṭahmāsb	3 年 詳細不明	<i>Hayātī</i> 90
18	1540 以前?	Mir Ibrāhīm Iṣfahāni	Shāh Ṭahmāsb	詳細不明	<i>Ṭahmāsb</i> 43; <i>Silsilat</i> 97
19	1536	Amir Ashraf Awḥadi	Shāh Ṭahmāsb	アゼルバイジャンの有力者 8 年。 他の管財人たちの見本 1544-5 年没 戊年 (1538) の任命状	<i>Hayātī</i> 90; ' <i>Abdī</i> I 13a; <i>Afzal</i> II 262-63; <i>Ev-oghli</i> 232-33
20	1543	'Alī Beg Takkalū	Shāh Ṭahmāsb	<i>Hayātī</i> では、1545-6 年就任。	' <i>Abdī</i> I 52b; <i>Fihrist</i> 76-77; <i>Hayātī</i> 90
21	1543	Ma'ṣūm Beg Ṣafavī*	Shāh Ṭahmāsb	Shaykhāvand	<i>Hayātī</i> 90; <i>Afzal</i> II; Martin
22	1549	Sām Mirzā*	Shāh Ṭahmāsb	王弟。Ardabil 知事兼任 12 年間	<i>Khulāṣat</i> 550
23	1563-4	Sulṭān Ibrāhīm Mirzā*	Shāh Ṭahmāsb	任命されるも赴任せず。	<i>Khulāṣat</i> 440
24	1565?	Sayyid Khān Aḥmad Beg* Ṣafavī	Shāh Ṭahmāsb	Khvāja Ḥasan Beg の子?	Fragner I 186; <i>Fihrist</i> 79, 154, 172
25	1567-8	Zahīr al-Dīn Ibrāhīm Ṣafavī*	Shāh Ṭahmāsb	'Abdī 版の編纂 1569 年の取引	' <i>Abdī</i> I 8a, 60a
26	1576 以前	Abū al-Valī Injū'ī Shirāzī	Shāh Ṭahmāsb	サイド	<i>Khulāṣat</i> 664 ' <i>Ālam-ārā</i> 148
27		Shaykh Shāh Beg*		Khvāja Ḥasan Beg の子; Khān Aḥmad Beg の弟	<i>Silsilat</i> 133
28	1576	Ibrāhīm Khān Ṣafavī*		取引記録 詳細不明	<i>Fihrist</i> 155
29	1577	Abū al-Valī Injū'ī Shirāzī	Muḥammad Khudābanda	再任。1580 年、軍の Shaykh al-Islām に就任	<i>Khulāṣat</i> 664; ' <i>Ālam-ārā</i> 148
30	1586	Musayyab Khān Takkalū	Muḥammad Khudābanda	Ardabil 知事兼任。	<i>Khulāṣat</i> 828
31	1591	Mirzā Isma'il b. Mir 'Abd al-Valī	Shāh 'Abbās	サイド	<i>Afzal</i> III 94, 107 <i>Silsilat</i> 110

表1 続き

年代	管財人	任命者	詳細	典拠
32	Amir Ṣadr al-Dīn Muḥammad		1591-2年の取引記録あり	<i>Abdī III</i> 104, 106, 187
33 1592-3	Farhād Khān Qarāmānlū	Shāh 'Abbās	Āzarbāyjān 総督兼任 1598年死去	<i>'Ālamārā</i> 454
34 1592-3	Zū al-Fiqār Khān Qarāmānlū	Shāh 'Abbās	Āzarbāyjān 総督兼任 1603年 Ardabil 知事兼任 前任者の弟	<i>'Ālamārā</i> 638; <i>Afzal III</i> 113; Ṣafarī 2: 228-9
35 1600	Abdāl Beg Ṭālish Zāhidi	Shāh 'Abbās/ Zū al-Fiqār Khān	1600年の任命状 知事の Na'ib Mutavalli-i qadimi	<i>Afzal III</i> 393, 456, 664; <i>Silsilat</i> 218-33; <i>Fihrist</i> 81
36 1605-6	'Abbās 'Alī Sulṭān Shāmlū	Shāh 'Abbās	Mutavalli-i jadidi	<i>Afzal III</i> 393
37 1616	Shaykh Sharif Beg Ṭālish Zāhidi	Shāh 'Abbās	Mutavalli-i qadim Ṣipāhāni 版の編纂 1632年失脚	<i>Afzal III</i> 700 <i>Jahānārā</i> 246-47
38 1624	Qurbān 'Alī Beg Shāmlū	Shāh 'Abbās	Mutavalli-i jadidi	<i>Afzal III</i> 923
39 1633	Sayyid Aḥmad Husaynī	Shāh Ṣafī	詳細不明	<i>Fihrist</i> 84
40 1636-7	Kalb 'Alī Beg Qājār	Shāh Ṣafī	Ardabil 知事兼任	<i>Khuld II</i> 241; <i>Fihrist</i> 112
41 1638-9	Nazar 'Alī Beg Zū al-Qadr	Shāh Ṣafī	Ardabil 知事兼任	<i>Shāh Ṣafī</i> 163; <i>Jahānārā</i> 288; <i>Khuld II</i> 283
42 1642	Ilāhī Beg		詳細不明	<i>'Abdī II</i> 199
43 1656-7	Murtaẓā Qulī Khān Bijarlū Shāmlū	Shāh 'Abbās II	元 qorchi-bāshi 1668年でも在職	<i>Khuld II</i> 577; <i>Jahānārā</i> 612; <i>Fihrist</i> 86
44 1663-4	Bāyazīd Beg	Shāh 'Abbās II	詳細不明	<i>Nāsrābādī</i> 699
45	Mawlānā Muḥammad 'Abid	Shāh 'Abbās II	Ardabil の Shaykh al-Islāmi 家	Afshār 185
46 1674	Muḥammad Mu' min Beg	Shāh Sulaymān	詳細不明	<i>Fihrist</i> 172; Fragner I 190
47	Mir Ibrāhīm*		Shaykh 'Abd al-Raḥmān の子孫	<i>Silsilat</i> 97
48	Ḥājji Sayyed Ma' šūm Begā*		Shaykh Bāyazīd b. Shaykh Ibrāhīm の子孫 Sarkār-i jadidi	<i>Silsilat</i> 132 <i>'Abdī II</i> 105
49 1706-7	Ibn Murtaẓā Qulī Khān Shāmlū	Shāh Sulṭān Ḥusayn		<i>Ṣafvat</i> 202
50 1714	Muḥammad Ḥusayn Beg	Shāh Sulṭān Ḥusayn	Sarkār-i jadidi	Fragner I 192; <i>Fihrist</i> 166
51 1724	'Alī Qulī Beg Ṣafavi*	Shāh Ṭahmāsb II	Jadid-i sarkār	Fragner II 183; <i>Fihrist</i> 172
52 1725	Murtaẓā Qulī Beg Ṣafavi*	Shāh Ṭahmāsb II	Niyābat-i tawliyat-i qadim va jadid	Fragner II 196, 200-01; <i>Fihrist</i> 166
53 1732	Muḥammad Ṣafī Ṣafavi*		Mutavalli-i sarkār-i jadidi	Barati

Afshār=Afshār 1967, Barati=Barati 2020, Fragner I=Fragner 1975a, Fragner II=Fragner 1975b, Barati=Barati 2020, Martin=Martin 1965, Ṣafarī=Ṣafarī 1380Kh
*: Ṣafavi 家出身者

財人職には、後述する新旧部門のことも含めて、かなりのゆらぎがあることである。アルダビールはカズヴィーン遷都以降、サファヴィー朝の中央とは距離的に離れてしまい、対オスマン戦争に巻き込まれ易い場所にあった。このため、行政との関係は政治情勢にも

左右される傾向があったのである。

2.2 管財人就任者

53名の管財人就任者リストから一言で傾向を述べるのは難しい。ここでは、いくつかのグループに分けて検討する。

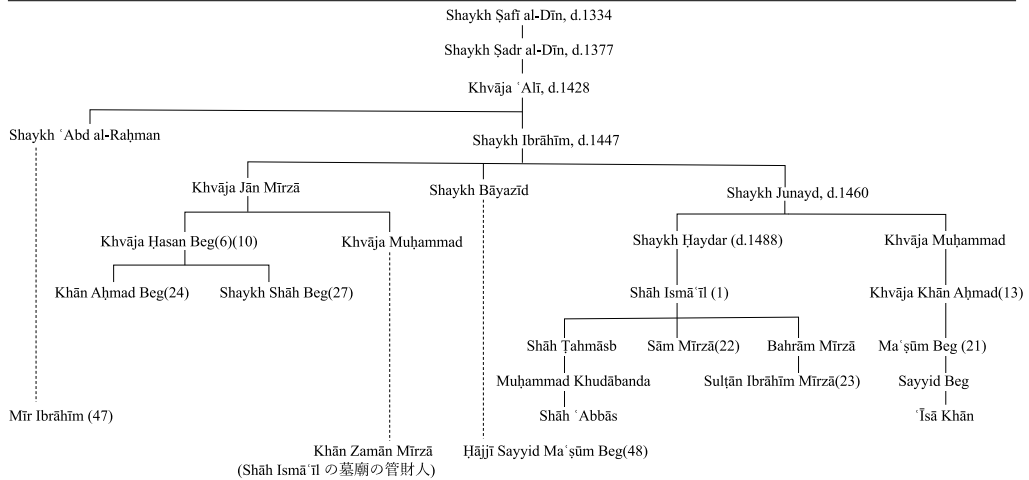


図1 サファヴィー家/シャイハーヴァンド家系図

Silsilat に基づく

() 内の数字は表1の管財人に対応

2.2.1 サファヴィー家/シャイハーヴァンド家

聖廟に埋葬されている聖者の子孫が代々管財人を務めるのは、しばしば見られる現象である。サフィー廟の場合、子孫は傍流のシャイハーヴァンド家を含むサファヴィー家となる。表1で*印をつけたものがこれに属することを示すが、全部で19名であり、全体の約36パーセントで、意外に少ない。もっとも、由来名がわからないもののなかにも、サファヴィー家のものが含まれている可能性がある。

図1はこれらのうち、続柄がわかるものをまとめた系図であり、数字が表1に対応している。王家そのものよりもサファヴィー家/シャイハーヴァンド家から広く管財人が出ている。シャイハーヴァンド家では宰相も務めたマアスム・ベグ(21)が有名であるが[羽田1987: 40–42]、彼とは異なるジュナイド系ではない家系からも、管財人になるものが現れており、中央で彼らが失脚したのちも¹⁰⁾ その状況は変わらない。

預言者の子孫サイドとされたシャイハーヴァンド家はアルダビールに居住していた

[*Ālam-ārū*: 100]。1635年の日付を持つ史料によれば、免税特権を持ち、税収からの手当(*suyūrghāl*)を持つシャイハーヴァンド家などのスーフィー600名が、アゼルバイジャンにいたという[Afzal III: 1004]¹¹⁾。シャー・アッパースがアルダビールを訪れた際には、管財人などサフィー廟の関係者に対するのと同様に、シャイハーヴァンド家の者達に謁見の機会を与えた[Afzal III: 107, 125, 442, 572, 596, 922]。アッパースは以下のようにも述べたという「アルダビールはこの王朝の灯火の礎であり、ここでは大仰なことはしない。シャイハーヴァンド家は自分の親族であり、アルダビールの人たちは同郷者である」。このとき、終日、アルダビールで最も立派な庭園である、シャイハーヴァンド家のパーヤンドゥル・ハーンの庭園で過ごし、朝から夜まで酒宴を続けたという[Afzal III: 517]。このようなシャイハーヴァンド家の特別な地位が、彼らが聖廟の管財人を輩出する理由だったのである。

2.2.2 ターリシュ、カラーマーンルー

イラン系のターリシュはもともとアルダ

10) 具体的には、コルチバシであったイーサー・ハーンの1632年の処刑を指す。

11) Ghereghlouの翻刻本は財務数字については誤りも多いため、写本でも確認した。

ピール周辺に居住する集団であり [Astarian & Borjian 2005: 44], ある史料はシャイフ・サフィーやサドル・アッディーン, ハイダルと歴代のサファヴィー教団長に従っていたとする [Āmīnī: 259, 268, 274]。トルコ系のカラマーンルーは15世紀初めにはアラス川以北のバルダア, ガンジャ付近に定着していた [Woods 1999: 196]。シャー・イスマエールが即位前にギーラーン地方ラーヒージャーンで亡命生活を送ったとき, 彼に付き従っていたいわゆる「ラーヒージャーンのスーフィー達」のなかに, ターリシュが1名, カラマーンルーが2名含まれていた [羽田 1978: 41; Aubin 1984: 7-8]。表1のハラフ・ベグ (5) は, この中の大ハリファ (khalifat al-khulafā') として知られるターリシュ出身のハーディム・ベグのことを指す。ファルハド・ハーン (33) とズー・アルフィカール・ハーン (34) は, このカラマーンルー出身のスーフィー達の一人バイラム・ベグの孫にあたる。この二人は軍人としても栄達を遂げ, アゼルバイジャン総督やアルダビール知事を務めた。ターリシュ出身のミールザー・ムハンマド (8) はイスマエールがラーヒージャーンを出発した後, 彼を匿い, キジルバシュに先んじて彼に仕えた [Ḥayātī: 225-26; Aḥsan: 42-43]。同じくターリシュ出身のアブダール・ベグ (35) とその弟シャイフ・シャリーフ・ベグ (37)¹²⁾ はシャイフ・サフィーの師, シャイフ・ザーヒド・ギーラーニーの子孫でもある [Silsilat: 222, 234]。

政治史的にはサファヴィー家に古くから仕えた譜代集団はキジルバシュの台頭により, 力を失った。しかし, サフィー廟の管財人にはスーフィーと繋がりのある古くからの縁者が名を連ねていることが興味深い。フェズ

リーは, アルダビール, ターリシュ, カラーチェダーグ, アルシャク, モガーンの税収による手当を持つ1500名のスーフィー達に言及しており [Afzal III: 1004], 彼らの存在が管財人の任命に影響を与えた可能性もある。

なお, 1632年, コルチバシであったシャリーフ・ベグの子チェラーグ・ハーン¹³⁾の処刑に伴い, シャリーフ・ベグも捕られて財産を没収された [Kḥuld II: 118-19; Jahānārā: 249]。その後, ターリシュやカラマーンルーの管財人を見いだすことはできない。

2.2.3 キジルバシュ

キジルバシュ出身の管財人も散見される。アーチャ・スルターン (11), アリー・ベグ (20), ムサイヤブ・ハーン (30), アッバースアリー・スルターン (36), クルバーンアリー・ベグ (38), カルブアリー・ベグ (40), ナザルアリー・ベグ (41), ムルタザークリー・ベグ (43) およびその息子 (49) である。彼らの任命の背景には, 治安上の問題のほか, 罪を逃れるためにサフィー廟に逃げ込む事例があるなど [Ālam-ārā: 199, 260; Khulāṣat: 708], キジルバシュにとってこの廟が信仰の対象であったことと関係があるのだろう。アッバース時代の新部門の管財人2名がキジルバシュであり, また, シャリーフ・ベグ以後, キジルバシュの管財人が3代続く。ムルタザークリー・ベグはその前にコルチバシ職を務めた有力者であった。少なくとも, マシュハドのレザー廟, コムのマアスーム廟, レイのアブドゥルアズィーム廟にはサファヴィー朝期にキジルバシュの管財人がいた形跡はないのと対照的である [Sawhāniyān-i Ḥāqīqī & Naqdī 2019-20: 51-52; Mudarrisi Ṭabāṭabāyi 1976: I 198-201, 242-47; Kon-do 2015: 57, 62]。

12) Rizvi はシャイフ・シャリーフ・ベグを単にアブダール・ベグの親族とする [Rizvi 2000: 146]。

13) Melville はチェラーグ・ハーンがサフィー廟の管財人であったとするが, 息子である彼が管財人である父に君主より下賜された布を届ける記述で, 史料の誤読である [Melville 2020: 132; Afzal: 964]。

2.2.4 サイド、ウラマー

アルジョマンドはコムとアルダビールの管財人を彼の言うところの「聖職者名士 (clerical notables)」, すなわち、もともとスンナ派であったがサファヴィー朝成立後にシーア派に改宗して、法官や宗教関係の官職に就いた名士たちが占めたとする [Arjomand 1984: 124]。表 1 が示すように、実際はアルジョマンドの定義にあうサイドやウラマーは極めて少ない。典型的な例としては、ミール・アブルヴァリー (26) (29) とその息子イスマーイール (31) が挙げられる。彼の家系はシーラーズのサイドの名家で 963-4 年にメッカから移住してきた人物の子孫で、大規模なワクフの管財人となっていた [Fārs-nāma: 948-50]。最初はレザー廟の管財人、そのあとガーザン・ハーンのワクフの管財人を務めたのち、タフマースブ時代の末にサファイー廟の管財人となり、ムハンマド・フダーバンダからも再度任命された [Khulāsat: 664; Ālam-ārā: 148]。その後、軍のシャイフ・アルイスラーム、軍のカーディーと地位を上げ、アッバース時代は 20 年に亘って宗務部門の長であるサドル職を務めた [Khulāsat: 997-98; Ālam-ārā: 1089]。

しかし、それ以外にサファヴィー家出身者を除いて、サイドやウラマーであった可能性があるのは、ミール・イブラーヒーム (18), アミール・アシュラフ (19), マウラーナー・ムハンマドアービド (45) くらいである。他の廟の管財人のほとんどがサイドやウラマーであることを考えれば、大きな特徴である。

以上のようにサファイー廟の管財人には他の聖廟とは異なる特徴があることがわかっ

た。サファヴィー家/シャイハーヴァンド家、ターリシュヤカラーマーンルー、キジルバシュの管財人が見られる一方、ウラマーやサイドの出身者の数は少なかった。ただし、廟のワクフの制度面では、もう一つの重要な点、旧部門と新部門について検討する必要がある。

3. ワクフ財の旧部門と新部門

第 1 章で見たサファイー廟の旧部門と新部門の起源はどこにあるのであろうか。フラグナーはコムを例を引きつつ、いつアルダビールについて部門が分かれたのか不明であるとする [Fragner 1975a: 214]。管見の限り、最も古い史料の記述はファズリーが、1596 年、シャー・アッバースの父ムハンマド・フダーバンダの埋葬について述べた部分である。このとき、先帝の遺体を運んだアッバースアリー・スルターン・シャームルー (36) に対して、アルダビールにある偉大なる帝王達の墓廟と新しいワクフ財 (mawqūfāt-i jadīdī) の管理権を与えたという [Afzal III: 209]。別の箇所でもファズリーはこのことを「シャイフ・サファイー廟の新部門の管理権 (tawliyat-i jadīdī-i Āstāna-i Shaykh Ṣafī) をアッバースアリー・スルターンに委ねたこと」と言い換えている [Afzal III: 14]。それ以前にシャー・アッバースがアルダビールを訪問した際の記述でも、ズー・アルフィカール・ハーン (34) やミールザー・イスマーイール (31) との面会は記録されているものの、新部門の管財人については全く言及がない [Afzal III: 107, 125, 208]。これが初めて新部門の管財人をおいた事例と考えてよいだろう¹⁴⁾。

それでは、彼が管理していたワクフ財はど

14) Melville はこの事例を引いているが、その意味を十分に理解していない。また、'Abbās 'Alī Sultān をシャイフ・サファイーの父の廟があるアルダビール近郊 Kalkhurān の管財人であったとするが、史料は単に造営事業を担当しただけのように読める [Melville 2020: 116, 132, 134 n.39; Afzal III: 393]。Kalkhurān 村自体は廟の不動産目録に載っているので、サファイー廟とは別の管財人がいたとは考えにくい [Abdi I: 63a-65a]。

のようなものであったのであろうか。史料に明示されているのは、アラス川の北にあるバイラカン Baylaqān の事例である。シャー・アッパースの命により、幅 50 ザルウ (≒50 m)、深さ 2 ザルウ (≒2 m)、長さ 4 ファルサング (≒24 km) の水路がアラス川からバイラカンまで引かれた。工事にはカラバグ地方の部族民が動員された。完成後はこの水を利用して 100 畝の水田と 1000 の桑園が作られ、住民が集められたという。1605 年、シールヴァーン遠征ののちに、この地に立ち寄ったアッパースは、住民への税を免除し、収益の 3 分の 1 を農民に与え、3 分の 2 を自らのものとして取った。そして、バイラカンが復興したのちに、その (自らの分の) 収益をサフィー廟のワクフとし、新部門の管財人であるアッパースアリー・スルターンに委ね、毎日 120 マン (≒360 kg) の米を炊いて、貧者や善人に与えるよう定めた [Afzal III: 433]。この経緯を見る限り、新部門とはアッパースによって設定される新たなワクフであると考えられる。

アッパースによるワクフの詳細な記述は、ファズリーの未年 /1607-8 年の項にある [Afzal III: 468-71]。驚くべきことに、ファズリーはチャハールダフ・マアスーム (預言者ムハンマド、その娘ファーティマと 12 イマームの 14 名を指す) に対するワクフと一体のものとして説明している。アッパースのチャハールダフ・マアスームのワクフについてはすでにマクチェスニーの研究があり [McChesney 1981: 170-78], 1013/1604-5 年の日付を持つワクフ設定文書のテキストも公刊されている [Qisas: 188-92; Sutūda 2005] が¹⁵⁾、主にシーア派信徒でフサインやファーティマの子孫であるサイイド達のため

のものである。このワクフ証書のなかでアルダビールについては、金の器や首飾り、大小の絨毯をサフィー廟に寄進したのみが書かれている [Qisas: 194]。他の史料でも、さまざまな陶器をサフィー廟に寄贈した記録 [Abbāsī: 563-64] やペルシア語の図書をこの廟に寄贈した記述 [Ālam-ārā: 761] などがある。しかし、サフィー廟に対してシャー・アッパースが本格的にワクフを設定した記録は知られていなかったのである。

ファズリーの記録によればワクフ財は、アゼルバイジャンのワクフ財とバイラカンおよびハーニ・アーリヒー Khān-i Ārikhī からの収入であった [Afzal III: 469; Melville 2020: 125]。このハーニ・アーリヒーもカラバグ地方、バイラカン付近にあった [Afzal III: 661]¹⁶⁾。同時に設定されたチャハールダフ・マアスームのワクフ財が、イスファハーンやカーシャーンなどイラン高原中央部に分布していることを考えれば、ワクフ財とその対象を地方ごとに分けたと見ることができる。

ワクフ収入の用途としては、前述の毎日 120 マンの米の食事の貧者への提供のほか、旧部門の予算に入っていない 1200 名の廟関係者への服飾費と食費の提供、男女 40 人ずつの孤児のための教師、孤児一人あたり一日 20 ディーナールの文房具・書籍代、毎年、3 着の衣服の提供、教室への毎日 12 マンの米の食事提供、毎週金曜日の孤児の入浴、散髪、衣服の洗濯、教師への現金、穀物、食事の提供が挙げられている。孤児達が成人すると、能力があればサフィー廟の諸部門で働いて、俸給を得ることになり、本人が望まなければ解放された。母親がいる子供には通いで通学することも認められ、孤児の女性が結婚する場合には 3 トマーンの支度金が新郎に

15) 後者は前半だけで終わっているが、前者で欠落している語が含まれている。McChesney は *Qisas* のテキストを Sepantā が翻刻したものを引用しているが、このテキストの質は低い。チャハールダフ・マアスームのワクフの管理については近藤 2007: 15-16 も参照。

16) Melville は『アッパース史』を引用しつつ、ハーニ・アーリヒーをバイラカンの別名とするが、史料の記述はそうは読めない [Melville 2020: 135 n.51; Abbāsī: 494]。

与えられることになっていた。さらに、修道場 (tawḥid-khāna) に対して、毎日 30 マンの米、20 マンの小麦が肉とともに提供され、50 マンの葡萄シロップ、50 マンの砂糖菓子用の油、100 マンのパン用の粉とともに、スーフィー達に供された [Afzal III: 469-70]。

これがアッパースによるワクフの概要であるが、メルヴィルが指摘するように、バイラカンの復興そのものがティムールの過去の事業の再現であるという側面があり [Melville 2020: 117-18]、ファズリーの記述でも「ティムールのワクフ財」¹⁷⁾とアッパースのそれとを一体のものとして捉えているようである [Afzal III: 470]。これがまさに新部門のワクフと考えられる。さらに、上述のワクフの記述で旧部門のワクフを補うかたちで、新部門のワクフが設定されている部分もあることがわかる。

なお、現状では、直接的にこの新部門のワクフ財の全容を知る手段はない。サフィー廟の二つの不動産目録も、廟に残され伝世している証書類も基本的に旧部門のワクフに関するものだからである¹⁸⁾。中央管理であったチャハールダフ・マアスムのワクフに準ずるものと考えれば、さまざまな文書類も中央で管理されていた可能性が高い。

アッパースは、アッパースアリー・スルターンのあと、1624年にクルバーンアリー・ベグ (38) を管財人に任命した。しかし、アッパースのアルダビール訪問の記事を見るかぎり、彼らが『王侯の慣わし』の述べるような旧部門の管財人に優越する立場にあったとは言えない [Afzal III: 572, 664, 922-23]。また、サフィー期以降は、新部門の管財人の情報が少ないが、たとえば、元コルチバシであった

ムルタザークリー・ハーン (43) 以上に権力のあった新部門の管財人がいたとは考えにくい。『王侯の慣わし』の示すような新部門管財人の優越的な地位は、かなり後の時代のことを示しているのであろう。

なお、これとは別に、イスマーイール、タフマースブラ君主や皇子たちの墓廟はサフィー廟構内にあったが、別のワクフが設定されており、アッパース時代にはスルターンハリール・ミールザーが管財人を務めていた [Afzal III: 470, 518]。別の史料にも、これよりあとの時期と考えられるが、イスマーイールの墓廟の管財人として、ハーン・ザマーン・ミールザーなる人物の名前があがっている [Silsilat: 133]。いずれもサファヴィー一家の出身であった。アッパース時代において、サフィー廟に関しては不動産のワクフ財を管理する3名の管財人がおり¹⁹⁾、アブディー・ベグとスィハファーニーによる廟の不動産目録は、そのうちの一人、旧部門の管理人が管理するものだけに関係していたのである。

4. 管財人の職務

ここまで、サフィー廟の管財人について、制度や就任者について述べてきたが、実際に管財人はどのような職務を果たしていたのだろうか。それを多少ともうかがわせる記述が、1009/1600年のシャイフ・アブダール (35) に対する任命状にあるので紹介しよう。

・聖廟にすべての取引は彼の意見によって行われなければならない。彼に知らせずに取引を行ってはならない。

・すべての支払割付書 (barāt) や条件書 (sharṭ-nāma) は彼の印があるかぎり有効

17) この Mawqūfāt-i Tīmūrī が何を指すのかは議論の余地がある。少なくとも同時代の記録にはティムールがバイラカンをワクフとしたという記述はない [Zafarnāma: 1218-20, 1225-27]。

18) ただし、アブドゥルアズィズ廟の場合のように、旧部門・新部門の区別がなくなった18世紀以降のワクフ財リストからある程度再現できる可能性は残されている。

19) なお、不動産以外では、ファズリーは、別にワクフとされた図書に管財人として、Mirzā 'Abd al-Mu'min なる人物の名前も挙げている。彼の一族はティムールの時代から代々ワクフ財の図書を管理してきたという [Afzal III: 460]。

である。年金 (vazāyif) や俸給 (mavājib), 手当 (marsūmāt) の支払いは彼の手形 (ḥavāla) や支払割付書で支払われる。

- ・聖廟の財務官 (mustawfi) は、彼の指示書 (raqam) によって、年金や俸給、手当の支払割付書を発行する。日録 (rūznāmajāt) や手問賃 (ujra) の手形 (tamassukāt) は、彼の印と添書がない限り無効である。

- ・聖廟の管理官達 (mushrif) は、毎日、賽物 (nazr) の日録に彼の印を受ける。

- ・アルダビール知事は決して聖廟の重要事に介入してはならない。聖廟にかかわる臣民の間で争いが起きた場合には、聖廟の管財人と監督人 (nāzir) がウラマーと法官の同席のもと尋問し、解決する。

- ・聖廟の監督人で宴席食事係のアリー・ベグは、管財人の監督のもとに食事の提供を行い、管財人がこれを吟味して、毎日、日録にその印を押し、聖廟の財務官が管財人と監督人の印を受けて、財務上の処理をする。

- ・管財人は聖廟での勤めと秩序維持に全力を尽くし、聖廟の諸費用の管理と収入、取り分、前払いの決定に努めなければならない。

- ・聖廟に関する諸事のための努力と義務への取組を陛下にご覧に入れ、官衙によって作成された聖廟の支出指示書と予算書 (dastūr al-'amal) のすべての項目を遵守し、ワクフ設定者達の指示や条件に反してはならない [Silsilat: 223-24]²⁰⁾。

財務上の手続きには必ず管財人の印が必要であったこと、聖廟内の事件については裁判権も有していたことがわかる。また、食事の提供の監督があえて挙げていることには、このことがこの聖廟の重要な機能の一つであったことを示すのかもしれない。財務上の用語は、国家の財政で用いられているものと同様であ

り、同様の技術が用いられていたと考えられる。

一方、『サファヴィー家系譜集』はシャイフ・アブダールの18の事績を挙げている。そのうち最初の5が聖廟そのものの建物の修理や建設、次の4つが店舗や小庭園、商館などワクフ財となるアルダビール市内の建物の建設、残りの9がワクフ財である農地や村落の改修や改良である。どのような事績が優れた管財人のそれとなるのかをも示していると言えるだろう。

おわりに

本稿が明らかにしたのは、サフィー廟の財務管理の中核を担った管財人をめぐる制度と実際の就任者の性格であった。管財人は、時期によって、知事やダールーガなどの行政官との兼任があり、あるいは代理が実務にあたるなど、必ずしも一貫したものではなかった。管財人には、サファヴィー家／シャイハーヴァンド家の出身者、ターリシュやカラマーンルー、キジルバシュなど、古くからサファヴィー家にゆかりのある人物が任命された一方、他の聖廟で主流である一般のサイドやウラマーは、ほとんど見る事ができなかった。サファヴィー朝下で同様に重要であったシーア派系の聖廟、すなわちレザー廟やマアスーム廟、アブドゥルアズィーム廟は、基本的にサイドやウラマーに管理されていたのであり、その様相は大きく異なっている。

ワクフの新部門と旧部門の起源や実態についても、新たな知見が得られた。新部門はシャー・アッパースによって設定されたものを起源としており、チャハールダフ・マアスームのワクフと同時に行われたものであった。チャハールダフ・マアスームのワクフがイラン高原中央部のワクフ財に基づいていた

20) この部分は、Luṭfiにも参照されているが、ごく簡単にまとめている [Luṭfi 2016-7: 137]。

のに対し、サフィー廟に対する新たなワクフはアゼルバイジャンやその周辺のワクフ財に基づいていた。新部門のワクフ財は、チャハールダフ・マアスームのワクフ同様、中央で管理されたと考えられる。このため、サフィー廟に残る文書群にも廟の不動産目録にもこの新部門のワクフ財についての記述はあまり残っていないのである。廟の不動産目録はあくまで旧部門のワクフ財にかかわるものであり、サフィー廟のワクフすべてにかかわるものではないことに注意する必要がある。

サフィー廟と他の聖廟との相違は、巨視的に見るならば、サファヴィー朝の母体となった神秘主義とサファヴィー朝が政策的に導入した12イマーム・シーア派のそれぞれの拠点の相違とみることもできるだろう。1635年時点で、依然1500名のスーフィーがいたアゼルバイジャン周辺とイラン高原中央部とは信仰のあり方も異なったと考えられる。アッパースが同時に設定した二つのワクフはそれぞれの信仰に合わせて行われたのであり、いわばサファヴィー朝の二つの顔を象徴する事業であったと言えるだろう。

参考文献

●史料●

- 'Abbāsī: Mullā Jalāl al-Dīn Munajjim. *Tārikh-i 'Abbāsī: Rūznāma-'i Mullā Jalāl*. Ed. Maqṣūd 'Alī Ṣādiqī. Tehran: Nigāristān-i Andīsha. 1398Kh.
- 'Abdī I: 'Abdī Beg Shirāzī. *Ṣariḥ al-Milk*. MS. Mūza-'i Milli-i Irān no.3718.
- 'Abdī II: 'Abdī Beg Shirāzī. *Ṣariḥ al-Milk*. MS. Mūza-'i Milli-i Irān no.3719.
- 'Abdī III: 'Abdī Beg Shirāzī. *Ṣariḥ al-Milk*. MS. Kitābkhāna va Asnād-i Milli no.2734.
- Afzal II: Faḏlī Khūzānī Iṣfahānī. *Afzal al-Tavārikh*. Ed. Iḥsān Ishrāqī and Qudrat Allāh Pīshnamāzzāda. Tehran: Mirāth-i Maktūb. 1398Kh.
- Afzal III: Faḏlī Khūzānī Iṣfahānī. *Afzal al-Tavārikh*. Ed. Kioumars Ghereghlou. Cambridge: Gibb Memorial Trust. 2015.
- Aḥsan: Ḥasan Beg Rūmlū. *Aḥsan al-Tavārikh*. Ed. 'Abd al-Ḥusayn Navā'ī. Tehran: Bābak.

1979.

- 'Ālam-ārā: Iskandar Beg Munshī. *Tārikh-i 'Ālam-ārā-yi 'Abbāsī*. Ed. Īraj Afshār. Tehran: Amīr-i Kabīr. 1334Kh.
- 'Ālam-ārā-yi Ṣafavī: Yad-allāh Shukrī ed. *'Ālam-ārā-yi Ṣafavī*. Tehran: Bunyād-i Farhang-i Irān. 1350Kh.
- Alqāb: Yūsuf Raḥimlū ed. *Alqāb va Mavājib-i Dawra-'i Salātīn-i Ṣafaviya*. Mashhad: Dānishgāh-i Firdawsī. 1993.
- Amīnī: Faḏl Allāh b. Rūzbihān. *Tārikh-i 'Ālam-ārā-yi Amīnī*. Ed. Muḥammad Amīn 'Ashīq. Tehran: Mirāth-i Maktūb. 1382Kh.
- Dastūr: Mirzā Moḥammad Rafī Anṣārī. *Dastūr al-Molūk*. Ed. N. Kondo. Fuchu, Tokyo: Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa. 2018.
- Ev-oghli: Ḥaydar b. Abū al-Qāsim Ev-oghli. *Majma' al-Inshā'*. MS Kitābkhāna va Asnād-i Milli no.1071.
- Fārs-nāma: Ḥājī Mirzā Ḥasan Fasā'ī. *Fārs-nāma-'i Nāsiri*. Ed. Manṣūr Rastgār-i Fasā'ī. Tehran: Amīr-i Kabīr. 1367Kh.
- Fihrist: 'Imād al-Dīn Shaykh al-Ḥukamāyi. *Fihrist-i Asnād-i Buq'a-'i Shaykh Ṣafī al-Dīn Ardabilī*. Tehran: Kitābkhāna-'i Majlis. 1388Kh.
- Ḥabīb: Khānda-mir. *Ḥabīb al-Siyar*. Vol.4. Ed. Jalāl al-Dīn Humā'ī. Tehran: Khayyām. 1380Kh.
- Ḥayātī: Qāsim Beg Ḥayātī Tabrizī. *Tārikh-i Ḥayātī*. Ed. Kioumars Ghereghlou. New Haven: The American Oriental Society. 2018.
- Jahānārā: Muḥammad Ṭāhir Vaḥid Qazvinī. *Tārikh-i Jahānārā-yi 'Abbāsī*. Ed. Sa'id Mir Muḥammad Ṣādiq. Tehran: Pazhūhishgāh-i 'Ulūm-i Insānī va Muṭāla'āt-i Farhangī. 1378Kh.
- Khulāṣat: Aḥmad Qummī. *Khulāṣat al-Tavārikh*. Ed. Iḥsān Ishrāqī. Tehran: Dānishgāh-i Tihārān. 1383Kh.
- Khuld I: Vālih Iṣfahānī. *Khuld-i Barīn*. Ed. Mīr Ḥāshim Muḥaddith. Tehran: Bunyād-i Mawqūfāt-i Afshār. 1372Kh.
- Khuld II: Vālih Iṣfahānī. *Irān dar Rūzgār-i Shāh Ṣafī va Shāh 'Abbās-i Duvvum*. Ed. Muḥammad Rizā Naṣiri. Tehran: Anjuman-i Āthār va Mafākhir-i Farhangī. 1380Kh.
- Naṣr-ābādī: Muḥammad Ṭāhir Naṣr-ābādī. *Taḏkira-'i Naṣr-ābādī*. Ed. Nājī Naṣr-ābādī. Tehran: Asāṭir. 1378Kh.
- Qīṣaṣ: Valī Qulī b. Dāvud Qulī Shāmlū. *Qīṣaṣ al-Khāqānī*. Ed. Ḥasan Sādāt-i Nāsiri. Tehran: Vizārat-i Farhang va Irshād-i Islāmī. 1371Kh.
- Ṣafvat: 'Abd al-Karīm Muḥammad Ardabilī.

- “Şafvat al-âthâr fi akhbâr al-akhiyâr.” Ed. Mir Hâshim Muḥaddith. *Mirâth-i Islâmî-i Irân* (R. Ja'fariyân ed.), vol.3, 197–235, Qum: Kitâbkhâna-'i Mar'ashî, 1374Kh.
- Shâh Şafi*: Abû al-Mafâkhir Tafrishî. *Târikh-i Shâh Şafi*. Ed. Muḥsin Bahrâm-nizhâd. Tehran: Mirâth-i Maktûb. 1388Kh.
- Silsilat*: Shaykh Ḥusayn Pirzâda Abdâl Zâhidî. *Silsilat al-Nasab-i Safaviyya*. Ed. Ḥusayn Naşîr-bâghbân. Tehran: Aramghân-i Târikh. 1395Kh.
- Şipâhânî*: Muḥammad Ṭâhir Şipâhânî. *Şarih al-Milk*. MS. Mûza-'i Milli-i Irân no.4324.
- Ṭahmâsb*: Shâh Ṭahmâsb. *Tazkira-'i Shâh Ṭahmâsb*. Berlin: Kaviyânî.1924.
- Tazkirat*: (Mirzâ Shafî'â). *Tazkirat al-Mulûk*. Ed. Muḥammad Dabîr-i Siyâqî. Tehran: Amir-i Kabîr. 1368Kh.
- Ẓafarnâma*: Sharaf al-Dîn 'Alî Yazdî. *Ẓafarnâma*. Ed. Sayyid Sa'id Mir Muḥammad Şâdiq and 'Abd al-Ḥusayn Navâyî. Tehran: Kitâbkhâna-'i Majlis. 1387Kh.
- 研究文献●
- Afshâr, İraj. 1967. “Ujrat-i Kâtib va Şilla-'i Kitâb.” *Râhnâmâ-yi Kitâb* 10: 184–185.
- Aḥmadî, Nuzhat and Maryam Luṭfî,. 2009. “Tawliyat-i buq'a-yi Shaykh Şafi al-Dîn Ardabilî dar dawra-'i ḥukûmat-i Şafaviyân.” *Târikh-i Irân va Islâm* 19(3): 27–46.
- Arjomand, Said Amir. 1984. *The Shadow of God and the Hidden Imam: Religion, Political Order, and Societal Change in Shi'ite Iran from the Beginning to 1890*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Astarian, Garnik, and Habib Borjian. 2005. “Talish and the Talishis (The State of Research).” *Iran & the Caucasus* 9(1): 43–72.
- Aubin, Jean. 1984. “Revolution chiite et conservatism: Les soufis de Lâhejân, 1500–1514.” *Moyen Orient et Océan Indien* 1: 1–40.
- Barati, András. 2020. “An Early Decree of Nâdir Shâh Concerning the Waqf of Ardabil.” *Iranian Studies* 53: 963–979.
- Bhalloo, Zahir, and Omid Rezai. 2019. “Inscribing Authority: Scribal and Archival Practices of a Safavid Decree.” *Journal of the Economic and Social History of the Orient* 62(5–6): 824–55.
- Dânishpazhûh, Muḥammad Taqî. 1966. “Asnâd-i Darvish Taj al-Dîn Hasan Vali dar Niyâk-i Larjân.” *Nuskhahâ-yi Khaṭṭî* 4: 481–648.
- Dânishpazhûh, Muḥammad Taqî. 1967. “Āstâna-hâ-yi Mâzandarân.” *Ma'ârif-i Islâmî* 2: 56–65.
- Fragner, Bert. 1975a. “Das Ardabiler Heiligum in den Urkunden.” *Wiener Zeitschrift für die Kunde des Morgenlandes* 67: 169–215.
- Fragner, Bert. 1975b. “Ardabil Zwischen Sultan Und Schah. Zehn Urkunden Schah Tahmasps II.” *Turcica* 6: 177–225.
- Floor, Willem. 2000. “The Şadr or Head of the Safavid Religious Administration, Judiciary and Endowments and Other Members of the Religious Institution.” *Zeitschrift Der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 150: 461–500.
- Ghereghlou, Kioumars. 2018. “Editors Preface.” *A Chronicle of the Early Safavid and the Reign of Shah Ismâ'il* (K. Ghereghlou, ed.), vii–xxx, New Heaven: American Oriental Society.
- Hidâyati, Muḥammad 'Alî. 1344Kh/1965–6. *Āstâna-'i Ray: Majmû'a-'i asnâd va farâmin*. Tehran: Shirkat-i saḥâmi-i afsat.
- Kondo, Nobuaki. 2015. “The Shah 'Abd al-'Azim Shrine and its Waqf under the Safavids.” *Mapping Safavid Iran* (N. Kondo ed.), 41–65, Fuchu, Tokyo: Research Institute for Languages and Cultures of Asia and Africa.
- Luṭfî, Maryam. 1395Kh/2016–7. *Buq'a-'i Shaykh Şafi al-Dîn Ardabilî dar dawra-'i Şafaviyân*. Tehran. Manshûr-i Samîr.
- Martin, B. G. 1965. “Seven Safavid Documents from Azarbaijan.” In *Documents from Islamic Chanceries*, First Series, edited by S. M. Stern, 171–207. Oxford: Bruno Cassirer.
- McChesney, R. D. 1981. “Waqf and Public Policy: The Waqfs of Shah 'Abbas, 1011–1023/1602–1614.” *Asian and African Studies* 15: 165–90.
- Melville, Charles. 2020. “Shah 'Abbas's Patronage of the Dynastic Shrine at Ardabil.” *Muqarnas* 37: 111–38.
- Mudarrisî Ṭabâṭabâyî. 1976. *Turbat-i Pâkân: Âthâr va binâhâ-yi qadîm-i maḥdûda-'i kunûni-i dâr al-mu'minîn-i Qum*. 2 vols. Qum: Mihr.
- Reid, James. 1984. *Tribalism and society in Islamic Iran 1500–1629*. Malibu, CA: Undena Publication.
- Rizvi, Kishwar. 2000. “Transformations in Early Safavid Architecture: The Shrine of Shaykh Safi al-din Ishaq Ardabili in Iran (1501–1629).” PhD. dissertation, Massachusetts Institute of Technology.
- Rizvi, Kishwar. 2011. *The Safavid Dynastic Shrine: Architecture, Religion and Power in Early Modern Iran*. London: I.B. Tauris.
- Röhrborn, Klaus-Michael. 1966. *Provinzen und Zentralgewalt Persiens im 16. und 17. Jahrhundert*. Berlin: Walter de Gruyter.
- Şafarî, Bâbâ. 1370Kh/1991–2. *Ardabil dar*

- Guzargāh-i Tārīkh*. 3vols. Ardabil: Dānishgāh-i Āzād.
- Savory, R M. 1960. "The Principal Offices of the Safawid State During the Reign of Isma'il I (907-30/1501-24)." *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 23(1): 91-105.
- Sawhāniyān-i Ḥaḳīqī, Muḥammad and Rizā Naqdī. 1397Kh/2019-20. *Āstān-i Quds-i Razavī; Mutavalliyān va Nāyib al-Tawliya-hā*. Mashhad: Āstān-i Quds-i Razavī.
- Sutūda, Manūchīhr. 2005. "Vaḳf-nāma-'i Shāh 'Abbās." *Vaqf: Mirāth-i Jāvidān* 47/48: 10-13.
- Woods, John E. 1999. *The Aqqyunlu: Clan, Confederation, Empire*. Revised and Expanded Edition. Salt Lake City: The University of Utah Press.
- 近藤信彰 2007 「ワクフと私的所有権——チャハールダフ・マアスームのワクフをめぐって」『アジア経済』48(6): 9-28.
- 長谷部暢子 1990 「シャー・アッパース一世のギーラーン地方政策 (1)」『史学』59(4): 29-58.
- 羽田正 1978 「サファヴィー朝の成立」『東洋史研究』37(2): 24-56.
- 羽田正 1987 「シャー・タフマースプのキジルバシュ政策」『オリエント』30(2): 28-46.

聖都アルダビールとサファヴィー朝下のサフィー廟

守川知子

The Holy City of Ardabil and the Shrine of Shaykh Ṣafī al-Dīn under the Safavids

MORIKAWA, Tomoko

This paper examines the development of the holy city of Ardabil, where the mausoleum of Shaykh Ṣafī al-Dīn (d. 1334), the founder of the Sufi order of Safaviyya and the ancestor of the Safavid Empire (1501–1736), is located, using two shrine-related Persian documents (ṣarīḥ al-milks and *Tārīkh-i Ḥayātī*); a drawing and descriptions by Adam Olearius, who visited the site in 1637; and European travelogues of the sixteenth and seventeenth centuries.

A quantitative analysis of the endowments in the *Catalogue of the Safī Shrine Properties* (‘Abdī Beg’s *Ṣarīḥ al-Milk*) shows that land purchases and endowments were concentrated during the reigns of the second master of the Safaviyya Order, Shaykh Ṣadr al-Dīn (d. 1391), and the second Safavid monarch, Shāh Ṭahmāsb (r. 1524–76). At the same time, peculiar buildings such as the Chilla-khāna (retreat), the Jannat-sarā (assembly hall), lodgings, and a bath in the shrine, which are not found in other Imams’ mausoleums or Imāmzādehs, reveal the unique character of the Shaykh Ṣafī mausoleum, which began as a Sufi training place.

Ardabil, known as a pilgrimage site of the Ṣafī Shrine, was also a commercial center under the Safavid Empire, as it was located at a strategic point in northern Iran and was surrounded by silk-producing areas such as Shirvan and Gilan, which were the main exports of the Safavid Empire. Foreign travelers’ accounts of Ardabil as a “pilgrimage site” suggest that its location at the nexus of caravan routes was another important factor in the popularity of pilgrimages to the Ṣafī Shrine, which enjoyed the patronage of the Safavid royal family.

The Shrine of Shaykh Ṣafī was established as a saint’s mausoleum with the basic structure of a Sufi order; later, in the Safavid period, it was repositioned as the ancestral mausoleum of the royal family and their “private treasury,” with an enormous wealth of endowments and donations. In this process, Ardabil came to be known as the “Dār al-irshād” (Capital City of Guidance), with the Shrine of Shaykh Ṣafī at its center.

Keywords: Shrine of Shaykh Ṣafī, Ardabil, Safavids, Pilgrimage, Holy City
キーワード: サフィー廟, アルダビール, サファヴィー家・朝, 参詣, 聖都 (宗教都市)



はじめに

1. アブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録に見るサフィー廟所有物件
 - 1.1 アブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録 (1570 年編纂)
 - 1.2 地域別・時代別分析
2. スフィー聖者廟としてのサフィー廟
 - 2.1 サフィー廟の建造物
 - 2.2『ハヤーティー史』とサフィー廟の建造物

2.3 サフィー廟とレザー廟

3. ヨーロッパ人の旅行記にみるサファヴィー朝下のアルダビールとサフィー廟
 - 3.1 17 世紀のアルダビール
 - 3.2 ヨーロッパ人の見たサフィー廟
 - 3.3 サファヴィー朝下の「聖都」アルダビール——その宗教的・経済的重要性を中心に
- おわりに

はじめに

アルダビールは王国の中で最も古く、最も祝福された町のひとつである。ペルシアの数人の王がそこに住んでいたという理由だけでなく、とりわけ、彼らの宗派の長であるシャイフ・サフィー (Scich Sefi) がそこで生き、死んだことによる。[Olearius: 238]

アルダビールは「ダール・アルイルシャード (Dār al-Irshād)」、すなわち「教導の都」と呼ばれる。この語がいつごろから使われ始めたのか正確なところはわからないが、ヒジュラ暦 912 年 (西暦 1506–07 年) にはその名称が見られるようになり、サファヴィー朝期 (1501–1736) に入ってから頻りに用いられている [Shaykh al-Hukamāyī 2009: 151 (No. 610); Fragner 2013: 75; *Ṣariḥ al-Milk*: 9b; *Ḥayātī*: 43]。「教え導く」というのは、サファヴィー教団の名祖にしてサファヴィー王家の始祖であるシャイフ・サフィー・アッディーーン (1252/3–1334) がここに居を構え、教団を率いて弟子を導き、そしてこの地に眠るからである。

本稿では、サフィー廟およびサフィー廟を擁するアルダビールがいかにして発展したか、またサフィー廟がアルダビールやサファヴィー朝にとってどのような意味を持っていたのかについて、サファヴィー朝のシャー・タフマースブ (在位 1524–76) 治下で編纂されたサフィー廟不動産目録 *Ṣariḥ al-Milk* および『ハヤーティー史 *Tārikh-i Ḥayātī*] の 2 点のサフィー廟関連史料と、16~17 世紀にアルダビールを訪れたヨーロッパ人の旅行記を用いて検討する。

1. アブディー・ベグ版サフィー廟不動産目録に見るサフィー廟所有物件

最初に、アルダビールで最も重要な建造物であるサフィー廟の拡大過程をサフィー廟不動産目録 *Ṣariḥ al-Milk* (アブディー・ベグ著) からたどってみよう¹⁾。同不動産目録は、証書のあるものを収録した第 1 部 (全 396 件) と、証書がなく物件名のみを記載した第 2 部 (全 229 件)、およびサフィー・アッディーーン一族で子孫がおらずサフィー廟に埋葬されている者の不動産 67 件をリスト化した終章に分かれている²⁾。第 2 部はすべて日付がな

1) 本稿で用いる *Ṣariḥ al-Milk* は、本共同研究会 (代表・渡部良子「イスラーム聖者廟の財産管理に関する史料学的研究: イラン・サファヴィー朝祖廟を事例として」(2018–20 年度)) で主に検討対象としたアブディー・ベグ版で、特にイラン国立博物館所蔵の 3718 写本のみ限定する。

2) 数字はいずれも暫定である。1 枚の証書に同一地域の複数の物件がまとめて記載される場合も ↗

表 1

	シャイフ	年代 ヒジュラ暦 (西暦)	アルダ ビール 市内	アルダ ビール 郡内	アゼル バイ ジャン	ギー ラーン	シール ヴァーン	イラーケ・ アジャム	ファー ルス	合計
①	サファイー・ アッディーン	700-735 (1301-34)	2	17	19	2	0	0	0	40
②	サドル・ アッディーン	735-794 (1334-91)	21	73	50	6	0	1	0	151
③	端境期	794-899 (1391-1494)	0	5	5	2	0	0	0	12
④	シャー・ イスマーイール	899-930 (1494-1524)	4	0	4	1	0	3	0	12
⑤	シャー・ タフマースブ	930-977 (1524-70)	43	22	48	3	2	1	7	126
⑥	不明	--	8	24	21	1	0	1	0	55
	合計		78	141	147	15	2	6	7	396
	第2部	--	1	12	33	9	4	169	(1)	229

いため³⁾、行論上ここでは第1部のみを対象とする。

1.1 アブディー・ベグ版サファイー廟不動産目録 (1570年編纂)

アブディー・ベグ版(イラン国立博物館3718写本)のサファイー廟不動産目録第1部には、396件の売買もしくはワクフの証書をもとにしたサファイー廟所有の不動産が収載されている。項目は地域別(アルダビールの場合は不動産の種類ごと)になっており、「アゼルバイジャン/アルダビール/「教導の都」(=市内)」、「市外(=アルダビール郡部)」、「アゼルバイジャン/アルダビール以外」、「ギーラーン」、「シールヴァーン」、「イラーケ・アジャム」、「ファールス」となる。

試みにこれを、サファヴィー教団のシャイ

フ(教団長)ごと、すなわち、①サファイー・アッディーン期(ヒジュラ暦700-35/西暦1301-34年)、②サドル・アッディーン期(735-94/1334-91年)、③端境期(794-899/1391-1494年)、④シャー・イスマーイール期(899-930/1494-1524年)、⑤シャー・タフマースブ期(930-77/1524-70年)の5期に分類してみると、表1のようになる⁴⁾。

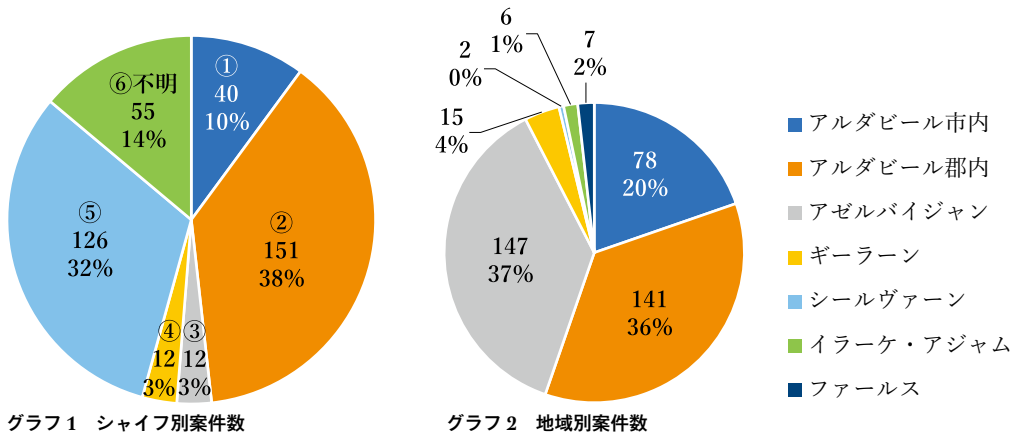
シャイフごとの案件数を見ると⁵⁾、サファイー・アッディーン期(①)には40件(10%)、サドル・アッディーン期(②)には151件(38%)の売買文書やワクフ文書が確認されるが、その後の約100年間(③)にはわずか12件(3%)と激減する。サファヴィー朝を創設したイスマーイール(在位1501-24)のシャイフ期(④)の30年間には12件(3%)、そしてタフマースブ期(⑤)

↗ あれば、単一の証書でも物件が複数の地域に跨っている場合もある。前者の場合はまとめて1件となり、後者の場合は地域ごとに複数回カウントされる。そのため、数え方によってかなりの増減がある。

3) 229件のうちの一部には、欄外に「744(1343)年ラジャブ月にワクフとされた」「946(1539/40)年に聖廟のワクフとなった」という記載がある。アブディー・ベグ版3718写本の中で最も新しい日付の「1022(1613/14)年」もまた、同じマラーゲの項目の欄外に見られる[*Ṣariḥ al-Milk*: 153a]。

4) なお、サドル・アッディーン没後からシャー・イスマーイールまでの約100年の端境期には、ホージャ・アリー(832/1428没)、シャー・イブラーヒーム(851/1447没)、ジュナイド(864/1460没)、ハイダル(893/1488没)らがいる。899/1494年は、イスマーイールの即位年ではなく、兄スルターン・アリー(893/1488没)の死去年である。さらに、タフマースブの在位は984/1576年までであるが、ここではサファイー廟不動産目録の完成年である977/1570年までとする。

5) サファイー廟不動産目録等を用いた教団長ごとの廟財産形成の経緯や特徴については、Gronkeが包括的にまた非常に精緻に検討している[Gronke 1993: 294-357]。



には126件(32%)が数えられる(グラフ1参照)。

なお、アブディー・ベグ版不動産目録の中で最古の日付は、ザンジャー地方のチャラル村(チェナル村)の売買文書に見える「684年ラビー・アルアッワル月」である[*Şariḥ al-Milk*: 114b]。同じ箇所には、「686年ジュマダー・アルアッワル月末」の日付のある土地の売買証書が現認できる物件がある。ただし、これらはその信憑性が疑わしく、実際には、サドル・アッディーンの子ゾィヤー・アッディーン・ムッタハルが100年後の786~787/1384~85年に証書に記載のある人物たちから譲渡もしくは買い戻している[*Ibid.*]⁶⁾。さらに、ヒジュラ暦680年代というのは、サフィー・アッディーンの子シャイフ・ザーヒドが亡くなって彼が教団を引き継いだ700/1301年よりも前のことであり、サフィー・アッディーン自身がそのころから土地購入などの活動をしていたかどうかは不明である。そのため、これらの最古層の日付については、実際に買い戻された日付を優先し、表には含めていない⁷⁾。

1.2 地域別・時代別分析

次に地域別(グラフ2)を見ると、アルダビール市内が78件(20%)、アルダビール郡内が141件(36%)、アゼルバイジャン地方にある物件が147件(37%)、その他の地域はギーラーンが15件(4%)、シールヴァーンはわずか2件で、イラーケ・アジャムとファールスがそれぞれ6件(1%)と7件(2%)である。

ここからわかるように、サフィー廟が所有する不動産は、アルダビールの内外にあるものが主であり、さらにはアゼルバイジャン地方のものを含めると、その不動産の9割以上(93%)が「地元」にある。ちなみにアゼルバイジャンの項には、オールドゥーバード(現ナフチェヴァン自治共和国)、ウルミエ、タブリーズ、メシュキーンシャフル、チュフルサアド(現アルメニア)、ギャルムロード、マラーゲ、モガーン平原、ハシュトルードが含まれるが、なかでもアルダビールに近いメシュキーンシャフルやギャルムロード近郊の村々や農地が多く設定されている点が特徴的である。

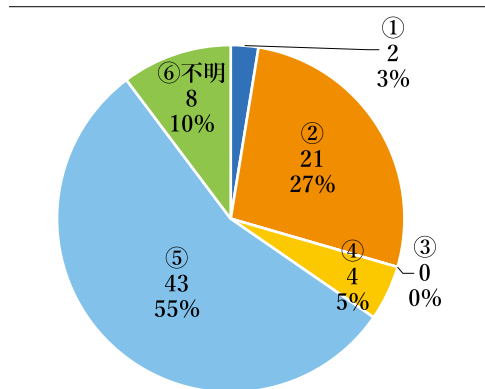
6) アブディー・ベグ版のもうひとつの写本であるイラン国立博物館3719写本も同様[254-255]。

7) Luṭfiはシャー・アッパース時代の17世紀初頭の日付をいくつか記しているが、これらの日付はアブディー・ベグ版の3718写本には現れない[Luṭfi 2016: 231, 242-243, 254-255]。なお、特に同写本第2部(証書なし)に頻出する「1022年」といった後世の日付などの欄外書き込みについては、本論集の渡部論文を参照されたい。

サフィー・アッディーン期には、アルダビールの郡部やハルハールの村を中心に、733年シャッワール月5日/1333年6月19日の日付のあるワクフが10件ほど見られるが、これこそは、サフィー・アッディーンが亡くなる数年前に全財産を寄進した、とされているものであろう。サフィー・アッディーン自身も相当な財産を有しており、教団の発展と、死後、自身の墓が巡礼地となることを企図していたことが明らかとなる。

アルダビール郡内に限ると、サドル・アッディーン時代が73件と全体の半分を占める。また、全体的な数でもサドル・アッディーン時代に151件の購入・寄進文書があり、全案件の4割近くが彼のシャイフ時代に設定されたことがわかる。この数は、サファヴィー家が王朝を創設した後のタフマースブ時代とともに突出して多く、また、サドル・アッディーン没後からサファヴィー朝成立までのおよそ100年間にわずか13件しかないことに鑑みると、サドル・アッディーンがいかにサファヴィー教団の祖にして父親の墓廟の発展に精力を傾けていたかをうかがい知ることができる。

一方、アルダビール市内(グラフ3)の場合、タフマースブ時代の寄進財産が半数以上の55%を占める。そのうち11件を数える家屋の案件はすべて初期の数年に集中しており(943-49/1536-42年)、そのほとんどが時の管財人(mutavalli)⁸⁾によって高値で購入されている。ここから、サフィー廟周辺は、サファヴィー朝に入ってから、それもタフマースブ時代に改めて整備が進んでいったことがうかがえる。なかでも1530年代後半から40年代初頭にかけて廟の隣の家屋数軒を購入しているが、これは、「ジャンナト・サラ「楽園の館」の庭園とその周辺の整備のため」と目的が明記



グラフ3 アルダビール市内のシャイフ別案件数

されており [*Şariḥ al-Milk*: 13b], 周辺の土地を買い占め、廟の敷地の拡張に努めている様子がはっきりと確認できる。ちなみにアルダビール市内の場合、購入対象となる物件は、家屋、店舗、浴場、隊商宿、屠殺場、水車小屋、紙漉き小屋、クローバー畑、庭園、土地と幅広い。郡部や地方になると、村が多くなるが、庭園や水車小屋や浴場も散見される。

また、母数が少ないながらもイラーケ・アジャムのイスマーイールによる寄進がやや目立つことから、サファヴィー朝の支配領域拡大に連動した、祖廟サフィー廟への寄進地の地理的拡がり確認できる。このことは次代のタフマースブになるとより顕著で、シールヴァーンやファールスといったアゼルバイジャン地方以外の土地の寄進が増加しており、教団から王朝への質的变化がここにも現れている⁹⁾。ただし、参考までに挙げた第2部を見ると明らかなように、売買文書などの証書のない物件では、169件(74%)がイラーケ・アジャムの土地となっており、そのうちの153件は、サドル・アッディーンと同時代の14世紀後半のロルのアターベクたちに関連する。もっとも、これらの物件は、不動産目録編纂時にも特定が不可能であったもの

8) サフィー廟の管財人については、本論集の近藤論文を参照のこと。後出するサファヴィー朝期の管財人たちについても同様。

9) 本稿で扱わなかった終章には、811-12/1409-10年と823/1420年のバグダードの物件が5つある [*Şariḥ al-Milk*: 169a-170a]。

であり、サフィー廟の占有物件とはされていないため、廟所有の不動産の推移を見るにあたってはさほど重要ではない¹⁰⁾。また仮にこれらの第2部の物件を加算したとしても、アゼルバイジャン地方の比率は66%であり、半数以上が同地方内の物件であることには変わりはない。

以上のように、サフィー廟不動産目録からは、サドル・アッディーン時代とタフマースブ時代に廟が拡大していったことや、サフィー廟の不動産はその半数がアルダビールとその近郊の村落にあったこと、そして文書や証書の裏付けのあるものとしては、圧倒的

多数がアゼルバイジャンに限定されることが明らかとなる。すなわち、16世紀中葉までのサフィー廟はきわめて「ローカルな」聖者廟だったのである。

2. スーフィー聖者廟としてのサフィー廟

2.1 サフィー廟の建造物

サフィー廟不動産目録には、サフィー廟の最も主要な不動産である「聖廟 (zāviya)」の各建物がリストの冒頭 (アルダビール市内の項の筆頭) に挙げられている [Šariḥ al-Milk: 9b-12b] (図1参照)¹¹⁾。

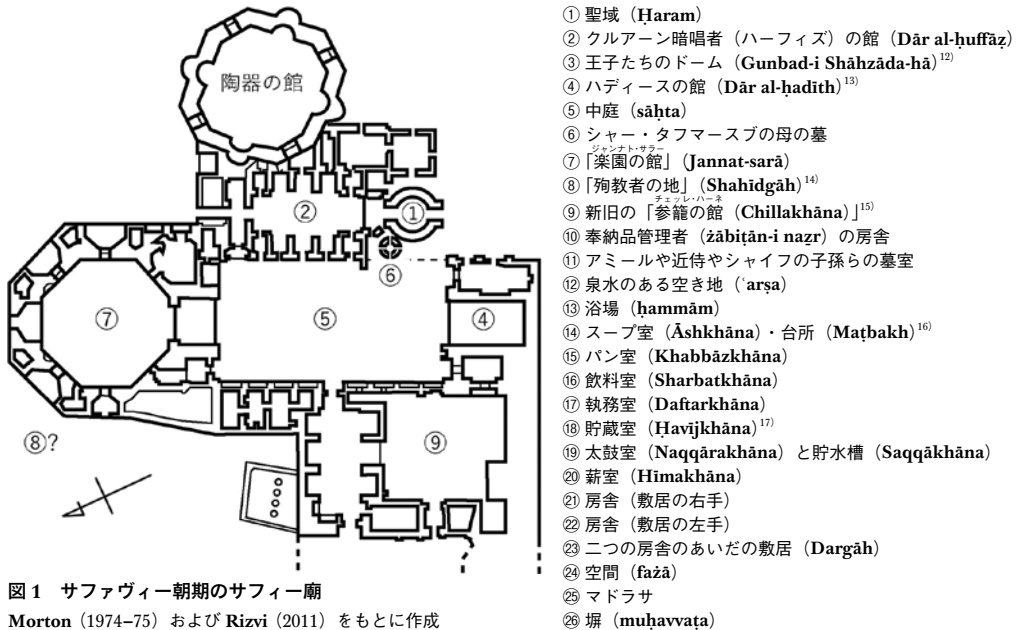


図1 サファヴィー朝期のサフィー廟

Morton (1974-75) および Rizvi (2011) をもとに作成

- 10) 不動産目録 3719 写本の欄外書き込みでは「非占有」とされている [Šariḥ al-Milk: no. 3719, 332]。
 11) 個々の建物の詳細については、Morton 1974-75; Rizvi 2011; Luṭfi 2016 を参照のこと。
 12) この建物は、シャー・アッパースの命によって 1611 年に建てられた「陶器の館 (Chinikhāna)」のあたりにあったと想定されている [Rizvi 2011: 89, 143-155]。
 13) 「ハディースの館」の東西両側にはシャイフの子孫たちの墓があり、この建物の裏手には道を 1 本隔てて Sayyid Shaykh Shāh b. Khvāja Hasan Beg Šafavi の家があった [Šariḥ al-Milk: 10b]。
 14) Rizvi は「殉教者の地」をサフィー・アッディーンらの墓のあるほうに想定しているが [Rizvi 2011: 12, 80 (Figure 2), 145 (Figure 10), etc.], 不動産目録には「楽園の館」のドームの北側に位置する」とあり [Šariḥ al-Milk: 11a], また後に拡大していったサフィー廟の墓地は楽園の館と陶器の館の北東側にあるため、当時の墓地もまた楽園の館のそばにあったと考えられる。
 15) サフィー・アッディーンが利用していた旧館の場所は不明のため、ここでは新館の場所を⑨として図示する。
 16) スープ室には台所のほか、米や小麦を貯蔵する釜室 (Digkhāna) や、北側には食器室 (Ayāqkhāna) などがある。
 17) 2階建ての貯蔵室も古くからあり、一部の建物はタフマースブの時代に購入され、増床された [Šariḥ al-Milk: 12a]。

16世紀のサフィー廟は、おおむね図1の26の不動産登記される建物や敷地から構成されていた¹⁸⁾。なお、ひとつ注意しておきたいことは、サフィー廟で最も名高い「陶器の館」は、シャー・アッパース（在位1587-1629）治世下で「王子たちのドーム」(③)の上か近くに建設されるため、アブディー・ベグ版のサフィー廟不動産目録には現れない。

空き地のままの空間や、マドラサのわきに漆喰と焼成レンガで造られた塀でさえも記載されていることから、いずれにしても、サフィー廟所有の不動産を記録するサフィー廟不動産目録 (*Ṣarīḥ al-Milk*) には、敷地内のすべてを逐一記録しようとする姿勢が見てとれる。

2.2『ハヤーティー史』とサフィー廟の建造物

ここで、1570年に編纂されたサフィー廟不動産目録と時代的にきわめて近い1560年ごろに執筆された『ハヤーティー史』のサフィー廟の建物の箇所を確認しておこう。

『ハヤーティー史』によると、サフィー・アッディーン自身がもともと建築活動に関心がなかったために、サファヴィー教団の「本拠」となるこの場所には、「集会の館 (Jamā'atkhāna)」と呼ばれた^{チェッレ・ハーネ}参籠の館の旧館と、礼拝所 (ma'bad) の2つしか建物がなかった。サフィー・アッディーンが亡くなると、第2代シャイフとして1334~91年の60年近くにわたって教団を率いたサドル・アッディーンは礼拝所に遺体を安置することは適切ではないと判断し、新たな建物の造営に着手した。こうしてサドル・アッディーンのもとで、サファヴィー教団の修行場は大きく拡張した。彼が1337~46年の

10年間をかけて最初に建造したのが、トルコ石色のドームのあるサフィー・アッディーンの墓所である。そして敷地内に水を引き、^{チェッレ・ハーネ}参籠の館の新館と、台所とパン室、浴場と手洗所 (ṭahāratkhāna) を建設し、女性たちが埋葬されている場所にもドームを設けた [*Ḥayātī*: 83-87]。

サファヴィー朝期に入ると、サフィー廟の建造物は、管財人やサファヴィー王家関係者らによっても増改築されていく。その中の主要なものはタフマースブ期に集中し、イスマーイールの妻のタージュルー・ハーノムによって1538/39年から1547年にかけて造られた墓廟のドームが筆頭に挙げられる¹⁹⁾。また、^{ジャンナト・サラフ}楽園の館の正面に、病院 (Dār al-shifā') とハディースの館を両側に配した²⁰⁾ イーワーンや、管財人のアミール・^{ジャンナト・サラフ}シュラフ・アウハディーによる楽園の館のイーワーン (1533/34完成) と宿泊施設 (mihmānkhāna) (1543造) があり、さらに、飲料室、執務室、貯蔵室、そしてマドラサが、ハイダルクリー・ベグ、マアスーム・ベグ・サファヴィー、タフマースブの弟のサム・ミールザーら時々の管財人によって建設された [*Ḥayātī*: 87-88]。先に見た不動産目録との記述とあわせると、サドル・アッディーン期とタフマースブ期に大規模な拡張工事が行われたことがここからも裏付けられる。

2.3 サフィー廟とレザー廟

続いて、サフィー廟の特徴をつかむにあたり、マシュハドのイマーム・レザー廟と比較してみたい。イマーム・レザー廟は、言うまでもなく、シーア派第8代イマーム、アリー・レザー (アラビア語ではリダー) の^{マシュハド}殉教地 (818没) にして墓であり、ティムー

18) Morton や Rizvi は以上の聖廟の建物に続けて浴場や水車、いくつかの房舎についてさらに訳出を試みている [Morton 1974: 42-44, 63-64; Rizvi 2011: 192-197]。

19) 「サフィー・アッディーンの墓の隣に」とあるのみで、どの建物を指すのかは不明。

20) 病院とハディースの館のちに場所を動かされた。病院の改修は、サム・ミールザーが管財人の任にあった1551/52年のことである。

ル朝 (1370–1507) 期に拡張し、サファヴィー朝下ではイラン唯一のシーア派イマーム聖廟として、特にタフマースブの関心と庇護のもと、大きく発展した [守川 1997]。

サフィー廟でもレザー廟でも最重要な場所たる墓のある「聖域 (ハラム)」に加えて、「グルアーン暗唱者の館」、モスク、ハディースの館・マドラサ、聖廟で仕える者たち (farrāsh) が休息や寝泊まりをする「従者の館」、台所などは、レザー廟にも同様の機能を持っていた建物群が確認される。もっとも、規模は圧倒的にレザー廟のほうが大きく、レザー廟ではモスクやマドラサが 16 世紀初頭ですでに複数存在している (図 2 参照)。また、聖廟の外側に展開する一般墓地も両者ともにある²¹⁾。

一方、サフィー廟にあって、レザー廟では見られない建物として、参籠の館チェッレ・ハーネと、楽園の館と呼ばれる大広間が挙げられる²²⁾。また、サイド・シャイフ・シャー・ハーンやサイド・アリー・ベグといったサイドが暮らす個人の家がある点も、レザー廟とは大いに異なる²³⁾。これらのなかでも、注目すべきは「参籠の館」と「楽園の館」であろう。「参籠の館」は、ペルシア語で「チェッレ・ハーネ」と呼ばれるもので、「チェッレ」というのは「40」を指し、すなわち「40 日間のお籠り」をする場所のことである。サフィー教団にとってこの 40 日間のお籠りはきわめて重要な修行のひとつであり、サ



図 2 サファヴィー朝期のレザー廟
‘Utāridi (1992) および Māhvān (2007) をもとに作成

- ① イマーム・レザーの墓
- ② クルアーン暗唱者 (ハーフィズ) の館
- ③ サイドの館
- ④ ゴウハル・シャード・モスク
- ⑤ バリーザード・マドラサ
- ⑥ 御頭 (バーラー・サル) マドラサ
- ⑦ 御頭 (バーラー・サル) モスク
- ⑧ 唯一神 (タウヒード) の館
- ⑨ アッラーヴェルディ・ハーンのドーム
- ⑩ ハータム・ハーンのドーム
- ⑪ 古中庭 (シャー・アッパースの中庭)
- ⑫ 宴の館

フィー廟にこの場所があるということは、ここがサファヴィー教団にとっての修行場であ

21) レザー廟には、「殺害の地 (Qatlgāh)」あるいは「洗淨の地 (Ghuslgāh)」と呼ばれた墓地があった。サフィー廟の「殉教者の地」は、1514 年のシャー・イスマールとオスマン朝のセリムが戦ったチャルディラン戦などでの戦死者たちの墓地であったという。

22) これらのほか、大勢の弟子たちが寝泊まりする修行場の必要施設であるハンマームは、レザー廟には表向き見れないが、『ハヤーティー史』にあるように、ハンマームが浴場のみならず手洗所を指すのであれば、レザー廟にも存在したことは疑い得ない。もちろん、聖域の拡大とともに、端のほうへと移動していったと考えられる。ただ、やはり薪室やボイラー室もある浴場がサフィー廟にあることは、他の聖廟やイマームザードとは異なるサフィー廟の特徴を示している。

23) *Sarih al-Milk*: 10b. ほかにサイド・ベグ・サファヴィーなど、サフィー廟にはサファヴィー家にとって重要なサイド個人の家があることから、レザー廟の「サイドの館」に近い働きを持っていたのかもしれない。両者の比較については、今後の課題である。なお、モンゴル時代に、ムハンマドの末裔であるサイドのために君主の意向で各地で建てられた「サイドの館」については、岩武 1992 が非常に参考になる。

ることにはほかならない。このサフィー廟の参籠チェッレ・ハーネの館は先にも見たように新旧のふたつがあり、旧館はサフィー・アッディーンが座していた場所で、一方は中庭に面し、一方は建物の房舎ジャンナト・サラや楽園の館や台所や「殉教者の地」に向かう廊下に面していた。また、新館はサドル・アッディーンが建設したもので、タフマースブの時代にタイルが施され、立派なドームが造られた。新館は上下階に40の小部屋がある [Šariḥ al-Milk: 11a]。旧館はサフィー・アッディーンが修行用に個人で利用していたが、新館は40もの小部屋があることから、サドル・アッディーン時代に弟子の数が大きく増えたことがうかがわれる。後述するように、オレアリウスは白い服を着てこの中で声をあわせて唱名する人々について言及している。一方の大広間ジャンナト・サラの楽園の館もまた、サファヴィー教団の修道場として重要である。ここでは教団の儀礼の根幹であるサマールウ（舞踊や旋回）やズィクル（唱名）が行われた [Luṭfi 2016: 58–59; Zarinebaf 2019: 305]。

以上見てきたように、サフィー廟にはスーフィー教団の修行場に特有のお籠りの場所や大広間といった施設があることが、レザー廟などのイマーム聖廟との大きな違いである。確かに、1608年にシャー・アッバースが預言者ムハンマドや娘ファーティマと12人のシエ派イマームたちからなる「無謬の14人」に対して行った寄進の内容から判断されるように、クラーンやアラビア語のハディース学や法学の書物が主に寄進されたレザー廟と、歴史や詩などの手稿本のほか、1162個の中国陶磁器、翡翠、紅玉髓の器などが寄進され「陶器の館」が増改築されたサフィー廟とは、「シエ派信仰を体現するイマーム聖廟」と、「王家の聖廟」という明確な相違があった [Iskandar Beg: II 702;

Rizvi 2011: 143]。アルダビールのサフィー廟がサファヴィー王家の富の一部を移管した「王家の聖廟」であったことは言うまでもない。しかし、サフィー廟の建造物から明らかになるように、サフィー廟は王家の祖廟である以上に、「参籠チェッレ・ハーネの館」と「楽園ジャンナト・サラの館」を擁する「スーフィー教団の教団長の聖廟」であり、その伝統は2世紀以上を経てもなお維持され、教団が王朝となってからも王家の庇護のもと脈々と受け継がれていたのである。

3. ヨーロッパ人の旅行記にみる サファヴィー朝下のアルダビールとサフィー廟

サファヴィー朝下のイランには多くの外国人がやってきたとはいえ、アルダビールを訪れたヨーロッパ人はさほど多くない。その中で最も古い記録のひとつと思われるものに、1590年4月にアルダビールに至ったフォン・トイフェルのものがある²⁴⁾。彼は次のように言う。

[4月]26日、我々は「アルドフィラ (Ardofila)」[アルダビール]の町に到着した。イマームクリー・ハーンが道路を封鎖したために、我々は48日間かけて通常ではない道を通らなければならなかった。さもなければ、カズヴィーンからここまでは10日間で簡単に旅行できる。

この町はアルダビールと呼ばれる。さほど大きな町ではないが、それにもかかわらず有名である。なぜならシャー・ソフィー (Schach Sophy) の王墓があるからであり、私はその墓をぜひとも見たかったために、ペルシア人の司祭にいくばくかの金を払って中に入れてもらった。この墓はとても美しいモスクで、外側はすべて彩釉タイルで覆われている。入る際には、慣習どお

24) オーストリア出身の Hans Christopf von Teufel は、エルサレム巡礼の後、バスラ=ホルムズ経由でペルシアを訪れ、シーラーズ、イスファハーン、カズヴィーンとめぐった後、タブリーズからアナトリア経由で帰国するにあたり、アルダビールを通過した [Von Teufel: 1–42]。

りに靴を脱がなければならなかった。(中略) モスクの外側には大きな台所があり、金曜日にはたくさんの米が炊かれ、神のために貧者に与えられる。私はこれこそがペルシア全土で見たもののなかで最も美しいと思った。[Von Teufel: 32]

3.1 17世紀のアルダビール

サファヴィー朝下のアルダビールについて最も詳細に伝えるのは、ホルシュタイン使節団の書記官であったオレアリウスである。オレアリウスはカスピ海西岸からコーカサスを抜ける北方ルートから1637年4月10日にアルダビールに入り、2か月滞在した後、6月12日にアルダビールを発った。彼は、アゼルバイジャンの最も主要な町として「アルダビール (Ardebil) とタブリーズ (Tauris)」を挙げ、さらに、冒頭に掲げたように、アルダビールはサフィー・アッディーンが暮らしたことゆえに「最も祝福された町」だという。また、交通量が非常に多い場所であり、「東方の中で最も重要な都市のひとつに数えられる」と記している [Olearius: 198, 238]。

このような17世紀のアルダビールは、ペルシア語話者よりもトルコ語話者が圧倒的に多く、町(図3)は非常に小さいが、シールヴァーンの首府であるシャマーヒーよりも少し大きく、町の手前で分岐する川はあるが、市壁がなかった [Olearius: 238-239]。市壁がないというのは、前近代の西アジアの都市ではきわめて珍しい。ちなみに、どの家にも庭があるため、アルダビールは遠くからは町ではなく森に見えるという²⁵⁾。春になると増水して氾濫を起こす川のほかに、町にはたく

さんの小路があり、両側に「街路樹のある5本の立派な大通り」があった。プラタナスがまっすぐに大通りの両脇に立ち並ぶ光景は、イスファハーンのチャハールバグ大通りを彷彿させる。ただし、アルダビールの家々は土でできており、通りは凸凹で汚く、狭かったともいう [Tavernier: 58]²⁶⁾。また町のあちらこちらには「王室の所有する美しい庭園」があるとされており [Ibid.]、推測の域を出ないが、おそらくその大半はサフィー廟に属したのだろう。

さて、サファヴィー朝期のアルダビールには、サフィー廟、金曜モスク、バーザールの3つの中心があった²⁷⁾。この中で、小高い丘の上の金曜モスクについてはあまり言及がなく、ヨーロッパ人の旅行記では、「町の中心にあり、金曜日や祭日には大勢の人がこのモスクを訪れ、美しい尖塔がある」 [Olearius: 239] と記されるにすぎない。ただし、オレアリウスは、金曜モスクの前にある泉水は、のちに大宰相となるサールー・タキー (1645没) がアルダビールの財務長官として赴任していたときに町の1リーグ先から水を引いて掘削したことに触れている [Ibid.]。

「市の立つ広場、すなわち広場 (Maydan) は大きく、立派である。長さは300歩、幅は150歩である。両側には実に整然と並ぶ店舗がある。商人組合もギルドもないが、専用の区画がある」とオレアリウスは続けて述べる。その右手には、サフィー廟の裏手に「彼らの12聖人の子孫の1人」であるイマームザーデ・サーリフの埋葬されているモスクがある。広場を出ると、バーザール (Basar) に行き当たり、「皇帝市場 (Kaiserie)」と呼

25) 17世紀中葉に数度にわたってイランを訪れたタヴェルニエもまた、庭付きの建物のために「町ではなく森に見える」と、イスファハーンについて同じように述べている [Tavernier: 389]。

26) そのためかどうかはわからないが、オレアリウスは「朝はアルダビール、昼は鋤の埃だらけ *Saba Ardebil, Nimrus Kardebil*」というペルシア語の押韻句を伝えている。

27) *Pirbābā'i* ほかも同様の指摘をした上でさらに、町の中心にあった広場がこれら3つの主要建造物の結節点の役割を果たしていたと論じるが、やや牽強附会にすぎる [Pirbābā'i et al. 2020: 80]。むしろ絵図からは、イスファハーンなどの都市と同様に、広場とそこに隣接する「皇帝市場」とバーザールが中心に位置していると考えられる。



図3 17世紀中葉のアルダビール (Olearius, *Moskovitische und Persische Reise*)

ばれるアーチ状の正方形の大きな建物があった²⁸⁾。そこでは「金糸・銀糸の織物、あらゆる種類の貴石、絹織物といった、この国の貴重な商品のすべてが売られてい」た。そこを出て3つの門を通ると、アーケードのある何本もの小路があり、店が建ち並び、ありとあらゆる商品が販売されていた。そして、通りには「トルコ人、タタール人、インド人などの外国人商人」の便宜のために建てられた隊商宿 (Caravanseras) がいくつもあった。ちなみにオレアリウスはこのバーザールで、陶磁器や漆器を売りに来た2人の中国人を見かけたと言う [Olearius: 239]。このバーザールの店舗の一部は、先述のように、サドル・アッディーンやタフマースブのもとでサフィー廟のために購入され、ワクフが設定されている [Šariḥ al-Milk: 14a-23a]。

オレアリウスによると、アルダビールでは、アーシュラーのフサインの哀悼行事が町をあげて盛大に挙行され、シーア派信仰が浸透している様子がうかがえる。一方、飲酒の慣行は多々見られたとはいえ、イランのほかの

都市と異なり、アルダビールには娼婦がいなかったようである [Olearius: 235, 319]。

17世紀のアルダビールは、市壁のない小さい町でありながらも、街路樹の並ぶ整然とした大通りや、町の中心に位置する広場と「皇帝市場」、そしてその隣にアーケードのあるバーザール街など、サファヴィー朝の都であったカズヴィーンやイスファハーンと同じような造りになっている。金曜モスクへの水路の掘削といった開発事業もサファヴィー朝の要人によってなされていることから、この町は、サファヴィー朝の首都に準じる位置づけにあったといえることができるだろう。

3.2 ヨーロッパ人の見たサフィー廟

シャイフ・サフィーとペルシアの最近の王たちの豪華な建物は広場の近くにある。ペルシア人たちはその場所を「メザール (Mesar) (マザール)」と呼ぶ。 [Olearius: 240]

サフィー廟は「^{マザール}参詣地」であり、多くの巡

28) 「皇帝市場」はサファヴィー朝の首都のカズヴィーンにもイスファハーンにもあり、主たる広場に面して造られた。



図4 サフィー廟 (Olearius 絵図部分)

礼者を惹きつけた。それは、ヨーロッパ人たちも同様である。フォン・トイフェル、オレアリウス、タヴェルニエなど、アルダビールを訪れたヨーロッパ人たちはみな一様に「あまりにもその聖なる墓所を見たかったために」頼み込んで、サフィー廟の中に入った。そのような彼らの旅行記からは、ペルシア語史料ではうかがい知れないサフィー廟の様子がわかる。以下、簡単に見ていこう。

サフィー廟の前庭や中庭は、アルダビール市中の未舗装の通りとは異なり、石が敷き詰められていた。前庭の両側にはアーチがあり、イスファハーンの「王の広場」のように、中には多数の商人や職人が店を構え、“門前町”を形成している²⁹⁾。中庭では武器を預け、その先は靴を脱がなければならない。敷居門やサフィー・アッディーン^{サフィエッディーン}の墓所の入り口には白い大理石があり、「その上を足で踏んではならず、右足を先にして跨ぐこと、何兆もの人が口づけしてきた場所で、足で冒瀆するなどもってのほか」であった [Olearius: 240]。聖域の敷居に口づけし、右足から入るとするのは、イラクやイランのシーア派イマーム廟でも推奨されている参詣作法であり、とりわけサファヴィー朝期には、シャー・アッバースの法学顧問であったシャイフ・バハーイー (1621 没) がイマーム廟の参詣作法と

して記している [守川 2007: 112–115]。そのアッバースが 1611 年に行ったマシュハドのレザー廟への徒歩参詣は有名であるが、ここアルダビールでも、アッバースは幾度となくアルダビールの半リーグ (2~3 キロ) 先から靴を脱ぎ、裸足で廟まで歩いてきたという [Olearius: 241]。

サフィー・アッディーン^{サフィエッディーン}の墓所では金や銀のランプが灯され、床は大理石で、あたり一面に金が豊富に施され、墓には金色の絹の布がかけられていた。その手前のクラーン暗唱者の館は絨毯が敷きつめられ、壁にもタペストリーがかかっていた。オレアリウスらの一行が廟に入った際、参籠の館 (Thschillachane) では、白い服の修道士たちが壁際に座したまま体を左右に揺らし、声をあわせて大声で歌っており、またここは、サフィー・アッディーンが毎年斎戒のために 40 日間籠り、1 日にアーモンド 1 粒のみを食した場所であると教えられている。楽園の館 (Tzenetsera) は図書室になっており、アラビア語やペルシア語やトルコ語の豪華な装丁本が壁に並び、壁龕には 300~400 個以上の陶器が置かれていた [Olearius: 240–241]。

ところで、サフィー廟の中に入った者は、廟で食事が供されることにも注目をしている。イマーム廟でもワクフの使用目的の中に

29) Olearius: 240; Tavernier: 59. イスファハーンの王の広場とその周辺の商業空間については、拙稿 2020 を参照されたい。

貧者への食事や衣服の供給があるが [Mori-
 kawa & Werner 2017: 25-26]、サフィー廟
 では毎日、台所のそばで食事が振舞われた。
 タヴェルニエは、サフィー廟には25~30の
 竈と同じくらいの数の炉があり、貧者や廟
 の関係者らのために肉や米が調理されたと
 いう [Tavernier: 59]。また、オレアリウス
 によると、食事は6時・10時・15時の1日
 に3回あり、1000人にポタージュ・米・肉
 が供された。そしてこの朝の2回の食事のた
 めに、1日あたり50クラウンがサフィー廟
 の財から支出され、午後の食事は王室からの
 喜捨で賄われたという [Olearius: 242]。貧
 者への施しとは別に、ホルシュタイン使節団
 一行は、前アルダビール長官にして管財人でも
 あったズー・アルフィカール・ハーンの建
 てた邸宅を滞在用にあてがわれたが、毎日の
 食事はサフィー廟から運ばれた。滞在初日
 には米や肉の32皿の大皿料理が運ばれ、最
 最終的に2か月間の滞りで「パン—1960バト
 マン³⁰⁾、ワイン—6250バトマン、卵—9300
 個、羊—477頭、ラム—472頭」もの量になっ
 た [Olearius: 230]。ここからは、本来であ
 れば宮廷が行うべき国賓の饗応を、サフィー
 廟が請け負っていたことが明らかとなる。サ
 ファヴィー宮廷にとって、サフィー廟は「祖
 廟」というだけではなく、タヴェルニエが
 言うところの「王室の邸宅 (cette maison
 Royale)」 [Tavernier: 59] であり、イラン
 北西部の要衝に位置した「王宮」や「城砦」
 だったと言えるのではなかろうか。

加えてオレアリウス一行がアルダビール
 に入る際、盛大な歓迎がなされたが、その
 中に先導する2人の若者がおり、彼らは
 「ムハンマド、アリー、シャー・サフィー
 (Schach-Sefi)」を讃える文言を唱え続けた
 という [Olearius: 229]。ここでの「シャー・
 サフィー」は君主を指す可能性もあるが、他

の都市では見られないことから、サフィー・
 アッディーンの名と考えることができよう。
 それほどまでに、アルダビールは町をあげて
 サフィー・アッディーンに帰依していたので
 あろう。また、これも重要な点であるが、タ
 ヴェルニエはサフィー廟が犯罪者や逃亡者の
 「避難先」たる「バスト」の場所であること
 にも触れている [Tavernier: 59]。

また、オレアリウスはサフィー廟の所有下
 にあるものを列挙している。すなわち、アル
 ダビール市内の家屋200軒、公衆浴場9軒、隊
 商宿8軒、「皇帝市場」とその広場すべて、
 牛肉・小麦・塩・油が販売されるバーザール
 にある店舗100軒、青空市場の露店用台、33
 のアルダビール周辺の町や村、サラブの5
 つの村、タブリーズ市内の60軒の家屋と100
 軒の店舗、2つの村、カズヴィーンおよびギー
 ラーンやアースターラーのいくつかの隊商宿
 と浴場、モガン地方の2つの村の租税、ほ
 かの村々の租税の一部、である。ここに、シー
 ア派のタタール人やインド人から送金される
 ものや、旅行や病気や宗教行事の際に送られ
 てくる各地からの奉納品、それらに加えて、
 あまたの贈り物、寄付、遺贈があるという。
 しかも馬・ロバ・ラクダ・羊・金などありと
 あらゆるものがサフィー廟に奉納される³¹⁾。

こうして実際にサフィー廟の富を目の当た
 りにした者は、その潜在的な富と力に圧倒さ
 れる。「このメザールは、かなり強力な軍隊
 ともなり得るだろうし、国王以上に金を準備
 して供出することができるだろう」というオ
 レアリウスの言葉は慧眼以外の何物でもな
 い [Olearius: 243]。そして、2か月の滞在
 でサフィー廟について熟知した彼は、サド
 ル・アッディーン (Sedredin) とジュナイ
 ド (Tzinid) が教派の確立と発展に熱心であ
 り、時間の経過とともにこの教団は非常に強
 力になり、「シャイフはシャーとなり、彼ら

30) 1バトマンは6.5ポンド [Olearius: 230]。

31) これらの奉納品の管理をするのが“Nassurtzchan”，すなわち「奉納品管理者 (nazrchiyan)」で
 ある [Olearius: 243]。ここに挙がる寄進地と不動産目録の照合は今後検討していきたい。

の預言者たちはその性質を国王へと変えた」とさえ述べるのである [Olearius: 372]。

3.3 サファヴィー朝下の「聖都」アルダビール

——その宗教的・経済的重要性を中心に
ペルシア全土からシャー・サフィー (Cha-Sefi) の墓廟へ巡礼者が訪れ、大規模な絹交易とともに、アルダビールは王国の最も重要な町のひとつとなっている [Tavernier: 59]。

タヴェルニエのこの言葉に象徴されるように、サファヴィー朝下のアルダビールの重要性は2点ある。ひとつは巡礼地として発展していることであり、もうひとつは生糸・絹製品交易の最重要な中継地として認識されていることである。

まず、アルダビールを巡礼地として挙げているヨーロッパ人たちの記述を見てみよう。1670年代前半にイランを訪れたベディクは、ペルシア人が巡礼する場所を4つ挙げているが、メッカ、カルバラー、マシュハドに次ぎ、最後にアルダビールを挙げる。

最後に、おそらく最も重要な巡礼の場所はアルダビールの町である。そこはかつて有名なスーフィーのシャイフ・サフィーが住んでいた。とても壮麗な建物の下に彼の墓が今もあり、あらゆる種類の宝物にあふれている。とりわけ、ペルシアでは、王の戴冠式の際にはこの墓で祝福を受けなければならないほど、この場所は信仰の対象となっている。本人が直接受ける場合もあれば、巡礼者の仲介で本人に代わってこの祝福を受ける場合もある。[Bedik: 113]

同様に、1680年代にイランを訪れたケ

ンペルは、マシュハドのレザー廟、コムファータメ廟、そしてアルダビールのシャイフ・サフィー廟こそは、王室の壮かさや荘厳さにおいて他の墓廟を凌駕していると述べる [Kaempfer: 94]。ここからも、アルダビールがとりわけサファヴィー朝の君主たち、すなわちサファヴィー家の者たちにとって重要であったことがわかる。

もうひとつの「絹交易の中継地」としてのアルダビールであるが、サファヴィー朝が王室として生糸の独占交易を行っていたことは周知の事実である³²⁾。タヴェルニエは、アルダビールがギーラーン産の生糸の最初の一大交易地として有名であると折に触れ述べている [Tavernier: 58]。

アルダビールは、王家の廟があるというだけでなく、ペルシア全土から巡礼に来ることで名高い。時にラクダ800~900頭にもよる絹の隊商の到来は、この町の名声にいっそう寄与する。[Tavernier: 83]

この絹交易の中継地としての役割が、旅行者が比較的多くアルダビールを訪れていたことにつながる。特に、16~17世紀には、オレアリウスのように、ロシアやカスピ海西岸を経由する北方ルートをたどってイランに入る旅行者も多く、ギーラーンやシールヴァーンといった王家が専売した生糸の生産地に近いという地の利がアルダビールにはあった。本節冒頭で見たように、フォン・トイフェルは道路封鎖でより時間がかかったにもかかわらず、タブリーズに行く前にわざわざアルダビールに立ち寄っている。これは、同道した隊商の都合であり、この当時でさえも、アルダビールは商人らにとって迂回してでも行かなければならない町だったのである³³⁾。

32) サファヴィー朝の生糸交易については、さしあたり Matthee 1999 および Baghdiantz McCabe 1999 を参照されたい。

33) 1590年ごろ、オスマン朝との国境はアルダビールから2日行程のサラーブにあった。また、Von Teufel は、マランドでペルシアが終わり、大アルメニアが始まると述べる。彼自身は隊商にあわせてアルダビールに8日間滞在した [Von Teufel: 33, 36]。

アルダビールの重要性はマシュハドと比較するとわかりやすい。少なくとも、サファヴィー朝期にマシュハドまで足を延ばしたヨーロッパ人はきわめて少なく、16～17世紀のレザー廟の様子はさほど明らかにはなっていない。マシュハドやレザー廟に比して、アルダビールはオスマン国境に近く、ロシアからの南下ルート上に位置するという地の利と、サファヴィー朝の主要輸出品であった生糸や絹製品の集積地・中継地であることから、断片的であるとはいえ、マシュハドよりも相当多くの情報が集まる。この点に関連して、最後に、サファヴィー朝下のサフィー廟は外国人に対してもオープンであり、そのことが交易目的であれ対オスマン同盟政策であれ、「ペルシア」を目指したヨーロッパ人を惹きつけたことを挙げておきたい。

異教徒の外国人であっても廟内に入れたという事実は、イマーム聖廟とは大いに異なる。中国で捕虜となり、中央アジア経由で逃れてきたアンデルセンは、1650年にマシュハドにたどり着いた。「マシュハドはホラーサーンで最も重要な町である。それは大きく、頑丈に造られており、堅固な壁に囲まれている。ペルシア式の堅牢な塔がいくつもある。これらのおかげで外から見た町は、中から見るとよりいっそう立派に装飾が施されている。ただし、アリーの子孫の一人であるレザーの墓は別である。外から見てもレザーの墓は非常に美しく、建物はすばらしい。私は中を見ない。なぜなら中に入ることは許されていないからである」と述べている [Andersen: 140]。

一方、オレアリウスはマシュハドには行っておらず、ポルトガル人のテイシェーラの記

録をもとにしているが、レザー廟を説明するにあたって、「この町には、ペルシアの12人の聖人のうちの1人であり、アリー家のものであるイマーム・レザーの墓がある。墓の規模、収入、そして富については、アルダビールのそれに匹敵する。そこでもまた、すべてのことが同じ儀礼で執り行われる」と、サフィー廟を基準にしてレザー廟について述べているほどである [Olearius: 199]。

サファヴィー朝末期の1700年にイランを訪れたシリングーは、タブリーズで同宿したフランス人たちから、アルダビールをぜひとも訪れ、サフィー廟を見物するよう強く勧められた。その際、彼はアルダビールのことを「ペルシアのイスラーム教の第二の創設者の生まれた場所」と言い、サフィー廟のことを「ペルシア人の誇る壮麗さ、並外れて美しいメザール (mesar) であるシャー・サフィーとのちの数名の王たちの墓廟」と表現している。さらに、「このメザールは、3つの主要な前庭のある宮殿のようなものだと言われている」おり、聖廟は「数百万の財産を有しているが、それは偉大なる王たちの寄進と、今でも毎年なされる奉納品ゆえである」と述べる [Schillinger: 229–230]。ここからも明らかかなように、サファヴィー朝が緩やかに下り坂に入っていたこの時代においてさえも、サフィー廟はサファヴィー朝の“富の集積地”とみなされており、宝石がちりばめられた棺をはじめ、絹織物やタペストリー、絨毯、陶磁器、金銀の調度品の数々は、廟の中に入ること許された外国人たちを驚嘆させた³⁴⁾。サファヴィー王家の蓄財は、サファヴィー朝が成立した最初期からサフィー廟を「宝物庫」として連綿と続けられ、そしてアルダ

34) サファヴィー朝期 (特に16世紀) には、アルダビールより100キロほど北西のカフカハ城砦が牢獄および財宝の保管場所として知られていた。ここに幽閉されたのは、タフマースプの弟のアルカース・ミールザーや、サフィー廟の管財人をも務めたサーム・ミールザー、そして即位前のシャー・イスマーイール2世 (在位1576–77) らである。王家の“反逆者”たちの牢獄として名高いが、人里離れた山中にあるこの城砦は、王家の私的な宝物庫でもあった。サフィー廟が整備されるにつれ、宝物庫の役割が移譲された可能性もあろう。シーア派信仰を推し進めたサファヴィー朝下の「聖廟」の役割については、今後さらに検討していきたい。

ピールは、サファヴィー王家やひいてはサファヴィー朝そのものの隠し財産とも言えるサフィー廟の存在ゆえに、ヨーロッパ人を魅了し続けたのである。

おわりに

1555年のアマスィヤの和議の締結後、シャー・タフマースブはサファヴィー家の祖廟に対して、様々な施策を行った。その一環として、文人官僚のアブディー・ベグに命じて不動産登記を整理し、不動産目録を作成することで廟財産の把握に努めるとともに、ハヤーティーには新たな教団史を編纂させた。アブディー・ベグのサフィー廟不動産目録からは、サファヴィー教団設立から200年ほどの財産形成の過程がおぼろげながら浮かび上がる。一方、『ハヤーティー史』では、サフィー・アッディーンが建設活動には熱心ではなく、常に「人々の心の修復」に専心していたと述べられている〔Hayati: 83〕。しかし、サフィー廟不動産目録には、少ないながらもサフィー・アッディーン自身が購入し寄進を行った農村や土地が見られることから、教団を経済的に維持していくためには、相応の不動産が必要であったことが明らかとなる。

何よりも、二代目シャイフのサドル・アッディーンが並外れた尽力をしたことにより、サファヴィー教団は教団としての足場を得たのであろう。この点は、王朝創設と領土獲得のための戦いに明け暮れたイスマールと、その後、半世紀以上の長きにわたって統治したタフマースブの関係と重なる。事実、サフィー廟不動産目録からは、イスマールのサフィー廟への“貢献”はさほど多くはないことが読み取れる。反面、タフマースブはきわめて熱心にサフィー廟の発展に寄与している。もっとも、それらの活動の多くは、任命された廟の管財人たちの努力のたまものであり、それをタフマースブ個人に帰することはやや無理があろう。だが、「創設者」と

は別に、二代目の尽力があって初めて、王朝であれ教団であれ、足場を固めてより発展することができる。その際、彼らは不動産をワックフ設定することにより、永続的に財政基盤が安定することを望んだ。きわめて意図的に、また率先して、土地や農地や商業施設を購入し、廟に寄進し、廟運営に積極的に関わったのである。こうしてサフィー廟は「ローカルな聖者廟」から「国家の祖廟」へと位置づけを変えていく。

タフマースブの没後のサファヴィー朝そのものの混乱と、オスマン朝との国境紛争を経て、国境の最前線ともなった17世紀のサフィー廟は、名実ともにサファヴィー朝およびサファヴィー家の祖廟として重要な位置を占めた。サフィー廟を擁するアルダビールは生糸や絹の交易の中心地として経済活動が活性化し、多くの巡礼者が訪れ、そして巡礼者経済による再循環から、あまたの金品がサフィー廟に寄進され奉納された。このような中で、サフィー廟は、レザー廟やイランの他の聖廟やイマームザーデとは異なり、異教徒の外国人たちを聖廟の中に招き入れ、食事すら提供した。これはひとえに、教団長でもあるサファヴィー家の君主たちの意向次第で可能なことであるが、他方、サフィー廟はサファヴィー王家にとっての“私的な宝物庫”として、首都イスファハーンの王宮には保管していない金や銀や絹製品や絨毯や舶来の中国陶磁器などの莫大な富や、信徒たちからの動産・不動産の寄進や奉納によって支えられ蓄えられてきた圧倒的な経済力を、内々に見せる意味もあったのだろう。

イスファハーンに遷都したシャー・アッバースにとって、イラン北東部のマシュハドと並び、イラン北西部に位置したアルダビールは、外敵からの防衛のための「門」や「砦」であり、王家ひいては王朝を守る「守護聖者」の眠る「聖地」であり、そして賓客をもてなす際の「王宮」にして「副都」だったのではないだろうか。「教導の都」という称号を冠

するサファヴィー朝下のアルダビールは、サフィー廟を擁する聖廟都市であるとともに、「神に護られたる」サファヴィー朝領域の北西の要衝として機能していたのである。

参考文献

●一次史料●

- Andersen: Andersen, Jürgen and Volquard Iversen. *Description of Travels in the Orient (1650)*. In: *German Sources on Safavid Persia* (Willem Floor trans.), 127–172. [Washington, D.C.]: Mage Publishers. 2020.
- Bedik: Bedik, Pedros. *A Man of Two Worlds: Pedros Bedik in Iran 1670–1675*. Translated and Annotated by Colette Ouahes & Willem Floor. Washington DC: Mage Publishers. 2014.
- Ḥayātī: Ḥayātī Tabrizī. *A Chronicle of the Early Safavids and the Reign of Shah Ismā‘il (907–930/1501–1524)*. Ed. by Kioumars Ghereghlou. New Haven: The American Oriental Society. 2018.
- Iskandar Beg: Iskandar Beg Munshī. *‘Ālam-ārā-yi ‘Abbāsī*. 2 vols. Ed. by Īraj Afshār. Tehran: Amīr Kabīr. 1334Kh/1955–56.
- Kaempfer: Kaempfer, Engelbert. *Exotic Attractions in Persia, 1684–1688: Travels & Observations*. Translated and Annotated by Willem Floor and Colette Ouahes. Washington DC: Mage Publishers. 2018.
- Olearius: Olearius, Adam. *The Voyages & Travels of the Ambassadors sent by Frederick, Duke of Holstein, to the Great Duke of Muscovy, and the King of Persia; Begun in the Year M. DC. XXXIII and finished in M. DC. XXXIX. Containing a Compleat History of Muscovy, Tartary, Persia and other adjacent Countries*. English Trans. by John Davies. London. 1662.
- Olearius, Adam. *Moskovitische und Persische Reise: die holsteinische Gesandtschaft beim Schah; 1633–1639*. Stuttgart-Wien: Thienemann. 1986.
- Šariḥ al-Milk: ‘Abdi Beg Shirāzī. *Šariḥ al-Milk*. Tehran, Mūza-‘i Milli-‘i Īrān. Mss. 3718, 3719.
- Schillinger: Schillinger, Frantz Caspar. *Persian and East Indian Journey (1700)*. In: *German Sources on Safavid Persia* (Willem Floor trans.), 196–294. [Washington, D.C.]: Mage Publishers. 2020.
- Tavernier: Tavernier, Jean Baptiste. *Les six Voyages de Jean Baptiste Tavernier*. Tome I. Paris: Gervais Clouzier et Claude Barbin. 1676.

Von Tafel: Von Tafel, Freiherr Hans Christopf. *Description of the Journey (1589–90)*. In: *German Sources on Safavid Persia* (Willem Floor trans.), 1–42. [Washington, D.C.]: Mage Publishers. 2020.

●二次文献●

- Baghdiantz McCabe, Ina. 1999. *The Shah’s Silk for Europe’s Silver: The Eurasian Trade of the Julfa Armenians in Safavid Iran and India (1530–1750)*. Atlanta: Scholars Press.
- Fragner, Bert G. 2013. “Ilkhanid Rule and Its Contribution to Iranian Political Culture.” *Beyond the Legacy of Ghenghis Khan* (Linda Komaroff ed.), 68–80, Leiden and Boston: Brill.
- Gronke, Monika. 1993. *Derwische im Vorhof der Macht*. Stuttgart: F. Steiner Verlag.
- Luṭfī, Maryam. 2016. *Buq‘a-‘i Shaykh Ṣafī al-Dīn Ardabilī dar dawra-‘i Ṣafaviyān*. Tehran: Manshūr-i Samīr.
- Māhvān, Aḥmad. 2007. *Tārīkh-i Mashhad al-Rizā*. Tehran: Kitābkhāna wa Markaz-i Asnād-i Bunyād-i Īrānshināsī.
- Mathee, Rudolph P. 1999. *The Politics of Trade in Safavid Iran: Silk for Silver, 1600–1730*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Morikawa, Tomoko and Christoph Werner. 2017. *Vestiges of the Razavi Shrine: Āthār al-Razaviya: a Catalogue of Endowments and Deeds to the Shrine of Imam Riza in Mashhad*. Tokyo: The Toyo Bunko.
- Morton, Alexander H., 1974–75. “The Ardabil Shrine in the Reign of Shah Tahmasp I.” *Iran* 12, 13: 31–64, 39–58.
- Shaykh al-Ḥukamāyī, ‘Imād al-Dīn 2009. *Fihrist-i Asnād-i Buq‘a-‘i Shaykh Ṣafī al-Dīn Ardabilī*. Tehran: Kitābkhāna wa Mūza wa Markaz-i Asnād-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī.
- Pīrbābā‘ī, Muḥammad Taghī, Aḥad Nijād Ibrāhīmī and Sāmān Abizāda. 2020. “Bāzkhānī-i sākhṭār-i shahr-i Ardabil dawra-‘i Ṣafaviya bar asās-i taṭbīq-i mutūn-i tārikhī dar naqsha-‘i Ādām Oliarius (Re-reading the structure of Ardabil City in the Safavid Period Based on the Adaptation of Historical Texts in the Map of Adam Olearius).” *Nashriya-‘i Honarhā-yi Žībā (Mi‘mārī va Shahrāsāzi)* 24(4): 71–82.
- Rizvi, Kishwar. 2011. *The Safavid Dynastic Shrine: Architecture Religion and Power in Early Modern Iran*. London: I. B. Tauris.
- ‘Uṭāridī, ‘Azīz Allāh. 1992. *Tārīkh-i Āstān-i Quds-i Rizavi*. 2 vols. Tehran: Intishārāt-i ‘Aṭṭār.
- Zarinebaf, Fariba. 2019. “Azerbaijan between

- Two Empires: A Contested Borderland in the Early Modern Period (Sixteenth–Eighteenth Centuries).” *Iranian Studies*, 52(3–4): 299–337.
- 岩武昭男 1992 「ガザン・ハンのダールッスィヤーダ (dār al-siyāda)」『東洋史研究』50(4): 554–588.
- 守川知子 1997 「サファヴィー朝支配下の聖地マシュハド——十六世紀イランにおけるシーア派都市の変容」『史林』80(2): 1–41.
- 守川知子 2007 『シーア派聖地参詣の研究』京都大学学術出版会.
- 守川知子 2020 「近世イランの王都の中のキャラバンサライ——『イスファハーンのキャラバンサライ案内』を中心に」『新学術領域研究『都市文明の本質——古代西アジアにおける都市の発生と変容の学際研究 2』研究成果報告 2019 年度: 207–221.

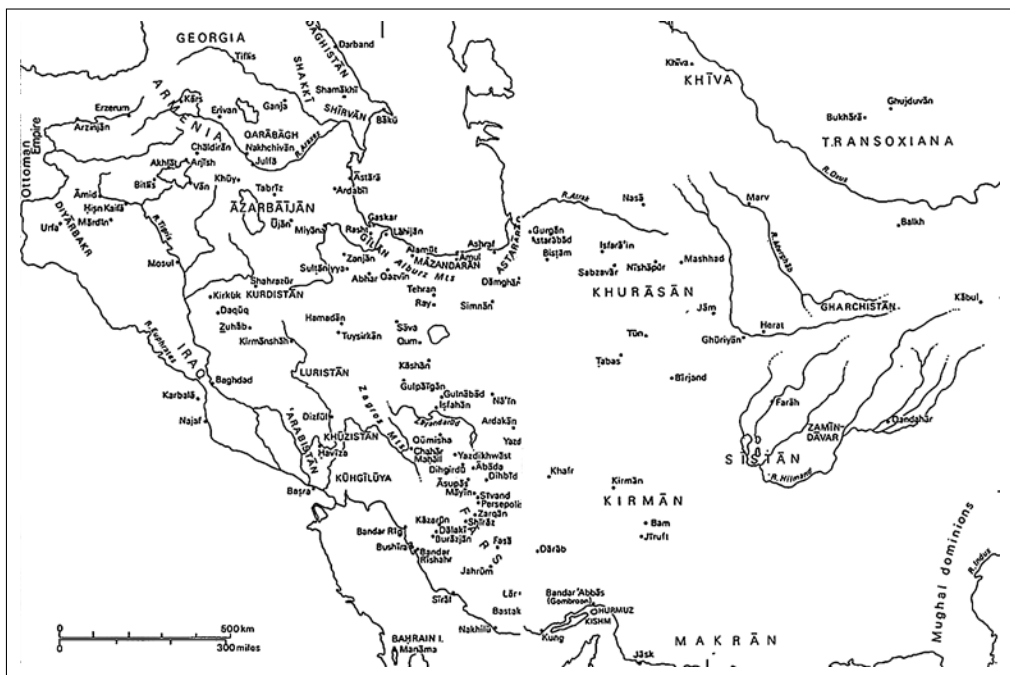
サフィー廟年表

(歴代サファヴィー教団教団長・サファヴィー朝君主および在位期間)

- 13世紀末 ①シャイフ・サフィー Shaykh Ṣafi al-Dīn Ishāq Ardabili (1252/3–1334) によるサファヴィー教団の創設
- 1334 シャイフ・サフィー没, 自らの修行場 (zāviya) に葬られる=サフィー廟の成立
- 14世紀～15世紀 サファヴィー教団時代: 歴代教団長のもとでの廟の発展
- 1334–91 ②サドル・アッディーン Ṣadr al-Dīn Mūsā b. Ṣafi al-Dīn: イルハーン朝 (1256–1335 解体) 滅亡後の政治的混乱期に教団を拡大, 廟のために多数の不動産を獲得
- 1391–1427 ③ホージャ・アリー Khvāja ‘Alī b. Ṣadr al-Dīn: ティムール朝 (1370–1507) 創始者ティムール (在位 1370–1405) との邂逅の伝説が後世に生まれる
- 1427–47 ④イブラーヒーム Ibrāhīm b. Khvāja ‘Alī
- 1447–60 ⑤ジュナイド Junayd b. Ibrāhīm: 教団指導権をめぐる争いの中, 過激シーア主義を採用, トルコマーン遊牧集団の支持を獲得
- 1460–88 ⑥ハイダル Ḥaydar b. Junayd: トルコマーン遊牧軍から編成されるキジルバシュ軍を創始, 教団はアク・コムンル朝 (ca. 1378–1508) とも競合する地方軍事勢力へと変容
- 1488–94 ⑦アリー ‘Alī b. Ḥaydar
- 1494–1501 ⑧イスマーイール Ismā‘il b. Ḥaydar: 1501年, アク・コムンル朝の首都タブリーズを征服, サファヴィー朝を樹立
- 16世紀～18世紀 サファヴィー朝時代 (1501–1736): 王家祖廟としての発展
- 1501–24 ①シャー・イスマーイール 1世 Shāh Ismā‘il
- 1524–76 ②シャー・タフマースブ 1世 Shāh Ṭahmāsb: サフィー廟ワクフ財管理の整備, アブディー・ベグ版不動産目録の編纂 (1570)
- 1576–78 ③イスマーイール 2世 Shāh Ismā‘il II
- 1578–87 ④ムハンマド・フダーバンダ Muḥammad Khudābanda
- 1587–1629 ⑤シャー・アッバース 1世 Shāh ‘Abbās: サフィー廟への大規模なワクフ (新部門ワクフの成立), スィパーハーニー版不動産目録の編纂 (1628)
- 1629–42 ⑥サフィー Shāh Ṣafi
- 1642–66 ⑦アッバース 2世 Shāh ‘Abbās II
- 1666–94 ⑧スライマーン 1世 Shāh Sulaymān
- 1694–1722 ⑨スルターン・フサイン Shāh Sulṭān Ḥusayn
- 1722 アフガン族のイスファハーン占領 (アフガーン政権の支配 1722–29), サファヴィー朝の事実上の滅亡
- 1722–32 ⑩タフマースブ 2世 Shāh Ṭahmāsb II
- 1725–32 オスマン朝のアゼルバイジャン占領, アルダビールとサフィー廟ワクフ地, 一時的にオスマン朝の支配下に
- 1730 アフシャール族ナーデル・クリー (ナーデル・シャー) によるアルダビールの回復
- 1732–36 ⑪アッバース 3世: サファヴィー朝滅亡
- 18世紀～19世紀 サファヴィー朝滅亡後の廟の衰退と存続
- 1736–96 アフシャール朝

- 1736-47 ナーデル・シャー：サフィー廟のワクフ地接収が行われ、廟財政基盤の打撃に
- 1796-1925 カージャール朝
 建国者アーカー・モハンマド・シャー（在位 1796-97）が即位前に廟を訪問し、サファヴィー朝君主の剣を手にしたとする後世に創作された伝説がある
- 1804-13, 1826-28 イラン=ロシア戦争
- 1828 ロシア軍によるアルダビール占領，多数の廟所属写本の略奪
- 1848-96 ナーセロッディーン・シャー期：ロシア軍占領以来，破損・荒廃のままとなっていた廟の修復
- 20世紀～21世紀 サフィー廟の文化遺産としての保存
- 1925-79 パフラヴィー朝
- 1926 文化省 (Vizārat-i 'Ulūm) と財務省 (Vizārat-i Māliya) により廟の所蔵物の調査が行われ，アブドゥッラヒーム・ハルハーリー Sayyid 'Abd al-Rahīm Khalkhālī が廟所蔵品についての報告を発表
- 1970 ユネスコ関連調査にもとづく文化財報告書の中で，M.E. Weaver が廟の文書（アルダビール文書）の「発見」を報告
- 1979-現在 イラン・イスラーム共和国
- 2010 サフィー廟のユネスコ世界遺産登録（アルダビールのシャイフ・サフィー・アッディーン廟の歴史的建造物 Sheikh Safi al-din Khānegāh and Shrine Ensemble in Ardabil）

地図：サファヴィー朝期のイラン高原とアルダビール周辺



出典：Jackson, Peter. and Lawrence Lockhart eds. 1986. *The Timurid and Safavid Periods* (*The Cambridge History of Iran*, v. 6), Cambridge: Cambridge University Press: 348-349.

執筆者／CONTRIBUTORS

渡部良子

東京大学
文学部
非常勤講師

WATABE, Ryoko

Part-time Lecturer
The University of Tokyo

後藤裕加子

関西学院大学
文学部
教授

GOTO, Yukako

Professor
School of Humanities
Kwansei Gakuin University

高木小苗

早稲田大学
文学学術院
非常勤講師

TAKAGI, Sanae

Part-time Lecturer
Faculty of Letters, Arts and Sciences
Waseda University

阿部尚史

お茶の水女子大学
文教育学部
助教

ABE, Naofumi

Assistant Professor
Faculty of Letters and Education
Ochanomizu University

杉山隆一

東京大学
東洋文化研究所
特任研究員

SUGIYAMA, Ryuichi

Project Researcher
Institute for Advanced Studies on Asia
The University of Tokyo

杉山雅樹

京都外国語大学
外国語学部
非常勤講師

SUGIYAMA, Masaki

Part-time Lecturer
Faculty of Foreign Studies
Kyoto University of Foreign Studies

矢島洋一

奈良女子大学
文学部
准教授

YAJIMA, Yoichi

Associate Professor
Faculty of Letters
Nara Women's University

小野浩

京都橘大学
文学部
教授

ONO, Hiroshi

Professor
Faculty of Humanities
Kyoto Tachibana University

近藤信彰

東京外国語大学

アジア・アフリカ言語文化研究所

教授

KONDO, Nobuaki

Professor

Research Institute for Languages and
Cultures of Asia and Africa

Tokyo University of Foreign Studies

守川知子

東京大学

文学部・大学院人文社会系研究科

准教授

MORIKAWA, Tomoko

Associate Professor

Faculty of Letters / Graduate School of
Humanities and Sociology

The University of Tokyo



表紙写真：

イラン北西部アルダビール州州都アルダビール，サファヴィー教団名祖シャイフ・サフィー・アッディーン・アルダビリー廟（2010年ユネスコ世界遺産登録）の「アッラー・アッラーのドーム」。シャイフ・サフィーの墓所にあたるこのドームの名は，外壁を一面に覆う神の名 Allāh のモザイクに由来する。（撮影／阿部尚史）

All works published by the *Journal of Asian and African Studies, Supplement* are made available through a Creative Commons Attribution 4.0 International (CC BY 4.0) license. <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>

アジア・アフリカ言語文化研究 別冊 1号

2022年3月31日発行

編集・発行：東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1
(電話 042-330-5600)

編著者：渡部良子

執筆者：阿部尚史，小野浩，後藤裕加子，近藤信彰，杉山雅樹，杉山隆一，
高木小苗，守川知子，矢島洋一，渡部良子 50音順

アジア・アフリカ言語文化研究別冊・編集委員会：
安達真弓，飯塚正人，石川博樹，河合香史（副編集長），倉部慶大，
栗原浩英，黒木英充（編集長），児倉徳和，澤田英夫，西井涼子，
峰岸真琴 50音順

印刷：中西印刷株式会社
〒602-8048 京都市上京区下立売小川東入

The Shrine of Safi al-Din Ardabili and its Real Estate Inventory

Collected Papers on the Shrine's History and Property
Management

Edited by Ryoko Watabe

JOURNAL OF ASIAN AND AFRICAN STUDIES
SUPPLEMENT

No.01



アジア・アフリカ言語文化研究
別冊